

国立アイヌ民族博物館

アヌココロ アイヌ イコロマケンル

研究紀要 第4号 2025

National Ainu Museum

an=ukokor aynu ikor oma kenru

Journal Vol.4 2025

国立アイヌ民族博物館
National Ainu Museum

「国立アイヌ民族博物館 研究紀要」の編集・査読の基本方針

- ・本紀要は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館を含む民族共生象徴空間ウポポイが行う調査研究の成果として公表するにふさわしいと思われる内容の投稿を掲載します。
- ・本紀要に掲載される論文等について、研究倫理の遵守が徹底されていることを確認し、先住民族であるアイヌの尊厳が尊重されることを最優先事項として編集にあたります。
- ・本紀要は、学術的な研究成果の公表の場であるとともに、国立博物館や国立公園で行われる展示や文化体験プログラムの開発過程で行われた調査・事業の客観的な記録・分析等も公開します。
- ・「国立アイヌ民族博物館印刷物等編集委員会」が編集と査読に関する作業・決定を行います。

National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Policy

- ・This journal will publish the results of research conducted by Upopoy National Ainu Museum and Park.
- ・The Journal will be edited and reviewed in accordance with the museum's founding philosophy of "respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people, promoting correct understanding of Ainu history and culture in Japan and abroad, and contributing to the creation and development of new Ainu culture".
- ・The Museum will ensure that the articles in this journal adhere to our strict research ethics, according to which the dignity of the Ainu, an indigenous people, is respected. This policy shall be given the highest priority throughout the Journal.
- ・This journal is a place for the publication of academic research, as well as objective records and analyses of exhibitions and cultural programs at the National Museum and the National Park.
- ・The Editorial Board of the National Ainu Museum will be in charge of editing and peer review.

目次

CONTENTS

「国立アイヌ民族博物館 研究紀要」の編集・査読の基本方針……………	3
National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Policy	
[論文] X線CTによるアイヌ民族資料への偏差解析の応用……………	大江克己…………… 6
[Original Paper] Application of Deviation Analysis to Ainu Ethnic	八幡巴絵
Materials Using X-ray CT	竹内隼人
	OE Katsuki
	YAHATA Tomoe
	TAKEUCHI Hayato
[論文] 17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録の成立……………	シンウォンジ…………… 19
—松前藩側の記録を中心に—	SHIN Wonji
[Original Paper] The Formation of Records Related to Koreans	
Drifted to Hokkaido in the 17th Century	
: Focusing on the Matsumae Domain Sources	
[論文] アイヌの板綴船についての基礎的研究……………	鈴木 信…………… 60
[Original Paper] Basic Study on Ainu Planked Boats	SUZUKI Makoto, ph.D.
(<i>itaomachip</i> in Ainu language)	
[研究ノート] 北海道木彫り熊の資料情報の記録に関する基礎的検討……………	田村実咲…………… 84
—国立アイヌ民族博物館所蔵の木彫り熊資料を事例に—	TAMURA Misaki
[Research Notes] A Preliminary Study on the Documentation of	
Hokkaido Wooden Carved Bears	
The Wooden Carved Bears in the Collection of the National Ainu Museum	
as a case example	

- [研究ノート] 平澤屏山作アイヌ絵の彩色材料の科学的調査と
制作時期に関する考察……………古田嶋智子…………… 116
- [Research Notes] Scientific Analysis of Coloring Materials in Ainu Paintings by
Hirasawa Byozan and Estimation of Their Production Periods
赤田昌倫
大江克己
霜村紀子
KOTAJIMA Tomoko, Dr.
AKADA Masanori, Dr.
OE Katsuki
SHIMOMURA Noriko
- [資料紹介] 国立アイヌ民族博物館におけるニヅフの音具資料
—カリニを中心に……………荒川のぞみ…………… 176
- [Cultural Resources] Nivkh sound-producing tools in the National Ainu Museum
: Focusing on the Kal'ni
ARAKAWA Nozomi
- [資料紹介] 19世紀中葉のアムール川下流域およびサハリン周辺の
先住民族交易に関するロシア民族学者の記録Ⅱ……………佐々木史郎…………… 181
- 邦訳：レオポルド・フォン・シュレンク『アムール地方の異民族たち』
10章 交易 オリチ、ゴリド、ビラル、マネギル、ダウール
是澤櫻子
SASAKI Shiro, Dr.
KORESAWA Sakurako
- [Cultural Resources] Records of Russian Ethnographers on Indigenous Trade
in the Lower Amur River Basin and Sakhalin in the Mid-19th Century:
Japanese Translation of Leopold von Shrenk, “Ob inorodtsakh
Amurskogo kraya”
- [資料紹介] 有賀千代吉関係資料
1958年の北海道旅行アルバムと内川千治宛書簡……………立石信一…………… 202
- [Cultural Resources] Materials Related to ARIGA Chiyokichi: A 1958 Hokkaido Travel
Album and Letters Addressed to UCHIKAWA Chiharu
麻田恭一
田村将人
TATEISHI Shinichi
ASADA Kyoichi
TAMURA Masato
- [事業報告] ホリデーイベント「アイヌの草らっぱを吹いてみよう」……………荒川のぞみ…………… 221
- [Program Report] Holiday Event: “Try Playing the Ainu Grass Trumpet”
木幡弘文
ARAKAWA Nozomi
KIBATA Hirofumi

X線CTによるアイヌ民族資料への偏差解析の応用

Application of Deviation Analysis to Ainu Ethnic Materials Using X-ray CT

大江克己 (OE Katsuki)

国立アイヌ民族博物館 研究員 (Research & Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

八幡巴絵 (YAHATA Tomoe)

国立アイヌ民族博物館 学芸主査 (Senior Fellow, National Ainu Museum)

竹内隼人 (TAKEUCHI Hayato)

国立アイヌ民族博物館 学芸員 (Curator, National Ainu Museum)

要旨

コンピュータ断層撮影装置 (X線CT以下、CT) は、断面観察や断面画像上での形状計測を可能にする機器である。アイヌ民族資料の中には近似した形状の資料も多く、形状の近似性は生産や製作技術の背景等を考える上で要点となる特徴である。ただ、目視や部分的な計測では、資料全体の形状比較・形状差を定量的に把握することは困難であった。そこで、X線CTによるアイヌ民族資料への偏差解析の応用について検証した。本検証の結果、偏差解析の効果として、資料全体の形状を概率的に比較し把握する効果が高いことを明確にし、三次元データを併用することで形状差の詳細を知る効果的な観察が可能となったことがわかった。従来以上に具体的で視覚的な観察を提供する観察法として応用できることを明確にした。解析に伴う調査として、偏差解析の解析誤差は±0.1mm程であること、解析するCTデータは表面を基準に表面定義設定をする必要があること、CTデータを変換した三次元データを用いる際、空間分解能の値で解像度を設定すると良い結果を得た。偏差解析は、アイヌ民族資料の形状の分類や変化、規格・模倣などの製作背景の検討、経年劣化の診断など幅広い用途への応用が期待できると考える。

キーワード：アイヌ民族資料、X線CT、偏差解析、保存科学、形状調査

Abstract

Computed tomography (X-ray CT, hereafter CT) is a device enabling cross-sectional observation and shape measurement on cross-sectional images. Among Ainu ethnic materials, many exhibit similar shapes, and this similarity is a key characteristic for analyzing the background of production and manufacturing techniques. However, visual inspection and partial measurements often make it difficult to quantitatively grasp overall shape comparisons and shape differences across materials. Therefore, we verified the application of deviation analysis using X-ray CT to Ainu ethnic materials. The results of this verification clearly demonstrated the high effectiveness of deviation analysis for broadly comparing and understanding the overall shapes of materials. It also revealed that combining this with three-dimensional data enables effective observation for understanding detailed shape differences. This clearly demonstrates its applicability as an observation method providing more concrete and visual insights than conventional approaches. Investigations accompanying the analysis revealed that the deviation analysis has an analytical error of approximately ±0.1 mm, that CT data analysis requires surface-based definition settings, and that setting resolution based on spatial resolution values when using converted 3D data yields good results. Deviation analysis is expected to be applicable to a wide range of uses, including classifying and analyzing changes in the shapes of Ainu ethnic materials, examining production backgrounds such as specifications and imitation, and diagnosing deterioration over time.

Keywords: Ainu ethnic materials, X-ray CT, Deviation analysis, Conservation science, Shape investigation

1. はじめに

コンピュータ断層撮影装置（X線CT 以下、CT）は、調査資料に360°方向から照射したX線を捉え、三次元的な画像を再構成し表示する機器である。CTは、非破壊での断層観察や三次元モデルによる立体観察を可能にするため、国内では美術工芸品や埋蔵文化財など多くの文化財の調査が行われている。主に内部観察や状態診断を目的に用いられ、アイヌ民族資料の観察でも調査方法の適応が進められてきた（大江ほか2022：1-13）。

アイヌ民族資料の中には宝刀（イコロ）や小刀（マキリ）などで見られるように、近似した形状の資料も多くある。形状の近似性は、生産や製作技術の背景などを考える上で要点と言える特徴である。しかし、目視調査や部分的な計測などの従来の観察法では、資料全体の形状差を視覚的・定量的に把握することは困難であった。この課題に対して、産業の分野で利用されるCTデータの解析技法をアイヌ民族資料の観察へ適応できれば、従来以上に具体的な資料観察が可能になると予想する。CTデータの解析技法には、断面厚を1mmの変化毎にカラー表示した断層観察、任意の内部空隙のみを色付けした空隙観察（佐藤2016：529-532）などがあり、偏差解析によるCTデータとサンプルデータの形状測定誤差の評価も行われている（山本ほか2015：48-49）。特に偏差解析¹（図1）は、視覚的な形状観察に特化した解析技法で、近似したアイヌ民族資料の形状の比較や差の観察、形態の分類や微細な変化の調査など、多岐に渡る用途が

期待できると推測する。

CTデータの解析技法は、文化財の調査でも不可視領域の観察で使用例がある。初期の例として座標解析による寸法測定があり、これは、土壌ごとに取り上げた馬具の位置を表面から測定し保存処理に利用した報告（加藤2014：65-80）、木彫像の胸部や臀部の厚さを測定した軽量化の推測事例（山口ほか2018：35-47）、脱乾漆像の布層の厚さを測定した制作工程の報告（楠井2020：9-10）、韓国の国立中央博物館が断層観察と共に行った断面厚測定（National Museum of Korea：2020）などである。その後、平面展開の実施例（大江ほか2021：1-12）、韓国の公州大学が実施したCTデータの解析の最適化例（Young Hoon Joほか2023：67-68）、偏差解析の試行的な利用例（大江ほか2024：174-175、大江ほか2024：212-213）などが報告された。文化財を対象にしたCTデータの解析技法は、調査例が増加したことで利用の基礎が整い、アイヌ民族資料の観察へも応用可能な状況になりつつある。

そこで本稿では、アイヌ民族資料の形状比較・形状差の観察へ、X線CTを用いた偏差解析の応用について検証する。偏差解析は産業の分野で主に利用される解析技術であるが、工業製品や試験片で可能であるからと言って、直ちにアイヌ民族資料の観察に適応できるとは限らない。解析の計算誤差や伴うデータ処理が及ぼす影響などを把握した上で結果を観察しなければ、その解釈に誤解や誤認を招く恐れがある。そのため、実際のアイヌ民族資料の解析を通じて検証を行うと共に、偏差解析の緒条件についても調査した。

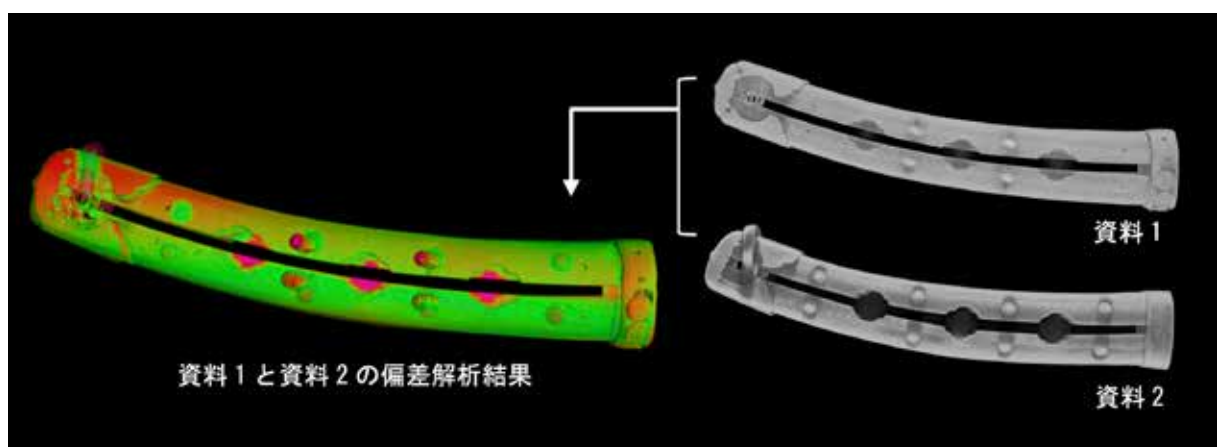


図1 偏差解析の例 [色の表示：赤（+偏差）>緑（偏差0）<紫（-偏差）]
（資料1を基準に資料2を比較資料として積層させ、得られた偏差を色で表示）

2. 検証方法

2.1 調査視点

CT データは、取得したのみでは断層面や偏差解析等の観察はできない。観察には、観察データのコントラストやシェーディング調整など、CT データを視認するための前処理を施す必要がある。解析には、測定データの表面（データの存在する面）を定義する領域設定が必要で、これらの処理を行った後に解析や観察を行うことができるようになる。CT データの取得後から観察に至る工程は概ね次の通りとなる。

- 1) CT データのコントラスト調整やシェーディング等の調整
- 2) 取得した CT データの表面を定義する設定（表面定義の設定）
- 3) CT データ上の観察領域の設定と抽出、必要に応じて三次元データへの変換
- 4) 断層観察や偏差解析等の各種解析の実施

この中で、偏差解析の実施に影響を及ぼす項目は、2) の表面定義の設定、3) に含まれる三次元データへの変換、4) に含まれる偏差解析の計算誤差である。2) の表面定義は、取得データの中から観察対象

のデータ領域を定義するため解析結果に直結し、3) の三次元データを解析に用いる場合は、変換精度が解析精度に関わる可能性がある。また、4) の偏差解析の解析誤差を把握しなければ、得られた結果の有効範囲が判断しづらい。実際のアイヌ民族資料の観察で偏差解析を用いるためには、これらの要素を実資料で明確にした上で偏差解析の効果を知る必要がある。そこで、本検証は次の工程で行うこととした。

- ① 偏差解析の誤差
- ② 表面定義の設定の影響
- ③ CT データの三次元データへの変換精度
- ④ 偏差解析の効果
- ⑤ 偏差解析の用途

2.2 使用装置等

国立アイヌ民族博物館設置の CT（コメットテクノロジー・ジャパン株式会社製 Y.CT Modular）を用いた（図 2）。この装置は、ミニフォーカス管球（最大出力 320kV、焦点寸法 0.3mm）、マイクロフォーカス管球（最大出力 225kV、最小焦点寸法 6 μ m）の 2 本の X 線管球を備える。画像検出器はフラットパネルディテクタを用いている。



図 2 使用装置外観（X 線 CT）

2.3 検証資料の選定と資料概要

偏差解析の検証は、形状が近似する資料の中でも CT の測定でアーチファクト²が発生しやすい資料で効果が判定できれば、様々な資料に適応できる可能性が高い。そこで、近似形状の宝刀の柄（金属装）2 点を用いた。加えて、資料表面に施された模様も対

象とした調査を行うために、近似した模様を表面に有する小刀の鞘（木製）2 点も選定した。いずれも国立アイヌ民族博物館の収蔵品である。以下に資料概要を記す。

- ① 柄 1（金属装）
木製の本体に、表裏を覆う幅広の覆輪を配し、柄口

金具、俵鉾（俵形）、兜金等で装飾する宝刀の柄である（図3-1）。覆輪の表裏には唐草風の模様を彫金で

施し、透かしを有している。概寸は長さ230mm、幅（柄口）40mm、厚さ14mmを測る。



図3-1 柄1（金属装）の外観

② 柄2（金属装）

木製の本体に、表裏を覆う幅広の覆輪を配し、柄口金具、俵鉾（円形）、兜金、猿手等で装飾する宝刀の

柄である（図3-2）。覆輪の表裏には唐草風の模様を彫金で施し、透かしを付す。概寸は長さ226mm、幅（柄口）36mm、厚さ13mmを測る。



図3-2 柄2（金属装）の外観

③ 鞘1（木製）

四つ目菱紋風の彫りや鱗彫り等を施した木製の鞘である（図3-3）。虫損の影響で本体の50%程を失い強

度も低下している。概寸は長さ190mm、幅（鞘口）40mm、厚さ25mmを測る。



図3-3 鞘1（木製）の外観

④ 鞆2 (木製)

四つ目菱紋風の彫りや鱗彫り等を施した木製の鞆である(図3-4)。鞆1(木製)と雰囲気に近い模様を

表面に有す。概寸は長さ190mm、幅(鞆口)40mm、厚さ25mmを測る。



図3-4 鞆2(木製)の外観

2.4 測定条件

照射するX線の強度や量などで取得画像に差が出ないように、各資料の測定条件を揃えた。本検証では金属装の資料が含まれるため、高出力でX線が照射できるミニフォーカス管球を使用した。測定条件を表1

に示す³。取得したCTデータの解析には、アイヌ民族資料や文化財の解析で最も使用される解析ソフト(VOLUME GRAPHICS社製VGstudioMAX3.3座標計測+設計値/実測値比較モジュール)を使用した。

表1 測定条件一覧

No.	資料名	測定条件								
		管電圧(kV)	管電流(mA)	プロジェクション数	インテグレーションタイム(m/s)	資料位置(mm)	検出器とX線管球間の距離(mm)	フィルター(mm)	拡大率(倍)	空間分解能(mm)
①	柄1 (金属装)	320	2.0	900	500	420	1200	Al: 1.5mm Cu: 0.5mm	1.82	0.23
②	柄2 (金属装)	320	2.0	900	500	420	1200	Al: 1.5mm Cu: 0.5mm	1.82	0.23
③	鞆1 (木製)	320	2.0	900	400	400	1700	Al: 0.5mm	2.66	0.16
④	鞆2 (木製)	320	2.0	900	400	400	1700	Al: 0.5mm	2.66	0.16

3. 検証について

3.1 偏差解析の誤差

調査視点 偏差解析は2つの異なるデータを積層させ、形状比較や形状差を数量的に捉えて三次元モデル等で観察する方法である。比較する資料間のデータを任意の面で積層させて形状差を偏差として計算するため、得た結果には解析の計算の誤差が含まれる可能性が高い。解析結果の妥当性を判断するために、はじめに偏差解析の誤差を調査した。

調査方法 調査では柄1(金属装)のCTデータを用いた。調査方法について、柄1(金属装)のCTデータをコピーし、元データと同位置に配置して偏差解析を実行した。そして、解析で得られた偏差をヒス

トグラムで観察し発生した誤差の範囲を確認した。

調査結果 調査結果を図4(ヒストグラム全体、ヒストグラム部分拡大)に示す。このヒストグラムは、資料の表面積の中で発生した偏差の面積を示すため、例えば、形状が完全に一致し偏差がない場合は、偏差0.00mmにのみピークが見られることとなる。図4を確認すると、偏差±0.10mm程の幅にヒストグラムが開いていることがわかる。この時の絶対偏差は0.12mmである。同データを同位置に配置して観察された偏差は解析時の計算誤差として捉えることができるため、この結果から偏差解析の解析誤差は±0.1mm程であることがわかる。なお、図5の偏差解析の結果画像を見ると全体が同じ色のため、資料上の場所の

違いで誤差が変わることはない。CTデータは、実資料に比べ0.5～1.0mm程の実測値差が発生する場合もあることを加味すると（大江ほか 2022：1-13）、偏

差解析で発生する誤差は無視できる程度と言える結果を得た。

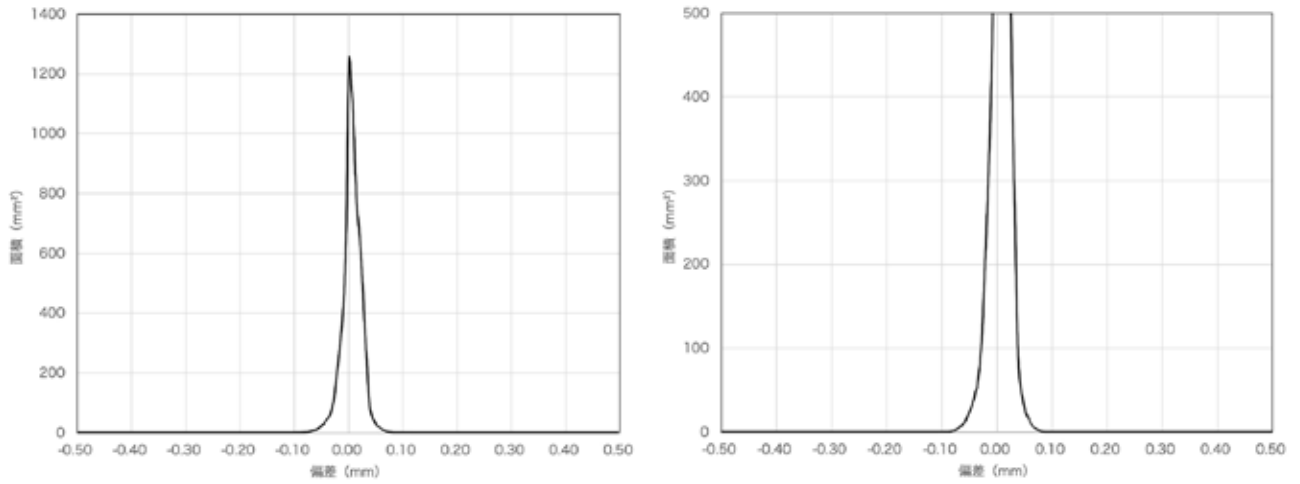


図4 ヒストグラムによる偏差（左：全体 右：部分拡大）

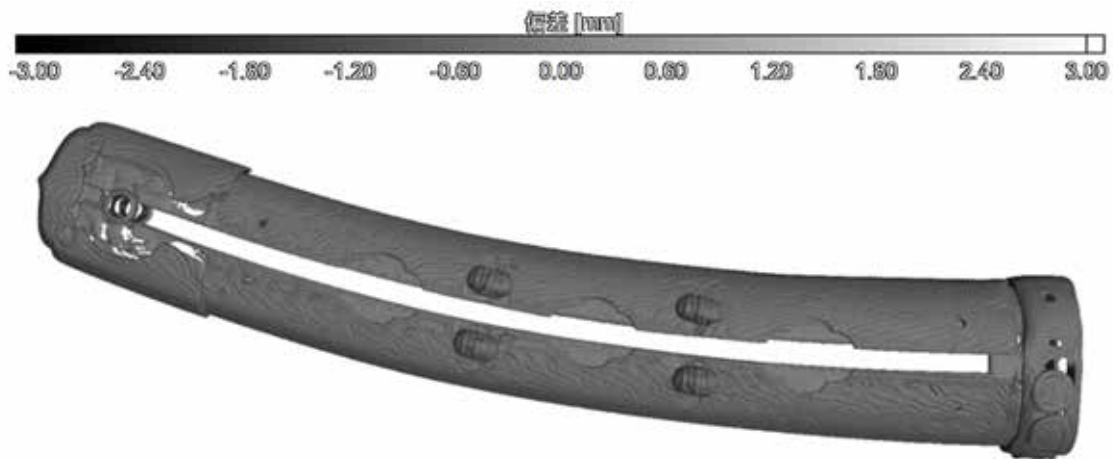


図5 偏差解析の結果画像

3.2 表面定義の設定の影響

調査視点 偏差解析を行うにはCTデータ上の表面（データの存在領域）を設定する必要がある。この設定を表面定義と言う。表面定義はCTデータの濃度のヒストグラムを基に閾値を調節して設定するため、設定次第では解析に含めるデータの範囲が変化することが予想される。次の工程として表面定義の設定について調査した。

調査方法 調査では柄1（金属装）のCTデータを用いた。調査方法について、柄1（金属装）のCTデータをコピーし元データと同位置に配置した。そして、表面定義の設定を資料表面、表面からプラス（+）、表面からマイナス（-）の3種類のデータを作り偏差解析を行った。解析結果から偏差スペクトルを作成し設定の影響を調査した。

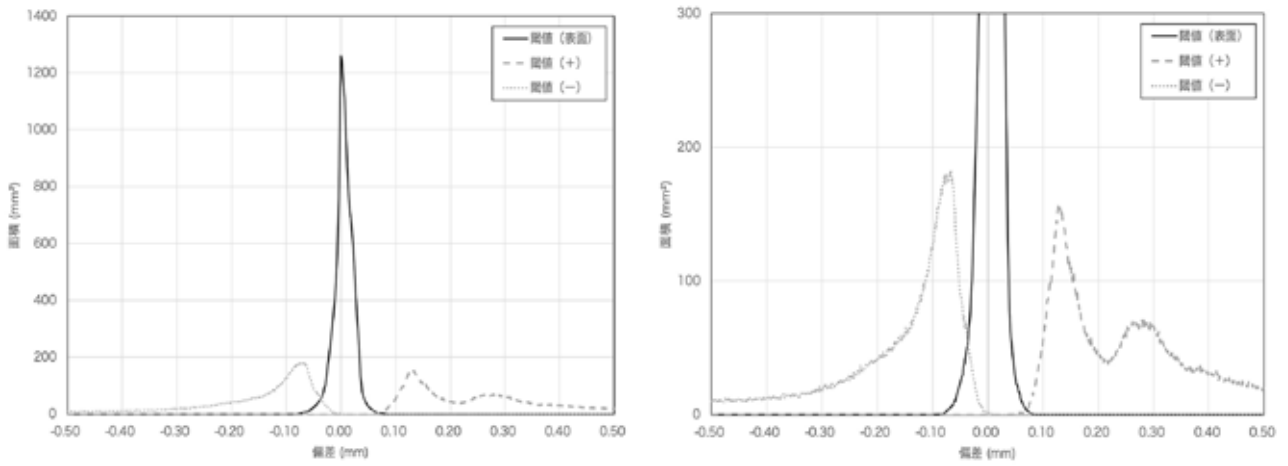


図6 ヒストグラムによる偏差の比較 (左:全体 右:部分拡大)

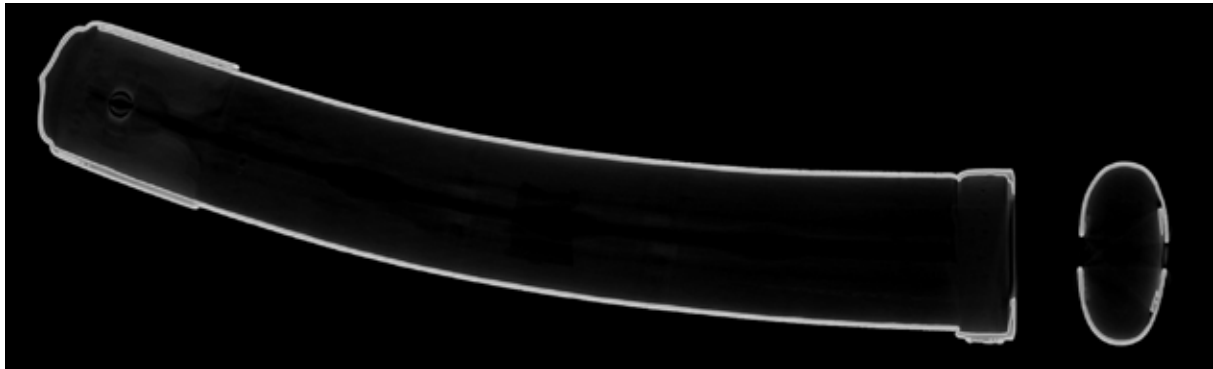


図7-1 表面で表面定義を設定した断層画像 (輪郭線:定義面 左:横断面 右:縦断面)



図7-2 表面定義を表面からプラス方向に設定した断層画像 (輪郭線:定義面 左:横断面 右:縦断面)



図7-3 表面定義を表面からマイナス方向に設定した断層画像 (輪郭線:定義面 左:横断面 右:縦断面)

調査結果 調査結果を図6（ヒストグラム全体、ヒストグラム部分拡大）に示す。このヒストグラムは資料の表面積の中で発生した偏差の面積を示すため、例えば、設定を変えた影響がなくデータ領域が一致すれば図4のような図になる。図6を観察すると、表面で表面定義を設定したヒストグラムに比べ、プラス方向やマイナス方向にずらしたデータはヒストグラムがずれていることがわかる。断面上に定義面を線描した画像として、図7-1に表面で表面定義を設定した断層画像、図7-2に表面定義を表面からプラス方向に設定した断層画像、図7-3にマイナス方向に設定した断層画像を示す。図7-1を基準に図7-2を確認すると資料内面も定義面に含まれており（図中矢印箇所）、図7-1を基準に図7-3を確認すると定義面の線がない箇所がある（図中矢印箇所）。これらは計算に含まれる領域の中で、プラス方向に設定した場合は周囲の不要データが含まれ、マイナス方向に設定した際は必要なデータが含まれていないことを示している。つまり、図6で観察されたヒストグラムのずれは、観察するデータに過不足があることが要因とわかる。ここから、表面定義の設定は資料表面を基準に設定すること

が要点と言える。

3.3 CTデータの三次元データへの変換精度

調査視点 CTを用いた偏差解析は、CTデータとCTデータ、CTデータと三次元データで実施でき、観察箇所によっては比較するデータの組み合わせを選択することも予想される。CTデータは三次元データに変換できるが、偏差解析の精度は変換データの解像度の設定で変化すると予見できる。そこで、CTデータを三次元データへ変換した際の解像度の設定について調査した。

調査方法 調査では柄1（金属装）のCTデータを用いた。調査方法について、柄1（金属装）のCTデータをコピーし、元データと同位置に配置して三次元データへ変換した。元のCTデータの空間分解能⁴は0.23mmである（表1）。この値以下で解像度を設定しても鮮明なデータにはならないため、空間分解能の値を基準に解像度の設定は0.23mm、0.46mm、0.69mmの3段階に変えて用意し、元のCTデータと偏差を比較した。

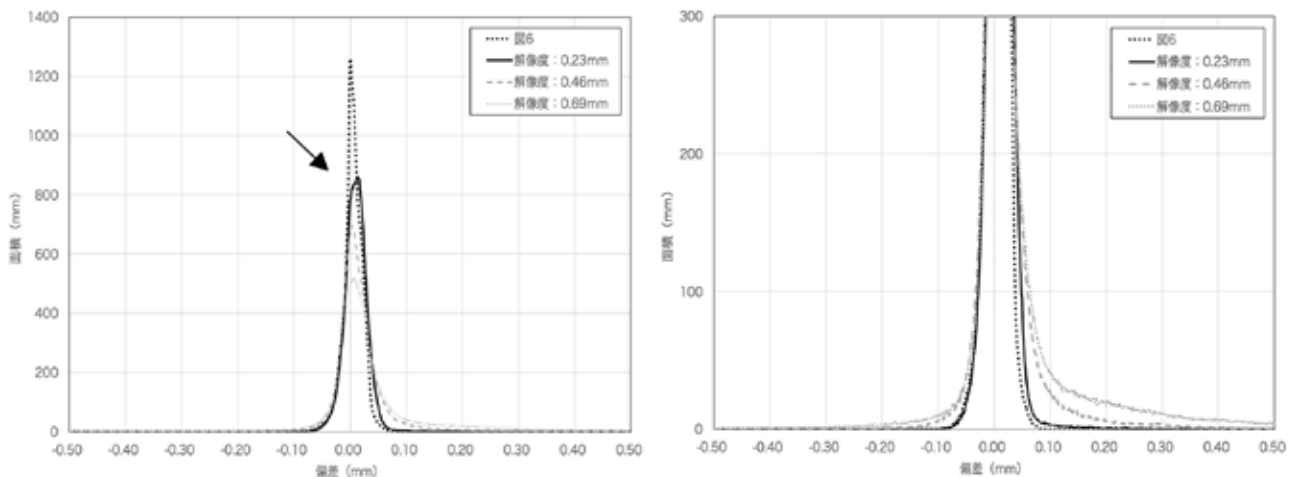


図8 ヒストグラムによる偏差の比較（左：全体 右：部分拡大）

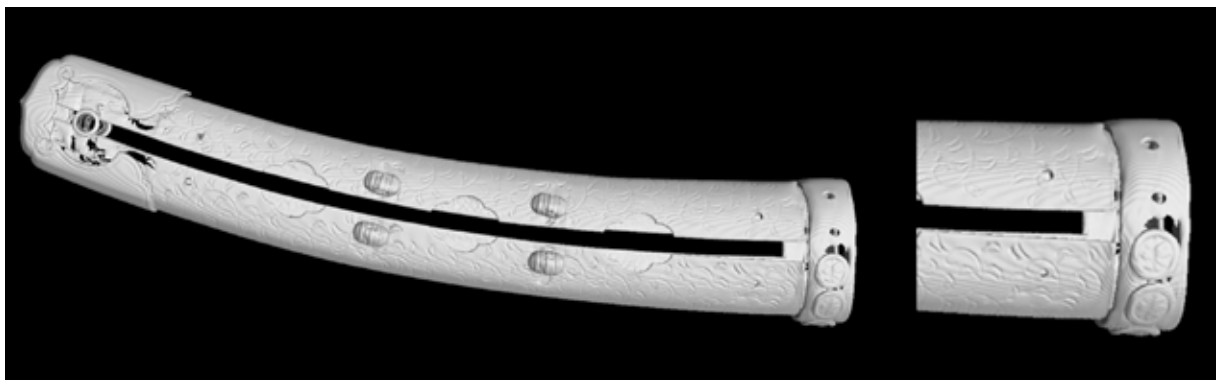


図9-1 三次元データ変換前のCTデータ（左：全景 右：柄口拡大）

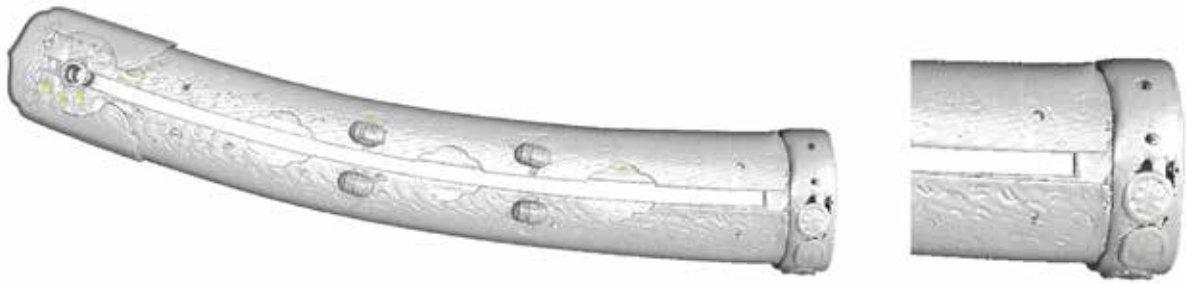


図9-2 CTデータから変換した三次元データ（解像度/0.23mm、左：全景 右：柄口拡大）

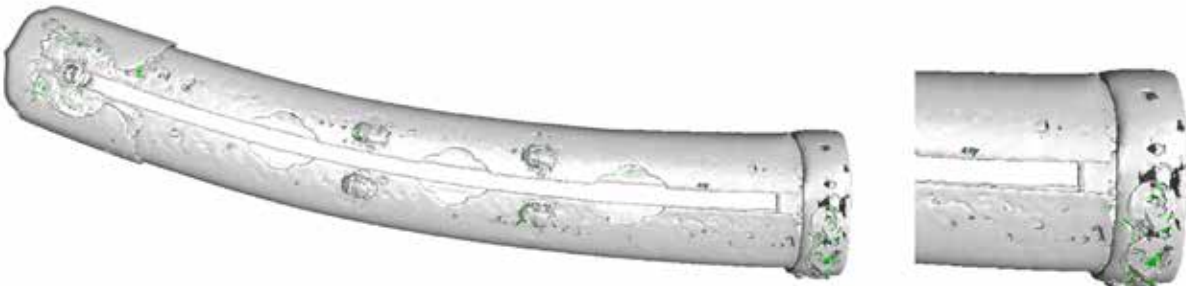


図9-3 CTデータから変換した三次元データ（解像度/0.46mm、左：全景 右：柄口拡大）

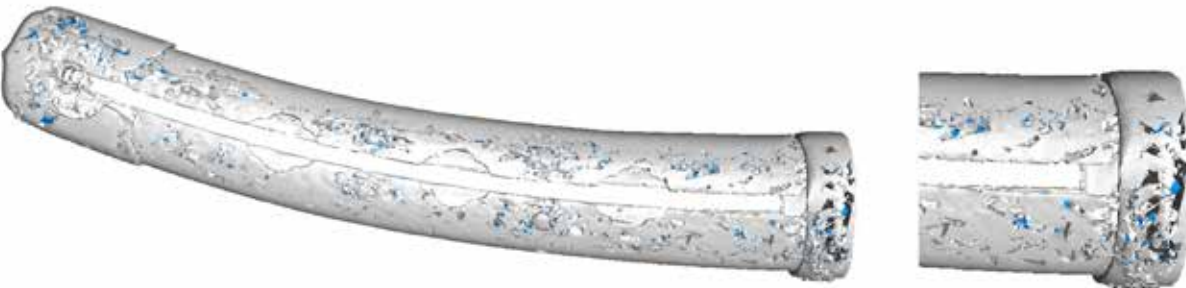


図9-4 CTデータから変換した三次元データ（解像度/0.69mm、左：全景 右：柄口拡大）

調査結果 調査結果を図8（ヒストグラム全体、ヒストグラム部分拡大）に示す。このヒストグラムは表面積の中で発生した各偏差の面積を示すため、三次元データに変換した場合でもデータの形状が変わらなければ、図6の表面で表面定義をしたヒストグラムと同形状になる。比較のため、このヒストグラムを図8中に点線で併記した。図8を観察すると、図6のヒストグラムに比べ、解像度が0.23mm、0.46mm、0.69mmの順に幅が開いていることがわかる。絶対偏差は図6の点線が0.12mm、解像度0.23mmの時は0.18mm、解像度0.46mmの時は0.35mm、解像度0.69mmの時は0.50mmであった。ここから、解像度の数が上がるにつれて発生する偏差が大きくなることがわかる。図9-1に元のCTデータ、図9-2～図9-4に変換した三次元データの画像を示す。図9-2～図9-4を見ると、解像度の数が上がるにつれて形状が崩

れていることがわかる。最も偏差や形状の崩れが少ないのは解像度0.23mmの時であり、設定は空間分解能と同様の値で行うと良いことがわかった。ただ、図8の中で解像度0.23mmのヒストグラムと図6の点線のヒストグラムを比較すると、最大ピークの位置に差がある（図8左矢印箇所）。図9-1と図9-2の柄の拡大画像を比べると、彫金など表面の一部の微細箇所が表現しきれていない。形状全体を比較する際には問題とはならないが、表面の微細箇所の観察の際は注意する必要がある。

3.4 偏差解析の効果

調査視点 上記3.1～3.3の調査結果を基礎に、偏差解析の効果について検証した。柄1（金属装）と柄2（金属装）、鞘1（木製）と鞘2（木製）にて解析効果の明確化を行った。

調査方法 柄1（金属装）と柄2（金属装）を用いた調査について、基準資料を柄1、比較資料を柄2とし、柄口を基準にCTデータを整列させて偏差解析を実施した。なお、装飾差（猿手の有無や俵鉾の違いなど）は除外し観察している。鞘1（木製）と鞘2（木製）を用いた調査では、基準資料は鞘1、比較資料は鞘2とし、鞘尻を基準にCTデータを整列させ、模様を合わせて偏差解析を実施した。

柄1（金属装）と柄2（金属装）の調査結果 解析結果を図10に示す（柄2の比較資料は半透明にして表示）。図10より、形状の違いが少ない灰色部分が大半を占め、全体寸法や湾曲角度はほぼ同じ様子が確認できる。兜金付近の上部、柄口の下部、柄口正面の下部が白くなっており、比較資料が捻れて色として表れていると推測できる。柄の下部はコントラストが若干異なる灰色で微妙な形状差を視認できる。この結果

から、偏差解析は資料全体の形状の違いを色で視覚的に把握する効果が高いことがわかる。ただ、三次元モデルによる立体データのため、形状が異なる部分の具体的な差は採寸しづらい。そこで、形状差の測定をしやすくするため、比較資料のCTデータのみ三次元データに変換（解像度0.23mm）し偏差解析をした。解析結果を図11に示す。図11にて形状差を測定すると、柄口下端付近は3.0mm前後、柄尻先端に1.1～1.5mm程、湾曲角度に1.8mm程の差が確認できる。形状差が観察できる箇所には、外側や内側にラインを表示し直感的な形状差の視認もできた。この結果を含めると、偏差解析はCTデータ間での資料間の形状を概略的に比較する効果が高く、三次元データを利用した解析を併用することで、詳細差をより詳しく知る効果的な観察ができることが明確になった。

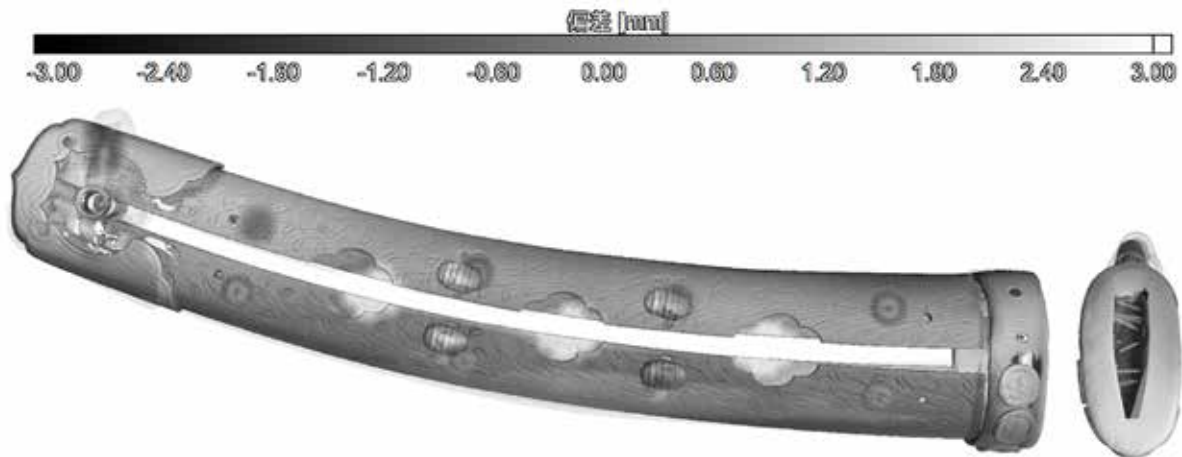


図10 柄1と柄2の偏差解析結果（左：全景 右：柄口正面）

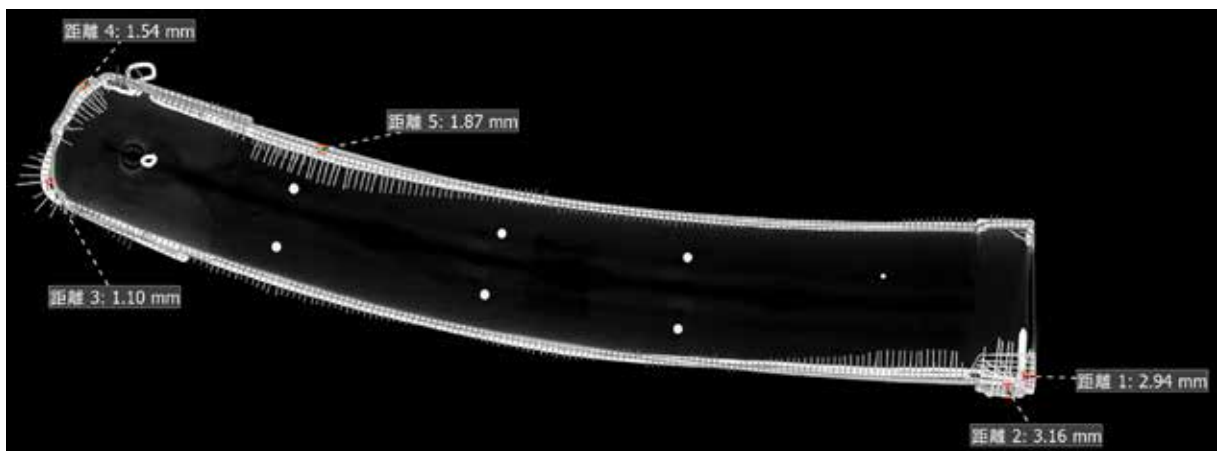


図11 三次元データを併用した偏差解析結果（断面画像 灰線：柄1、白線：柄2）

鞆1(木製)と鞆2(木製)の調査結果 解析結果を図12に示す(鞆2の比較資料は半透明にして表示)。図12にて残存部分の形状を比較すると、図中の上下幅や湾曲角度など全体形状が比較できる。ただ、表面の木彫の模様に着目すると、全体形状の相違の影響で模様の比較は視認しづらい。この結果から、偏差解析は資料全体形状の観察に効果は高いが、模様等の細部は施された面の断面や表面形状が近似しな

れば観察困難なことがわかった。

このような資料間でも形状を比較する工夫として、データを積層させて一方のデータを半透明(透明度:50%程)にして観察する方法がある(図13)。図13の積層画像(表面側)を見ると、部分的ではあるが表面の模様が比較できることがわかる。偏差解析での観察が難しい場合、表面形状の差異を知る一つの表示方法として利用できると考える。

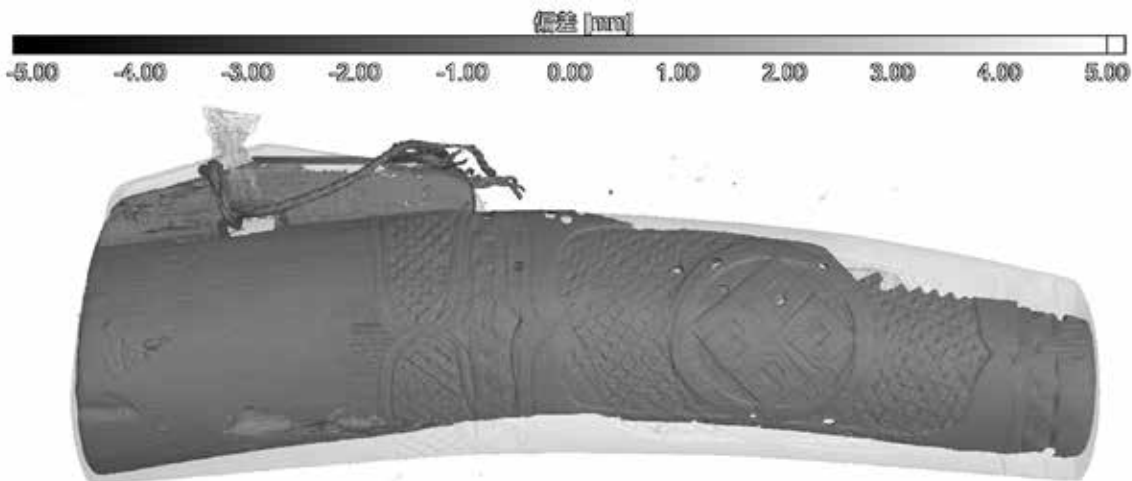


図12 鞆1(木製)と鞆2(木製)の偏差解析結果

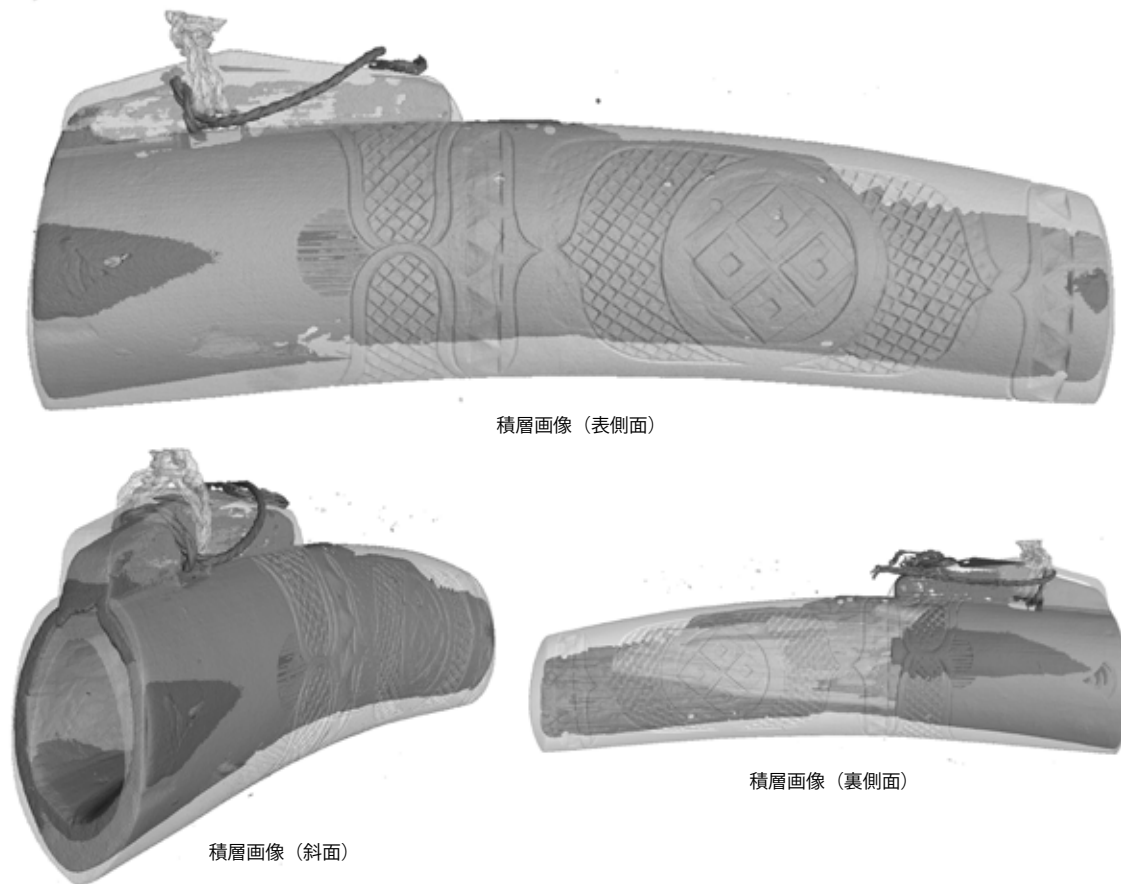


図13 積層画像による形状観察 [比較資料(鞆2):透明度50%]

偏差解析の効果 以上の結果から、偏差解析の効果
を次のようにまとめることができる。偏差解析は、資
料の全体形状を概的に比較し把握する効果が高く、
三次元データを用いた解析を併用することで、形状差
をより詳細に知る効果的な観察ができることがわかっ
た。ただし、表面に付す模様など細部の観察は、施さ
れた面形状が近似しなければ観察困難なことも明確に
なった。CT による偏差解析の効果が鮮明になり実用
に至る基礎情報が得られた。

3.5 偏差解析の用途

偏差解析の効果を明確にした上で、ここでは予想で
きる用途を具体的に考えてみる。

資料全体の形状比較と形状差の採寸が可能なことか
ら、形態分類や形状変化の観察に効果を発揮すると考
えられる。構成部材のデータを取り出して偏差解析を
行うことも可能なため、従来以上に形状の違いや変化
を知る観察法として応用できる。また、多数の資料を
解析することで、形状の近似性を視覚的、数量的に把
握することも用途として大きい。偏差解析の誤差や
表面定義の検証で用いた偏差ヒストグラムは、資料表
面に定義した全表面積に対して偏差毎の該当面積を表
したグラフである。本稿では深く触れてはいないが、
資料間での形状の一致率を示すことも将来的に可能か
もしれない。アイヌ民族資料の中には宝刀などで見ら
れるように、全体形状に近い資料や近い形状の装飾を
付す資料が知られる。こうした背景には、規格や模倣
など製作に関する規則の存在が予想されるものの、資
料から具体的な情報を得ることが困難であった。形状
の近似性を視覚的、数量的に把握可能な偏差解析は現
状の調査の精度向上へ寄与できると予想する。

資料保存の上でも状態診断への活用が見込まれる。
資料の状態診断を定期的に行う中で、過去のデータと
の偏差解析を行うことで、形状の経年変化が把握でき
る。劣化の初期段階での発見など、資料の損傷を最小
限に留めるための診断が従来以上に可能となるだろ
う。偏差解析は、具体的で視覚的な観察を提供する観
察法として応用可能と言える。

4. まとめ

アイヌ民族資料の形状比較・形状差を観察する方
法として、X線 CT による偏差解析の応用について検証
した。実資料による調査から次の結果を得た。

偏差解析について、解析誤差は± 0.1mm 程であり
誤差は無視できる程度であることがわかった。また、
解析を行う CT データは資料表面を基準に表面定義を
設定すると良く、偏差解析で CT データを変換した三
次元データを用いる際は、空間分解能と同様の値で解
像度を設定することが要点であった。ただし、表面の
微細箇所が表現しきれない場合もある点に注意を要す
る。偏差解析の効果として、資料全体の形状を概的に
に比較し把握する効果が高いことが明らかになった。
また、三次元データを併用することで形状差の詳細を
知る効果的な観察が可能とも明確にした。ただし、表
面に付す模様など細部の観察については、整形
や加工された面が近似した形状でなければ困難であ
った。細部の観察を補う表示方法として、一方のデー
タを半透明にした積層画像も利用できるとわかった。

偏差解析の用途について、形状比較と形状差の採寸
が可能なことから、形態分類や形状変化の観察に効果
を發揮することが予想できる。資料の構成部材間の形
状差把握も可能なため、従来以上に形状の違いや変化
を知る観察法としての応用が期待できる。また、多数
の近似した資料の解析を通じて、形状の酷似性を視覚
的、数量的に把握することが可能となる。アイヌ民族
資料の中には近似する形状の資料があることも知られ
ており、規格や模倣などの製作の規則に関する調査に
資する用途が期待できる。そして、資料保存の上でも
、形状の経年変化の把握から、劣化を初期段階で発
見する診断が従来以上に高精度で可能になることが見
込める。

本検証にて、CT による偏差解析はアイヌ民族資料
へ応用でき、従来以上に具体的で視覚的な観察が可能
な結果を得た。アイヌ民族資料を含めた文化財の CT
の利用例は増加しており、断層観察に加えたデータ間
の比較、より変化を捉える解析技法の利用例も増える
ことが予想される。偏差解析は、アイヌ民族資料をよ
り詳しく知る上で CT データでの観察幅を広げる一つ
の方法と言えるであろう。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 23H00024 「文化遺産アセッ
トの効率的利活用を目指したミュージアム DX 技術の
開発（研究代表者：和田浩）」、国立アイヌ民族博物
館令和 6 年度調査研究プロジェクト 2024A01 「アイヌ

民族資料の科学的保存に関する臨床的研究」の助成による成果である。

注

- 1) 偏差解析はCTデータや三次元データを積層させて形状比較をし、その形状差を偏差として数量的に捉え、三次元モデル上に色で分布する解析法である。結果はカラー表示が可能であるが、印刷の関係上、本稿では検証で得た偏差解析結果をモノクロ表示とした。ただし、図1、図10、図11のみ口絵にてカラー画像を提示している。
- 2) CTデータに発生する線状や霧状のノイズのことを示す。
- 3) 表中のプロジェクション数は資料測定時の1回転あたりの分割撮影数を示す。インテグレーションタイムは検出器がX線を検出している時間を表す。
- 4) 見分けられる2点間の最小距離を表す。値が小さいほど細部まで画像上で区別できる。

参考文献

- 大江克己、是澤櫻子、藪中剛司
2024 「重要文化財 白長覆輪太刀の科学分析」『文化財保存修復学会第46回大会研究発表要旨集』174-175.
- 大江克己、竹内隼人、八幡巴絵
2024 「X線CTを応用した形状偏差解析の有効性」『日本文化財科学会第41回大会研究発表要旨集』212-213.
- 大江克己、竹内隼人、八幡巴絵
2023 「X線CTによる細長形のアイヌ民族資料の測定と形状計測」『北海道民族学』19:1-13.
- 大江克己、古田嶋智子、北嶋由紀、八幡巴絵、中井貴規
2022 「平面形のアイヌ民族資料を対象としたX線CTによる構造調査の有効性・樹皮衣・木綿衣・ござを中心として」『北海道民族学』18:1-12.
- 加藤和歳
2014 「博物館におけるX線CTスキャナを利用した研究の課題と展望」『九州歴史資料館研究論集』39:65-80.
- 楠井隆志
2020 「制作工程の概要」奈良大学、九州国立博物館、東京国立博物館(編)『興福寺乾漆像の研究-X線CTスキャナによる構造解析-』奈良大学、奈良、9-10.
- 佐藤充男
2016 「産業用X線CTデータ解析の現状と今後の展望」『精密工学会誌』82(6):529-532.
- 山口隆介、鳥越俊行
2018 「雲中供養菩薩像(南十四号)のX線CTスキャン調査報告」『鳳翔学叢』14:35-47.
- 山本紘司、水野和康、鳥津達哉、依田康宏、児玉英也
2015 「X線CTによる寸法および形状測定誤差の評価」『あいち産業科学技術総合センター研究報告』48-49.
- National Museum of Korea
2020 The Science of Light, Revealing the Secrets of Cultural Properties. National Museum of Korea, Seoul.
- Young Hoon Jo, Seohyeon Kim, Seoyeong Son, Jung II Song, Hong In Gwak.
2023 A Study on Conservational Scientific Application of Image Analysis and Modeling Technologies of X-ray CT. 2023 International Symposium on Conservation of East Asian Cultural Heritage in Sapporo. 67-68.

17 世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録の成立

— 松前藩側の記録を中心に —

The Formation of Records Related to Koreans Drifted to Hokkaido in the 17th Century
: Focusing on the Matsumae Domain Sources

シン ウォンジ (SHIN Wonji)

国立アイヌ民族博物館 研究員 (Research & Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

要旨

元禄9年(1696)の朝鮮人の蝦夷地漂着事件をめぐる、松前藩側に伝わる『福山秘府』『朝鮮漂人部』、『松前家記附録外国部』『朝鮮漂客李先達関係資料』、『漂流朝鮮人李先達呈辞』の三史料を比較し、その成立過程と相互関係を検討した。これら三史料はいずれも、事件当時で作成され、藩内で共有されていた文書群を基盤としつつ、藩政史料の総覧化、藩主家関係資料の整理、詩文交流の提示といった異なる目的に応じて取捨選択および編集されたものである。このため、三史料のいずれか一つを直系の祖本とみなすことはできない。漂着事件の記録には、藩政上の対応や送還における幕府や諸藩との連携が反映されているとともに、詩文交流に代表される文化的接触の側面も確認できる。本漂着事件は松前藩において多面的に記録された特異な事例であり、幕藩体制下の対外関係の枠組みの中に位置づけられる。

キーワード：松前藩、北海道、漂流民送還体制、李志恒、漂舟録、朝鮮

Abstract

This study examines the Korean drift incident to Hokkaido in 1696 through a comparative analysis of three records transmitted within the Matsumae domain: *Fukuyama Hifu*, *Matsumae Kaki Furoku Gaikokubu*, and *Hyōryū Chōsenjin Risentatsu Teiji*. The analysis demonstrates that these three works do not derive from a single, fixed archetype. They were compiled on the basis of a corpus of documents concerning the incident that had been produced and shared within the domain at the time, and were later selected and edited in accordance with differing purposes, namely the comprehensive organization of records of the Matsumae domain, the systematic arrangement of materials related to the Matsumae clan, and the presentation of literary exchanges. The records of the incident reflect both administrative responses of the Matsumae domain and its coordination with the shogunate and neighboring domains in the process of repatriation, while also preserving evidence of cultural contact, most notably in the form of poetic exchanges. This drift incident therefore constitutes a distinctive case that was documented from multiple perspectives within the Matsumae domain and should be situated within the broader framework of foreign relations under the bakuhan system.

Keywords: Matsumae Domain, Hokkaido, Castaway Repatriation System, Lee Ji-hang, *Pyojurok*, Joseon

1. はじめに

元禄9年(1696、肃宗22)、蝦夷地¹に8人の朝鮮人が漂着した。彼らは利尻島に漂着し、その後礼文島を経て宗谷へ渡る過程で²、アイヌと接触し、食料の援助や物々交換を通じた交流を行った。そして、アイヌの教えに従って南下する途中、羽幌付近で砂金採掘のために派遣されていた和人と遭遇し、松前まで護送された。その後、松前藩や幕府、諸藩の連携により本州へ送られ、津軽、江戸、大坂、対馬等を経て、翌年、朝鮮に送還された。

本漂着事件に関しては、朝鮮側の記録として『漂舟録』と『李志恒漂海録』、松前藩側の記録として『福山秘府』に収録された関連部分および『漂流朝鮮人李先達呈辞』等が伝わっており、これら四史料を中心に研究が進められている。朝鮮側の二つの記録はいずれも、漂流当事者の一人である李志恒(イ・ジハン)を中心に、漂流体験を日記形式で記している。李志恒は漢文を用いる素養を有しており、このことは松前藩側記録に残る書簡や漢詩の成立にもつながった。松前藩側の記録のうち、『福山秘府』は、漂流民の発見から本州へ護送するまでの松前藩の対応、ならびに李志恒による書簡や漢詩等を収録している。『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、李志恒が述べた漂流の経緯と、別離に際して交わされた漢詩の贈答を収録している(北海道大学附属図書館1990:215)。

関連記録の中で最も知られているのは『漂舟録』である。漢文で記されているが、韓国語訳および和訳が公刊されているため、日韓双方の関連研究において広く参照されている。日本の学界においては、池内(1994)により和訳が発表されたことを契機として、日本列島北方史の分野において注目されるようになった。特に、和人と遭遇する前までの記述には、北海道北部のアイヌの生活を具体的に記しているため、蝦夷錦や貂皮を中心とするサンタン交易や産物など、アイヌの交易に関する研究が行われている(中村1998;海保2000;西谷2008)。また、李志恒がアイヌおよび和人からの聞き取り、あるいは筆談によって知った地名やアイヌ語が、漢字やハングルで記されており、それらに関する研究も行われている(池内1994;中村2007a;中村2007b;中村2007c;中村2022;シン2023;山谷2025)。さらに、漂流民の日本認識(Ha2001)やアイヌとの交流とその認識に関する研究も行われている(池内2006)。

『福山秘府』は、漂流民の扱いおよび護送に関する手続きを詳細に記しているため、『漂舟録』との対照を通じて、本漂着事件を近世日朝間における漂流民送還体制の枠組みの中で検討した研究(金1996;池内1998;及川2013;Kim2017)が行われている。また、松前藩が漂流民に与えた品々の価値を検討し、李志恒の日本認識について考察した研究もある(Nam2006)。一方、李志恒の漢詩を主に収録する『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、彼を中心とした詩的交流や漂着地でのコミュニケーションに関する研究に用いられている(Hur2010;泊2022)。

朝鮮側の記録については、韓国国立中央図書館(National Library of Korea)所蔵『海行摠載』(請求記号:한貴古朝90-2)に収録されている『漂舟録』と、東京大学附属図書館所蔵『李志恒漂海録』(請求記号:J10:82)および韓国国立中央図書館所蔵『李志恒漂海録』(請求記号:한古朝60-71)の2種の筆写本が、池内(1994)によって全文紹介されている。さらに、Cui(2017)により、韓国国立中央図書館所蔵『李志恒漂海録』(請求記号:古2511-62-1)の異本が新たに紹介されている。『漂舟録』と『李志恒漂海録』は、分量や叙述方式に違いがみられるものの、いずれも李志恒が記した不伝の記録をもとに縮約もしくは再叙述された二次記録であり、18世紀の実学者を中心とした朝鮮の知識人層において「蝦夷」という地域に関する情報を提供する書籍として流通していたと指摘されている(池内1994;Cui2017)。

朝鮮側の記録については、記録間の関係や伝来の過程が徐々に明らかにされつつあるのに対し、松前藩側の記録については、個別史料を対象とした研究は存在するものの、それら相互の関係性については十分に検討されていない。本稿では、元禄9年の朝鮮人漂着事件に関する松前藩側の記録である『福山秘府』および『漂流朝鮮人李先達呈辞』に加え、シン(2024b)によって新たに紹介された『松前家記附録外国部』所収の記録を対象とし、書誌学的整理を行うとともに、史料間の関係を明らかにする。さらに、異本や写本の存在に注目しつつ、その伝来過程を検討し、同事件が松前藩においていかなる歴史的意味を持っていたのかを考察する。

なお、本稿の本文および付録における漢字表記は、原則として常用漢字を用いたが、固有名詞および常用漢字表にないものについては正字を使用した³。また、本稿における『漂舟録』からの引用は、池内(1994)

による和訳に基づき、韓国古典総合 DB の原文および韓国語訳を参照して修正を加えた。

2. 松前藩側記録の書誌的検討および内容構成

松前藩側の記録である『福山秘府』『松前家記附録外国部』『漂流朝鮮人李先達呈辞』に収録された元禄 9 年 (1696) の朝鮮人漂着事件に関する記録について、各史料の書誌情報を整理し、その内容構成を確認する。そのため、『福山秘府』は付録 1、『松前家記附録外国部』は付録 2、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は付録 3 に全文を示した。三史料には重複する記述が多くみられるため、比較を容易にする目的で原文を構成上 A～F に区分し、改行と日付、署名等に基づいて便宜的に番号を付してその大意を添えた。表記は [A-1] のように示し、記録間で同一内容の場合は、同じ記号と番号にした。なお、三史料のうち『福山秘府』が最も分量が多いため、これを基準として番号を付し、『福山秘府』に記載のない部分については [『福山秘府』未収] と表示した。

2.1. 『福山秘府』「朝鮮漂人部」

『福山秘府』は、松前藩家老松前広長が当時現存していた公私の記録および諸書をもとに編纂した分類別の松前藩史料集成であり、安永 5 年 (1776) 10 月に藩主松前道広の命を受け、安永 9 年 (1780) 12 月に脱稿した (北海道庁 1936: 1; 北海道大学附属図書館 1990: 52)。松前広長は、「序」において『福山秘府』の編纂の動機を述べている。それによれば、松前藩の旧記類の記述を是正することを決意し、諸史料を渉猟して「巡行、朝覲、職貢、戸籍、租税、法令、貨物、蝦夷之乱及漂着、仏寺、祠廟之年数、藩主之詩歌、山海之物品、諸雑事」の各標目および年次を定め、それに沿って史料を収集し、後人に是正を仰ごうとした (北海道庁 1936: 6; 新藤 2009: 439)。

『福山秘府』は、欠落部分を除き、北海道庁 (1936) によって、当時北海道庁所蔵本を底本として活字翻刻がなされた。底本となった北海道庁所蔵本は、大蔵省が松前子爵家より借写した 23 巻本の写しであるという (北海道庁 1936: 2)。『福山秘府』はその目録によると全 60 巻で構成されており、元禄 9 年の朝鮮人漂着事件は、第 30 巻および第 31 巻に「朝鮮漂人部」として収録され、第 32 巻「他国漂人部」以降は欠本となっている (北海道庁 1936: 3-5)。北海道庁所蔵の

旧記類は、現在は北海道立文書館資料として利用されている (佐藤 2001)。

「朝鮮漂人部」が収録されている北海道立文書館所蔵の 2 種の写本 (請求記号: 旧記 1258・1259、旧記 1266・1267) では、「朝鮮人漂着之卷三十」と「朝鮮人漂着之卷三十一」と題されている。これに対して、活字翻刻本では、「朝鮮漂人部上卷之三十」および「朝鮮漂人部下卷之三十一」と題されており、これは目録の記載に従ったものと考えられる。本稿では、便宜上、同漂着事件に関する記事全体を「朝鮮漂人部」と略記する。なお、付録 1 は、北海道立文書館所蔵本 (旧記 1266・1267) を底本として作成したものである⁴。

「朝鮮漂人部」の分量はおよそ 18,500 字であり、その内容構成は大きく六つに区分できる。第一 [A] は、「元禄九丙子年夏五月、西蝦夷地礼不武支利漂着、朝鮮人李先達手啓」と題される、李志恒が羽幌で金山奉行新谷十郎兵衛⁵に宛てた書簡である。元禄 9 年 5 月 20 日付で、自らの身分と漂流の経緯を述べ、日本側に対し救助と食料の提供、帰国までの護送を懇願している。

第二 [B] は、漂流民を発見した金山奉行新谷十郎兵衛が、漂流民を松前まで護送するために藩内で交わされた、護送や到着後の取扱いに関する一連の文書で構成される。そこには、護送経路や注意事項を記した廻文、宿舎前に掲示された規制札や勤番の指示、さらに到着時の行列順を示す文書などが含まれている。

第三 [C] は、「朝鮮国漂人李志恒呈辞」と題する、7 月 20 日付で李志恒が松前藩主に宛てた書簡である。その内容は、漂流の経緯や救援および送還の要望のほか、同行者の身分、物資ならびに防寒衣の不足、滞在中の要望などを述べたものである。また、朝鮮における宗教や儒道、年中行事に関する説明も含まれている。

第四 [D] は、朝鮮漂流民の松前から江戸、さらに対馬経由での送還に関する一連の文書で構成される。松前藩が江戸幕府から下付された奉書や廻文、江戸への護送計画、駄賃馬や人足の手配、対馬藩江戸屋敷への引渡し、御朱印の老中上呈、随行者への行動指示などが含まれる。また、護送途上の諸藩領境での出迎え人員や馬・駕籠の手配方法、松前藩から朝鮮人へ贈られた物品や、彼らが残した船具などの受取書、対馬藩への船の引渡しや、本国到着を知らせる対馬藩からの書簡控なども含まれている。

第五 [E] は、朝鮮詞とその発音、朝鮮における尺量法および布の寸法に続き、松前城下に滞在中の李志

恒らが、藩主や高橋浅右衛門、松前藩家老に宛てて送った一連の書簡で構成される。内容は、訪問や厚意に対する謝意、占いや詩の送付、病気による書写の不出来や書状遅延への謝罪、衣服や油紙など物資の支給要望、帰国できることへの喜びなど、多岐にわたっている。

第六[F]は、「朝鮮漂人李先達詩章」と題された、李志恒の詩作を収めたものである。松前を離れた後の別離の思いや松前での記憶を振り返る詩、江戸に近づいて富士山を詠んだ詩があり、異国の風景に旅愁を重ねた心境が示されている。また、松前滞在中には高橋浅右衛門への贈詩や、漂着から数か月後に家族を案じつつ長引く滞在への不安と孤独を詠んだ詩も見られる。さらに「附録」には、慧海との唱和や次韻が収められており、故郷を離れ異郷にある者同士が詩を通じて心情を交わした様子が示されている。

2.2. 『松前家記附録外国部』『朝鮮漂客李先達関係資料』

『松前家記附録外国部』にも元禄9年の朝鮮人漂着事件に関する記録が確認でき、その書誌情報や内容はシン(2024b)によって整理されている。ここでは、同研究を踏まえて書誌情報を概観する。

『松前家記』は、旧藩儒臣新田千里によって明治10年(1877)に起稿され、明治11年(1878)9月に脱稿した松前家の系譜である(松前町史編集室1974:3-4)。松前藩政以降に成立した記録ではあるが、その基盤には松前藩の史料が参照されており、また藩祖武田信広(永享3年~明応3年)から十三代松前徳広(天保15年~明治元年)に至るまでを対象としていることから、本稿では便宜上松前藩側の記録として位置づける。公刊には至らず、転写本として流通したと推定されている(新藤2008)。その写本の伝来については明らかではないが、北海道立文書館をはじめ、北海道大学附属図書館や函館市中央図書館などに所蔵が確認されており、現存する写本は数種に及んでいる。北海道立文書館所蔵本『松前家記附録共完』(請求記号:旧記1182)を底本として、松前町史編集室(1974)により活字翻刻が行われている。解題によると、北海道立文書館所蔵本は、明治14年(1881)に松前家所蔵本を筆写したものであるという(松前町史編集室1974:4)。『松前家記附録共完』は、『松前家記』一~七および附録一~三から構成されており、このうち一~七は藩主の年表的な編年誌、附録一~三は

松前家の夫人および子女の略伝を内容としている(北海道大学附属図書館1990:70)。

北海道大学附属図書館にも、松前家所蔵本をもとに大正11年(1922)に筆写したと注記される『松前家記上』(請求記号:旧記0618(1))と『松前家記下』(請求記号:旧記0618(2))が所蔵されている(北海道大学附属図書館1990:70)。シン(2024b)によると、これらは厳密には松前家所蔵本を底本にした北海道立文書館所蔵本(旧記1182)を筆写したものと推定されている。『松前家記上』には一~四を、『松前家記下』には五・六から附録三までが収録されている。さらに、北海道大学附属図書館には、新田千里の自筆本とされる『松前家記一』(請求記号:旧記0617(1))~『松前家記七』(請求記号:旧記0617(6))、および『松前家記附録一』(請求記号:旧記0619(1))~『松前家記附録三』(請求記号:旧記0619(3))も所蔵されている。加えて、附録の連番として『松前家記附録外国部』(請求記号:旧記0619(4))および『松前家記附録文書部』(請求記号:旧記0619(5))も確認できる⁶。

北海道大学附属図書館の内容説明によると、『松前家記附録外国部』には朝鮮漂客李先達関係資料、ロシア人の千島南下年表、安永8年(1779)厚岸におけるロシア人との対話書、天保2年(1831)厚岸ウラヤコタンでの異国船事件が収められ、『松前家記附録文書部』には秀吉や家康を含む歴代将軍の朱印状等の写しを収録している(北海道大学附属図書館1990:70)。なお、『松前家記』の活字翻刻本を含め、他の写本類には附録外国部および附録文書部の内容は含まれておらず、現時点で確認できるのは北海道大学附属図書館所蔵本に限られる。『松前家記附録外国部』に収録されている各内容には見出しがなく、朝鮮人漂着事件の記録も標題は付されていないが、本稿では所蔵先である北海道大学附属図書館の内容説明に従い「朝鮮漂客李先達関係資料」と称する。

「朝鮮漂客李先達関係資料」の分量はおよそ4,000字であり、その内容は大きく四つに区分できる。第一は序文にあたる部分で、漂着から送還に至る朝鮮人漂着事件の経過が日付順に整理されている。また、8名の漂流民および松前藩側などの対応者の氏名も記載されている。なお、このように事件全体を整理した記載は『福山秘府』にはみられない。

序文の後に「漂人文章」との題が付されており、残り三つの区分全体を示す題と解される。第二[A]は、

李志恒が羽幌で金山奉行新谷十郎兵衛に宛てた書簡であり、その内容は『福山秘府』に収められたものと同じである。署名の後には、「これは新谷十郎兵衛に接見して贈った書簡である」（訳文）との編者による説明が記されている。第三[C]は、7月20日付で李志恒が松前藩主に宛てた書簡であり、その内容は『福山秘府』に「朝鮮国漂人李志恒呈辞」と題して収められているものと同じであるが、本書には題が付されていない。これに続く第四[E]も特に題を欠き、第三の末尾に「又」を挟んで書き継がれている。

第四[E]は、松前城下に滞在中の李志恒らが、藩主や高橋浅右衛門、松前藩家老に宛てて送った一連の書簡で構成される。『福山秘府』では、この部分に含まれる一書簡[E-4]に「漂人文章」との題が掲げられているが、『松前家記附録外国部』ではこれが転用され、「朝鮮漂客李先達関係資料」を包括する見出しとして用いられていると考えられる。ただし、『福山秘府』に収録されていた朝鮮詞や朝鮮の尺量法に関する記述は、本書には収められていない。

2.3. 『漂流朝鮮人李先達呈辞』

『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、元禄9年に漂着した朝鮮人一行のうち李志恒が述べた漂流事情と、別離に際して交わされた漢詩の贈答を記したものであり、同年に成立したとされている（北海道大学附属図書館1990: 215）。このため、関連記録の中でも最も早期に成立した史料と位置づけられている（Hur 2010）。『福山秘府』や『松前家記附録外国部』に収録された本漂着事件の記録とは異なり、独立した冊子として伝来している。現存は4種確認されており、うち北海道大学附属図書館に1種、北海道立文書館に3種が所蔵され、いずれも写本である。

北海道大学附属図書館所蔵本（請求記号：旧記0532）は、表紙の題簽に「漂流朝鮮人李先達呈辞完」と記され、また巻首標題も同様の題を掲げている。最終頁には奥付として「昭和8年（1933）6月、北海道庁蔵書より借写した」（訳文）と記されており、表紙の裏には「北海道帝国大学附属図書館 100545 JUL 1 '33」と受入印が確認できることから、同年7月1日に受け入れられたことがわかる。

北海道立文書館には、「漂流朝鮮人李先達呈辞 完」と題されたものが2種（請求記号：旧記2091、旧記2276）、「漂流朝鮮人李先達呈辞 全」と題されたものが1種（請求記号：旧記2058）所蔵されている。

旧記2091は、開拓使函館支庁十三行罫紙に筆写されており、巻頭に「北海道庁図書之印」が捺されている。旧記2276も開拓使函館支庁十三行罫紙に筆写されており、巻頭には「札幌県図書印」と「北海道庁図書之印」の二つの所蔵印が確認できる。旧記2058は、北海道庁十三行罫紙に筆写されており、表紙に「北海道庁図書之印」が捺されている。

前述のとおり、北海道庁の旧記類は現在北海道立文書館に移管されており、北海道大学附属図書館本の底本も、同館に伝わる3種の写本のいずれかに求められると推定される。なかでも、同じ標題「漂流朝鮮人李先達呈辞 完」を掲げる2種に注目し、北海道大学附属図書館所蔵本と比較すると、いくつかの差異が確認できる。北海道大学附属図書館本は、本文が始まる前に標題が改めて記載されている。旧記2276も同様に本文前に標題を掲げているが、旧記2091には本文の前に標題が見られない。また人名表記においても、北海道大学附属図書館本と旧記2276では新谷十郎兵衛を「新谷十郎兵衛」と記しているのに対し、旧記2091では「新谷重郎兵衛」となっている。以上の点から、北海道大学附属図書館本の底本は旧記2276である可能性が高い。

北海道立文書館所蔵本の筆写時期については、罫紙に着目すると、旧記2058は北海道庁の罫紙に筆写されているのに対し、旧記2091および旧記2276は開拓使函館支庁の罫紙に筆写されている。このことから、旧記2091と旧記2276は旧記2058よりも筆写時期を早く遡らせることができ、旧記2058は他の二つより後代の写本とみなされる。なお、函館支庁十三行罫紙は明治8年（1875）以降に使用されたとされている（佐藤 2001）。したがって、旧記2091と旧記2276は、明治8年から開拓使が廃止された明治15年（1882）2月までの間に筆写されたと推定される。以上の検討から、本稿では、北海道大学附属図書館本の底本と推定され、かつ筆写時期も早いと考えられる北海道立文書館の旧記2276に拠り、その全文を付録3に示すこととした。

『漂流朝鮮人李先達呈辞』の分量はおよそ3,500字で、その内容は大きく三つに区分できる。第一[A]は、「元禄九丙子年夏五月漂着、朝鮮人先達手啓」と題された、李志恒が羽幌で金山奉行新谷十郎兵衛に宛てた書簡である。第二[C]は、「朝鮮国漂人李志恒呈辞」と題される、7月20日付で李志恒が松前藩主に宛てた書簡であり、『福山秘府』および『松前家記

『附録外国部』にも共通して収められている。

第三 [F] は、李志恒の詩作を収めた部分で、第二 [C] に続いて「客懐」との題名が掲げられている。収録内容は、『福山秘府』の「朝鮮漂人李先達詩章」[F] とほぼ同一であるが、『福山秘府』に見える松前を離れた後に作成された詩 [F-1] ～ [F-3] や、松前滞在中に高橋浅右衛門に贈った詩 [F-5] は含まれていない。また、『福山秘府』では李志恒と慧海との唱和・次韻が「附録」というタイトルの下に収められているが、本書にはそのような「附録」の題は付されていない。一方で、泊 (2022) でも指摘されているように、[F-4] の第2首目は、本書のみ収録され、『福山秘府』には見られない。

3. 記録間の関係について

『福山秘府』「朝鮮漂人部」、『松前家記附録外国部』「朝鮮漂客李先達関係資料」、『漂流朝鮮人李先達呈辞』の三史料は、いずれも元禄9年(1696)の朝鮮人漂着事件を記録しているが、内容の重複が多く見られ、相互の関係をめぐる検討が必要となる。これまでも、『福山秘府』の「朝鮮漂人李先達詩章」と『漂流朝鮮人李先達呈辞』の比較を行った泊 (2022)、『福山秘府』と『松前家記附録外国部』の関係を論じたシン (2024b) といった部分的な研究はあるが、松前藩側の三史料を通覧的に比較し、その成立過程や依拠関係を包括的に論じた例は少ない。

ここでは、まず三史料の内容構成を相互に比較し、

共通点と相違点を全体的に整理する。そのうえで、分量が最も多く、他の二史料をほぼ包括している『福山秘府』を基準とし、『松前家記附録外国部』および『漂流朝鮮人李先達呈辞』がいかなる形で『福山秘府』と対応し、また相違しているのかを検討することで、三史料の成立過程と相互関係を明らかにすることを試みる。

3.1. 松前藩側記録の内容構成の比較

松前藩側の三史料の成立時期と分量をみると、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は事件当時の元禄9年に成立した最も早期の記録とされ、約3,500字と比較的短く、主に詩文を収録している。『福山秘府』は安永9年(1780)に成立した松前藩の藩政記録を分類整理した編纂史料であり、「朝鮮漂人部」の分量はおよそ18,500字と三史料の中で最も多く、他の二史料をほぼ包括する内容を有する。『松前家記』は明治11年(1878)に成立したもので、『松前家記附録外国部』に収められた「朝鮮漂客李先達関係資料」の分量は約4,000字と簡略で、主に李志恒の書簡を収録している。

松前藩側記録の内容構成については、図1に示す。『福山秘府』を基準に[A]～[F]の区分に整理すると、『松前家記附録外国部』および『漂流朝鮮人李先達呈辞』はいずれも李志恒の主要な書簡[A・C]を収録している。一方、松前までの護送に関する藩内文書[B]や、江戸への護送や送還手続きに関する松前藩・幕府・対馬藩等の文書[D]は『福山秘府』にのみ含まれている。さらに、『松前家記附録外国部』は

図1 松前藩側記録における内容構成の対照

『福山秘府』 「朝鮮漂人部」 (約18,500字)	『松前家記附録外国部』 「朝鮮漂客李先達関係資料」 (約4,000字)	『漂流朝鮮人李先達呈辞』 (約3,500字)
	漂流事件の概要	
[A] 「朝鮮人李先達手啓」 李志恒から新谷十郎兵衛への書簡	[A] 「漂人文章」 李志恒から新谷十郎兵衛への書簡	[A] 「朝鮮人先達手啓」 李志恒から新谷十郎兵衛への書簡
[B] 松前までの護送に関する 藩内文書		
[C] 「朝鮮国漂人李志恒呈辞」 李志恒から松前藩主への書簡	[C] 李志恒から松前藩主への書簡	[C] 「朝鮮国漂人李志恒呈辞」 李志恒から松前藩主への書簡
[D] 江戸への護送・送還に 関する往復文書		
[E] 李志恒の付記と書簡群	[E] 李志恒の書簡群	
[F] 「朝鮮漂人李先達詩章」 李志恒の詩作と慧海との唱和・次韻		[F] 「客懐」 李志恒の詩作と慧海との唱和・次韻

李志恒の書簡群 [E] を、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は李志恒の詩作と慧海との唱和・次韻 [F] をそれぞれ収録している。また、『松前家記附録外国部』には、序文にあたる部分として漂着から送還に至る事件の経過を日付順に整理した記述があり、これは他の記録には見られない独自の要素といえる。

以下では、松前藩側で作成された三史料の内容構成を踏まえ、松前藩側記録における記事の取捨選択および配列の特徴をより具体的に提示する。そのために、事実関係そのものを確認することを目的とするのではなく、同一の出来事や表現がいかに取り捨選択され、再配列されているかを比較するための参照軸として、必要に応じて朝鮮側記録である『漂舟録』との対応関係を検討する。

松前藩側の三史料はいずれも李志恒の主要な書簡 [A・C] を収録しており、その内容は朝鮮側の記録とも対応している。とくに『漂舟録』には地名の明示はないものの、羽幌で金山奉行新谷十郎兵衛と対面した場面が確認できる。

船から降りて入っていくと三十余軒の草家があり、それぞれに宿泊の整えがしてあった。衣服や器皿、その他の什器が並べ置かれているありさまは、釜山倭館の居所のようであった。その中に頭倭が一人いて、(我々を) 迎え入れて向き合って座り、魚と酒でもてなしてくれた。心の中でひそかに大いに喜び、これで生きる道を得たので心配することもないと思った。その倭人は一章の文を書き示して言った。「私は松前奉行の者で、名は新谷十郎兵衛である。募り集めた兵を率い、松前太守の命を受けてここに家を作って留まり、黄金を採掘してすでに十余年になる。そして三年に一度、松前府へ黄金五十両を納めている」と。そしてまた文を書き示して、「初めに停泊したのはどこか？」と問いかけた。私は文を書いて答えを示した (池内 1994: 82)。

このように筆談によるやり取りが行われた。その際の李志恒の返答が、5月20日付の [A-1] である。その署名には「朝鮮漂(着)人李先達」と記されている。先達とは、朝鮮の登用試験である科挙に及第したものの、まだ官職には就いていない者を指す呼称である。17世紀を前後して、武科及第者の急増により官職に就けない者が多数を占めるようになり、結果とし

て主に武科及第者を意味するようになった。李志恒もその一人である。松前藩側の関連記録において、李志恒を「李先達」と記す例が多い。これは、最初の書簡 [A-1] が松前藩において報告などのために広く伝えられ、その署名にあった「李先達」という呼称が広く用いられるようになったためと推定されている (シン 2024a)。

『漂舟録』には [A-1] のような李志恒の返答は収録されておらず、新谷十郎兵衛が筆談で示した松前や蝦夷地の事情のみが記されている。羽幌は砂金の産地であり、17世紀半ば頃から採取が行われ、一時期中断はあったものの、元禄3年(1690)からは20~30人の金堀を派遣して7~8年間採掘を続けたという(新羽幌町史編纂委員会 2001: 238)。こうした背景のもと、羽幌に派遣されていた金山奉行新谷十郎兵衛は、『漂舟録』にも記されているとおり、どこの国の者とも知れない船が漂流しているとの風聞を聞きつけ、天塩付近まで探索の人員を派遣したのである。

海岸の高いところから突然手を振りながら呼ぶ者がいた。細かに見ると、その姿はこれまでに会った人びとは大いに異なっていた。ただちに帆を下ろして進んでみると、倭人二人であった。同乗していた釜山出身の金白善という者は倭語を少し知っていたので、彼らとことばを交わしてみると、ところどころ通じる語もあり、たとえば双方が完全に通じあうことができないとしても、彼らは南村府の倭人であり、金を掘りにその地へ来ているのだという。仮屋を大きく作り、五十余人の倭人を募り率いて、この先数日の行程のところ留まっているのであった。その中の将倭(金山奉行)は、どこの国の者とも知れぬ人びとが、近くに漂流し、飢えていると風聞を聞いて、そこで彼らを派遣して、様子を確かめさせたのだとのことであった(池内 1994: 81-82)。

漂流民を発見した新谷十郎兵衛が、彼らを松前まで護送するにあたり松前藩内で交わした文書が [B] である。松前到着後の藩主謁見においても、筆談によるやり取りが行われたことが『漂舟録』との照会によって確認できる。

そこでは宴席がふんだんに設けられており、護行

してきた奉行らが迎え、我々を東側の席に別に座らせ、彼らは西側の席に次第に列座した。その他の人びとは、外庁に席を設けた。金白善を呼び寄せてことばを伝えさせるには、「松前太守が酒席を設けて慰労する」とのことであった。また一章の文を伝えてきたので、その文を開けてみると「このたびの行について、あなた方は何のために出船し、どの境に至ろうとして海中で漂流することになったのか？ 何日間漂流して我が境に到着したのか？ 海上で日本の商船と会ったか？ 朝鮮を発船したのは何月何日か？ また海上で漂流した日数はどれほどか？」と詳しく問いただしてきたのであった（池内 1994: 85-86）。

これに答えたのが、7月20日付の[C-1]であり、その後も質問と回答が繰り返された。

さらに、「李先達、金僉知という二字をもつ者はどこに居住していて、その姓名、官名および官品の高下はどのようなものであるのか」とも問われた。重ねて次のようにも問われた。「朝鮮国では仏法を信じているのか？ 神祇を祭るのか？ 儒道を尊んでいるのか？ また耶蘇の者がいて、その教をを広めているのか？ また蝦夷らがあなた方に対して不法なことをしたことはなかったか？ また旅亭において求めることがあったら告げてもよい」と。私はこれにこう答えた（池内 1994: 86）。

これらに答えたのが[C-2]および[C-3]であり、『漂舟録』にも一部省略はあるものの、その返答が記録されている。これらのやり取りは、漂流民に対する供述的な性格を持ちながらも、宴席という場での筆談による対話形式で繰り返し交わされたものであった。内容は漂流事情の確認にとどまらず、朝鮮の宗教や儀礼、さらにキリスト教の有無にまで及んでいる。すなわち、松前藩側記録に収録された李志恒の書簡[C]は、朝鮮側の記録に記された謁見場面と符合しており、両側の史料群を照合することで、その作成背景や史料的性格をより具体的に理解することができる。

3.2. 『福山秘府』と『松前家記附録外国部』の比較

『福山秘府』『朝鮮漂人部』と『松前家記附録外国部』『朝鮮漂客李先達関係資料』の関係については、すでにシン(2024b)によって整理されている。ここでは、同研究を踏まえつつ、本稿で用いる記号と番号を基準に両記録を比較検討する。

『松前家記附録外国部』の内容は、序文を除けば「漂人文章」と題された[A・C・E]のすべてが『福山秘府』にも収録されていることが確認できる。序文は、漂着から送還に至る朝鮮人漂着事件の経過を日付順に整理したものであり、その漂流者情報や日付の根拠は、一部誤解があるものの、『福山秘府』でも確認できる。序文は他の関連記録には見られない独自の内容であり、さらに[A-1]の末尾に付された「これは新谷十郎兵衛に接見して贈った書簡である」（訳文）との注記とあわせてみると、編著者が内容を吟味し、一定の根拠をもって事件の全体像を把握していたことがうかがえる。

関連記録で共通して収録されている[A・C]のほか、『松前家記附録外国部』は李志恒の書簡群[E]を収録しているのが特徴的である。[E]は松前滞在中に作成されたもので、主に高橋浅右衛門に宛てた書簡類である。『漂舟録』にも高橋浅右衛門に関する記述が確認できる。

朝、太守が一等奉行の倭人一人を遣わし、我々の安否を問い慰労させた。そして一章の文を伝えてきて…（中略）…この文はすなわち、私が提出した答書に対する返事であった。倭人奉行の名は高橋浅右衛門といい、いささか字を知っていたので、彼此ともに書をもって思いを通じさせることができた。あるいは金白善を介してことばを伝えることもあった（池内 1994: 87-88）。

高橋浅右衛門は『漂舟録』に「一等奉行」と記され、李志恒と松前藩主との間で文書や贈り物を伝えるなどの役割を担った人物である。その名は『福山秘府』『年歴部』にも見え、元禄3年に父高橋佐五兵衛の後任として「両職」、すなわち寺社町奉行に就任し、享保7年(1722)に「両奉行」を退いたことが記録されている（北海道庁 1936: 44; 久保 2021: 185）。寺社町奉行は、松前藩制の特殊性を示す職で、寺社奉行と町奉行を兼ねていたため「両職」あるいは「両奉行」とも呼ばれていた。『松前福山諸掟』の「目録

掟」では奉行職の筆頭として寺社町奉行が挙げられており、他の奉行職に比して上位に位置づけられている(松前町史編集室 1974: 519)。したがって、李志恒が高橋浅右衛門を「一等奉行」と記したのは、この職掌上の地位を反映したものと考えられる⁷。

『松前家記附録外国部』には、『福山秘府』に収められた「朝鮮詞」[E-1]や「尺量之法」[E-2]が収録されており、書簡の形式をもつ「朝鮮漂人書牘」[E-3]以降が収録されている。『松前家記』が松前家の系譜として編纂されたことを考えると、朝鮮の事情に関する記事よりも、藩主と関連した資料を重視し、李志恒の書簡のみを選択的に写したと考えられる。この書簡群は、主に高橋浅右衛門に宛てられているが、実際には世話役である彼を介して第五代藩主の松前矩広に送られたものであった。とくに[E-3]においては、書簡本文の末尾に「松前州大守案下」と記され、その後日付と李志恒の署名が続き、さらに宛先として高橋浅右衛門が記されている。高橋浅右衛門を媒介とする性格を示すとともに、編纂の段階で藩主宛の性格を強調しようとした編集意図がうかがわれる。さらに、それを裏付けるのが、李志恒が南部家老からの返答を報告した文書[E-23]である。これは『福山秘府』には収録されているが、『松前家記附録外国部』には見られない。9月8日という日付から、松前を離れた後に作成された文書とみられ、藩主と直接の関わりをもたないため、編纂段階で収録対象外とされた可能性が高い。

『松前家記附録外国部』に収録された記事の大部分は『福山秘府』においても確認でき、かつ『福山秘府』の成立は『松前家記』よりも早いものの、必ずしも『松前家記附録外国部』が『福山秘府』を直接抜粋したことを意味するものではない。『福山秘府』では、[E-4]から「漂人文章」と題して李志恒の書簡をまとめ、書簡ごとに改行して示している。この体裁は『松前家記附録外国部』も同様であり、書簡を改行とともに「又」で区切る形で示している。しかし、[E-8]の書簡については、『福山秘府』では改行がなく、7月29日付の[E-7]の「李志恒」との署名と同じ行に続いて収録されており、同一書簡として扱われている⁸。これは活字翻刻本(北海道庁 1936: 289)のみならず、北海道立文書館所蔵本(旧記 1259と旧記 1267)においても確認できる。一方で、『松前家記附録外国部』ではこの誤りを踏襲していない。

さらに両記録を文字レベルで比較すると、『福山秘

府』に見られる表記の一部は誤写や不自然な用法である可能性がある。たとえば[E-4]では、『福山秘府』の「再三披閱罔極之誠」に対して『松前家記附録外国部』は「再三披閱罔極之誠」としており、「罔極」は「限りない誠」を意味する定型的な表現で、文意が明確である。また、『福山秘府』の「未嘗少馳手心矣」と『松前家記附録外国部』の「未嘗少馳于心矣」を比べると、「馳于心」が成句であるのに対し、「馳手心」は誤写による不自然な表現と考えられる。さらに、『松前家記附録外国部』の「我独有四天者也」では、「独有四天」が「ただ私には四天がある」、すなわち「私には特別に四人の恩人(=天)がいる」と解釈できるのに対し、『福山秘府』の「我獨四天者也」は意味が不明瞭な表現となっている。

『松前家記附録外国部』は、その編纂時期からみて『福山秘府』を参照し得た可能性を形式的には否定できない。しかし、本節で確認したように、書簡の収録範囲や配列、誤写箇所扱い、さらに藩主宛文書を重視する編集方針には、『福山秘府』を直接底本として抜粋や転写を行った場合には説明しがたい差異が認められる。とりわけ書簡処理や文字レベルでの異同は、『松前家記附録外国部』が『福山秘府』の本文を参照して整理した結果とは考えにくく、別系統の資料に基づいて独自に校合および整理を行った可能性を示すものである。

3.3. 『福山秘府』と『漂流朝鮮人李先達呈辞』の比較

『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、関連記録で共通して収録されている[A・C]のほか、李志恒の詩作と慧海との唱和・次韻[F]を収録しているのが特徴である。[A・C]の李志恒の書簡を比較すると、『漂流朝鮮人李先達呈辞』には、脱字や誤写によって文意が不完全となった箇所が複数確認できる。たとえば、[A-1]では「累口人命飢餒多日」の「命」が脱落して「累口人飢餒多日」となり、飢餓によって生命が危機にさらされているという意味上の強調が失われている。また、[C-1]では「東萊府」が「東府」とされ、具体的な地名の特定が困難になっている。さらに、[C-2]の「木札之事、依為之可也」が「木札事、依為之可也」となり、「之」の脱落により、漢文としての格調が落ち、記録体裁が乱れている。加えて、[C-3]では「慰設酒肉而祭之」が「慰設酒肉而」となり文意が途切れるなど、祭祀の記録が不完全になっている。これらは筆写の過程で「義」「命」「之」「祭之」などの

字が脱落した結果と考えられる。

一方、[C-3]の年中行事の記述に関しては、『福山秘府』が「正月正朝」「六月望日」とするのに対し、『漂流朝鮮人李先達呈辞』では「正月正朔」「六月朔望日」と記されている。「正朝」と「正朔」はいずれも元旦を指す表現として用例があり、いずれも成立しうる書き方である。また、「望日」は十五日の満月を意味するのに対し、「朔望日」は初一日と十五日を対にして表す語で、中国や韓国の記録にもしばしば見られる定型表現である。したがって、この点については誤記とは断定できない。

詩作を収めた[F]については、朝鮮側記録と松前藩側記録を横断的に比較した泊(2022)の検討がある。それによれば、『福山秘府』には39首、『漂流朝鮮人李先達呈辞』には33首が収録されており、両者の間に若干の文字の異同はあるものの、『漂流朝鮮人李先達呈辞』に収められた詩は1首([F-4]の第2首目)を除きすべて『福山秘府』にも見えるとされている。すなわち、詩作に関しては『福山秘府』の方が収録数において包括的であるが、『漂流朝鮮人李先達呈辞』には『福山秘府』には見られない1首が含まれており、この点に両者の差異が認められる。

加えて、[F-8]については、『漂流朝鮮人李先達呈辞』では詩作に付された前置き文が比較的完全な形で残されているのに対し、『福山秘府』ではその一部が欠落している。『福山秘府』が藩政史料を網羅的に集成することを目的とした史料であることを踏まえると、これは編集方針による意図的な省略というよりも、伝写の過程で生じた脱落とみるのが妥当であろう。

『福山秘府』や『漂流朝鮮人李先達呈辞』に収録された詩作群の中にその名を残す慧海は、[F-6]によると、松前阿吽寺の僧であり、その出自は江戸とされる。少なくとも六年間松前に在住していたことが自署の文面から確認できる⁹。彼は故郷を日々思慕する心情を吐露しつつ、漂流民李志恒から寄せられた詩に深く感動し、涙したことを記している。また、その書簡は高橋浅右衛門を介して伝えられており、李志恒との唱和・次韻に加わった人物として記録に残されている。署名には「僧慧海智潤瑞流」と記される場合もあり、さらに朝鮮側記録『漂舟録』にも「瑞流」という僧の名で登場している。

瑞流という僧が詩を作ってはしばしば送ってき

た。私はそれらにたびたび和答したが、お互いに会うことはなかった。ある日、その僧が来て謝して言った…(中略)…旅人としての情懷は、あなたと私とで何の違いがありますか。あなたは海を漂い来たって長い日経ち、故郷の家では必ずやあなたを恋い慕い憂えている。その思いはいつそう切実で、悲嘆に暮れていることでしょう。あなたは今帰る日がすでに近づいているので、折りを見てお目にかかりにやってきた次第です(池内1994:90)。

『漂流朝鮮人李先達呈辞』に収められた詩群の冒頭には「客懷」との題が掲げられているが、これは同書に独自に設けられた総題であり、[F-4]に限った個別の詩題とみなすのは不自然である。もともと「客懷」は『福山秘府』における詩[F-6]の詩題であり、李志恒と慧海の唱和・次韻のうち、慧海側の詩に付されたものであった。『漂流朝鮮人李先達呈辞』では、この「客懷」という語が転用され、「附録」全体をまとめる総体的な題として用いられている。実際、『福山秘府』および『漂流朝鮮人李先達呈辞』の該当箇所[F-6]には、慧海による次のような前置きが付されている。

朝鮮国人李先達が、漂流の風に運ばれてここに至り、感懷を抱いて詩を題吟した。丙子七月、朝鮮国李先達の吟じた二首の芳しい跡を汚し、土人〔松前の人びと〕に示し、聊か客懷を述べたものである(訳文)。

ここで用いられた「客懷」は、慧海自身の詩題であると同時に、異国の地にある旅人としての感懷を表す言葉として理解できる。『漂流朝鮮人李先達呈辞』の編纂者は、この「客懷」を詩群全体の主題を象徴する語として採用し、「附録」全体の題に据えたとみられる。したがって、同書における「客懷」は、李志恒と慧海の唱和・次韻を包括する詩的交流全体を指し示すものであり、漂流者の詩を通じて異国における共感と交歓の情を強調する編集意図を反映していると考えられる。

『福山秘府』に見える表題「附録」および詩題「客懷」との対応関係を踏まえると、この解釈は両記録の編纂意図を理解するうえで重要な手がかりとなる。『漂流朝鮮人李先達呈辞』にも収録されている[F-4]は、もともと慧海に宛てたものではないが、慧海が

これを目にしたことを契機として [F-6] の返唱が生まれ、以後の唱和・次韻へと展開する起点となった。『福山秘府』では、この [F-6] の詩題として「客懐」が掲げられているが、『漂流朝鮮人李先達呈辞』ではその語が転用され、「附録」全体を統べる総題として用いられている。他方、『漂流朝鮮人李先達呈辞』に [F-1]・[F-2]・[F-3]・[F-5] が収録されていないのは、編纂の焦点が松前滞在中における李志恒と慧海の唱和・次韻に限定されていたためと考えられる。すなわち、[F-1]～[F-3] は、松前を離れたのちに作られたものであり、[F-5] は松前滞在中ではあるが高橋浅右衛門との二者的交流を主題としているため、いずれもこの詩的往還の範囲外にあるものと判断されたのである。

一方、詩群の中で、[F-19] と [F-20] は、他の詩と比べて体裁を異にしている。署名や宛名を伴い往還の形式を備える他の唱和詩群とは明らかに性格を異にしており、独立した成立経緯をもつ可能性がある。とくに [F-19] は「八月十四日夜」とのみ記され、署名や宛名が欠落しているうえ、編集上の配列では前に置かれた [F-18] (8月15日付) よりも日付が遡っており、一定の不整合が認められる。どのような経緯でこのような体裁のまま収録されたのかは明らかではないが、池内 (1994) が指摘するように、『漂舟録』に [F-20] と同一の詩とみられるものが収録されている。

お互いに会う以前に、その僧が送ってくれた詩は次のようなものである。

嵐雲収尽晚晴快 吟興悠悠对月明
一半秋客待夜夕 十分魂魄洗塵情
光浮天際宿鳥噪 影映潮潤魚驚驚
地僻海隅詩供少 独憑曲欄過三更
禪庵住在白雲層 贏得山林抱不能
外有松窓口有月 梵函誦罷对残燈
近望旅軒对月明 忍開浦雁報人声
愁察客霄夢難結 我亦思君到曉更
君到秋霄三島天 鳳客想好化神仙
恍然夢覺投吾夕 瓊韻金声響几前
(池内 1994: 90)

このうち、冒頭の八句は [F-20] と内容が一致し、末尾二聯は [F-11] に対応する。表記や語句に若干の異同はあるものの、いずれも同一詩の伝写とみなすことができ、李志恒と慧海の詩的往還の一環として位

置づけるのが妥当である。なお、『漂舟録』では、これら [F-20] と [F-11] はいずれも「お互いに会う以前に僧が送った詩」として紹介されている。とくに [F-11] は、書簡 [F-10] に添えられたもので、日付は8月7日と記されている。[F-19] および [F-20] は他の詩群とは体裁を異にしながらも、『福山秘府』と『漂流朝鮮人李先達呈辞』の双方に収録されている点で共通する。両記録は基本的な内容を共有しつつ、それぞれの収録方針に応じた取捨や筆写上の差異を反映した編纂物であることが、改めて確認できる。

4. 祖本と記録間の関係

松前藩側の記録『福山秘府』『松前家記附録外国部』『漂流朝鮮人李先達呈辞』の間には、いずれかが他を全面的に包摂するような全本は存在せず、各史料には脱落や誤写、表記上の差異が認められる。そのため、三者のうちのいずれか一つを直系の祖本とみなすことはできない。しかしながら、内容面で広範な共通性が見られることから、これらは共通する一次的な資料群を背景に持ちつつ、それぞれの編纂目的に応じて取捨選択や配列を施すことで成立した史料であると考えられる。

その共通基盤として想定される祖本となった可能性があるのが、『福山秘府』の「引用書目」に記される「朝鮮人漂着部」である(北海道庁 1936: 9)。ただし、「引用書目」に見える「書名有部字者福山秘府編中也。下亦倣此」という記述からは、「朝鮮人漂着部」自体が『福山秘府』の編纂過程において整理および構成された編中の一部である可能性もある。しかし、事件発生の元禄9年(1696)から『福山秘府』成立の安永9年(1780)までには相当の時間的隔たりがあり、その間、当該事件に関する記録は、口上、覚書、書簡、詩文などの形で個別に存在していた可能性が高い。現存する三史料は、そうした個別的な記録群を共通の基盤としつつ、それぞれの編纂意図に即して選択および編集した結果として成立したものと理解できる。したがって、「朝鮮人漂着部」は、必ずしも編纂以前から特定の簿冊として固定的に存在していた祖本を指すものではなく、元禄9年の朝鮮人漂着事件に関して個別に存在していた文書や記事を集成したものと理解できる。

編纂の目的を照らし合わせると、それぞれの性格が明瞭になる。『福山秘府』は藩政史料を体系的に集成

することを主眼としており、「朝鮮人漂着部」という編中を立てることで、当該事件に関する諸記録を全体的に収録しようとしたが、伝写の過程で部分的な脱落や誤記が確認できる。一方、『松前家記附録外国部』は松前家の系譜編纂という目的のもとに編集され、藩主家との関連が明確な書簡類を中心に収めている。とりわけ高橋浅右衛門を介した書簡群が強調されており、実際には藩主松前矩広に宛てられた性格をもつことが示されている。これに対して、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、事件の中でも李志恒と慧海の詩的往還に焦点を当て、その成立の経緯とあわせて唱和・次韻を中心に構成されている。そのため、松前を離れた後の詩作や、高橋浅右衛門との個別的交流を主題とするものは収録の対象外とされた。

このように、『福山秘府』は藩政史料の総覧化、『松前家記附録外国部』は藩主家に関わる史料の収集、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は詩的交流の提示を目的として編纂されたものであり、それぞれ異なる関心と編集方針に基づいて、必要な部分のみを選択的に収録したと理解できる。また、表記や文言上の差異からみて、三史料は共通する史料的背景を有しながらも、参照したのは異なる伝来系統に属していた史料の可能性も考えられる。現存する三史料のいずれもが直接の祖本とはなり得ず、その背後には、特定の一冊に限定されない、藩内で共有されていた事件に関する文書群が存在していた可能性が高いとみるのが妥当であろう。

収録方針に違いがあるにもかかわらず、各史料に共通して収められている文書がある。李志恒が羽幌で金山奉行に宛てた「手啓」と、松前城下で藩主に宛てた「呈辞」である。両者はいずれも漂流事情や救助、送還の要請といった核心的な内容を含み、李志恒の出身や科擧及第といった経歴、同行者の身分情報も記している。すなわち「手啓」と「呈辞」は、漂着事件に関する第一報であると同時に、李志恒という人物像を伝える公式な自己紹介文としての性格を備えていた。そのため編纂意図のいかんを問わず、いずれの史料においても不可欠な文書として選択されたのである。とくに「手啓」は漂流民と松前藩が初めて交わした公式文書であり、「呈辞」は藩主謁見という場における供述の中心記録として位置づけられる。

先行研究や所蔵先での整理においては、『漂流朝鮮人李先達呈辞』が漂着事件当時、すなわち元禄9年に成立した最も早期の記録とされてきた。しかし、他の関連記録との関係を踏まえると、その成立時期に

ついては改めて検討する余地がある。確かに同書は、収録文書の日付が同年8月に集中していることから、李志恒が松前に滞在していた時期に編まれた可能性があり、最も早い成立を示す記録とみなしうる。そのため、松前を離れた後や江戸途上で作成された詩は、当時まだ存在していなかったため収録されなかったと理解できる。ただし、松前滞在中に成立した詩であっても選択的に収録対象から外された例もあり、既存記録を取捨した結果である可能性も否定できない。いずれにせよ、『福山秘府』と『漂流朝鮮人李先達呈辞』は多くの共通要素を有しつつも、筆写上の異同や収録方針の差異を通じて、それぞれ独自の編纂意図を反映した史料であることが確認できる。

以上の検討から、現存する三史料のいずれもが直接の祖本とはなり得ず、藩内で共有されていた朝鮮人漂着事件に関する文書群を基盤として、それぞれ異なる編纂意図のもとに成立した史料であると結論づけられる。こうした基盤となった文書群は現存が確認されていないものの、少なくとも『松前家記附録外国部』が編纂された明治期においては、なお参照可能な形で存在していた可能性が高い。とりわけ分量と網羅性の点では、『福山秘府』『朝鮮漂入部』が当該情報基盤の全体像を伝えている可能性が高い。ただし、『松前家記附録外国部』や『漂流朝鮮人李先達呈辞』もまた、それぞれ独自の関心に基づく選択的な編纂を通じて事件の一端を伝えており、三者はいずれも祖本資料群を異なる角度から伝来した成果と位置づけられる。

5. 松前藩における朝鮮人漂着事件の位置づけ

5.1. 藩政的側面

元禄9年(1696)の漂着事件は、江戸時代を通じて唯一確認される朝鮮人の蝦夷地漂流事例であり、松前藩において多様な史料群として記録化された。現存する『福山秘府』『松前家記附録外国部』『漂流朝鮮人李先達呈辞』に加え、これらの諸記録が参照した藩内文書群の存在からも、本漂流事件が単なる偶発的出来事にとどまらず、藩政史料や詩文交流など複数の領域で記録の対象となったことが明らかである。『福山秘府』の場合、「引用書目」に掲げられる「朝鮮人漂着部」を基盤として、「総目録」では当該事件が第三十・第三十一巻の「朝鮮漂入部」として独立して収録され、翌巻の第三十二巻に設けられた「他国漂入部」と明確に区別されている。二巻にわたる記録は分

量の多さを反映するのみならず、後代の編纂段階においても、松前藩が朝鮮人漂着事件を特別に区分し、他国からの漂着事例とは異なる性格を付与していたことを示すものである。

藩政的側面から見ると、漂着事件の記録は具体的な実務と制度運用の実態を反映したものとして理解できる。松前藩内で交わされた往復文書 [B] は、羽幌から松前までの護送手続きを詳細に規定しており、熊石などの番所を経由して管理する体制が明示されている。とくに新谷十郎兵衛の「廻文」[B-1] では、護送経路において「従熊石村名主肝煎中」が宛先に含まれている点が注目される。ここでは、熊石浦の肝煎に必ず申し合わせ、そのうえで肝煎から江差番所へ届け出ることが指示されている。さらに同文書では、同行者の金愈知が日本詞を解するため事情聴取に用いられる一方、漂流民は「朝鮮浜者」であり信用しきれないとして、現地アイヌの様子を詳しく聞き取るよう指示がなされている。こうした点からも、熊石は単なる中継地にとどまらず、蝦夷地と松前地の境界として、漂流民護送における通報と取次を担う重要な拠点であったといえる。

さらに、『松前福山諸掟』によると、熊石番所の元禄 4 年 (1691) の定書では、熊石近郷における盗買や蝦夷地からの荷物搬入を取り締まり、無許可の鯨漁船や秋漁船の通行を規制することが定められている (松前町史編集室 1974: 583)。すなわち、当初の規定は藩内秩序の維持と交易統制を目的としたものであった。これに対し、年代未詳の丑年の定書では、万一異国船が沖合を通るのを見かけた場合は、速やかに松前および江差番所へ注進するように命じており (松前町史編集室 1974: 583)、対象が異国船にまで拡大している。シン (2023) は、元禄 4 年の直後の丑年が元禄 10 年 (1697) に当たることから、この改正は元禄 9 年の朝鮮人漂着事件を契機として行われた可能性を指摘している。すなわち、漂着事件以降、熊石番所には異国船対応の通報義務が付加され、境界警備拠点としての性格をいっそう強めたと考えられる。

一方で、『松前福山諸掟』に収められた元禄 4 年 4 月の亀田奉行の定書には、他国船が破損して漂着した場合は、船具などを紛失しないよう注意を与え、船頭や水主には米などを支給して救助し、松前に送り届けることが定められている (松前町史編集室 1974: 562-563)。このことから、本漂着事件に先立ってすでに漂着者の処遇が制度として明文化されていたことがわか

る。17 世紀から 18 世紀にかけての蝦夷地漂着事例を総合的に検討した及川 (2013) は、漂流者を松前に送ることを定めた背景について、松前藩が対アイヌ交易を独占していたことに加え、密貿易の詮議を行い証文を発給する必要があったためであり、入国審査の性格をもつ措置として位置づけられていたと論じている。このような体制のもとで、李志恒を含む朝鮮漂流民は松前に送られ、筆談によって詮議を受け、その内容に基づいて証文が作成されたのである。

また、李志恒の書簡群 [E] に見える漂流民の世話役高橋浅右衛門が寺社町奉行であったのは、その職掌の性格に基づくものである。寺社町奉行は従来、寺社や町方の管轄と理解されがちであったが、浪川 (2003) が指摘するように『寛文拾年狄蜂起集書』では「上下狄地」や「トカ人」を含め、蝦夷地の総括や司法的機能も担っていたことが明らかである。こうした広範な職掌は、『松前福山諸掟』に見えるキリシタン取締の規定からもうかがえる。寛永 16 年 (1639) の定書では、仏神を信仰せず数珠などの仏具を持たない者を宿泊させることを禁じ、違反者は処罰すると定めている (松前町史編集室 1974: 530)。さらに寛文 13 年 (1673) の条目では、寺の証文や仏具を持たない不審者を届け出ることを命じ、密告者には褒美を与え、他所から発覚した場合には五人組にまで処罰を及ぼすことが規定されており、寛永 16 年の禁令は寛文 13 年に再行されて徹底が図られている (松前町史編集室 1974: 530)。すなわち、漂着事件以前から宗旨吟味とキリシタン確認は寺社町奉行の職掌として制度化されており、元禄 9 年の漂着事件に際して漂流民がキリシタンでないことを確認した松前藩の対応も、こうした既存の規定に即したものと理解できる。

なお、『松前福山諸掟』の寺社町奉行の享保 7 年 (1722) の条目には、破損船や漂着船があった際、放置せず物品の紛失がないよう管理を徹底することが定められている (松前町史編集室 1974: 533-534)。これは漂着事件当時のものではないが、こうした経験が後年の規定として制度化されたことを示唆する。以上を踏まえると、寺社町奉行が漂流民の宗旨確認や漂着船と荷物の管理、滞在中の監督を担ったのは職務上当然の対応であったと理解できる。すなわち、寺社町奉行の高橋浅右衛門は藩主と漂流民の取次を行い、事件処理を制度的な枠組みに組み込む役割を果たしたのである¹⁰。

こうして熊石番所で受け止められた漂着民は、まず

松前へ送致され、藩の統制下に組み込まれることになった。そのうえで、寺社町奉行の管轄に引き渡され、宗旨吟味によってキリシタンでないことが確認され、さらに滞在中の生活や行動を監督する手続きが実施された。このような流れは、松前藩が漂着事件を偶発的な事態として処理するのではなく、既存の藩政秩序の枠組みに位置づけて対処していたことを示している。

5.2. 幕府主導の漂流民送還体制と松前藩

元禄9年の朝鮮人漂着事件は、単なる藩内の対応にとどまらず、幕府主導による漂流民送還体制の枠組みの中で処理された。松前藩は漂流民の身分や漂流経過、宗旨、所持品などを取り調べ、その内容を文書として整理し、幕府へ報告したうえで、対馬藩を中心とする送還手続きに組み込まれていた。朝鮮漂流民送還制度の全体像を包括的に整理した池内(1998)によると、朝鮮漂流民の送還に中心的な役割を担った対馬藩が幕府に提出した調書は、1670年代から幕末にかけて確認でき、18世紀半ばには記載形式が定式化された。定式化後の調書は、(I)漂流人口上書(出身地・職業・漂流経過・漂着以後の経過)、(II)宗旨、(III)提札(号牌)の有無、(IV)各人の名前と年齢、(V)船荷と船道具一覧という構成であった。一方、漂着地側の諸藩も取り調べを行い、幕府へ提出していたが、その内容と構成は統一されていなかった。幕府の指示に従って調書を作成していた対馬藩を除けば、朝鮮漂流民の宗旨や号牌の有無まで確認するよう必ずしも求められていなかったという。この点で、松前藩の記録は例外的に充実している。各人の年齢は記されていないが、名前が揃って記録されており、その他の情報も対馬藩調書の項目に相当する内容を含んでいる。

そのなかでも、池内(1998)は、宗旨に関する記載については、独立した項目として整備される以前から、すでに調書に盛り込まれていたことを指摘している。こうした宗旨記載が、単にキリシタンではないと誓約させるにとどまらず、実際に信仰する宗教を明示させることで、キリシタンではないことを証明する意味合いを持っていた点を明らかにしている。本漂着事件も、そうした定式化以前の段階に位置づけられる事例の一つである。

松前藩側の記録も、この宗旨吟味の実態をよく示している。[C]の「呈辞」では、李志恒が「本国では

耶蘇の名は聞いたことがなく、その教えも知らない。神祇に祈ることは庶民の間で少しはあるが、僧侶の家でも実践はない。ただ儒道を重んじている」(訳文)と述べ、キリスト教の存在を否定するとともに、自国における儒教中心の宗教状況を説明している。また、幕府への報告[D-2]では「彼らが仏教の作法を知らないと言うので、光善寺という浄土宗の寺に六人を連れて行って見たところ、仏前で焼香し三度礼拝し、唐音で念仏を唱えた」(訳文)とあり、漂流民が寺で実際に仏教的行為を行ったことが確認されている。

こうした記録は、漂流民がキリスト教徒ではないことを裏づける証拠として作成されたものであり、松前藩において宗旨吟味が具体的な実践を伴って行われていたことを明確に示している。この点は、前述の『松前福山諸掟』において、仏神を信仰せず仏具を持たない者の宿泊を禁じ、違反者を処罰すると定めていた規定とも整合的である。

そして、調書における船荷についても、池内(1998)によると、その記載はきわめて詳細であり、ときには漂流民ごとに分けて整理される場合もあった。さらに、当初から漂流民が所持していたものと、漂着後に各領主から支給された衣類や小物類は明確に区別して記されている。こうした記録のあり方は、規模の大小を問わず漂流民との密かな商品取引を防止する意図を持っていたと論じている。

松前藩が作成した記録も漂流民の所持品や船荷、さらに藩からの支給品を明確に区別して整理している。所持品目録[D-4]には、李志恒をはじめ個人ごとに詳細な品目が記されており、衣服や書籍、暦といった生活や知識に関わる品から、貂皮40枚に及ぶ高価品に至るまで幅広く確認できる。さらに、貂皮については、「宗谷において古い衣類と引き換えに購入したものだという」(訳文)と記され、漂着後に宗谷で入手した品であることが明示されている。このように、松前藩は漂流民とアイヌとの接触や取引の可能性を厳格に把握し、記録していた。さらに、松前藩から漂流民に支給した品々[D-29]には、木綿着物や蒲団といった生活必需品に加え、紗綾や真綿、砂金など贈答的要素をもつ品も含まれており、その対応は単なる救済にとどまらず、一定の格式を備えたものであったことがうかがえる。

一方、船体や帆柱などの船具については残置品・船具目録[D-20・D-21]にもまとめられ、翌年大坂へ回送する予定まで記されている。これは漂流民の送還

だけでなく、船具そのものを対馬藩へ引き渡す責任を果たそうとする実務的姿勢を示している。その後、対馬藩に引き渡された際の受取目録 [D-30 ~ D-32] を見ると、松前で作成された記録とほぼ照合可能であり、小刀や釘といった細部に至るまで確認されている。こうした徹底は、池内（1998）が指摘するように、規模の大小を問わず朝鮮人との密かな商品取引を防止する意図を有していたと考えられるとともに、幕府主導の送還体制のもとで、松前藩と対馬藩が所持品や船具を相互に照合可能な形で管理し、その引き渡しについて責任を負う仕組みが構築されていたことを示している。すなわち、本事件の所持品管理は、単なる生活保障や救助にとどまらず、幕府主導の送還体制における物資管理の一環として制度的に位置づけられていたのである。

本漂着事件に関する松前藩側記録の詳細な内容は、単なる事件整理を超え、幕府主導の送還体制における松前藩の役割を強く意識していたことを示している。及川（2013）は、こうした漂流民送還事例を位置づけるにあたり、幕藩国家の対外関係編成の枠組みを念頭に置く必要があると指摘している。すなわち、松前藩による調書作成や所持品・船具の管理、幕府への報告、対馬藩との連携といった一連の手続きは、蝦夷地における漂流民対応を幕府の対外政策の体系に接続し、周縁地域における統制と秩序維持の一端を担うものであったといえる。

5.3. 文化交流的側面

元禄9年の漂着事件は、松前藩にとって単なる異国船漂着の処理ではなく、漂流民との間に文化交流を生じさせた事例として位置づけられる。池内(1998)は、日本列島に漂着した朝鮮人の事例の大半が漁民や商人など一般民衆であったと示しつつ、ごくまれに官位を有する官人が含まれていたことも挙げている。元禄9年に漂着した8人は、李志恒を除けば漁師や商人で構成されていた。李志恒については、従来の研究では官位を有する下級武官として把握されてきたが、シン（2024a）は、漂流当時の呼称である「先達」が示すとおり、実際には官位を有していなかったことを確認している。ともあれ、李志恒は官位を持たなかったものの、武科に及第するほどの学識と漢文運用能力を備えていた。

漂流民の中には、日本語で意思疎通が可能であった金白善も含まれていた。しかし、公式の取り調べや文

化的な交流は、主として李志恒を中心に、漢文を介した筆談によって行われた。その例として、[E-16] と [E-18] の書簡は、形式上は金僉知、すなわち金白善の名で送られたものであるが、実際には李志恒が作成したと考えられる。両書簡には衣服の要望とその支給への感謝が記されており、日本語で意思疎通が可能な漂流民がいたにもかかわらず、松前藩とのやり取りは李志恒の文を通じて行われていたことが確認できる。本漂着事件に関する松前藩の調書が、他藩で作成された記録と比べて格段に詳細であるのは、このように朝鮮語通事を介さずとも直接の意思疎通が可能であったことにもよると考えられる。

このように、漂流民との公式的な応対は李志恒の漢文能力に依拠して進められたが、それは単なる実務的な筆談にとどまらず、やがて詩文を通じた文化交流へと展開した。李志恒の漂着地での意思疎通について検討した Hur（2010）は、東アジアにおいて漢字が共通の文字体系として機能し、筆談や書簡といった情報伝達の段階から、漢詩のやり取りによる感情表現の段階へと交流が深化していったことを明らかにするとともに、漂着地での詩文交流が供述の延長という性格を免れないことも論じている。他方、泊（2022）は、漢学という共通の教養を有した日朝知識人の私的な文学交流に注目し、李志恒と慧海の唱和詩に外交儀礼を超えた個人間の交流を見出すことができ、漂流という偶発的状況と、共に故郷を離れて他郷に身を置く境遇が純粋な友好感覚を生み出したと強調している。

日本と朝鮮の知識人との詩文交流は、通信使の往来において盛んに行われたことがよく知られている。Hur（2010）によると、通信使は事前に準備された環境のもとで詩文の唱和が既に定式化されていたのに対し、李志恒が遭遇した漂着地での出会いは予期せぬものであり、松前藩士や僧侶は即興の詩作に不慣れであった。そのため、即座の唱和ではなく翌日に詩を整えて応じるといった形で交流が進められたのである。

もっとも、李志恒の詩文活動は、必ずしも唱和とといった往復的な形式に限られなかった。『漂舟録』によると、松前滞在中には、太守の許可を得た人たちが唐紙を携えて書写を請い求め、その数は数えきれないほどであったという。李志恒は即興的に五言・七言の詩を紙の長さに応じて書き与え、48～49日の間に、その量は百巻近くに及んだとされる。こうした単発的な詩作は、唱和のような相互交流とは異なり、むしろ李志恒の「書」に対する需要の高さを示すものであ

り、文化交流のもう一つの様相を表している。このように多数の書を残したことは、元文4年(1739)に成立した坂倉源次郎『北海随筆』でも確認できる。同書には「(李志恒が)松前に滞在していた内に、求めに応じて書いた墨跡を今も所持している者がいる」と記されており(高倉 1969: 406)、漂着事件から40年以上を経ても、李志恒の墨跡が松前に伝えられていたことがうかがえる。

以上のように、松前で文化交流の様子はよく知られている。松前を離れた以降について、Hur (2010)は、李志恒が江戸を経て通信使の経路に沿って帰国する途上では、筆談や漢詩に関する記録が見えないことを指摘している。その理由については、李志恒自身が記録しなかった可能性のほか、通信使ほどの知識人ではなかったために、沿道の人々にとって特別な関心を引かなかったことを挙げている。

一方、松前藩を離れた後も、通信使の経路から外れた地域において、李志恒が文化的な交流を行ったことを示す記録が残されている。南部藩の史書である『内史略』によると、津軽を経て盛岡に至った李志恒は、9月8日に盛岡を出発する際、漂流民を代表して南部藩家老に書簡を呈し、返書を受け取った。その内容には、松前での救済への謝意と隣国間の友好が述べられるとともに、護送や給餌を願う趣旨が記されている(岩手県立図書館 1973a: 569-570)。このうち、南部藩家老からの返答は『福山秘府』の[E-23]に見える文書と同一内容であり、両者は同一の書簡を伝えるとみられる。また、沼宮内の観音堂に掲げられた絵馬板には、李志恒自らが出自と経歴を記した漢文を揮毫し、随行者の名も記したとされ、その内容の写しが記録に残っている(岩手県立図書館 1973b: 295-296)。さらに、『祐清私記』には、盛岡滞在中に李志恒の「書」に対する需要が高く、多くの者がその筆跡を求め、実際に墨跡を所持していたことが記録されている(南部叢書刊行会 1970: 389-390)。

南部藩における事例は、松前において確認された文化交流と共通点を持っている。すなわち、李志恒の「書」に対する強い需要である。『北海随筆』に記された松前での求めに応じて与えた筆跡と同様に、盛岡滞在中にも多くの者がその筆跡を求め、墨跡を所持していたことが記録されている。これは、通信使に随行した知識人との定式化された詩文交流とは異なり、漂流という偶発的な状況のもとで生じた単発的な文化交流であったといえる。さらに、南部藩もまた通信使の経路

から外れた地域であり、そこで松前と同様の交流が確認できることは、この漂流事件がもたらした文化的接触が、松前にとどまらず移動の過程においても持続していたことを示している。このように見えてくると、元禄9年の朝鮮人漂着事件は、単なる異国人漂着の処理ではなく、李志恒を介して各地で文化的交流を生じさせた出来事として位置づけられる。松前藩においては幕府への報告や送還体制の一環として処理された実務的な事件でありながら、漢詩の唱和や墨跡のやり取りを通じて、文化的接触の契機として記憶されることとなった。

Hur (2010)は、『漂流朝鮮人李先達呈辞』を、漂流過程を公式に確認し、歓待の事実を示すための一次記録として位置づけている。そして、通信使一行の筆談唱和集のように出版されることはなかったと述べ、その理由として李志恒が出版対象となるほどの知識人ではなかった点を挙げている。しかし、松前藩側の記録相互の関係に着目すると、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は「客懐」という主題に沿って必要な部分を選択的に収録したものであり、通信使の唱和集と同様に詩的交流を記録した資料という性格を備えていたと考えることができる。

このように、元禄9年の朝鮮人漂着事件は、松前藩において藩政的対応や幕府主導の送還体制の一環として処理されたと同時に、李志恒の存在を契機に文化交流的側面も伴った特異な事例であった。制度的枠組みと偶発的な交流が交錯したこの事件は、松前藩が境界社会として果たした役割を示すものとして位置づけられる。

6. おわりに

以上では、元禄9年(1696)の朝鮮人漂着事件に関して、松前藩側に伝わる『福山秘府』『朝鮮漂人部』、『松前家記附録外国部』『朝鮮漂客李先達関係資料』、『漂流朝鮮人李先達呈辞』を比較検討し、それぞれの内容構成と編纂意図の相違を明らかにした。これら三史料はいずれも、事件当時に個別に作成され、藩内で共有されていた文書群を基盤としつつ、藩政史料の総覧化、藩主家関係資料の整理、詩文交流の提示といった異なる目的のもとに取捨選択および編集された成果であることが確認された。

また、朝鮮側記録『漂舟録』との照合を通じて、羽幌における筆談や松前城下での謁見といった具体的な

場面が、双方の記録において共通して確認できることを示した。こうした対応関係は、松前藩側史料が単なる後世の編纂物ではなく、事件当時の情報や記録に依拠して構成されていることを裏づけるものである。

本漂着事件は、松前藩において単なる偶発的な出来事にとどまらず、藩政上の実務的対応、幕府主導の送還体制における位置づけ、さらに李志恒を中心とした文化的交流という多面的な側面をもって記録された。漂流民の松前までの護送体制、松前での宗旨吟味や所持品管理といった制度的対応は、既存の規定に基づきつつも、この事件を契機として強化されていった。また、幕府への報告や対馬藩との連携を通じて、蝦夷地の漂着事例が幕府の対外政策に組み込まれていたことも確認できる。同時に、李志恒による筆談や詩作を通じた交流は、通信使の定式化された唱和とは異なる即興的な文化接触として展開された。墨跡のやり取りや詩文の往還は松前のみならず南部藩においても記録され、漂流という偶発的状況が新たな文化的交流を生み出したことを示している。以上の検討から、本漂着事件は一地方の記録にとどまらず、藩政、幕藩体制、文化交流という多層的文脈の中で位置づけられるべき事例であることが明らかとなった。

もっとも、本稿では史料の性格と位置づけの整理にとどまったため、検討すべき課題が残されている。元禄9年の朝鮮人漂着事件では、松前藩が例外的に江戸まで随行して送還を担い、さらに、船は漂流民とは別に翌年朝鮮へ返還されるという異例の対応が取られており、この点は及川(2013)や池内(1998)などの先行研究においてもその特異性が指摘されている。とりわけ翌年の空船の別送は、一件の漂流事件に対して人と船の二重の謝礼を求める形となり、朝鮮側において外交儀礼上の問題として認識されるに至った。したがって、朝鮮側の史料に加え、対馬藩をはじめ松前以外の地域に残された記録を参照し、近世における漂流民送還体制の大きな枠組みの中で本事件を改めて検討する必要がある。

今後は、本稿で示した松前藩における史料整理の特質を踏まえつつ、漂流民送還の実務過程や他藩との連携をより具体的に検討することが重要である。あわせて、対馬藩をはじめ送還に関与した諸藩、さらに江戸から朝鮮に至る送還経路全体に残された史料を比較検討することで、本事件を近世の漂流民送還体制の中により的確に位置づけることが可能となるだろう。こうした視点の深化によって、松前藩における朝鮮人漂着

事件の特異性を、北東アジア海域交流史の中でより広く捉えることができると考えられる。

謝辞

本稿は、国立アイヌ民族博物館調査研究プロジェクト2022A01「17～19世紀の蝦夷地像に係る図像史料等の基礎的調査」の成果の一部であり、またJSPS科研費25K04414「近世松前蝦夷地と朝鮮漂流民に関する研究」の助成を受けて行われたものである。研究を進めるにあたり、北海道大学大学院文学研究院の谷本晃久教授からは、史料翻刻や議論の方向性について多くの有益なご助言を賜った。また、南部藩における本漂着事件に関する史料については、北海道大学文学院人文学専攻博物館学研究室修士課程の池田圭吾氏よりご教示を賜った。さらに、本稿の査読過程において、匿名の査読者二名からは内容に踏み込んだ多くの有益なご指摘をいただき、議論を深める重要な契機となった。ここに記して深く感謝申し上げる。

注

- 1) 当時、北海道は和人によって「蝦夷」あるいは「蝦夷地」と呼ばれており、朝鮮においてもその漢字音に従って「ハイ(蝦夷)」と称されていた。これらの呼称はいずれも他称であり、華夷観に基づく蔑称としての側面を持つため、現在の観点からは適切な表現とは言えない。本稿では、主に和人や朝鮮の史料を対象に、その記述内容を検討し、当時の認識を明らかにするため、表現上の便宜として「蝦夷」または「蝦夷地」の語を用いる。
- 2) 漂着地については、『福山秘府』をはじめとする松前藩側の史料において礼文島とされ、そこから利尻島を経て宗谷へ至ったと記されている。他方、『漂舟録』の「泰山」に漂着したとの記述に注目し、地名や考古遺跡、地形を含めた利尻の郷土史研究に基づき、最初の漂着地を利尻島とし、礼文島を経由して宗谷に渡ったとする解釈が提示されている(西谷2004; 山谷2025)。本稿は松前藩側の史料を主たる検討対象とするが、漂流当事者の記述を重視し、先行研究の蓄積も踏まえ、利尻島に漂着したと理解して論を進める。
- 3) 付録の史料翻刻においては、原則として常用漢字に改め、常用漢字表にない漢字については正字を用いた。変体仮名は現行の仮名に改めたが、合字の方についてはそのまま用いた。助字の而・江・者などの漢字についてはポイントを下げて原文のままとした。また、適宜、読点および並列点を付した。朱書は「」で囲み、その旨を注記した。
- 4) 『福山秘府』『朝鮮漂人部』は、すでに北海道庁(1936:262-298)により活字翻刻されている。同書の凡例には編集方針として、異本との校合によって確実に誤りと判断できる場合には、特に断りを入れることなく訂正したことが示されている(北海道庁1936:2)。同活字翻刻本には北海道庁本を底本とした旨が記されていることから、その底本は、現在の北海道立文書館に所蔵される史料であると推定される。北海道立文書館には、『福山秘府』一～八として旧記1253～1260および旧記1261～1268の二系統が所蔵されているが、『朝鮮漂人部』を比較したところ、北海道庁(1936)の活字翻刻本の底本を特定することはできなかった。これは、同翻刻本が凡例に示すとおり、異本との校合に基づいて本文の訂正を行っており、単一の写本を忠実に再現したもので

はないためである。本稿では、関連記録間で詳細な比較を行うにあたり、基準となる史料を設定する必要があるため、活字翻刻本にも記載のある朱書「是広時日記之説也」(〔B-2〕)を含む旧記1266・1267を底本として翻刻を行った。なお、旧記1258・1259は当該朱書が認められない。翻刻にあたって、旧記1258・1259と明らかに異なり、かつ誤りと判断される箇所については、該当文字の上に括弧書きで示した。一方、北海道大学附属図書館所蔵本(旧記0539(1)～5040(4))には「北海道庁本の写か」との注記があり、当該朱書の有無から判断すると、北海道立文書館所蔵の旧記1261～1268を底本とした写本であると推定される。

- 5) 金山奉行の新谷十郎兵衛について、『漂舟録』では「新谷十郎兵衛」と記され、『福山秘府』および『松前家記附録外国部』では「新谷十郎兵衛」と「新谷重郎兵衛」が混在して用いられている。本稿では、表記を新谷十郎兵衛に統一する。なお、中村(2022)では、新谷について、現在の松前町に新谷(あらや)家が所在することや、久保(2021: 42)の『松前藩家臣名簿』でも「あらや」と読まれていることを挙げ、その読みを「あらや」としている。
- 6) 北海道大学附属図書館北方資料室の「北方資料データベース」および、同室所蔵資料を整理した『日本北辺関係旧記目録(北海道・樺太・千島・ロシア)』(北海道大学附属図書館1990: 70)では、『松前家記』の付録類の資料名を「松前家記 付録1～3」、「松前家記 外国部」、「松前家記 文書部」としている。本稿では、各資料の表紙記載の標題を資料名として用いる。
- 7) 高橋浅右衛門は、関連記録では「高橋泰光」とも記されているが、『福山秘府』「年歴部」には「高橋浅右衛門盛明」と記されている。付録1『福山秘府』の〔F-6〕に「泰光は盛明の初名である」(訳文)との朱書きがあり、両者は同一人物と確認できる。
- 8) 本稿付録1では、両史料間の内容と構成を比較するため、同一内容には同じ記号と番号を付して整理している。そのため、『福山秘府』では改行がなく同一書簡として収録されている箇所についても、便宜上、改行を施して区分している。
- 9) 『漂舟録』には、慧海が江戸を離れて松前に住んで既に70年になると記されている。
- 10) 高橋浅右衛門については、及川(2013)によると、正徳2年(1712)に大隅国船がエトロフ島に漂着した際、松前で詮議を担当し、漂着者の訴えに応じて証文を下した事例が確認される。一方、『松前福山諸掟』の寺社町奉行条目には、年月未詳の寄鯨の取扱いに関する規定に高橋浅右衛門の署名が見える(松前町史編集室1974: 533)。これらは、元禄9年の朝鮮人漂着事件以降も寺社町奉行として漂流民に関わり、蝦夷地境域での出入管理や訟事処理にも職掌が及んでいたことを補足している。

参考文献

[日本語]

池内 敏

1994「李志恒『漂舟録』について」『鳥取大学教養部紀要』28: 61-95。

1998『近世日本と朝鮮漂流民』京都: 臨川書店。

2006「アイヌと朝鮮人との交流」『大君外交と「武威」』pp. 227-233, 名古屋: 名古屋大学出版会。

岩手県立図書館(編)

1973a『岩手史叢 第一巻 内史畧(1)』盛岡: 岩手県文化財愛護協会。

1973b『岩手史叢 第一巻 内史畧(2)』盛岡: 岩手県文化財愛護協会。

及川将基

2013「近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩——一七世紀～一八世紀を中心——」『史苑』73: 98-121。

海保嶺夫

2000「アイヌ民族の交易形態と貂の役割—1696年、蝦夷地に漂着した朝鮮人の史料より—」北海道開拓記念館編『北の文化交流史研究事業』研究報告』pp. 255-268, 札幌: 北海道開拓記念館。

久保 泰(編)

2021『松前藩家臣名簿』松前: 久保泰。

佐藤京子

2001「北海道立文書館所蔵『旧記』の来歴について」『北海道立文書館研究紀要』16: 31-79。

シンウォンジ

2023「17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録『漂舟録』と『李志恒漂舟録』にみえる地名「石将浦」について」『北海道民族学』19: 38-50。

2024a「17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録『漂舟録』と『李志恒漂舟録』の序文の成立時期について」『国立アイヌ民族博物館研究紀要』2: 31-44。

2024b『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料について」『北海道民族学』20: 17-31。

新藤 透

2008「旧松前藩正議士・新田千里著『松前家記』の書誌的検討: 明治期北方史学史の文献的研究」『山形県立米沢女子短期大学紀要』44: 15-26。

2009『松前景広『新羅之記録』の史料的研究』京都: 思文閣出版。

新羽幌町史編纂委員会(編)

2001『新羽幌町史』羽幌町(北海道): 羽幌町。

高倉新一郎(編)

1969『日本庶民生活史料集成 第四巻 探検・紀行・地誌(北辺篇)』東京: 三一書房。

泊 功

2022「蝦夷漢詩前史—元禄期松前阿吽寺僧釈智潤と朝鮮漂流官人李志恒の詩的交流—」『人文論究』91: 1-10。

中村和之

1998「李志恒『漂舟録』にみえる蝦夷錦について」『北海道の文化』70: 27-32。

2007a「李志恒『漂舟録』にみえるアイヌ語について」『北海道民族学』3: 22-28。

2007b「李志恒『漂舟録』にみえる「石将浦」について」『帯広百年記念館紀要』25: 1-8。

2007c「李志恒『漂舟録』にみえる「羯悪島」について」『史朋』39: 1-6。

2022「李志恒『漂舟録』にみえる植物名について」『人文論究』91: 11-17。

浪川健治

2003「蝦夷地の「無事」—17世紀アイヌ社会のなかの和人—」『アジア文化研究別冊』12: 131-145。

南部叢書刊行会(編)

1970『南部叢書 第三冊』東京: 歴史図書社。

西谷榮治

2004「朝鮮人の泰山漂着」佐藤隆広氏追悼論集刊行委員会編『北方世界からの視点: ローカルからグローバルへ』pp. 303-308, 札幌: 北海道出版企画センター。

2008「北の海の道リイシリのアイヌ史」アイヌ文化振興・研究推進機構編『普及啓発セミナー報告集 平成19年度』pp. 43-51, 札幌: アイヌ文化振興・研究推進機構。

北海道大学附属図書館(編)

1990『日本北辺関係旧記目録(北海道・樺太・千島・ロシア)』札幌: 北海道大学図書刊行会。

北海道庁(編)

1936『新撰北海道史 第五巻 史料一』札幌: 北海道。

松前町史編集室(編)

1974『松前町史 史料編 第一巻』松前町(北海道): 松前町。

山谷文人

2025「李志恒『漂舟録』に記録された利尻・礼文についての一考察」『利尻研究』44: 53-59。

[韓国語]

Cui Yinghua

2017 A Study of the Composition Method of Drifting Record of Lee Jihang and its Various Editions: Including a Comparison with Record of a Drifting Ship. JOURNAL OF THE ISLAND CULTURE 50: 193-223.

Ha Woobong

2001「일본에 표착한 조선인의 일본인식」한일관계사학회『조선시대 한일 교류민 연구』, pp. 113-141, 국학자료원.

Hur Kyoung Jin

2010 Wrecked Lee Ji-hang and Ainus, the Communication with Japanese. Yeol-sang Journal of Classical Studies 32: 53-82.

Kim Kang-Sik

2017 A Drifter and the Sea Area in Lee Ji-Hang (1647-?)' s 『Pyojurok (漂舟録)』. Cultural Interaction Studies of Sea Port Cities 16: 139-182.

金甲周 (Kim Kap-joo)

1996 「17C 後半～18C 前半の 社會様相の 一端 - 北海道朝鮮漂人關係記録을 中心으로 -」 『國史館論叢』 72: 151-184.

Nam Mi-Hye

2006 The recognition for Japan by Lee Gi Hang (1647-?) to be seen at Pyojurok. EWHA SAHAK YEONGU 33: 97-117.

付録1 『福山秘府』 「朝鮮漂人部」 翻刻 (北海道立文書館所蔵本 旧記 1266・1267)

[A-1] 漂流の経緯および助けを求める願いを記した書簡

朝鮮人漂着之卷三十

元録^(録)九丙子年夏五月、西蝦夷地^{レフシシリ}礼不武支利漂着、
朝鮮人李先達手啓

我是慶尚道東萊府中居、武科及第、有爵之人也、以本国江原道往来事、乘此小船、向去海路矣、前月廿八日、狂風忽作、飄入大海、逆風不能制船、雲霧四塞、咫尺不弁、昼夜漂流、在海飢渴者、以至二十日、累口人命飢餓多日、自分死、仰天痛哭矣、幸頼主公之近在北、通告伏乞憐之、又以交隣誠信之義為念、救饑口、指示歸途、善為護送本国、俾蒙大恩、何如不勝恐慮之至、敢伸不備式

丙子五月二十日 朝鮮漂着人李先達

[B-1] 朝鮮人を松前へ護送するにあたり、接触禁止や物品交換の制限、航行手順、救助・食料補給方法などを指示した回文

西蝦夷地羽保路金掘奉行新谷重郎兵衛回文

從朝鮮国流来船、松前迄為登申付候口上書之事

一小船一艘、上乘金僉知、船頭金自福、水主金貴同、金泰史、金汗男、金汝方、以上六人、乗積物無而松前近所迄為登申候事

一御船次御家中船逢申候ハ、此書付指出可申候、尤御指図次第為登可被申候事

一浦々蝦夷人小屋ムサト參入為致間敷候、夷ト何ニテモ少茂取替為致間鋪候事、夷言一言為習申間敷候、同一切カマハセ申間敷候事

一松前人逢舟、道用之外委細尋申候共、ムサト語申間敷候事

一熊石浦肝煎方エ相断可申候間、尤肝煎方ヨリ江差御番所エ申上、御左右次第通可申候事

右ノ趣於当所急度申付候間、於浦々左様御心得可有之候、殊金僉知ト申仁、日本詞存候、御用御尋可被申候、此人共朝鮮浜者ニテ、諸事不調法ニ御座候間、無申迄候へ共、心安被致間敷、当地夷共之様子、委細御出御延引存候

一五月廿日、此地エ已上八人流来候、喰物一円不持候故、於此方助置申候、扱又船ノ道具不足、殊松前迄遠方船道不知、夷之心不知、舟之上自然ノ事在之乎、無心元故、爰元ニ船カコイ置、八人共ニ我等船

ニ為乗可參由申候へ共、船人共申候ハ、海上ノ習自然ノ儀御座候共、少モ不苦候由、松前迄手船ニテ登申度ト申故、右之朝鮮船ニ為登申候、尤從爰元為案内別テ一人成共乗越申度候へ共、皆々金掘故、船下手故、無其儀候、右八人ノ内上下二人、此方船ニ為乗參候、爰元同出船致候得共、船路ニテ定テ前後可致候故、津々浦々為御心得如此申進候、此方飯米不足候故、此船飯米不足ノ儀候ハ、何連ノ御船エ共此者共飯米借用願可申候間、御借可被下候

一始テ通申者共御座候へハ、間泊船路不案内候故、江差浦迄御教可有之候、万一ノ儀モ有之候者、何方ニテモ御見懸次第御助、松前迄御同道頼入存候、以上羽保路浦

新谷重郎兵衛

元録^(録)九年丙子七月朔日

御船上乗衆中

同船頭衆

夷地津々浦々商船上乗船頭衆

從熊石村名主肝煎中

松前近所村御用人衆中

[B-2] 松前到着後の宿舎管理に関する記録

朝鮮人館前高札并勤番条目

元録^(録)九年丙子七月十九日、朝鮮人六人、從西在郷到着、令登城、同月廿四日、李先達、孔裨将兩人從江差陸地到着、同廿五日兩人登城、旅館横町並川字左エ門宅也^(宋)「是広時日記之説也」

[B-3] 宿舎前に掲げた異国人出入り禁止の高札文

札

異国人宿用所無之者ニ、切出入仕ヘカラサル者也

七月 日

異国流船之者 宿

[B-4] 漂着民滞在中の接触制限、物品授受禁止、病氣や非常時の対応などを定めた取扱規定

覚

一異国流船之者宿エ逗留中、番人役人ノ外一円出入為致間敷候、傳ヲ以見物候共、童部ニ至迄立ノソキ候義為仕間敷候事

一異国ノ者エ、差当用儀ノ外、様子等曾而相尋申間敷候、並此方蝦夷地ノ儀、夷ノ言葉迄モ為聞間敷候事
一異国ノ者、何望候共、無断ワラー筋モ為取申間敷

候、尤從異国ノ者、少々物ニテモ取申間敷候事
一食物等望ノ趣、時々役人迄相断、差回数可仕候、
酒ヲ好候共、多ク給サセ間敷候、並病氣ニ相見ヘ候
ハ、早々可申間候事
一異国ノ者、常々様子心得カタキ事モ有之カ、宗門等
ノ儀無覚束候間、心ヲ付可申間候事
一異国ノ者へ、少々ニテモ非義成事仕掛ケ申間敷候、
如何様ニモ先々心ニ叶候様可相計候事
一異国ノ者、宿近所火事、其外不慮ノ義有之、急成事
ニテ断間モ無之候ハ、早速町奉行屋敷迄引取可申
候事

右之趣急度可相守者也

七月 日 志摩守

[B-5] 朝鮮人が宿舎に入る際の行列記録

朝鮮人着船宿入行列

小遣 小遣 中間 町人 棒突 鉄炮
田中 若堂 鈴木 中間 朝鮮人 酒井伊 若堂 藤倉
鎗 鎗 僕
平兵衛 僕 源兵衛 同 六人 左エ門 僕 近兵衛
小遣 小遣 中間 町人 棒突 鉄炮

[C-1] 李志恒が松前藩主に宛て、漂流の経緯と救援・送還の要望を記した書簡

朝鮮国漂人李志恒呈辞

余是本国慶尚道東萊府中居、曾添武科人也、適因在京主将拝授江原道監司、在郷之情、不可不往、謁而去、四月十三日、只以单身乘此小舟、由海道向往矣、未及到境之間、同月二十八日、海洋中猝遇狂風、舟中尾木折破、不能制船、仍值日暮、漂入大海、雲霧四塞、不弁東西、只看日出之方、而任風漂流之際、忽逢海上日本人所乘大船、指口腹以示飢渴之状、則停帆小留、許救糧水、隨船以來之余、又值日暮仍作大風、從風漂流之後、翌朝觀望四方、無一山形之微見、自至多日、人皆飢餓、幸賴 天助、五月十二日始泊于 貴州北土一境、雖免海中之滄死、饋活無人、勢將必死矣、適遇採金店舍於其近地、其主幹之人新谷十郎兵衛慘見飢餓之色、厚惠旅牒、舟中八口之命、全蒙其恩、而尚今生活、敢触 嚴命⁽⁶⁾狀乞、特以交隣誠信之義為念、又以漂人可矜之情為恤、負恩如山、無以為報、家有鶴髮慈親、漂風日久、不知死生、必有恋愛欲裂之傷、並量情理万分善處、一以報結草之恩、一以遂倚閭之喜、指示歸道、速令護送、不勝惶悚以陳

一下問所対、本国常人之子、為僧居寺、小尚仏事、人皆不信也

一為侍者業、文武以試科挙、隨忝樽而用才就職也

一余之官名志恒、姓李、位先達也

一金僉知、官名白善、姓金、僉知老者尊稱之号也、居在東萊境釜山土

一耶蘇之稱在干本国元無所聞、不知其理、神祇之禱、小有常人之所尚、侍人之家、無一行之、只以儒道為尚也

日本国松前州大守閣下

丙子七月二十日 朝鮮国漂人李志恒先達判

[C-2] 漂流民の構成や護送の必要性、滞在による生活困難への懸念を述べ、早期送還を求めた文書

一蝦夷之類、別無不義之事

一孔裨将、金汝方兩人、編伍武士也、請我偕往江原道、探得有買売之事、而先以空手同乘一舟、今有漂患之事、其余皆海夫也

一木札之事、依為之可也

一既免海中之滄死、必有速歸之舉、襦衣尽売於毛衣之換、若留五十余日之弊、必值初冬之寒、凍傷可慮、速令護送之望也

一所求事、採金店舍八人数日所食、蒙活之恩如山、未報、是実如恨之不休也

李志恒

[C-3] 朝鮮の宗教的・文化的慣習および祭祀を説明した文書

朝鮮雖有仏法、以常人之所尚、而不至煩擾也、侍之儒道、專以孔孟聖學為道、著書文科、射弓武科、取人才兒而付職、祭神之法、元無、以其亡親、慰設酒肉而祭之、一年、正月正朝、二月寒食、三月清明、四月八日、五月端午、六月望日、七月望日、八月秋夕、墳墓伐草、九月九日、十月無、十一月冬至、十二月臘日、当死日等、香火祭之、耶蘇者之言不知、朝鮮元無^(宋)「右三卷之書札也」

[D-1] 松前藩が南部藩主に宛てた、漂着朝鮮人送還のため江戸へ人員を派遣する旨を報告した書状

南部侯エ報復之書札

当五月廿日、西夷地羽保呂ト申所エ八人乗ノ異国船流着申候、八人ノ内二人ハ羽保呂罷在候、私家来ノ者召連、未到着不仕候、六人之者、当月十九日爰元參着仕候故、僉議仕候ヘハ、朝鮮釜山浦ノ者ノ由申候、残兩人之者、何時可罷越モ相知不申候故、早々江戸表ヘ可申上ト、昨日書状等相認、貴公様エモ為御知可申上ト書状相認置候内、昨七ツ過、西夷地ヘ遣候商舟共罷歸候テ、二人ノ異国之者召連候家来近辺迄着仕候由申候、段々迎之者差遣候間、近日參着仕候ハ、得ト承届、江戸表ヘ可申上ト存、先飛脚差控候處、預御飛札

候間、乍序為御知申候、早速何方へモ被仰達儀御座候ハハ、私方ヨリ御内意申上候儀、御延引風聞御聞被成候様ニ被成被下度候、脇々へ何方モ不申遣候へ共、兼テ御心易儀故、為御心得申上候、早速無恙相捕候テ大慶仕候、以上

七月廿二日 松前志摩守

南部信濃守様

[D-2] 松前藩が幕府に、朝鮮人漂着の経緯や救護状況などの概要を報告した書状

依朝鮮人漂着而、外崎新十郎出府之節、北条安房守殿へ被差出候書札

覚

一当所西蝦夷地「レフンシリ」ト申島へ八人乗候異国船漂着仕、夫ヨリ「リイシリ」ト申島へ参、蝦夷ノ教ニテ「ソウヤ」ト申所へ着、「ソウヤ」蝦夷介抱仕候テ、当五月二十日羽保呂ト申所へ参着仕候、去年中羽保呂へ金掘廿人差遣候ニ付、奉行新谷十郎兵衛ト申者差遣候故、十郎兵衛僉議仕、八人ノ内李先達、孔裨将ト申二人、十郎兵衛衆船ニ召連、残六人願ノ通異国船ニテ為念添状仕、羽保呂同出船可仕存候処、舟路故、前後参着仕候

一当五月十三日ソウヤト申所へ着、五六日滞留仕候テ、五月廿日羽保呂へ参、六人ノ異国ノ者、七月十二日江差村へ着、七月十九日当所へ参着仕候、六人ノ内金僉知ト申者、日本詞能存候、七月二十日僉議仕候処、朝鮮国釜山浦ノ者ノ由、江原道府伯へ見舞ニ参候故、当四月朔日出船、同廿八日逢大風、梶折、海上数日漂流仕候而「レフンシリ」へ着仕候由申候、当月十九日「ソウヤ」へ差遣候私手船罷歸候、ワウセ夷人ノ頭カチホツテ、シカタイヲ、ライ此三人方ヨリ異国船ノ様子申越候、レフンシリ蝦夷人ノ頭タロウナ、リイシリ蝦夷人ノ頭イヌシマエキワカ兩人、右ノ者共段々ソウヤへ相通候、異国之詞蝦夷ト一円通不申候故、大方推量ニ存候趣中越候

一漂流ノ内日本地へ船寄申候哉金僉知ニ相尋候へハ、何方へ茂舟寄不申候、南海ニテ山ノ白ク見へ申候処、日本逢大船、米水杯モライ申候、漂流ノ内、海上ノ順斗方弁不申候由申候、異国ヨリ類船モ無御座由申候、久々ノ内、食物ハ如何仕候哉ト相尋候へハ、沖ニテ釣仕、鯖杯取給申候、水絶申候故、汐水汲候テ煎給候由申候

一色々僉議仕候処、仏法ノ義具不存候旨申候間、当所光善寺ト申浄土寺へ六人ノ者差遣為見申候へハ、仏(レ)ニ向ニ焼香三拜仕、唐音ニ念仏唱申候、金僉知筆筆

御座候、李先達ニ委細相尋申候へト申候、六人之者衣類皆々木綿笠杯着申候、当所ニ四五十日モ逗留仕候へト金僉知ニ申渡候へハ、從此何方へ相断候共不申候へ共、江戸へ罷登候テハ、朝鮮へ参候遠路迷惑仕候間、早々朝鮮へ歸候様ニ仕呉候へト申候

一金僉知ハ七十一歳罷成、能日本詞存候故、相尋申候へハ、金僉知十八歳ノ節、朝鮮信使ノ供仕、江戸表へ参、対馬へモ折々参候故、日本詞存候由申候、諸事何共難心得段々承候へハ、金僉知者不埒者ノ由申候間、不都合成事共可有御座候

一新谷重郎兵衛、何時罷歸可申モ難計、尤追々迎ニ家来小船申付候へ共、蝦夷地遠方故遅成可申ト存、五年初羽保呂へ着仕候ヲ、漸当月十二日初テ承候、余リ遅モ申候間、先六人参着ノ様子可申上ト、七月二十一日飛札相認申候処、同日七ツ過、西蝦夷地ノ商船共罷歸、新谷重郎兵衛義、近辺迄罷越候由申候間、飛脚差控、得ト承届可申上ト存候テ延引仕候、七月十二日江差村へ新谷重郎兵衛参着ノ旨申越候故、陸地召連早々来候様ニ申付、昨廿四日暮六ツ過、李先達、孔裨将兩人共無恙到着仕候、則様子相尋サセ、今日又僉議仕候テ委細申上候

一今日李先達ニ段々様子相尋候、昨夜尋候趣之通答書モ仕候間、則掛御目申候、小刀所持仕候間、若異国ノ者仲間ニテ口論ニテモ仕、疵付候テハ如何ト存、此方へ受取申候へハ、氣遣ニ存趣申候間、別ニ氣遣存候義ニテハ無之候、小刀之義ニテ候へハ、国風ニテ候間、受取置候、用之節何時ニテモ可相渡申候へハ、得其意候趣申候、此外新之類受取申候、従私方相達候儀共ハ合点仕候へ共、急度安堵仕候様ニ御書付ニテモ被下置候ハハ、申間、猶以安堵仕罷登候様仕、罷歸度由申候

一切支丹ニテ可有御座ヤト存、色々僉議仕、兼々羽保呂ニ罷仕候内ノ様子モ承候処、切支丹ニテハ有御座間敷様ニ存候、書物等少々持参仕候へ共、不審成書物モ無御座候、別紙外題書記掛御目候、且又八人ノ内七人者腰ニ木札付申候、一人ハ木札朝鮮ニ差置申候由申候、是ハ朝鮮国ニテ往来候節、此札所持不申候テハ不罷成候由申候、李先達、孔裨将衣類等別紙記中候

一西蝦夷「レフンシリ」ヨリ「リイシリ」へ舟路三四里程、「リイシリ」ヨリ「ソウヤ」へ船路八里程、「ソウヤ」ヨリ羽保呂へ陸地三十里程、羽保呂ヨリ松前迄船路三百四五十里、順風五日程ニ大船ハ走来申候、「ソウヤ」ヨリ松前へ海上三百七八十里モ御

座候、従当所越前敦賀へ参程モ可有御座候由申候、
右ノ趣御了簡次第宜様被仰上可被下候、以上
七月二十五日 松前志摩守

北条安房守様

**[D-3] 松前藩が幕府老中に、漂着朝鮮人の漂流中の
日本商船との接触、漂着後の対応、早期帰国の要望、
送還経路の希望を報告した書状**

覚

- 一当所東蝦夷地へ、寛永二十一年、阿蘭陀船流着申候
テ石火矢打、辰巳ヲ指テ走行候由、其節御老中迄注
進申上候書付忝モ御座候
- 一今度流来候異国船ノ者、沖ニテ日本ノ大船ニ逢候儀
申候、兼テモ異国船ニ逢候風聞承候テ相尋申候処、
越前新保シクノ浦助左衛門船、商物積、松前へ罷下
候、当五月朔日敦賀出船、同五日秋田領渡鹿辺ノ廿
四五里程沖ニテ小船一艘走来、何船ニ御座候トアヤ
シミ、段々近寄見申候へハ、水ヲキラシ致迷惑望申
候間、船頭出合、水為取申候節、何方ヨリ来候哉ト
尋申候処、朝鮮国ヨリ、四月二十八日風ニ被吹放、
何方共難弁走来候由申候、沖ニテ走過候舟故、其外
何儀モ相尋申事無御座候、右異国ノ乗合八人ノ内、
一人ハ年頃六十余ト相見へ申候、日本詞申候故、船
頭ト挨拶仕候、無程走別、異国人乗船何方へ参候共
難見分由申候、右ノ船頭ハ上方へ罷登候テ、乗合之
商人平田儀左エ門、建部彦左エ門、平田市左エ門、
福地長兵衛、須見屋仁右エ門ト申者へ相尋、右ノ通
申候、他国船之儀ニテ遠慮ニ存候へ共、若諸国御僉
議御座候テハ如何ト存候間、内々ニテ貴様迄為御知
申候、例年当所へ参候船ニテ御座候、急度従其国
主吟味御座候テハ難儀可仕存候、下々之義ニ御座候
故、流舟エ不便存、介抱仕飛ト相見へ申候、若御僉
議モ御座候ハ、私方へ内々ニテ僉議仕候様被仰付
被下度奉頼候
- 一八人ノ異国之者、久々漂流仕候故、衣類、紗綾布、
木綿、鼻紙ノ類少々為取申候、為差登候節、又御指
図次第取セ可申候、李先達事ハ余ノ者ト格別違申
候
- 一異国ノ者早速罷歸度由申候、尤御指図次第大坂、敦
賀辺へモ為差登、何方へ成共相渡可申候へ共、秋ハ
北国筋船路自由無御座候、私舟忝モ、折々敦賀迄モ
参着不申候テ、中途ニ困候義御座候、万一中途ニ滞
候テハ、何共難儀仕候、其上北国筋ノ津泊為見候モ
如何存候、船忝ノ手回モ悪敷御座候、依之津軽、南
部、仙台ヲ通申候テ、早速其御地へ為差登申度候、

何卒願之通被仰付被下候様奉頼候、併是非大坂、敦
賀迄モ遣候様被仰付候ハ、夫共ニ御指図次第御
座候へ共、左候ハ、今年ハ為差登候義罷成間敷
存候、永々内、万一病死忝御座候テハ迷惑仕候間、
早々為登申度候

一願ノ通津軽、南部、仙台ヲ通候テ、其御地へ為差登
候様被仰付被下候ハ、侍四人相添候様可仕候カ、
遠路ノ義ニ御座候故、大勢相添申義、先延引仕候、
併被仰付次第可仕候、足軽八人、中間十人余ニテ為
差登可申候、異国ノ者ノ外此方人数上下三十人余ニ
テ為登可申候、具御差図被成可被下候

一李先達ハ駕籠カ乗物ニテ為登可申候カ、船頭水主ノ
分ハ軽尻馬ニテ為登可申候乎、御差図次第ニ可仕
候、脇々へ聞へモ存候間、何卒私支配ニテ其御地エ
為差登候様被仰付被下度候

一常々蝦夷地ニ番人ニテモ差置、番所ニテモ御座候ト
可被思召候、近所ニハ時ニヨリ番所申付候、西東蝦
夷地ハ夥敷広ク御座候、一ヶ所ニケ所ニ番所仕置候
テ、中々用立申儀ニテモ無御座候、五七人ニテ差置
候テハ、数年ノ内、下々蝦夷ト出入不宜儀モ仕出
候テハ、結局禍ヲ求候義故、先規ヨリ仕置ノ為ニ、
年々蝦夷地所々へ商船ニ侍遣、諸事仕置申付、流船
等ノ儀モ如在仕間鋪旨申付候、遠方蝦夷地ノ内見
合、二十人計宛セ一二ヶ所番人指置候ハ、可然儀
御座候へ共、諸色運送等中々私ノ働罷成不申候故、
乍存致延引候

一当所ノ金山ハ従 大猷院様拜領仕候、其後従山出候
金子献上仕候へ共、夫モ則拜領仕候、其節土井大
炊頭殿ヨリノ書状御座候、近年当島金山透ト捨リ
申候、羽保路ノ浜辺へ寄候金四十年余以前堀申候、
近年試金堀差越申候、去年中内々為御知申候テ、金
堀二十人、奉行新谷重郎兵衛相添差遣申候、従海浜
へ寄候金子ニテ御座候、去年中ヨリ強キ荒無御座候
テ、金ニ見当不申罷歸候、且又李先達ニ相尋候儀返
答書三通、船積物等ノ書付掛御目候

右ノ趣為御心得御内意申上候、南部、仙台ヲ通候テ早
速為差登候様奉頼候、委細留守居ノ者へ被仰付可被下
候、以上

七月二十五日 松前志摩守

北条安房守様

**[D-4] 松前藩が作成した、漂着した朝鮮船および乗
員の所持品・船具の改め目録**

朝鮮人諸道具並船道具目録

一船 長三丈六尺四寸幅八尺二寸深三尺五寸

一大柱 長三丈八寸
 一小柱 長二丈五寸
 一帆 二通内一通カタ四端、一通カタ三端
 一梶 長七尺九寸
 一櫓 三挺、長二丈三尺四寸
 一細綱 二房
 一碇 二挺、金碇ニハ無之「カイナノコ」ト申候
 テ、籠へ石ヲ入レ申候
 一食釜 大小二
 一水壺 大ニツ
 一焼物椀 三
 一焼物皿 一枚
 一茶匙 四本
 一明樽 三
 一挽鉢 二
 一鉦 一
 一斧 一丁
 一大竹 四十五本、長六尺ヨリ三尺迄
 一細竹 十本長二三尺
 一香水 大小六ツ
 一小箱 四内獵師ノ道具、鉄針、釣ノ糸切細、衣類
 ノキレ、蝦夷人トマキヲノサヤ⁽⁷⁾⁽⁹⁾
 以上
 李先達道具覚
 一羊皮衣 一
 一衣装 一地龍紋茶色
 一同 一紗綾白地
 一同 一布萌黄
 一頭巾 三内一ツ革
 一沓 一足
 一袴 一地カピタン
 一蒲団 二内萌黄一
 一木綿足袋一足
 一笠 一蓋緒水晶
 一硯箱 一内書付故紙
 一貂皮 大小四十枚、是於ソウヤ古衣類ヲ以買取由
 一書物 九冊
 一西漢演義評卷三 一冊唐本
 一医学正伝 卷三 一冊和本
 一諸薬抄方 一冊 写本
 一肘後方 一冊 同
 一薬性歌 一冊 同
 一世応擲錢解 一冊 同
 一西関幕遊録 一冊 写本詩集

一詩集 一冊 写本無外題
 一世応論抄集 一冊 折小本
 一朝鮮曆 一冊
 孔裨将道具
 一布衣 一
 一布袴 一
 一木綿袴 一
 一籠履 一
 一磁石 一
 一戒刀^{サスカ} 一
 以上
 右異国船道具積物改之覚
 覚
 一カナ鉢 一
 一サジ 二本
 一小刀サヤトモニ一本
 此三色李先達分
 一ハ針 一本
 金僉知分
 一マキリ 九丁
 一カマ 二丁
 一テウノフ 一丁
 一ノミ 一丁
 一キリ 一本
 一鮑ハナシ 五丁
 一大釘 二本
 右七色金道具六人唐人持分
 七月二十五日
**[D-5] 幕府が松前藩に、漂着朝鮮人の移送と船の取
 扱いを指示した書状**
 朝鮮人漂着之卷三十一
 従北条氏報復之書札
 猶々朝鮮人腰付候札七枚、貴様御飛脚之者ニ返却申
 候、以上
 七月二十五日之御飛札兩通、当五日到着、六日致拝見
 候、然者蝦夷地江朝鮮人八人乗候小船一艘致漂着候
 由、右八人之内李先達書候物三通、貴様御覚書一通、
 並船中荷物之目録被遣、則当月七日御列座ニ而委細申
 上候、貴札之趣致覚書掛御日候控、則進之候、御老中
 被仰候者、委細御書付被遣、残所モ無之由、御褒ニ而
 御座候
 一今度御奉書被遣候右漂著之朝鮮人、陸地ヲ被指上候
 様被仰候、江戸着候ハ、宗次郎方江直ニ被差越候
 様ニト被仰候、道中従貴様人御附候義、最前御伺之

通可被成候、遠路ニ候間、大勢ハ不入義之由被仰候
一右朝鮮人李先達駕籠ニテ可被遣候由、就夫人足八人、残七人者軽尻馬ニテ可被遣候由、御伝馬五匹、外ニ三匹ハ朝鮮人荷物付候タメ小荷駄ニテ御座候、都合人足八人馬十匹之御朱印、今度指下候之間、朝鮮人被差上候節、御朱印拙者方迄可被遣候、可致返上候

一右朝鮮人乗来候船之義者、日和次第来春ニテモ大坂迄被相回、大坂ニ宗次郎蔵屋舗有之候間、被相渡候ニト被仰候、則御老中御書付懸御目候

一今度御朱印被遣候御飛脚ニテ、道中如何ト伺候処、則宿次証文ニテ御朱印被遣候、此御請早々此宿次ニテ御老中迄御請可被遣候、宿次之御証文モ其節御返上可被成候

一此御返事、右之宿次ニテ相立候間、御飛脚之者帰候ヨリハ先達而相達可申ト存候

一御状之内ニ有之候金堀之義、又ハ番人之義、口上ニテ御物語仕置候間、左様御心得可被成候、恐惶謹言
北条安房守

八月十日 氏平判

松前志摩守様

[D-6] 幕府が朝鮮人漂着の経緯と移送方法について記した覚書

蝦夷地漂着船之覚

一西蝦夷地「レフンシリ」ト申島エ八人乗候朝鮮船致漂着、夫ヨリ三四里「リイシリ」ト申島エ参、蝦夷之教ニテ「ソウヤ」ト申所エ参候、自松前海上三百七十八里、五月廿日羽保呂ト申所へ着仕候

一志摩守方ヨリ去年中羽保呂エ金堀^(書)二十人奉行新谷重郎兵衛ト申者指遣置申候、右之漂著^(書)之者八人致僉議、夫ヨリ松前江先月廿一日着仕候故、様子相尋、委細御注進申上候

一右八人之内李先達ト申者、人柄能見エ申候、金僉知ト申者、先年日本エ致渡海、日本語通申候故、子細相尋候之処、朝鮮国釜山浦之者ニテ、当四月朔日致出船、同廿八日逢難風、数日漂流仕候由申候

一右之者共致僉議候書付、此度指上申候

一八人之者共早速本国エ罷歸度之由申候、御指図次第大坂、敦賀迄為指上、何方エ成共相渡可申候得共、秋之末北国筋通路不自由御座候間、渡海罷成間敷哉ト奉存候、其上異国人ニ北国津泊見セ申儀如何奉存候、陸地ヲ早速御当地迄差上セ可申哉奉伺候

一陸地為登申候ハ、李先達者駕籠、船頭水主之分カラ尻馬ニテ登セ可申候、侍四人程モ足軽八人、中間

十人計指添為登候様可仕候哉奉伺候、尤志摩守カクマイニテ為登候様可仕候

一右漂流船沖合ニテ逢申之日本船之儀モ、大方承届候、若御僉議御座候事候ハ、志摩守被仰付候ハ、委細承届可申上之由申越候

一右漂着之者共当分衣類、鼻紙等少々取セ申候、為差登候節、御指図次第、何分ニモ可申付候由申越候

八月六日

^(朱)「広長按、此書状北条氏之覚書也」

[D-7] 幕府が漂着朝鮮船の大坂回航と引き渡しを指示した文書

北条安房守エ被仰出之御奉書文言

松前エ漂着之朝鮮人乗来候船、日和次第大坂迄回シ、宗次郎家来エ相渡候様ニ松前志摩守方エ可被申越候、宗次郎方エモ着次第請取候様ニト相達候

[D-8] 江戸大伝馬町が出立準備を宿駅に触れた文書

宿次御証文之先触文言

宿次御証文 御箱一

松前志摩守殿

右者明十一日明ケ六ツ時江戸御出シ被成候間、人足令用意相待可被申候、尤此趣先々エモ相触、無滞様可被致候、但刻付ニテ被遣候由御座候、以上

江戸大伝馬町

馬込勘解由印判

元禄九年子八月十日

從千住松前迄宿次

問屋衆中

[D-9] 幕府が漂着朝鮮人の陸路護送と人馬手配を命じた奉書

御奉書並御朱印御文言

其地エ漂著^(書)候朝鮮人之儀被相伺候、其方家来相添、当地宗次郎屋敷迄陸地差越可被相渡候、依之道中人馬御朱印被下候間、遣之候、委細者北条安房守エ相達候、恐々謹言

土相模守

八月十日 戸山城守

阿豊後守

大加賀守

松前志摩守殿

[D-10] 幕府が漂着朝鮮人護送のため人足と馬の使用を許可した御朱印

御朱印

人足八人、馬十匹從松前到江戸宗次郎屋敷迄可出之、是者松前エ漂着之朝鮮人送越候付而松前志摩守家来付

罷越候付被下者也

元禄九年八月十日 右宿中

[D-11] 幕府が松前藩への書状送達と返礼回送を指示した文書

此箱一、從江戸松前迄持参、松前志摩守所エ相届、返札可来候間、月番之老中エ急度可持参者也

子八月十日 相模

右宿中

[D-12] 松前藩が御奉書の請取箱を江戸へ送る旨を記した宿次証文の写し

宿次御証文写、表書之通候、今度御奉書之御請箱一、從松前江戸エ為指登候、以上

子八月二十日 松前志摩守印判

右宿中

[D-13] 松前藩が幕府からの奉書受領と朝鮮人移送の指示に対する謝意を述べ、宿次証文を返送した書状

御請書

一筆奉啓上候、八月十日之御奉書、以宿次被成下之、今廿日午刻到着、謹而奉拝見候、当地エ漂着候朝鮮人之義奉伺候之処、私家来相添、其御地宗次郎屋鋪迄陸地差越相渡可申之旨奉畏候、依之道中人馬御朱印頂戴之、難有仕合奉存候、然者宿次御証文返上仕候、委細之義者北条安房守可申上候、恐惶謹言

八月二十日 松前志摩守

大加賀守様

阿豊後守様

戸山城守様

土相模守様

参人々御中

[D-14] 松前藩が幕府に、漂着朝鮮人に関する奉書と人馬朱印下付への謝意を述べた礼状

一筆奉啓上候 公方様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、隨而当地漂着仕候朝鮮人之義ニ付而、去頃以宿次御奉書被成下之、殊人馬 御朱印頂戴仕、寔以難有仕合奉存候、依之御礼為可申上、捧愚札候、恐惶謹言

八月二十三日

宛名同右

[D-15] 松前藩が南部藩に、漂着朝鮮人の移送に関する幕府奉書下付と人足・伝馬手配について知らせた書状

南部侯津軽侯江之呈書

一筆啓上候、貴様愈御堅固可被成御座与珍重奉存候、然者当地エ漂着朝鮮人之儀ニ付御奉書被成下、殊朝鮮人為指登候節者人足八人、御伝馬十四匹被仰付候旨御奉

書被成下、難有仕合奉存候、仍而朝鮮人為指登可申候間、其節御家来中迄可申達候、為御知如茲御座候、恐惶謹言

松前志摩守

八月十七日 矩広判

南部信濃守様

[D-16] 松前藩が津軽藩に、西蝦夷地への朝鮮船漂着について連絡遅延を謝罪し、事情を伝えた書状

貴札致拝見候、残暑御座候得共、愈御堅固之旨珍重奉存候、如仰、去頃西蝦夷地エ朝鮮人乗候小船一艘流候儀、御聞被成候由、依之御紙面之趣得其意奉存候、御近所之儀御座候、自是早々為御知可申上処、何角与延引御報罷成、致迷惑候、誠被入御念、御飛札忝次第御座候、恐惶謹言

松前志摩守

八月十七日 矩広判

津軽越中守様

御報

[D-17] 松前藩が、朝鮮船漂着の経緯と報告遅延の理由を説明し、改めて通知した書状

猶々朝鮮国ヨリ流船之儀、去頃江戸表エ申上候、御近所之儀御座候、早々為御知可申上候、詮議仕候得者、類舟モ無御座、別而無心元船ニテモ無御座候、江戸表ヨリ一左右未申来候間、何方へモ不申進候、依之延引仕候、朝鮮之者八人乗、四月下旬ヨリ漂流、当所ヨリ海上三百七八里、西蝦夷地エ五月之頃着岸、七月下旬爰元エ致到着候、切支丹ニテモ無御座、武具一色モ持参不仕候、自是為御知可申候処、右之訳故延引、御報ニ罷成候テ迷惑仕候、相替儀モ御座候ハ、早々為御知可申候、早速預御尋、忝奉存候、以上

[D-18] 松前藩が作成した、朝鮮人を江戸へ護送する際の護衛役員・随員の名簿

漂人出府道中守護役並条目

若党 目谷又十郎 厚谷半介

湊平左衛門

鎗持 狭箱 下僕 上下 六人

若党 関庄次郎

谷梯瀬左衛門

鎗持 狭箱 下僕 上下 五人

藤倉近兵衛 若党 成田孫兵衛 下僕 上下 三人

新谷重郎兵衛 若党 大沢角兵衛 下僕 上下 三人

須藤玄庵 下僕 上下 二人

賄人 張江次郎兵衛

足軽 牧田勘右衛門 松江義右衛門 後藤長右衛門

(朱)「松前主水家来 下国宮内家来」

赤石与惣右衛門 鈴木戸右衛門

(朱)「蠣崎蔵人家来 蠣崎主殿家来」

立原市郎右衛門 吉田権太夫 古川勘介

(朱)「松前主水百姓 同上」

中間 及部村源内 同所与四蔵 唐津内甚三郎

西館藤四郎 同 庄 助 博知石次郎助

大館万兵衛 同左五兵衛 大沢村七蔵

吉岡村金十郎 已上十人

都合上下三十八人

**[D-19] 松前藩が作成した、漂着朝鮮人を江戸へ護送
する際の道中取扱いと注意事項を記した条目覚**

条目覚

一御朱印人足八人御伝馬十匹、右者李先達駕籠人足八人、残朝鮮人七人軽尻馬七匹、小荷駄三匹、都合馬十匹ニテ候、右之馬エ手前之荷物一色ニテモ付申間敷候、勿論右御朱印之外人馬曾テ出サセ申間敷候、右人馬エ少成共非分之儀仕間敷旨、下々共能々可申付候、若不埒仕方有之候ハ、後日令僉議、急度可申付候事

一朝鮮人エ少成共非分之儀不申懸様ニ下々迄入念可申付候事

一所々泊宿々時分、朝鮮人猥他所エ出シ申間敷候、望次第宿ニテチヨト見物候義不苦事

一朝鮮人エ何方ニテ音信有之候共、猥受サセ申間敷候、勿論朝鮮人之諸道具一色モ紛失無之様可仕候、此方下々泊宿ニテ藁一筋モ取不申候様能々可申付候、尤不法無之様可申付候事

一泊々ニテ、火事其外不慮之儀有之候共、平左衛門、瀬左衛門、重郎兵衛、其外足軽、中間早速朝鮮人ヲ召連、不埒之義無之様可仕候、近兵衛者足軽一二人中間一二人ニテ残居、荷物之支配可仕候事

一朝鮮人病氣候共、成次第無滞可令旅行候、若大病候ハハ、重郎兵衛足軽一人中間二人相添残置、江戸表エ早々飛脚ニテ可申上候事

一万一道中ニテ朝鮮人病死候ハハ、死骸致塩詰埋、足軽一人付置候テ、当所江戸表エモ飛脚ニテ早々可申越候、右之通之節者近兵衛残居候テ、左様之支配仕、埋候後者足軽ニ預置、急候テ一所ニ登可申候、八人之内一人二人相果候共、無滞罷登可申候、御伝馬之義、箇様之節有之分者断可申候事

已上

八月二十二日 松前志摩守

湊平左衛門殿

谷梯瀬左衛門殿

藤倉近兵衛殿

新谷重郎兵衛殿

**[D-20] 松前藩が作成した、漂着朝鮮船および乗員の
残置品・船具の目録と受取証文**

漂人所残之諸具目録並此方預証文

一船 一隻、長七把

一帆木 二介、内大六把小四把

一尾木 二介

一櫓木 三介

一風席 二部、内大十二立付小九立付

一草〔草〕五番

一木錠 二介

一錠条 二件

一食鼎 二坐、内破鼎足無並破穴有

一水釜 一坐、破痕有

一木桶 八坐

一香木 八株内大四小四

一板子 二十二立、内二立他物

一篁竹 四十五介

一細竹 十介

一盤 二立

以上十六枝、物件照数置松前

朝鮮漂人李先達 印

丙子八月二十二日

高橋浅右衛門

並川宇左衛門

**[D-21] 松前藩が漂着朝鮮船の船具を改めて記録し、
翌年大坂へ回送予定であることを記した覚書**

朝鮮人船具改之覚

一船 一艘、長七尋

一帆柱 二本、内大六尋小四尋

一梶 二羽

一櫓 三挺

一帆 二通、内大十二枚小九枚

一篷 五枚

一碇 二挺

一綱 二房

一食釜 破釜足無破穴有

一水瓶 破疵有

一香木 八、内大四小四

一船敷板 二十枚、内二枚船具

一大竹 四十五本

一細竹 十本

一挽鉢 二

一明樽 八^(朱)「明当作空」

右拾六色相改、受取置申候、来年日和次第大坂エ回シ
可申候、右之船当所出船日極候ハ、御左右可申上
候、以上

子八月二十二日

**[D-22] 松前藩が津軽領に、朝鮮人移送のための人馬
手配と出航予定を知らせた駆伝文**

駆次回文

御朱印人足八人馬拾匹、右者李先達駕籠八人、残朝鮮
人軽尻十匹、同小荷駄三匹ニテ候、来廿七日順風次第
可令發船候、津軽参着候者可申達候

松前志摩守内

子八月廿三日 蠣崎藏人

下国官内

松前主水

從津軽御領

千往迄

所々御検断衆中

**[D-23] 松前藩が各領の宿駅に、朝鮮人移送のための
人馬手配と人数を知らせた通達**

今度朝鮮人從松前江戸エ為差登候付、駄賃馬九匹並人
足三人無遅々様御才覚頼入存候、人数都合朝鮮人共上
下四十六人ニテ候、為御心得之申達候、以上

松前志摩守内

九月二十三日 蠣崎藏人

下国宮内

松前主水

津軽御領分中

南部御領分中

仙台御領分中

幸利御領分中

福島御領分中

二本松御領分中

白川御領分中

芦野御領分中

越堀御領分中

鍋懸御領分中

太田原御領分中

佐久山御領分中

喜連川御領分中

宇都宮御領分中

小金井御領分中

小山御領分中

古賀御領分中

從栗橋千住迄

所々御検断衆中

**[D-24] 対馬藩江戸屋敷が松前藩から漂着朝鮮人と荷
物を受け取った証文**

從宗次郎殿朝鮮人請取証文

覚

一朝鮮人 八人

一荷物 十箇

右之通無相違相請取申候、以上

宗次郎内

子九月廿二日 鈴木半兵衛 印

松前志摩守様御内

湊平左衛門殿

[D-25] 朝鮮人の当地到来を了承した奉書の控

漂人出府之節賜 御奉書之控

来札令披見候、最前被申越候漂着之朝鮮人、当地エ被
差越之由得其意候、紙面之趣、各一覽之事候、恐々謹
言

九月廿三日 戸 山城守

松前志摩守殿

**[D-26] 松前藩江戸留守居役が家老に宛てた、漂着朝
鮮人関連や江戸での諸事務処理に関する報告書状**

從江戸留守居到着書状之文言

一佐竹右京太夫様御次男佐竹永馬様、相馬弾正少様御
養子ニ御願ニ付、当七月御願之通被仰付候、依之右
京太夫様、修理太夫様、求馬様エ之御書指出申候

一佐竹右京太夫様、同修理太夫様エ漂着朝鮮人之儀被
仰進候御書指出申候

一朝鮮人江戸着十日前為知可申由、宗次郎様御家来願
之通申上候処、湊平左衛門被仰付候ニ付、右之趣森
岡役人中頼書状為差登申候相違、宗次郎様家来申達
候、先書申上候通り安房守様エ申上候、首尾能相済
ミ申候

一仙石伯耆守様エ、七月廿四日被召寄、御書付三通御
渡被成候、御請相認、今十八日差出相済申候、則御
案文今度指上申候、以上

九月廿三日 松井半右衛門

家老中三人名宛

**[D-27] 朝鮮人の宗次郎方への引渡し、御朱印の登城
提出と老中上呈、随行者の行動指示**

一朝鮮人、今廿一日之晩千寿一宿、同廿二日己之刻江
戸着可仕旨、從宇都宮湊平左衛門、谷梯瀬左衛門飛
脚、廿一日己上刻到著仕候付、同刻安房守様エ右之

趣申上、宗次郎様家来方エ申通候
一二十一日暮六時、私千寿エ罷越、朝鮮人江戸入、宗次郎様エ相渡申儀相談仕、直罷帰申候
一二十二日四ツ時江戸着、直宗次郎様エ朝鮮人八人並荷物拾箇相渡、証文湊平左衛門宛ニテ、宗次郎様留守居鈴木半兵衛方ヨリ請取申候
一湊平左衛門、谷梯瀬左衛門、藤倉近兵衛、新谷重郎兵衛、須藤玄庵、私従宗次郎様御料理被下候
一平左衛門、瀬左衛門、私三人ニ宗次郎様御逢被成候、家老兩人罷出候、御書御返札追テ可被遣由、右之通首尾能相済申候
一二十二日、御朱印宗次郎様屋敷ヨリ直御城エ持参、安房守様エ懸御目、箱ニツ持参仕候、御指図次第可仕旨窺申候得者、其御地ニテ御改被成候御朱印御入被遊候箱ニテ、直ニ於御城御老中様エ御上被成候、私儀則退出仕候
一二十二日 御連書並柳沢出羽守様、松平右京太夫様エ之御書窺申候処、御口上共被仰聞候、御連書御月番山城守様エ差上、御書柳沢出羽守様、松平右京太夫様エ指上相済申候
一安房守様御退出之節、平左衛門一所ニ懸御目候処、御朱印御返上首尾能御座候旨被仰聞、奉恐悦候
一朝鮮人江戸着之節、平左衛門、瀬左衛門乗馬之儀被仰付候、毎度申付置候故、廿二日未明千寿エ引セ、兩人共馬ニテ宗次郎様御屋敷エ参渡申候
一朝鮮人ニ御附被成候御侍、御足輕、御中間、安房守様エ窺、段々指下可申旨被仰付、奉畏候、右之趣伺申候得者、勝手次第相下可申由被仰聞候
平左衛門四五日モ逗留、御用相調罷下候様被仰付候由、藤倉近兵衛、新谷重郎兵衛、一両日モ休息仕候ハ、御足輕、御中間召連被仰付候旨、奉得其意候、早々罷下可申候
一瀬左衛門儀、御当地御用相仕舞、伊勢御代参被仰付候由、近々罷登可申ト存候、朝鮮人於道中相煩候義、殊大勢之者罷登候ニ付病人モ可有御座候哉難計被召罷、須藤玄庵為御登被成候由、奉得其意候、是又一所ニ指下可申候
一鷲黒焼小箱入為御登被成候、安田藤介エ相渡可申旨、奉得其意候
一成瀬隼人殿御子息小吉殿、新知三千石従尾張様被下候付、御届之御書為御登被成候、弥聞合指出可申候、以上
九月二十四日 松井半右衛門
松前主水様

下国宮内様
蠣崎蔵人様
[D-28] 諸藩領境における出迎え人員・馬・駕籠などの手配方法を記した覚書
覚
津軽越中守様 南部信濃守様
田村右京太夫様 松平陸奥守様
堀田伊豆守様 丹羽若狭守様
松平大和守様 大関大助様
芦野左門様 福原内匠様
喜連川右兵衛様 奥平熊太郎様
右之御衆中様方ヨリ、御領分之堺目ヨリ堺目マデ、物頭二三騎計、足輕二十人並本道外科、或者駕籠七八挺、鞍置馬七八匹程モ御出候得共、朝鮮人尤乗不申候、以上
九月二十二日
[D-29] 朝鮮人に贈与した物品の品目・数量・受領者を記録した書付の控
宗次郎侯エ相渡書付之控
朝鮮人遺物之覚
一紗綾 六端 真綿 四把
一絛蒲団 鷲尾 一尻
一砂金 二匁
右李先達
一染布 三端 木綿着物 一
一同蒲団 一 蒲団張 一筋
右金僉知
一木綿着物 一 同蒲団 一
蒲団張 一筋宛
右孔裨将 金僉知^(宋)「或作金裨将」海夫四人
右之外出船之砌絛綿類李先達エ遣、下々エ木綿物一ツ宛、鼻紙等遣申候
於道中遣候物之分
一乘懸合羽、鼻紙五十帖、刻多葉粉十包
右李先達
一鼻紙三十帖、刻多葉粉七包宛
金僉知 孔裨将
一鼻紙二十帖、刻多葉粉七包宛
右船頭海夫共五人
以上
右之通朝鮮人エ遣申候
松前志摩守内
九月廿四日 松井半右衛門
宗次郎様御内

鈴木半兵衛様

[D-30] 対馬藩による朝鮮人の船具・所持品受領の目録

宗氏家臣漂人諸道具受取書付
覚
一舟 一艘 長七尋
一帆柱 二本、内大六尋小四尋
一梶 二羽
一櫓 三挺
一帆 二通、内大十二枚小九枚
一篷 五枚
一碇 二挺
一綱 二房
一食釜 ニツ、内破釜足無破穴有
一水瓶 一ツ 破痛有
一明樽 八ツ
一香木 八ツ、内大四小四
一船板 廿二枚、内二枚者船具
一大竹 四十五本
一細竹 十本
一挽鉢 ニツ
以上十六色
外ニ
一季先達諸色之目録 二通
一鉢 ニツ
一小壺 一ツ
一帆ニ付候竹 十五本
一船板 五枚過
右之通槩ニ請取申候、已上

宗対馬守内
巳七月五日 越 治兵衛 印
松前志摩守様御内
工藤瀬兵衛殿

[D-31] 対馬藩による朝鮮人の残置物受領の覚書

朝鮮人追而残置候物之覚
一匏ハナシ 五挺、但大小有
一テウノフ 一挺
一鎌 二枚
一ヤス 一挺
一マキリ 二枚
一キリ 一本
一船釘 大小三本
右七色ハ薙包小箱一ツニ入
一細繩 一結

一笠之家 一結

右之通槩ニ請取申候、以上

宗対馬守内
巳七月五日 越 治兵衛 印
松前志摩守様御内
工藤瀬兵衛殿

[D-32] 松前藩から対馬藩への朝鮮船の引渡しと到着報告控

宗家エ漂人乗船等相渡御届書之控
口上之覚
去年朝鮮人蝦夷地エ流来候舟之義、大坂エ為差登、宗対馬守様エ可相渡旨被仰付、順風見合、当四月出船、無異儀着船、当月五日到大坂、対馬守様御家来越治兵衛エ相渡候旨、右舟ニ付指遣候志摩守様家来方ヨリ昨夜申越候、相渡候一左右可奉申上旨、兼々従志摩守方申越候間、無御注進申上候、以上
松前志摩守家来
七月十六日 松井半右衛門
右之口上書付
一通、阿部豊後守様先達而指上、以御指図御月番土屋相模守様エ指上申候

[D-33] 朝鮮人の本国到着を知らせる対馬藩の書簡控

朝鮮人本国帰着並宗公書簡
一筆令啓上候、去年御領内エ漂着候朝鮮人、海陸無異儀、旧臘十四日国元エ着船之由来候、此段為可申述如此御座候、恐惶謹言
宗対馬守
二月三日 義方判
松前志摩守殿
人々御中

[E-1] 朝鮮詞とその発音

朝鮮詞
シヤウ トン フウフ ナム ホン ヨウロン カウル チヤウル インカン コンダン アイ
西 東 北 南 春 夏 秋 冬 人間 親 父
ライミシヤウグ アソウ メヌリ スウワイ アトル シトル ナイ ヨンチイ ベンブレ タントウ
母 兄 弟 姉 妹 男 女 我 食 屏風 脇指
ホウヲ ヤクチウ ムル ブル フウツ モウク チヨンヲル イヲル サモアル サウヲル
茶碗 酒 水 火 筆 暴 正月 二月 三月 四月
ヨウヲル エヲル チヨヲル タヲル クヲル シヲル トンタヲル
五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月
ソツヲル
十二月

[E-2] 朝鮮における尺量法と布の寸法

尺量之法
地尺三指三二指一為一尺、此尺量六尺為一步、農夫除一指有法
六十歩為一里
布尺十寸為一尺、此尺量造衣服
木綿布皆此尺、四十五尺為一匹

[E-3] 松前藩主からの贈り物に対する感謝

朝鮮漂人書牘
帖下紗綾三端、方絹二端、白綿一封、白紙一束、常紙二束等物伏受感祝
松前州大守 案下
丙子七月二十六日 朝鮮漂人
李志恒
高橋泰光

[E-4] 高橋浅右衛門を含む複数の恩人に対する感謝

漂人文章
昨因鄙我为現殿様之前、頗遣気勞、退帰旅軒之時況有同臨之慰、達夜思心多感無謝、且奉殿様再度書給之章、無非恤我之語、再三披閱極之誠、未嘗少馳手心矣、人皆有一天、我独四天者也、上有殿様之撫、次有尊公之護、又有十郎之活、蒙此四天之恩、帰郷朽骨世路無久、人似朝露、各在他邦、知恩無路、祝手之外更無余謝、只得一夜來問候、不宣草式
丙子七月二十七日 朝鮮漂人李志恒
高橋浅右衛門尊公案下

[E-5] 贈り物や親切を断れない立場の難しさと感謝の気持ち

昨臨陋旅之亭、冒昏勞歸、況有殿様撫念賜物、不可拒理於道礼、故依受感祝達、夜無寝、尤不勝惶恐欲番夜來、尊公氣候安寧、不宣姑惟照察上状
丙子七月二十七日 漂人李志恒
高橋浅右衛門尊公閣下

[E-6] 江戸護送への期待と感謝、ならびに自身の現状と心情

昨臨陋寓、伝喜慰客、感荷深情不可輕謝、然会日流首座雖無対顔之分、詩情往返已悉中矣、欲有面議一番相識、而貴国法度極嚴、故生心不望者日久矣、今有江戸之護送、樂莫樂兮、有各拔扈之魚志者也、心曾隔愁詩之好悪未嘗有意於一時、且以武弁少習庸才業、在武徑已是年久廢而不習者今為三十年之久、幸承流韻僅以審勺和之、勿以為咎之意、伝論解焉、且曾告一事、我之褥尽濕於海水、所見可測、故捨与夷子、而今無外造之色、一路所見似甚疲累、留此久日悔必道、及亦無光彩、於尊公待我之至意者、然故不顧廉恥、諸念小事、敢此妄告望須留神善処焉

丙子八月日 朝鮮漂客李志達
高橋浅右衛門尊公案下

[E-7] 援助への感謝と謝文送付遅延の説明、占いに関するやりとり

昨臨陋寓冒昏勞還、深感無謝、志恒伏蒙殿様下恤之

沢、累受衣資、伏受祝手之感、他無仰告、所受謝文今始書納、亦勿為罪、尊公從客順序告由、何如不勝未安之至、且占卜事、今日戊子也、聖有子不問卜之語、姑停不擲明當從命、是計流首坐前送簡、伝致亦望
下示問帖語格太過拜受、閱覽不勝惶感、此後又有下問、依從貴命伏計 李志恒

[E-8] 夜間の訪問と労いへの感謝、占いの解釈文の送付

昨昏臨陋冒夜勞還、不勝感賀、無以仰謝、企伏荷尊念、無恙度日、尤無所謝、昨日下午命擲錢兩診解本文書送幸考納焉、余不宣式
丙子七月二十九日 李志恒
高橋浅右衛門尊公案下

[E-9] 厚意への感謝と近況、ならびに書写遅延の謝罪

謹問此辰尊公特候何如、志恒特荷厚恤之誼、專蒙殿様之大沢、頓食無恙、伏感岡極之誠、銘心弥篤祝手之無暇、而曾日下教膳冊、意欲趁即書納、而近因臂痛、層劇執筆成字、甚是不精、如是太晚進上、罪実非輕、望須尊公勿以為咎、姑此為草、更令精膳、伏未知何如、憑此送便兼候問安、不勝未妥、不宣伏惟下照謹状
丙子八月元三 朝鮮漂人李先達志恒
高橋浅右衛門尊公案下

[E-10] 書簡の確認依頼、占いの経過、櫃製作の依頼等

昨呈殿様案前替納簡牘、尊公其已就鑑否即問、此辰侍中氣候何如、志恒伏荷下念、董保客喘、伏感之外不知仰謝、再昨置此占事、今朝擲錢始択一人之數、而一日之中不可一人再卜之例、故明當擲択伏計、非不知人事之如何、而曾有所告、且切客篋如是放達、不勝未安之至、今送尺量紙条、下令匠人、造給一櫃、生色他邦之人、特伏待而尊有自外周旋之勢、不稟於殿様案前、伏未知何如、不宣伏惟
八月初六日 漂人李先達志恒
高橋浅右衛門尊公案下

[E-11] 訪問への感謝と占い概要の送付、腕の病による書写不十分への謝罪、櫃製作の催促

昨昏勞臨陋寓、感謝々手尽不可目外、形言於許多条尽之吉凶、奈何々纔以男女兩論之大概送呈小垂覽察焉、書写事漂中、多傷眼暗、又極臂痛、不能成字、誤染明紙、不勝愧慚、然只以他国人之写勿罪、寬留如何、且造櫃尺量依以下諾付送、望須指揮匠人、帰期在邇、随令速造、何如不宣式
丙子八月旬八 漂客李志達

高橋浅右衛門尊公案下

又冊三件送上考納

[E-12] 病気による食事困難のための米と魚の交換依頼

我婦期当迫、病又交侵、心亦尽腐之中、無膳難繼、以我之米斗給、換得生魚一二尾、以養病口一時之所嘗味、伏望尊特令下司、換質以給之意言及伏望々々

丙子八月望日 朝鮮漂客李先達請状

高橋浅右衛門案下

[E-13] 病気による訪問不可能と返書および詩の送付
近有未対貴顔、有呻吟之患、一未修問尊体候、無情太甚、昨息流首坐之間牘、今纔和呈、望須忌勞替伝如何、且呈一律、覽非掛眼、幸尊勿郤焉

八月旬 朝鮮李先達

高橋浅右衛門案下

[E-14] 腕の病による書写不十分への謝罪と詩の送付
下示書写事、十分詳察之、余臂病方劇、一張自然誤書無用、只以四幅書呈、而多有不精、勿咎焉

八月永七日 朝鮮漂人李先達

高橋浅右衛門案下

杜詩四卷、写幅四張 日時並呈

[E-15] 腕の病による書状遅延と出来不十分への謝罪
久受殿様下命、臂病甚劇、不能自由、今始太晚進上、不勝惶恐、然志不宜式

李先達書答

高橋浅右衛門尊公案下

自著之余心甚鬱々、所思不精、勿罪焉

[E-16] 秋の寒さに耐えている状況と厚着支給の要望
秋氣入寒、衣薄能不寝夢、忍寒而已、伏乞尊、十分善処厚衣所入上下之意、告達書呈伏望々々、謹拜上書

丙子八月二十日 金僉知拜

高橋浅右衛門尊公案下

[E-17] 喜報への感謝と殿様への書状取次ぎ依頼
日間勞臨陋寓、特伝喜報心映欲狂第、有志恒所懷、故上書於殿様案前、書封以呈、伏乞尊公指令入納於殿様案前、伏乞望々

丙子八月二十一日 辱知 漂人李先達

高橋浅右衛門尊公案下

[E-18] 対面後の安否伺いと寒さへの配慮としての衣服支給への感謝

昨夜相面、喜言拜別之後、尊侯夜間氣体万安乎、再三陳達、惶恐而已、伏乞、天氣寒来、悶極々々出、去日少尊有念上下則造衣還歸之、至伏望々、余言面叙、伏惟不宜謹再拜上書

丙子八月 金僉知拜

[E-19] 雨による荷物損傷防止のための油紙支給の要望

雨勢如此、支離不止、行中襟褥及其他漏雨濡湿必傷、故欲裏去免湿、為計油紙大者三件送惠伏望

丙子八月日 李先達

高橋浅右衛門前 請

孔裨将

[E-20] 雨による荷物損傷防止のための油紙受領予定の報告

路中持去襟褥及其他漏雨濡湿之卜、結裏為計、油紙三件、告于高橋浅右衛門前受、来可望

丙子八月二十八日 漂人

[E-21] 家老三公の訪問への感謝と別送書付送付の知らせ

昨日雨中勞臨陋寓、慰叙 神儀、不勝感賀、小録別情須量監察、不備伏惟

下照 上状

松前州家老三公案下

丙子八月日 朝鮮国漂人李志恒判

[E-22] 金および鷲羽を朝鮮に持ち帰ることの価値と贈与の要望

小録

朝鮮無識金所鑄之法、尤無産出、買売之規如有用処、則大国往来貿用、即聞

貴州多産云、真金五六分、或一二錢、有紋鷲羽五六箇、特許惠、然以帰我国、誇徳見物之喜何如

李志恒判

[E-23] 漂流民の要望に対する南部家老からの返答の報告

南部家老中漂人エ報復之書簡

今早行装之後、以書被告於吾儕等、先是漂流止泊於松前海境、而漸所救死件々如所告、且依有貴国交隣之好、卿等將得帰于本州、欣幸々々、又有勞病之人、而告供饋之事、然而以自松前伝来不過其緯、故無奈何、卿等思焉

九月初八日 南部家家老等

報

朝鮮国漂泊人

[F-1] 松前を離れた孤独と郷愁、松前での寺訪問の思い出を大夫に贈る詩

朝鮮漂人李先達詩章

遠客漂到仁府留、恩荷入骨報無秋、旅齋寂寞歸思切、独伴殘灯幾夜愁、蒼苔白石山中眠、丹崖碧樹近仙姑、

堪嗟不見松城景、許我少時玩寺遊

右贈大夫^(朱)「此一律見干尺牘中」

[F-2] 松前滞在中の景観描写と、江戸へ向かう途上に詠んだ別れの詩

聞島海東在、漂来尽自看、谷靜松声徹、洞深月色閑、
白雲朝出岫、水鳥暮還山、仙境知不遠、如何到其間

右在客舍偶題

惜別松前、随来江戸路、僉侍中題謝

把酒那堪惜別情、坐看河水已東傾、遙知兩處相思夢、
飛去飛来帶月明

丙子九月日 朝鮮漂客李先達共到

江戸、還歸本郷、故感吟以謝、不忘之資

[F-3] 富士山を題材に詠んだ、異国での旅愁と郷愁の詩

日出扶桑山又遠、奇看真箇必仙区、無心雲岫濃還淡、
有意風帆海上浮、野接滄溟天一色、路連松水幾人休、
此中長嘯思歸恨、捻是他邦作客愁

右題日本富士山図

[F-4] 漂着から数か月後、家族を案じながら長引く滞在への不安と孤独を詠んだ詩

四月漂舟七月秋、客中何耐愁中愁、漂来想有家人憶、
誰報吾生尚滯留

右在客舍偶作

[F-5] 高橋浅右衛門に贈った、交流と別れを惜しみ、厚い情と松前への思慕を詠んだ詩

贈別日本国松前近侍高橋浅右衛門尊公

案下呈

邂逅相逢処、論交若旧時、逢歡還欲別、從此恨相離
又

我是朝鮮漂水客、君元東国有名侍、逢觀未尽平生願、
臨別茫然自不離、如今倏帳含有厚、歸余還將何倚期、
松前消息憑誰問、独拳殘顏至遠思

丙子八月仲秋日 朝鮮漂客李先達

[F-6] 異郷での漂泊の愁いを詠んだ李志恒の詩と、共感を寄せた慧海の跋文

附録

朝鮮国人李先達、漂風至此、有感而題吟、丙子七月、
窃汚朝鮮国李先達所吟二首芳躅、示土人、聊述客懷

離郷六載此逢秋 漂客感吟加我愁

山月海潮惣望意 岸華汀鳥淚難留

又

漂泊是天命 生涯西又東

地分言語別 客淚与君同

僧本東武江戸人也、寓于松前既六稔、隔海陸万里、重

山復水、不能日無郷思、今也圭復 李君高吟而僧亦非
無淚矣、一覽之後早付丙子^(朱)「圭字可疑」

高橋泰光貴丈案下 阿吽寺住僧慧海草^(朱)「泰光者盛
明之初名也」

[F-7] 漂泊感吟と題し、望郷や孤愁を詠んだ李志恒の詩

漂泊感吟

泊舟海岸宿 歸夢故郷天

拳床自酌酒 奉進賀慈親

話妻又見子 会感飲同歡

覺来忽驚起 身在水中船

蟾宮早折桂花後 退在江村能幾時

五年関西看尽興 今日漂来有所思

又

仙風吹袂海東来 洗尽平生万丈埃

勢接天神懸瀑蔭 功煩思神巖岸聞

層潭水碧龍心臥 古壁巢空鶴未回^(朱)「潭乎」

不堪漂愁明月出 浪飛声徹最高台

丙子八月初二 朝鮮国漂人李志恒先達稿

[F-8] 李志恒の吟に唱和した、漂泊と異郷への共感を表す慧海の詩

爾日関李志恒先達光誦、於是吻攀韻脚、録呈之一端也
耳、勿敢為皮裏陽秋大幸也

東海放船去 留君異国天

一秋人為客 数月淚思親

詩賦還添鬱 酒色強進歎

何当輕一棹 分袖送歸船

又

可憐万里漂流客 此到百愁感旧時

料憶朝鮮名勝地 天長水遠日相思

又

殊方才子有時来 望裡清篇絶点埃

草隸書鮮垂露麗 毫端写出画図開

島中瀑布名初響 浦口鬼神氣可回

国制得期送君去 不堪景暮上吟台

丙子八月初六 僧惠海智潤流稽顙

李志恒先達尊丈足^(朱)「下乎」

[F-9] 李志恒の詩に次韻し、漂泊と異郷の感慨を詠んだ慧海の詩

謹次玉韻、流首座浄榻

岸止汀蘭道 瀑流府北東

小点客愁眼 清光処々同

且即受瓊琚、累次披閱、不覺驚動心神、膽藏客筵以還
呈、且我昨有所感之作、故敢此煩呈、幸賜就覽焉

旅軒愁臥夢飛天 幸遇三山島上仙
未盡玄談分袂去 夢回秋雨在松前
右夢入仙源、見仙似人感奇

又

玉露橫空素月明 楚天歸雁送寒聲
客堂殘燭悄無睡 河漢西流夜五更

覽後付丙

僧惠海啓

[F-10] 李志恒の唱和詩に謝意を述べ、臂痛を氣遣いつつ詩三首を添えた慧海の書簡

向嘗因高氏、所呈覽鄙吟、即辱回示、原加批点、無所仰謝、况賜再和、且示感吟二首、薰誦不已、寔本祝瓊報、愧慰多集矣、就承先生頃日患於臂痛、想夫漂泊日久、係一室之内、得無伊鬱乎、此臂痛之所以發也、不佞窃為先生苦之、然而物皆有天数、古之人有奇才者多奇窮、所謂見孔聖顔子可知之、况其余乎、密希、千万保重、下情不任胆望之至矣、謹廣感吟二首、且写卑懷一首具之別幅、汚清眸、敢望斤風、冀勿靳慈誨也、嗟々会更末期、監書惘然、惟心亮^(朱)「可疑」

丙子八月初七 僧惠海智潤流拜呈

李志恒先達足下

[F-11] 李志恒の詩に次韻し、あわせて自作一首を添えた慧海の唱和詩

寅廣玉韻、呈旅軒、伏乞慈斤

君到秋宵三島天 鳳客想好化神仙
恍然夢覺投五句 瓊韻金聲響几前
近望旅軒對月明 忍聞孤雁報人聲
客宵愁察夢難結 我亦思君到曉東

又呈卑懷

海瀛万里朝鮮客 不慮秋來結筆盟
欲廣高吟々舌短 強為鼓吟似蛙鳴

丙子仲秋初七 僧慧海智潤瑞流稿

李志恒尊丈足下

[F-12] 李志恒から慧海の唱和詩への謝意を述べ、病苦を訴えつつ和韻詩四首を添えた書簡

昨承問札、憑審迪吉、兼奉 玉吟、披閱再三覺惘然、雖無面語、相近之歎、宛對平昔之清顔、深感無謝、僕本武弁、尋章摘句、僅以成樣、寔是庸鄙、而濫許先生之称、一何誤乎、愧赧何堪、臂痛方劇、拘居寂寞之所、心催千山之愁、且偏風熱瘡腫、服藥呻治之余、謹將拙句太晚、和韻又呈客懷四首、幸勿却、高眼就覽付而如何、不宣式

流首坐靜案 朝鮮漂客李先達

[F-13] 漂泊の愁苦や秋景を詠み、さらに鐘聲の感興

を添えた李志恒の詩

曾有林泉約 漂來負初盟

寥寥無外事 庭樹老蟬鳴

秋感客懷

松城秋月夜初長 淡白余光照客床

寂寞漂人愁不寐 滿庭花樹響空廊

身為漂到未歸人 家在蓬萊洛水浜

月白庭中涼露温 風清簾外客愁新

一抹浮嵐山外收 荻花楓葉暮江頭

西風吹送三湘雨 驚覺人間八月秋

又聞鐘

曉鐘聲送客夢驚 月明窗外雨初晴

梧桐露滴秋風起 園草蛩飛夜五更

朝鮮漂客李先達呈

[F-14] 李志恒の詩に唱和して自作を呈した慧海の詩

再廣 李先達尊丈光誦、呈吟梧前、伏乞慈斤

方外難為友 吟床僅得盟

贈君山野句 強慰不平鳴

[F-15] 李志恒の唱和に対して、慧海が自らの不才を詫びつつ、一首を呈した書簡と詩

昨賜高和、且示感吟四首、盟誦律々、久之不止、試欲攀芳趾、即搜枯腸、未得一字、故以呈卑興一首、煩塵清眸、所恨智潤練句不精而剩質、不足以稿斤正也、密冀高明、更哀其不才、細賜郢教、大幸々々、不勝惶恐、以録猪尾

秋夜卑懷

浦口上樓望 吟胸映古今

露寒秋氣老 雁報客愁臨^(朱)「雁乎」

孤館山間月 故鄉万里心

此時多感慨 異境少知音

丙子八月旬一 惠海智〔言閩〕端流拜呈^(朱)「潤乎、閩乎」

李志恒先達尊公足下

[F-16] 李志恒が次韻し、漂泊の愁苦や郷愁を詠んだ詩

謹次玉韻、流首座靜榻

窗外風肅々 庭前月古今

洞裡煙霞好 波頭歲月深

日暮沙汀岸 忘機世路心

節近南飛雁 憑知得喜昔

又次

異城秋天夜 漂愁在目今^(朱)「城疑域字」

風光非憂景 羅月冷侵深

旅夢暗隨切 鄉思日益心

雁歸伝消息 憑渠得知音
愁懷日極、身病未痊、精神喪尽、又無考韻之集、有此
不精幸勿却焉
流首座静榻

丙子仲秋句二 朝鮮漂客李先達

[F-17] 李志恒が仲秋望の月や旅愁を題材に、孤愁や
仙境への憧れを詠んだ詩

謹呈流首座静案
碧天寥闊月生東 望裡秋光到处同
我独停杯煩一問 玉蟾無語轉瑤宮
又
千峯月色夜三更 露洗長空河漢明
異城秋声驚客夢 煎茶窗外一樽清^(宋)「城字同上」
右昨日朝鮮之仲秋望也
細截金刀炊作煙 流來東土幾多年
憑渠果得長生術 君我國人尽是仙^(宋)「憑乎」
炎精吸尽口生煙 黃葉金枝得長年
若使秦皇知此物 三山応不覺神仙
右旅懷愁寂長、便南草為友、故作句
丙子仲秋句六 朝鮮漂客李先達

[F-18] 李志恒の詩に応じて詠んだ慧海の詩

謹和仲秋芳韻、伏乞慈斤
秋滿朝鮮日本東 今霄誠識快情同
吟高君句無人賡 偏出天邊驚月宮
又
雲没日沈月一更 氷輪吐影十分明
今霄添得思君意 坐誦清詩骨也清
和南草詩
僧本不須南草煙 一糸香氣薰多年
從教世上長生術 晨誦暮禪仏裏山
丙子八月十五日 僧惠海智潤瑞流稿
李志恒尊丈

[F-19] 仲秋前夜に月と静寂の海を題材に詠んだ詩

八月十四日夜
松浦月幾望 浮雲吟裏晴
九分秋夜足 万里海方清
歡樂非僧志 期驕是俗情
欲心何日尽 天道本虧盈

[F-20] 仲秋当夜に満月を題材に詠んだ詩

八月十五夜
海辺近処晚望遠 吟喚悠々対月明
一歲風光得今夜 十分皓魄洗塵情
光浮天際宿鳥噪 影映潮瀾遊鰲驚
窮僻從來詩友少 独懷鄉思過三更

付録2 『松前家記附録外国部』 「朝鮮漂客李先達関係資料」 (北海道大学附属図書館所蔵 旧記 0619(4))

『福山秘府』未収 朝鮮人漂着事件の概要

元禄九年五月十二日、朝鮮人李先達、金僉知、孔裨将、金裨将、金自福、金貴同、金泰史、金汗男、小舟ニ乗シテ礼文支里島ニ漂着ス、十三日、夷酋之ヲ宗谷ニ導ク、二十日、羽保呂ニ至ル、金山奉行新谷十郎兵衛之ヲ慰撫シ、乃チ其請ニ応シ、孔裨将以下新谷ノ属吏ヲ附シテ舟行セシム、七月十九日、松前ニ至リ、即日登城ス、李先達、金僉知、新谷ト陸行ス、廿四日、松前ニ至ル、廿五日、登城恩ヲ謝ス、八月十日、漂人公通ノ朱章ヲ賜フ、廿三日、湊平左衛門、谷梯瀬左衛門、藤倉近兵衛、新谷重郎兵衛以下三十四人、漂人ヲ護送シテ東上ス、九月廿二日、江戸ニ至ル、乃チ漂人ヲ对馬侯邸ニ送り、邸監鈴木半兵衛ニ附ス、十年二月三日、对馬侯手書ヲ以テ、客冬十二月十四日漂人帰国ノ事ヲ告ク

[A-1] 漂流の経緯および助けを求める願いを記した書簡

漂人文章

我是慶尚道東萊府中居、武科及第、有爵之人也、以本国江原道往来事、乘此小船、向去海路矣、前月廿八日、狂風忽作、飄入大海、逆風不能制船、雲霧四塞、咫尺不弁、昼夜漂流、在海飢渴者以至二十日、累口人命飢餒多日、自分死、仰天痛哭矣、幸頼主公之近在北、通告伏乞憐之、又以交隣誠信之義為念、救饋口、指示歸途、善為護送本国、俾蒙大恩、何如不勝恐慮之至、敢伸不備式

丙子五月二十日 朝鮮漂人李先達

右新谷重郎兵衛ニ接見シテ、贈ル所ノ書牘ナリ

[C-1] 李志恒が松前藩主に宛て、漂流の経緯と救援・送還の要望を記した書簡

余是本国慶尚道東萊府中居、曾添武科人也、適因在京主将拜授江原道監司、在郷之情不可不往、謁而去、四月十三日、只以单身乘此小舟、由海道向往矣、未到境之間、同月二十八日、海洋中猝遇狂風、舟中尾木折破、不能制船、仍值日暮、漂入大海、雲霧四塞、不弁東西、只看日出之方、而任風漂流之際、忽逢日本人所乘大船、指口腹以示飢渴之状、則停帆小留、許救粮米、隨船以来之余、又值日暮仍作大風、從風漂流之後、翌朝觀望四方、無一山形之微見、自至多日、人皆

飢餒、幸頼 天助、五月十二日始泊于 貴州北土一境、雖免海中之滄死、饋活無人、勢將必死矣、適遇採金店舍於其近地、其主幹之人新谷重郎兵衛、慘見飢餒之色、厚惠粮糗、舟中八口之命、全蒙其恩、而尚今生活、敢触 嚴命伏乞、特以交隣誠信之義為念、又以漂人可矜之情為恤、負恩如山、無以為報、家有鶴髮慈親、漂風日久、不死 生、必有恋憂欲裂之傷、並量情理万分善処、一以報結草之恩、一以遂倚閭之喜、指示歸道、速令護送、不勝惶悚以陳

一下問所对、本国常人之子、為僧居寺、小尚仏事、人皆不信

一為侍者業、文武以試科挙、隨忝樽而用才就職也

一余之官名志恒、姓李、位先達也

一金僉知、官名白善、姓金、僉知老者尊称之号也、居在東萊境金山土

一耶蘇之称在干本国元無所聞、不知其理、神祇之禱、小有常人之所尚、侍人之家、無一行之、只以儒道為尚也

日本国松前州大守閣下

丙子七月二十日 朝鮮国漂人李志恒先達判

[C-2] 漂流民の構成や護送の必要性、滞在による生活困難への懸念を述べ、早期送還を求めた文書

一蝦夷之類、別無不義之事也

一孔裨将、金汝方兩人、編伍武士也、請我偕往江原道、探得有買売之事、而先以空手、同乘一舟、今有漂患之事、其余皆海夫也

一木札事、依為之可也

一既免海中之滄死、必有速歸之挙、襦衣尽売於毛衣之援、若留五十余日之弊、必值初冬之寒、凍傷可慮、速令護送之望也

一所求事、採金店舍八人数日所食、蒙活之恩如山、未報、是実如恨之不休也

李志恒

[C-3] 朝鮮の宗教的・文化的慣習および祭祀を説明した文書

朝鮮雖有仏法、以常人之所尚、而不至煩擾也、侍之儒道、專以孔孟聖学為道、著書文科、射弓武科、取人才貌而付職、祭神之法元無、以其亡親、慰設酒肉而祭之、一年、正月正朝、二月寒食、三月清明、四月八

日、五月端午、六月望日、七月望日、八月秋夕、墳墓
伐草、九月九日、十月無、十一月冬至、十二月臘日、
当死日等、香火祭之、耶穌之言不知、朝鮮元無

[E-3] 松前藩主からの贈り物に対する感謝

又
帖下紗綾三端、方絹二端、白綿一封、白紙一束、常紙
二束等物伏受感祝

松前州大守案下

丙子七月二十六日 朝鮮漂人

李志恒

高橋泰光

[E-4] 高橋浅右衛門を含む複数の恩人に対する感謝

又
昨因鄙我為現殿様之前、頗遣気勞、退帰旅軒之時況有
同臨之慰、達夜思心多感無謝、且奉殿様再度書給之
章、無非恤我之語、再三披閱罔極之誠、未嘗少馳于心
矣、人皆有一天、我独有四天者也、上有殿様之撫、次
有尊公之護、又有十郎之活、蒙此四天之恩、歸郷朽骨
世路無久、人似朝露、各在他邦、知恩無路、祝手之外
更無余謝、只得一夜來問候、不宣草式

丙子七月二十七日 朝鮮漂人李志恒

高橋浅右衛門尊公案下

[E-5] 贈り物や親切を断れない立場の難しさと感謝の気持ち

又
昨臨陋旅之亭、冒昏勞歸、況有殿様撫念脱物、不可拒
理於道礼、故依受感祝達、夜無寝、尤不勝惶恐欲審夜
來、尊公氣候安寧、不宣姑惟照察上状

丙子七月廿七日 漂人李志恒

高橋浅右衛門尊公閣下

[E-6] 江戸護送への期待と感謝、ならびに自身の現状と心情

又
昨臨陋寓、傳喜慰客、感荷深情不可輕謝、然曾日流首
座雖無對顔之分、詩情往返已悉中矣、欲有面議一番相
識、而貴国法度極嚴、故生心不望者日久矣、今有江戸
之護送、樂莫樂兮、有各拔扈之魚志者也、心胸隔愁詩
之好悪未嘗有意於一時、且以武弁少習庸才業、在武徑
已是年久廢而不習者今為三十年之久、幸承流韵僅以審
習和之、勿以為咎之意、伝論解焉、曾告一事、我之褥
尽濕於海水、所見可測、故捨与夷子、而今無外造之
色、一路所見似甚疲累、留此
久日悔必道、及亦無光彩、於尊公待我之至意者、然故
不顧廉恥、諸念小事、敢此妄告望須留神善処焉

丙子八月日 朝鮮漂客李先達

高橋浅右衛門尊公案下

[E-7] 援助への感謝と謝文送付遅延の説明、占いに関するやりとり

又
昨臨陋寓冒昏勞還、深感無謝、志恒伏蒙殿様下恤之
沢、累受衣資、伏受祝手之感、他無仰告、所受謝文今
始書納、亦勿為罪、尊公從客順序告由、何如不勝未安
之至、且占卜事、今日戊子也、聖有子不問卜之語、姑
停不擲明當從命、是計流首坐前送簡、伝致亦望
下示問帖語 太過拜受、閱覽不勝惶感、此後又有下
問、依從貴命伏計

李志恒

[E-8] 夜間の訪問と労いへの感謝、占いの解釈文の送付

又
昨昏臨陋冒夜勞還、不勝感賀、無以仰謝、企伏荷尊
念、無恙度日、尤無所謝、昨日下午擲錢兩診解本文書
送幸考納焉、余不宣式

丙子七月二十九日 李志恒

高橋浅右衛門尊公案下

[E-9] 厚意への感謝と近況、ならびに書写遅延の謝罪

又
謹問此辰尊公時候何如、志恒特荷厚恤之誼、專蒙殿様
之大沢、頓食無恙、伏感罔極之誠、銘心弥篤祝手之無
暇、而曾日下教膳冊、意欲趣即書納、而近因臂痛、層
劇執筆成字、甚是不精、如是太晚進上、罪實非輕、望
須尊公勿以為咎、姑此為草、更令精膳、伏未知何如、
憑此送便兼候問安、不勝未妥、不宣伏惟下照謹状

丙子八月元三 朝鮮漂人李先達志恒

高橋浅右衛門尊公案下

[E-10] 書簡の確認依頼、占いの経過、櫃製作の依頼等

又
昨呈殿様案前替納簡牘、尊公其已就鑑否即問、此辰待
中氣候何如、志恒荷下念、僅保客喘、伏感之外不知仰
謝、再昨置此占事、今朝擲錢始扱一人之數、而一日之
中不可一人再卜之例、故明當擲扱伏計、非不知人事之
如何、而曾有所告、且切客篋如是放達、不勝未安之
至、今送尺量紙条、下令匠人、造給一櫃、生色他邦之
人、特伏待而尊有自外周旋之勢不稟於殿様案前、伏未
知何如、不宣伏惟

八月初六日 漂人李先達志恒

高橋浅右衛門尊公案下

[E-11] 訪問への感謝と占い概要の送付、腕の病によ

る書写不十分への謝罪、櫃製作の催促

又

昨昏勞臨陋寓、感謝感謝手尽不可目外、形於許多条尽之吉凶、奈何纔以男女兩論之大概送呈小垂覽察焉、書写事漂人、多傷眼暗、又極臂痛、不能成字、誤染明紙、不勝愧慚、然只以他國人之写勿罪、寬留如何、且造櫃尺量依以下諾付送望須指揮匠人、帰期在邇、隋令速造、何如不宜式

丙子八月旬八 漂客李先達

高橋浅右衛門尊公案下

又冊三件送上考納

[E-12] 病気による食事困難のための米と魚の交換依頼

我帰期当迫、病又交侵、心亦尽腐之中、無膳難繼、以我之米斗給、換得生魚一二尾、以養病口一時之所嘗味、伏望尊公特令下司、換質以給之意言及伏望々々

丙子八月望日 朝鮮漂客李先達請状

高橋浅右衛門案下

[E-13] 病気による訪問不可能と返書および詩の送付

又

近有未対貴顔、有呻吟之患、一未修問尊体候、無情太甚、昨恩流首坐之間牘、今纔和呈、望須忘勞替伝如何、且呈一律、覽非掛眼、幸尊公勿咎焉

八月旬 朝鮮李先達

高橋浅右衛門案下

[E-14] 腕の病による書写不十分への謝罪と詩の送付

又

下示書写事、十分詳察之、余臂病方劇、一張自然誤書無用、只以四幅書呈、而多有不精、勿咎焉

八月永七日 朝鮮漂人李先達

高橋浅右衛門案下

杜詩四卷、写幅四張 日時並呈

[E-15] 腕の病による書状遅延と出来不十分への謝罪

又

久受殿様下命、臂病甚劇、不能自由、今始太晚進上、不勝惶恐、然志不宜式

高橋浅右衛門尊公案下

自著之余心甚鬱々、所思不精、勿罪焉

[E-16] 秋の寒さに耐えている状況と厚着支給の要望

又

秋氣入寒、衣薄能不寝夢、忍寒而已、伏乞尊公、十分善処衣所入上下之意、告達書呈伏望々々、謹拜上書

丙子八月二十日 金僉知拜

高橋浅右衛門尊公案下

[E-17] 喜報への感謝と殿様への書状取次ぎ依頼

又

日間勞臨陋寓、特伝喜報心快欲狂第、有志恒所懷、故上書於殿様案前、書封以呈、伏乞尊公指令入納於殿様案前、伏乞望々

丙子八月二十一日 漂人李先達

高橋浅右衛門尊公案下

[E-18] 対面後の安否伺いと寒さへの配慮としての衣服支給への感謝

又

昨夜相面、喜言拜別之後、尊侯夜間気体万安乎、再三陳達、惶恐而已、伏乞、天婦寒来、悶極々々出、去日少尊公有念上下則造衣還帰之、至伏望々、余言面叙、伏唯不宣謹再拜上書

丙子八月 金僉知拜

[E-19] 雨による荷物損傷防止のための油紙支給の要望

又

雨勢如此、支離不止、行中襟褌及其他漏雨濡湿之卜、結裏為計、油紙三件、告于高橋浅右衛門前受、来可望

丙子八月日

高橋浅右衛門前 李先達、孔裨将請

[E-20] 雨による荷物損傷防止のための油紙受領予定の報告

又

路中持去襟褌及其他漏雨濡湿之卜、結裏為計、油紙三件、告于高橋浅右衛門前受、来可望

丙子八月二十八日 漂人

[E-21] 家老三公の訪問への感謝と別送書付送付の知らせ

又

昨日雨中勞臨陋寓、慰叙 神儀、不勝感賀、小録別情須 量監察、不備伏惟

下照 上状

松前州家老三公案下

丙子八月日 朝鮮国漂人李志恒判

[E-22] 金および鷺羽を朝鮮に持ち帰ることの価値と贈与の要望

小録

朝鮮無識金所鑄之法、尤無産出、買売之規如有用処、則大国往来貿用、即聞

貴州多産云、真金五六分、或一二錢、有紋鷺羽五六箇、特許惠、然以帰我国、誇徳見物之喜何如

李志恒判

付録3 『漂流朝鮮人李先達呈辞』（北海道立文書館所蔵 旧記 2276）

[A-1] 漂流の経緯および助けを求める願いを記した書簡

漂流朝鮮人李先達呈辞完

元禄九丙子年夏五月、漂着朝鮮人先達手啓
我是慶尚道東萊府中居、武科及第、有爵之人也、以本国江原道往来、乘此小船、向去海路矣、前月廿八日、狂風忽作、飄入大海、逆風不能制船、雲霧四塞、咫尺不弁、昼夜漂流、在海飢渴者、以至二十日、累口人飢餒多日、自分死、仰天痛哭矣、幸頼主公之近在北、通告伏乞憐之、又以交隣信之義為念、救饋口、指示歸途、善為護送本国、俾蒙大恩、何如不勝恐慮之至、敢伸不備式

丙子五月二十日 朝鮮漂人李先達

[C-1] 李志恒が松前藩主に宛て、漂流の経緯と救援・送還の要望を記した書簡

朝鮮国漂人李志恒呈辞

余是本国慶尚道東府中居、曾添武科人也、適因在京主将拜授江原道監司、在郷之情、不可不往、謁而去、四月十三日、只以单身乘此小舟、由海道向往矣、未及到境之間、同月二十八日、海洋中猝遇狂風、舟中尾木折破、不能制船、仍值日暮、漂入大海、雲霧四塞、不知東西、只看日出之方、而任風漂流之際、忽逢海上日本人所乘大船、指口腹以示飢餓之状、則停帆小留、許救粮水、隋船以来之余、又值日暮仍作大風、從風漂流之後、翌朝視望四方、無一山形之微見、自至多日、人皆飢餒、幸頼天助、五月十二日始泊于 貴州北土一境、雖免海中之滄死、饋活無人、勢將必死矣、適遇採金店舍於其近地、其主幹人新谷十郎兵衛、慘見飢餒之色、厚惠粮腩、船中八口之命、全蒙其恩、而尚今生活、敢触 嚴命伏乞、特以交隣誠信之義為念、又以漂人可矜之情為恤、負恩如山、無以為報、家有鶴髮慈親、漂風日久、不知死生、必有恋憂欲裂之傷、並量情理万分善処、一以報結草之恩、一以遂倚閭之喜、指示歸道、速令護送、不勝惶悚以陳

一下問所对、本国常人之子、為僧居寺、小尚仏事、人皆不信也

一為侍者業、文武以試科挙、隋參樽而用才就職也

一余之官名志恒、姓李、位先達也

一金僉知、官名白善、姓金、僉知老者尊称之号也、居在東萊境釜山土

一耶蘇之称在本国元無所聞、不知其理、神祇之禱、小有常人之所尚、侍人之家、無一行之、只以儒道為尚也

丙子七月二十日 朝鮮国漂人李志恒先達判

日本国松前州大守閣下

[C-2] 漂流民の構成や護送の必要性、滞在による生活困難への懸念を述べ、早期送還を求めた文書

一蝦夷之類、別無不之事

一孔裨将、金汝方兩人、編伍武士也、請我偕往江原道、探得有売買之事、而先以空手、同乘一舟、今有漂患之事、其余皆海夫也

一木札事、依為之可也

一既免海中之滄死、必有速歸之拳、襦衣尽売於毛衣援、若留五十余日之弊、必值初冬之寒、凍傷可慮、速令護送之望也

一所求事、採金店舍八人数月所食、蒙活之恩如山、未報、是実如恨之不休也

李志恒

[C-3] 朝鮮の宗教的・文化的慣習および祭祀を説明した文書

朝鮮雖有仏法、以常人之所尚、而不至煩擾也、侍之儒道、專以孔孟聖学為道、著書文科、射弓武科、取人才貌而付職、祭神之法、元無、以其亡親、慰設酒肉而、一年、正月正朔、二月寒食、三月清明、四月八日、五月端午、六月朔望日、七月望日、八月秋夕、墳墓伐草、九月九日、十月無、十一月冬至、十二月臘日、当死日等、香火祭之、耶蘇之言不知、朝鮮元無

[F-4] 漂着から数か月後、家族を案じながら長引く滞在への不安と孤独を詠んだ詩（※下線部は『福山秘府』未収）

客懷

四月漂舟七月秋 此中何耐愁中愁

漂来想有家人憶 誰報我生尚滞留

又

漂来貴国久 時見月生東 地隔山河異

天運雨露同

[F-6] 異郷での漂泊の愁いを詠んだ李志恒の詩と、共感を寄せた慧海の跋文

朝鮮国人李先達、漂風至此、有感而題吟、丙子七月、窃汚朝鮮国李先達所吟二首芳躑、示土人、聊述客懷

離郷六載此逢秋 漂客感吟加我愁
山月海潮忽恟意 岸華汀鳥淚難留
又

漂泊是天命 生涯西又東 地分言語別
客淚与君同

僧本東武江戶人也、寓于松前既六稔、隔海陸万里、重
山復水、不能日無鄉思、今也圭復 李君高吟而僧亦非
無淚矣、一覽之後、早付丙丁

高橋泰光貴文案下 阿吽寺住僧慧海草

[F-7] 漂泊感吟と題し、望郷や孤愁を詠んだ李志恒の詩

漂泊感吟

泊舟海岸宿 歸夢故郷天 拳床自酌酒
奉進賀慈親 話妻又見子 會戚飲同歡
覺來忽驚起 身在水中船
蟾宮早折桂花後 退在江樹能幾時
五年閩西看盡興 今日漂來有所思

又

仙風吹袂海東來 洗盡平生万丈埃
勢接天神懸瀑終 功煩思神巖岸聞
層潭水碧龍應臥 古壁巢空鶴未回
不応漂愁明月出 浪飛声微最高台

丙子八月初二 朝鮮国漂人李志恒稿

[F-8] 李志恒の吟に唱和した、漂泊と異郷への共感を表す慧海の詩（※下線部は『福山秘府』未収）

爾日閱李志恒先達光誦、於是吻攀韻脚、録呈旅軒、上之高覽冀句句字々、細賜斤削亦仁愛之一端也耳、勿敢為皮裏陽秋、大幸

東海放船去 留君異国天 一秋人為客
数月淚思親 詩賦還添鬱 酒色強進飲
何当輕一棹 分袖送歸船

又

可憐万里漂流客 此到百愁感旧時
料憶朝鮮名勝地 天長水遠日相思

又

殊方才子有時來 望裡清篇絕点埃
草隸書鮮垂露麗 毫端写出画図開
島中瀑布名初響 浦口鬼神氣可回
国制得期送君去 不堪暮景上吟台

丙子八月初六 僧惠海智潤流稽類

李志恒先達尊丈足下

[F-9] 李志恒の詩に次韻し、漂泊と異郷の感慨を詠んだ慧海の詩

謹次玉韻、流首座淨榻

岸芷汀蘭道 瀑流府北東 小点客愁眼
清光処々同

且即受瓊琚、累次披閱、不覺驚動心神、臆藏客筐以還呈、且我昨有所感之作、故敢此煩呈、幸賜就覽焉

旅軒愁臥夢飛天 幸遇三山島上仙
未盡玄談分袂云 夢回秋雨在松前

右夢入仙源、見仙似人感奇

又

玉露橫空素月明 楚天歸雁送寒声
客堂殘燭悄無睡 河漢西流夜五更

覽後付丙

僧惠海啓

[F-10] 李志恒の唱和詩に謝意を述べ、臂痛を氣遣いつつ詩三首を添えた慧海の書簡

向嘗因高氏、所呈覽鄙吟、即辱回示、原加批点、無仰謝謝、況賜再和、且示感吟二首、薰誦不已、寔本桃瓊報、愧慰多集矣、就承先生頃日患於臂痛、想夫漂泊日久、係一室之内、得無伊鬱乎、此臂痛之所以發也、不佞窃為先生苦之、然而物皆有天数、古之人有奇才者多奇窮、所謂見孔聖顔子可知之、況其余乎、密希千万保重、下情不任胆望之至矣、謹賡感吟二首、且写卑懷一首、具之別幅、汚 清眸、敢望斤風、冀勿靳慈誨也、嗟々会更未期、監書惘然、惟心亮

丙子八月初七 僧惠海智潤瑞流拜呈

李志恒先達足下

[F-11] 李志恒の詩に次韻し、あわせて自作一首を添えた慧海の唱和詩

寅賡玉韻、呈旅軒、伏乞慈斤

君到秋宵三島天 鳳客想好化神仙
恍然夢覺投五句 瓊韻金声響几前
近望旅軒對月明 忍聞孤雁報人声
客宵愁察夢難結 我亦思君到曉更

又呈卑懷

海瀛万里朝鮮客 不慮秋來結筆盟
欲賡高吟々舌短 強為鼓吹似蛙鳴

丙子仲秋初七 僧惠海智潤瑞流稿

李志恒尊丈足下

[F-12] 李志恒から慧海の唱和詩への謝意を述べ、病苦を訴えつつ和韻詩四首を添えた書簡

昨承問札、憑審迪吉、兼奉 玉吟、披閱再三覺惘然、雖無面語、相近之歡、宛對平昔之清顔、深感無謝、僕本武弁、尋章摘句、僅以成様、寔是庸鄙、而濫許先生之称、一何誤乎、愧赧何堪、臂痛方劇、拘居寂寞之所、心催千山之愁、且偏風熱瘡腫、服藥呻治之余、謹

将拙句太晚、和韻又呈客懷四首、幸勿却、高眼就覽、付而如何、不宣哉

流首坐静案 朝鮮漂客李先達

[F-13] 漂泊の愁苦や秋景を詠み、さらに鐘声の感興を添えた李志恒の詩

曾有林泉約 漂来負初盟 寥々無外事

庭樹老蟬鳴

秋感客懷

松城秋月夜初更 淡白余光照客床

寂寞漂人愁不寐 滿庭花樹響空廊

身為漂到未歸人 家在蓬萊洛水滨

月白庭中涼露温 風清簾外客愁新

一抹浮嵐山外收 荻花楓葉暮江頭

西風吹送三湘雨 驚覺人間八月秋

又聞鐘

曉鐘声送客夢驚 月明窓外雨初晴

梧桐露滴秋風起 園草螢飛夜五更

朝鮮漂客李先達呈

[F-14] 李志恒の詩に唱和して自作を呈した慧海の詩

再賡 李先達尊犬光誦、呈吟梧前、伏乞慈斤

方外難為友 吟床僅得盟 贈君山野句

強慰不平鳴

[F-15] 李志恒の唱和に対して、慧海が自らの不才を詫びつつ、一首を呈した書簡と詩

昨賜高和、且示感吟四首、盟誦律々、久之不止、試欲攀

芳趾、即搜枯腸、未得一字、故以呈卑興一首、煩塵清眸、所恨智潤練句不精而剩質、不足以稿斤正己、密冀高明、更哀其不才、細賜郢教、大幸々々、不勝惶恐、以録猪尾

秋夜早懷

浦口上桜望 吟胸映古今 露寒秋氣老

雁報苦愁臨 孤館山間月 故郷万里心

此時多感慨 異境少知音

丙子八月旬一 惠海智潤瑞流拜呈

李志恒先達尊公足下

[F-16] 李志恒が次韻し、漂泊の愁苦や郷愁を詠んだ詩

謹次玉韻、流首座静榻

窓外風肅々 庭前月古今 洞裡煙霞好

波頭歲月深 日暮沙汀岸 忘機世路心

節近南飛雁 憑知得喜音

又次

異域秋天夜 漂愁在目今 風光非憂累

羅月冷侵深 旅夢暗隋切 郷思日益心

雁歸伝消息 憑渠得知音

愁懷日極、身病未痊、精神喪尽、又無考韻之集、有此不精、幸勿却焉

流首座静榻

丙子仲秋旬二 朝鮮漂客李先達

[F-17] 李志恒が仲秋望の月や旅愁を題材に、孤愁や仙境への憧れを詠んだ詩

謹呈流首座静案

碧天寥潤月生東 望裡秋光到处同

我独停杯煩一問 玉蟾無語轉瑤宮

又

千峯月色夜三更 露洗長空河漢明

異域秋声驚客夢 煎茶窓外一樽清

右昨日朝鮮之仲秋望也

細截金刀炊作煙 流来東土幾多年

憑渠果得長生術 君我国人尽是仙

炎精吸尽口生煙 黄葉金枝得長年

若使秦皇知此物 三山応不覺神仙

右旅懷愁寂長、便南草為友、故作句

丙子仲秋旬六 朝鮮漂客李先達

[F-18] 李志恒の詩に応じて詠んだ慧海の詩

謹和仲秋芳韻、伏乞慈斤

秋滿朝鮮日本東 今霄誠識快情同

吟高君句無人賡 偏出天玦驚月宮

又

雲没日沈月一更 冰輪吐影十分明

今霄添得思君意 坐誦清詩骨也清

和南草詩

僧本不須南草煙 一糸香氣薰多年

從教世上長生術 晨誦暮禪仏裏仙

丙子八月十五日 僧惠海智潤瑞流稿

李志恒尊犬

[F-19] 仲秋前夜に月と静寂の海を題材に詠んだ詩

八月十四日

松浦月幾望 浮雲吟裏晴 九分秋夜足

万里海方清 歡樂非僧志 期驕是俗情

欲心何日尽 天道本虧盈

[F-20] 仲秋当夜に満月を題材に詠んだ詩

八月十五夜

海辺近処晚望遠 吟興悠々对月明

一歲風光得今夜 十分皓魄洗塵情

光浮天際宿鳥噪 影映潮瀾遊鰲驚

窮僻從來詩友少 独懷郷思過三更

アイヌの板綴船についての基礎的研究

Basic Study on Ainu Planked Boats (*itaomachip* in Ainu language)

鈴木 信 (SUZUKI Makoto, ph.D.)

(公財) 北海道埋蔵文化財センター 常務理事

(Managing Director, Hokkaido Archaeological Operations Center)

要旨

考古学的分析成果は以下である。日本における準構造船の最古例は弥生時代前期後半にあり、船体構造の系統は弥生前期のⅠ→弥生中期後半のⅡ→弥生後期のⅢ・Ⅳへ変化し、古墳時代後期にはⅢ・Ⅳに船体縦断・横断面の拡張があるので帆走の多用が予想された。北海道アイヌの板綴船の船体は、日本の準構造船系統のうちであってⅡの祖型である pre-Ⅱ→Ⅲ→7世紀以降出現のⅢ'→近世板綴船へと系統的に変化した。

アイヌ絵・近世史料の分析成果は以下である。この船は非固定両舷側二本檣・非固定舵櫂・車櫂を艤装し、斜追い風・斜向い風でも帆走した。大型の板綴船積載量は 65.4 ~ 205.2 石積まで推定された。

板綴船と「狄船」の比較により以下の異同が明らかになった。弘前藩『国日記』によると、「狄船」には板綴船という言葉はなかった。ただし、漁撈には丸木舟・構造船、海運には構造船が用いられた。いっぽうで、「狄船」の用材は樹種・規格において北海道アイヌと一部同じ様相があった。

キーワード：準構造船、単材刳舟船底、非固定両舷側二本檣、板綴船、縄綴船、狄船

Abstract

The results of the archaeological analysis are as follows: the oldest example of Japanese semi-structured boat dates back to latter half of the early Yayoi period. The type of hull structure changed from Type I in early Yayoi period, to Type II in latter half of the middle Yayoi period, and to Type III and IV in late Yayoi period. In late Kofun period, type III and IV had expanded into longitudinal and transverse sections of the hull, so it is expected that sailing was used extensively. The hull of Hokkaido Ainu's planked boats were found to have undergone a systematic transformation within the lineage of Japanese semi-structured boat. They changed phylogenetically from pre-Type II that was the prototype of Type II to Type III to Type III' that appeared after the 7th century and then to early modern planked boats.

The results of the analysis of Ainu pictures and early modern historical documents are as follows: this boat had single-piece-bottom, unfixed two masts on both sides, an unfixed rudder oar and "kurumagai" (oar in English); therefore it could sail by slant-tailwind (quarter-lee: term of yacht sailing) and headwind (close-hauled: term of yacht sailing). The load capacity of this large size boat was estimated to be between 65.4 and 205.2 "koku" (koku was used unit of volume in early modern period in Japan. 1 koku ≅ 278 liters that was converted after 1669).

A comparison of the planked boat and "Teki-bune" revealed the following differences and similarities. According to "Kuni Nikki" (official diary of its domain) of Hirosaki Domain (Hirosaki Domain is current western Aomori Prefecture), the word "Teki-bune" did not contain any mention of planked boats. However, "Kuni Nikki" stated that for fishing and shipping dugout canoes and structured boats both were used for fishing and shipping, while only structured boats were used for shipping. On the other hand, the species and standards of wood used for "Teki-bune" were some of the same as those in usage by Hokkaido Ainu.

Keywords: Semi-structured boat; its bottom was dugout canoe and upper part was planked boards, Single-piece-boat bottom; dugout canoe-like, Unfixed two masts on both sides of boat, "Ita-tuzuri-bune" (it is translated Ainu language into modern Japanese, it means a boat makes of planks sewn together), "Nawa-tuzuri-bune" (it was Japanese in Edo era, it meant planks of boat were bound together by ropes), "Ezo-bune" (it was Japanese in Edo era, the meaning was Ainu's ship. Probably Hirosaki Domain and Morioka Domain only used it. Morioka Domain is current eastern Aomori Prefecture and northern-central Iwate Prefecture.)

1. 北海道における船舶研究史抄

始発は犬飼哲夫（1939）による分類であり、それは「板舟」「丸木舟」「木皮舟：樹皮を以って作る」であった。また、考古学上の端緒は苫小牧市沼ノ端での発掘調査（苫小牧市教育委員会 1966）により板綴船 2 艘と丸木舟 3 艘が出土したことであった。

丸木舟については、犬飼分類の細分（堀江 1967）や丸木舟による内水面物流（瀬川 1998）について論じたものがある。また、造船儀礼（川崎 1991）、廃用祭祀（出利葉 1993、由良 1995）、北日本と北海道アイヌ¹の造船技術の関係（出口 1995・2001）やアイヌ神謡における用材（本田 1998）など、民族学の論考がある。そして、浪川健治（1992）は史料にある津軽アイヌの「狄船」が北海道アイヌの丸木舟と同様であると示した。

板綴船については、近世の史料・絵画の検討から始まり（兒玉 1941・1954、越崎 1965）、堀江敏夫（1971）は板綴船と津軽地方にある磯舟の構造に類似がみられると述べ、小林真人は「蝦夷船」を大型板綴船と推定して 800 石積を認めている（小林 1984・1988）。

近年では由良勇『北海道の丸木舟』（1995）の総合的研究があり、千歳市美々 8 遺跡・千歳市ユカンボシ C15 遺跡（北海道埋蔵文化財センター 1997・2003）における単材刳舟部分・舷側板の出土により構造・規格についての資料が整う。鈴木（2003）は出土資料

により板綴船の出現期や絵画・史料により積載量の推定を行う。その後出土資料に基づき板綴船の横断面の復元を行い、絵画資料に拠って、石狩川を航行する大型丸木舟が 8 石積、小型板綴船が 21.4 石積以下、中型板綴船が 32.7 石積以下、大型板綴船が 65.4～300 石積と推定した（鈴木 2013・2021b）。また、弥生～古墳時代の準構造船の操船や帆走の普及、準構造船の出現期に言及した（鈴木 2023・2025）。

2. 準構造船の構造に関わる研究史抄

桜田勝徳（1955）は横断面構造の分類を行い、船体の段階的発展を示した。石井謙治（1957）は船体構造を「単材刳船」「複材刳船」「準構造船」「構造船」に分け、舷側板・底構造を準構造船・構造船（図 1）の判別基準とし、細分した段階を示した。石井分類では板綴船は準構造船にあたる。

石井のほかには辻尾榮市・横田洋三・柴田昌児の分類がある。舷側板については 4 者同様の見解であるが、船底構造には相違がある。

石井（1983）・辻尾（2018）分類では、「単材刳船：単材を刳抜いて他の舟材を付加しない構造」、「複材刳船：複数の刳抜材を継合させるが舷側板を付加しない構造」、「準構造船：単材または複材刳船を船底として舷側に一段以上の舷側板（棚板）を付帯させる構造」、「構造船：刳抜材や板材を結合させた船底構造（図 1）」である。

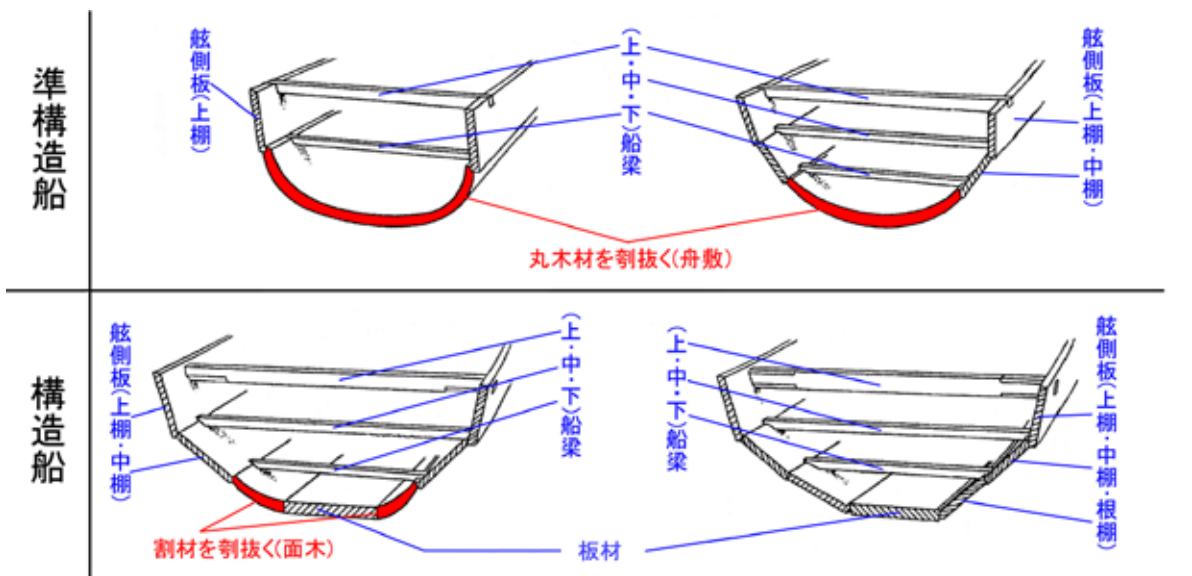


図 1 準構造船・構造船の横断面構造（石井 1983 引用加筆）

横田分類(2014)では、「準構造船：単材刳船を船底」、「構造船：刳抜材または板材を結合させた船底」である。

柴田分類(2015)では、石井に準拠しつつ「準構造船：単材刳抜材又は樹皮側を刳取る刳抜材(板目に近い木取)の船底」、「構造船：樹芯側を取る刳抜材(追い柂目に近い木取り)又は板材を結合させた船底(図2)」である。

石井・辻尾は準構造船の船底を単材または複材刳船としたが、横田はそれを単材刳船として範疇をしぼり、柴田は船底材の木取により横田分類をさらに細分した。なお西村真次(1938)の構造船は、釘による船材結着の船を指し、石井分類の構造船²と異なる。

弥生～古墳時代の船体の形態分類と名称については、一瀬和夫が「二体成形船ないしは菩提池西式」を提唱し(一瀬1987)、「一体成形船(図16の(一))」を加え(一瀬1992)、側面観による分類が定着する。後に「二体成形船」を「菩提池西型」・「法華寺型」、「一体成形船」を「西都原型」・「北九州型」に細分した(一瀬2008・2012)。他に「二体成形船」を「A型」、「一体成形船」を「B型」とした分類もある(高橋1992)。

また、舷側板の取り付け構造による分類があり、横田の「縦板型」「貫型」「縦板+貫型」(横田2004・

2007)と柴田の「準構造船Ⅰ：船首船尾付加型」をくわえた「準構造船Ⅱ：貫型」「準構造船Ⅲ：縦板型」「準構造船Ⅳ：縦板・貫併用型」(柴田2013)がある(図3)。

船底の複材化は結合方法・用材形態を加えて検討する必要が生じる。縦断面方向での複材化は横断面方向での複材化よりも検証しづらいので出土品の分類基準としては有効性が低くなる。くわえて北海道の場合は、近現代の民族例を除いて準構造船の船底は単材刳舟であり、出土船材が完存していることはない。

以上より、船底構造分類は横田に倣い、船体の形態分類も舷側板の取り付け構造を基準とした横田に倣う。形態細分・系統推定には横田に基づいた柴田の「準構造船Ⅰ～Ⅳ」を使う。

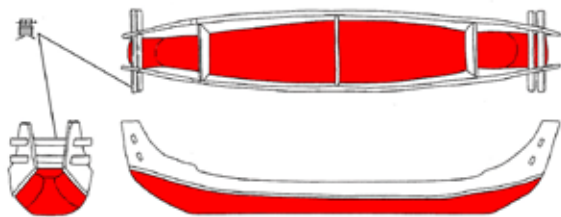
	柴田の準構造船	柴田の構造船
木取り		
複材		
単材		
	刳り抜き材	整形材

図2 船底部木取りによる分類(柴田2015引用加筆)

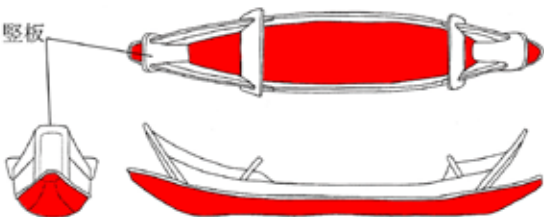
準構造船Ⅰ(船首・船尾付加型)



準構造船Ⅱ(貫型)



準構造船Ⅲ(縦板型)



準構造船Ⅳ(縦板・貫併用型)

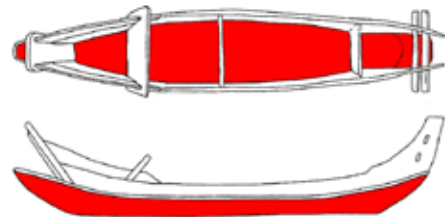


図3 準構造船の分類(柴田2013引用加筆)

3. 析出された考察点

準構造船・構造船の呼び分けは船底材に、準構造船の細分は舷側板の取り付け方に、扱るという前提が整った。以下を考察点と考える。

①：板綴船は分類・系統が未定である。構造・艤装について本州準構造船と比較し、横田・柴田分類による船種同定と系統上の位置づけを考察する。くわえて、構造・艤装と関連する操船にも再言及する。

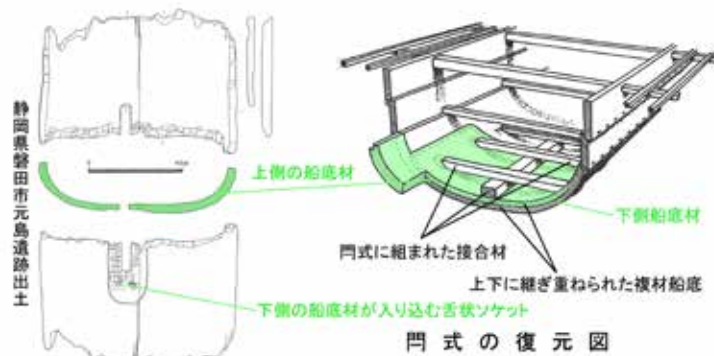


図4 縦断面方向の拡張（静岡県埋蔵文化財調査研究所 1999、石井 1983 引用加筆）

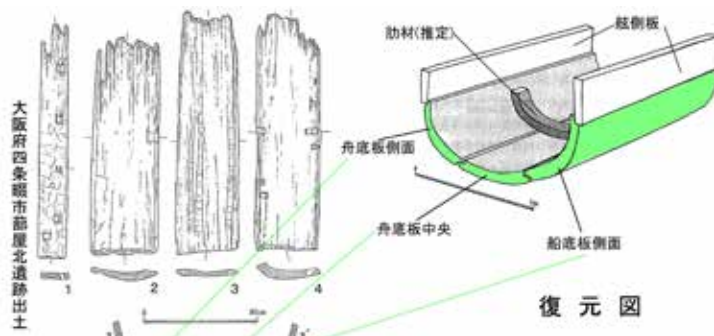


図5 横断面方向の拡張（横田 2014 引用加筆）

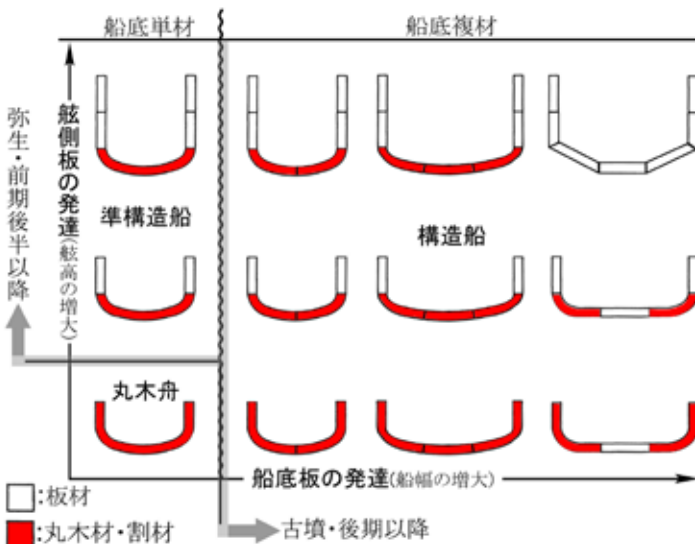


図6 横断面の変化模式

②：鈴木 2023・2025 の積載量推定は正確か。積載量は構造による変量であるから横断面復元に縦断面を加え、文献史料を加えて再比較を行う。そして、史料にある 800 石積の可能性について検討する。

③：狄船と北海道の丸木舟・板綴船は同じか。津軽海峡兩岸で共通する構造があるのか。近世史料における狄船の内容を考察することにより北海道アイヌと津軽アイヌの造船技術の関係を考える。

4. 船体構造の進化

船体は複材化によって舷高方向・縦断面方向・横断面方向の拡張がなされた。

舷高方向の拡張を示す実船資料は中津野遺跡の弥生前期後半～中期初頭の舷側板である（鹿児島県立埋蔵文化財センター 2022）。

縦断面の拡張を示す実船資料は古墳前期に初出し（図4左側）、古代にはそれを縦横に梁材で補強したものが知られる（石井 1983、辻尾 2018）（図4右側）。

横断面の拡張³を示す実船資料は古墳後期に初出する（図5左側）。

準構造船の変化はまず舷側板の発生に始まり（図6左側）、つづいて船底の複材化が縦断面で起こり、横断面での複材化が進む。そして船底複材の板材化により構造船に至る（図6右の大半）。

縦断面の拡張は積載量増に寄与する反面、交代要員を含めた漕ぎ手員増、食料・飲料の増、積荷の減がある。いっぽう、横断面の拡張は積載量増に寄与するばかりではなく、船幅増（全長/船幅値の減）＝復元力増となり帆走を多く用いた航海を可能にする。古墳後期に船幅方向に対する複材化がみられるので帆走による航行が増したと予想される。

5. 艤装の進化

弥生～古墳時代の帆走には帆・檣・舵が大きく関わるが、実船資料が少ない。ただし、銅鐸の鋳出画や土器・円筒埴輪の陰刻画や装飾古墳の彩色画により、艤装とその

運用についても直接的に分析可能である⁴。

【櫓】船首-船尾軸上に一本を配置する「船体軸上一本櫓」(図7左)、両舷側に二本を配置する「両舷側二本櫓」(図7右)があり、それには固定・非固定(停泊・帆走時の自立・非自立を指す)があると定義した(鈴木2023)。櫓・帆桁によって帆形が規定されるので、それらが描かれていなくとも、帆形により櫓・帆桁がある程度推定できる。逆台形・逆三角の帆形は上辺に帆桁があるので、逆台形は舷側の傾斜に従って開く両舷側二本櫓、逆三角は和船のような上側帆桁の船体軸上一本櫓と考えられる。図8-7は逆三

角より船体軸上一本櫓、図8-8は逆台形より両舷側二本櫓であるが船体軸上一本櫓の可能性も残る。

図8-8より櫓の初例は弥生後期、図8-1より船体軸上一本櫓の初例は古墳中期、図8-2よりと両舷側二本櫓の初例は古墳初頭であり、弥生後期~古墳中期の準構造船には櫓があるので帆が標準的艦装となっていた。いっぽうで兵庫県袴狭遺跡・鳥取県青谷上寺地遺跡の板絵(図9-1・2)には櫓が描かれていない大型船も線刻されているので、弥生中期後葉~古墳前半期にも非固定櫓の存在がうかがえる。

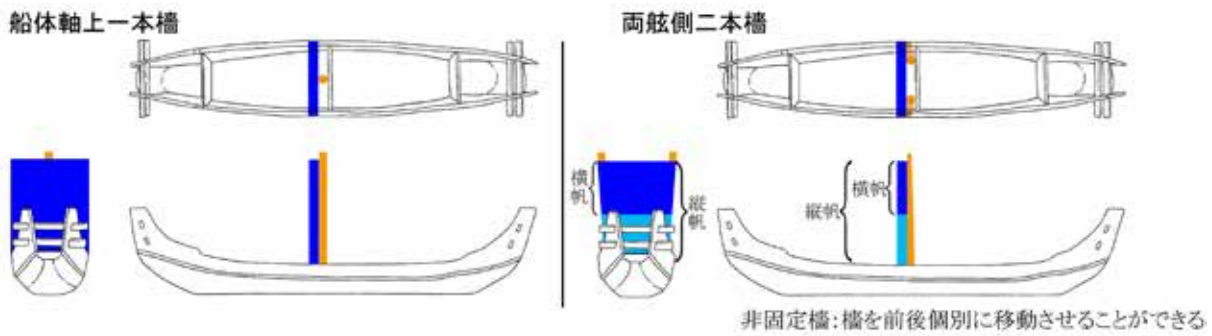


図7 櫓型式の模式

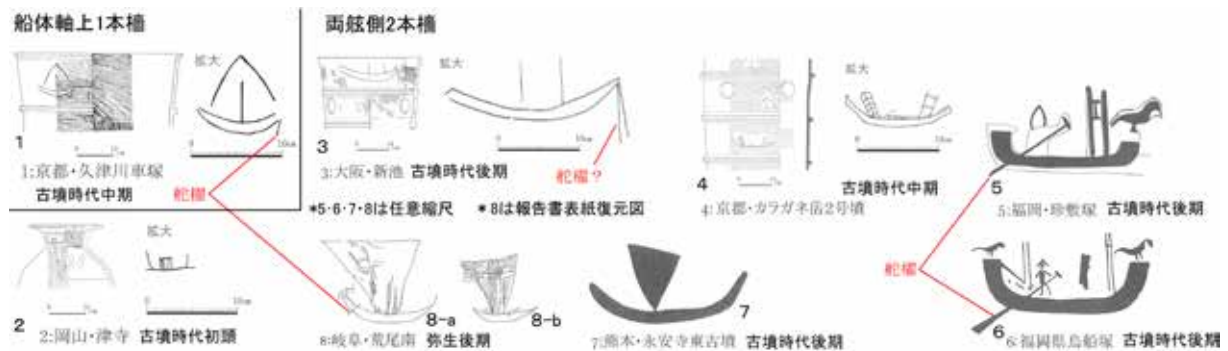


図8 描かれた櫓・帆(鈴木2023引用加筆)

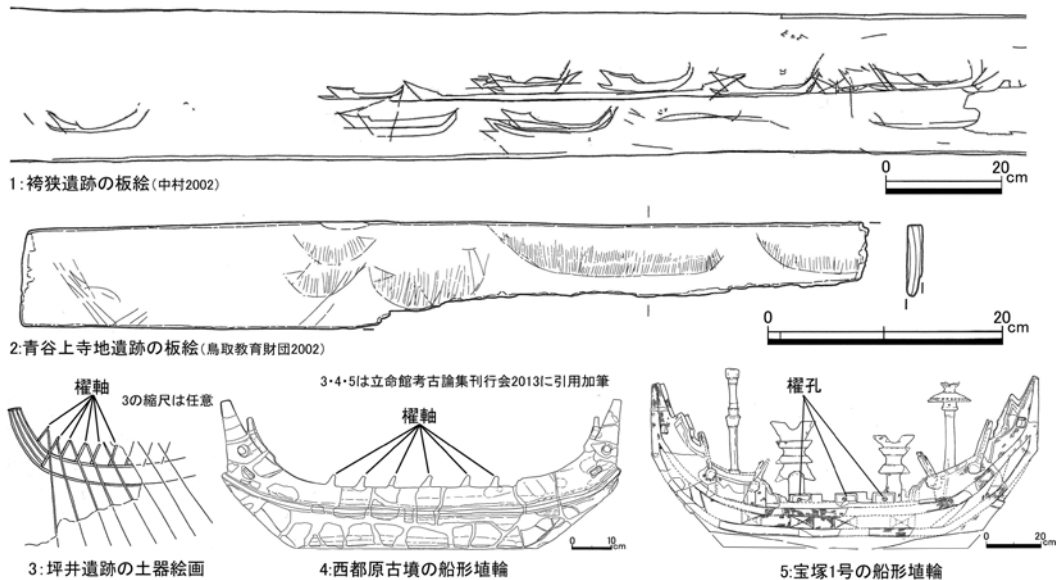


図9 描かれた非固定櫓の船と櫓(オール)・櫓軸・舵櫓

なお、北海道アイヌの板綴船は非固定（図10）・仮固定（図14）の両舷側二本櫓を使う。

【帆】図8-8より帆の初出は弥生後期である。帆桁の表現は図8-4～6（両舷側二本櫓）と図8-1・7（船体軸上一本櫓）にある。縦横比が1:1に近い図8-7・8は縦帆⁵を描いたと考えられる。図8-1は衣笠という説（春成1999）もあるが、帆布がない船体軸上一本櫓と二本の索綱を表したと考える。図8-2・4・5は横長四角で櫓間が広い横帆と考えられ、櫓間が狭く描かれる図8-6は縦帆の可能性もある。

【舵】本論で言うところの非固定とは艫に恒常的に固定する装置（中近世和船では吊下げ式にして舵を固定している）がないものを指す。図8-5・6は櫓を非固定の舵として用いており、図8-1・8-aはその可能性がある。

なお、北海道アイヌの板綴船は非固定（図10）・仮固定（図14）の舵櫓を使う。

【櫓】舷側板上縁が高い程、漕走姿勢が高重心となるパドルの漕走 paddling は横揺れが起こりやすく

なる。中津野遺跡（鹿児島県立埋蔵文化財センター2022）の舷側板片縁には挟りがあり、土器絵・船形埴輪には舷側上端にオール支点となる櫓軸（図9-3・4）・櫓孔（図9-5：櫓を舷側突出部の孔に差し込む、櫓孔と呼ぶ）の表現がある。弥生前期後半以降は、低重心が保てるオール漕走 rowing が行われ、古墳中期以降は汎用されていたと考えられる。同様の考察は既になされている（深澤2005）。

なお、北海道アイヌの板綴船は漕走に車櫓（オール）を使う。

狭い船幅は横風帆走の時に船体が横方向へ傾き、これが難点となる。復元船における横揺れ減衰性の検証では撓漕状態にすると減衰が大きくなる（下川ほか2005）。また、傾く側の櫓を撓漕にすることで、揚力を発生させて調整できる可能性がある（反対の舷側では負の揚力を発生させる）。櫓のアウトリガー的使用も想定でき、その際、車櫓を櫓軸にあててそれを支点とする、櫓孔に差し込む、などが効果を出しやすいと考えられる（鈴木2023）。

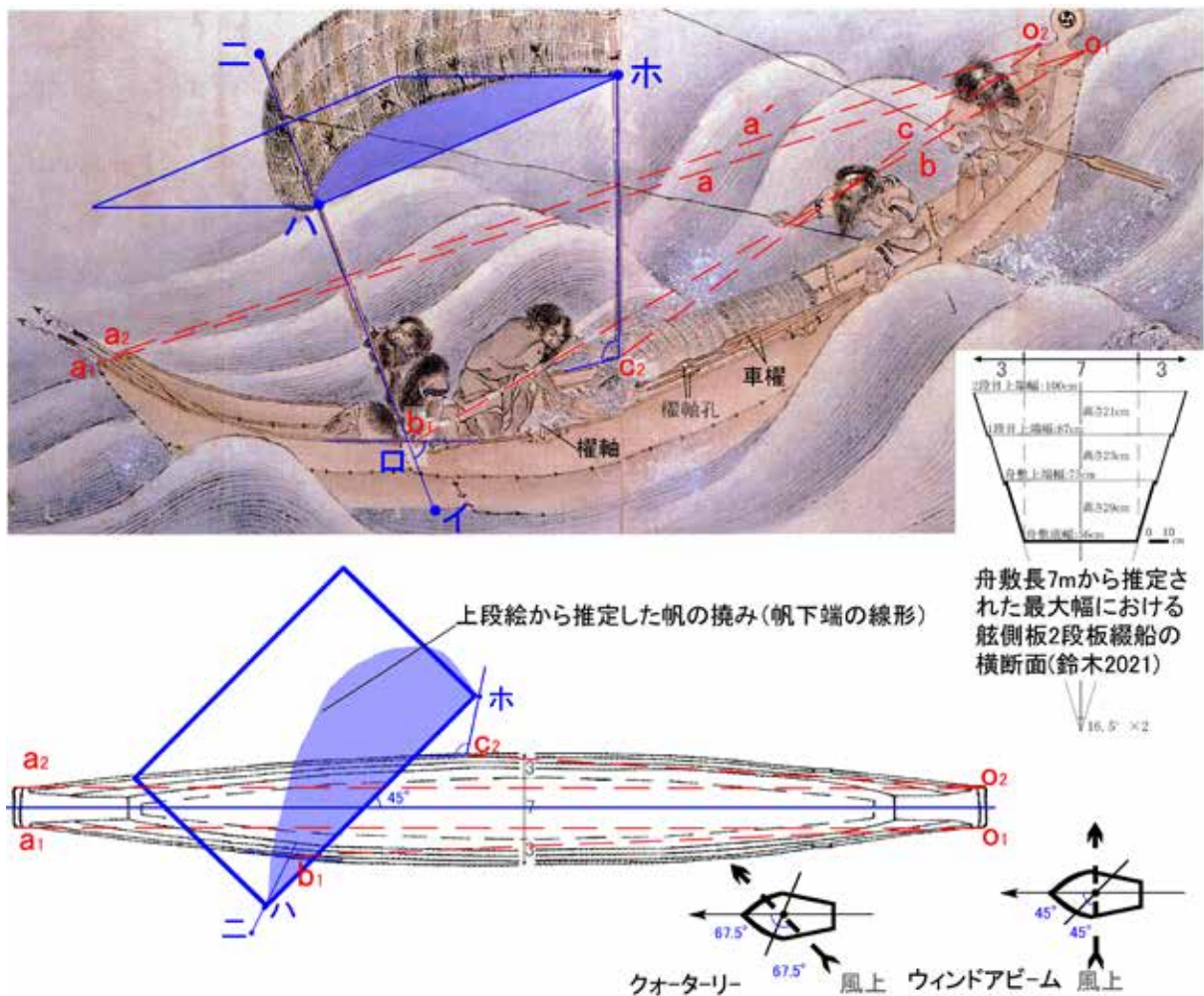


図10 操船の様子（村上1823引用加筆）上段、アイヌ絵から推定した帆・櫓の位置下段

6. 帆走における操船について

村上貞助『蝦夷生計図説』(1823 以下図説という)には「(前略) 此に出せる図は 風の左へ(筆者注: 図10 上段、帆の向きより、手前側艫→奥側舳) 走り去るさま也 艫の左右に縄を以て帆を繋ぎ立て アシナ(筆者注: 舵權) にてかちをとり走る也 風の右に走らんとすれば左右の縄をとりかえ 帆を左にかたむけ風を請うて走る也(筆者注: 図10 上段、奥側舳→手前側艫)」と帆走が詳述されており、非固定舵權で進行方向を定め、車權を収納して、完全な帆走を行う様子が描かれている。「左右の縄をとりかえ」とあるので索網・檣は非固定であり檣は索網で支持される。

『図説』の絵は、右舷檣索網は舷に仮固定、左舷檣索網は艫から2人目人物が両手で保持。右舷檣は艫から3人目人物に片手で支持され、左舷檣は艫から4人目人物が両手で保持。右舷檣を仮固定し、左舷檣を舳側に移動させて、斜め追い風を利用した帆走を行っている。いっぽう風が図左から右に吹く(斜め向かい風)場合は、右舷檣を舳先側、左舷檣を艫側にずらす。

『図説』より船体上での帆・檣の配置を復元してみる。この絵は船体中央部手前やや上方から奥やや下方に、かつ魚眼的視野で描かれているので、舳上縁・艫上縁が画面奥から手前に開き、歪みを持つ構図となる。そのため、絵をそのまま90° 展開しても正しい上面観平面図にならない。

まず図10 下段の船体上面観平面の長幅比を定めるに際して、①出土舟材に基づく舷側板2段目上端幅1m・舟敷底幅0.56m・舟敷長7m(図10 右中)、漕ぎ手一列並びを復元前提とする。②絵の左右艫隅(o_1 ・ o_2)を基点とし破線a(o_1 - a_1)と破線 a' (o_2 - a_2)と破線b(o_1 - b_1)と破線c(o_2 - c_2)を基線とする。①より③左舷幅上端: 舟敷底幅: 右舷幅上端=3: 7: 3が、①より④舟敷長: 舷側板2段目上端幅=7: 1が導かれる。

図10 上段にある破線 a' : 破線cとの比は上面観平面の破線 a' : 破線cにおいても同じ比を維持したと仮定し、破線a・破線bも同様とした。

図10 上段における各破線を測長し、右舷檣の位置は破線 a' : 破線cの比を測り上面観平面船体に当てはめた。 $a/a' = \alpha$ とし、左舷檣の位置は破線a: 破線b $\times \alpha$ の比を測り上面観平面船体に当てはめた。

次に檣の舷側板上縁に対する角度を測り、イ(左

舷側板2段目下縁)・ロ(左舷檣と左舷側板上縁の交点)・ハ(左舷檣に結ばれる帆下端)・ニ(左舷檣上端)・ホ(右舷檣に結ばれる帆下端)を設定した。

イ-ニ: イ-ロ: イ-ハの比を測る、平面上イ-ロの長さは①③より既知、絵の舷側板上縁に対する角度も既知、以上を図10 下段の船体に当てはめ、檣の長さ・舷側板上縁に対する檣の角度・帆下端の位置を示した。

帆の撓みについては、帆下端を結ぶハ-ホ、ハ-ロに並行する線分、画面水平の線分、で形成される平行四辺形を設け、上面観ではハ-ホを長辺とする長方形に変形した。上面観における帆の下縁(帆の撓み)は網掛け半紡錘形の側縁である歪な弧線で示した。

推定された上面観の両舷側二本檣と船体軸のなす角度「迎角(図12 参照)」は45°であった。これを進行方向と風向との関係(図10 下段右側下)に当てはめるとウィンドアビームによる帆走となり、風向きは上段図の手前から奥への真横風ということになる。『図説』の記述は「風の左へ走り去る」つまり斜め追い風による帆走とあるので推定船体上面観と記述に相違が生じる。前節において撓漕による傾き調整の可能性を指摘したが『図説』には撓漕の描写はない。描写に誤りがなければ、撓漕による傾き調整が必要ではない抗力の小さい状態(=斜め追い風)を示している。

以上より、魚眼的描写の歪補正が上面観復元において不完全である可能性があり、図説詞書が図10 上段図の妥当な説明文であるとすると、少なくとも真横側から斜め追い風までによる帆走の描写と見做せる。

いっぽう、「風の右に走らんとすれば左右の縄をとりかえ、帆を左にかたむけ」は前述より真横側から斜め向かい風までによる帆走の記述とみられるので、図10の風向きと帆の撓みを反転させた状態となる(図11、右舷檣を仮固定し左舷檣を艫側へ移動)。

上述より以下が了解された。単材船底でも、非固定両舷側二本檣を両舷側で非平行的に配置することにより、斜め追風・斜め向かい風を使って帆走し(近世和

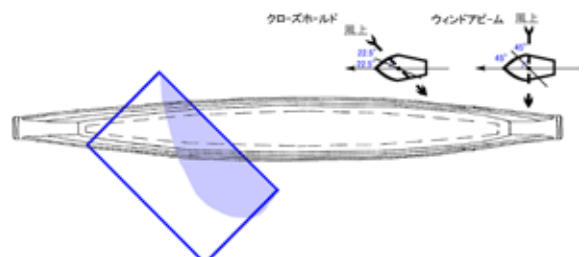


図11 斜め向かい風における帆の開き(左舷檣を艫側へ)

船の操船法「開き走り」、その際は航行に支障をきたす横流れを非固定舵権によってある程度防ぐことが可能であった。なお図 14 によると、追風帆走の場合は右舷側檣と舵権は仮固定されていて、それらの移動・可動による調整を必要としていないことを示す。

鈴木 2023 では『図説』詞書中のアイヌ語①「ホイボウ チフ：走る舟」、②「バシテ チフ：(主語ナシ) 走らせる船」、③「カヤウシ チフ：帆船」について、①は漕走・帆走、②の主語は風または帆と考えられるので帆走、と解した。しかし、②についてはヒトが主語で、斜め追い風・斜め向かい風において敢えて操船して走らせると考えてもよいと考える。そうであれば①は追い風で特に操船が必要ではない状況の船を指す言葉といえる⁶。

非固定両舷側二本檣を艤装した準構造船が斜め追い風・斜め向かい風においても操船しているので、前掲図 8 の中にもそれを推定させる例がある。図 8-2・4 は横帆で非平行に檣を配置した状況が描かれている。図 8-2 は古墳時代初頭、図 8-4 は古墳時代中期であることから、古墳時代初頭以降には斜め追い風・斜め向かい風においても操船している可能性がある。

また、先述の図 8-2・4 は横帆で、図 8-5・6 は横帆であろうが縦帆の可能性もあり、図 8-7・8 は縦帆である。以上より弥生後期には縦帆が、古墳初頭には横帆(図 8-2)が登場し、古墳後期まで両者があったことになる。縦帆が横帆に先駆けて出現したか否か、縦帆と横帆の出現比はどれくらいか、今後の検討となるものの、準構造船の出現(弥生前期後半～中期初頭)に遅れて帆走が盛んになったといえる。

図 12 グラフは左上方に行くほど推進力が大きいことを示す(図 12 中の A.R. 値：矩形における縦横比=帆の縦/横、グラフ線斜上の方形は帆形と縦横比を示している)。舟才船の A.R. 値は 1~1.2 で大きな推進力がある(石井 1995)。いっぽう横帆 A.R. 0.5 では最大揚力を得るために迎角 52° となり、揚力係数 $0.9 \cdot$ 抗力係数 0.9 くらいになる(石井 1995)。横帆は縦帆に比べ横風時の推進力が劣り、かつ横流れも大きい。

図 10 上段の帆はかなり縦が短かく縦横比 0.5 以下と見えるので、その迎角は 52° より大きくなるはずであるが、復元最大迎角は 45° となり小さかった。板綴船の横帆は上側・下側に帆桁がないため、その断面は翼状を呈し、揚力を得やすくなっている可能

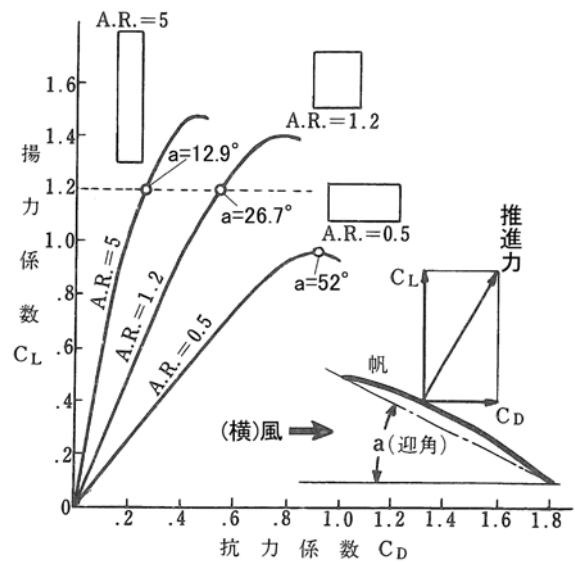


図 12 帆形による性能差 (石井 1995 引用加筆)

性がある。また、非固定檣を前後させることで翼状断面を変えて揚力の調整も可能である⁷。これらは帆走性能が劣る平面形であっても断面形がそれをある程度補っていたことを示すのであろう。

複材化による船幅増がない板綴船でも斜め追い風・斜め向かい風による帆走を行う。船底の複材化のみが帆走多用へ進化させた方法ではなかった。8・9章で述べるが、単材であっても大きな船幅が取れる樹木が北海道に存在したことによると考えられる。

7. 板綴船の系統

板綴船は本州の準構造船と同様に舷高増がなされた形態である。二者は船体・艤装に類似がみられるので以下で系統的関係を検討する。

擦文期例は以下である。表 1 より、札幌市 K 39 遺跡では、7a 層(擦文前期後半：9 世紀前葉～中葉)からシナノキ属製舳が出土し、6g 層(擦文前期末～中期初：9 世紀前中葉)から板綴船舟敷の舷側片が出土し、5a 層(擦文後期後半：12 世紀代)から板綴船舟敷の舷側板と推進具(早櫂)が、札幌市 H529 遺跡からも舷側板と船材(車櫂受台部)が出土した。千歳市美々 8 遺跡では、I B5 層(擦文中期：9 世紀前葉～後葉)から船材(車櫂受台部)が出土し、I B3・4 層(擦文後期：10 世紀後葉～12 世紀代)から船材(車櫂受台部)と推進具(早櫂・車櫂)が出土した。千歳市ユカンボシ C15 遺跡では、I B4 層(擦文前期：8 世紀代)から船体(丸木舟の一部・板綴船の

表1 出土船材一覧(鈴木2021b引用加筆)

No.	遺跡名	所在地	出土遺構・出土層	時期	丸木船		板縫船		推進具
					船体など	部品			
1	福山城下町	松前郡松前町福山城・泥皮層	近世並行期	近世	船体4、船部材2、舟打ち舟部材4	車羅受部材2	車羅1、櫓持手1	その他	
2	福山城下町	松前郡松前町藤津 包含層(IV層)	近世並行期		船敷中央部1				
3	沼ノ端	苫小牧市沼ノ端 Te-a 層直下(1739年降下火山灰)	近世並行期		船敷2			車羅1、櫓持手1	
4	マヤチ川	千歳市朝日町 Te-a 層直下(1739年降下火山灰)	近世並行期		丸木船3			車羅1	
5	根志越3	千歳市根志越 Te-a 層直下(1739年降下火山灰)	近世並行期		丸木船1			車羅1	
6	千歳川左岸	千歳市根志越 Te-a 層直下(1739年降下火山灰)	近世並行期		船先破片1				
7	未定2	不明	不明		船先on櫓破片1				
8	K483	千歳市清流 Te-a 層直下(1739年降下火山灰)	近世並行期		船先on櫓破片1				
9	美々々	千歳市美々々 河川堆積物	近世並行期		船先on櫓破片1				
10	オオツツ	千歳市長都 包含層(OB層)	近世並行期		船先破片1				
11	オオツツC15	千歳市長都 包含層(OB層)	近世並行期		船先破片3				
12	ユカンボシC15	千歳市長都 包含層(OB層)	近世並行期		船先破片1				
13	K39	札幌市北区 包含層(7a層)	近世並行期		船先破片1				
14	I4529	札幌市東区 包含層(6a層)	近世並行期		船先破片1				
15	紅葉山49号	石狩市花川 包含層(BR02-k層)	近世並行期		船先破片2				
16	上野地区	厚岸郡厚真町上野 包含層(W3層)	近世並行期		船先破片4				
17	厚岸湖	厚岸郡厚真町 不明	近世並行期		船先破片1				
18	常呂川河口	北見市常呂 包含層(13a層)	近世並行期		船先破片1				
19	根志越5	千歳市根志越 Te-a 層直下(1739年降下火山灰)	近世並行期		船先破片1				

1 (公)北海道埋蔵文化財センター 2012「松前町 福山城下町遺跡」
2 (公)北海道埋蔵文化財センター 2024「松前町 福山城下町遺跡(2)」
3-4 苫小牧市教育委員会 1966「苫小牧市沼の端丸木舟発掘調査概要報告書」
5 千歳市教育委員会 1979「マヤチ川丸木舟遺跡発掘調査概要報告書」
6 田村俊之 1984「千歳市根志越遺跡発掘調査報告書」北海道考古学 20
7 千歳市教育委員会 2010「未定2遺跡」
8 札幌市教育委員会 1988「K482遺跡・K483遺跡」
9 (財)北海道埋蔵文化財センター 1991「美沢川流域の遺跡群 XIV」
9 (財)北海道埋蔵文化財センター 1992「美沢川流域の遺跡群 XV」
9 (財)北海道埋蔵文化財センター 1992「美沢川流域の遺跡群 XVI」
9 (財)北海道埋蔵文化財センター 1996「美沢川流域の遺跡群 XVII」
9 (財)北海道埋蔵文化財センター 1997「美沢川流域の遺跡群 XX」
10 (財)北海道埋蔵文化財センター 1995「千歳市 オオツツ2遺跡(1)・オオツツ4遺跡」
10 (財)北海道埋蔵文化財センター 1996「千歳市 オオツツ2遺跡(2)」
10 千歳市教育委員会 2002「ユカンボシC2遺跡・オオツツ2遺跡における考古学的調査」
11 (財)北海道埋蔵文化財センター 1995「千歳市 オオツツ2遺跡(1)・オオツツ4遺跡」
12 (財)北海道埋蔵文化財センター 1998「千歳市 ユカンボシC15遺跡(4)」
12 (財)北海道埋蔵文化財センター 2001「千歳市 ユカンボシC15遺跡(2)」
12 (財)北海道埋蔵文化財センター 2001「千歳市 ユカンボシC15遺跡(4)」
12 (財)北海道埋蔵文化財センター 2002「千歳市 ユカンボシC15遺跡(5)」
13 札幌市教育委員会 2001「K39遺跡・第6次調査」
14 札幌市教育委員会 2012「H452遺跡」
15 石狩市教育委員会 2005「石狩市紅葉山49号遺跡発掘調査報告書」
16 熊本平洋・アイヌ文化研究所 2009「厚岸町上野地区発見の丸木舟「藤太平洋」アイヌ文化研究 7苫小牧駒沢大学
17 熊鷹農夫博他 1997「厚岸町における丸木舟について」北海道埋蔵文化財センター 25「北海道埋蔵文化財センター」
18 北見市教育委員会 2008「常呂川河口遺跡 (3)」
19 (財)北海道埋蔵文化財センター 2014「千歳市 根志越5遺跡」

一部)と推進具(車権)が出土し、I B3層(擦文後期:10世紀後葉~12世紀代)から船体(丸木舟の一部・板綴船の一部)と船材(車権受部軸・肋材)と推進具(早権・車権)が出土した。

中近世並行期⁸例は以下である。沼ノ端・ママチ川・根志越3・末広2・上野地区・厚岸湖からは丸木舟が、千歳川左岸・K 483遺跡・美々8遺跡・ユカンボシC15遺跡では丸木舟の一部が出土した。福山城下町遺跡・沼ノ端・オサツ2遺跡・オサツ14遺跡・厚岸湖・美々8遺跡・ユカンボシC15遺跡・常呂川河口遺跡からは準構造船の一部である舟敷・舷側板と車権受部が出土し、そのうち沼ノ端・厚岸湖・美々8遺跡・ユカンボシC15遺跡では丸木舟と準構造船の両方が出土した。美々8遺跡では0B層~I B2層(中近世並行期)から船材(丸木舟の一部・準構造船の一部・肋材)と推進具(早権・車権・棹)が多量に出土し、ユカンボシC15遺跡では表土層~I B2層(中近世並行期)からは船材(丸木舟の一部・準構造船の一部)と推進具(早権・車権)が多量に出土した。

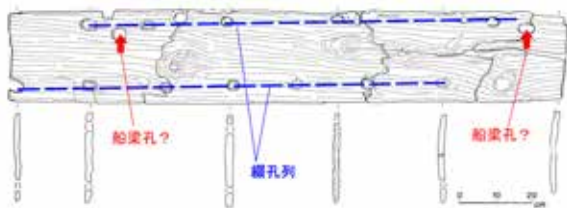


図13 船梁孔?のある舷側板(北海道埋蔵文化財センター 2001)

いっぽう史料・アイヌ絵にも船が登場する。島義勇『入北記』(1857)には舷側板二段・漕ぎ手二名並列の板綴船、著者不詳『蝦夷松前聞書』(1758)には舷側板二段の板綴船、谷元旦筆『蝦夷船ニテ渡海の図』(製作年不詳⁹)には舷側板二段・漕ぎ手二名並列の板綴船(図14左下)、谷元旦筆『蝦夷器具図式』(1799)には舷側板一段の「漁艇」「蓆帆艇」「舟正背全図」「小舟」、秦穂磨筆『蝦夷島奇観』(1800)には舷側板二段の「大船図」と舷側一段の「舟図」「モチブ(小舟)図」「温納漁部 第二図:漕ぎ手が一列並び」(図14右上)、『図説』には舷側板二段の「舟製作全備乃図二種」「舟中の具備わりて海上を走る図:漕ぎ手が一列並び」(図10上段)「こぎ舟の図二種」「ウイマムチブ乃図」と舷側板一段の「舟図」「モチブ(小舟)図」。18世紀末~19世紀中葉には多様な船があった。

「大船図」・「ウイマム(和訳で御目見得:松前城下における貢納的交易)チブ乃図」は交易船である。

本州には準構造船I・II・III・IVがある。ユカンボシC15遺跡では、一段目舷側板に船梁¹⁰が差し込まれた可能性のある舷側板(図13)と肋材があり、船体補強を伴う舷側板2段準構造船が既に10世紀後葉にある。

出土舟敷には舳艫を突出させる加工はなく、近世アイヌ絵によると突出しない舳艫に豎板が付く。以上より、推定された板綴船が図15である。柴田分類によれば舟敷の舳艫が突出しない準構造船IIIとなる。た



図14 描かれた板綴船(鈴木 2021b 引用加筆)

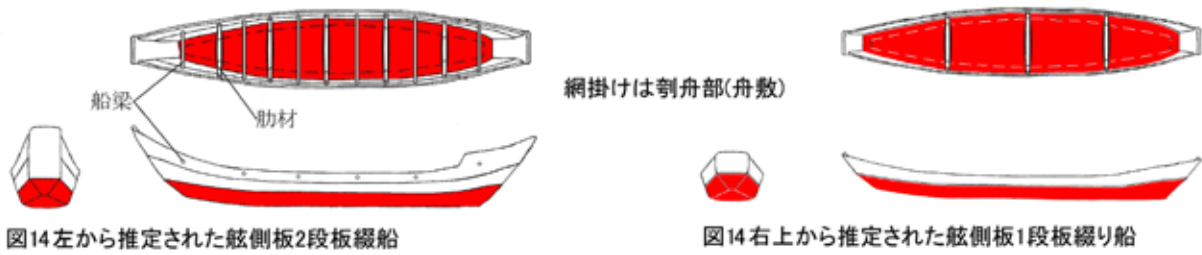


図15 推定されたⅢ'型(鈴木2021b引用加筆)

だし、柴田が言及していない肋材(図10上段の船内、表1の肋材)・船梁(図14の船内)が備わることが準構造船Ⅲと異なる。出土例にある構造の特徴から準構造船Ⅲ'と分類され、10世紀後葉以降に確認されるので準構造船Ⅲ→準構造船Ⅲ'が考えられる。

なお、肋材・船梁は近代の北海道渡島地方・青森県沿岸・秋田県北岸・岩手県北岸の構造船にもみられ(みちのく北方漁船博物館2002)、この類似は系統的近さを示唆している可能性がある。

準構造船の編年は一瀬(1992)により確立された(図16)。近年、柴田(2013・2021)によれば、準構

造船Ⅰは弥生前期に出現、準構造船Ⅱは弥生中期後半に出現し後期に普及、準構造船Ⅲは弥生後期に出現、準構造船Ⅳは弥生後期後半には既に出現、と編年され、準構造船の初期型は準構造船Ⅰとされている。いっぽう、一瀬は準構造船Ⅲを準構造船の初期型と考え、準構造船Ⅱは遅れて出現すると考えたところが柴田と異なる。今日の出土船材例からみると柴田の編年が採用される。

図17-1は弥生中期中葉(アヨロ2a期)であり、舷板がない、首・船尾を付加しない、舷側板を取り付けただけの簡易な構造である¹¹。船敷と舷側板の接合

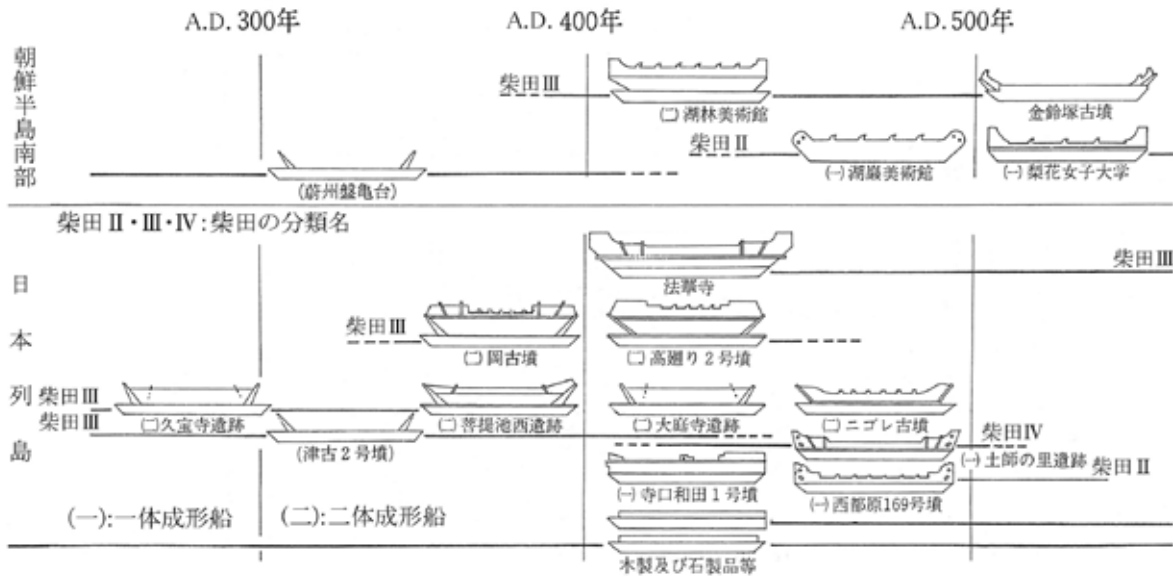


図16 一瀬編年(一瀬1992引用加筆)

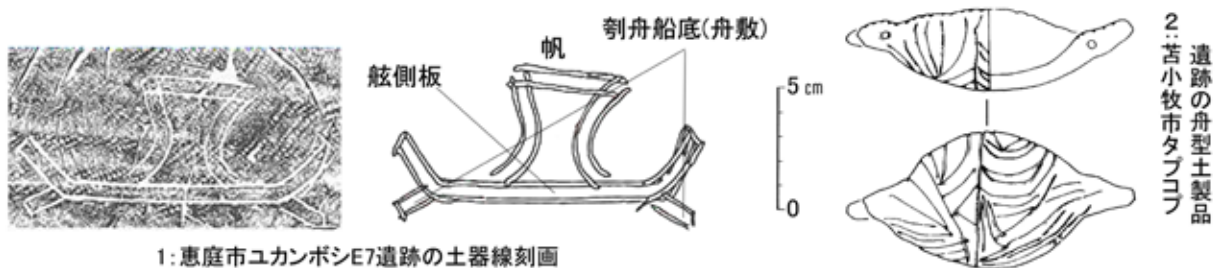


図17 舟形土製品・土器線刻画(鈴木2021b引用加筆)

が不詳であるが、準構造船Ⅰの船首・船尾を付加しない形態か、準構造船Ⅱの舳艫が突出する形態か、考えられる。船首・船尾の付加がⅠの主属性であり、それがないこの船は準構造船Ⅰと系統を異にするといえるので、準構造船Ⅱの祖形=準構造船 pre-Ⅱと呼ぶ。

図 17-2 は二股の舳艫を持つ古墳後期後葉（所謂北大式：円形刺突文土器群Ⅷ期（鈴木 2021a））であり、準構造船Ⅲに当てはまる。このことから準構造船Ⅲは 6 世紀後葉より後に出現したといえる。

Ⅲは、6～15 世紀にある本州の複材刳船準構造船（石井 1957）と異なる舳艫であるので、近世アイヌ絵にある板綴船と同系統の可能性が高い。pre-Ⅱ→Ⅲ→Ⅲ'→近世板綴船という変遷が考えられる¹²。

8. 推定積載量と文献記載についての積載量検討

板綴船は単材刳船底に舷側板を綴り付つける構造であり、船底（舟敷）は丸木舟とほぼ同じ形状である。積載量変動は、第一に舟敷の大きさ、次に舷側板の高さ、に拠る。これらにより積載量を推定し得る。

8.1 出土船などによる積載量推定

明治初頭には、100 石積和船が石狩川河口から空知太（中流域の中間）まで遡行し、大型丸木舟が石狩川河口から神居古潭（中流域と上流域の境）まで遡行していた。大型丸木舟は米 20 俵を積んで航行した（瀬川 1998）。米 1 俵が 4 斗入り 1 俵である場合、10 斗が 1 石なので、2.5 俵は 1 石に相当して大型丸木舟の積載量は 8 石積と推計される。

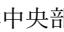
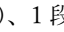
いっぽう、当該地域には板綴船舟敷出土例がないので最近隣例（由良 1995）を用い、丸木舟出土例は計測不能と外れ値を除くと 4 例なので近現代の例も加えて推定する。同一地域内である最近隣地域出土板綴船舟敷の測定値（表 2）と石狩川中下流域の現存・出土丸木舟では、全長・深さに違いはなく、幅・両舷角に相違がある。板綴船舟敷は丸木舟に対して全長で 1.00 倍、最大幅で 1.30 倍、深さ 1.04 倍（表 2 最下段下線部）なので板綴船舟敷の容積は丸木舟の約 1.35 倍にあたる。

石狩川中下流域では全長 7 m 前後の丸木舟が一般的であったと考えられるが、外れ値とした沼ノ端 0 号艇や H.Capron が豊平川（=石狩川下流域）において目視した丸木舟（ケブロン／西島 1985）や T.Blakiston が石狩川下流域において観察した丸木舟（ブラキスト

ン／近藤 1979）があるので、全長 9 m 以上になる大型丸木舟もあると推定される。

そうすると、大型丸木舟を舟敷とする大型板綴船も想定できる。「大船図」の「長サ七尋半許なる」『蝦夷島奇観』：全長 11.4 m 位（秦 1800）、「蝦夷船」『観国録』：全長 12.6 m 位（石川 1858）、H.Capron の目視最大値全長 18 m 前後になる例もこれを裏付ける。

従って、出土例の測定値平均値は大型丸木舟・大型板綴船の小規模の値と考えられる。

板綴船は舷側板の高さ分だけ増容積されるので中央部舷側板幅が積載量を規定する場合の代表値とみなせる。舷側板の幅が知られる両側縁辺が残存する出土舷側板の大きさをみてる（表 3）。舳艫側に綴られる板は不等脚台形「」（図 14 参照）、船体中央部に綴られる板は長方形「」（図 14 参照）、1 段目は舟敷に接続する板で上下辺に綴孔があり、2 段目は下の舷側板に接続する板で下辺に綴孔がある。

中央部舷側板幅の平均値は 27.1cm である。また、舟敷と舷側板の縫合や舷側板どうしの縫合には綴じ代があることが島義勇『入北記』板綴船横断面略図（1857）より知られる。1 段目の綴孔～板縁辺の長さ平均値が 2.9 cm で、2 段目の綴孔～板縁辺の長さが 1.5 cm であり、この数値を綴じ代と考え舷側板の幅から以下の数値を減じ舷高値とした。1 段目の幅：27.1-2.9

表 2 板綴船舟敷と丸木舟の法量（鈴木 2021 引用）

遺跡名など	名称	船種など	全長 (cm)	幅 (cm)	深さ (cm)	両舷角(°)	備考
沼ノ端	2号艇	板綴船・舟敷	650	74	30	34.0	両舷角=右舷角×2
沼ノ端	4号艇	板綴船・舟敷	766	72	27	32.0	両舷角=右舷角×2
			708	73	29	33.0	
沼ノ端	0号艇	丸木舟	903	94	30		外れ値とする
沼ノ端	1号艇	丸木舟	785	74	30		
沼ノ端	3号艇	丸木舟	740	78	35		
上野地区		丸木舟	663	60	25	40.0	
ママチ川		丸木舟	728	58	26	40.5	舟底厚5.4cm
根志越3		丸木舟	—	—	—	43.5	舟底厚3.0cm
石狩川中下流域	由良No.21	丸木舟	725	40	31		現代製作
石狩川中下流域	由良No.22	丸木舟	746	44	25		現代製作
石狩川中下流域	由良No.23	丸木舟	695	61	23		近代遺物
石狩川中下流域	由良No.24	丸木舟	590	36	26		現代製作
			709	56	28	41.3	

板綴船舟敷数値/丸木舟数値： 1.00 1.3 1.04

表 3 出土舷側板の大きさ（鈴木 2021 引用）

遺跡名	層位	種類	全長 (cm)	最大幅 (cm)	厚さ (cm)	綴孔～板縁の長さ (cm)
ユカンボシC15	I B3層	舳艫側1段目	156.2	23.2	2.6	3.0
ユカンボシC15	I B2層	舳艫側1段目	189.6	23.6	2.4	3.5
				23.4	2.5	3.3
ユカンボシC15	I B3層	中央1段目	157.5	26.4	2.3	2.3
美々8	0B層	中央1段目	366.3	31.0	1.9	3.5
ユカンボシC15	I B2層	中央2段目	142.0	24.0	3.1	1.5
				27.1	2.4	2.4

*斜字体は残存長、厚さは最大幅における値

*綴孔～板縁までの長さ (cm) は最大幅に近隣の孔の数値で、上端・下端にある場合はその平均

cm = 24.2 cm、2 段目の幅：24.0-1.5 cm = 22.5 cm。

まず、舟敷長 7 m 前後の規格における板綴船の容積を推定するが、前段として、最大幅における舟敷 + 舷側板の断面積が必要となる。その際には舟敷平均両舷角 33° と舟敷幅と舟敷深さ（表 2 上段）、中央部舷側板幅（表 3 下段）を用いる。

図 10 中段において舷側板 1 段目高は 23.0 cm、舷側板 2 段目高は 21.0 cm となる。よって、舟敷断面積は 1870.5 cm²、舷側板 1 段目断面積は 1840.0 cm²、舷側板 2 段目断面積は 1963.5 cm² となり、これらの比は、舟敷断面積：舷側板 1 段目断面積：舷側板 2 段目断面積 = 1：0.98：1.05 である。

大型丸木舟積載量 8 石積から、舟敷長 7 m の最大舟敷容積：10.8 石 (= 8 石 × 1.35：表 2 最下段の 1.3 × 1.04)、舷側板 1 段目容積：10.6 石 (= 10.8 石 × 0.98)、舷側板 2 段目容積：11.3 石 (= 10.8 石 × 1.05) となる。

以上より、舷側板一段・漕ぎ手が一列並びの小型板綴船（図 14 右上）は 21.4 石積 (= 10.8 + 10.6：舟敷容積 + 舷側板一段目容積)、舷側板二段・漕ぎ手が一列並びの中型板綴船（図 10）は 32.7 石積 (= 10.8 + 10.6 + 11.3：舟敷容積 + 舷側板 1 段目容積 + 舷側板 2 段目容積)、と推定される。舷側板二段・漕ぎ手が二列並びの大型板綴船（図 14 左下）は漕ぎ手が二列なので中型板綴船の最大幅の二倍あり 32.7 × 2 = 65.4 石積である。

推定値は以下となる。丸木舟：8 石積以下、小型板綴船¹³：8.1 ~ 21.4 石積、中型板綴船：21.5 ~ 65.3 石積、大型板綴船：65.4 石積以上。

8.2 文献記載の積載量についての検討

近世の積載量記載史料には以下がある。

イ：1624 年「(前略) 彼らの舟は四百乃至六百の米袋を入れるに足る」『デ・アンジェリスの蝦夷国報告書に就て 第 13』(兒玉 1941)。兒玉 1954 原註に「俵には 4 ~ 5 アルケイル入る」とあり、1 アルケイル (乾量) = 13.5 匁より、1 俵 = 3 ~ 3.7 斗で 120 ~ 180 石積となる¹⁴。

ロ：元禄 16 (1703) 年「(前略) 壹艘は利尻へ遣わし申し候 縄とち船八百石程積にて御座候」『松前嘉広宛書状(控)』(北海道開拓記念館 1984)。

ハ：享保 2 (1717) 年「(前略) 松前より蝦夷地へ罷越し候舟も縄綴の舟なり 三百石位は積申すよし(後略)」『松前蝦夷記』(松前町 1974)。

ニ：宝暦 8 (1758) 年「(前略) 悉く藤縄にて絡み仕立て 板のはきめ少しの穴などは山の苔にて繕拵たる船(筆者注：文中略図に縄束船とある)あり 二百石より五百石積位までなり」『蝦夷松前聞書』(著者不詳)。

ホ：寛政 8 (1796) 年「(前略) 松前嶋より参り候本狄船は(中略) 縄にて綴り候狄船」『田名部通諸湊役銭取立方につき定目』(青森県 2004)。材木を積んだ板綴船には 100 石に付き砂金 10 匁 5 分を役銭としているので、100 石積以上の板綴船が航行していた。

以上より、100 ~ 800 石積板綴船が 17 世紀前葉 ~ 18 世紀末に蝦夷地・津軽海峡を航行していた。

最大丸木舟は沼ノ端 0 号艇：全長 9m・最大幅 0.94m である(表 4-4)。これを板綴船舟敷に転用した場合、「舷側板二段・漕ぎ手一列並び・舟敷平均長 7m・舟敷上端幅 0.73m・舷側二段目上端幅 1m・32.7 石積」(表 4-2) と較べると、舟敷は長さ 1.29 倍・幅 1.29 倍となり、大略で 1.66 倍の積載量 54.3 石 (= 32.7 石 × 1.66)、舷側二段目上端幅 1.29m となる(表 4-5)。これは表 4-2 の舷側二段目上端幅に近く、表 4-3¹⁵ の舷側二段目上端幅を大きく下回るので、沼ノ端 0 号艇が転用された場合でも「漕ぎ手一列並び」であろう。

18 世紀前葉に弘前領に漂着した「縄閉船」「縄とち船」(表 4-7・表 5 文書 No. 573) の最大値は全長 10.6m・幅 1.8m である。これに近い「舟敷長 9m・舷側二段目上端幅 1.29m」(表 4-5) を用いて推定する。舟敷長 1.18 倍 (= 10.6/9) 以下(ただし、全長 = 水押板端 ~ 戸立板端であり、舟敷長よりも水押板 + 戸立板が過分となり、全長 / 舟敷長を用いる推定は過分によりやや正確性に欠ける)、舷側二段目上端幅 1.40 倍 (= 1.8/1.29)、容積 89.6 石 {= 54.3 石 × 1.65 (= 1.18 × 1.40)} 以下となる。

同様に石川和助「蝦夷船」『観国録』(1857) は 91.2 石積となり津軽領漂着「縄閉船」に近い。この船の幅 1.5m は「漕ぎ手二列並び」の最小値に近いと考えられる。

なお、秦権磨筆「大船図」『蝦夷島奇観』(1800) にある舷側板二段の板綴船は「長サ七尋半許 (= 11.4 m)」は、その長さが漂着した「縄閉船」と「縄束船」『松前蝦夷聞書』の中間値にほぼ等しいので、容積 90.4 石位で「漕ぎ手二列並び」であろう。

板綴船の舟敷は単材刳舟 (= 丸木材) であり、樹木の成長は幹径と樹高に正の相関的変動があるので、丸

表4 板綴船の規格復元値

板綴船の種別		a: 舟敷長 (m)	b: 舟敷 上端幅 (m)	c: 舷側板 1~2段 上端幅 (m)	d: 推定 積載量 (石)	e: 舟敷長 増率	f: 舟敷幅 増率	g: 舟敷 長×幅 増率	h: 最大長 (m)	i: 最大幅 (m)	
1	小型板綴船:図10右中段断面図	7.00	0.73	0.87	21.4						舷側板1段 漕ぎ手1並び
2	中型板綴船:図10右中段断面図	7.00	0.73	1.00	32.7						舷側板2段 漕ぎ手1並び
3	大型板綴船:図10右中段断面図	7.00	0.73	2.00	65.4						舷側板2段 漕ぎ手2並び
4	沼ノ端0号艇(丸木舟)								9.00	0.94	? ?
5	2+4の構造をもった板綴船	9.00	0.94	5f×2c= 1.29	5g×2d= 54.3	5a/2a= 1.29	5b/2b= 1.29	5e×5f= 1.66			舷側板2段 漕ぎ手1並び
6	『観国録』の蝦夷船				6g×5d= 6d≤91.2	6h/5a= 6e≤1.4	6i/5f= 6f≤1.2	6e×6f= g6≤1.68	12.7	1.5	舷側板2段カ 漕ぎ手2並びカ
7	5の構造をもった津軽領 漂着縄閉船				7g×5d= 7d≤89.6	7h/5a= 7e≤1.18	7i/5f= 7f=1.40	7e×7f= 7g≤1.65	10.6	1.8	舷側板2段カ 漕ぎ手2並びカ
8	H.Capron目視の板綴船				8g×7d= 8d≤205.2	8h/7h= 8e≤1.73	8e= 8f≤1.73	8e×8f= 8g≤2.29	18.3	8f×7i= 8i≤3.1	舷側板2段カ 漕ぎ手2並びカ
9	300石積板綴船				300	√9g= 9e≤1.208	√9g= 9g≤1.208	9d/8d= 9e×8h= 9g≤1.46	9h≤22.1	9f×8i= 9i≤3.7	? ?
10	500石積板綴船				500	√10g= 10e≤1.560	√10g= 10f≤1.560	10d/8d= 10e×8h= 10g≤2.44	10h≤28.5	10f×8i= 10i≤4.8	? ?
11	800石積板綴船				800	√11g= 11e≤1.975	√11g= 11f≤1.975	11d/8d= 11e×8h= 11g≤3.90	11h≤36.1	11f×8i= 11i≤6.1	? ?

*斜字は実例の平均値、太字は実例の実測または目測値。網掛けは下段値を導く式

木材の直径と長さにも同様な関係があるだろう。積載量の増分を求める際に、直径と長さが増大する場合・長さが増大する場合・幅が増大する場合が考えられる。ただし、自然状態での成長は径の増分に比べて高の増分が大きいことを考えると、材選択において直径が大きい材を求めるよりも長い材の取得機会が増す。いっぽう表4-5ではともに1.29(表4-5e・5f)である。類例の増加でこの等比的結果が崩れた場合、求める推定積載量は、舟敷長増率により求めた場合は中間的値、舟敷幅増率により求めた場合は最小をとり、舟敷長増率×幅増率により求めた場合は最大をとるだろう。

以上より、直径と長さの等比的変動を前提とした場合とそうでない場合ともに、積載量推定は次の二値を求めるのが最善である。なお以下の記述では「表4-」を省略する。一つ目は直径・長さの増大：舟敷長×幅増率(g)、二つ目は長さの増大：舟敷長増率(e)である。

前述より、H.Capron目視の板綴船の全長は、津軽領に漂着した最大長の「縄閉船」の1.73(=18.3m/10.6m)倍で、H.Capron目視の板綴船の全幅：x、津軽領に漂着した「縄閉船」の最大幅1.8m、x/1.8m=1.73とすると全幅は3.1mで、最大容積は205.2石(=89.6石×2.29:8g)以下で、次点の容積は155.0石(=89.6石×1.73:8e)以下となる。な

お以前(鈴木2013・2021b)、H.Capron目視の板綴船を目視の全長より168.1石と推定したが正確性に欠けた。205.2石に訂正する。この船は全幅より「漕ぎ手二列並び」である。

出土船などの推定容積の最大が205.2石となった。先述した史料口～ホでは300～800石と記されているので最大の大きさを推定してみる。

300石積板綴船は、舟敷長×幅増率(9g)が1.46(=300/205.2)、このe・f値は推定不能なので、各々を等比的関係と仮定すると、9e・9fは9g値の正の2乗根となり、500・800石積も同様とする。全長は22.1m(=18.3m:8h×1.208:9e)、舷上端幅は3.7m(=3.1m:8i×1.208:9f)以下。

500石積板綴船は、舟敷長×幅増率(10g)が2.44(=500/205.2)、全長は28.5m(=18.3m:8h×1.56:10e)、舷上端幅は4.8m(=3.1m:8i×1.56:10f)以下。

800石積板綴船は、舟敷長×幅増率(11g)が3.90(=800/205.2)、全長は36.1m(=18.3m:8h×1.975:11e)、舷上端幅は6.1m(=3.1m:8i×1.975:11f)以下。

史料口～ホにある300～800石積の最大値は、全長22.1～36.1m・幅3.7～6.1m、と推定される。

8.3 船体縫合について

ハ：「蝦夷地は何れも小船繩綴斗のよし」『松前蝦

夷記』、松前地以外では縄縫合での造船である。ニ：「松前よりゑそへ代物かへに行船のうちに 悉く繩にて絡み仕立て（中略）二百石より五百石積位までなり（後略）」『蝦夷松前聞書』、松前を母港とする200～500石積縄綴船には縄縫合のみの船がある。いっぽう、「（前略）松前地拵置候船ハとも先之綴目ハ釘付にいたし（中略）松前より蝦夷地へ罷越し候舟も縄綴の舟なり 三百石位は積申すよし（後略）」『松前蝦夷記』、松前地で造船された300石以下縄綴船には縄綴縫合と釘縫合が混じる船がある。島義勇『入北記』（1857）にも「蝦夷船は、（中略）鐵金物は船の首尾丈大船は用ゆ（後略）」とあり、造船地不明であるが大船に限って釘縫合があることを記している。ハは船体縫合に釘と繩を用いる場合があり、ロは藩主手船なので、釘打ち多用・舷側板3段以上の可能性がある。

そして、イ『デ・アンジェリスの蝦夷国報告書に就て 第13』は松前を母港とせず、ホ「田名部通諸湊役銭取立方につき定目」とハ『松前蝦夷記』とニ『蝦夷松前聞書』とロ『松前嘉広宛書状（控）』は松前を母港とする。

以上の記述と推定積載量65.4～205.2石積を合せて考えると、蝦夷地では205.2石積以下が縄綴合の板綴船である可能性が高い。いっぽう松前地では205.3～800石積縄綴船は、釘縫合＋縄縫合の船と縄縫合のみの船が混在する可能性がある。

9. 近世津軽海峡の「狄船」

近代民俗例によれば津軽海峡兩岸では構造が類似する船がみられる。共通する造船技術・用途は類縁であろうか。近世史料により検討する。

近世の津軽アイヌは焼畑耕作・漁業・狩猟・領内廻運（「小廻」）・蝦夷地交易を生業とし、松前飛脚・引き船・海難救助の役も受けていて、中でも漁業において「狄船」が多用されている（浪川1992、青森県史編纂近世部会2001）。浪川は「縄閉船（板綴船）」は本州アイヌに一般的ではないことから「狄船」は丸木舟であり、『図説』でいう「イタシヤキチブ：アイヌ語で板無し舟」と推定し、「（前略）今奥羽の両国松前とふにては（中略）ムタマはムタナの転語にしてとりもなをさす棚板（筆者注：舷側板、）なき舟（後略）」より「狄船」丸木舟を「ムタマ」と呼んでいたと考察した（浪川1992）。なお、近現代の「ムダマ」は構造船である（みちのく北方漁船博物館2002）。

9.1 弘前藩『国日記』にある「狄船」

表5は近世青森県下における『青森県 史資料編近世1第II部』（青森県史編纂近世部会2001以下『近世I第II部』という）から「狄船（舟）・漁船（舟）・丸木船（舟）・合船・打船・天当・小廻船・縄閉船・縄とち船」とこれら名称を組合せる舟、船材を抽出した。

文書Noは『近世I第II部』の文書番号で同一番号にアルファベットが付くものは一文中（一案件）に複数の舟関係記事がある場合。住地・発見地は舟を造船した者・舟の所持者・舟を発見した者の住地または発見地（下線を付した）。記載名は文書に記された船の種類。用途のうち「（ ）」は文中から推定できたもの。造船方法は文中に記載されている語句。船底構造のうち「（ ）」は文中から推定できたもの。木の状態は立木の状態・扱いなど。材名称のうち「（ ）」は文中から推定できたもの。規格のうち漂着船の規格は「（ ）」。材名称・材形状数量・規格のうち一文中に複数件記されている場合一つの枠に複数段で示した。例えば異なる「材名称①②」と「材形状数量①②」とは、「材名称①」と「材形状数量①」とが同じ行方向で対応する。備考の「無役船取許可←漁撈」は許可理由を矢印元で示し「（ ）」は文中から推定できたもの。記事数95件抽出できた（同一案件における申請・許可などはそれぞれ計数したので、記事数は案件数をわずかに上回る）。

- ・【住地・発見地】津軽海峡に面した津軽半島北端部と一部陸奥湾西側北半に面した地域。
- ・【造船者・所持者・発見者】87件が「狄」「狄共」で、うち1件（No.641c）は「魚舟前々の通りは無役：狄が生業として漁を行う場合に該当する」より野田村に住む和名の狄と考えられる。「無高」3件（No.681hij）は和人。No.683bは「清八并狄共三人者」と書き分けられ「丸木漁船船取り」にもかかわらず不許可、No.684では「狄共」には許可されているので「清八」は和人。和人は計4件と考えられる。不詳は3件である。
- ・【所持・造船理由など】所持する理由は「渡世仕候漁舟」「小廻仕運賃取渡世仕候」など生業維持。造船の契機は、新造、天災による遺失、朽損による使用不能、他には漂着船の拾得、がある。
- ・【記載船種名：船の種類】「(古)丸木船(舟)」27件、「打船」8件、「合船」2件。「打船」は丸木舟、「合船」は構造船（【船底構造】と【造船方

表5 『国日記』にみられる狄舟一覧(次頁に続く)

文書 №	記載年	住地 発源地	造船者 所持者 発見者	所持・造船理由など	船種・造船など			規格・構造など				備考	
					用途	造船 方法	船体 構造	艘数	木の 状態など	材名称	材形状 数量		規格
356	元禄10	—	狄共 ?	—	狄船	打出し	(丸木舟)	—	—	—	—	—	船役免除并糞木・枯木取出、近年者〜其船見分之上役銀被取
357	1697	—	狄共 ?	—	狄船	打出し	(丸木舟)	—	—	—	—	—	356の許可
426	元禄15	奥平部	狄 大高あゝん	—	—	船合	構造船	?	—	—	9艇	?	無役相取許可←(漁撈)
427	1702	元禄15	狄 ちかゝん	—	—	船合	構造船	?	—	—	24	?	無役相取許可←(漁撈)
443	1703	元禄16	狄 ひけ長いん	為渡世	小船	合せ	構造船	老艘	—	—	3本	6~7尋	相取許可←(漁撈)・渡世=生業、521・557より
447	1703	元禄16	狄 次郎わいん・ はくつん	—	漁船	—	—	四艘	雑木	(舟板)	平物4挺	?	先年より、御役銀御免相取許可←漁撈
462	1704	元禄17	狄 大高あゝん	船破損、小艇にて渡世送り	三人乗小船	舟合	構造船	老艘	—	—	?	?	天当舟合のため米押借
463	1704	享永1	狄 あへかけ	漁船散々朽用立不申	漁船	合せ	構造船	一船	雑木	舟板	1枚	長7尋×幅1尺8寸×厚8寸	先年より和御役銀御免相取許可←漁撈
480	1705	宝永2	狄 にあへて	12年で船板・船木も朽損	三人乗之船	合船	構造船	老艘	—	—	37	?	松前〜御飛脚御用の船は早送なども仕候
484	1705	宝永2	狄 くねさらいん	—	天当	合	構造船	一艘	—	(舟板) ?	15艇 1本	?	無役相取許可←海運
500a	1707	宝永4	狄 にあへて	—	—	—	(船)構造船	?	—	船材木(舟板)	平物3挺	4間	相取許可←用途?
500b	1707	宝永4	狄 にあへて	—	三人乗小船	仕立	(船)構造船	老艘	—	材木	72本	?	相取許可←用途?
510	1707	宝永4	狄 大高いん	—	—	—	—	?	—	船材木	?	?	相取許可←用途?
512	1708	宝永5	狄 るでりき	—	漁舟	(合)	構造船	?	—	舟板 漁舟長板	2枚	?	長板=丁板?、無役相取許可←漁撈
521	1710	享永7	狄 しかわけ	渡世経営のため	漁船	合	構造船	老艘	—	長板	3枚	?	長板=丁板?、無役相取許可←漁撈
557a	1715	正徳5	狄 いくるい	小廻仕運賃取渡世仕により	三人乗小廻船	—	—	老艘	—	—	?	?	小廻舟の売却命令
557b	1715	正徳5	狄 へきりは	小廻仕運賃取渡世仕により	四人乗小廻船	—	—	老艘	—	—	?	?	小廻舟の売却命令
557c	1715	正徳5	狄 ふぐたいん	小廻仕運賃取渡世仕により	三人乗小廻船	—	—	老艘	—	—	?	?	小廻舟の売却命令
557d	1715	正徳5	狄 にいへて	渡世仕候漁舟により	漁船	—	—	一艘	—	—	?	?	漁舟の所持許可
557e	1715	正徳5	狄 るでりき	渡世仕候漁舟により	漁船	—	—	一艘	—	—	?	?	漁舟の所持許可
557f	1715	正徳5	狄 むびたいん	渡世仕候漁舟により	漁船	—	—	一艘	—	—	?	?	漁舟の所持許可
557g	1715	正徳5	狄 しかわけ	渡世仕候漁舟により	漁船	—	—	一艘	—	—	?	?	漁舟の所持許可
557h	1715	正徳5	狄 へきりは	渡世仕候漁舟により	漁船	—	—	一艘	—	—	?	?	漁舟の所持許可
566	1716	享保1	狄 名村	—	漁船	(打)	丸木舟	?	雑木	—	?	?	材・栗ため、雑木(せん)相取許可←漁撈
572	1717	享保2	狄 名村	—	漁船丸木船	(打)	丸木舟	?	雑木	—	(丸木1本)	?	栗ため、雑木(せん)相取許可←漁撈
573	1717	享保2	狄 上越謙彌	(漂着船発見)	廻船船	—	—	?	—	—	?	?	松前狄廻船。舟具:朝柱・芯木3尋、帆葉8枚、さんかい2枚
578a	1718	享保3	狄 いくるい	今迄漁舟無し=新造	漁船	合	構造船	?	—	(舟板) (舟板)	平物1挺 平物1挺 丸木2本	4間×幅1尺5寸×厚8寸 4尋2尺×幅1尺5寸×厚7寸	右狄只今迄漁舟無御座、舟持之狄共と兼合漁舟候、 桂・松相取不許可←漁撈であつても
578b	1718	享保3	狄 るでりき	—	丸木舟	(打)	丸木舟	老艘	—	—	(丸木1本)	長3尋3尺×口2尺	無役相取許可←漁撈
581	1718	享保3	狄 ?	(漂着船発見)	狄舟	—	—	老艘	—	—	—	—	舟長:朝柱・芯木5尋程、帆柱・芯木3尋程、帆木浦5反但行付
582a	1719	享保4	狄 いくるい	1艘不足	丸木舟	(打)	丸木舟	一艘	—	—	(丸木1本)	長3間2尺×口2尺2寸	2艘御座候得共、流備仕候者3人、無役相取許可←漁撈
582b	1719	享保4	狄 にいへて	舟朽損用立不申	丸木船	(打)	丸木舟	一艘	—	—	(丸木1本)	長4尋×口2尺5寸	無役相取許可←(漁撈)
582c	1719	享保4	狄 どちらいぬ	舟朽損候	丸木船	(打)	丸木舟	一艘	—	—	(丸木1本)	長3尋2尺×口2尺3寸	無役相取許可←(漁撈)
582d	1719	享保4	狄 しかわけ	—	—	舟合	構造船	?	—	丁板	平物1挺	4尋3尺×幅1尺5寸×厚4寸	無役相取許可←(漁撈)
588	1719	享保4	狄 るでりき	—	丸木船	(打)	丸木舟	老艘	—	—	(丸木1本)	?	せん (無役相取許可←(漁撈))
589	1719	享保4	狄 ?	—	打漁船	打	(丸木舟)	一艘	—	—	(丸木1本)	?	せん (無役相取許可←(漁撈))
599	1720	享保5	狄 くねさらいん	—	打船	打	(丸木舟)	一艘	—	—	(丸木1本)	長4尋×口2尺	無役相取許可←(漁撈) やす・ヒノキ・アスナロ
600	1720	享保5	狄 藤かゝん	大風にて流出	打船	打	(丸木舟)	老艘	—	—	(丸木1本)	長3尋3尺×口2尺2寸	乗合にて漁仕候、無役相取許可←(漁撈)
611a	1721	享保6	狄 さたいん	漁船朽破損、或は船無	丸木船	(打)	丸木舟	老艘	—	—	(丸木1本)	?	古来より狄魚舟の體は、無役相取許可←(漁撈)
611b	1721	享保6	狄 しかわけ	漁船朽破損、或は船無	丸木船	(打)	丸木舟	老艘	—	—	(丸木1本)	?	古来より狄魚舟の體は、無役相取許可←(漁撈)
611c	1721	享保6	狄 けのまいん	漁船朽破損、或は船無	丸木船	(打)	丸木舟	老艘	—	—	(丸木1本)	?	古来より狄魚舟の體は、無役相取許可←(漁撈)
611d	1721	享保6	狄 むびたいん	漁船朽破損、或は船無	丸木船	(打)	丸木舟	老艘	—	—	(丸木1本)	?	古来より狄魚舟の體は、無役相取許可←(漁撈)
611e	1721	享保6	狄 るでりき	漁船朽破損、或は船無	丸木船	(打)	丸木舟	老艘	—	—	(丸木1本)	?	古来より狄魚舟の體は、無役相取許可←(漁撈)
611f	1721	享保6	狄 しかわけ	漁船朽破損、或は船無	丸木船	(打)	丸木舟	老艘	—	—	(丸木1本)	?	古来より狄魚舟の體は、無役相取許可←(漁撈)
623a	1725	享保10	狄 さたいん	大荒にて流出	丸木舟	(打)	丸木舟	一艘	—	—	(丸木1本)	長3尋×口2尺1寸	(無役相取許可←(漁撈))
623b	1725	享保10	狄 るでりき	大荒にて流出	漁舟合船	合船	構造船	一艘	—	—	(丸木1本)	長5尋3尺×口5尺6寸	(無役相取許可←(漁撈))
623c	1725	享保10	狄 まつたれ	大荒にて流出	漁舟合船	合船	構造船	一艘	—	—	(丸木1本)	長5尋3尺×口5尺6寸	(無役相取許可←(漁撈))

表5の続き

623d	1725	享保10	松ヶ崎	狄	るでいき まられ	大荒にて流出	漁舟合船	漁舟	漁舟	合船	構造船	?	—	棚板	平物2挺	長6尋3尺×幅:有合×厚1尺	桂	有合:複合材、(無役)和取許可←漁撈
623e	1725	享保10	松ヶ崎	狄	るでいき まられ	大荒にて流出	漁舟合船	漁舟	漁舟	合船	構造船	?	—	丁板	長4尋2尺×幅:有合×厚8寸	桂	(無役)和取許可←漁撈	
624	1725	享保10	松ヶ崎	狄共	?	—	漁舟丸木船	漁舟	漁舟	—	丸木舟	?	—	合材木	?	?	漁舟丸木船并合材木、(無役)和取許可←漁撈	
628a	1726	享保11	松ヶ崎	狄	3人	古船無之由	漁船	漁船	漁船	(打)	(丸木舟)	?	—	—	?	?	正徳5(1715)に注文し船如何と致し廢取、和取願	
628b	1726	享保11	松ヶ崎	狄	2人	古船朽損譜にも罷り成らぬ	漁船	漁船	漁船	(打)	(丸木舟)	?	—	—	?	?	老人の船損無之に付和取不許可、和取願	
629	1726	享保11	宇鉄	狄	?	—	打船	打船	打船	打	(丸木舟)	?	—	—	?	?	628のうちbを除き(無役)和取許可←(漁撈)	
630	1727	享保12	大泊・豊 月・宇田	狄	4人	—	漁舟	漁舟	漁舟	合舟	構造船	?	—	合舟入用材	?	?	(無役)和取許可←漁撈	
636	1729	享保14	大泊	狄	?	—	漁舟	漁舟	漁舟	—	丸木舟	?	—	—	?	?	漁師船、無役和取許可←漁撈	
638	1729	享保14	磯月	狄	?	—	丸木船	丸木船	丸木船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	とち	
639	1730	享保15	上磯	狄共	?	—	丸木船	丸木船	丸木船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	船材+丸木船、和取許可←用途?
640	1730	享保15	山崎	狄	次郎か大	今迄漁舟所持不仕=新造	漁舟	漁舟	漁舟	(合)	構造船	?	—	丁板	?	?	?	外狄と兼合漁事仕渡世を送る、(無役)和取許可←漁撈
641a	1731	享保16	大泊	狄	ほかまいぬ	—	漁舟	漁舟	漁舟	打	丸木舟	?	—	—	?	?	?	丸木+丸木舟并平舟、無役和取許可←漁撈、ふな、ブナ
641b	1731	享保16	大泊	狄	せこかいぬ	—	漁舟	漁舟	漁舟	打	丸木舟	?	—	—	?	?	?	丸木+丸木舟并平舟、無役和取許可←漁撈
641c	1731	享保16	野田村	(狄)	潜兵衛	—	漁舟	漁舟	漁舟	—	(船+構造船)	?	—	舟(板)	長3尋3尺×幅1尺8寸	桂	丸木+丸木舟并平舟、無役和取許可←漁撈	
642	1731	享保16	後湯組	狄共	?	—	漁舟	漁舟	漁舟	—	丸木舟	?	—	—	?	?	?	丸木+丸木舟并平舟、無役和取許可←漁撈
646	1731	享保16	上磯	狄共	?	—	狄船	—	?	—	?	?	—	舟材木	?	?	?	和取許可←用途?
647	1732	享保17	立蘆	?	くねくらん	(漂着船発見)	漁船	—	?	—	?	?	—	—	?	?	?	舟楫印、無之、鉄具無之
648	1732	享保17	宇田	狄	?	—	漁船	漁船	漁船	船合	構造船	?	—	—	?	?	?	船合使者御極印請候之様、造船許可←漁撈
649	1732	享保17	立蘆	?	?	(647)の拾得者に下げ許可	狄船	—	?	—	?	?	—	—	?	?	?	無役和取許可←(漁撈)
650	1733	享保18	大泊	狄	や生いぬ	—	丸木船	丸木船	丸木船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	無役和取許可←(漁撈)
651a	1733	享保18	松ヶ崎	狄	かふたいん	—	—	—	?	(合)	構造船	?	—	丁板 船板	1枚	?	?	無役和取許可←用途?
651b	1733	享保18	奥平部	狄	けまかいん	—	丸木船	丸木船	丸木船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	無役和取許可←(漁撈)
651c	1733	享保18	奥平部	狄	大たかいん	—	丸木舟	丸木舟	丸木舟	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	無役和取許可←(漁撈)
653	1733	享保18	六丈間	狄	?	(漂着船発見)	—	—	?	—	?	?	—	—	?	?	?	無役和取許可←(漁撈)
654	1733	享保18	上磯六丈間	狄共	?	(653)の拾得者に下げ許可	親上ら船	—	?	—	?	?	—	—	?	?	?	藤嶋之るでいき方に預置
657a	1736	元文1	大泊	狄	せどかいん	—	丸木船	丸木船	丸木船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	和取許可←(漁撈)
657b	1736	元文1	大泊	狄	ほかまいん	—	丸木船	丸木船	丸木船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	和取許可←(漁撈)
657c	1736	元文1	大泊	狄	牛高いん	—	丸木船	丸木船	丸木船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	和取許可←(漁撈)
657d	1736	元文1	大泊	狄	や生いん	—	丸木船	丸木船	丸木船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	和取許可←(漁撈)
661	1736	元文1	藤嶋	狄	るでいき	—	漁舟	漁舟	漁舟	—	(船+構造船)	?	—	船板	1枚	?	?	漁舟并舟板和取、無役和取許可←漁撈
667	1737	元文2	藤嶋	狄	にいへて ふうあい へいこたいぬ	—	—	—	?	(合)	構造船	?	—	丁板	1枚	?	?	無役和取許可←(漁撈)
670	1737	元文2	松ヶ崎	狄	?	—	漁船	—	?	—	?	?	—	—	?	?	?	和取許可←漁撈
678	1739	元文4	後湯組	狄共	?	—	丸木船	丸木船	丸木船	?	丸木舟	?	—	—	?	?	?	無極印にて押し罷りなり、無許可造船?
681a	1741	寛保1	後湯組	狄	けま大	—	打船	打船	打船	打	(丸木舟)	?	—	—	?	?	?	漁船・打船并船板和取合船、和取許可←漁撈
681b	1741	寛保1	後湯組	狄	鴨太夫	—	打船	打船	打船	打	(丸木舟)	?	—	—	?	?	?	漁船・打船并船板和取合船、和取許可←漁撈
681c	1741	寛保1	後湯組	狄	やいこみかる	—	—	—	?	(合)	構造船	?	—	丁板	1枚	?	?	漁船・打船并船板和取合船、和取許可←漁撈
681f	1741	寛保1	後湯組	狄	やいこみかる	—	打船	打船	打船	打	(丸木舟)	?	—	—	?	?	?	漁船・打船并船板和取合船、和取許可←漁撈
681g	1741	寛保1	後湯組	狄	ぶちあひへ	—	打船	打船	打船	(打船)	(丸木舟)	?	—	—	?	?	?	漁船・打船并船板和取合船、和取許可←漁撈
681h	1741	寛保1	浜名村	狄	いぐりい	—	打船	打船	打船	打	(丸木舟)	?	—	—	?	?	?	漁船・打船并船板和取合船、和取許可←漁撈
681i	1741	寛保1	三馬屋村	和人	新兵衛	—	合船	合船	合船	合	(構造船)	?	—	船板	1枚	?	?	漁船・打船并船板和取合船、和取不許可←漁撈、高無
681j	1741	寛保1	平船村	和人	五郎兵衛	—	合船	合船	合船	合	構造船	?	—	—	?	?	?	漁船・打船并船板和取合船、和取不許可←漁撈、高無
683a	1742	寛保2	山崎	狄共	3人	—	丸木漁船	丸木漁船	丸木漁船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	(無役)和取許可←漁撈
683b	1742	寛保2	山崎	狄共	?	—	丸木漁船	丸木漁船	丸木漁船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	(無役)和取不許可←漁撈
684	1742	寛保2	山崎	狄共	?	—	丸木船	丸木船	丸木船	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	(無役)和取不許可←漁撈
685	1742	寛保2	大泊	狄共	?	(漂着船の拾得者に下げ)	古丸木船	—	?	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	683の狄共このみ許可
686	1743	寛保3	釜野沢	狄	?	—	丸木舟	丸木舟	丸木舟	(打)	丸木舟	?	—	—	?	?	?	無役和取許可←漁撈
700	1764	宝暦14	釜野沢	狄	熊か六	(漂着船を拾得者に下げ)	丸木船	丸木船	丸木船	?	丸木舟	?	—	—	?	?	?	(長3尋3尺×口1尺8寸)
708	1769	明和6	蘆岳	狄	へきりは	(漂着船発見)	古丸木舟	丸木舟	丸木舟	?	丸木舟	?	—	—	?	?	?	(長3尋4尺×口2尺2寸) 重かい2本、供かい2本

法】参照)を指すと考えられる。「漁船(舟)丸木船・丸木漁船」4件、「打漁船」1件、「漁舟合船」4件、「小廻船」3件、「天当」2件、「縄閉船」・「縄とち船」3件(艘数2)は全て漂着船であった。「小廻船」は領内廻運に用いられた和船。「天当」は近世の日本各地で最も広く運搬船とされていた和船。「縄閉船」・「縄とち船」は和人が板綴船を指した名称。他には「狄船」2件、「狄舟」3件(艘数2)がある。2件の「狄船」は打出しとあるので丸木舟(【造船方法】参照)を指し、津軽アイヌが使用した可能性が高い。3件の「狄舟」は構造不詳の漂着船で、丸木舟の場合は津軽アイヌが使用した可能性があり、文書No. 573より「縄閉船」・「縄とち船」であれば北海道アイヌが使用していた可能性がある。

- ・【用途】漁撈71件、海運6件、【造船理由など】と【記載船種名】から推定。
- ・【造船方法】「打・打出し」43件、「合・合せ・合船(舟)・船(舟)合」22件。「打」はたたき切る・切り取る意から斧・手斧を使用した刳る加工、「打」→丸木舟。「合」は板剥ぎ合わせて舟を作ること・舟を作ること、「打舟」との表記分けがあるので狭義的である前者と考えられる、「合」→構造船。
- ・【船底構造】丸木舟47件：【記載船種名】と【規格】の「口」は円筒形に対する助数詞から、丸木材の船=丸木舟を推定。準構造船3件：【記載船種名】から推定。構造船22件：【記載船種名】と【造船方法】「合・合せ・合船・船(舟)合」から、【材名称】「丁(長)板」から、【規格】「合」から推定。「準構造船または構造船」の可能性のある5件。
- ・【材名称】「舟板」「丁(長)板」「棚板」など板材17件。「丁(長)板」は船底材で構造船に用いられ、「棚板」は舷側板で構造船や準構造船に用いられる。
- ・【材形状・数量】丸木材33件：【量】「本」は棒状に対する助数詞から、【記載船種名】「丸木船」から、【規格】「口」から、丸木材を推定。角材1件：「角」。板材18件：「枚・挺」平たいもの。
- ・【規格】板材12件：「長×幅×厚」・「長×幅」・「平物」、なお「幅」の「合有」は複合材と考えられる。丸木材13件：「長×口」。
- ・【樹種】「桂」17件、「せん→センノキ」9件、「栃」

9件、「栩」8件、「桧→ヒノキ科ネズコ属ネズコ?：ヒノキ科ヒノキ属ヒノキは福島県南部以南に自生、やすの別記載もあり」6件、「しな」4件、「ふな→ブナ」4件、「栗」1件、「やす→ヒノキアスナロ」1件。

- ・【備考】無役抽出許可は45件。許可理由は、漁撈：43件・海運：1件・不明：1件で、生業維持のためには許可が下りている。抽出不許可は8件(不許可理由不詳1を含む)あり、雑木でない桂・栗・桧に対して6件(狄3、和人3)、舟の朽損がないことに対して1件(狄1)。桂・栗・桧などの有用樹種については抽出理由が漁撈であっても規制がある。

漁撈71件(狄67・和人4)について、合船18(構造船18、狄16・和人2)は多くが狄により使用され、打船38(丸木舟38、狄37・和人1)はほとんど狄が使用する。狄による準構造船の使用の記載はない。海運6件(狄6)について、船底構造不詳3件あり、合船3(構造船3、狄3)すべて狄が構造船を使用する。狄は漁撈には丸木舟・構造船を用い、海運には構造船を用いる。和人は漁撈に構造船を用いる。3~4人乗り(No. 462・480・557abc)が海運に使用され、いっぽう1人乗り(No. 582a・628b)が漁撈に使用されていた。図10上段「4人乗り帆走・舵櫂あり」、図14右上「3人乗り漕走・舵櫂なし」であるから、狄船の4人乗り以上は帆走により海運を行った可能性が高い。

9.2. 「狄船」の規模と用材

用材規格から舟の規模を検討する。表6のa~cは表5のうち船底構造が判明した件の集計である。aは原木→丸木材→丸木舟という加工程のうちにある。bは原木→丸木材→板材(構造船の舷側板・船底板)という加工程のうちにある。cは構造船の舷側板・船底板についての集計で合材の場合は数値不明である。d・eは漂着船の記載のある件の集計である。

口径平均b/口径平均a=2.76、長さ平均b/長さ平均a=1.56より、構造船は丸木舟よりも大きな原材を用いる。加えて、長さ平均c/長さ平均b=0.94、長さ平均a/長さ平均b=0.64より、構造船が丸木舟より長い船体を必要としていた。

また、幅平均c/口径平均b=0.29なので原木の規格をなるべく生かしている。長さ平均c/長さ平均

表6 用材規格

a:丸木舟原木の大きさ			c:構造船板材の大きさ			d:漂着丸木舟の大きさ		
文書 No.	長さ (尺)	口径 (尺)	文書 No.	長さ (尺)	幅 (尺)	文書 No.	長さ (尺)	幅 (尺)
578b	18.0	2.0	463	35.0	1.8	700	18.0	1.8
582a	20.0	2.2	578a1	24.0	1.6	708	19.0	2.2
582b	20.0	2.5	578a2	22.0	1.5	e:漂着縄とち舟の大きさ		
582c	17.0	2.3	582d	23.0	1.5	573	33.0	4.5
559	20.0	2.0	623d	33.0	合	654	35.0	6.0
600	18.0	2.2	623e	22.0	合	*太字は最大値		
623a	15.0	2.1	640	25.0	合	a長さ平均値:18.0		
641a	15.0	2.0	a口径平均値:2.1			d長さ平均値:18.5		
641b	18.0	1.8	b長さ平均値:28.0			e長さ平均値:34.0		
686	19.0	?	c長さ平均値:26.3			d幅平均値:2.0		
b:構造船板材原木の大きさ			e幅平均値:5.3			e長さ平均値:34.0		
623b	28.0	5.6	a口径平均値:2.1			d幅平均値:2.0		
623c	28.0	5.6	b口径平均値:5.6			e幅平均値:5.3		
			c幅 平均値:1.6					

b=0.94 より、口径・幅における変動は長さの変動よりも大きい。幅で生じた差は使用部材の選定や板への加工に際して生じたものと考えられる。

そして、長さ平均 e/ 長さ平均 b=1.21、長さ平均 e/ 長さ平均 c=1.29 であり、長さ平均 e は長さ平均 b と c 両方より大きいので、津軽に比べて北海道では大きな原木の入手が可能であった。また、漂着船丸木舟の長さ d : 5.61m は丸木舟原木の長さ a : 5.45m の 1.03 倍で、海峡兩岸の丸木舟全長にはあまり差はないが、石狩川中下流域の丸木舟全長 6.1 ~ 10.7m (鈴木 2013) は a の 1.11 ~ 1.96 倍で大きい。道南と道央では原木の大きさに差がある可能性がある。

なお、全長 7m の大型丸木舟は 8 石積なので、a から作った丸木舟は 6.2 石積 (=8 石 × 0.78:5.45/7) 以下となる。また、長さ平均 e : 10.3m (≒ 34.0 尺) × 幅 1.6m (≒ 5.3 尺) は漕ぎ手二列並び (表 4 - 2 大型板綴船) が想定されるので全長 7m ・ 65.4 石積で推定すると、65.4 石 × 1.47 (=10.3/7) =69.1 石積の大型板綴船となる。

用材の規格については、丸木材を加工した舟敷は舟敷上端幅 < 丸木材直径となり両者は等しくないものの、その関係は因果的である。板綴船舟敷用の丸木材直径が舟敷上端幅に近似するとすると、8f/5f=1.34 より、5b : 1.34 × 0.94m =8b : 1.26 m と推定できるものの 300 ~ 800 石積の f は積載量から求めた推定値である。実数値 7i (m) を含む 8i は 9i ~ 11i にも含まれることから前者より確度があるので、9i/8i=1.19、10i/9i=1.30、11i/10i=1.27 を導く。これを用いると、舟敷上端幅は 9b : 1.50m (=1.26 m × 1.19)、10b : 1.95m (=1.50m × 1.30)、11b : 2.48m (=1.95m × 1.27) となる。

上述と同様に求められた舟敷上端幅が丸木材の直径に近似するとすると、板綴船舟敷用の丸木材周は、300 石積で材周 4.7m 以上、500 石積材周 6.1m 以上、800 石積で材周 7.8m 以上となる。ただし、舟敷長の増、舷側板段数の増、舷側板取り付け角度の増、釘縫合や肋材・船梁の多用、による積載量確保も可能であるため、舟敷上端幅のみが変動すると考えなくともよく、直径の大きな丸木材が必需であったか検討の余地もある。

用材の樹種について表 7 に示した。樹種名・船底構造が判明した例を集計対象とした。利用樹種は落葉広葉樹が大半を占め、針葉樹「桧」「やす」の利用が少ない。丸木舟 (≒丸太材) はトチノキ・ハリギリ・クヌギが多く、構造船 (≒板材) はカツラ・ネズコ? が多い。「縄とち船: 表 5 の準構造船」はクヌギである。現代では、津軽半島北端部の「ムダマ」にはカツラがよいとされるが入手容易なスギ・ヒバが用いられる (みちのく北方漁船博物館 2002)。大型となる構造船には巨木になるカツラが好選されたと考えられる。なお、美々 8 遺跡やユカンボシ C15 遺跡の「舟部材」はハリギリ・シナノキ・ハンノキが多く (北海道埋蔵文化財センター 1997・2003)、北海道の現存丸木舟はカツラ・トネリコが多い (由良 1995)。北海道アイヌ・津軽アイヌの用材樹種はハリギリが共通するものの、前者においては針葉樹の用材はみられなかった。

表7 用材樹種と船構造

記載樹種名		丸木舟	準構造船	準 or 構造船	和名
		桤	9		
せん	8			1	ハリギリ
栩	7	2			クヌギ
しな	4				シナノキ
ふな	2			1	ブナ
桧	2			6	ヒノキ科
桂	1		3	13	カツラ
栗	1			1	クリ
やす	1				ヒバ

10. まとめ

これまで各章で述べてきたことを簡潔に整理する。

船体構造の進化：船体構造の変化は積載量の増加を求めた結果であった。具体的には複材化によって舷高の上方向への拡張と船底の縦断面方向・横断面方向への拡張がなされた。板綴船は本州の準構造船と同様に舷側板による舷高の上方向への拡張がなされたが、船底が単材であり複材化による船長増・船幅増がない。

艀装の進化：弥生前期後半以降にはオールによる漕走 (rowing) が行われ、古墳中期以降は汎用された。積載増に伴い帆走が不可欠となると、弥生後期には檣・帆が標準的になった。そして弥生後期には縦帆が、古墳初頭には横帆が登場し、古墳後期まで両者があり、その後は縦帆が流行した。横帆は縦帆に比べて横風時の推進力が劣り横流れも大きい。

板綴船は非固定・仮固定の両舷側二本檣と横帆と非固定の非固定・仮固定の舵櫂を使い、車櫂による漕走 (rowing) を行っていた。板綴船は横帆であっても断面が翼状を呈し揚力を得やすい形になっていて、非固定舵櫂でもある程度横流れを防ぐことが可能であった。

板綴船の操船：『図説』挿図により帆・檣の配置を復元した結果、真横風を受ける帆走という推定に至ったが、『図説』詞書きでは斜め追い風を受ける帆走と記されていて、挿図には橈漕の描写はない。よって、それは真横風～斜め追い風を受ける帆走を示すといえる。そして、斜め追い風の逆方向の記述もあることから真横側～斜め向かい風による帆走も行っていた。

板綴船の系統：板綴船の系統は日本の準構造船系統のうちであり、pre- II：弥生中期中葉に確認できる船首・船尾を付加しないIIの祖型→III：古墳後期後葉に確認できる二股の舳艫がある→III'：7世紀以降出現の二股の舳艫がない→近世板綴船へと変化があった(図18)。

積載量復元と縫合方法：積載量の推定値は、丸木舟：8石積以下、小型板綴船：8.1～21.4石積、中型板綴船：21.5～65.3石積、大型板綴船：65.4石積以上であった。蝦夷地では縄縫合の板綴船が205.2石積以下であり、松前地では205.3～800石積であり、釘縫合+縄縫合の船と縄縫合のみの船が混在する。

津軽海峡両岸における構造などの異同：北海道アイヌは漁撈に丸木舟・小型準構造船、交易に中～大型準構造船を用いた。津軽アイヌは漁撈に丸木舟・構造船を用い、海運には構造船を用いた。漁撈に用いられた丸木舟は津

軽海峡両岸において大きさはほぼ同じである。積載量の確保が必要となる海運・交易には北海道アイヌは中～大型準構造船、津軽アイヌは構造船を使い、ともに丸木舟より大きい。北海道アイヌ・津軽アイヌとの間で樹種選択の違いがみられる。

11. 課題

まとめより、今後の課題が考えられる。①：板綴船系統：pre- II→III→III'の事例探索、②：積載量・構造の推定：板綴船の類例の探索、③：狄船の構造船の積載量：類例の探索、くわえて以下がある。

④：北海道・東北北部における準構造船の名称。アイヌは綴じられる船材に着目して「イタオマチップ／和訳：板のある舟」と呼称するものの、綴じる材料「カリンバテシカチップ」にも着目する場合がある。

近世和人は「縄綴之舟」『松前蝦夷記』(松前町史編集室1974)、「縄とち船」『松前嘉広宛書状』(北海道開拓記念館1984)、「縄閉船・縄とち船」(表5文書No. 573・653・654)(青森県史編纂近世部会2001)、「縄束船」(著者不詳1758)と呼んで綴じる材料に着目した。くわえて、表5文書No. 573では乗員のいない漂着船について「浜名村庄屋」が「(前略)松前狄鯰取船之外縄閉船は無之候間」と述べているので、津軽領和人にとって縄閉船は津軽アイヌ・津軽和人が使う船ではないとの認識があった。

なお、「狄船」「ゑそふね・ゑそ船」は専ら弘前藩と盛岡藩(青森県2001b・c)が使用していた名称である可能性があり、「蝦夷船」は用例が少なく、伝谷元旦『蝦夷船ニテ渡海の図』、石川和介『観国録』(1858)では本州和人が、阿部屋村山家の売渡証文(小林1988)では松前和人が、板綴船を指した言葉であった。

現時点では、近世においても同じ構造の船に異なる呼称があるので、通史的・普遍的術語の策定、各時期・各地域における固有名称の掘り起しが必要である。

⑤：板綴船の所持者・使用者。福山城下町遺跡では釘打ち舟部材と板綴船舷側板が供伴していること(北海道埋蔵文化財センター2012、表1参照)、『松前蝦夷記』によれば松前地で造船された板綴船の舳艫は釘打ちされたこと(松前町史編集室1974)、『松前嘉広宛書状』によれば松前藩主手船が「縄とち船」にもかかわらず800石積程であることから(北海道開拓記念館1984)、松前地においては部材の縫合方法が「縄綴」・「釘打」のどちらか1種のみが造船に用いられ

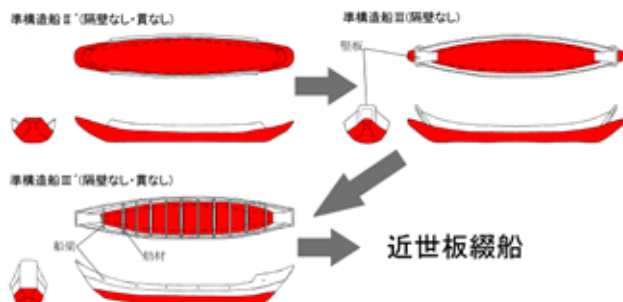


図18 北海道における準構造船の系統

たわけでない。くわえて、近世史料においても準構造船か否かを判断する船体構造にかかわる記述がない。以上より、「板綴船」か否かは、造船場所・母港、造船方法・船体構造の確認をする必要があり、松前地ではなおさらである。その後舟の所持者・使用者が和人かアイヌかの推定が可能となる。

⑥：⑤と関係する廃用祭祀。出土船の例を表1に示した。出土状況は3種に分類できる。a：完全な船体が出土する。b：切断痕跡がある船体の一部が出土する。c：表1の2の福山城下町遺跡例のように破片であり舳・艫を分割したような切断痕跡がない状態で出土する。

アイヌが使用者の場合、「船送り」が行われることが多いであろう。「船送り」とは、舟敷の舳・艫を本体から切断し、祀り、分離された舳・艫を川縁に長期置く行為である(出利葉1993、由良1995)。「舟の送り」は前出の出土状況bと合致する。出土状況b＝舳・艫が分割切断された事例は千歳市美々8遺跡のI B-1層出土例：近世並行期(表1の文献No.9)のみられ、ユカンボシC15遺跡のI B-1～2層出土例：近世～中世並行期～擦文文化期(表1の文献No.12)では分割切断されたと思われる端面を持つ舳・艫が、I B-3層出土例：10世紀中葉降下のB-Tm(白頭山・苫小牧火山灰)を挟む擦文文化中期後半では分離された舳・艫がみられる。舳・艫の分割切断を伴う「船送り」が中世並行期には既に行われていて、擦文文化中期後半まで遡る可能性がある。

ところで、表1の2の福山城下町遺跡例は「アイヌの舟の送り儀礼」(関根2023・2024)とされた。この例は、アイヌ民族例の「船送り」である機能失陥を表現する切断がないこと、破断面・表面にかなり腐朽がみられること、和産物・アイヌ自製品が混在すること、混在遺物が舟敷片よりも数センチ上位にあり一括遺物群ではないこと、遺物は沢地形に自然体積していること、から原位置的出土状況ではないので「舟の送り儀礼」でないとの見解(北海道埋蔵文化財センター2024)が妥当である。

謝辞

帆走に関するアイヌ語解釈について国立アイヌ博物館深澤美香氏よりご教示をいただきました。また、的確な査読により本論がここに至りました。皆様に感謝いたします。

注

- 1) 「アイヌ」「和人」という自称があり、「狄」という他称も同時にある。本論では空間細分が必要であるため、「地域名+アイヌ」「地域名+和人」を使用する。
- 2) 石井の「構造船」には「箱形構造船」と「早期・前期日本形構造船」と「中期・後期日本形構造船」があり、「箱形構造船」と「早期・前期日本形構造船」の船底には剥抜き材と板材が用いられ船首にも板材が用いられ、「中期・後期日本形構造船」の船底には板材が用いられ船首には角材が用いられる。
- 3) 石井(石井1957)によれば、縄文時代の出土丸木舟の長さ/幅平均値=10.98、弥生時代の出土丸木舟の長さ/幅平均値=7.05である。弥生時代において幅の拡張が求められていた可能性がある。
- 4) 古墳・横穴の玄室では後世の追刻も多くあるのでこの考察から除く。
- 5) 鈴木2023では横帆と推定したが縦帆に訂正する。ただし、逆台形・逆三角形をしていることから横帆に近い能力である可能性がある。
- 6) ②「パシテ チフ」について深澤氏の考察助言を要約引用する。なお、①③についても深澤氏から妥当であるとの見解を得た。
現代のアイヌ語表記では パシテ チフと推定され、「～が走らせる舟」の意。パシテは「～が～を走らせる」という他動詞で、この場合、目的語はチフ「舟」であり、主語に由来する言葉が脱落した状態で記録されていると考えられる。例えば、『アイヌ語沙流方言辞典』(田村1996)には、カヤパシテ「帆が(舟)を走らせる：(舟が)帆をかけて走る」という自動詞が記載されており、カヤパシテ チフ「帆が走らせる舟：帆をかけて走る舟」であれば文法的に解釈可能である。しかし、パシテの主語にあたるカヤ「帆」を脱落させて記録した理由が不明である(レラ「風」が主語でも同様に不明)。いっぽう、人が主語になる場合は、不定人称の人称接辞であるア(ン)がついたア(ン)パシテ チフ「(人が)走らせる舟」というような形が考えられる。和人が記録した古文書のアイヌ語では、人称接辞が日本語にはない文法項目であることから、非常に多くの脱落が見られる。よって資料の性質から見ても人が主語であったという推測は了解できる。
- 7) 和船には下部帆桁がないので翼状断面が形成されやすいことから、和船の帆形は揚力が発生しやすい可能性がある。
- 8) 近年、「アイヌ文化期」の表層的解釈による流用により「アイヌ文化・アイヌ民族」の創始が13世紀であるとの誤解が生じている。「アイヌ文化期」の初出は河野広道(河野1955)で、河野のそれはアイヌ民族衰亡史を表現する用語であった。「アイヌ文化期」以外に使われた用語には、「木器文化期」(河野1960)、「チャシ文化時代」(藤本1977)、「チャシ文化時代・内耳土器文化時代」(宇田川1980)があった。そのうち河野の「アイヌ文化期」は使用されなくなり、特定の歴史観がない時期区分として「中近世」「アイヌ期」が使われた。菅見によると1989年に「アイヌ文化期」は再び使用され始め(平取遺跡調査会1989)、1990年代には学術書(菊池1990、杉浦1990、石代1994、鈴木1992、熊谷1993)や自治体の埋蔵文化財報告書など(余市町教育委員会1990、北海道埋蔵文化財センター1993)に普及する。1989年以降の「アイヌ文化期」には文脈からみると、アイヌ民族衰亡史という意味は含まれていないことから、使用の意図には河野のそれと隔絶が見て取れる。
そのような中、19世紀後葉以降のアイヌ文化と13世紀以降の考古学的文化の両方に「アイヌ」という民族名が使用されることが混乱・誤解を生じるとの指摘があった(瀬川2007)。指摘以降はこれを回避するために替わる用語として「ニプタニ文化期」(瀬川2007)、「プロト=アイヌ期」(山浦2008)、「ニプタニ時代」(瀬川2016)「考古学的アイヌ文化期」(高瀬2022)、「前近代アイヌ文化期」(関根・菊池2022)が考案された。なお、文献史学では「アイヌ史的古代～近世」(谷本2011、義島2011)が提唱されている。

「古代～近世」は明治以降西洋から輸入された区分概念であり一般に用いられる。いっぽうでこれが汎用されつつも、研究の進展に伴い画期は変化した。中世の始まりは、かつては鎌倉時代、いまは平氏政権または院政以降である。近世の始まりは、かつては江戸幕府、いまは織豊政権以降である。アイヌ民族からの視座に立てば、一国的視点や世界史的視点であっても、視点と「古代～近世」の関係について説明が必要になり、画期が変動する状況から使用に際して下位区分によ

る補足も必要となる。

そして、「時代」とは政治的色彩が濃い用語（鈴木2004）あるいは「支配とか秩序という社会的な観念と親密」な用語（西脇2010）であるので単なる時間の区分ではない。くわえて、考古学的資料は所有の匿名性・無名性を有する場合がほとんどである。当然、時代と文化は別の概念である。そして、時代は時空の空に関する執着はあまり見られないが、考古学は時空ともに区分の主属性と考えることから、「〇〇期」「〇〇文化期」が用いられ、北海道においては顕著である。いっぽう、日本国内においては旧石器時代～古墳時代が常用されるが、使用者の視点と使用の是非について検討がなされたとは言い難い。特に旧石器・縄文においては検討が必要と考える。

アイヌ民族からの視点として「先住集団と文化の変遷過程を示す考古学的成果の通史的（約3万年～19世紀）評価」が提唱されている（鈴木建治2024）。このような視点は、古くは河野本道（1974・1996）、佐々木利和（1988）により示されていて、2023年に開催された国立アイヌ民族博物館特別展示『考古学と歴史学からみるアイヌ史展』でも示された（国立アイヌ民族博物館2023）。この視点に立てば、「アイヌ」という語の是非を考える根拠はない。なお、一部地名に由来する「ニプタニ」はアイヌ文化の拡がりを考えると適切ではない。

令和7年12月15日、3学協会共同会長声明「（前略）アイヌ文化期とは、あくまで文化段階の区分であり、（中略）文化名が異なることは、それ以前の時期との断絶を意味しませんし、集団の入れ替わりを意味するものでもありません。（後略）」が発出された。大きな専門家団体の声明であることから、考古学における標準的見解と容認できる。

また、用語の創出において参考になる視点がある。小野哲也は、13世紀代構築の可能性のある厚真町オチャラセナイチャシ跡（厚真町教育委員会2013）と集落群の状況から「チャシの時代」（宇田川1980）を適用させることが望ましいと考え、「チャシが当時の人々にとってどのような文化的、社会的意味を持っていたかを考古学的に明確にし、時代性を象徴するにたる存在であったかを検討しなければならない。」と述べた（小野2014）。これはふさわしい用語とは何かを考える条件を表現している。

筆者自身は、考古学で確認できた「アイヌ文化」の一部要素は擦文期に端緒があると考えてきた（鈴木1994・2007・2011）。くわえて「通史的アイヌ史」を高次概念とすれば、下位に「旧石器文化期」～「チャシ文化期」があるという包含関係が成立すると考える。運きに失した3学協会共同会長声明の理解・普及にはさらなる時間を要する。即決しないのが第一と考え「チャシ文化期」の当否を含めてさらに考えたい。以上の私見解に近類するものが北海道世界文化遺産活用推進実行委員会2025にも示されているので参照されたい。

この論は、「アイヌ」「和人」両方の視点に拠ること、国立アイヌ民族博物館の紀要であること、から、期間を表す用語は、擦文期以降を「中世または近世並行期（中世の始まりは平氏政権、近世の始まりは織豊政権）」とした。

- 9) この絵は谷元且が描いたといわれているものの、「クナシリ エトロフ渡船」『蝦夷人之画図』という原画が存在し、谷がこれを模写したとする見解がある（大塚1995）。船体・船具に関する描写の相違は以下である。谷の図：固定橋・船梁あり・車樞受台の略描・左索網の半ば略描・左舷側棹槽状態。原画？：非固定橋・船梁なし・索網の両舷固定・1名を除いて車樞は棹槽状態。模写とすれば谷の加筆・略描がある。ただし、それは谷の実見に基づく描写である可能性が残る。

- 10) 準構造船のⅡ・Ⅳ（図3）にみられる貫は軸艙部分の舷側板の補強と考えられ、隔壁も同様と考えられる。両者は補強の詳細は不詳としても、舷側板を支持する構造の範疇である。

出土準構造船における船梁は舷側板を支持する為の船材で、舷側板において綴孔以外の機能を有する孔がある場合に想定できる。船梁のための孔（以下、船梁孔と仮称）は、綴孔の列状に並ばない・綴孔と異なる大きさ・間隔が広い、などの特徴がある。船梁孔である可能性がある例として、ユカンボシC15遺跡I B3層出土1例（図14）があげられる。図14に描かれた船梁は二段目舷側板全体を補強し、「縄東船図」『松前蝦夷開書』も同じである。『入北記』（島1857）では大型板綴船の軸側二段目舷側板に5本の船梁が描かれる。いっぽう、大型板綴船である「クナシリ エトロフ 渡船」『蝦夷人之画図』には船梁がない。以上述べてきたことより、図14の船梁が谷元且の想像による加筆とは

言い切れない。舷側板全体を補強する構造が必要であるか探索が必要である。

また、艙に1本の横木が貫かれる絵があり以下がある。中型板綴船では3例、『図説』の「舟中の具備わりて海上を走る図」（図10上段）、「舟製作全備乃図二種」の「後之図」、「こぎ舟の図二種」の「前の図」。大型板綴船では2例、『図説』の「ウイマムチブ乃図」、『蝦夷島奇観』の「大船図」がある。ただし、それらの名称・用途は記されていない。復元船においては索網を括り付ける横木（「貫木」）として装備されている船がある（アイヌ文化振興・研究推進機構2002）。艙に横木がある板綴船は、『図説』「後之図」では「ピロウよりクナシリまで」、『蝦夷島奇観』では「キリタツプ クナシリ辺」とあり、道東を航行する中・大型板綴船に備わっている。『図説』「こぎ舟の図二種」では「ピロウ辺よりクナシリ辺」は「（前略）北海に至るほど波濤の急激なるも甚だしく（後略）」とあり、『図説』「あばら木（筆者註：肋材）」では「（前略）北海になるほど風波荒きがゆえに（後略）」とあることから、横木による貫のような舷側板の補強が艙に行われている可能性がある。

なお、『図説』「あばら木」の項では「シリキシナイよりピロウまで」という記述が2回出てきて、前者が「北海になるほど」、後者が「北海にあらずして」と続く。同じ範囲（渡島～十勝）の海況の記述として矛盾がある。前者が「北海」であること、よりまでという記載方法であること、から前者シリキシナイはピロウ以北・以東の北海域の誤記と解される。そうした場合に推定される北海域は『図説』に類出する「ピロウよりクナシリ」が該当すると考えられる。

- 11) 舷側の波除構造物は縄文後期前葉にあるが、それは舷側板を綴付けたものではなさそうである（鈴木2025）。
- 12) ユカンボシC15遺跡I B3層出土1例（図14）が船梁孔であった場合、北海道における船梁の最古例となり、艙の貫は船梁と同じく舷側板支持の構造である。であればⅢと同じところに貫のあるⅣ「船敷突出なし・堅板あり・船梁あり・肋材あり・艙に貫あり」が想定可能である。船体補強の相違により、準構造船pre-Ⅱ→準構造船Ⅲ→準構造船Ⅲ'とⅣ'→道南～道央近世板綴船と道東近世板綴船という分枝（地域差）が考えられる。
- 13) 武藤勘蔵『蝦夷日記』寛政十年六月四日条に松前熊石村で「繩とじの船寸法 長一丈八尺.545m 幅貳尺五寸.076m 深壹尺貳寸五分.038m」とある。これを最大長の最小値である弘前領漂着縄閉船と比較すると、長さの増率0.51(= 5.45/10.6)、幅の増率0.42(= 0.76/1.87)、長×幅増率0.21(= 0.51×0.42)あり、積載量は18.8石(= 89.6石×0.21)の小型板綴船と推定される。
- 14) 鈴木2013・2021では400～600米袋を近世の平均である四斗入り俵に当てはめて換算し160～240石積としたが、原註に従った場合120～180石となる。なお、兒玉（1954）は約200石積みと算定している。
- 15) 図14の漕ぎ手二列並び大型板綴船について、船中央立位の人物:1.5mと仮定して、全長12m・幅1.8m・69～92石積を導いた（鈴木2003・2013・2021）。絵図から導いた数値よりも表5の3：舟敷長7m・舟敷上端幅0.73m・舷側二段目上端幅2mに基づく推定値のほうが正確である。

引用文献

アイヌ文化振興・研究推進機構

2002『アイヌ生活文化再現マニュアル 綴る イタオマチブ』1-62

青森県史編纂近世部会

2001a『青森県史資料編近世1』ぎょうせい 420-705

2001b「史料No.145 南部信直書状」『青森県史資料編近世1 第1部』ぎょうせい 69

2001c「史料No.1 雑書」『青森県史資料編近世1 第2部』ぎょうせい 420

2003『青森県史資料編近世4』ぎょうせい 229-287

厚真町教育委員会

2013『オチャラセナイチャシ跡・オチャラセナイ遺跡』厚真町教育委員会 1-411

石井謙治

1957『日本の船』創元社 1-210

1983『図説 和船史話』至誠堂 1-394

1995『和船1』法政大学出版局 1-413

石川和助

1857『観国録』三 北海道立図書館北方史料デジタルライブラリー 33

一瀬和夫

1987『倭人船』『文化史論叢』上 横田健一先生古稀記念会 276-293

1992「弥生船の復元」『弥生文化博物館研究報告』1集 大阪府立弥生文化博物館 75-82

2008「古墳時代における木造船の諸類型」『古代学研究』180号 古代学研究会 215-223

2012「船・ソリ」『古墳時代の考古学』5 同成社 192-203

犬飼哲夫

1939「アイヌの木皮舟」『北方文化研究報告』1輯 北海道大学北方文化研究室 93-105

大塚和義

1995『アイヌ 海浜と水辺の民』新宿書房 124

右代啓視

1994「北海道」『日本考古学年報』45 日本考古学協会 81-93

宇田川洋

1980『アイヌ考古学』教育社 1-239

小野哲也

2014「アイヌ文化期」『北海道考古学』50 北海道考古学会 113-122

川崎晃稔

1991『日本丸木舟の研究』法政大学出版局 93-105

鹿児島県立埋蔵文化財センター

2022『中津野遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター 1-195

熊谷仁志

1993「北海道」『考古学ジャーナル』361 ニューサイエンス社 122-131

ケブロン・ホーレス/西島照男 訳

1985『蝦夷と江戸』北海道新聞社 1-405 頁

河野広道

1955「斜里町史先史時代」『斜里町史』斜里町

(1972『続々北方文化論』再録 北海道出版企画センター 271-345)

1960「紋別市史先史時代篇」紋別市 23-72

河野本道

1974「平取地方の前近代」『平取町史』平取町 20-82

1996『アイヌ史/概説』北海道出版企画センター 1-287

国立アイヌ民族博物館

2023『考古学と歴史学からみるアイヌ史展』パンフレット 1-22

越崎宗一

1965「アイヌの縄綴船」『日本海史研究』5 日本海史学会 49-51

兒玉作左衛門

1941「デ・アンジェリスの蝦夷國報告書に就て」『北方文化研究報告』4輯

北海道大学北方文化研究室 201-289

1954「蝦夷に関する耶蘇会士の報告」『北方文化研究報告』9輯 北海道大学北方文化研究施設 201-295

小林真人

1982「アイヌの縄綴船」『松前藩と松前』19 松前町史編集室 94-111

1984「藩主の手船所有」『松前町史』第1巻上 ぎょうせい 580-582

1988「蝦夷船について」『北からの日本史』三省堂 260-268

桜田勝徳

1955「日本造船の基調」『日本民俗学』2-3 日本民族学会 119-123

佐々木和利

1988「アイヌ史」は成立するのだろうか?『北からの日本史』三省堂 307-314

柴田昌児

2013「古代瀬戸内海における海上活動に関する一試論」『弥生研究の群像』大和弥生文化の会 463-476

2015「瀬戸内海における人間活動と木造船」『寒暖流の考古学』Ⅲ海洋学会 1-18

2021「準構造造船と描かれた弥生船団」『青谷上寺地遺跡調査年報2020』とっとり弥生の王国推進課 19-25

静岡県埋蔵文化財調査研究所

1999『元島遺跡』静岡県埋蔵文化財調査研究所 1-18

島 義勇

1857『入北記』複写(北海道立図書館蔵 1-4)

下川伸也ほか

2005「復元古代船の船体性能に関する研究」『平成17年度 学術講演会』日本水産工学会 181-184

杉浦重信

1990「北海道」『日本考古学年報』41 日本考古学協会 61-69

鈴木建治

2024「アイヌ文化期」『北海道考古学60周年記念 回顧と展望』資料 北海道考古学会 57-62

鈴木信

1992「美々8遺跡低湿度部の調査」『考古学ジャーナル』355 ニューサイエンス社 37-41

1994「中世・近世」『北海道考古学』30 北海道考古学会 55-66

2003「擦文～アイヌ文化期の準構造造船と渡海交易」『考古学に学ぶⅡ』同志社大学考古学研究室 709-720

2004「I-B 擦文文化と続縄文文化の定義に関する問題」『蝦夷からアイヌへ』北海道大学総合 22-28

2007「アイヌ文化の成立過程」『古代蝦夷からアイヌへ』吉川弘文館 352-390

2011「アイヌ文化形成の背景」『アイヌ史を問い直す』勉誠出版 31-43

2013「北海道における事例」『舟と水上交通』石川県埋蔵文化財センター 101-108

2021a「続縄文期後葉の編年」『北海道続縄文文化の変容と展開』同成社 82-105

2021b「交通手段としての準構造造船」『北海道続縄文文化の変容と展開』同成社 251-259

2023「弥生～古墳時代の帆走について」『考古学と文化史』同志社大学考古学研究室 125-134

2025「準構造造船の出現期について」『考古学と文化史2』同志社大学考古学研究室 91-102

瀬川拓郎

1998「干鮭と丸木舟」『時の絆』石附喜三男先生を偲ぶ本刊行委員会 501-522

2015『アイヌ学入門』講談社 1-311

関根達人

2023・2024「2松前藩の成立とアイヌ社会の再編」『つながるアイヌ考古学』第1・2版 新泉社 127-128・128

関根達人・菊池勇夫

2022「総説」『アイヌ文化史辞典』吉川弘文館 1-636

高瀬克範

2022「続縄文文化の発達」『陸奥と渡島』KADOKAWA 68-102

高橋 工

1992「古墳時代の大型船舶」『考古学ジャーナル』343 ニューサイエンス社 10-14

谷 元旦

1799『蝦夷風俗図式 蝦夷器具図式』(安達美術 復刻 1991)

- 製作年不詳「蝦夷船ニテ渡海の図」『蝦夷紀行 附図』函館市中央図書館デジタル資料館 (<https://archives.c.fun.ac.jp/documents/1810669737/0011>)
2025/6/16 取得
- 谷本見久
2011「“アイヌ史的近世”をめぐって」『アイヌ史を問いなおす』勉誠社 44-56
- 田村すず子
1996『アイヌ語沙流方言辞典』草風館 1-876
- 著者不詳
1758「蝦夷松前開書」『津軽見聞記』北海道立図書館蔵複写マイクロフィルム
- 辻尾榮市
2018『舟船考古学』ニューサイエンス社 1-444
- 出口晶子
1995『日本と周辺アジアの伝統的船舶』文献出版会 1-376
2001『丸木舟』法政大学出版局 1-307
- 出利葉浩司
1993「大正年間を中心とした千歳川におけるアイヌのサケ漁について」『北海道開拓記念館調査報告』32号 23-44
- 苫小牧市教育委員会
1966『苫小牧市沼の端丸木舟発掘調査概要報告書』苫小牧市教育委員会 1-17
- 鳥取県教育文化財団
2002『青谷上寺地遺跡(本文編2)』4 鳥取県教育文化財団 259-514
- 中村 弘
2002「袴狭遺跡出土線刻画木製品について」『入佐川遺跡』兵庫県教育委員会 151-156
- 浪川健治
1992「「秋舟」と海の民」『近世日本と北方社会』三省堂 82-92
- 西村真次
1938「先史時代及び原始時代の水上運搬具」『人類学・先史学講座』6巻 雄山閣 1-38
- 秦 徳磨
1800『蝦夷島奇観』(雄峰社 復刻 1982 1-260)
- 春成秀爾
1999「埴輪の絵」『国立歴史民俗博物館研究報告』80集 国立歴史民俗博物館 203-233
- 平取遺跡調査会
1989『イエルカシ遺跡』平取遺跡調査会 1-299
- 深澤芳樹
2005「港の出現と弥生船団」『考古学ジャーナル』536 ニューサイエンス社 11-14
- 藤本英夫
1977「チャシについて」『アイヌ文化』3 アイヌ無形文化伝承保存会 31-41
- ブラキストン・トーマス / 近藤唯一 訳
1979『蝦夷地の中の日本』八木書店 1-633
- 北海道開拓記念館
1984「松前嘉広宛書状」『松前藩主・一族書状集Ⅱ』北海道開拓記念館 27
- 北海道埋蔵文化財センター
1993『調査年報』5 北海道埋蔵文化財センター 1-66
1997『美沢川流域の遺跡群ⅩⅩ』北海道埋蔵文化財センター 1-745
2001『千歳市ユカンボシC15遺跡』4 北海道埋蔵文化財センター 36
2003『千歳市ユカンボシC15遺跡』6 北海道埋蔵文化財センター 1-452
2023『調査年報35』北海道埋蔵文化財センター 13-18
2024『松前町福山城下町遺跡(2)』北海道埋蔵文化財センター 1-212
- 北海道世界文化遺産活用推進実行委員会
2025「Ⅱ-6-2 考古学からみた縄文文化と「アイヌ文化」の関係」『世界文化遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群における北海道の理解を深めるガイドブック2』北海道埋蔵文化財センター編 130-150
(URL:<https://drive.google.com/file/d/1S0Gd-2UbCMPfTXB-0JNKF7ejgVWHbYmf/view>)
- 堀江敏夫
1967『アイヌ丸木舟の研究』苫小牧地方史研究会 1-42
1971「アイヌの板綴船」『郷土の研究』3 苫小牧郷土文化研究会 2-31
- 本田優子
1998「ハリギリの丸木舟」『研究紀要』4 北海道立アイヌ民族文化研究センター 15-27
- 袁島栄紀
2011「序 アイヌ史を問いなおす」『アイヌ史を問いなおす』勉誠社 4-7
みちのく北方漁船博物館
2002『ムタマハギ』みちのく北方漁船博物館 15-79
- 松前町史編集室
1974「松前蝦夷記」『松前町史 史料編第一巻』第一印刷 389
- 武藤勘蔵
1798「蝦夷日記」(1969『日本庶民生活史料集成』4 再収 三一書房 15)
- 村上貞助
1823「チツフ之部 下」『蝦夷生計図説』(北海道図書館企画出版センター 復刻 1990 159-212)
- 立命館大学論集刊行会
2013『原始・古代の船Ⅰ』立命館大学考古学論集刊行会 1-124
- 山浦清
2008「プロト=アイヌ期以降における銆頭の変遷とその背景」『北海道考古学』44 北海道考古学会 1-20
- 由良 勇
1995『北海道の丸木舟』マルヨシ印刷 1-308
- 余市町教育委員会
1990『1989年度大川遺跡発掘調査概報』余市町教育委員会 1-47
- 横田洋三
2004「準構造船ノート」『紀要』17号 滋賀県文化財保護協会 21-28
2007「丸木舟から準構造船へ」『丸木舟の時代』滋賀県文化財保護協会 201-213
2014「組み合わせ式船体の船」『紀要』27号 滋賀県文化財保護協会 21-27

北海道木彫り熊の資料情報の記録に関する基礎的検討

— 国立アイヌ民族博物館所蔵の木彫り熊資料を事例に —

A Preliminary Study on the Documentation of Hokkaido Wooden Carved Bears

The Wooden Carved Bears in the Collection of the National Ainu Museum as a case example

田村実咲 (TAMURA Misaki)

国立アイヌ民族博物館 アソシエイトフェロー (the National Ainu Museum Associate Fellow)

要旨

木彫り熊は北海道の著名な土産品である。八雲と旭川近文で土産品としての制作・販売が始められ、高度経済成長期に伴う北海道観光ブームに伴って大量に流通した。制作者にはアイヌの職人も多く含まれ、近現代のアイヌ文化観光における歴史資料として更なる収集・保存が期待される。本稿では、国立アイヌ民族博物館が所蔵する木彫り熊資料を事例に、木彫り熊の造形表現や「サイン」など、資料情報の記録に必要な事項の検討を行った。

キーワード：木彫り熊、アイヌ工芸、土産品、観光、ドキュメンテーション

Abstract

Wooden carved bears are famous souvenirs from Hokkaido, and they became widely available during the Hokkaido tourism boom that accompanied the period of rapid economic growth. These are historical materials related to modern Ainu culture and should be actively collected by museums. This paper considers the characteristics that need to be recorded when documenting wooden carved bears, and introduces wooden carved bears in the collection of the National Ainu Museum.

Keywords: wooden carved bears, Ainu crafts, souvenir, tourism, documentation

1. 北海道木彫り熊について

木彫り熊は、北海道の著名な土産品である。北海道観光において、特に高度経済成長期に伴う北海道観光ブームのなかで大量に流通した。木材に熊の姿を丸彫りした木彫工芸品であり、鮭をくわえた黒塗りのものが広く知られている。制作最初期には鮭をくわえていないシンプルな姿をしていたが、需要の高まりとともにポーズや塗り、目や毛並みの表現、大きさなどに豊富なバリエーションが増え、今日までさまざまな作品が生まれている。基本的には職人の手彫りで制作されるが、最盛期には分業や一部工程の機械化による大量生産も行われた。当時の盛況ぶりは、1976（昭和51）年の観光雑誌に「現在道内で生産される木彫り熊は、年間約250万個、ザット15億円」とも記述があり、農家・サラリーマン・主婦の副業になっていたほか、本州や韓国・中国・ベトナムなどの道外や海外でも受注生産が行われていたことが伝えられている（北海道観光百景1976：7-13）。

高齢化や後継者不足が課題となっているものの、現在でも道内を中心に制作・販売は続けられており、戦後の最盛期から制作を続けてきた現役の職人や、比較的若い職人・作家による活動が展開されている。近年は、雑誌やWEBメディアでの特集、コレクターや有志の研究会による展示会やイベントの開催・書籍の刊行、博物館・美術館による展覧会での木彫り熊展示など、木彫り熊に注目するさまざまな活動が見られるようになり、再評価の機運が高まっているといえる¹。

国立アイヌ民族博物館では、現在、基本展示室「アエキルシ プラザ展示」「ウコアツカシ 私たちの交流」にて木彫り熊を展示している²。また、「先住民民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という理念のもと、アイヌの制作者による木彫り熊を中心に収集・保存に取り組んでいる。

先行研究では、地域的な史実の整理や、アイヌ工芸の歴史のなかに木彫り熊を位置づけた調査・研究および展覧会の資料、有志の研究会やコレクターによる写真集などから成果が蓄積されつつあるが、北海道木彫り熊に関する全般的・体系的な視点に立った研究は未だ少ない現状がある。

本項では、北海道の木彫り熊を、道南の八雲町で徳川農場における農村美術運動のなかから制作が始めら

れた「八雲熊彫」と、道北の旭川市で近文アイヌによる土産品の模索のなかから制作が始められた「アイヌの木彫り熊」の大きく二つの系統に分けて、これまでに分かっている史実を整理する³。

1-1. 八雲熊彫

北海道南部に位置する八雲町は、1878（明治11）年から尾張徳川家の旧家臣団の移住が始まり、現在の八雲町役場近辺の住宅地化と農地化が進められた（大石1994）。その際に開設された徳川家開墾試験場は後に小作制を取り入れ徳川農場となる。農場に勤める人々の生活改善の一案として、尾張徳川家第19代当主の徳川義親が、農閑期となる冬季の副業として農民美術運動に指導的役割を果たし、特産品としての八雲熊彫が確立する（大谷2020）。八雲熊彫は、義親が1922（大正11）年、欧州旅行の際にスイスのベルン州で購入したベザントアートの木彫り熊を八雲に持ち帰り、これをモデルに徳川農場内での試作を奨励したことに端を発する。1923（大正12）年、徳川農場で義親の指示のもと「農村美術工芸品評会」の趣意書・会則が作成され、合わせて1924（大正13）年、八雲小学校にて第1回農村美術工芸品評会が開催された。この品評会において、町内の酪農家である伊藤政雄による「熊」が出品されている。大谷は、土産品という目的で作られたことが明白であり、現存し、記録が確認できる点でこれを「北海道第一号の木彫り熊」と位置付けている（大谷2020：225-227）。以後、八雲熊彫は町内の有志と農場関係者による「八雲農民美術研究会」を中心に、徳川農場にて組織的なデザイン考案、制作と品評が行われた。八雲熊彫の制作・販売は戦前に最盛期を迎え、道内外のデパートや物産展で取り扱われるなど、八雲の特産品の一つとして評価された。

戦争の影響を受け、徳川農場が1948（昭和23）年に閉場したことで組織的製作は衰退し、戦後は個人作家が輩出された。2014（平成26）年には八雲町郷土資料館に八雲町木彫り熊資料館が開館し、道内唯一の木彫り熊に関する資料館として八雲熊彫の歴史の調査・研究、情報発信を行うほか道内各地の木彫り熊の収集を始めている。また、八雲町公民館の木彫り熊講座では伝統的な彫り方を学ぶ伝承活動が行われている（大谷2020：234）。

2024（令和6）年で伊藤政雄の「熊」が出品されてから100年を迎えるとして、八雲町が教育委員会主

催でトークイベントや記念番組の制作をはじめとする様々な事業⁴を展開するなど、町の文化財の一つとして再評価が積極的に進められている状況にある。

1-2. アイヌの木彫り熊

旭川市近文は現在の旭川市北部に位置し、明治20年代から屯田兵などの移住に際して上川盆地一帯のアイヌへの給与地となった地域である。和人向けの土産品が模索されたなかで木彫り熊の制作が始められ、アイヌ文化観光における代表的な土産品へ発展した。

北海道アイヌは、少なくとも江戸時代にはすでに「蝦夷土産」と呼ばれる和人向けに仕立てた衣服、小刀や茶托などの木彫土産品を制作していたことが分かっている(齋藤1994;大塚2003)。明治時代には神崎商店や山田集珍堂など、和人向けの木彫土産品を大量に取り扱う商店が現れ、近文でも明治30年代頃から木工芸品や陶芸品が試作されていた動きがある(金倉2006)。1926(大正15)年頃から、熊笹師の松井梅太郎を始めとする近文アイヌの人々が木片から「豚熊・鱈熊・鼠熊」と呼ばれる熊の彫刻を制作し始めたことが周囲の商店や旭川市の目に留まり、買い入れや技術指導が行われるようになった(金倉2006:381-418)。そのなかで、技術の向上と写実的な熊の彫刻への造形表現の模索が行われ、昭和10年頃には、それまでの木彫土産品に代わる新しいアイヌの土産品として認識されるようになる(石島1981;金倉2006)。

アイヌの木彫り熊は登別・白老・阿寒などアイヌ文化観光の拠点となった地域を中心に家業的な制作が広まり、昭和初期及び戦後の高度経済成長期の北海道観光ブームに伴って人気を博した。昭和30~50年代頃まで、木彫り熊制作は作業場や工場を設けて分業化し、荒彫りなどの一部工程の機械化による大量生産や海外受注が展開された(北海道大学大学院文学院文化多様性論講座博物館学研究室・田村2024:60-67)。

昭和50年代以降、北海道観光に求められる価値が変化していく中で、木彫り熊の制作・販売の規模は縮小し、土産品のトレンドは生鮮食品や銘菓などへと移り変わっている。現場の高齢化や後継者不足が課題となっているものの、現在でも制作・販売は続けられている。現在活躍しているアイヌ工芸家も、自身に観光業の従事や木彫り熊制作を下積みとした経験があったり、土産品店の家業を引き継いでいたりするなど、少なからぬ影響を与えている(齋藤2007)。近年では、

木彫り熊をアイヌの工芸の歴史の中に位置づけた研究や展示にも注目が集まっている。

2. 博物館における木彫り熊収集の課題と

本稿の目的・意義

道内を中心とした全国の博物館で、木彫り熊資料を寄贈や買取などのかたちで受け入れることは少なからずあり、近現代の生活資料や郷土玩具などの一部として収蔵されているものと思われる。しかし、多くの博物館で、木彫り熊資料の体系的な収集・保存によるコレクション形成や、調査研究、展示などへの活用はまだ十分に行われているようには見受けられない。これまでに木彫り熊展示を行った博物館でも、展示をきっかけに来館者から寄贈の希望が寄せられるという反響があったものの、収蔵スペースの問題や博物館の収集方針が定まっていないなどの理由から、積極的な受け入れには至っていない現状がある(北海道大学大学院文学院文化多様性論講座博物館学研究室・田村2024:151-153,168-169)。

博物館における木彫り熊収集の課題として考えられるのが、木彫り熊自体の持つ資料情報の少なさと、記録すべき要素の検討が十分に行われていないことである。

まず、現存する木彫り熊のなかで、制作者や制作地、制作時期などの資料情報が確認できるものが少ないことは、北海道木彫り熊の研究全体における根本的な課題である。北海道木彫り熊は、実物の足裏や台座に銘などが彫刻されているものや、メーカーのシールが貼られているものなど、何らかの文字情報が見つかる場合はあるが、そうしたものが何もない、いわゆる無銘の木彫り熊が大半を占める。また、何らかの情報が付されているとしても、一般的な美術資料や、制作者が情報を墨書きする文化があるこけしなどの工芸品とは異なり、木彫り熊におけるそうした「サイン」のあり方には多様な状況がある。木彫り熊の「サイン」には、作り手・売り手・買い手・第三者、すべての立場の人々が「サイン」を入れる可能性があるという特徴や、さまざまな要因によって情報の確からしさが左右される性質があることに留意する必要がある(北海道大学大学院文学院文化多様性論講座博物館学研究室・田村2024:90-97)。

そのような状況もあり、博物館が木彫り熊の資料情報の記録を行う際、どのような要素が木彫り熊の資料

情報といえるのか、どんな特徴をどのように記述すればよいのか、筆者の管見の限り、十分な検討はまだ行われていない。「サイン」が何もない木彫り熊が大半を占める状況においては、「サイン」だけではなく造形表現や保存状態に関する特徴も、木彫り熊の有用な資料情報になることが考えられる。木彫り熊の資料情報の記録に必要な事項を検討することで、木彫り熊に対するいわゆる“目利き”が、個人の知識や経験によるものだけでなく、どの博物館でも基本的かつ体系的に行えるようになれば、今後の博物館における木彫り熊収集やさらなる調査研究の一助となりえるのではないだろうか。

そこで本稿では、木彫り熊の「サイン」や造形表現など、木彫り熊の資料情報の記録に必要な事項を整理し、記述すべき内容について検討する。当館データベースに「木彫り熊」という資料名で登録されている15点のうち、当館基本展示室にて通年展示中の1点(資料番号：NAM121)、令和6年度以降に収集された3点(資料番号：R6-00047, R6-00048, R6-00062)を除く11点を対象として⁵、資料情報の記録を行い、そこから読み取れる情報について、簡易な検討を行った。

結論としては、形態や形状・彫りの表現・塗りや仕上げ、目といった造形表現について記録することで、制作者の特徴や、地域的特色の分析に役立てることができる可能性がある。割れや欠け、塗料のスレや剥落などの状態を確認することで、保存や活用のために必要な情報を得ることができる。メモなどの付属物や「サイン」からも、他の資料に情報があつた場合の比較や同定の際の参考情報を得ることができる場合があることが分かった。

本稿は、今後の博物館における木彫り熊資料の収集において、記録すべき事項や内容の一案を示す点で意義があると考えられる。

3. 北海道木彫り熊の資料情報について

本項では、木彫り熊の資料情報の記録に必要な事項を整理し、記述すべき内容について検討を行った。事項の整理に当たっては、木彫り熊の制作過程【図1】および『北海道木彫り熊の考察』『木彫り熊に使用されてきた樹木』『木彫り熊の仕上げ表情』『木彫り熊の色』(山里 2014: 194, 196)を参照するとともに、筆者のこれまでの調査や現地訪問のなかで得た情報を適宜加えた⁶。

本稿で取り上げる事項は、【材】【木取り】【形態・形状】【彫りの表現】【塗り・仕上げ】【目】【状態】【「サイン」】【付属物】の9項目である。

3-1. 材

木彫り熊の材には、シナ・カツラ・ホウ・クルミ・イチイ・エンジュ・カエデ・セン・タモ・シラカバなどが用いられる(山里 2014: 194)。また、これらの木が泥の中に埋まっていたものを埋もれ木として用いることもある。

制作者の証言や、樹種に特有の特徴などから材を推定できる場合は樹種を、推定ができない場合も色味と光沢を可能な範囲で記録する。木地の見える素彫りや薄いニスなどで仕上げられている場合は材を観察しやすいが、黒塗りや着色で仕上げられているものも多いため、概して一見では判別が難しい。本稿では、判別できない場合は「不明」とした。

3-2. 木取り

木彫り熊の木取りにはタテ取り(縦木)とヨコ取り(横木)がある。概して、八雲熊彫りはタテ取り(熊の背と足裏が木の天と地に対応する木の取り方)、アイヌの木彫り熊はヨコ取り(熊の頭と尻が木の天と地に対応する木の取り方)が多い傾向にあるといわれている(在本・村岡 2017: 83; 大谷 2020: 237)【図2】。

木地が見える場合は観察しやすいが、黒塗りや着色で仕上げられているものも多いため、一見では判別が難しいことがある。本稿では、判別できない場合は「不明」とした。

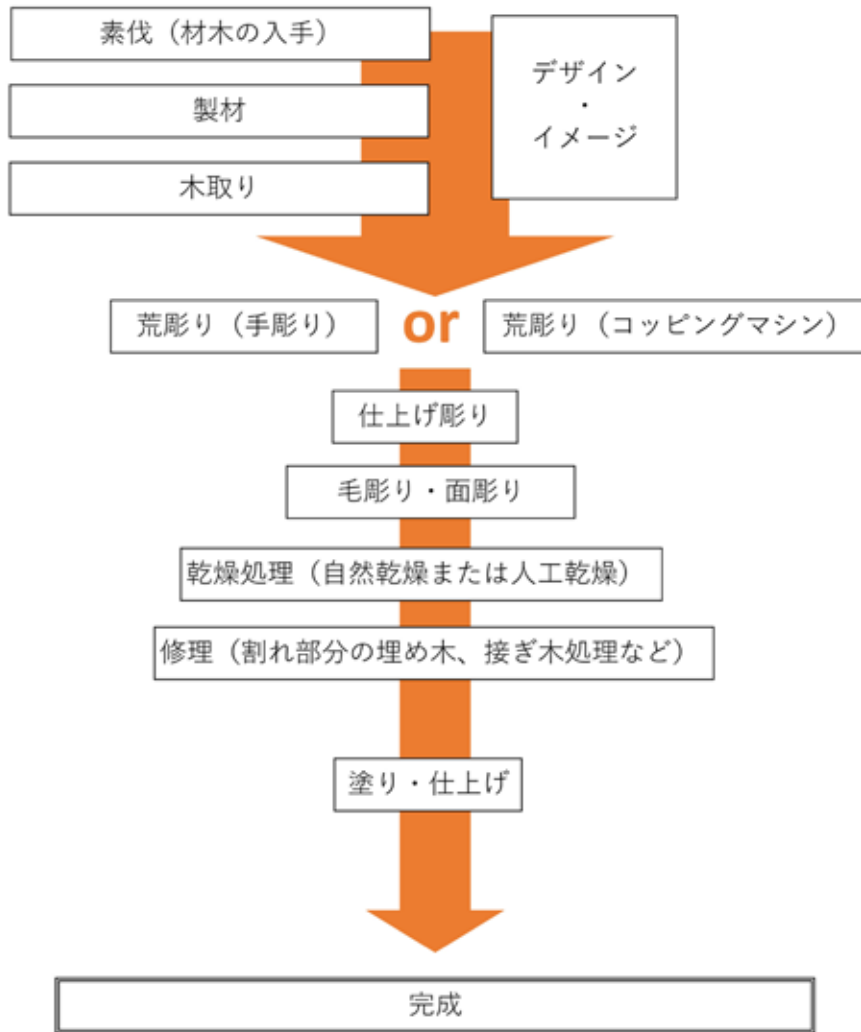
3-3. 形態・形状

木彫り熊の造形表現は多様であり、這い熊・吠え熊・座り熊・鮭くわえ熊・鮭負い熊・熊マスク・親子熊・擬人化熊などのさまざまなものがある。本稿では、下記のような点に注目して特徴を記述する。

- (1) 一木造り／一木造りでない
- (2) 台座の有無
- (3) 造形表現(ポーズ・擬人化の有無・他のモチーフとの取り合わせ、構図など)
- (4) 一頭／親子・複数
- (5) その他(顔付きなどの特徴的な表現)

3-4. 彫りの表現

木彫り熊の彫りの表現には、刀の種類および刀幅、



※石島 (1979 : 6-7) を参考に筆者作成

図1 木彫り熊の制作工程

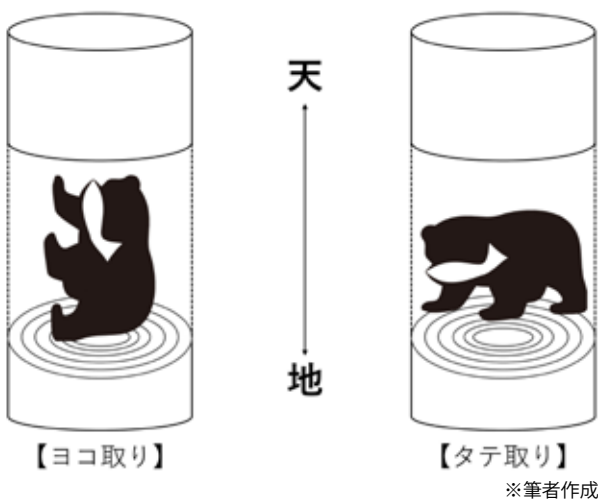


図2 木彫り熊の木取り

ストローク、技法の違いによるバリエーションがある。代表的な表現技法に、三角刀や印刀などで毛流れを線で表現する「線彫り・ダイヤ彫り」、小丸刀で毛流れを細かく表現する「玉毛彫り・突き」、ナタで削いだり、切り出しナイフや平刀などを使ったりして多面的に仕上げる「ハツリ」「カット」「面取り」がある(山里 2014 : 196)。制作・販売の現場では、「線彫り・ダイヤ彫り」は「柳彫り」、「ハツリ」「カット」「面取り」は総称的に「面彫り」と呼ばれることもある。本稿では、代表的な表現技法を参照するほか、顔、背中、腹、四肢といった部分で表現が使い分けられている場合はそうした特徴も捉えて具体的に記述する。

なお、毛彫りは分業やパート・アルバイトでも行われていたため、制作者以外の人間が毛彫り部分の制作に関わっている可能性がある(北海道観光百景 1976 : 12)。

3-5. 塗り・仕上げ

木彫り熊の塗り・仕上げは毛彫りに次ぐ工程の一つである。木彫り熊の色味や光沢にも影響する要素であり、代表的な表現技法・処理方法に、「無着色」「木肌色」、「墨着色」、「靴墨色」、「ラッカー系着色」、「オイル着色」が挙げられる（山里 2014：196）。制作・販売の現場では、バーナーなどで焼き付ける「焼き仕上げ」、茶粉や絵具による彩色、草木染めなどが用いられることもあり、表現技法には多様な状況がある。

本稿では、観察できる範囲で表現技法・処理方法を記述する。「墨着色」「靴墨着色」を主とする、黒からこげ茶色に近い黒色の塗りがあるものについては総称して「黒塗り」とした。

3-6. 目

木彫り熊の目の表現には、彫刻（着色・無着色）、黒ガラス、鉛弾、釘、ビーズなどが用いられる。戦前の木彫り熊には黒ガラスが使われることが多かったり、白老の制作初期の木彫り熊には散弾銃の鉛玉が用いられたりするといった、時代性・地域性に関わる特徴の一つとして着目できる要素である。

修理痕が見つかりやすい部分でもあり、特に黒ガラスやビーズは紛失していたり後から別のものがはめ込まれたりしている場合がある。本稿では、材質や造形表現、修理痕などの特徴について記述する。

3-7. 状態

木彫り熊には、温湿度の変化によるヒビ・割れ、衝撃や摩耗による欠け・スレ、塗装の劣化による剥落や変色、汚損・虫損などの状態変化が見られる場合がある。また、木彫り熊は、製材時の傷や制作途中で発生したヒビ・割れ・欠けなどは制作工程の中ですでに埋木処理などの修理が施されている場合がある。本稿では、下記のような点に注目して記述する。

- (1) ヒビ：年輪の中心から放射状に入ることが多い。
- (2) 割れ：ヒビよりも大きく亀裂になっているもの。
- (3) 欠け：耳、牙、爪、鮭のヒレ部分が特に欠けやすい。
- (4) スレ：表面の摩耗。人の手に良く触れる部分（背中や鼻先）ととがった部分（耳、爪、鮭のヒレ部分）に多い。
- (5) 塗装の劣化：ヒビ割れや剥落、スレ、変色および色あせ。

(6) 汚れ：手垢、埃、黒ずみ。水・油のシミ。

(7) 虫害：穴、蜘蛛の巣など。

(8) 修理痕：制作時のものと制作後のものがある。製材時の傷や制作途中で発生したヒビ・割れ・欠けなどは制作時にすでに埋木処理などが施されている場合がある。制作後の修理痕としては、再塗装、欠け部分の接着、目の再接着や別の素材での代用などがある。

3-8. 「サイン」

木彫り熊の足裏や台座背面などに、彫刻や墨書きで銘や年号が書かれているものがある。「北海道旅行記念」「贈〇〇」等の文言、スズランなどの絵の線刻、メーカーのシールや焼印・刻印が付されていたり、立札やタグが付属したりしていることもある。これらの「サイン」からは、木彫り熊の制作・販売・流通・購入・贈呈に関わる情報を得ることができる。

まず、木彫り熊の「サイン」は、「サイン」を入れる主体（誰が入れたのか）に注目すると、次のような種類がある。

① 職人の「サイン」

制作者が、完成時や購入者に引き渡す際に、彫刻や墨書き、ペン書きなどで、銘や制作年・制作地、作品番号などを入れる。本人確認や責任の所在を示す目的がある。

② 「記念彫り」「サイン彫り」（土産店の「サイン」）

土産店の店員が、購入時に、彫刻で、購入者の名前や購入年・購入地、希望の文言や絵を入れる。木彫土産品に対して日常的に行われるサービスである。

このほかに、商品管理や宣伝、ブランド化や品質保証のために、自社シールやタグ、焼印⁷などが用いられる。

③ 購入者の「サイン」

購入者が、購入時や贈呈時に、ペン書きや墨書きで、自分の名前や贈呈先の名前、購入年月日や購入地を入れる。習慣や記録としての目的がある。

④ その他の「サイン」

コレクターや美術商、博物館などが、買入れや収集・保存の現場で、シールやタグ、ペン書きなどで、整理番号や商品番号を入れることがある。

木彫り熊の「サイン」の有無や内容には、個人の認識やとても狭い人間関係のなかでの決め事、その場の

判断や偶然など、文献には残りにくく当事者しか知らないような場面性・不確実性が関わっている。一般的な美術品のサインとは性質が異なり、木彫り熊の「サイン」はその有無や内容が必ずしも真贋や金銭的な価値を決定づけるとは限らない。また、「サイン」がないことにも理由や意図がある場合もある。木彫り熊の「サイン」の有無に関わる場面性、「サイン」の内容を分析する際に検討すべき不確実性には、次のようなものがある。

《「サイン」の場面性》

① 個人の意識

「本当にいい作品は無銘でも後世に残る」「足裏まで含めて自分の作品である」という作り手の意識、習熟度や自信といった、職人／作家の意識の違いによって、「サイン」が入れられることもあれば入れられないこともある。問屋や大手の販売から囲われることを避け、意図的に無銘で活動した制作者もいる。

② 形状・大きさ・素材

「サイン」を入れるスペースが確保できない形状・大きさ・素材のものには「サイン」を入れないか、立札などが付属することがある。

③ 制作・販売体制

工場や作業場において分業による大量生産で制作・販売された木彫り熊には複数の作り手関わっているため、メーカーや問屋の「サイン」はあっても個人の「サイン」が入れられることは少ないことが考えられる。

《「サイン」の不確実性》

① 同時性の問題

(制作・販売当時に入れられた「サイン」か)

木彫り熊の「サイン」は概して制作時または販売時に入れられるものであるが、制作者や第三者が後から「サイン」を入れることは可能である。木彫り熊に箔を付けるためや、要求に応じて後から「サイン」が入れられることがある。その場合、実際の制作・販売時期に入れられた「サイン」と銘や筆跡などの特徴が合致しない、情報に誤りが生じるなどの可能性がある。

② 同一性の問題 (本人の意図で、本人の手で入れられた「サイン」か)

制作者以外の意向が「サイン」の有無や内容に関わっている可能性がある。問屋や小売店の店員など本人以外が代筆したり、「サイン」の有無を判断したり

する場合がある。

③ 正確性の問題 (書かれていることは正しいか)

「サイン」を入れる主体が単に年月日や名前を間違える可能性がある。また、完成年月日なのか購入年月日なのか、制作者の名前なのか購入者の名前なのか、メーカーのシールなのか小売店のシールなのかなど、制作・販売の状況やそこに関わる人間関係も併せて情報を収集し検討しなければ判別がつかないものもある。

このように、木彫り熊の「サイン」からは、制作・販売の多様な状況や作り手・売り手・買い手のつながりをひもとく様々な情報を得ることができる。分析に当たっては、書いてあることが正しいかということとあわせて、どのような情報がどのような事情で入れられたのか、それが何を意味するのかを読み解くことが重要である。一見して「サイン」の情報を鵜呑みにするのではなく、「サイン」の持つ場面性・不確実性を十分に考慮して判断することが望ましい(北海道大学大学院文学院文化多様性論講座博物館学研究室・田村2024: 90-96)【表1】。

本稿では、木彫り熊に「サイン」が見られる場合、「サイン」が付されている箇所・方法・内容を記述する。そのうえで、誰が入れた「サイン」なのか、どのような情報が読み取れるかを、他の参考資料からの関連情報と併せて可能な範囲で検討する。

3-9. 付属物

木彫り熊本体のほかに、パッケージや商品説明が書かれた付属の紙、当時のレシートなどが合わせて保存されている場合は、それらの付属品からも制作者や販売者に関する情報や、資料がいつ、どこで、何のために、どのような手段で入手されたかといった来歴を知ることができる可能性がある。また、コレクターや美術商からの一括資料である場合、コレクションのなかの位置付けや分類も、収蔵の経緯や当時の状況をうかがい知る背景情報となりえる。本稿では、付属物がある場合は材質や書かれている内容について記述する。

表1 木彫り熊の「サイン」の種類⁸

「サイン」を入れる主体	(1)誰が	(2)いつ	(3)何のために	(4)どのような種類の	(5)どのような情報を	※「サイン」を入れないとき
作り手	職人 作業場 工場 メーカー 内職	仕上げ前 完成時 販売時	判別（家族・ 親族間、職人 間） 問い合わせ 署名 ブランド化	彫刻（本体・ 台座） 墨書き ペン書き 焼き印 自社シール	銘印 制作年月日 作品番号	職人の習慣・意識 形状・大きさ・素材 制作・販売体制 売り手（卸・小売） の意向
売り手 （卸）	問屋	入荷時 出荷時	宣伝 品質保証 商品管理	彫刻（本体・ 台座） 自社シール 立札・木札	職人の名前 制作地（名入 れ） 作品番号	形状・大きさ・素材 制作・販売体制 余計なことをしない
売り手 （小売）	小売店 （土産店、ホ テルのショッ プ、デパート、 ドライブイン など）	入荷時 販売時	「記念彫り」 「サイン彫り」 宣伝 品質保証 判別（配送時） ノベルティ	彫刻（本体・ 台座） 墨書き ペン書き シール タグ	店名 企業名 制作者名 販売年月日 販売地 購入者の名前 その他の文言 （「北海道旅行 記念」「贈〇〇」 「祝新築」等） 絵（鶴亀、時 計台、スズラ ン等）	形状・大きさ・素材 制作・販売体制 購入者が「記念彫り」 「サイン彫り」を希 望しなかった場合 制作者、販売者の意 向
買い手	購入者 （観光客、コ レクター、企 業など）	購入時	習慣 贈呈	ペン書き 墨書き	購入年月日 購入地 購入理由（「北 海道旅行記念」 「贈〇〇」「祝 新築」等）	形状・大きさ・素材 必要がない 習慣がない
第三者	コレクター 博物館 中古品業者	収集時 入荷時	整理 商品管理	ペン書き シール タグ	整理番号 収 蔵番号 商品 名、商品番号、 価格	形状・大きさ・素材 未整理

4. 当館所蔵の木彫り熊資料

本稿では、当館データベースに「木彫り熊」という資料名で登録されている15点のうち、当館基本展示室にて通年展示中の1点（資料番号：NAM121）、令和6年度以降に収蔵された3点（資料番号：R6-00047, R6-00048, R6-00062）を除く11点を資料情報の記録の対象とした。

資料の記録に当たっては、国立アイヌ民族博物館の買取・寄贈候補資料の調書の様式⁹を元に、本稿で検討する特記項目である【材】【木取り】【形態・形状】【彫りの表現】【塗り・仕上げ】【目】【状態】【サイン】【付属物】の9項目を加えた。他の文献資料などから関連情報が得られた場合は【備考】に記した。

資料写真は4面図を基本とし、顔部分や「サイン」

など、資料の特徴や状態を捉えられる箇所を適宜加えた。寸法は、1枚目の写真にあるように木彫り熊を置いた場合の横（W）と奥行（D）と高さ（H）の最大値を記載した。

なお、資料の収集・制作年代についてはいずれの資料も確定できる情報がなく、収集者・寄贈者についてもデータベース上にも記載がないため、本稿では推定に関わる要素がある場合のみ、備考に記した。

■ mi0976

資料名：木彫り熊

寸法 (mm) : W220 × D110 × H140



顔 (正面)



足裏の「サイン」(シール)

【材】 不明。白い。光沢無し。

【木取り】 ヨコ取り。

【形態・形状】 一木造りの鮭くわえ熊。

【彫りの表現】 全身に丸刀・小丸刀でざっくりと大ぶりの毛彫りが施されている。背部、四肢が一番刀幅が大きく、四肢脇・足先、腹部、顔部の順に小さくなる。

【塗り・仕上げ】 塗りが無い。

【目】 彫刻で表現されている。目頭・目尻に彫り込みがある。

【状態】 全体的に薄い黒ずみが見られる。左前足、鮭の尾ビレ付近、左後ろ足側面に油シミのような汚れがある。右側面のスレは制作時のものか。腹部に亀裂あり。顔部、足の毛彫り部分などにささくれがある。状態は良好。

【「サイン」】 右前足、左後ろ足に白いシールにペン書きの「サイン」がある。右前足「野本亀雄」左後ろ足「野本亀雄 11 野本雅寿作」。

【付属物】 なし。

【備考】

- ・ 令和6年12月9日、国立アイヌ民族博物館にて岡田育子氏への聞き取りにより、野本亀雄・野本雅寿氏は兄弟（亀雄氏が兄、雅寿氏が弟）であり、亀雄氏は岡田氏の父、雅寿氏は岡田氏の叔父であることが分かった。
- ・ 岡田氏によれば、亀雄氏・雅寿氏はともに木彫制作をしていた。亀雄氏は民具や儀礼具の制作が主であり、雅寿氏は昭和30～40年代に活動した熊彫りであったという。本資料は、シールにある通り野本雅寿氏の作である可能性が高い。ただし、岡田氏によれば、シールの筆跡は両氏のものではなく、「野本亀雄 11」の意図するところも分からないという。本資料のシールは、本資料が当館の前身であるアイヌ民族博物館に収蔵された際に付された整理番号ではないかと思われる。

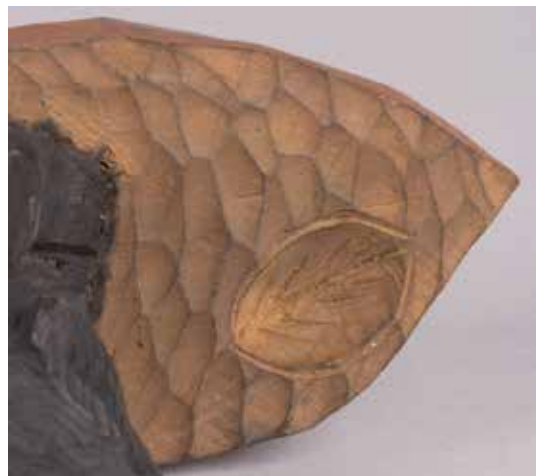
■ H30S49-1

資料名：木彫り熊 1

寸法 (mm) : W120 × D75 × H135



全体 (クマ正面)



台座 (部分)

【材】 不明。塗り有り。

【木取り】 タテ取りか。

【形態・形状】 一木造りの台座付き座り熊。台座左側に熊を配し、台座右側には葉のモチーフの凹状の彫り込みがある。熊は左後ろ足が隠れた状態で、両前足と右前足が並ぶようなポーズをとる。

【彫りの表現】 熊の全身に小丸刀で毛彫りが施されている。ストロークは短め。足の爪はシンプルに表現されている。台座は幅広の丸刀でぎっくりと均すように彫られている。

【塗り・仕上げ】 熊は黒塗り。熊の足元の台座部にやや塗りこぼしが見られる。台座には塗りが無い。

【目】 彫刻で表現されている。目頭・目尻の彫り込みは極めて小さい。

【状態】 大きな割れ、欠けは見られないが、台座部分と熊の頭頂部にかけて、わずかに放射状のヒビが見られる。台座部分には薄い黒ずみが見られ、足部分と顎下に白い液だれのようなものがある。

【「サイン」】 なし。

【付属物】 なし。

■ H30549-2

資料名：木彫り熊2

寸法 (mm) : W80 × D42 × H100



全体 (クマ正面)



全体 (クマ背面)

【材】不明。塗り有り。

【木取り】タテ取りか。

【形態・形状】一木造りの台座付き鮭背負い熊。鮭を一匹蔓に通し、両前足で持つ。左斜め前を向く。台座底面に浅い彫り込みがある。

【彫りの表現】小丸刀で毛彫りが施されている。鮭はエラ部分を線刻で、尾びれ、うろこ部分を浅い小丸刀で表現している。台座は幅広の丸刀でざっくりと均すように彫られている。

【塗り・仕上げ】熊は黒塗り。鮭は薄い黒塗りで地の色が透けている。台座には塗りが無い。

【目】彫刻で表現されている。目頭・目尻の彫り込みは極めて小さい。

【状態】良好。大きなヒビ・欠け等はない。

【「サイン」】なし。

【付属物】なし。

■ H30S49-3

資料名：木彫り熊3

寸法 (mm) : W60 × D30 × H50



全体 (正面)



全体 (後面)

【材】 不明。

【木取り】 ヨコ取り。

【形態・形状】 這い熊。正面を向き、やや口を開ける。

【彫りの表現】 面彫りを基調とし、四肢の末端や脇部分は小丸刀でシンプルな毛彫りが施されている。足の爪も簡単な彫り込みで表現されている。

【塗り・仕上げ】 薄い着色かニスなどの仕上げ材が用いられている。全身になめらかな光沢がある。左前足・左後ろ足の足先のみ木地が見えている。

【目】 錐で小さな穴をあけて表現されている。

【状態】 良好。

【「サイン」】 なし。

【付属物】 麻紐の首輪のようなものが付属している。

■ H30S49-4

資料名：木彫り熊4

寸法 (mm) : W75 × D50 × H100



全体 (正面)



鮭 (部分)

【材】不明。塗り有り。

【木取り】タテ取りか。

【形態・形状】一木造りの台座付き鮭つかみ熊。台座の右前端に配された鮭を両前足でつかむ。口を閉じ、左斜め前を向く。

【彫りの表現】全身に小丸刀で毛彫りが施されている。ストロークは全体的に短め。鮭は体の真ん中とヒレ部分を線刻、うろこ部分を小丸刀で浅く彫って表現している。台座は幅広の丸刀でざっくりと均すように彫られている。

【塗り・仕上げ】熊は黒塗り。熊の足元の台座部にやや塗りこぼしが見られる。鮭は浅く薄い黒塗りで地の色が透けている。台座には塗りが無い。

【目】彫刻で表現されている。目頭・目尻の彫り込みは極めて小さい。

【状態】良好。大きなヒビ・欠け等はない。左前足の小指付近の爪がわずかに欠けている。台座に小さなキズがあるが制作時のものと思われる。

【「サイン」】なし。

【付属物】なし。

■ H30S49-5

資料名：木彫り熊 5

寸法 (mm) : W100 × D45 × H95



全体（親グマ正面）



子熊（部分）

【材】 不明。塗り有り。

【木取り】 タテ取りか。

【形態・形状】 一木造りの台座付き鮭つかみ親子熊。台座右側に親熊を配し、両前足で鮭を掴む。台座左側に子熊を配し、足をそろえて座るポーズをとる。

【彫りの表現】 熊の全身に小丸刀で毛彫りが施されている。ストロークは短め。足の爪はシンプルに表現されている。鮭はエラと尾びれ、体の中央に線刻、うろこは浅い小丸刀で表現されている。鮭の裏側には彫刻がない。台座は幅広の丸刀でざっくりと均すように彫られている。

【塗り・仕上げ】 熊は黒塗り。熊の足元の台座部に塗りこぼしが見られる。鮭と台座には塗りが無い。

【目】 親熊の目は彫刻で表現されている。目頭・目尻の彫り込みは極めて小さい。子熊の目は錐で穴をあけて表現されている。

【状態】 状態は良好。台座中央に小さな割れがあるが、制作時のものか。

【「サイン」】 なし。

【付属物】 なし。

■ H30S49-6

資料名：木彫り熊 6

寸法 (mm) : W185 × D110 × H110



肩部分の穴 (右)



肩部分の穴 (左)

【材】不明。塗り有り。

【木取り】ヨコ取り。

【形態・形状】吠え熊。顔は左斜め前を向き、口を開けている。

【彫りの表現】全身に小丸刀で毛彫りが施されている。ストロークは短め。足の爪はシンプルに表現されている。口腔内は細かく表現されている。足裏は、つま先と足裏の間に丸刀で直線状の彫り込みがある。

【塗り・仕上げ】黒塗り。口腔と足裏には塗りが無い。

【目】彫刻で表現されている。目頭・目尻の彫り込みがある。

【状態】肩部分に2つ虫食いのような穴が開いている。鼻先の左側にスレ・欠けがある。牙は欠けていない。爪の先にやや欠けがある。左目付近にひっかけ傷のようなものがあるが制作時のものと思われる。全体的に大きなヒビ等はなく、状態はおおむね良好。

【「サイン」】なし。

【付属物】なし。

■ R2-2-40

資料名：木彫り熊

寸法 (mm) : W360 × D170 × H230



全体 (クマ正面)



足裏の「サイン」(彫刻)

【材】不明。塗り有り。

【木取り】ヨコ取り。

【形態・形状】吠え熊。顔の造りはやや大きく丸顔。

【彫りの表現】全身に小丸刀で精緻な毛彫りが施されている（玉毛彫り）。ストロークは四肢側面、顔部頬のたてがみが比較的長く、背部や足先、顔部鼻側面に向かって短くなるよう抑揚がつけられている。腹部は熊の体の向きに対して横方向にストロークの長い毛彫りが施されている。

【塗り・仕上げ】黒塗り。口腔には塗りが無い。

【目】彫刻で表現されている。目頭・目尻の彫り込みがある。

【状態】大きな割れ等はなく状態は良好。尻部、顔部右側に放射状の小さなヒビ有り。牙は欠けていない。

【「サイン」】右前足、右後ろ足に彫刻（細い小丸刀か）のサイン有り。右前足「荒城」右後ろ足「初治作」。

【付属物】なし。

【備考】

- ・ 荒城初治は函館で活動したアイヌの職人である。洞爺湖畔の土産店に勤めた後、函館に移った。1961（昭和36）年に「北海道旭川アイヌ民芸協同組合函館直売所（荒城土産店）」を開業し、1963（昭和38）年には土産店の裏手に旭川の川村カ子トから借りた資料を展示した私設の博物館「アイヌコタンの史跡館」を開館。「いなわ」銘を使用していたことがわかっている（大矢2014：21）。
- ・ 本作の「サイン」は「荒城初治 作」と本名が付されている。「サイン」が制作者によるものか販売者によるものかは現状では判別できない。

■ R2K001

資料名：木彫り熊

寸法 (mm) : W450 × D260 × H300



顔(部分)



足裏の「サイン」(彫刻)

【材】 不明。塗り有り。

【木取り】 ヨコ取り。

【形態・形状】 鮭くわえ熊。丸顔で鼻筋が通っている。熊はデフォルメの少ない相応のバランスで、鮭はやや大きく表現されている。肩部分が盛り上がったシルエットを取る。

【彫りの表現】 全身に小丸刀で丁寧な毛彫りが施されている（玉毛彫り）。ストロークは全体的に短い。毛の起伏が表現されており細かな抑揚がつけられている。腹部、四肢内側は刀幅が少し大きい。鮭は目・口・エラ・ヒレを線刻、うろこを小丸刀で細かく表現している。

【塗り・仕上げ】 熊・鮭ともに黒塗り。色味はこげ茶色に近く、光沢がある。

【目】 彫刻で表現されている。目頭・目尻の彫り込みはやや小さめ。目は人間の顔のように、比較的顔の正面に配されている。

【状態】 全体的にスレや小さな欠けが目立ち、鮭も両端にスレが見られる。足の爪の底部側に欠けが見られる。腹部に大きな割れがある。尻部、顔部右側面から右足部分にかけて、放射状の小さなヒビが見られる。

【「サイン」】 右後ろ足に彫刻「あらき刻」。

【付属物】 なし。

【備考】

- ・ 本作は、北海道アイヌ協会の優秀工芸師・荒木繁氏の父で熊彫りの荒木貞夫の作と思われる。
- ・ 『札幌の木彫り熊』に繁氏の工房兼ガレージに実際にあった貞夫氏による作品が掲載されている（荒木・山崎 2021：175-178）。繁氏によれば、貞夫氏は1909（明治42）年頃の生まれであり、本籍地は新十津川。大沼から札幌や長沼へ移り、看板職人から熊彫りに転身。店舗を持たず訪問販売を中心に活動していた。長沼にて40代で亡くなっているとあるため、熊彫りとしての活動時期は1950年代頃までと考えられる（荒木・山崎 2021：13-22）。
- ・ 「サイン」を入れることは少ないものの、「あらき」銘を使用しており、繁氏の兄である怜氏と繁氏が「アラキ」銘とすることで家族間の判別をしていたという。貞夫氏の死後、怜氏と繁氏が「あらき」銘を引き継いでいる（荒木・山崎 2021：38-50）。
- ・ 本作と『札幌の木彫り熊』に掲載されている木彫り熊の足裏の「サイン」は「あらき」銘とその筆跡が共通するため、制作者本人の「サイン」である可能性が高いと考えられる（荒木・山崎 2021：178）。
- ・ 『北海道の木彫り熊 浜田コレクション写真集』に同制作者による作品が掲載されている（伊藤 2005：4）。掲載されている作品と本作品では、鮭くわえ熊であり丸顔で鼻筋が通っている点、精緻な毛彫りや目が比較的顔の正面に配されている部分など全体的に共通の特徴が見受けられる。本書の目録に当たる一覧表「計測値など」によれば、「サイン」の文言は「あらき 刻」「あらき 作」とあり、「あらき」銘である点で『札幌の木彫り熊』の記述とも一致する（伊藤 2005：140）。
- ・ 『熊から造形へ 木彫り熊 未知なるコトで独り言』に同制作者による作品が掲載されている（山里 2021：69）。掲載されている作品と本作品では、鮭くわえ熊である点、精緻な毛彫りや目が比較的顔の正面に配されている部分などに共通の特徴が見受けられ、「あらき」銘がある。掲載されている作品は、山里が2015年に開催した展示会「北海道の木彫り熊展」（品々法邑）に出品したもの。解説に「初代 荒木清峰（伊佐男）の兄で、荒木繁の父である。彫った木彫り熊を直接売りをしていたと聞く」（山里 2021：69）とあり、『札幌の木彫り熊』で述べられている家族関係や販売形態に関する内容が一致する（荒木・山崎 2021：13-22, 38-50, 174）。

■ R2K018

資料名：木彫り熊

寸法 (mm) : W170 × D220 × H260



顔(正面)



底面の「サイン」(彫刻)

【材】不明。塗り有り。

【木取り】不明。

【形態・形状】一木造りの親子熊。親熊は座り、2頭の子熊は立ち上がって乳をのむポーズをとる。

【彫りの表現】小丸刀で親熊・子熊の全身に毛彫りが施されている。ストロークはやや長く、腹部、足部分が特に長い。

【塗り・仕上げ】全身に黒塗りが施されている。光沢が強い。

【目】親熊・子熊ともにガラス玉が入っている。目頭・目尻の彫り込みはない。親熊の目の間の距離がやや狭いのが特徴か。

【状態】鼻先、後ろ足のつま先、子熊の尻部などに薄いスレが見られ、擦れた部分は茶褐色になっている。右後ろ足の爪の先端部分が少しづつ欠けており、外側2本の爪は制作時に欠けた上から黒塗りを施しているように見受けられる。親熊の腹部分などにやや埃が溜まっている。大きなヒビ、割れはなく状態は良好。

【「サイン」】底面に彫刻（三角刀か）「登別アイヌ 砂沢清作」。

【付属物】メモ（ペン書き）「昭和12年頃 登別のお店に出ていた。1点物だそうです。その場で買った。」。

【備考】

- ・ 砂沢清は、アイヌ文化伝承者である砂沢クラの長男（1919-1981）である。『ク スクップ オルシベ 私の一代の話』によれば、1919（大正8）年、新十津川生まれ。高等科1年（13歳頃）から旭川で熊彫りの松井梅太郎に師事。1935（昭和10）年から登別温泉に家族で移り、チセで熊彫りをしていた。1937（昭和12）年に旭川に戻っている。その後は造材などにも従事しながら札幌・旭川・阿寒・函館・芦別へ移り、函館と芦別では土産店および木彫熊製作所を持っていた（砂沢1983）。
- ・ 底面の「サイン」が制作者によるものか販売者によるものかは判別できないが、付属物のメモに「昭和12年頃 登別のお店に出ていた」とあることについては、砂沢クラの記述にある砂沢清の登別での活動時期と一致する（砂沢1983：214-216）。
- ・ 本作は、砂沢清が登別で熊彫りをしていた1935（昭和10）～1937（昭和12）年の間に制作されたものと推測される。

■ R3K003

資料名：木彫り熊

寸法 (mm) : W420 × D220 × H240



顔(正面)



足裏の「サイン」(彫刻)

【材】不明。塗り有り。

【木取り】ヨコ取り。

【形態・形状】這い熊。口を開け、左前を向く。やや丸みを帯びたシルエットを取る。

【彫りの表現】全身に小丸刀で毛彫りが施されている(玉毛彫り)。顔部・背部は細い小丸刀で幅のそろった毛並み、顔脇部や足部に向かって刀幅が大きく起伏のある毛並みになるように、精緻な抑揚がつけられている。

【塗り・仕上げ】やや光沢のある茶褐色の塗りが施されている。口腔内には塗りが無い。

【目】黒いガラス玉が入っている。彫刻でガラス玉を囲むような彫り込みと目頭・目尻の彫り込みがある。

【状態】顔部、前足肩部分などに小さな節がある。顔部右側面、尻部などにヒビや割れがある。塗料の一部に剥がれや浮きが見られる。足部分に白いカビの痕がある(燻蒸済み)。口腔はやや黒ずみが見られ、左上の牙が欠けている。全体的な状態はおおむね良好。

【「サイン」】左後ろ足の裏に彫刻(小丸刀)「札幌アイヌ 空知武刀」。

【付属物】ジップロック(ペン書き)「R3 寄贈 早見 木彫熊」。塗料の剥片が保存されている。

【備考】

- ・『北海道の木彫り熊 浜田コレクション写真集』に同制作者による作品が掲載されている(伊藤 2005: 32)。掲載されている作品と本作品では、毛彫りと目(黒いガラス玉)部分に共通の特徴が見受けられる。一方で、鮭をくわえている点で造形表現は異なる。本書の目録に当たる一覧表「計測値など」によれば、「サイン」の文言は「空知武刀/札幌アイヌ」と一致する(伊藤 2005: 140)。
- ・『北海道の木工芸の起原と現状と未来 ～木彫り熊のルーツを追って～』によれば、1920(大正9)年生まれの職人とある(川上・前・伊井 2005)。
- ・『北海道木彫り熊の考察』に同制作者による作品が掲載されている(山里 2014: 106-107)。掲載されている作品と本作品では、毛彫り(特に背中、腹部分)の表現とやや丸みを帯びたシルエット、足裏(爪の両端部分をやや大きく落とす)部分に共通の特徴が見受けられる。一方で、目は彫刻で表現されている。また、「サイン」の筆跡(彫刻)は異なっており、文言も「空知武作」となっている。本資料と『北海道木彫り熊の考察』掲載作品のいずれの「サイン」も、制作者の「サイン」か販売者の「サイン」か、現段階では判断できない。

おわりに

本稿では、当館データベースに登録されている木彫り熊資料15点のうち11点を対象に木彫り熊の資料情報の記録に必要な事項を整理し、記述すべき内容について検討を行った。

本稿で行った資料情報の記録では、木彫り熊資料の各々の特徴を具体的かつある程度網羅的に記録することができたと考える。特に【形態・形状】【彫りの表現】【塗り・仕上げ】【目】【状態】といった項目を設け、造形表現や状態に関する事項を記述することは、他の資料との比較・同定や、情報のすりあわせにも有用であった。今回の結果から、「サイン」がない、いわゆる無銘の木彫り熊であっても、資料情報の記録の余地は十分にあることが分かった。

また、同じ制作者のものと思われる作品や「サイン」の比較・同定には、職人へのインタビュー報告書やアイヌ文化伝承者による自伝のほか、在野のコレクターによる写真集も重要な参考資料となった。木彫り熊を収集・保存し、情報を記録しようとしているのは博物館だけではない。木彫り熊は今なお土産品や古物として、商品的価値を伴って流通しているモノであり、木彫り熊の制作・販売、あるいは再評価の現場に関わっているコレクターや古美術商、土産店などの人々のもたらす知見は大きい。木彫り熊研究において、木彫り熊を収集・保存し、資料情報の記録として制作された写真集などの成果は欠かすことのできないものである。木彫り熊を取りまく現場の人々といかに協力し、それぞれの立場から木彫り熊の価値を再考するかという視点が、今後も重要になるだろう。

北海道木彫り熊の全般的な調査・研究を進めるには、八雲・旭川だけでなく制作・販売の拠点となった各地域の状況や特色についても幅広く資料収集を行い、より全般的な史実の整理や資料分析を行う必要がある。そのために、博物館による木彫り熊資料の収集・保存は意義あるものになると考えられる。博物館における木彫り熊コレクションの形成において重要なのは、各館の理念やミッション、規模や地域性に合った体系的な収集である。例えば、当館では「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という理念のもとで、アイヌの制作者による木彫り熊を中心とした全道的・体系的な収集を目指している。

今後も道内外の木彫り熊資料について情報を集め、整理・分析を進めることで、博物館における木彫り熊に関する調査研究の基盤の醸成に貢献していきたい。

注

- 1) 1999(平成11)年に旭川と八雲にて開催された「木彫り熊・源流展」をはじめとして、今日までにアイヌ工芸や近現代の生活資料などの文脈で、さまざまな展覧会に木彫り熊が出品される機会が増えている(北海道大学大学院文学院文化多様性論講座博物館学研究室・田村 2024: 138, 348-365)。
- 2) 国立アイヌ民族博物館 基本展示室 <https://nam.go.jp/exhibition/floor2/basic/> (最終閲覧: 2026年1月6日)
- 3) この二つの系統は、本稿では北海道木彫り熊に関する史実の整理のために、民族集団と歴史的経緯の違いに照らして設けるものであるが、両者を二項対立的に捉えられる意図はない。「八雲熊彫」の確立にも、徳川義親と地元のアイヌの積極的な交流が関わっていることは重要な要素として史実の解明が進められており(大矢 2020)、他方、「アイヌの木彫り熊」にも、制作・販売に当初から多数の和人が関わっていることは明らかである。両系統は道内を中心とする各地へ制作・販売が展開するなかで、互いを意識し関わり合っている史実も確認されており(金倉 2006; 大谷 2020)、実際の制作・販売の現場では、現在までシームレスで多様な状況があることが推測される。そのため、本稿における系統の区別は、現存する木彫り熊資料や現在の制作・販売に関わる人々を必ずしもどちらか一方に当てはめるものではない。
- 4) 八雲町 木彫り熊100周年記念 協賛事業の紹介 <https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/kyoudo/100y-kyousan1.html> (最終閲覧: 2025年8月21日)
- 5) 本稿にかかる資料熟覧は令和6年8月に行われたため、それ以降に当館に収蔵された3点(資料番号: R6-00047, R6-00048, R6-00062)は対象外とした。
- 6) 筆者はこれまでに、現役の職人や土産店を中心に、札幌・旭川・阿寒・白老・八雲・函館などを現地訪問し、聞き取りを行っている(北海道大学大学院文学院文化多様性論講座博物館学研究室・田村 2024: 22-80)。
- 7) 八雲熊彫の制作・販売の主体であった農美術研究会では、制作された作品のなかで出来の良いものに、熊の顔型の中に「やくも」と記した焼き印を押して販売していたと考えられている。1931(昭和6)年にはこの焼き印を商標登録しようとする動きがあったが却下されたため、熊の横顔の下に「八雲熊彫」と記した焼き印を新たに作り、翌1932(昭和7)年に改めて申請し登録された(上原 2019: 14-20)。
- 8) 北海道大学大学院文学院文化多様性論講座博物館学研究室・田村(2024: 97)をもとに加筆修正した。
- 9) 当該様式では、資料情報を「資料名」「資料番号」「点数」「寸法(mm、W・D・Hはそれぞれ最大値)、画像(4面図を基本とし、資料の特徴や状態を捉えられる箇所を適宜追加)」「解説(品質形状・所見)」「備考」の7項目で記録している。年代(収集・製作・使用など)、地域および収集者・寄贈者・旧蔵者が分かる資料については解説・備考に記している。

参考文献

- 荒木繁・山崎幸治
2021『札幌の木彫り熊』札幌: 北海道大学アイヌ・先住民研究センター。
在本彌生・村岡俊也
2017『熊を彫る人』東京: 小学館。
石島忍
1981『旭川の木彫り熊の話』留辺蘂: 北海道木彫り工芸協会。
伊藤務
2005『北海道の木彫り熊 浜田コレクション写真集』紋別: 『瑞楽洞』木彫り熊資料館。

上原敏

2017『熊彫』凹プレス+エルビスプレス。

大石勇

1994『伝統工芸の創生 ―北海道八雲町の「熊彫」と徳川義親―』東京：吉川弘文館。

大塚和義

2003『アイヌ工芸、その歴史的道程』『平成15年度アイヌ工芸品展 アイヌからのメッセージ ―ものづくりと心―』pp. 128-135, 札幌：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構。

大矢京右

2014『函館観光とアイヌ文化』『北海道南部のアイヌ文化を探る―道南のアイヌ文化に関する総合的研究―』pp. 16-26, 函館：函館アイヌ文化研究会。

大谷茂之

2020『木彫りとなったヒグマ ―八雲町の木彫り熊を中心として―』増田隆一（編）『ヒグマ学への招待』pp. 223-244, 札幌：北海道大学出版会。

金倉義慧

2006『旭川・アイヌ民族の近現代史』東京：高文研。

川上哲・前正七生・伊井温彦

2005『北海道の木工芸の起原と現状と未来 ―木彫り熊のルーツを追って―』札幌：公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構。

齋藤玲子

1994『北方民族文化研究における観光人類学的視点（1）―江戸～大正期におけるアイヌの場合―』『北海道立北方民族博物館研究紀要』3, pp.139-160

2007『アイヌ工芸の過去と現在 200年のメッセージ』『平成19年度アイヌ工芸品展 アイヌからのメッセージ2007 ―現在（いま）から未来（あす）へ―』pp. 90-95, 札幌：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構。

砂沢クラ

1983『ク スクッパ オルシベ 私の一代の話』札幌：北海道新聞社。

田村実咲

2024『開講！木彫り熊概論 歴史と文化を旅する』東京：文学通信。

北海道観光百景

1976『ほっかいどう観光百景』第15巻第2号, 通巻166号。

山里稔

2014『北海道木彫り熊の考察』札幌：かりん舎。

2021『熊から造形へ 木彫り熊 未知なるコトで独り言』札幌：熊学舎。

平澤屏山作アイヌ絵の彩色材料の科学的調査と制作時期に関する考察

Scientific Analysis of Coloring Materials in Ainu Paintings
by Hirasawa Byozan and Estimation of Their Production Periods

古田嶋智子 (KOTAJIMA Tomoko, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 室長補佐 (Assistant Manager, National Ainu Museum)

赤田昌倫 (AKADA Masanori, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 研究主査 (Senior Fellow, National Ainu Museum)

大江克己 (OE Katsuki)

国立アイヌ民族博物館 研究員 (Research and Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

霜村紀子 (SHIMOMURA Noriko)

国立アイヌ民族博物館 研究主幹 (Senior Researcher, National Ainu Museum)

要旨

本研究は、代表的なアイヌ絵師である平澤屏山の作品を対象に彩色材料の科学的調査を実施し、その結果に基づき制作時期の区分を試みたものである。屏山作品の多くは紀年銘がなく、制作時期の考証は描写や落款などに基づいて論じられてきた。本研究では、可視反射分光分析及び蛍光 X 線分析、さらに赤外線画像を用い、特に青色及び緑色の彩色に着目して彩色材料の同定を行った。その結果、一部の青色部分から合成ウルトラマリンブルー、緑色部分からエメラルドグリーンを推定した。これらの合成顔料はいずれも 19 世紀前半にヨーロッパで開発され、1860 年代には日本で流通していたことが先行研究により示されており、本研究の推定結果は対象作品が箱館開港後に制作された可能性を示唆している。ただし、制作年代の検討には、時代背景や描写、落款、基材など多くの情報を総合的に考慮する必要があり、本研究の成果は、その一部として、制作時期の検討に科学的根拠を付与するものである。

キーワード：平澤屏山、アイヌ絵、彩色材料、ウルトラマリンブルー、緑色彩色材料、制作時期

Abstract

This study presents a scientific examination of coloring materials in the works of Hirasawa Byozan, a representative painter of Ainu paintings (paintings depicting the life and customs of the Ainu people), with the aim of classifying their production periods. Most of Byozan's works lack chronological inscriptions, and their dating has traditionally relied on motifs, stylistic features, and seals. In this study, visible reflectance spectroscopy, X-ray fluorescence analysis, and infrared imaging were applied, focusing on blue and green areas. Synthetic ultramarine blue was detected in several of the analyzed blue areas, and emerald green in some of the measured green areas. These synthetic pigments were developed in Europe in the early nineteenth century and had already been imported into Japan by the 1860s, as shown in previous studies.

The findings suggest that some of the examined works were likely produced after Hakodate port was opened to foreign trade in 1859. While further consideration of historical context, stylistic features, and inscriptions is necessary, this study demonstrates that pigment analysis provides scientific evidence to support the dating of Byozan's works.

Keywords: Hirasawa Byozan, Ainu paintings, coloring materials, ultramarine blue, green coloring materials, production period

1. はじめに

アイヌの人々の生活や風俗を描いたアイヌ絵は、描かれた時期のアイヌの文化や生活様式を知ることができる貴重な資料群である。なかでも、代表的なアイヌ絵師である平澤屏山（以下、屏山）（1822-1876）は、アイヌの人々と生活を共にした経験を持ち、日常の様子などを緻密に描いたことで知られる。屏山の作品は、当時来航していた外国人からも人気を博したことから、国外にも多くの作品が残されている。そのため写本も多く、作者や制作年代が明確でない作品も少なくない。また、屏山の作品には年記がないものが多い点も、作品の変遷をたどることを困難にしている。これまでに越崎（1945）や佐々木（1983、2004）、新明（2011）などにより、時代背景や作品の描写、落款などをもとに、その変遷について考察がなされている。

一方で、越崎（1959）は、屏山作品は青色の使用に特徴があることを指摘している。屏山がアイヌ絵師として活躍した箱館（現在の北海道函館市¹）は、1854年の日米和親条約に基づき開港し、1858年に締結された安政五カ国修好通商条約に基づき1859年より通商を開始した。以降、多くの資材が流通し、新しい彩色材料の入手も可能であったと考えられる。加えて、アイヌ絵が隆盛した江戸時代後期から明治時代は、合成顔料の登場など彩色材料にも大きな変化がもたらされた時期でもあった。同時期に箱館で活動していた屏山が、当時流通し始めた新しい顔料を入手していた可能性は大いに考えられた。したがって、作品に使用された材料を明らかにすることは、作品の制作時期を考察する一助となる。また、幕末期の北海道では広範な交易が行われており、そこで流通した絵画材料の実態を把握することは、同時代の国内絵画作品における彩色材料や制作技法の研究に有用な情報を提供するものである。

本研究では、国立アイヌ民族博物館の展示に際して借用した2点の屏山作品を調査する機会を得たことを契機に、同館所蔵の屏山作品3点を加えた計5点の作品を対象として、科学的情報の収集と蓄積を目的に調査を実施した。そして、屏山作品において特徴的とされる青色彩色材料や合成顔料、また緑色彩色材料の使用に着目して、作品の制作時期に関する考察を行った。

2. 平澤屏山のアイヌ絵と制作時期

『北海道史人名字彙』（河野1932）及び『大迫町史』（大迫町1979）によれば、平澤屏山は、文政5（1822）年8月10日、奥州稗貫郡大迫村（現在の岩手県花巻市大迫町）に生まれた。本名は国太郎（または助作）で、号を屏山とした。生家は大迫村の名主を務める裕福な家であったが、父、四郎兵衛の死後は生活が困窮し、弘化年間（1844-1847）には箱館に弟と共に移り住み、制作した絵馬を売って生計を立てたと伝えられている。その後、場所請負商人であった福島屋杉浦嘉七と出会い、嘉七の請負場所であるトカチ（十勝地方）やホロイズミ（日高地方幌泉郡）を訪れて、アイヌの人々と生活を共にすることもあった。そうした経験をもとに精緻に描かれた屏山のアイヌ絵は評判を呼び、多数の注文を受けるようになった。発注者には、来航した外国人も多かったとされる。明治9（1876）年、屏山は函館にて死去した。

幕末から明治時代にかけて多く描かれたアイヌ絵は、制作年代が不明な作品も多い。屏山の作品も、制作年代が示されているものは少ない。佐々木（2004）は、「わたくしがみたおよそ六十例ほどの作品の中でも、落款のあるものが数例を数えるだけであり、制作年次が判るもの（すなわち紀年銘のあるもの）についてはわずか三例のみであった」と述べている。制作年次が判る「三例」とは、『オムシャ図』（個人蔵）と『熊送り図』（個人蔵）でいずれも明治4（1871）年、『神祈り図』（個人蔵）で明治2（1869）年の作品であり、屏山の晩年期の作としている（佐々木2000、2004）。また、佐々木は、国外に所蔵される屏山作品には在銘（落款、紀年）のものがあるとして、欧米の所蔵作品を例示している。

制作時期の区分について、新明（2011）は次のように整理している。屏山が箱館に渡ったとされる弘化年間（1844-1847）から1854年の箱館開港までを初期、安政年間（1854-1859）から明治時代初期前後を中期、それ以降の作品を後期、さらに屏山の晩年の作品と認められている『蝦夷風俗十二ヶ月屏風』の成立以後を晩期とする区分である。ここで後期にあたる作品は、在銘があり制作年が1871年と明らかな『オムシャ図』と『熊送り図』及びPeabody Essex Museum蔵の『弾琴図』としている。なお、『蝦夷風俗十二ヶ月屏風』は、アイヌの風俗を旧暦の12ヶ月の各月にあわせて描いた作品であるが、『七月 鱒魚

之図』に関連する下絵に『壬申』の年紀があることから、明治5(1872)年以降の制作の可能性が示唆されている(佐々木1991、新明2011)。

また、越崎(1945)は、屏山の作品に用いられる基材には紙本が多く、絹本は初期だけではないかとして、材料から制作時期の区分について言及している。これに対して佐々木(2004)は、日本国内の屏山作品における見解であるとして、後期作品にも絹本を用いた作品は存在することを指摘している。実際、紀年銘の残されている屏山作品の多くは絹本に描かれ、それらは明治時代に入ってからのものである。これは、新明による区分では、後期に位置づけられる。

3. 平澤屏山作アイヌ絵の科学的調査

3.1 アイヌ絵と合成顔料に関する科学的調査

これまでに報告されているアイヌ絵の科学的調査事例は限られており、その一例として、朽津(2000)は、屏山のアイヌ絵作品の中で銘記により制作年代が明らかな『オムシャ図』と『熊送り図』に対する可視反射分光分析(以下、分光分析)による顔料調査を実施している。そして、両作品の青色に合成ウルトラマリンブルー(以下、ウルトラマリン²⁾)、緑色にエメラルドグリーン、赤色に朱、橙色には鉛丹が用いられていることを明らかにした。また、朽津他(2001)は、幕末から明治期の制作と考えられている函館に残るアイヌ絵を中心に分光分析及び蛍光X線分析(XRF)による顔料調査も実施し、調査対象に5点の屏山作品を含めている。調査結果から、5点の屏山作品の制作時期については、2点は箱館開港以降、1点は開港以前の可能性を示し、残りの2点は不明と区分している。制作時期を箱館開港前後に分けた根拠は、ウルトラマリンやエメラルドグリーンの検出によるところが大きい。

ウルトラマリンは1828年にフランスで開発された合成顔料であり、エメラルドグリーンは1814年にドイツで工業化された合成顔料である(Roy ed. 1993)。朽津(2002)は、制作年代が特定できる東北地方の絵馬を対象に科学的調査を実施し、ウルトラマリンは1858年の日米修好通商条約締結に象徴される「開国」に伴う輸入顔料である可能性が高いと指摘し、調査した岩手県中部の『供養絵額』におけるウルトラマリンの初出は1864年頃と推定している。島津他(2021)は、山形県に納められている仏像の彩色材料の分析を

実施し、対象とした仏像のうち、1800-1850年頃までに制作された仏像から確認されなかったウルトラマリンやエメラルドグリーンが、1862年以降に制作された仏像からは確認されていることを明らかにした。一方、佐賀藩の武雄鍋島家に伝来した、第28代領主・鍋島茂義(1800-1862)が所有していた『皆春齋御絵具』には、180種類を超える顔料が収められており、プルシアンブルーやウルトラマリンなどの輸入合成青色顔料が多数含まれていた(文化庁(2025年8月26日閲覧))。この顔料は、科学的調査からもウルトラマリンの存在が確認されている(加藤他2007)。以上より、ウルトラマリンやエメラルドグリーンといった合成顔料は、1860年代にはすでに東北地方で流通していたことが先行研究より明らかであり、ウルトラマリンについては対外貿易が行われていた長崎などの地域では、さらに早い時期に存在していた可能性が示唆されている。本研究では、こうした流入時期が明確である合成顔料が作品の制作年代を検討する上での目安となる点に着目し、屏山作品の彩色の中でも特に青色及び緑色に焦点をあてて科学的な分析を実施することとした。

3.2 基準試料及び近赤外線画像用試料

作品に使用された彩色材料の同定は、基準試料の分析データとの比較により行った。基準試料は、先行研究を参考に選定した江戸時代から明治時代にかけて日本国内の絵画や彫刻作品に用いられた顔料や染料を中心に、塗布試料を作成した。基準試料の作成では、雲肌麻紙の表面に礬砂(水、膠、明礬の割合100:10:1)を塗布し、乾燥後に顔料や染料を塗布した。材料は、市販されている製品を購入して用いた。用いた顔料と染料を以下に示す。なお、本報では、基準試料の顔料や染料名は入手時の名称を用いた。

【基準試料】

青色：群青、ウルトラマリン、プルシアンブルー、スマルト、藍(粉末藍)

緑色：緑青

緑色(混色)：石黄と緑青、石黄と藍、石黄と藤黄

赤色：辰砂、鉛丹、ベンガラ、紅花

黄色：黄土、石黄、藤黄

白色：胡粉、鉛白

青色彩色材料の同定では、近赤外線画像を用いた判別を試みた。近赤外線画像で用いる試料として、一つ

の試料の上半分には、各彩色材料と胡粉などを混ぜた具（具有）を塗布し、下半分には彩色材料のみ（具無）を塗布した。具とは、彩色材料に胡粉を混ぜる技法であり、彩色材料が持つ色の中間色を得ることができる（東京藝術大学大学院文化財保存学専攻日本画研究室編 2007）。また、下地の平滑化にも効果がある。用いた顔料及び染料を以下に示す。藍は濃度が異なる2種の試料を作成した。なお、日本画の技法に則り、白色顔料である鉛白の具は胡粉ではなく鉛白を重ね、青色顔料である群青は具有に天然白群を塗布した。材料は基準試料と同じものを用いて作成した。

【近赤外線画像用試料】

青色：群青、ウルトラマリン、プルシアンブルー、
藍（粉末藍）
白色：胡粉、鉛白

3.3 調査作品

調査を実施した屏山作とされる作品5点と調査箇

所を以下に示す³。

①『アイヌ風俗図』（岩手県立博物館蔵）、絹本着色、軸装、125.0 × 77.5 cm（図1）

印章：「平澤」（白文方印）、「屏山」（朱文方印） 関防印：「背水臨水」（朱文長方印）

本作品は、今回の調査では唯一の絹本作品である。図像は、祭壇の前に花ごぎを敷き、人々が儀礼を行う様子が描かれている。赤色や緑色を配した鮮やかな陣羽織と黒地の衣服で盛装した長老が中央に座し、赤色の腕を載せた高坏とイクパスイを手をしている。その傍らで、右手には踊りや手を叩く男性が、左手には女性や子供が描かれている。

多数の彩色が施された作品であり、青色は目視で確認できるだけでも、衣服の裾や背に施された切伏の黒色に近い濃い青色、子供の衣服などにみられる水色、また背景の淡い青色までと幅が広い。明るい緑色は、中央の長老が羽織る陣羽織や漆器に施されている。



図1 ①『アイヌ風俗図』（岩手県立博物館蔵）

②『蝦夷風俗十二ヶ月屏風（三月）』・『蝦夷風俗十二ヶ月屏風（四月）』（花巻市博物館蔵）、紙本着色（「三月」「四月」とも）、二曲一隻屏風、各 127.9 × 53.0 cm（図2）

印章（「三月」「四月」とも）：「平澤氏印」（白文方印）、「屏山」（朱文方印）、関防印（「三月」「四月」とも）：「背水臨水」（朱文長方印）

『蝦夷風俗十二ヶ月屏風』は、アイヌの風俗を旧暦

の「一月」から「十二月」まで各月にあわせて描いた作品で、その画風から屏山晩年の作品とされる。「三月」では、海岸の岩場で布海苔を採取している人々が描かれている。作品は基材の劣化により画面全体が茶色く変色する、いわゆる日本画の「ヤケ」という現象を呈しており、彩色もあまり残っていない。手前で布海苔を採取する女性や奥でしゃがんでいる子供の耳飾りの赤色、中央の女性の衣服の背に用いられている水色がわずかに確認できる。「四月」では、屋内で囲炉

裏を囲んでいる様子が描かれている。画面左側の女性は、樹皮衣を織るための繊維を口で柔らかくほぐしている（佐々木 2004）。囲炉裏の上には魚などが燻されている。こちらも作品の傷みがはげしく、色数も少ない作品であるが、漆器の内側や囲炉裏の火、耳飾りに用いられている鮮やかな赤色、また左側の女性の衣服の背の切伏の青色や囲炉裏の火をのぞき込む者の衣服の柄の水色が確認できる。



図2 ②『蝦夷風俗十二月屏風(左:三月、右:四月)』(花巻市博物館蔵)

③『アイヌ出漁図』(国立アイヌ民族博物館蔵)、紙本着色、掛軸装、62.5 × 58.7 cm (図 3)

印章：「平澤氏印」(白文方印)、「屏山」(朱文方印)
関防印：「背水臨水」(朱文長方印)

丸木舟で漁に向かう2名の男性と背景に山肌が描

かれた簡素な構成の作品である。

衣服の切伏は黒一色で、背景は淡い色彩の作品である。本作品も折ジワや画面全体にヤケが確認できる。もとより色数が少ないのか、褪色などにより残った彩色かは不明である。



図3 ③『アイヌ出漁図』(国立アイヌ民族博物館蔵)

④『蝦夷人昆布採取図』(国立アイヌ民族博物館蔵)、紙本着色、軸装、98.0 × 47.5 cm (図 4)

印章：「平澤氏印」(白文方印)、「屏山」(朱文方印)

アイヌの男性達が板綴舟から昆布を下ろし、女性達が浜で昆布を干している様子が描かれている。また、遠景や中景が詳細に描かれており、中景には崖の上に鳥居が立ち、川の向こうに会所と思われる建物が見える。海で昆布を取る人の姿も細かく描かれており、その奥に和船とみられる船も見える。アイヌの人々の衣

服の切伏は黒または濃い青色であり、その他、脚絆や一部の衣服の切伏には鮮やかな青色、海には薄い青色が用いられている。山並みには薄い緑色、樹木には濃い緑色が用いられている。

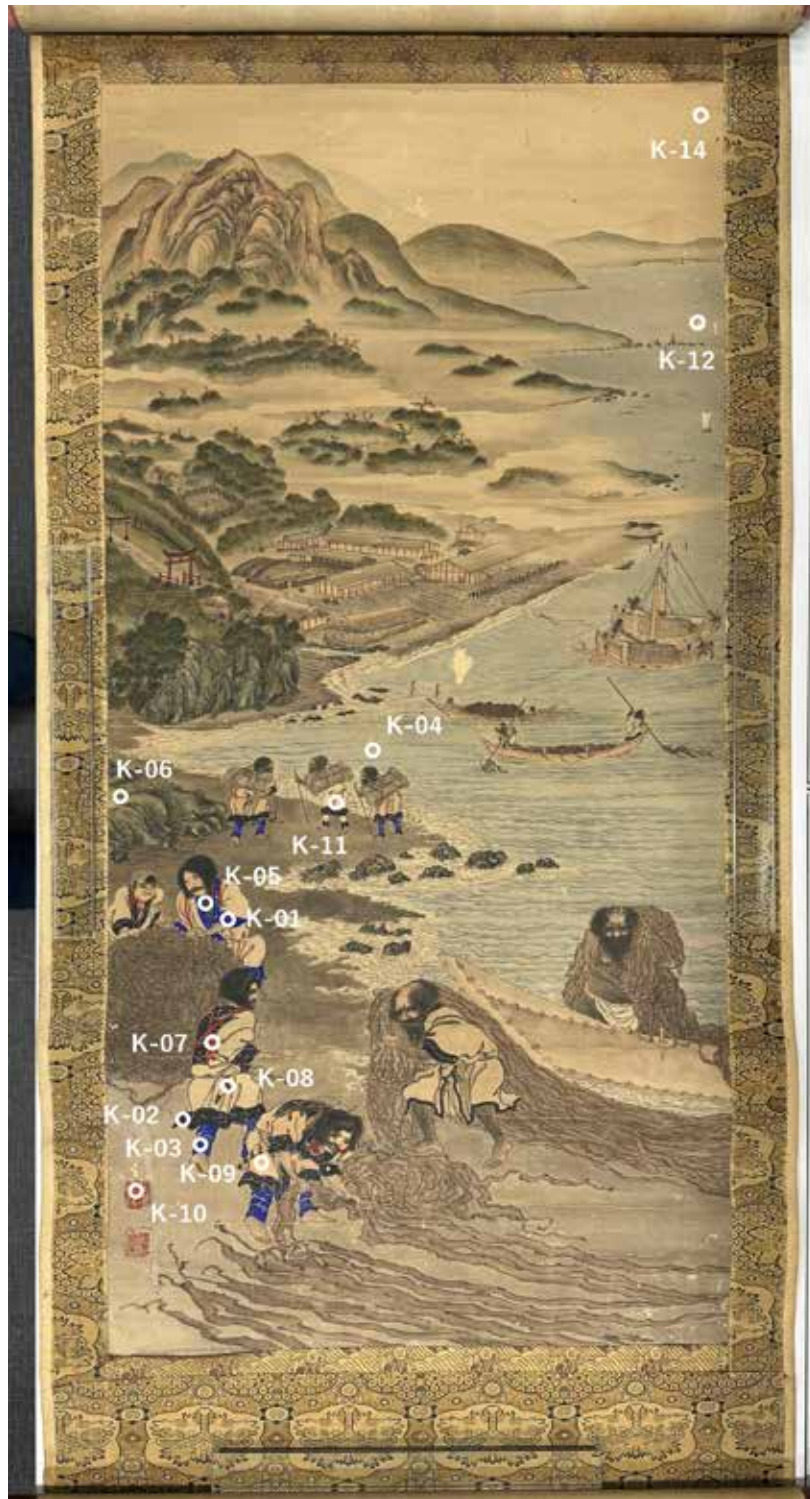


図4 ④『蝦夷人昆布採取図』(国立アイヌ民族博物館蔵)

⑤『酒宴図』(国立アイヌ民族博物館蔵)、安政2(1855)年／慶応3(1867)年、紙本着色、掛軸装62×48cm(図5)

款記：「卯秋仲日 屏山寫」印章：「平澤氏印」(白文方印)、「屏山」(朱文方印) 関防印：「印文不明」(白文長方印)

本作品は、数少ない紀年銘がある屏山作と推定される作品である。款記から考えられる制作年代としては、屏山の活動時期から没年までの卯年には1855年または1867年が該当する。画面左奥では祭壇に祈りを捧げる男性、左手前では酒を振る舞う男性がおり、画面右側では輪踊りの群衆やそれを取り巻く人々が描

かれています。この作品は色数が多く、青色では人々の衣服の切伏にみられる黒色または濃い青色や鮮やかな青色、衣服の地の色に薄い青色を配しているものがあ

る。緑色は衣服の切伏、遠景の山肌に確認できる。また、この作品では、黄色や紫色の衣服も確認できる。



図5 ⑤『酒宴図』(国立アイヌ民族博物館蔵)

3.4 調査方法

科学的調査は非破壊・非接触を原則として、基準試料と調査作品に対し、無機顔料の同定にはXRFによる元素検出を、XRFでは検出困難な軽元素を含有する顔料や有機染料の確認には分光分析を実施した。これら基準試料と調査作品の分析データを比較して彩色材料の同定を行った。基準試料の表面観察には、デジタルマイクロスコープを用いた。また、基準試料及び一部の調査作品に対して、赤外線撮影を行った。調査に用いた装置と測定条件を以下に示す。

[蛍光 X 線分析 (XRF)]

装置：ハンドヘルド型蛍光 X 線分析装置 Tracer 5i (BRUKER)
測定条件：X 線管球ターゲット Rh (ロジウム)、X 線照射径 3 mm、測定雰囲気：大気、測定距離 2 mm、管電圧 40 kV、管電流 8 μ A、測定時間 120 s

[可視反射分光分析 (分光分析)]

装置：ハイパースペクトルカメラ Pika XC2 (RESONON)
測定条件 1：測定距離 400 mm、測定波長 390–1000 nm、スキャンスピード 0.0158 cm/s、フレームレート 1.5、1 ピクセルのサイズ約 0.10 cm、光源キセノン
測定条件 2：測定距離 1000 mm、測定波長 390–1000 nm、スキャンスピード 0.028 cm/s、フレームレート 1.0、1 ピクセルのサイズ約 0.25 cm、光源キセノン

※測定条件 2 は、③『アイヌ出漁図』のうち 3 点の測定のみに適応。

測定では、反射率標準試料により試料の測定強度を相対的に補正した。得られたスペクトルは、補正された相対反射 (relative reflectance) として定義し、任意単位 (a.u.) で表記した。得られた反射スペクトルは、Savitzky-Golay Smoothing 法 (データ点数 39) により二次微分スペクトルとした。

[表面観察]

装置：デジタルマイクロスコープ VHX-6000 (KEYENCE)
観察条件：レンズ ZS20、落射照明、倍率 20 倍

[赤外線撮影]

GFX100IR (富士フィルム)
撮影条件：FUJI FILTER OPTICAL IR76 (760 nm)

4. 結果と考察

4.1 基準試料

基準試料の XRF による検出元素と、分光分析により得られた特徴的な反射スペクトル及び吸収波長を表 1 に示す。本結果が概ね先行研究 (朽津他 1999、吉田 2011、紀他 2022) と一致したため、これらを基準試料として用いた。全ての試料のデジタルマイクロスコープ画像は、口絵と巻末に、XRF スペクトル、反射スペクトル及び二次微分スペクトルは巻末に付記した。

表 1 基準試料の主な検出元素と特徴的な波長

区分	試料名	一般的な化学組成	XRF による 主な検出元素	特徴的な反射 (nm)	特徴的な吸収 (nm)
青色	群青	$\text{Cu}_3(\text{OH})_2(\text{CO}_3)_2$	Cu	450 付近	>510
	ウルトラマリン	$\text{Na}_{6-10}\text{Al}_6\text{Si}_6\text{O}_{24}\text{S}_{2-4}$	N.D.	450, >750	510-700
	プルシアンブルー	$\text{Fe}_4(\text{Fe}(\text{CN})_6)_3 \cdot (\text{H}_2\text{O})_{14}$	Fe	460	>580
	スマルト	Si, K, Co などを含む	Co	<490, >700	540-660 付近
	藍	有機染料	–	>760	< 700
緑色	緑青	$\text{Cu}_2(\text{OH})_2(\text{CO}_3)$	Cu	530	>600
	(混色) 緑青 + 石黄	$\text{As}_2\text{S}_3, \text{Cu}_2(\text{OH})_2(\text{CO}_3)$	As, Cu	560	>650
	(混色) 藍 + 石黄	As_2S_3 、有機染料	As	> 520, >700	420-450 付近
	(混色) 藍 + 藤黄	有機染料	–	>520, >30	420 付近

赤色	辰砂	HgS	Hg、S	>640	<580
	鉛丹	Pb ₃ O ₄	Pb	>600	<540
	ベンガラ	Fe ₂ O ₃	Fe	620, 750	<570
	紅花	有機染料	-	440, >610	<540
黄色	黄土	ケイ酸塩鉱物など複数の化合物	Fe	460, >580	500
	石黄	As ₂ S ₃	As	>600	440 付近
	藤黄	有機染料	-	>600	430 付近
白色	胡粉	CaCO ₃	Ca	- *	- *
	鉛白	2PbCO ₃ ·Pb(OH) ₂	Pb	- *	- *

Cu：銅、Fe：鉄、Co：コバルト、As：ヒ素、Hg：水銀、S：硫黄、Pb：鉛、Ca：カルシウム、N.D.：非検出、-：未測定

*本調査における分光分析では、白色は測定波長全域で非常に高い反射を示し、特徴的な反射吸収は確認できない。

4.2 青色彩色材料の判別

プルシアンブルーは少量でも濃い青色を作ることができるため、含有元素である鉄がXRFではわずかな検出、または非検出となる可能性がある。また、藍やウルトラマリンについても、材料を構成する主成分が軽元素や有機質であるため、XRFでは検出が困難である。これら三種の彩色材料の同定には、分光分析が有効である。基準試料の反射スペクトル及び二次微分スペクトルを図6に示す。反射スペクトルでは、三種とも青色を示す波長域 (< 525 nm) に一つピークが確認できる。藍は500 nm付近に小さな反射が確認され、670 nm付近から大きく上昇し760 nm以降に高い反射を示した。一方、プルシアンブルーは、460 nm付近の反射を示した後、600 nm付近に吸収が見られた。ウルトラマリンでは、450 nm付近に反射を示した後、520 nm付近に吸収が見られ、650 nm付近より再度上昇する凹型の特徴的なスペクトル形状を示した。二次微分スペクトルは、反射スペクトルの変化をより明確に示し、類似した反射スペクトル形状を持つ彩色材料や、色調が薄く変化が微弱な場合でも特徴的なピークを検出するのに有効である。三種の二次微分スペクトルを比較すると、ウルトラマリンでは460 nm付近に大きい下向きのピークが確認され、510 nm付近と700 nm付近に上向きのピークを確認した。これは、反射スペクトルにおける反射域と吸収域を示す波長と一致し、より強調された結果となっている。プルシアンブルーは、470 nm付近に小さな下向きのピーク、580 nm付近に小さな上向きのピークを確認した。藍は、720 nm付近に大きい上向きのピーク、740 nm付近に下向きのピークを示した。三種の反射スペクトルはそれぞれに特徴的な形状を有し、二次微分スペクトルではそれがより顕著に示され

ることから、三種の彩色材料の判別を可能とする。

また、青色彩色材料の別の判別方法として、近赤外線画像がある。彩色材料の近赤外線を吸収、反射する特性を利用したものである (Roy ed.1993)。例として、青色の基準試料の可視画像及び近赤外線画像を示す (図7)。一つの試料では、上半分は各彩色材料と胡粉を混ぜた具有試料であり、下半分は彩色材料のみの具無試料となる。近赤外線画像では、群青やプルシアンブルーは近赤外線を吸収するため黒色として映り、ウルトラマリンや藍は近赤外線を反射するため白色として映ることが確認できる。また、プルシアンブルー (具有) の試料上部は、近赤外線を反射する胡粉が存在していても黒色を示した。胡粉は赤外線を反射するが、各顔料の赤外線を吸収する特性が優勢となり、黒色を示したと考えられる。これは、混色においても顔料を判別できる可能性を示唆している。このように近赤外線画像は、赤外線の反射特性を利用して青色彩色材料を区別する判断材料として有効である。ただし、彩色の濃度によっても画像の濃淡は変化するため、判定には注意が必要である。

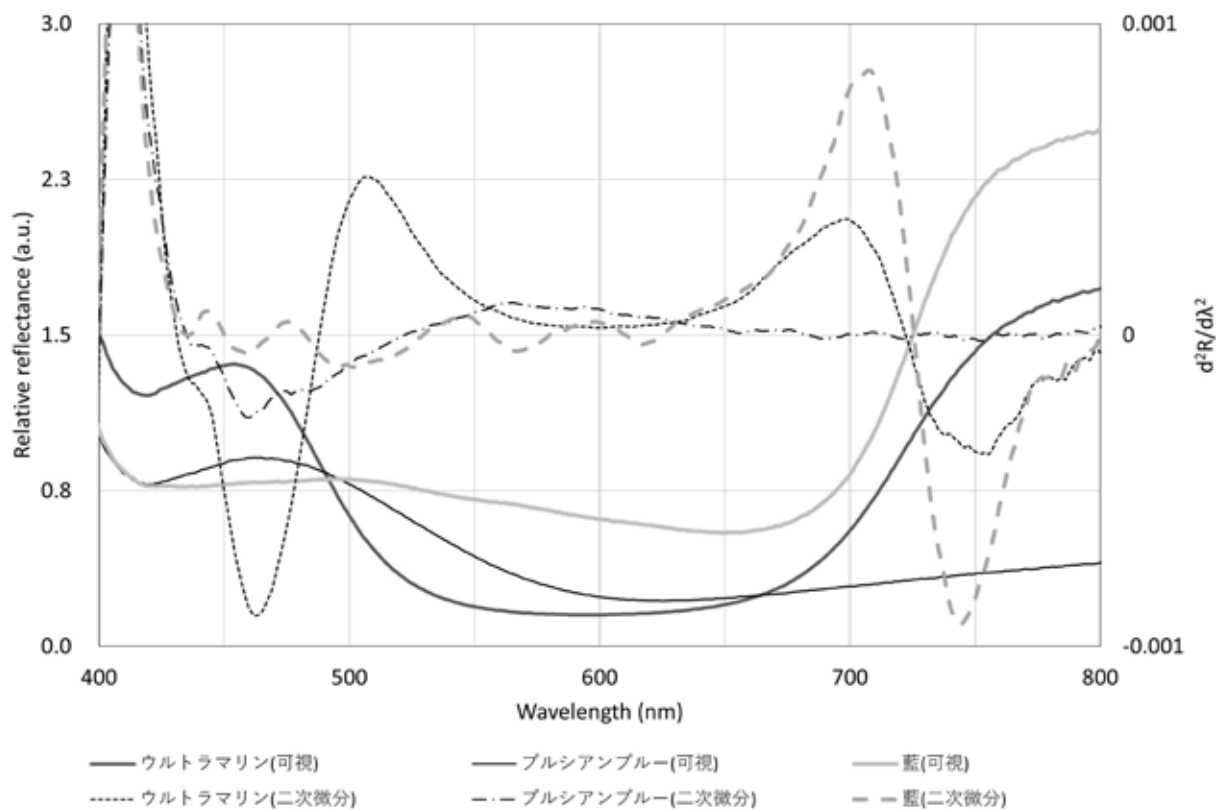


図6 反射スペクトル、二次微分スペクトル（ウルトラマリン、プルシアンブルー、藍）

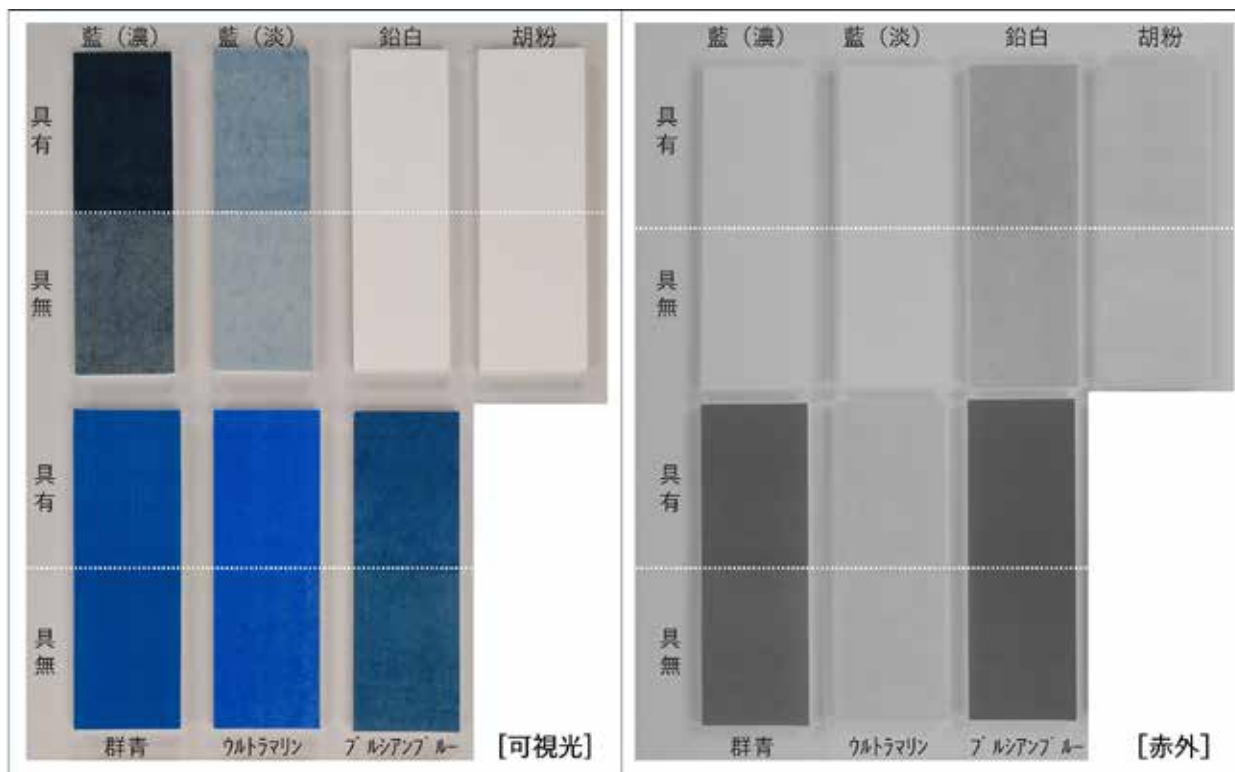


図7 各試料における可視光画像と近赤外線画像

4.3 ①『アイヌ風俗図』

測定結果に基づき推定した彩色材料を表2に示す。測定箇所は、目視観察により青色、緑色、赤色、黄色及び白色に分類した。XRFにおける元素の検出は、各作品で彩色が施されていない無地部分を測定し、無地部分より検出された元素の強度をバックグラウンドとして、彩色部分で検出された元素の強度から差し引いた値を用いて判定した。

青色：本作品では、衣服の切伏に用いられた濃い青色、衣服の水色及び少しくすんだ青色の3種類の青色を確認した。衣服模様の濃い青(F-01)は、XRFによりわずかに鉄が検出された。鉄を含有する青色顔料としては、主成分がフェロシアン化第二鉄であるプルシアンブルーが挙げられる。反射スペクトルを確認すると、色が濃いため特徴的な反射が確認できず、670 nm付近より小さく上昇した。本作品の近赤外線画像を確認すると、F-01の測定箇所は濃い色を示した(図8)。F-01は、近赤外線を吸収する彩色材料であり、XRFにより鉄が確認されたことからプルシアンブルーが想定されたが、反射スペクトルの形状と合致しないことから特定には至っていない。

衣服や陣羽織に用いられた水色(F-02、F-03、F-05)では、F-02とF-03でXRFより主に銅とカルシウムが、F-05ではカルシウムを検出した。検出元素から推定される彩色材料として、銅を含む青色顔料では群青が、カルシウムを含む白色顔料では胡粉が挙げられる。一方で、全ての反射スペクトル及び二次微分スペクトルは、藍と類似した形状を示した。また、目視観察では水色が施されている箇所、色むらのようなものが確認できた。有機質材料である藍は、青色色素成分のインディゴが水に不溶のため、そのままでは膠液に分散しづらい。そのため、体質顔料を加えて塗りむらを軽減する(島津2021)。体質顔料となる白色顔料には、胡粉の他にもアルミナケイ酸塩を主成分とする鉱物 kaolinite ($\text{Al}_4\text{Si}_4\text{O}_{10}(\text{OH})_8$) やケイ酸マグネシウムを主成分とする talc ($\text{Mg}_3\text{Si}_4\text{O}_{10}(\text{OH})_2$) が挙げられるが、これらの主成分であるケイ素やアルミニウム、マグネシウムはどれも軽元素のため、今回用いたXRFの測定方法では検出が困難であった。したがって、ここでは体質顔料としてXRFで検出されたカルシウムから胡粉を推定し、藍と共に用いられたと考えた。近赤外線画像では、F-05の測定箇所は白く映り、藍と胡粉とした推定と一致する。一方、F-02、

F-03はくすんだ色を呈しており、やや赤外線を吸収していることを確認した。この結果から、XRFで検出された銅を含む群青の存在が考えられた。したがって、F-02、F-03は、藍と胡粉そして群青、F-05は藍と胡粉と推定した。

衣服裾に用いられた青色(F-04)は少しくすんだ色であり、XRFではカルシウムが検出され、二次微分スペクトルの形状が藍と類似した。近赤外線画像でも、F-04は白く映っていることから藍と胡粉とした。

なお、子供の衣服の水色(F-05)の近赤外線画像では、衣服の臀部や右肩部、また袖の部分に目視ではわからなかった柄のようなものが薄く映っていることが確認できた(図9)。臀部や右肩の部分は、黒く映る切伏から連続しているようにも見える。これらのことから、先に描かれていた切伏に似た絵柄に、F-05で推定した胡粉と藍を混ぜた顔料を上塗りした可能性が考えられた。理由や手法は明らかではないが、制作過程などを検討する上で有益な事例と考える。

緑色：草に用いられた薄い緑(F-06)や陣羽織の裾(F-07)と腕(F-08)に施された鮮やかな緑色からは、XRFより主に銅、亜鉛、ヒ素が検出された。検出元素から推定される顔料として、銅を含む緑色顔料では緑青、ヒ素を含む黄色顔料では石黄、また緑色合成顔料であるエメラルドグリーン(アセト亜砒酸銅($\text{Cu}(\text{C}_2\text{H}_3\text{O}_2)_2 \cdot 3\text{Cu}(\text{AsO}_2)_2$))などが挙げられる。しかし、先行研究によれば、エメラルドグリーンの銅とヒ素の検出強度比($\text{Cu-K}\alpha / \text{As-K}\alpha$)は、2:3、または1:1程度とされる(星他2003、荒井他2024)。つまり、ヒ素に対する銅の比率は、およそ0.7または1程度となり、銅の検出強度がヒ素より小さいか、同等程度である必要がある。しかし、XRFの結果は、いずれも銅の検出強度がヒ素に比べて非常に大きく一致しなかった(図10)。また、緑青と石黄の混色による基準試料も、銅の検出強度がヒ素より大きく一致しない。緑青と石黄の混色は、両者の混合配分によって検出強度が変化するが、ヒ素の検出強度を大きくするためには、ヒ素を含む石黄を多く混合する必要がある、基準試料よりも黄色みが強い緑色になることが想定され、測定箇所とは異なる色味となる可能性がある。反射スペクトルは、F-06、F-07、F-08でおおむね同じ形状を示したため、ここではF-08と緑色の基準試料として緑青、緑青と石黄の混色の反射スペクトル及び二次微分スペクトルをそれぞれ図11、図12に示す。

F-08の反射スペクトルでは、560 nm付近に大きい反射があり、その後は670 nm付近に吸収が確認できた。反射スペクトルの形状は緑青や緑青と石黄の混色と類似するが、ピーク位置が両試料と比較するとやや長波長側に位置していた。二次微分スペクトルでも、F-08は560 nm付近に下向きのピークを確認し、650 nm付近に上向きのピークが確認できた。対して、緑青の二次微分スペクトルでは530 nm付近に下向きのピークがあり、600 nm付近に上向きのピークが確認できた。緑青と石黄の混色では500 nm付近になだらかな上向きのピーク、590 nm付近にもなだらかな下向きのピークを確認した。F-08の二次微分スペクトルの形状は緑青と類似したが、ピーク位置は全体的にやや長波長側にシフトした。なお、エメラルドグリーンは、反射スペクトルで520 nm付近に特徴的な反射を持ち、420 nmと700 nm付近に大きな吸収を示す凸型のスペクトルである(朽津他 2001)。この特徴はF-08と類似するが、反射の位置は異なる。

早川(2009)は、銅系緑色顔料として、銅の他に亜鉛やヒ素を含む顔料の存在を示している。その顔料は、天然の緑青であるMalachiteを主構成成分として、その他にAdamite、Philipsburgiteといった鉱物が含まれており、Malachiteや天然群青のAzuriteに伴い産出されることがあるという。そして、これらの鉱物は、亜鉛やヒ素を含有している。早川による銅とヒ素の検出強度比($Cu-K\alpha/As-K\alpha$)は、およそ2-4:1、銅と亜鉛($Cu-K\alpha/Zn-K\alpha$)は1-2:1とある。つまりヒ素に対する銅の比率は2-4、亜鉛に対する銅の比率は1-2となり、銅の検出強度がヒ素や亜鉛よりも大きくなる。今回のXRFの結果から、ヒ素に対する銅の検出強度比率は、F-06で約4、F-07で約10、F-08で約12であり、亜鉛に対する銅の比率はF-06で約4、F-07で約8、F-08で約7であった。早川と比較するとF-07とF-08で強度比率がやや大きくなるが、亜鉛が検出された結果とも一致する。また、ヒ素を含有することで黄色みが増し、反射スペクトルが基準試料の緑青よりも全体的に長波長側にシフトしたと推測できる。これらの結果から、F-06、F-07及びF-08の顔料は、緑青他の複合化合物である可能性が考えられた。

人物の目(F-09、F-10)の濃い緑色からは、XRFではわずかに鉄を検出したが、同定には至っていない。

赤色：2種類の赤色が確認された。衣服(F-13、F-15)や漆器類(F-14、F-16)に用いられた鮮やかな赤色からは、XRFにより水銀が、F-13、F-14、F-16からは鉛と硫黄も共に検出された。水銀と硫黄を含む赤色顔料では辰砂が、鉛では鉛丹が想定された。基準試料の反射スペクトルでは、辰砂は580 nm付近、鉛丹では540 nm付近より反射が急激に上昇し、二次微分スペクトルでもそれぞれ対応するピークが確認できる。F-13、F-14、F-15では、580 nm付近より上昇する辰砂の特徴を示しており、F-16の反射スペクトルはやや緩やかに550-560 nm付近から上昇している。顔料を混ぜて用いた場合、反射スペクトルの波長はシフトする可能性がある。鉛が検出された測定箇所の赤色は、どれもやや黄みがかっており、彩色材料として辰砂と共に鉛丹を用い、やや黄みがかった赤色を表現したものと推測した。耳飾りに用いられた赤色(F-17)と落款(F-11、F-18)からはXRFで水銀を、F-11、F-18ではわずかに硫黄も共に検出し、反射スペクトルでは辰砂の特徴と一致した。ござの線に用いた薄い赤色(F-12)は、反射スペクトルは辰砂と類似したが、XRFで辰砂に固有の元素が検出されなかったため、同定には至っていない。

黄色：衣服に用いられた薄い黄色(F-19、F-20)は、XRFで銅とヒ素を検出した。ヒ素を含む黄色顔料では石黄が想定される。しかし、反射スペクトルでは彩色が薄いためか特徴を得られず、同定には至っていない。漆器の模様を用いられた黄土色(F-21、F-22)からは、XRFでは主に金と水銀、また鉛が検出された。検出された元素のうち水銀と鉛は、周囲に彩色されている赤色に起因すると考えられた。同様に漆器と見られるF-14の行器の蓋裏の鮮やかな赤色に辰砂と鉛丹の使用が確認されている。このことより、F-21の模様がある漆器の赤色においても同様の顔料の使用が想定され、水銀と鉛の検出はこれらに由来すると考えられた。F-22は、模様の輪郭線に赤色が用いられていることから、F-21と同様に赤色顔料に由来する水銀と鉛を検出したと考えられた。これらの推察に基づき、黄色部分のみを選択した分光分析⁴を実施したところ、辰砂や鉛丹のスペクトルは得られなかった。したがって、黄色部分には、検出元素から金が用いられていると同定した。陣羽織の裾にみられる黄色(F-23)からは、XRFにより鉛が検出された。鉛を含む黄色顔料では、一酸化鉛である密陀

僧 (PbO) があるが、近代での事例はあまり見られない。また、明治期に開発された黄鉛 (PbCrO₄) は、近代日本画でも存在の可能性が示唆されているが (荒井他 2004)、クロムの検出が確認できないため、ここでは同定には至っていない。人物の肌の薄い茶色 (F-24) は、XRF ではわずかに鉄が検出された。反射スペクトルでは判定しづらいが、二次微分スペクトルでは 550 nm 付近に上向きのピークが、590 nm 付近に下向きのピークを確認し、赤色がもつ特徴を示した。よって、鉄を含む赤色顔料であるベンガラの可能性が

考えられた。衣服の模様の線描に用いられた黄色 (F-25、F-26) は、XRF で金を検出したことから、金と同定した。

白色：イノウ (F-27) と衣服の模様 (F-28) に用いられた白色からは、XRF によりカルシウムを検出した。あわせて、銅や金を検出したが、両者とも測定箇所が小さいため、周囲の色成分をあわせて検出したと考えられた。したがって、カルシウムを主成分とする白色顔料である胡粉と推定した。

表2 分析結果と推定彩色材料 (①『アイヌ風俗図』)

色み	調査 No.	XRF による 主な検出元素 *	分光分析による 推定彩色材料	推定彩色材料	測定部位
濃青	F-01	(Fe)	不明	不明	衣服背模様
水色	F-02	Ca, Cu, (Pb), (Zn)	藍	胡粉、藍、群青か	衣服裾
水色	F-03	Cu, Ca, (Pb)	藍	胡粉、藍、群青か	陣羽織肩
くすんだ青	F-04	Ca	藍	胡粉、藍	衣服裾
水色	F-05	Ca, (Pb)	藍	胡粉、藍か	衣服
薄緑	F-06	Cu, Zn, As	エメラルドグリーンか	緑青他の複合化合物か	草
鮮やかな緑	F-07	Cu, Zn, As, Fe	エメラルドグリーンか	緑青他の複合化合物か	陣羽織裾
鮮やかな緑	F-08	Cu, Zn, As Fe	エメラルドグリーンか	緑青他の複合化合物か	椀
濃緑	F-09	(Fe)	不明	不明	人物の目
濃緑	F-10	(Fe)	不明	不明	人物の目
赤	F-11	Hg	辰砂	辰砂	落款
薄赤	F-12	N.D.	辰砂	不明	ござの線
鮮やかな赤	F-13	Hg, Pb, S	辰砂	辰砂、鉛丹か	陣羽織裾
鮮やかな赤	F-14	Hg, Pb, S	辰砂	辰砂、鉛丹か	行器の蓋裏
鮮やかな赤	F-15	Hg, (As), (S)	辰砂	辰砂	衣服裾
鮮やかな赤	F-16	Hg, Pb, S	辰砂	辰砂、鉛丹か	椀の内側
赤	F-17	Hg, S	辰砂	辰砂	耳飾り
赤	F-18	Hg, (S)	辰砂	辰砂か	落款
薄黄	F-19	Cu, (As)	不明	不明	衣服
薄黄	F-20	Cu, As, (Zn)	不明	不明	衣服
黄土色	F-21	Hg, Pb, Au, Zn, Cu	不明	金 (椀の赤地に Hg, Pb か)	椀模様
黄土色	F-22	Au, Hg, Pb, S, Cu	不明	金 (椀の赤地に Hg, Pb か)	行器模様
黄	F-23	Pb	不明	不明	陣羽織裾
薄茶	F-24	(Fe)	ベンガラか	ベンガラか	人物の肌 (首元)
黄	F-25	Au, (As)	不明	金	衣服模様
黄	F-26	Au	不明	金	衣服模様
白	F-27	Ca, Cu, (As)	-	胡粉	イノウ
白	F-28	Ca, Cu, Au	-	胡粉	衣服模様
無地	F-30	Ca, (Fe)	-	-	素地

S: 硫黄、Ca: カルシウム、Fe: 鉄、Cu: 銅、Zn: 亜鉛、As: ヒ素、Au: 金、Hg: 水銀、Pb: 鉛、N.D.: 非検出、() わずかに検出、- : 未測定・未推定 * XRF による検出元素は検出強度が高い順に記した。



図8 ①『アイヌ風俗図』(岩手県立博物館蔵) 近赤外線画像



図9 ①『アイヌ風俗図』(岩手県立博物館蔵)
近赤外線画像拡大図(矢印部分、目視では未確認)

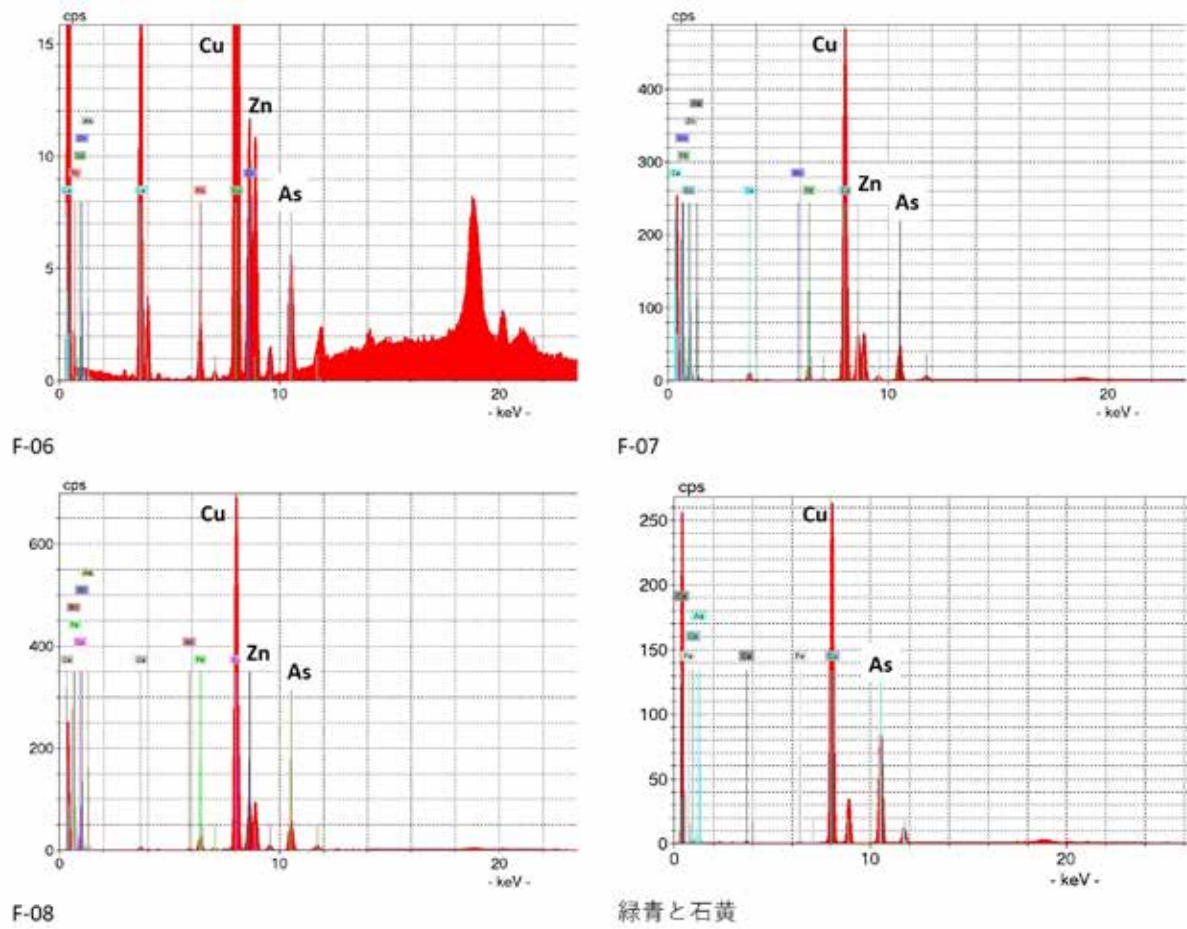


図10 XRF スペクトル (上段左: F-06、右: F-07、下段左: F-08、右: 基準試料 (緑青+石黄))

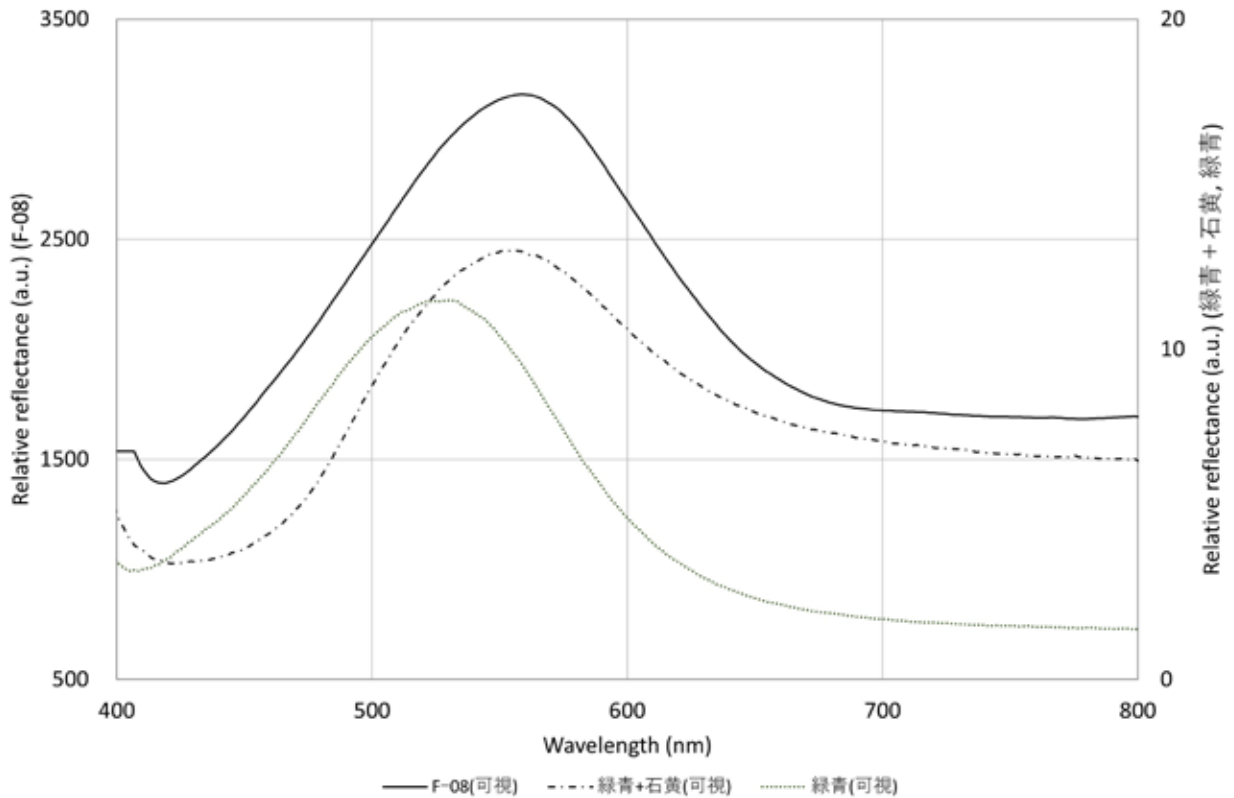


図11 反射スペクトル (F-08、緑青+石黄、緑青)

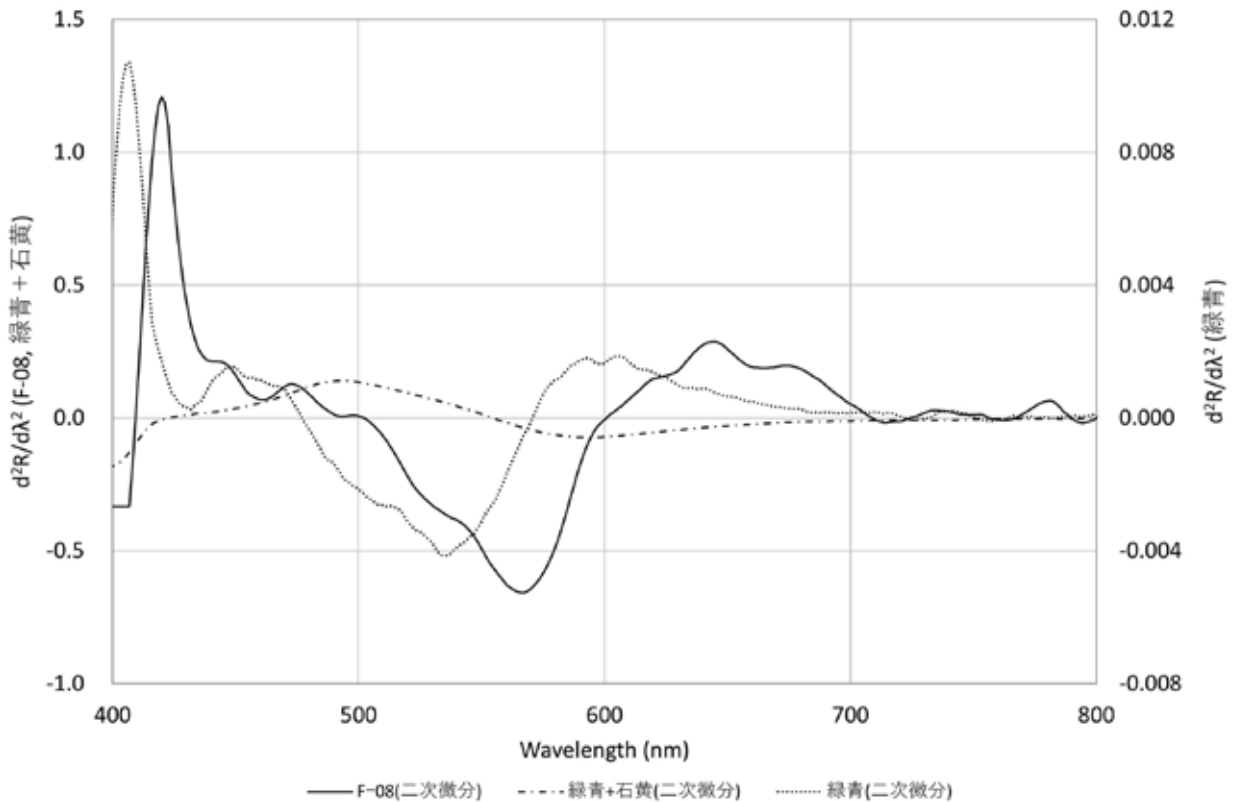


図12 二次微分スペクトル (F-08、緑青 + 石黄、緑青)

4.4 ②『蝦夷風俗十二ヶ月屏風 (三月)、(四月)』

青色：「三月」では、衣服の袖に用いられた水色 (E3-01) と濃い青色 (E3-02) を確認した (表3)。E3-01の水色は、XRFでカルシウムを検出したことから胡粉の使用を同定した。反射スペクトルでは、500 nm 付近の小さいピークは確認できなかったが、680 nm 付近より上昇するスペクトルの特徴が藍と類似したことから藍と推定した。したがって、E3-01は藍と胡粉が用いられていると推定した。E3-02は、XRFではわずかにヒ素が検出されたが、反射スペクトルでは特徴を得られなかった。

「四月」では、衣服袖に用いられた濃い青色 (E4-01) は、XRFでは検出されず、反射スペクトルでも同定には至らなかった。衣服模様の地に用いられた水色 (E4-02) は、XRFでカルシウムとヒ素を検出した。二次微分スペクトルでは、680 nm 付近から上昇する反射などから藍と判定し、胡粉と藍と推定した。E4-02と同じ衣服模様の柄に用いられた青色 (E4-03) は、XRFでカルシウムとヒ素を検出、二次微分スペクトルはウルトラマリンのスペクトルに類似したことから、胡粉とウルトラマリンと推定した。ただし、E4-03は測定箇所が小さいため、XRFでは周囲の地

の水色 (E4-02) も同時に測定している可能性があり、検出したカルシウムはE4-02に含まれる成分とも考えられた。背を向けている左側の人物の衣服の背の切伏に用いられた青色 (E4-05) は、XRFより銅が検出された。二次微分スペクトルはウルトラマリンに類似した。E4-05は、切伏の刺繍線を表す部分に緑色が確認でき、銅の検出はこの緑色に用いられた緑青によるものと考えられた。近赤外線画像では、E4-05の切伏部は白く映り、二次微分スペクトルからウルトラマリンとした推測と一致する (図13)。また、刺繍線とみられる部分は赤外線吸収し、黒い線として確認できる。これらのことから、青色には胡粉とウルトラマリンの使用を推定した。人物の目の濃い青色 (E4-04) は、XRFでは非検出であり、反射スペクトルでも特徴が得られなかった。

緑色：「三月」の山岳部 (E3-03) や苔 (E3-04) に用いられた緑色では、XRFにより銅を、E3-03ではその他に主に亜鉛を検出した。E3-03で亜鉛に対する銅の検出強度比は約19で、3.5.3で示した早川の事例よりも大きい値であった。反射スペクトルでは、580 nm 付近に反射が確認でき、その後もやや上昇気

味の形状を示した。黄色の色みが存在するために、緑青の 550 nm 付近の特徴的な反射が長波長側にシフトしたと推測した。この特徴は、①『アイヌ風俗図』F-06、F-07、F-08 の緑色に見られた特徴と類似する。そのため、E3-03 は緑青他の複合化合物と推定した。E3-04 は、銅以外の元素が確認できていないため、緑青と考えられた。

赤色：XRF では、「三月」、「四月」の E4-09 を除く全ての測定箇所から水銀と硫黄を検出し、反射スペクトルの特徴とも合致したことから、辰砂と同定した。XRF で水銀のみの検出であった E4-09 も、反射スベ

クトルから辰砂と同定した。なお、衣服の背の模様の赤色 (E4-08) からは銅も検出されたが、これは青色の E4-05 と同様に、切伏の刺繍線を表す部分に用いられた緑青と推定した緑色を共に測定した結果と考えられた。

白色：「三月」で舟の帆に用いられた白色 (E3-07) では、XRF でわずかに亜鉛を検出した。亜鉛を含有する白色顔料では酸化亜鉛である亜鉛華が該当するが、検出強度が小さいことから同定には至っていない。

表3 分析結果と推定彩色材料 (②『蝦夷風俗十二ヶ月屏風 (三月、四月)』)

色み	調査 No.	XRF による 検出元素 *	分光分析による推 定彩色材料	推定彩色材料	測定部位
「三月」					
水色	E3-01	Ca, (As)	藍	胡粉、藍	衣服模様
濃青	E3-02	(As)	不明	不明	衣服袖
緑	E3-03	Cu, Zn, (Pb)	緑青	緑青他の複合化合物か	山の緑
緑	E3-04	(Cu)	緑青か	緑青か	草
赤	E3-05	Hg, S	辰砂	辰砂	耳飾り
赤	E3-06	Hg, (S)	辰砂	辰砂	落款
白	E3-07	(Zn)	-	不明	舟の帆
無地	E3-08	(Ca), (Fe), (Zn)	-	-	素地
「四月」					
濃青	E4-01	N.D.	不明	不明	衣服の袖
水色	E4-02	Ca, As	藍	胡粉、藍	衣服背の模様
青色	E4-03	Ca, As	ウルトラマリン	胡粉とウルトラマリン	衣服背の模様
濃青	E4-04	N.D.	不明	不明	人物の目
青色	E4-05	Cu, (Ca)	ウルトラマリン	胡粉、ウルトラマリン (Cu は緑色線描由来か)	衣服背の切伏
赤	E4-07	Hg, S	辰砂	辰砂	漆器内側
赤	E4-08	Hg, Cu, S	辰砂	辰砂 (Cu は緑色線描由来か)	衣服背の模様
赤	E4-09	Hg	辰砂	辰砂	落款
薄赤	E4-10	Hg, (S)	辰砂	辰砂	ごごの線
赤	E4-11	Hg, S	辰砂	辰砂	耳飾り
無地	E4-12	(Zn), (Ca), (Fe)	不明	-	素地

S：硫黄、Ca：カルシウム、Fe：鉄、Cu：銅、Zn：亜鉛、As：ヒ素、Hg：水銀、Pb：鉛、N.D.：非検出、() わずかに検出、-：未測定・未推定 * XRF による検出元素は検出強度が高い順に記した。

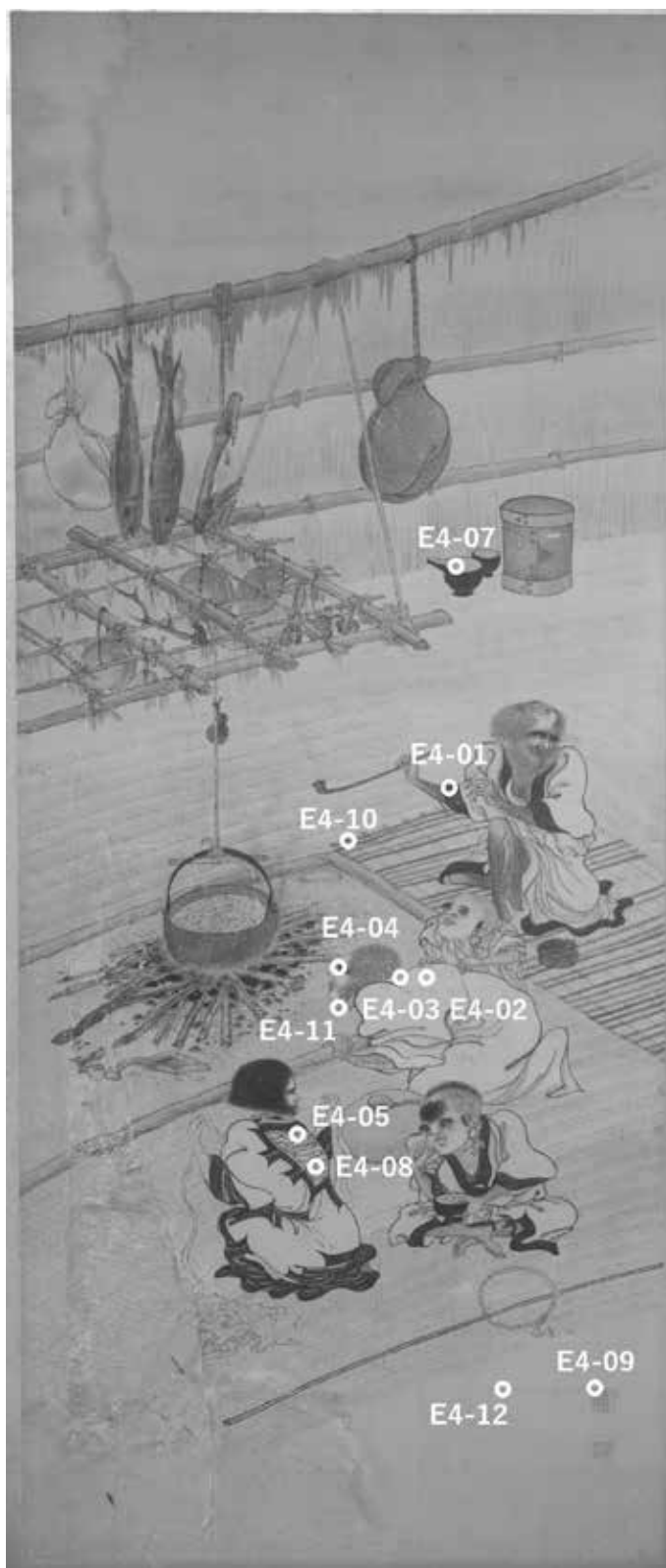


図13 ②『蝦夷風俗十二ヶ月屏風(四月)』(花巻市博物館蔵 近赤外線画像)

4.5 ③『アイヌ出漁図』

測定結果と結果に基づき推定した彩色材料を表4に示す。

青色：衣服の背の模様部分 (SY-01) の濃い青色は、XRF からヒ素を検出した。しかし、反射スペクトルは、全ての波長域で低い反射を示すのみで同定できなかった。

緑色：山肌の薄い緑色 (SY-02) は、XRF では検出されず、二次微分スペクトルでは 680 nm 付近に上向きのピーク、720 nm 付近に下向きのピークがあり藍

と類似した。

赤色：人物頭部 (SY-03) の薄い赤色からは XRF によりわずかに鉄を検出したが、反射スペクトルは赤色の基準試料と一致せず、同定には至っていない。衣服に用いられた薄い赤色 (SY-04) では、わずかにヒ素が検出されたが、反射スペクトルは素地である SY-06 とほぼ同じ形状であり、同定には至っていない。落款 (SY-05) に用いられた赤色は、XRF では水銀と硫黄が検出された。反射スペクトルでも辰砂と合致したことから辰砂と同定した。

表4 分析結果と推定彩色材料 (③『アイヌ出漁図』)

色み	調査 No.	XRF による 検出元素 *	分光分析による 推定彩色材料	推定彩色材料	測定部位
濃青	SY-01	As	不明	不明	衣服背
薄緑	SY-02	N.D.	藍か	藍か	山
薄赤	SY-03	(Fe)	不明	不明	人物の頭部
薄赤	SY-04	(As)	不明	不明	衣服
赤	SY-05	Hg, S	辰砂	辰砂	落款
無地	SY-06	(Ca), (Fe)	N.D.	—	素地

S：硫黄、Ca：カルシウム、Fe：鉄、As：ヒ素、Hg：水銀、N.D.：非検出、() わずかに検出、—：未測定・未推定 * XRF による検出元素は検出強度が高い順に記した。

4.6 ④『蝦夷人昆布採取図』

青色：XRF では測定した4か所のうち、3か所でわずかにヒ素が検出されたが、それ以外に主だった元素は検出されなかった (表5)。女性の衣服の袖に用いられた青色 (K-01) と、その人物の下に位置する人物の足元に用いられた青色 (K-03) は、反射スペクトルからウルトラマリンと推定した。海に用いられた薄い青色 (K-04) は、反射スペクトルより藍を推定した。衣服の裾に用いられた濃い青色 (K-02) からはわずかにヒ素が検出されたが、反射スペクトルでは特徴を得られず、同定には至っていない。

緑色：測定した2か所のうち、衣服に用いられた緑色 (K-05) は、XRF では銅とヒ素、また亜鉛を検出した。ヒ素に対する銅、亜鉛に対する銅の検出強度比率は、それぞれ約5と約7であり、①『アイヌ風俗図』のF-06の検出強度比率と近似した。反射スペクトルの特徴は、藍と類似した。この結果から緑青他の複

合化合物、そして藍と推定した。山肌の薄い緑色 (K-06) からは XRF でヒ素が検出され、反射スペクトルでは藍の可能性が示唆された。ヒ素を含む黄色顔料では石黄があり、藍と石黄の混色も考えられたが、反射スペクトルでは短波長側の反射形状が混色の基準試料と一致せず、同定には至っていない。

赤色：XRF では、測定した4か所のうち、衣服に用いた赤色 (K-09) 以外の全てで水銀と硫黄を検出した。反射スペクトルでも辰砂と一致したことから、辰砂と推定した。K-09 は、XRF では元素は検出されず、反射スペクトルでも特定できなかった。

白色：帆船の帆の部分 (K-12) からはカルシウムが検出され、胡粉と推定した。衣服の白色 (K-11) からは、わずかにヒ素を検出したが、同定には至っていない。

表5 分析結果と推定彩色材料 (④『蝦夷人昆布採取図』)

色み	調査 No.	XRF による 検出元素 *	分光分析による 推定彩色材料	推定彩色材料	測定部位
青	K-01	As, (Ti), (Cu)	ウルトラマリン	ウルトラマリン	衣服袖
濃青	K-02	(As)	不明	不明	衣服裾
青	K-03	(As)	ウルトラマリン	ウルトラマリン	足元
薄青	K-04	N.D.	藍	藍	海
緑	K-05	Cu, As, Zn	藍、緑または黄色彩色材料	緑青他の複合化合物、藍か	衣服内側
薄緑	K-06	(As)	藍か	不明	山
赤	K-07	Hg, S	辰砂	辰砂	たすき
赤	K-08	Hg, S	辰砂	辰砂	マキリ
薄赤	K-09	N.D.	不明	不明	衣服
赤	K-10	Hg, S, (Pb)	辰砂	辰砂	落款
白	K-11	(As)	—	不明	衣服
白	K-12	Ca	—	胡粉	舟
無地	K-14	Ca, (Fe)	N.D.	不明	素地

S: 硫黄、Ca: カルシウム、Ti: チタン、Fe: 鉄、Cu: 銅、Zn: 亜鉛、As: ヒ素、Hg: 水銀、Pb: 鉛、N.D.: 非検出、() わずかに検出、—: 未測定・未推定 * XRF による検出元素は検出強度が高い順に記した。

4.7 ⑤『酒宴図』

測定箇所は、目視観察により青色、緑色、赤色、黄色、白色に加えて、紫色に分類した。

青色: 衣服に用いられた薄い青色 (S-01) は、XRF では元素は検出されず、分光分析では反射スペクトルよりウルトラマリンと推定した (表 6)。衣服の袖や背の切伏に用いられた濃い青色 (S-02、S-06) は、XRF ではわずかにヒ素を検出するのみであった。分光分析では、S-02 は切伏に描かれている描線を測定し、反射スペクトルは藍と類似した。この結果から、S-02 は藍と推定した。S-06 は、特定できなかった。衣服袖や背の模様の水色 (S-03、S-05) は、XRF では S-03 でわずかなヒ素の検出のみであり、反射スペクトルより S-03、S-05 はウルトラマリンと推定した。海の薄い青色 (S-04) では、反射スペクトルから藍の可能性が考えられた。

緑色: XRF では、測定した 7 か所のうち S-10 を除く 6 か所で銅とヒ素が検出された。6 か所のヒ素に対する銅の検出強度比率は約 0.65–0.85 であり、エメラルドグリーンの割合である 0.6 または 1 と概ね一致した。このうち、S-07、S-08、S-09 は反射スペクトルが類似したが、どれも 550 nm 付近に特徴的な反射を持つエメラルドグリーンのスペクトルとは一致せず、670 nm 付近より上昇する藍の特徴を示した。ただし、520 nm 付近にもなだらかな反射が確認でき、基準試

料の藍と石黄の混色の反射スペクトルの形状と類似した。しかし、彩色は濃い緑色を呈していることから、透過性の高い染料の藍と石黄との混色とは考えにくい (口絵基準試料)。よって、他の黄色や緑色彩色材料の使用の可能性も考えられた。これらの結果から S-07、S-08、S-09 は、検出元素よりエメラルドグリーンまたは緑青他の複合化合物、反射スペクトルより藍の可能性が示された。衣服に用いられた薄い緑色 (S-10) では、XRF よりわずかに銅を検出したが、反射スペクトルでは藍を推定し、銅を含む緑青の特徴は得られなかった。藍を用いて緑色とするために黄色染料などの使用も考えられるが、S-10 は色も薄く、彩色自体が少ない可能性もあり検出が困難であった。漆器や衣服に用いられた緑色 (S-11、S-12) は、他の緑色と比べて鮮やかな緑色であり、反射スペクトルがエメラルドグリーンの特徴と一致した。したがって、検出強度比及び反射スペクトルから、S-11、S-12 はエメラルドグリーンと推定した。山肌に用いられた薄い緑色 (S-13) は、反射スペクトルは S-07、S-08、S-09 に類似するがやや不明瞭であり、同定に至っていない。

赤色: XRF では薄い赤色である S-19、S-20 以外は、測定した全ての赤色から水銀と硫黄が検出され、反射スペクトルも辰砂と一致したことから、辰砂と同定した。S-14、S-15、S-16 ではあわせて銅を検出したが、周囲に銅を含む顔料の使用は確認できず、由来は

不明である。衣服 (S-19) や人物の肌 (S-20) に見られた薄い赤色は、XRF で元素は検出されなかった。二次微分スペクトルでは、S-19、S-20 ともに 550 nm 付近に上向きのピーク、600 nm 付近に下向きのピークが確認でき、赤色の特徴を示しているが同定には至っていない。落款 (S-18) からは水銀以外に鉛を検出し、鉛丹の存在が考えられた。

黄色：シントコの模様用いられたくすんだ黄色 (S-23) では、XRF より銅が検出された。しかし、反射スペクトルでは特徴的なスペクトルは得られなかった。検出された銅については、シントコの傍らに描かれている人物の衣服の背の緑色 (S-09) で銅が検出されていることを踏まえると、同人物の衣服の裾の緑色にも同様に銅を含む緑色顔料が使用されている可能性が高い。S-23 の測定範囲に、この緑色が含まれた

ことで共に銅を検出した可能性が考えられたが、同定には至っていない。陣羽織に用いられた黄色 (S-24) では、XRF では主な元素は検出されず、反射スペクトルでも特定できなかった。

紫色：衣服に用いられた薄紫色 (S-25) は、XRF では主に銅とカルシウムを検出した。反射スペクトルでは、600 nm 付近から上昇していく赤色の特徴が見られたが、XRF で赤色顔料に由来する元素は検出されなかった。紫色を作るために青色と赤色の彩色材料を混ぜたと考えると、銅を含有する青色顔料として群青、赤色には XRF では検出できない有機質の彩色材料の可能性が考えられたが、同定には至っていない。

白色：全ての測定箇所 XRF によりカルシウムを検出したことから、胡粉と同定した。

表6 分析結果と推定彩色材料 (㊦『酒宴図』)

色み	調査 No.	XRF による 検出元素 *	分光分析による 推定彩色材料	推定彩色材料	測定部位
薄青	S-01	N.D.	ウルトラマリン	ウルトラマリン	衣服
濃青	S-02	(As)	藍	藍	衣服袖の切伏 (分光分析では 模様線)
水色 (白線有)	S-03	Ca, (Fe), (As)	ウルトラマリン	ウルトラマリン	衣服袖の端
薄青	S-04	N.D.	藍	藍	海
水色	S-05	(Fe)	ウルトラマリン	ウルトラマリン	衣服背の模様
濃青 (線あり)	S-06	(As)	不明	不明	衣服背の切伏
緑 (柄有)	S-07	As, Cu, Zn	藍、黄または緑色彩色材料	エマルト [®] グリーンまたは緑青他の 複合化合物、藍か	陣羽織
緑	S-08	As, Cu	藍、黄または緑色彩色材料	エマルト [®] グリーンまたは緑青他の 複合化合物、藍か	草
緑 (水色線有)	S-09	As, Cu	藍、黄または緑色彩色材料	エマルト [®] グリーンまたは緑青他の 複合化合物、藍か	衣服背
薄緑	S-10	(Cu)	藍か	藍、黄色染料か	衣服
鮮やかな緑	S-11	As, Cu	緑青、またはエマルト [®] グリーン	エマルト [®] グリーン	漆器模様
鮮やかな緑	S-12	As, Cu	緑青、またはエマルト [®] グリーン	エマルト [®] グリーン	衣服
薄緑	S-13	As, Cu	不明	不明	山
赤 (柄有)	S-14	Hg, S, Cu	辰砂	辰砂	陣羽織
赤	S-15	Hg, S, Cu	辰砂	辰砂	漆器
赤	S-16	Hg, S, Cu	辰砂	辰砂	漆器
赤	S-17	Hg, S	辰砂	辰砂	ござの線
赤	S-18	Hg, S Pb, (Cu)	辰砂	辰砂、鉛丹か	落款
薄赤	S-19	N.D.	不明	不明	衣服
薄赤	S-20	N.D.	N.D.	不明	人物の肌 (首元)

薄赤	S-21	Hg, Fe, (S)	辰砂	辰砂	容器
赤	S-22	Hg, S	辰砂	辰砂	陣羽織
くすんだ黄	S-23	Cu, Zn	不明	不明	シントコの模様
黄	S-24	N.D.	不明	不明	陣羽織
薄紫	S-25	Cu, Ca, (Zn), (As)	不明	不明	衣服
白	S-26	Ca	—	胡粉	頭骨
白	S-27	Ca, (As)	—	胡粉	衣服背
白	S-28	Ca	—	胡粉	舟
無地	S-30	(Ca), (Fe)	N.D.	—	素地

S：硫黄、Ca：カルシウム、Fe：鉄、Cu：銅、Zn：亜鉛、As：ヒ素、Hg：水銀、Pb：鉛、N.D.：非検出、() わずかに検出、—：未測定・未推定 * XRF による検出元素は検出強度が高い順に記した。

4.8 彩色材料から推定される作品の制作時期区分

今回の調査で推定された彩色材料のうち、主に1860年代以降に日本国内での使用が確認されているウルトラマリンとエメラルドグリーンの有無から、本調査作品の制作時期を考察した。③『アイヌ出漁図』は色数が非常に少なく、作風により顔料が限定されている可能性もあるため、考察には含めない。また、ここでは、修好通商条約締結による通商が開始される1859年を「開港」として述べる。

今回の科学的調査及び先行研究で確認された、屏山作品のウルトラマリン及びエメラルドグリーンの使用状況を表7に示す。ウルトラマリンの日本国内での流通時期を箱館開港後と考えれば、ウルトラマリンが使用されていない①『アイヌ風俗図』は開港前、それ以外の作品は開港後に制作されたと考えられる。①『アイヌ風俗図』で、緑色は緑青の複合化合物と推定したが、この顔料の使用は1700年代に描かれた日本画の作品に確認されており(早川2009)、箱館開港前とする考えとも一致する。

エメラルドグリーンは、先行研究より屏山の1871年の銘記がある作品で使用が確認されていることから(朽津2000)、他の作品にもこの顔料を用いた可能性は十分に考えられた。しかし、今回の調査においてエメラルドグリーンと推定されたのは、⑤『酒宴図』に用いられた緑色のみであり、ウルトラマリンの使用と必ずしも一致しなかった。彩色材料の観点に限定すれば、エメラルドグリーンはウルトラマリンより遅れて作品に取り入れられた可能性がある。⑤『酒宴図』は、款記から1855年または1867年が制作時期と考えられるが、ウルトラマリンやエメラルドグリーンの使用からは1867年とするのが妥当である。しかし、

今後の調査により1855年の制作とされる余地は十分にあり、その場合は日本国内におけるウルトラマリンやエメラルドグリーンの使用事例として、最も早い時期の作品となる。『蝦夷風俗十二月屏風(十一月)、(十二月)』は、先行研究によりウルトラマリンの使用が推定されている(朽津他2001)。これは、今回の『蝦夷風俗十二月屏風(四月)』の調査結果とも一致する。『蝦夷風俗十二月屏風』は屏山晩年の作品とされるが、エメラルドグリーンの使用は確認されなかった。しかし、『蝦夷風俗十二月屏風』は、作風からかどれも緑色自体が乏しく、エメラルドグリーンの存在を根拠として制作時期を言及することは難しい。また、本作品は、十二月からなる一連の作品のため、残りの月に用いられた彩色材料の知見を得るなどにより全容の把握が可能と考える。

その他の顔料では、多くの作品に描かれている漆器の模様で金を検出したのは①『アイヌ風俗図』のみであった。①『アイヌ風俗図』は、金以外にも今回調査を実施した作品の中では他とは異なる彩色材料の使用が確認されており、制作時期を考察する上では慎重を期す必要がある。今後の研究において、更なる情報が追加されることを期待する。

表7 科学的調査に基づく屏山作品のウルトラマリン及びエメラルドグリーンの使用状況

	調査作品	ウルトラマリン	エメラルドグリーン	推定制作年代
本調査	①『アイヌ風俗図』			開港前
	②『蝦夷風俗十二ヶ月屏風（三月）』			開港後
	②『蝦夷風俗十二ヶ月屏風（四月）』	✓	—	開港後
	③『アイヌ出漁図』			不明
	④『蝦夷人昆布採取図』	✓		開港後
	⑤『酒宴図』※紀年あり （安政2（1855）年 / 慶応（1867）年）	✓	✓	開港後
朽津 （2000）	『オムシャ図』（個人蔵）	✓	✓	紀年から1871年
	『熊送り図』（個人蔵）	✓	✓	紀年から1871年
朽津 （2001）	『蝦夷風俗十二ヶ月屏風（十一月）、 （十二月）』（市立函館博物館蔵）	✓	—	開港以降*（明治5-9年）
	『神祈り図』（市立函館博物館蔵）	✓	✓	開港以降*（明治初期か）
	『オヒョウ採り図』（市立函館博物館蔵）		—	不明
	『熊送り図』（市立函館図書館蔵）			不明
	『ウイマム図絵馬』（市立函館図書館蔵）			開港以前*か

—：緑色彩色が観察されていない。*先行研究表記のまま。「開港」…1859年以降としている。

5. おわりに

本研究では、屏山のアイヌ絵に対する科学的調査を実施し、推定した彩色材料から作品の制作時期の区分を試みた。その結果、ウルトラマリンやエメラルドグリーンといった合成顔料の検出を根拠として作品を箱館開港前後に区分し、その区分は先行研究の考察とも一致した。制作時期の考証に一定の科学的根拠を付加できたと考える。しかし、制作時期の検討は、作品の背景や描写、落款など様々な情報を総合的に検討する必要があり、科学的調査で得られる情報は、その一要素としての寄与に留まるものである。

また、本研究では、彩色層の下に下絵のような痕跡も確認された。これは、屏山の作風や表現技法を検討する上で有益な情報と考える。今後も屏山を含めアイヌ絵の継続した科学的調査により情報を蓄積することで、系統的な研究へと発展させていけると考える。

6. 謝辞

本調査の実施にあたり、岩手県立博物館、花巻市博物館にご協力を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。貴重な顔料資料をご提供いただきました東京藝術大学大学院 塚田全彦教授、東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター 成瀬正和氏に謝意を表します。基準試料作成にご協力いただいた石井恭子氏に御礼申し上げます。

本研究は、国立アイヌ民族博物館調査研究プロジェクト「アイヌ民族資料の科学的保存に関する基礎研究」（2021A05）の助成を主として実施され、調査研究プロジェクト「アイヌ文化を画題とした絵画史料について—揺籃と終焉—」（2021B05）及び調査研究プロジェクト「17～19世紀の蝦夷地像に係る図像史料等の基礎的調査」（2022A01）の一部支援を受けて行われたものです。

参考文献

赤田昌倫

2022「ハイパースペクトルカメラによる染料分析の測定方法—アイヌの織維資料を前提とした分析方法の検証—」『国立アイヌ民族博物館研究紀要』1:132-149.

荒井経, 二宮修治

2004「狩野芳崖遺品顔料の分析調査報告」『東京学芸大学紀要』第5部門 芸術・健康・スポーツ科学, 56:33-41.

荒井経, 貴田啓子, 蔵品真理, 寺島海, 久安敬三

2024「商品として流通した花緑青・エメラルドグリーンに関する科学的調査」文化財保存修復学会第46回大会研究発表要旨集:154-155.

大迫町史編纂委員会編

1979「大迫町史 交通編」大迫町.

加藤将彦, 丹沢穰, 平井昭司, 早川泰弘, 三浦定俊

2007「武雄鍋島家所蔵皆春齋絵具の材質分析」『保存科学』46:61-74.

紀芝蓮, 犬塚将英

2022「文化財の2次元的分光分析を行うためのハイパースペクトルカメラの性能評価」『保存科学』61:93-107.

朽津信明, 黒木紀子, 井口智子, 三石正一

1999「顔料鉱物の可視光反射スペクトルに関する基礎的研究」『保存科学』38:108-123.

朽津信明

2000「平沢屏山作『オムシャ図』と『熊送り図』の彩色について」『Museum』566:22-25.

朽津信明, 下山進

2001「函館市に残る幕末・明治絵画の顔料調査」『市立函館博物館研究紀要』11:5-20.

朽津信明, 霜村紀子

2002「幕末期の絵馬に観察される青色顔料の変化について—岩手県中部地方に伝わる「供養絵額」の例—」『保存科学』41:121-129.

河野常吉編

1979『北海道史人名字彙 下』北海道:北海道出版企画センター(初出は1932年).

越崎宗一

1945『アイヌ絵』北海道:北海道出版企画センター.

越崎宗一

1959『アイヌ絵誌』北海道:北海道出版企画センター.

佐々木利和

1983「蝦夷風俗十二ヵ月図」について—平澤屏山とその作品—海保嶺夫編『北海道の研究 第3巻 近世編1』大阪:清文堂出版.

佐々木利和

2000「平沢屏山の新出二作品をめぐって」『Museum』566:7-21.

佐々木利和

2004『アイヌ絵誌の研究』東京:草風館.

島津美子, 岡田靖

2021「近世・近代の木彫仏像に施された彩色の技法と色材:山形県下に安置されている諸尊像の事例」島津美子編『国立歴史民俗博物館研究報告』230:135-167.

新明英仁

2011『「アイヌ風俗画」の研究 近世北海道におけるアイヌと美術』北海道:中西出版.

早川泰弘

2009「銅系緑色顔料の多様性とその使用例」『保存科学』48:109-117.

文化遺産オンライン「皆春齋御絵具」

<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/234732>, (2025/8/28 参照).

星恵理子, 北田正弘

2003「江戸時代後期の絵画和紙試料のCuによる劣化」『日本金属学会誌』67(7):336-341.

吉田直人

2011「可視反射スペクトルと二次微分スペクトルによる青色色材の判別に関する検討」『保存科学』50:207-215.

Roy, Ashok. (ed.)

1993 Artists' pigments: A handbook of their history and characteristics (Vol. 2), Washington, DC: National Gallery of Art.

注

- 1) 現在の北海道函館市は、享徳3年(1454年)より「箱館」と呼ばれ、明治2年(1869年)に「函館」と改められた。本論文では、1869年を境として1868年までの内容については「箱館」、1869年以降の内容について触れる場合は「函館」を用いた。(函館市ホームページ <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014020600063/> (2024/10/10 参照))
- 2) ウルトラマリンブルーには天然の顔料も存在し、発色や主要成分は合成ウルトラマリンブルーとほぼ同様となる。そのため、本研究で用いた調査方法では両者を区別することは極めて困難である。しかし、天然のウルトラマリンブルーは非常に高価であり、さらに屏山が活動した幕末から明治期には合成ウルトラマリンブルーが流通していたこと、加えて箱館という環境から新しい彩色材料を比較的容易に入手できたと推察する。これらの点を鑑みて、本研究では合成ウルトラマリンブルーを対象とした。
- 3) 印刷の関係上、本稿(冊子版)では図は白黒で表示する。ただし、図1-5、図7は口絵にてカラー画像を掲載している。
- 4) ハイパースペクトルカメラによる分光分析は、撮影した画像に対して1画素単位で分光情報を得ることができる。また、分析箇所は画像撮影後に任意に選定できるため、不規則な形状や微小領域の彩色箇所の分析に効果的である。なお、装置の原理などについては参考文献(赤田(2022)、紀他(2022))を参照されたい。

* 本研究では、調査作品に関する選定などを霜村が担当し、科学的調査を古田嶋、赤田、大江が担当した。(蛍光X線分析:古田嶋・大江、分光分析:古田嶋・赤田、資料撮影・赤外線撮影:赤田)

【巻末資料1】基準試料画像



群青



ウルトラマリン



プルシアンブルー



スマルト



藍



緑青



緑青 + 石黄



藍 + 石黄



藍 + 藤黄



辰砂



鉛丹



ベンガラ



紅花



黄土



石黄



藤黄



胡粉

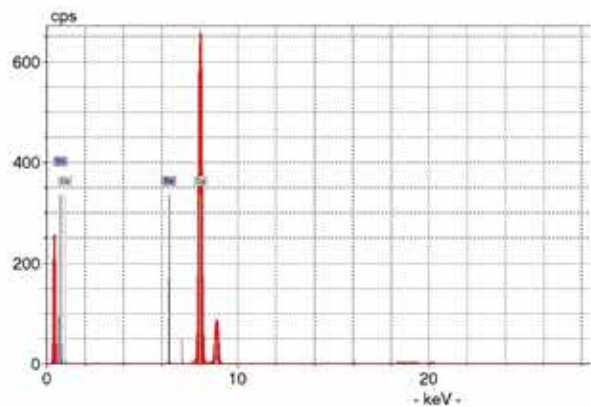


鉛白

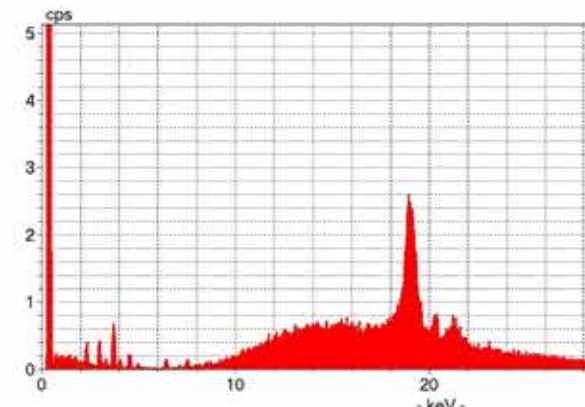


無地

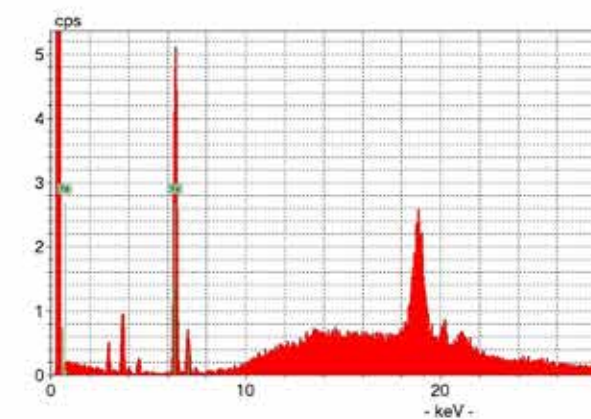
【巻末資料 2】 基準試料及び調査資料の XRF スペクトル



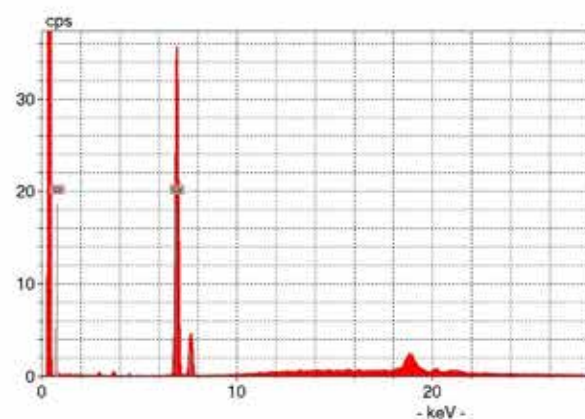
群青



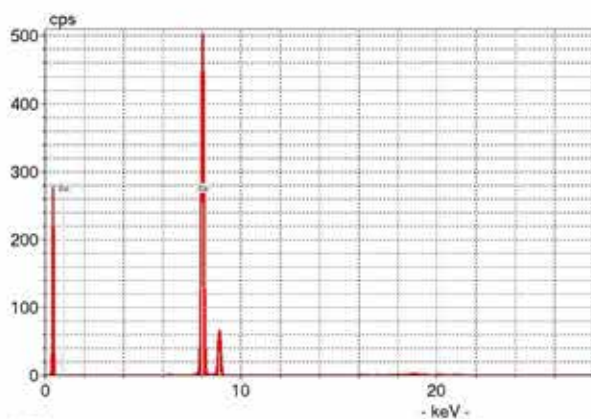
ウルトラマリン



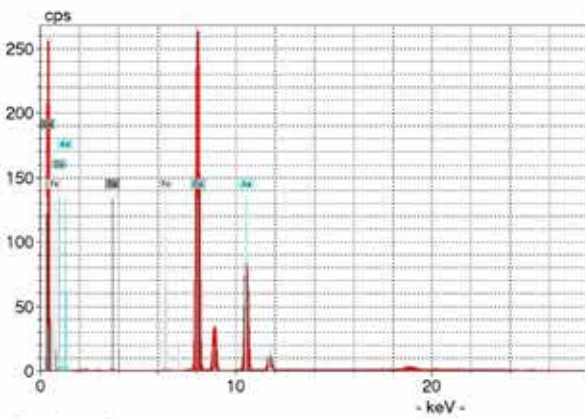
ブルシアンプルー



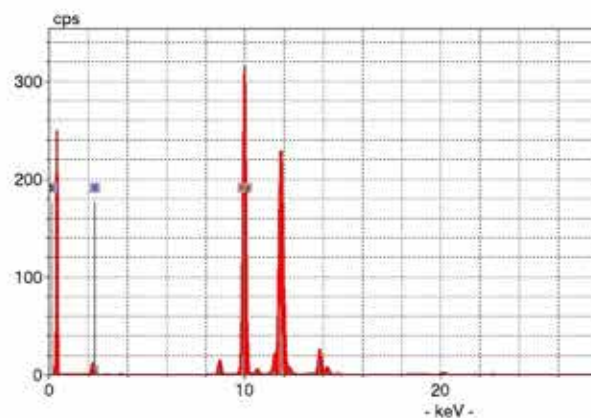
スマルト



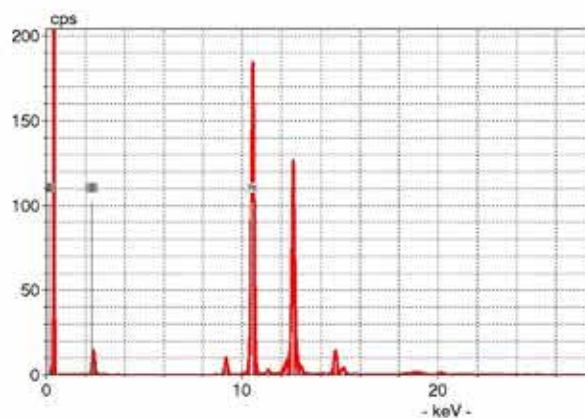
緑青



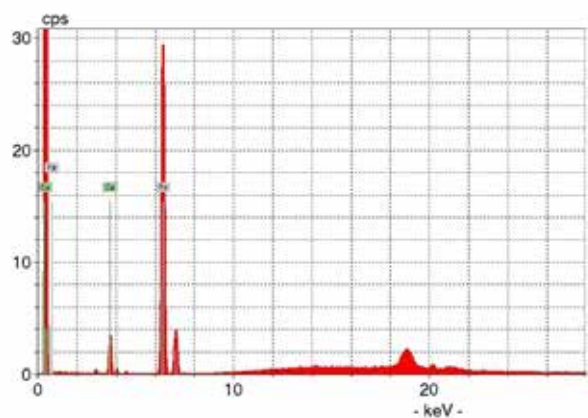
緑青 + 石黄



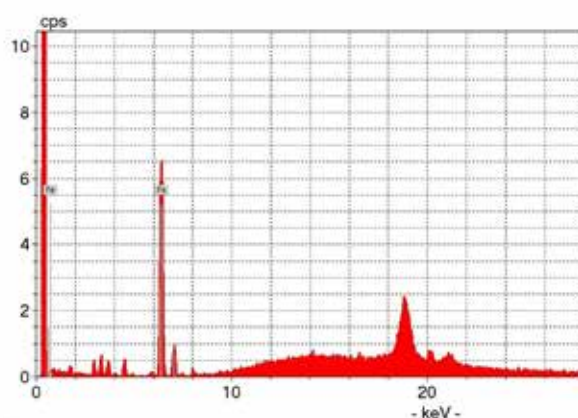
辰砂



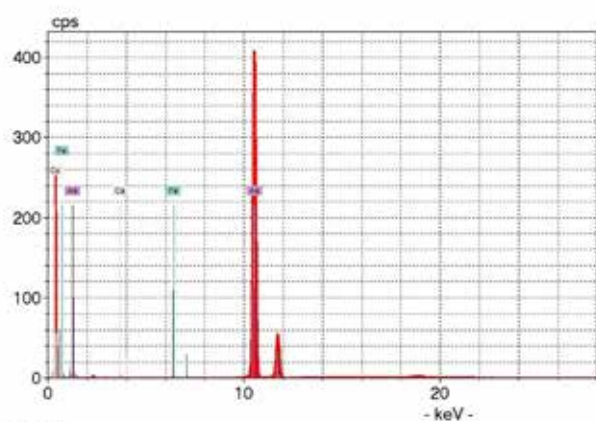
鉛丹



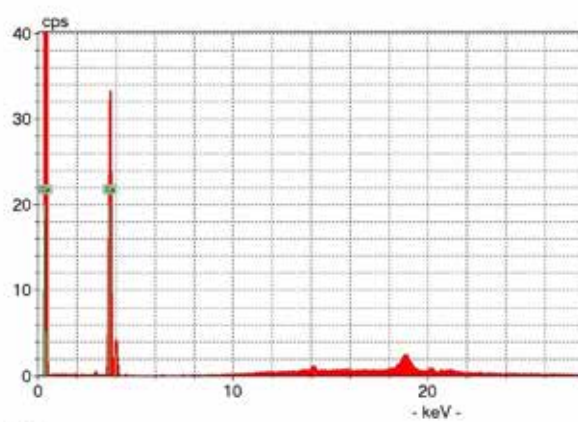
ベンガラ



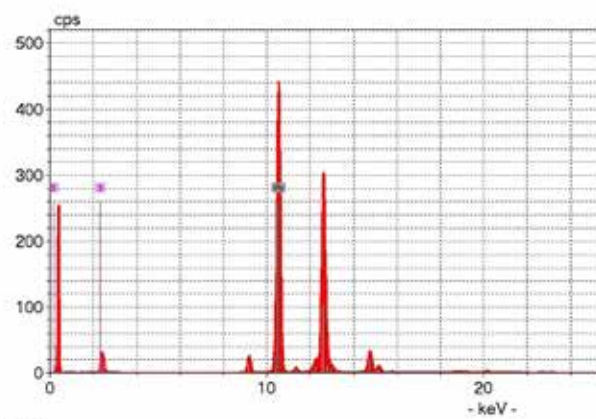
黄土



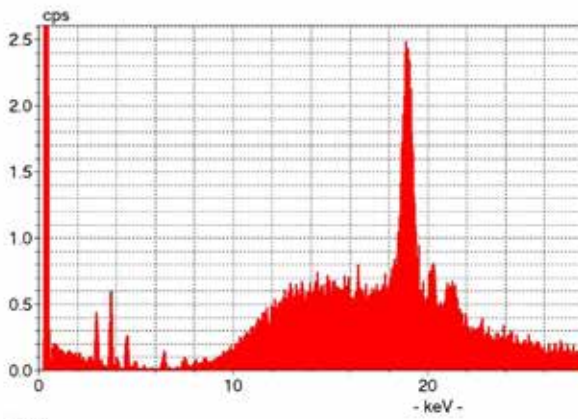
石黄



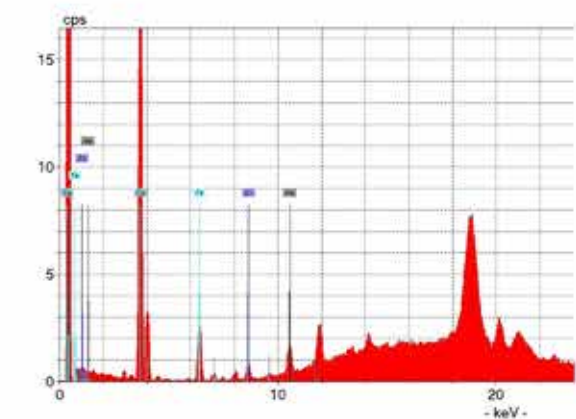
胡粉



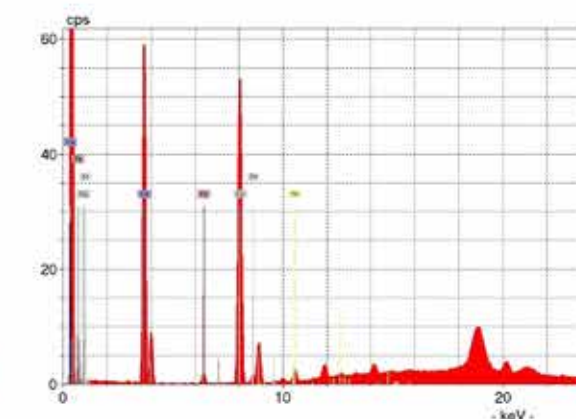
鉛白



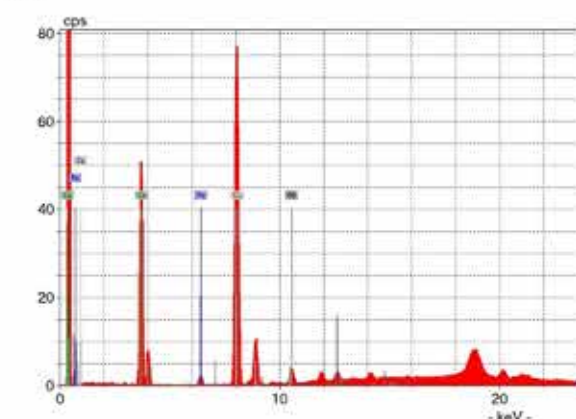
無地



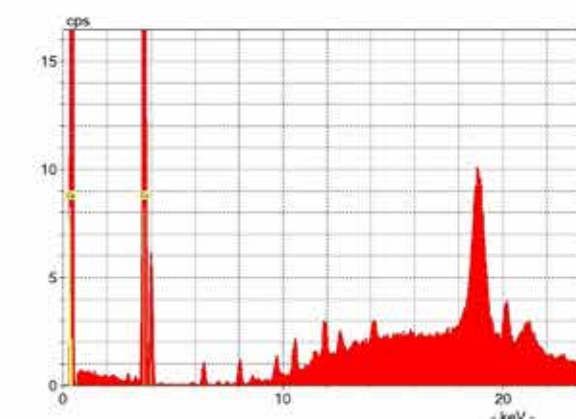
F-01



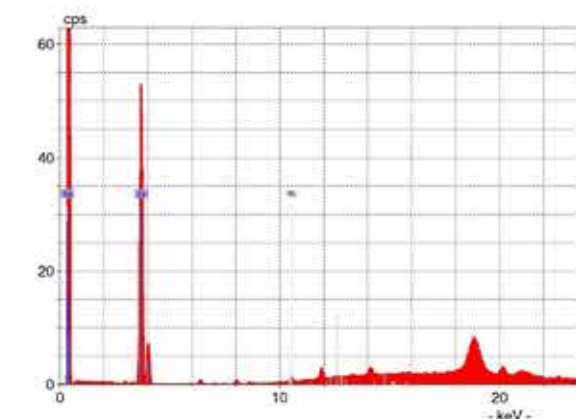
F-02



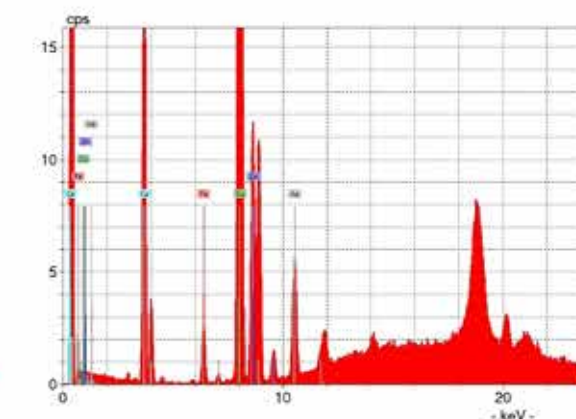
F-03



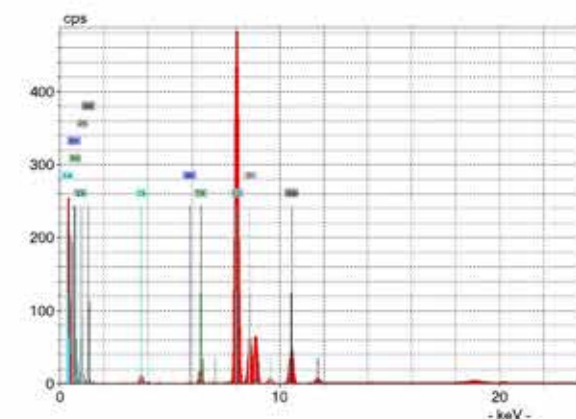
F-04



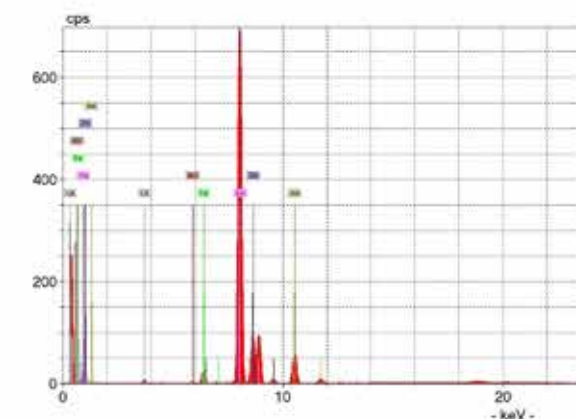
F-05



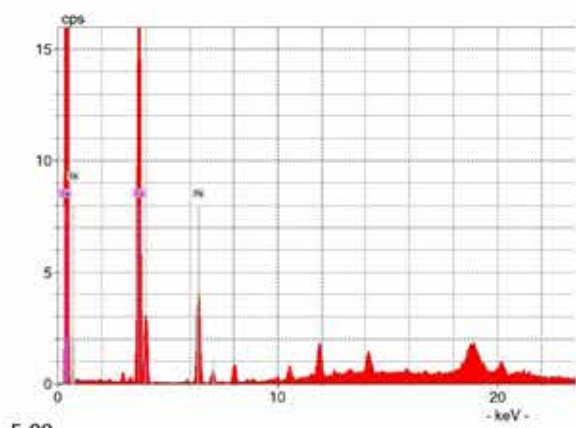
F-06



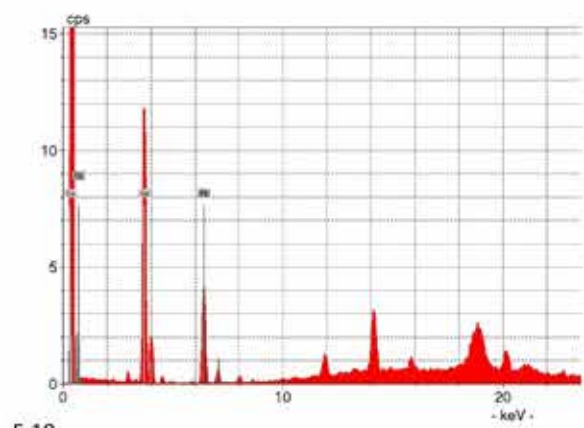
F-07



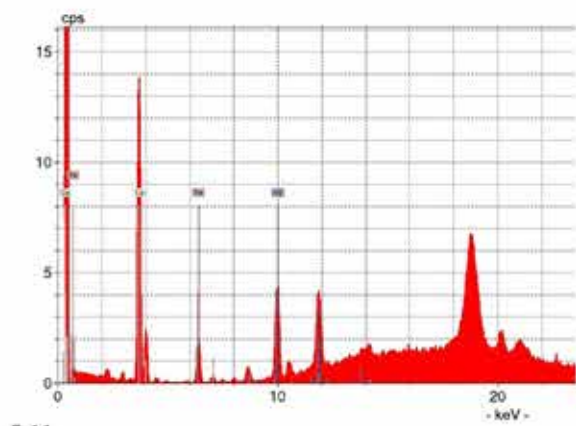
F-08



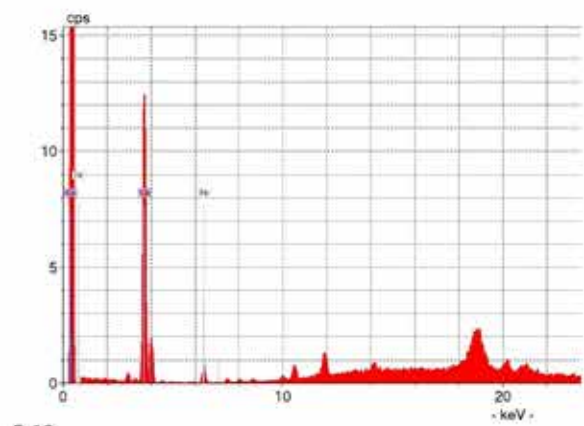
F-09



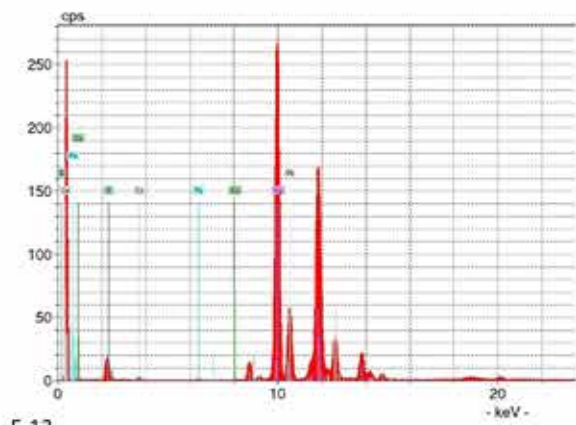
F-10



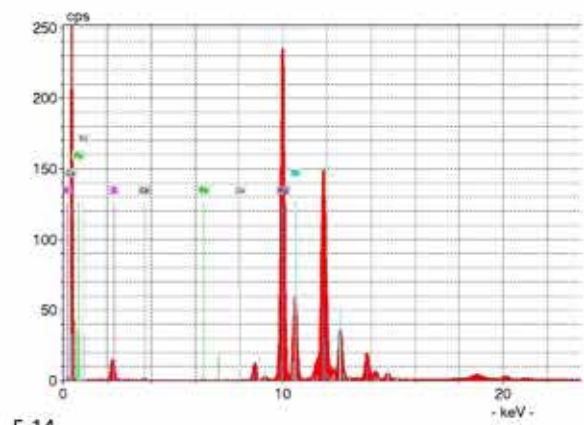
F-11



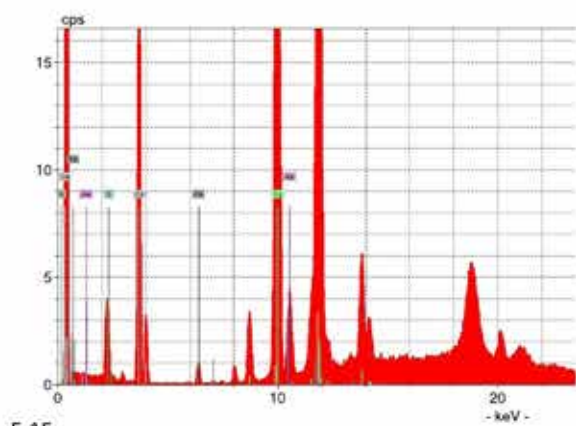
F-12



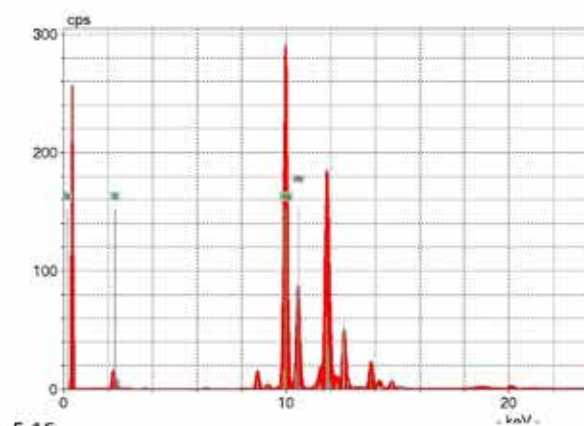
F-13



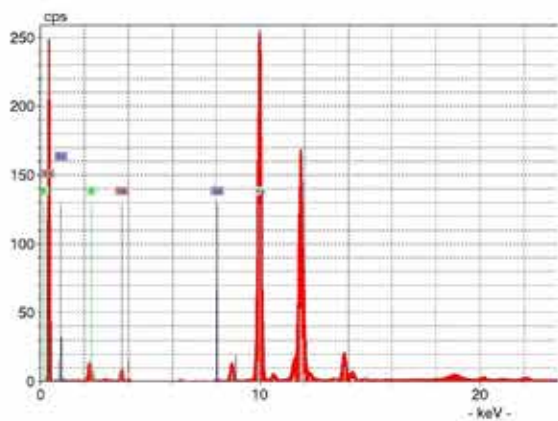
F-14



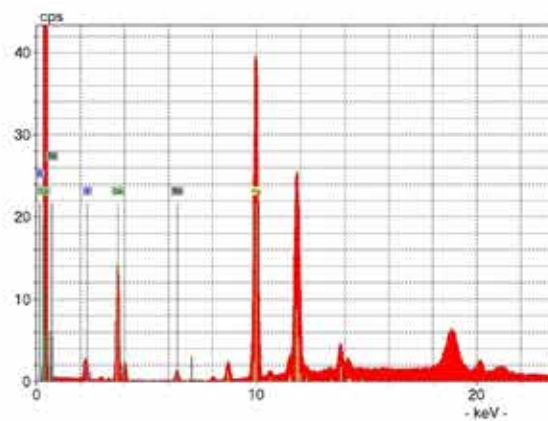
F-15



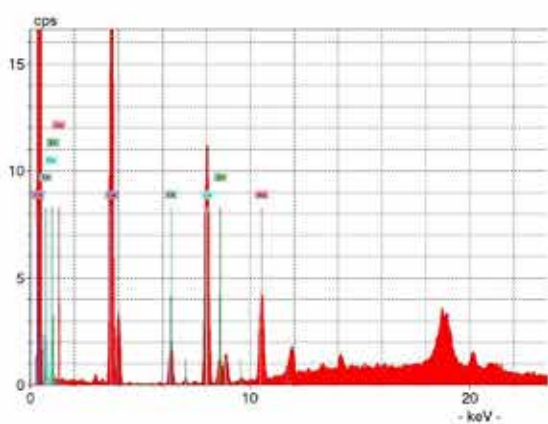
F-16



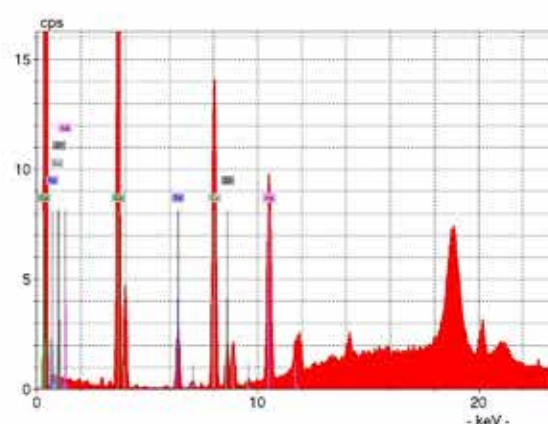
F-17



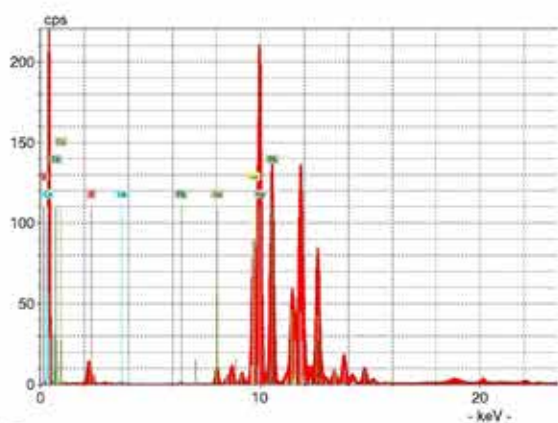
F-18



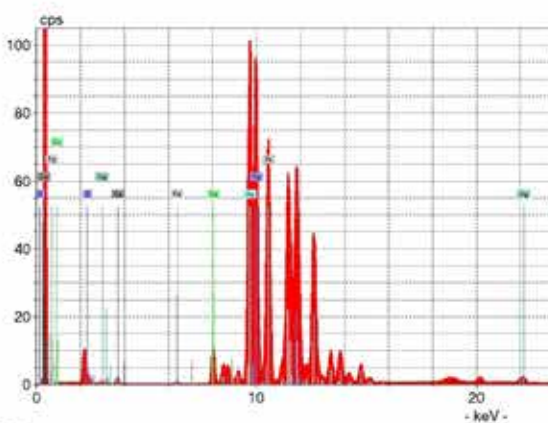
F-19



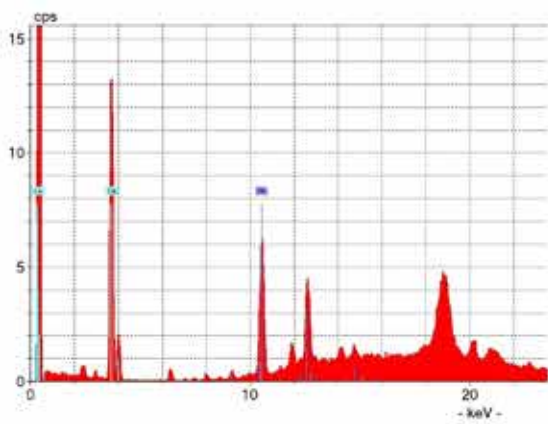
F-20



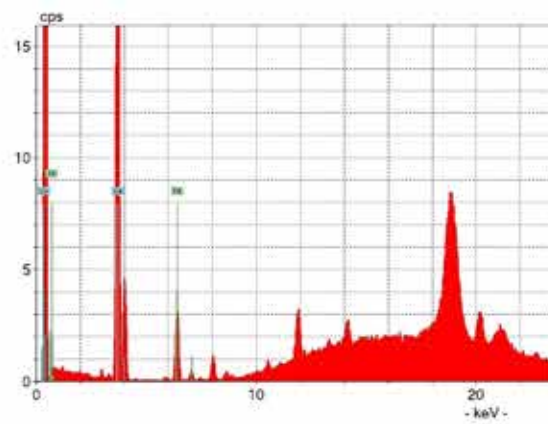
F-21



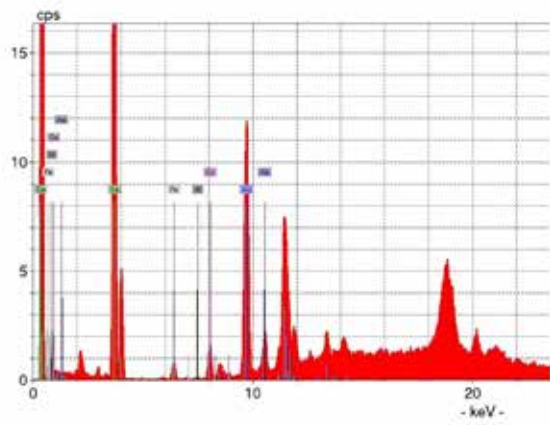
F-22



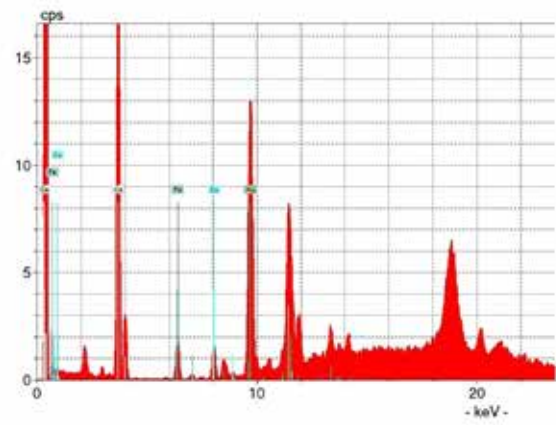
F-23



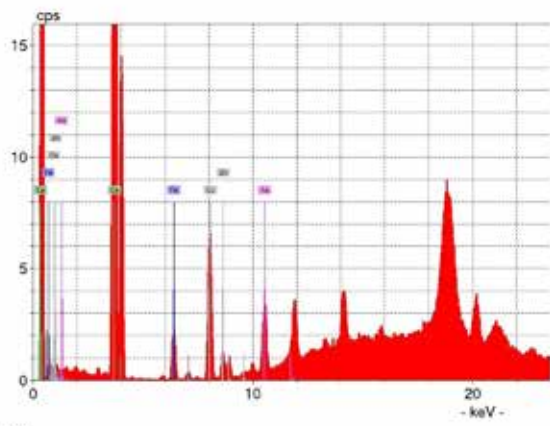
F-24



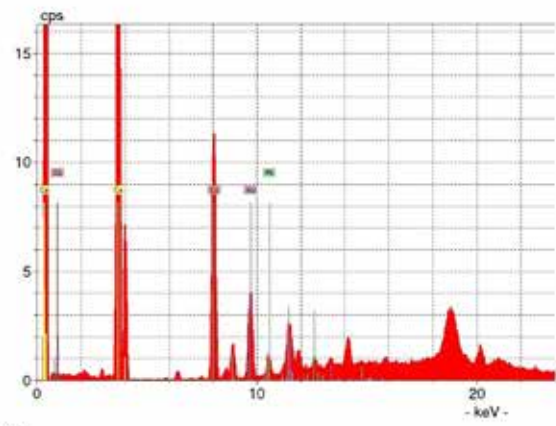
F-25



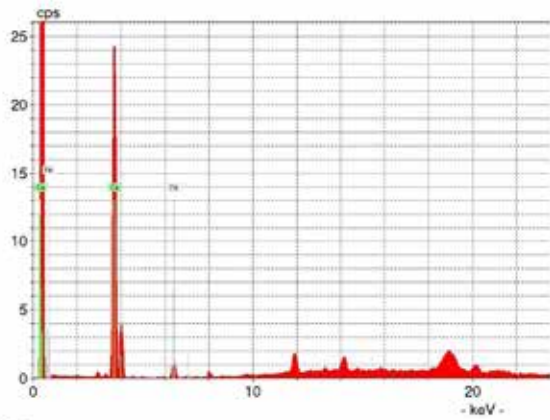
F-26



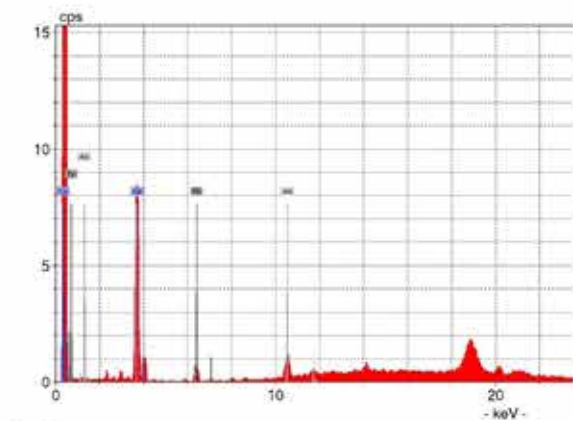
F-27



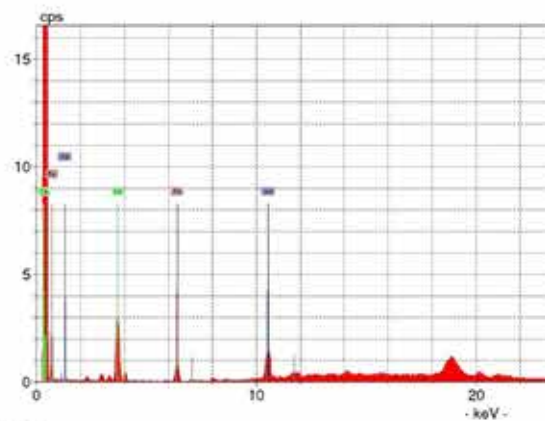
F-28



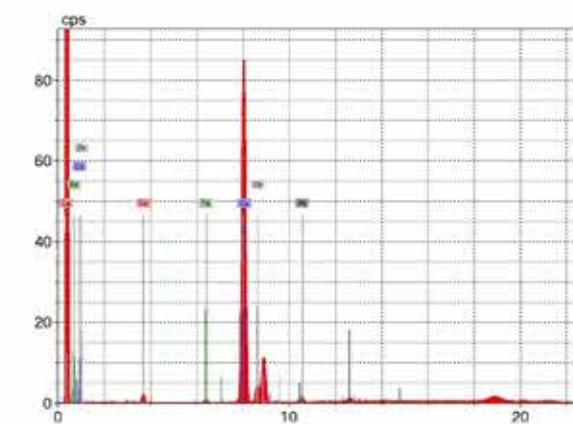
F-30



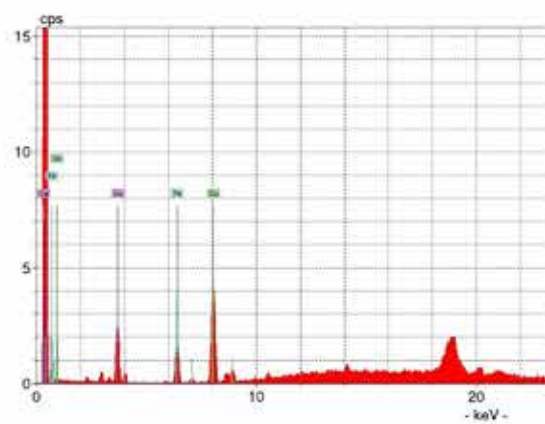
E3-01



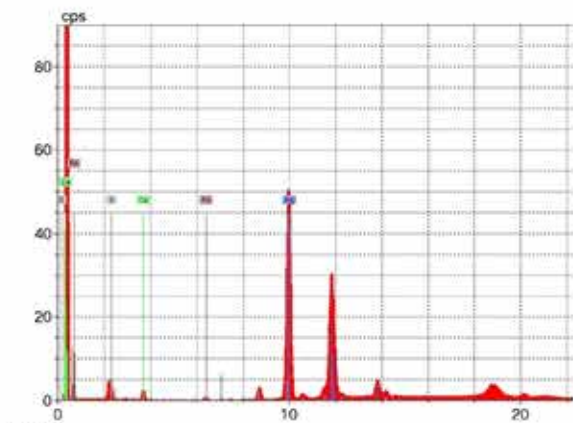
E3-02



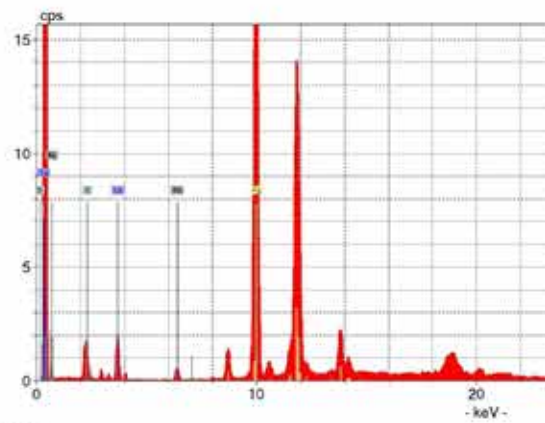
E3-03



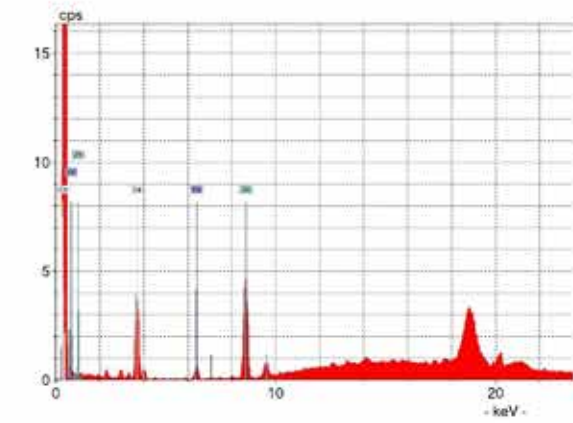
E3-04



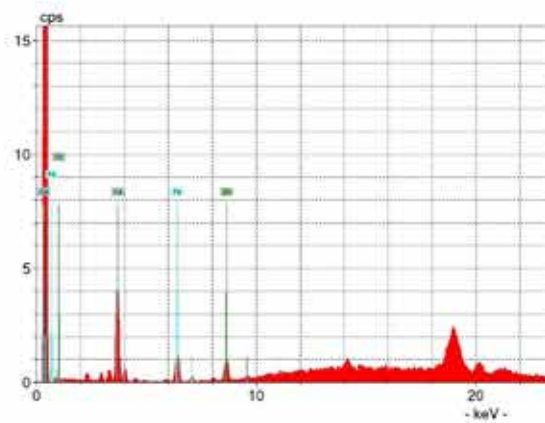
E3-05



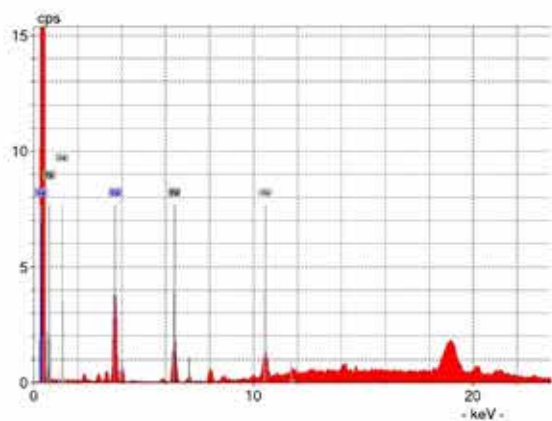
E3-06



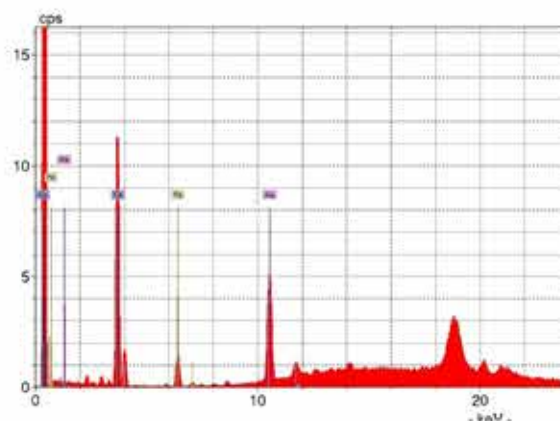
E3-07



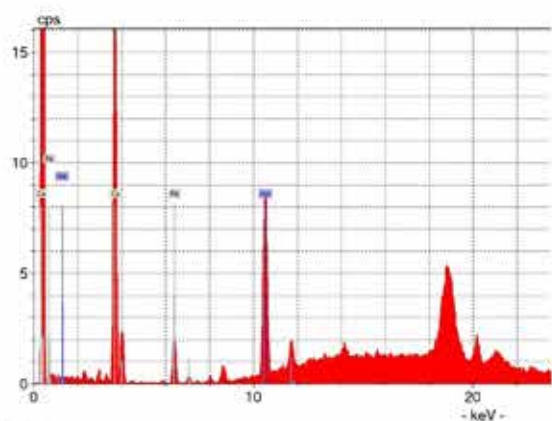
E3-08



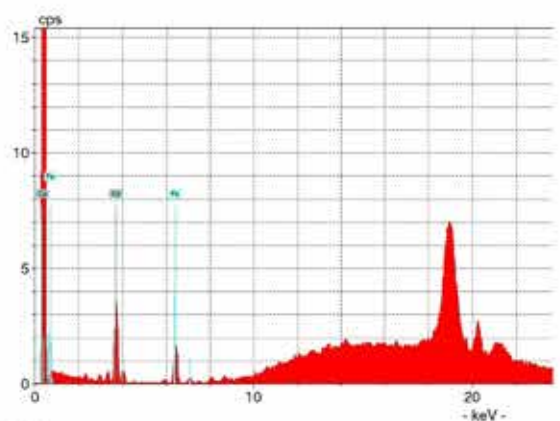
E4-01



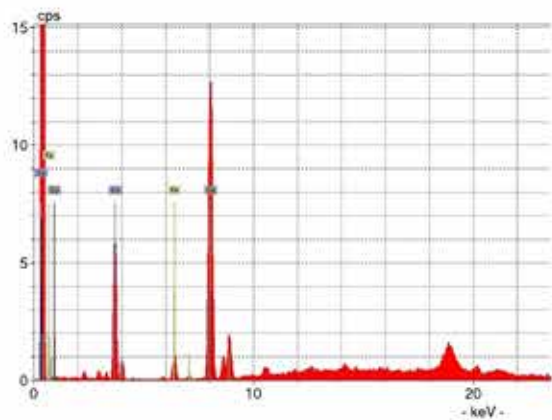
E4-02



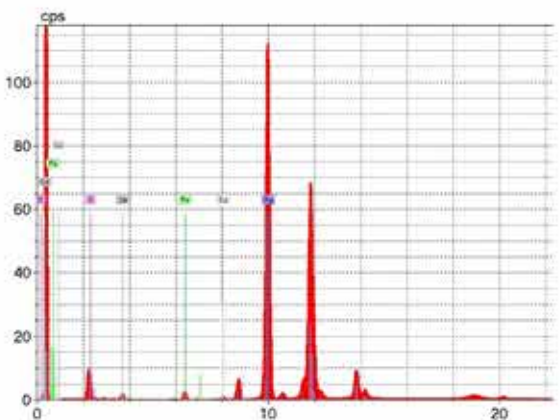
E4-03



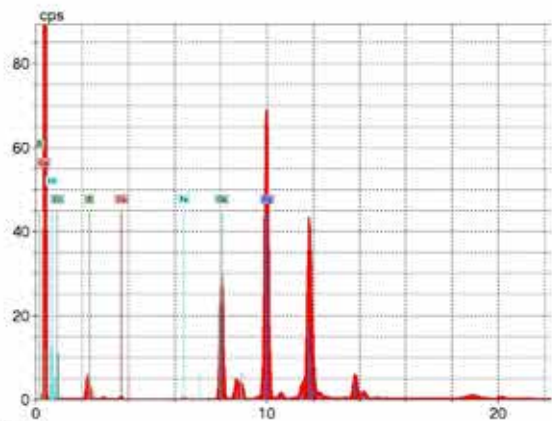
E4-04



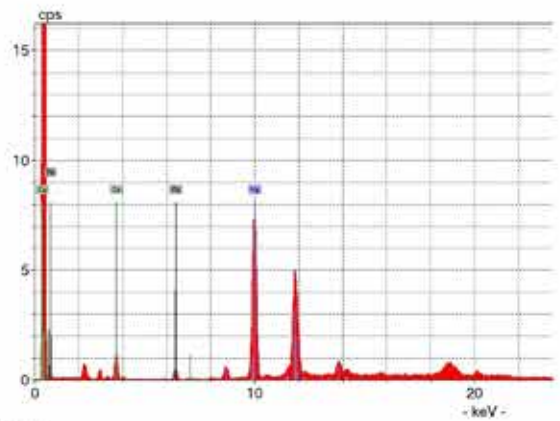
E4-05



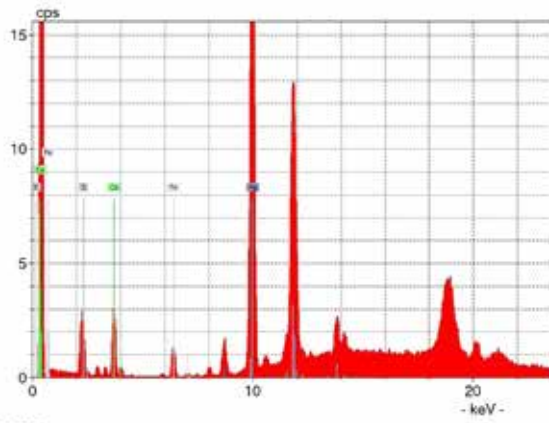
E4-07



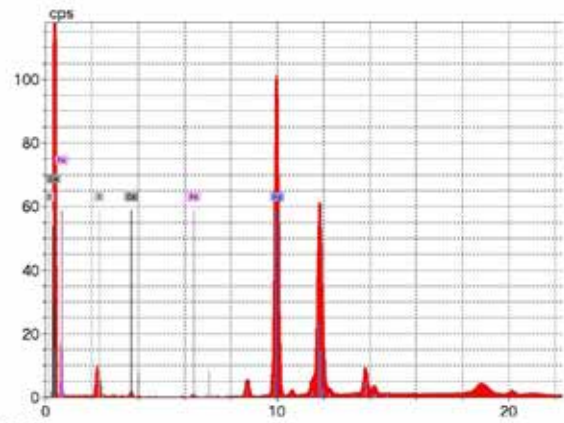
E4-08



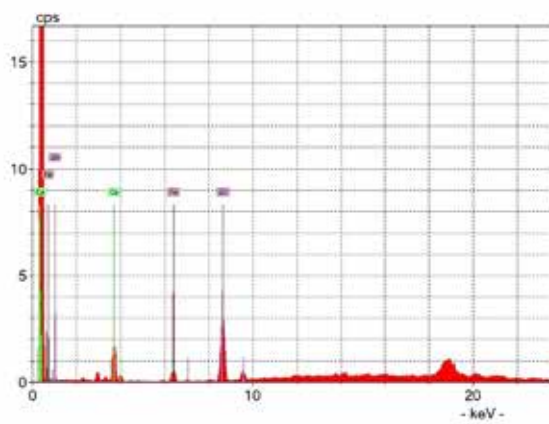
E4-09



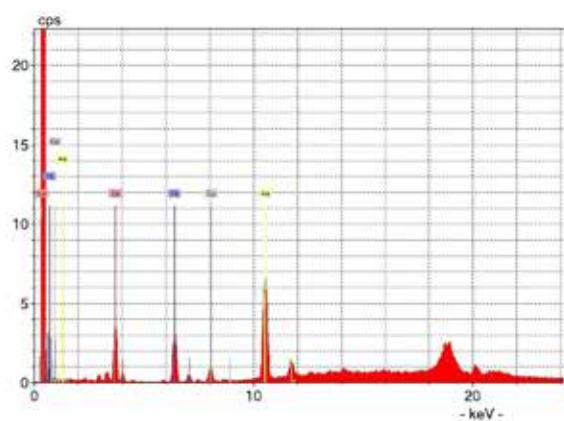
E4-10



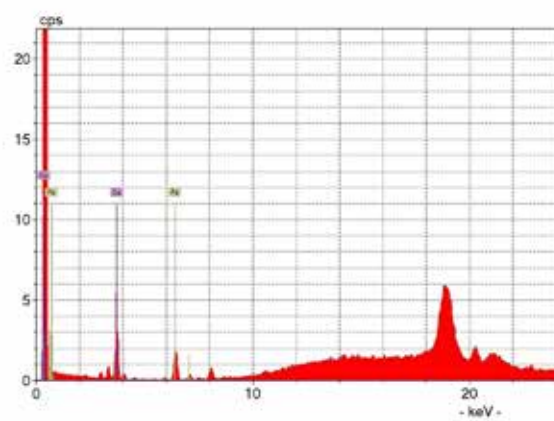
E4-11



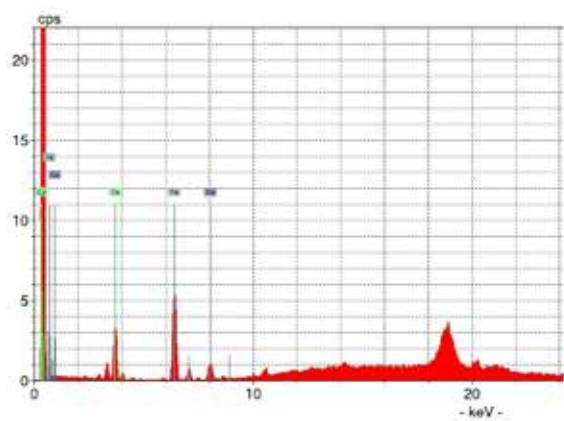
E4-12



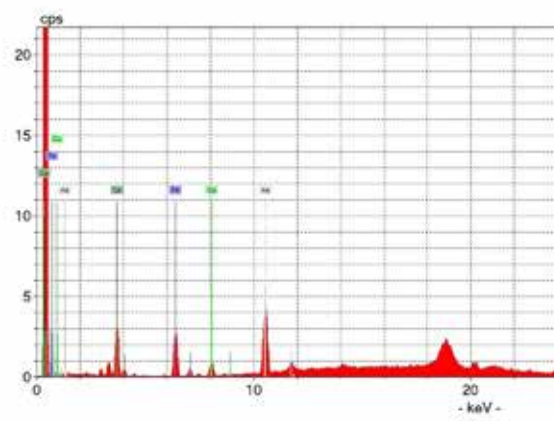
SY-01



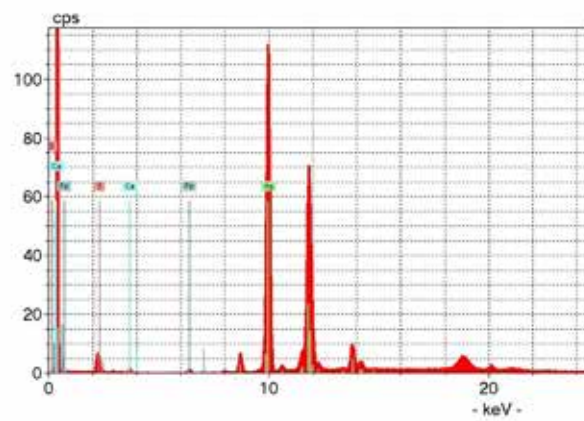
SY-02



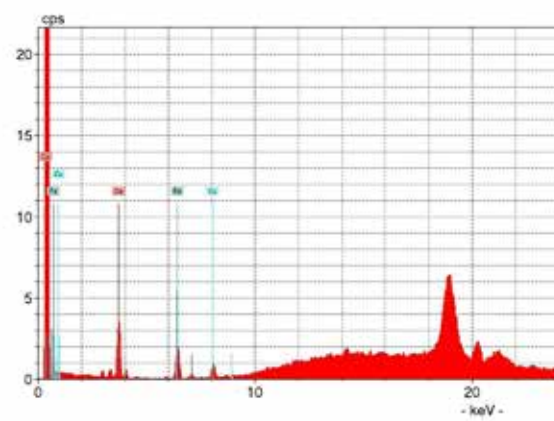
SY-03



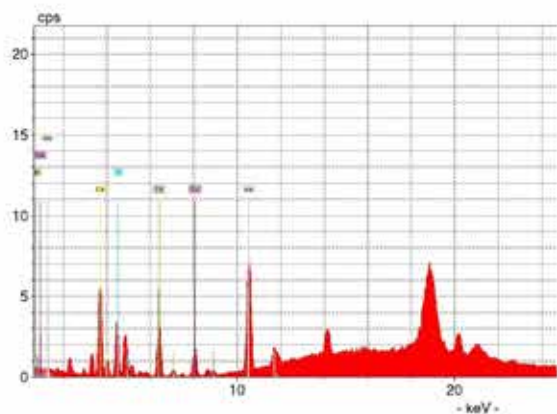
SY-04



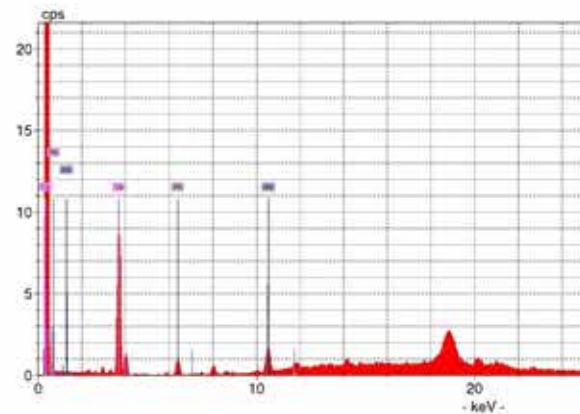
SY-05



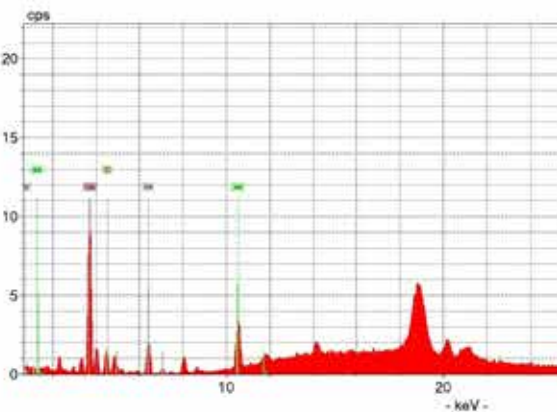
SY-06



K-01



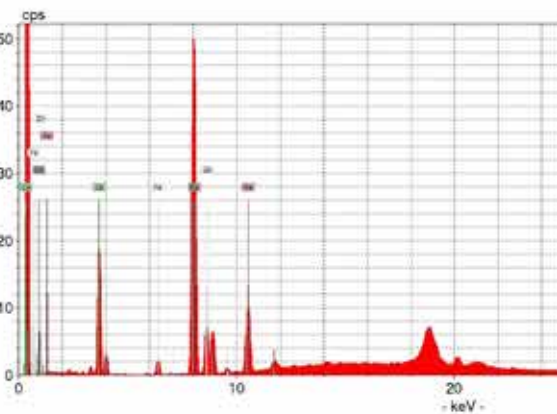
K-02



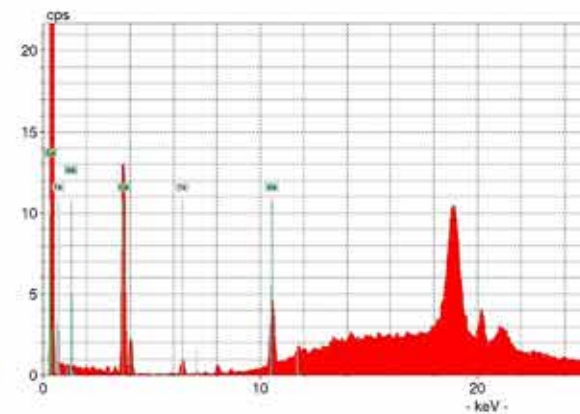
K-03



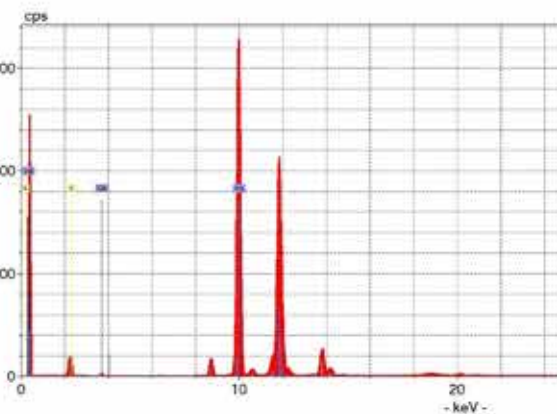
K-04



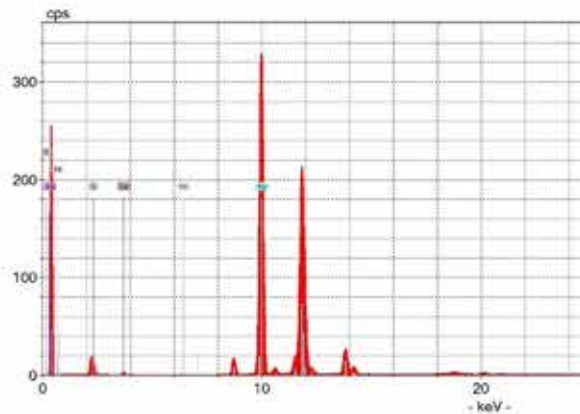
K-05



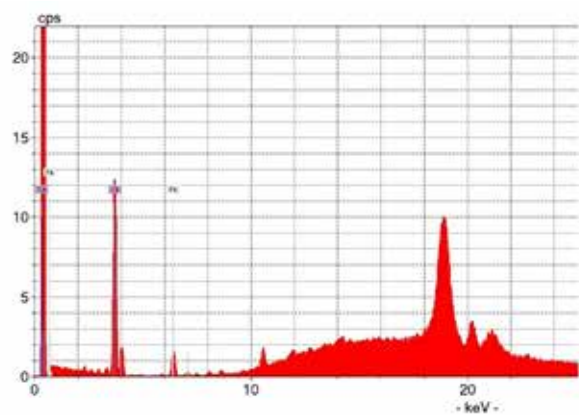
K-06



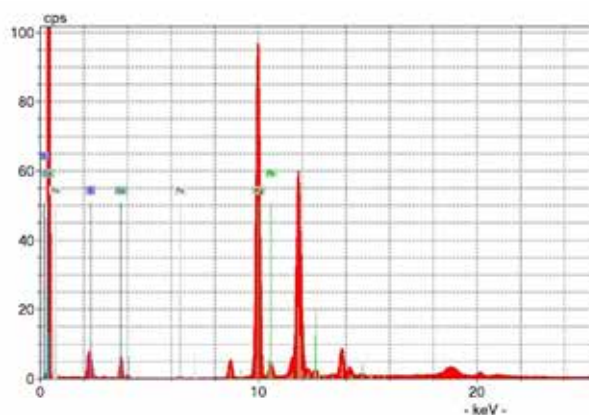
K-07



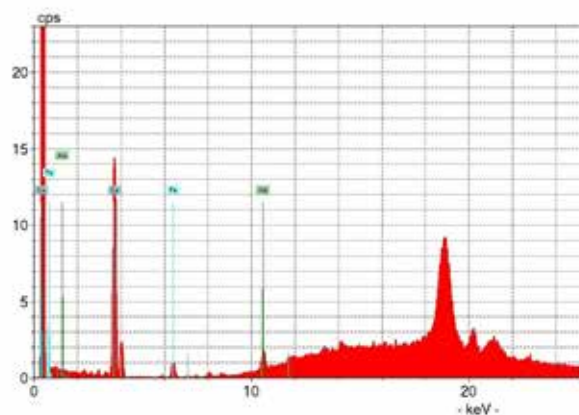
K-08



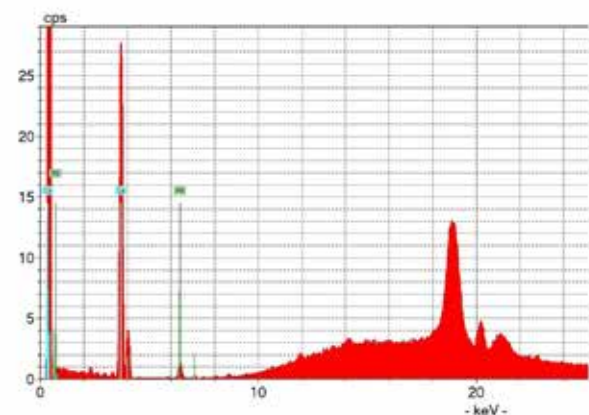
K-09



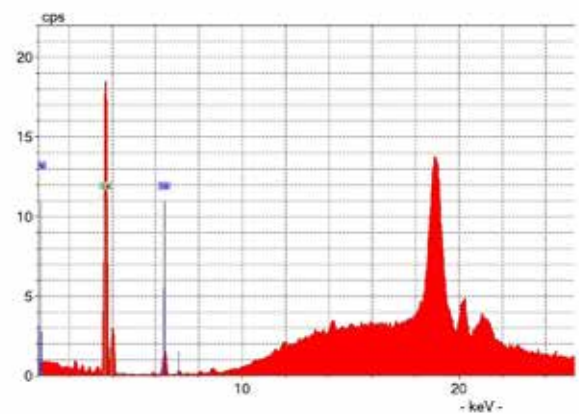
K-10



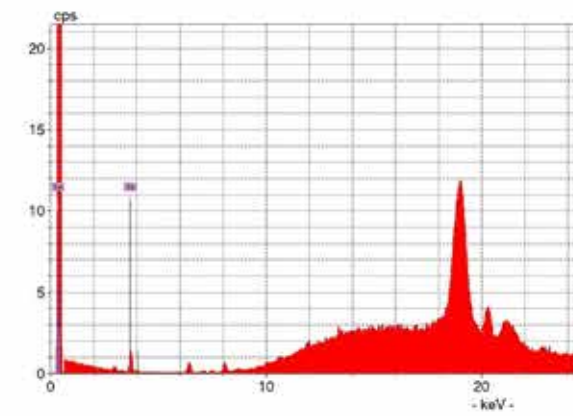
K-11



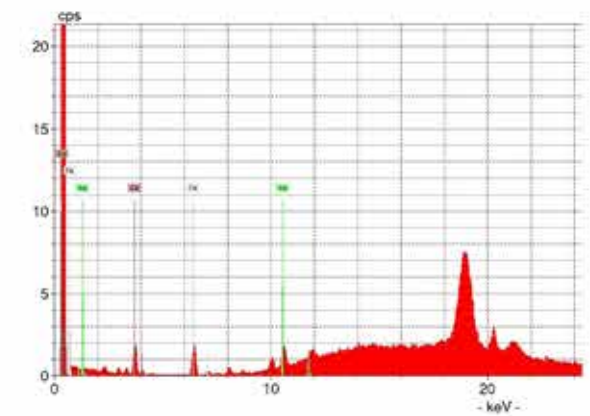
K-12



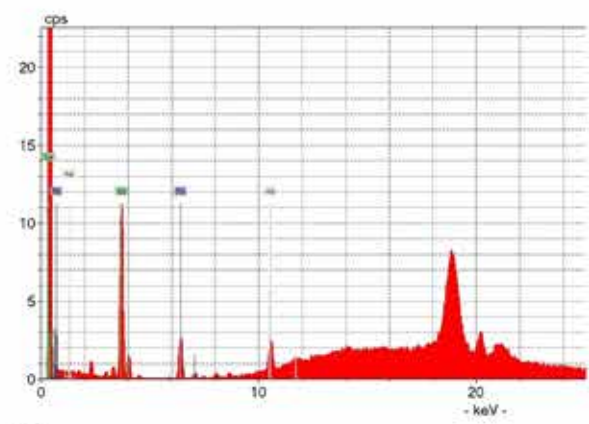
K-14



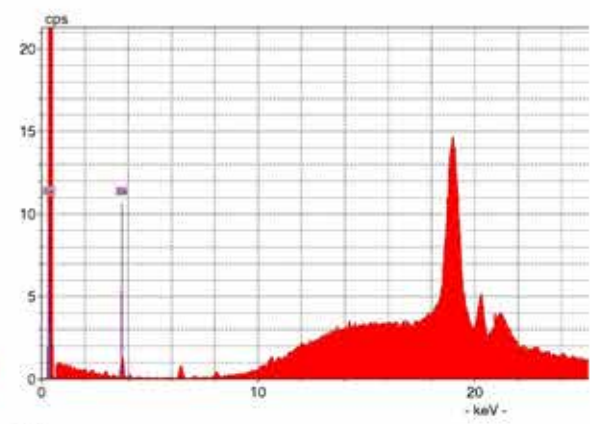
S-01



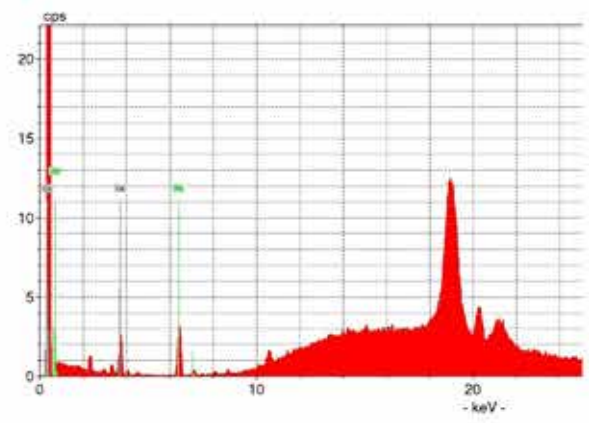
S-02



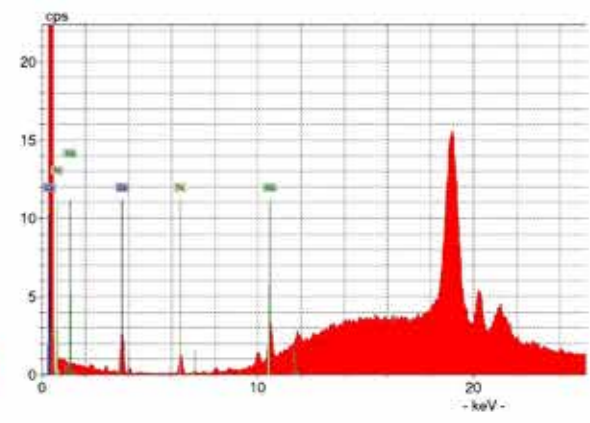
S-03



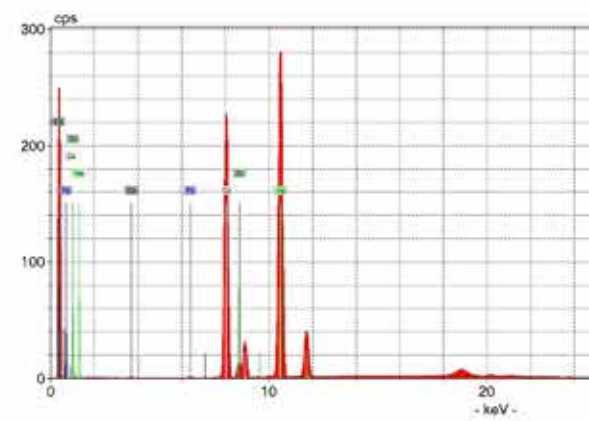
S-04



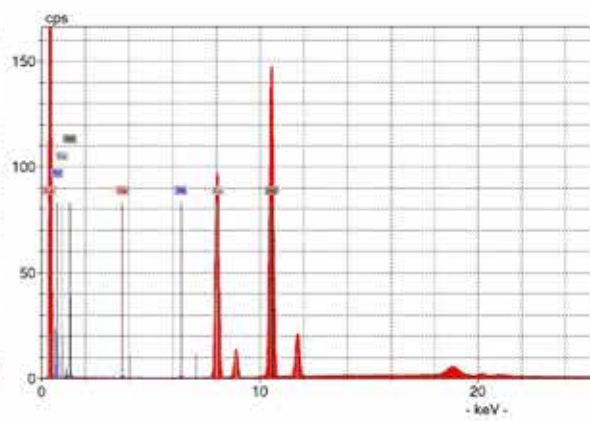
S-05



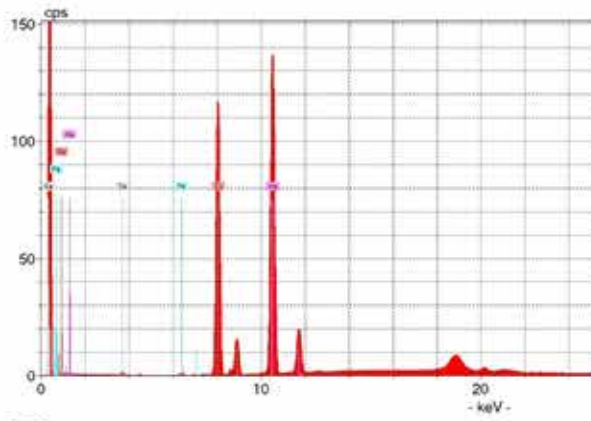
S-06



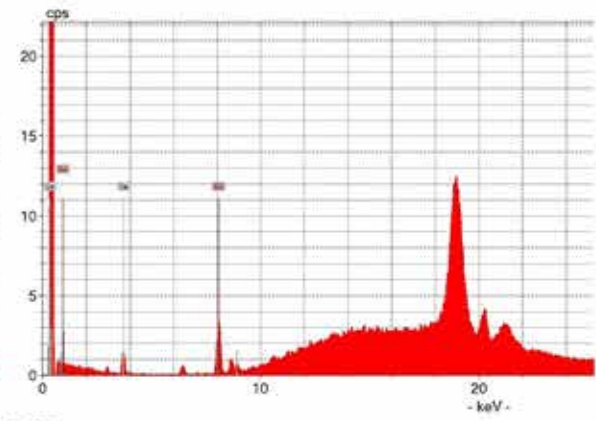
S-07



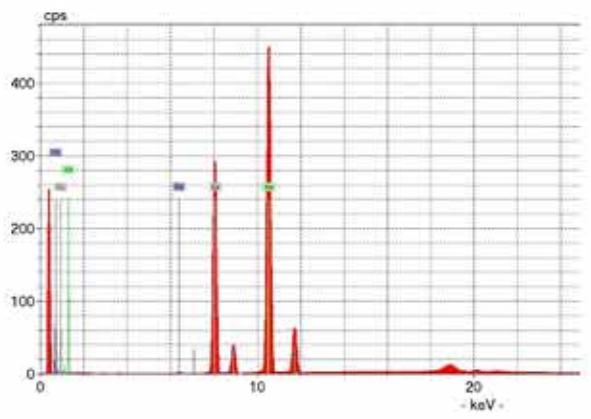
S-08



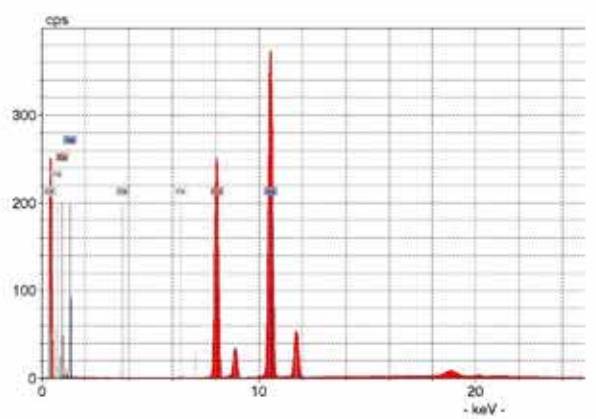
S-09



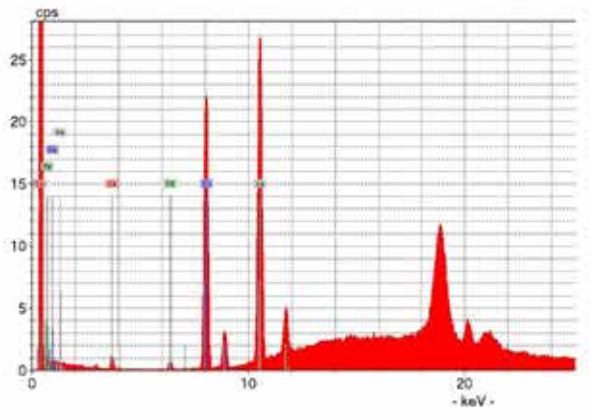
S-10



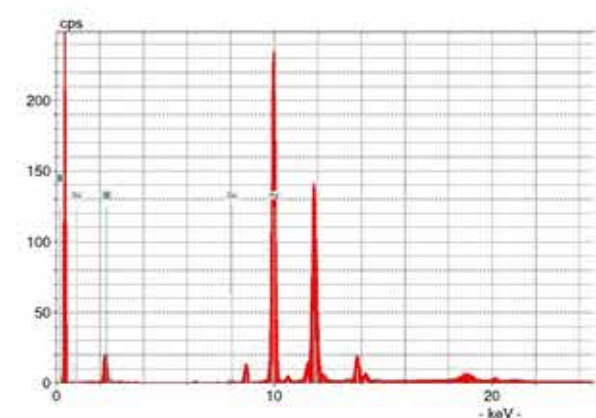
S-11



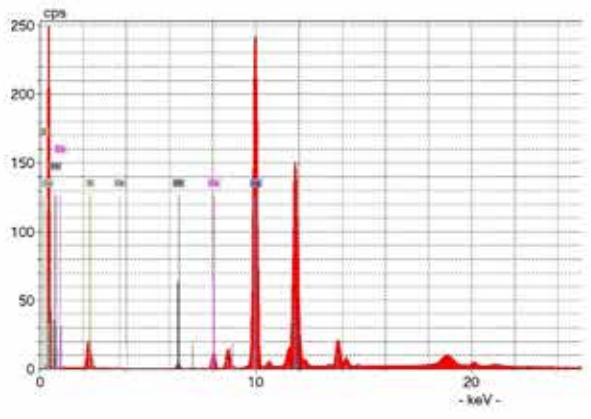
S-12



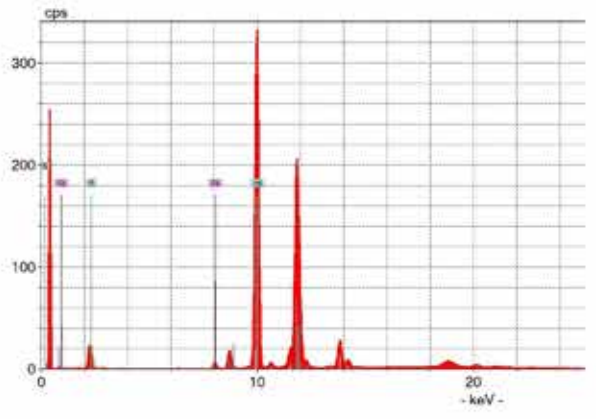
S-13



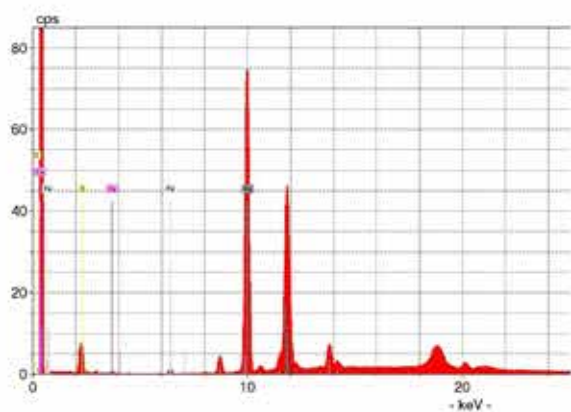
S-14



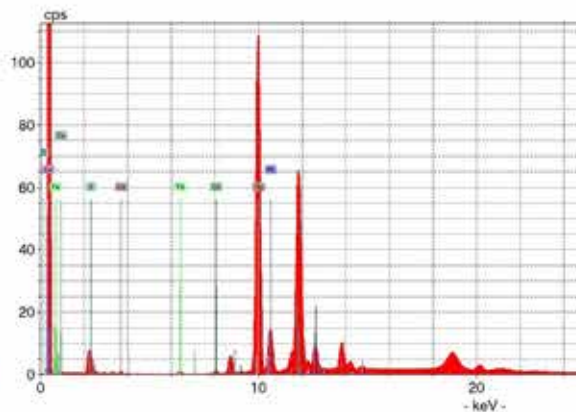
S-15



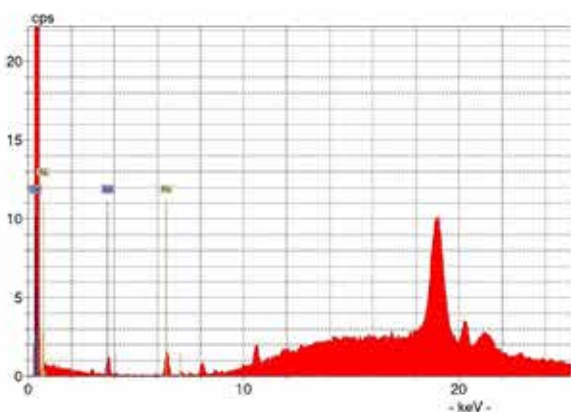
S-16



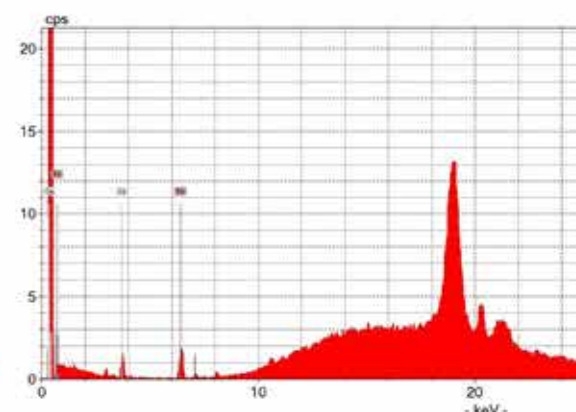
S-17



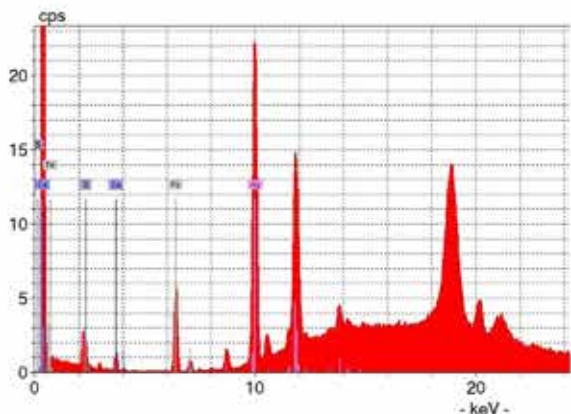
S-18



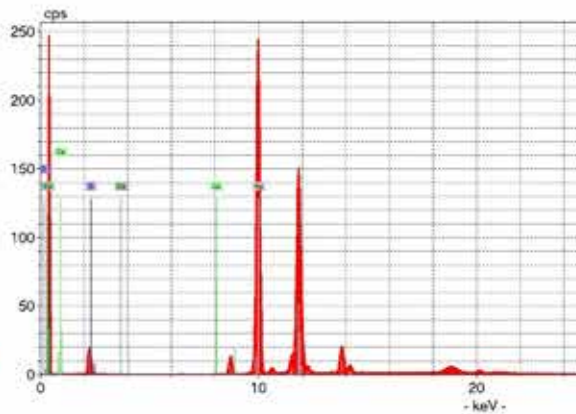
S-19



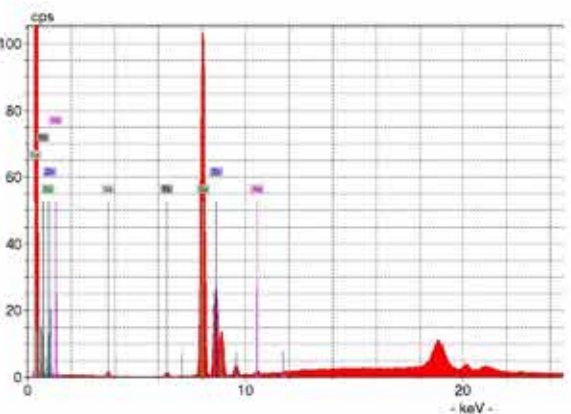
S-20



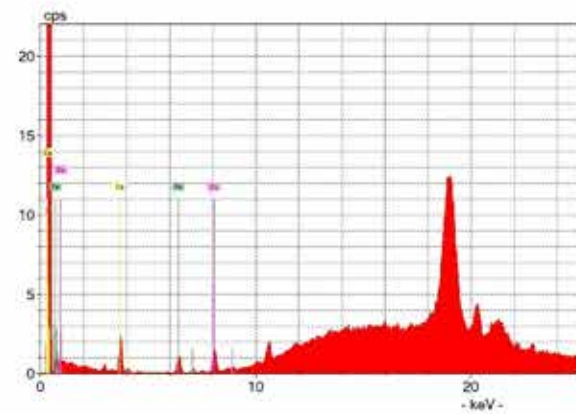
S-21



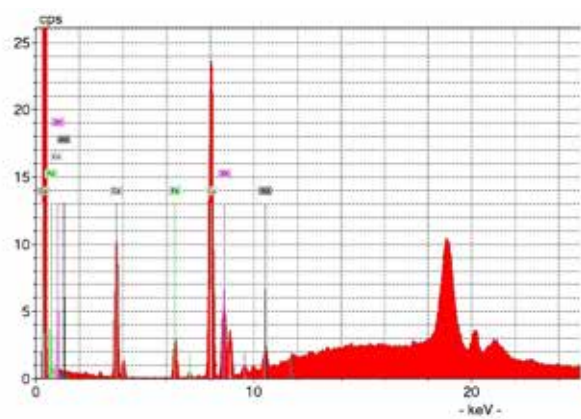
S-22



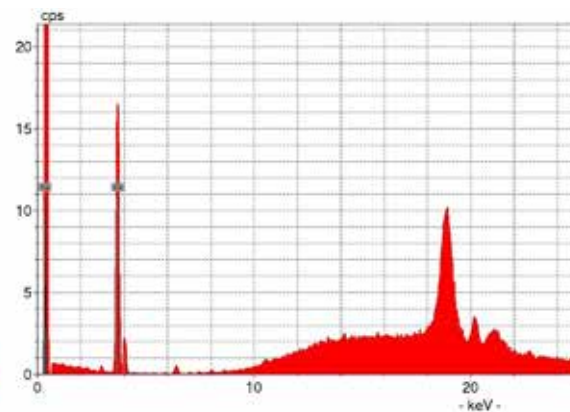
S-23



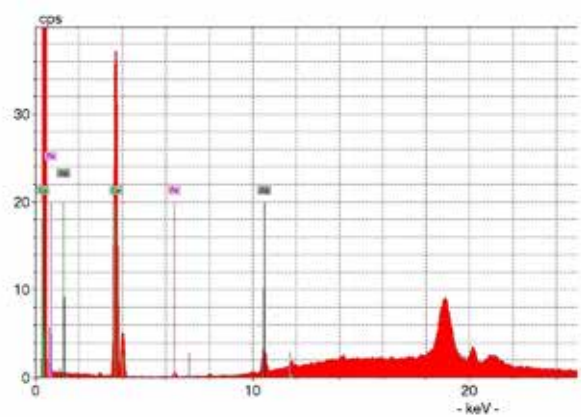
S-24



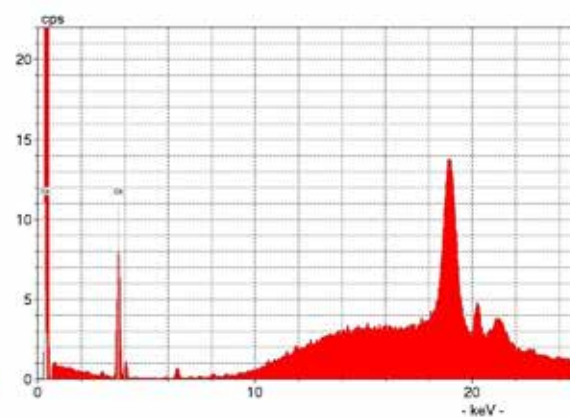
S-25



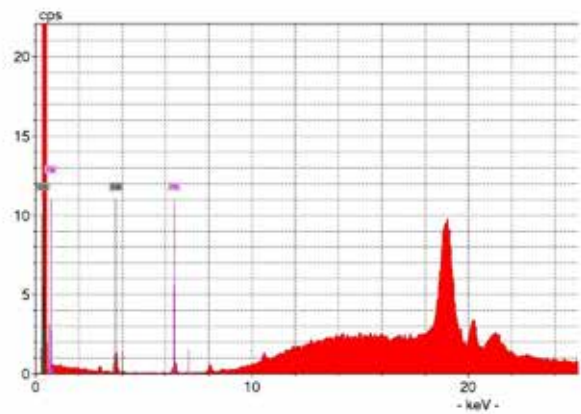
S-26



S-27

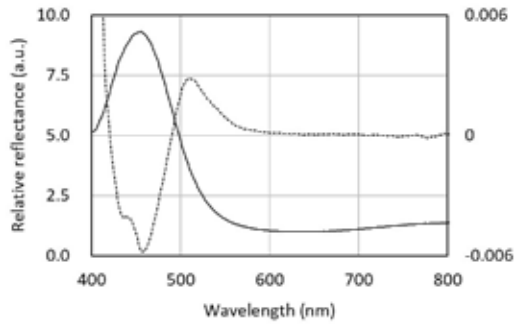


S-28



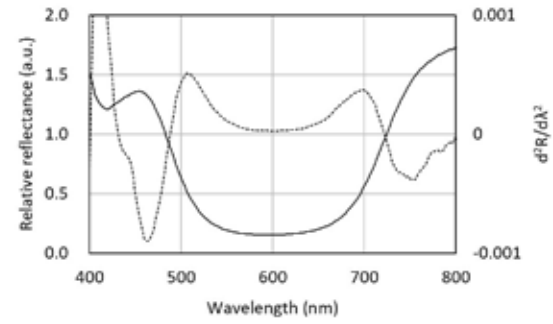
S-30

【巻末資料3】 基準試料及び調査資料の反射スペクトルと二次微分スペクトル



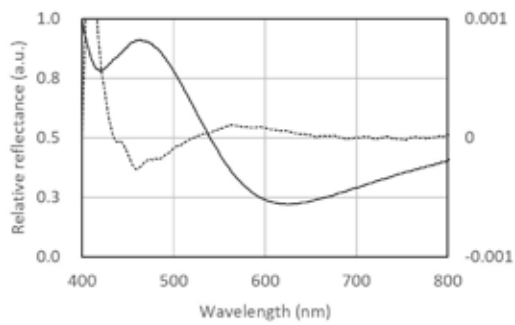
—— 群青(可視) 群青(二次微分)

群青



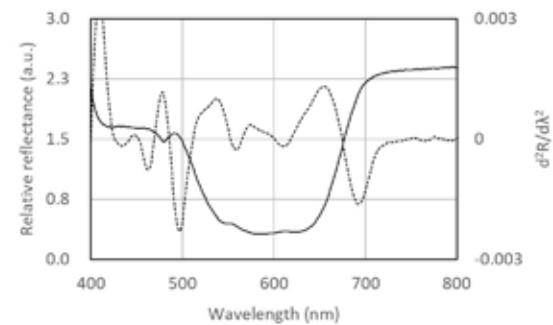
—— ウルトラマリン(可視) ウルトラマリン(二次微分)

ウルトラマリン



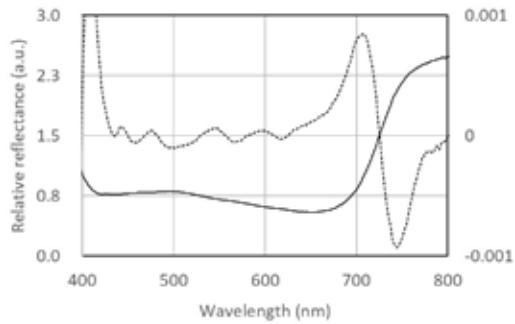
—— ブルジャンブルー(可視) ブルジャンブルー(二次微分)

ブルジャンブルー



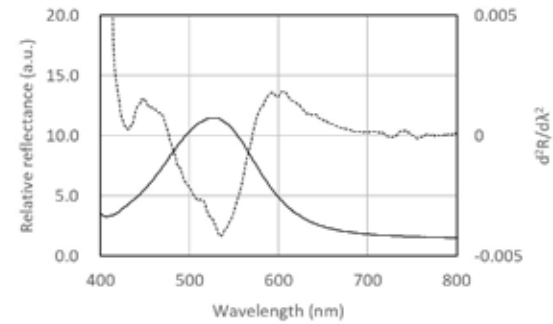
—— スマルト(可視) スマルト(二次微分)

スマルト



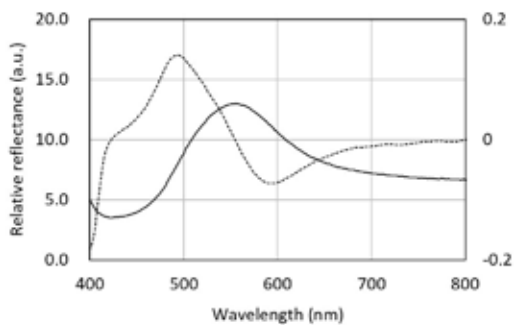
—— 藍(可視) 藍(二次微分)

藍



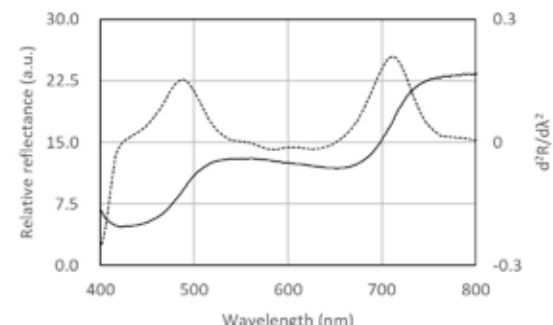
—— 緑青(可視) 緑青(二次微分)

緑青



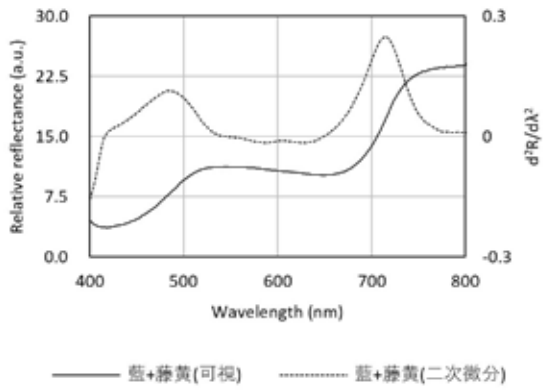
—— 緑青+石黄(可視) 緑青+石黄(二次微分)

緑青+石黄

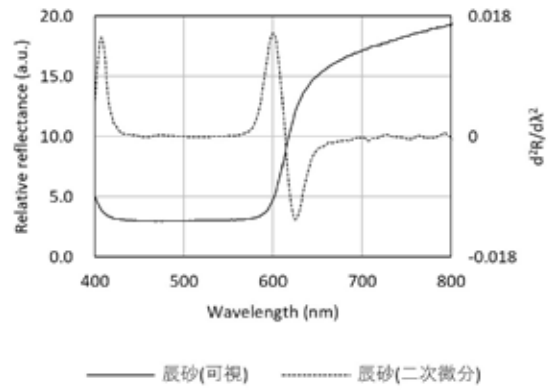


—— 藍+石黄(可視) 藍+石黄(二次微分)

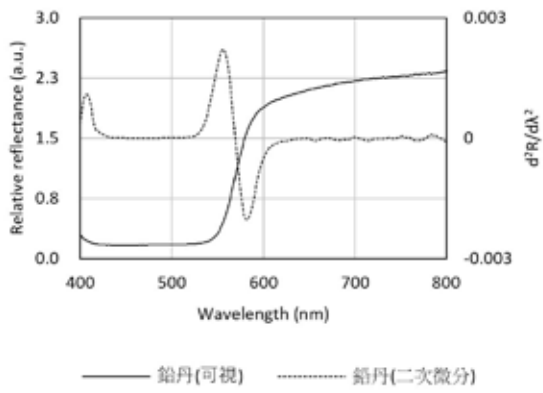
藍+石黄



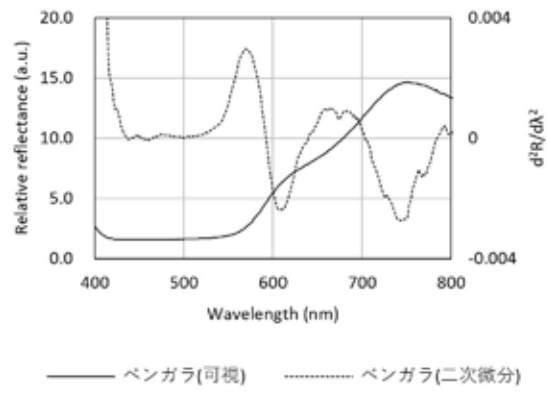
藍+藤黄



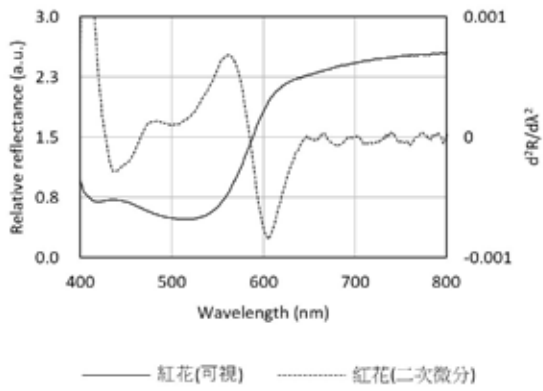
辰砂



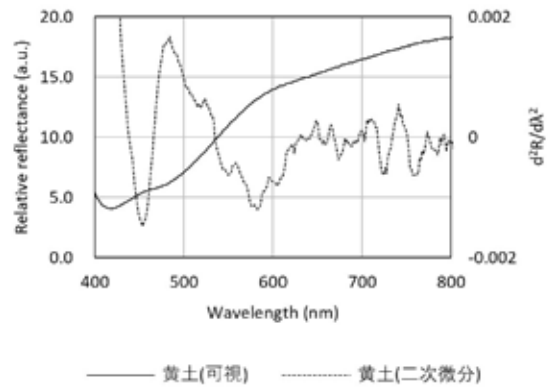
鉛丹



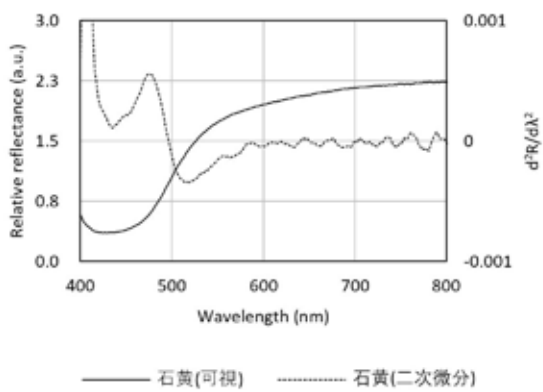
ベンガラ



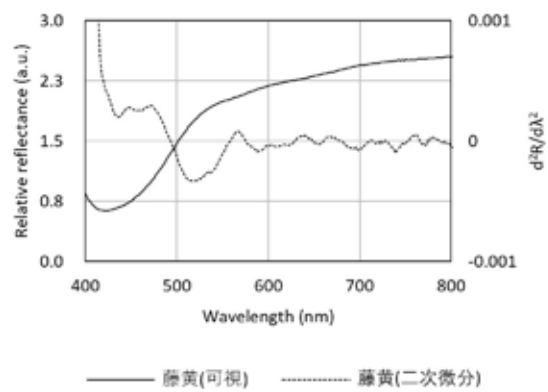
紅花



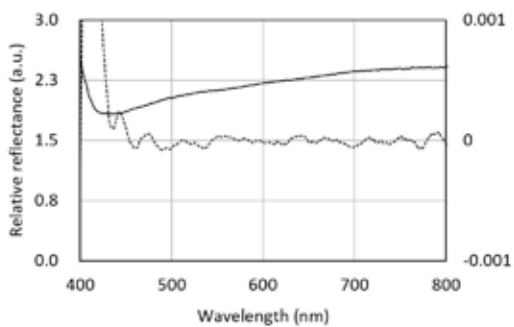
黄土



石黄

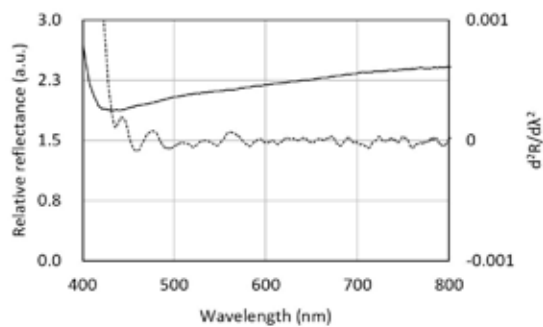


藤黄



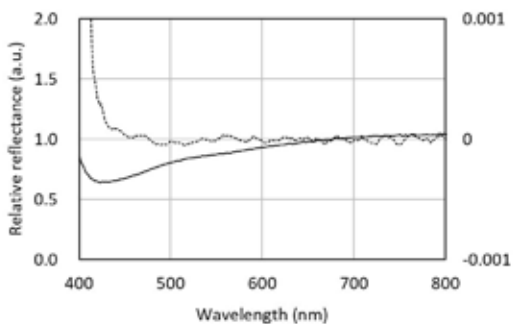
—— 胡粉(可視) 胡粉(二次微分)

胡粉



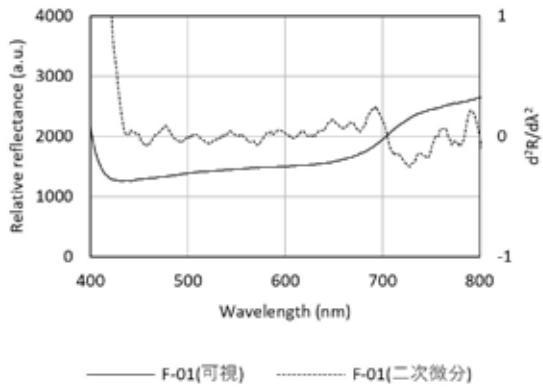
—— 鉛白(可視) 鉛白(二次微分)

鉛白

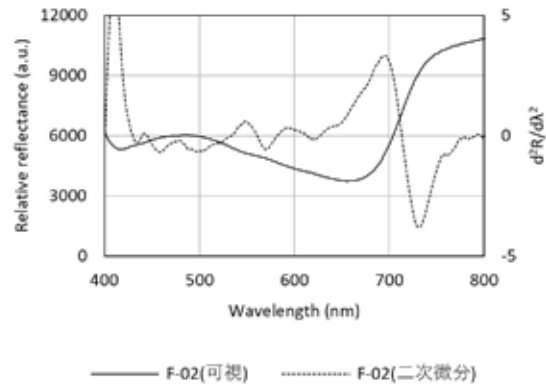


—— 無地(可視) 無地(二次微分)

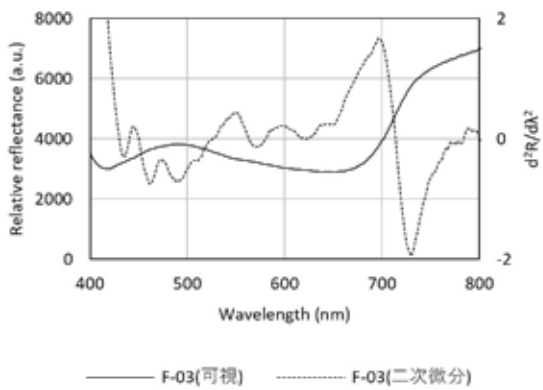
無地



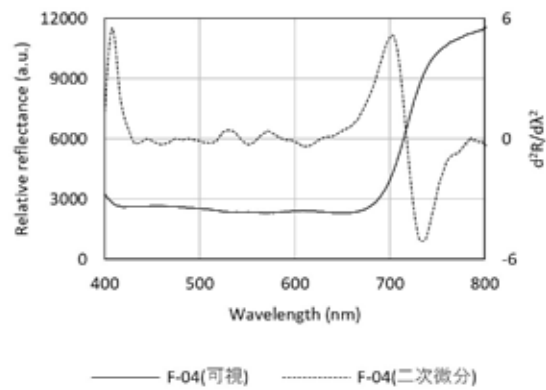
F-01



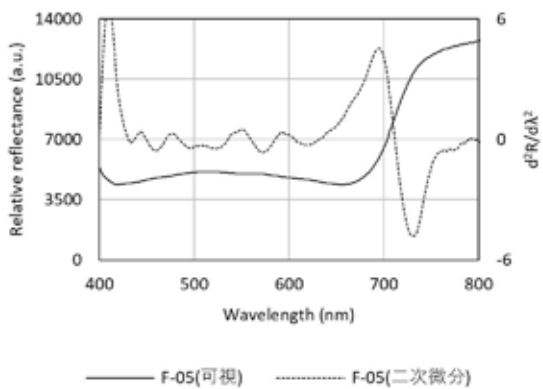
F-02



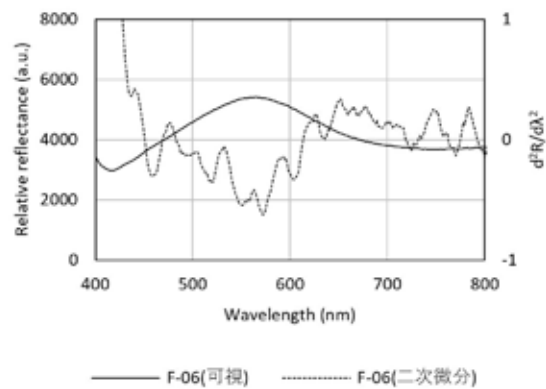
F-03



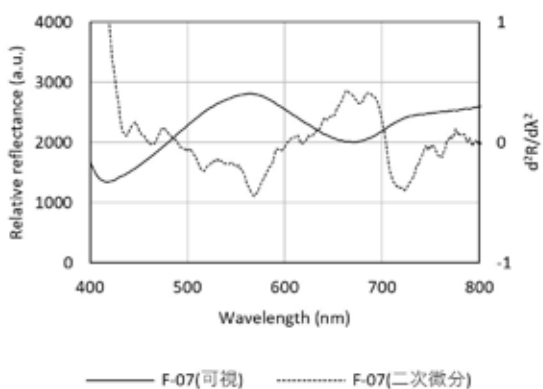
F-04



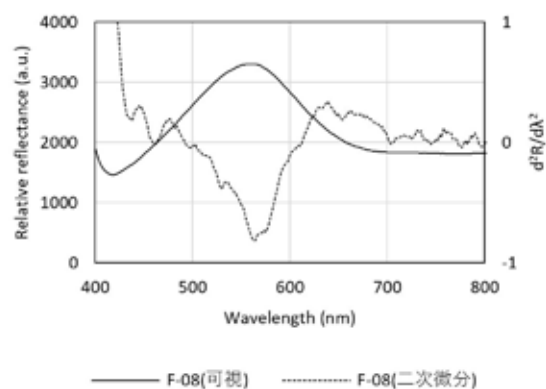
F-05



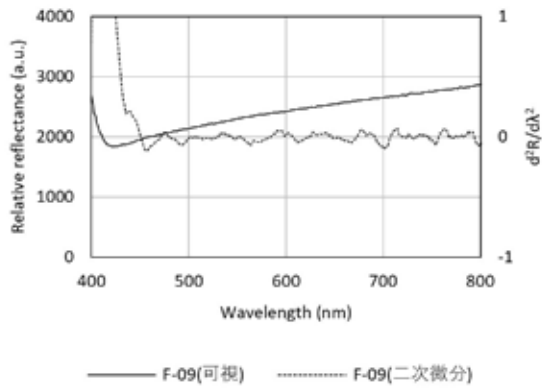
F-06



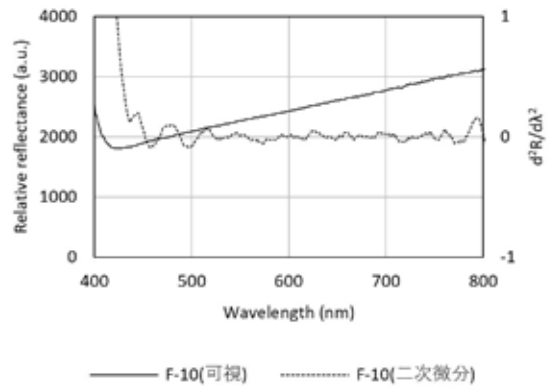
F-07



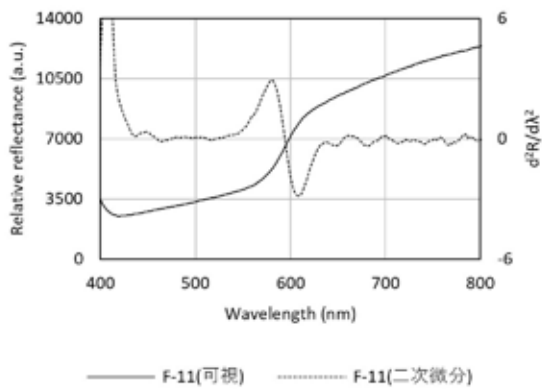
F-08



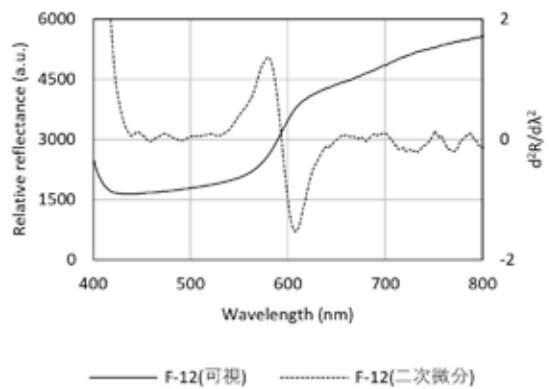
F-09



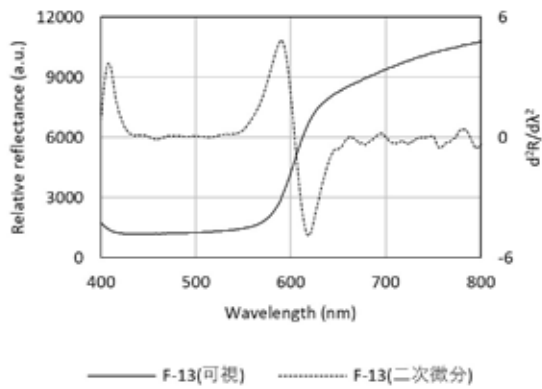
F-10



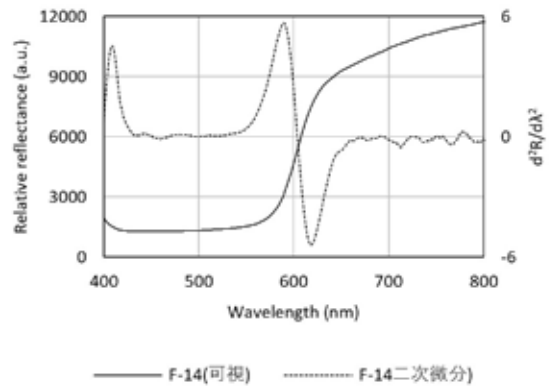
F-11



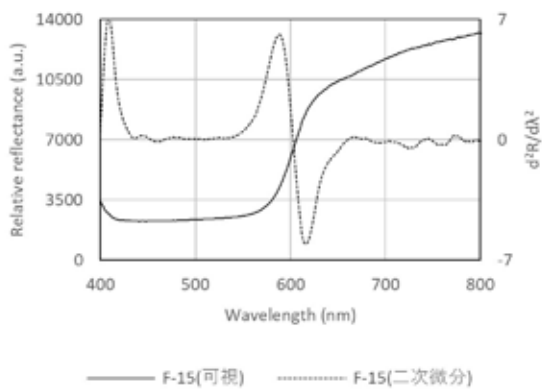
F-12



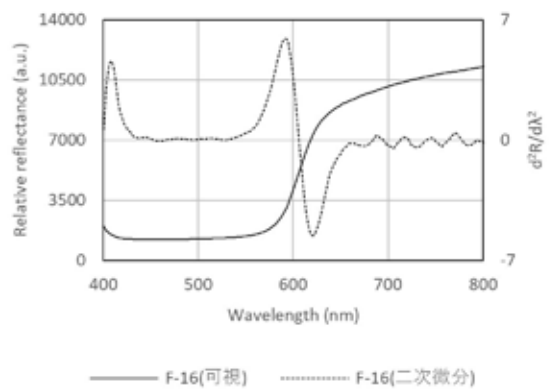
F-13



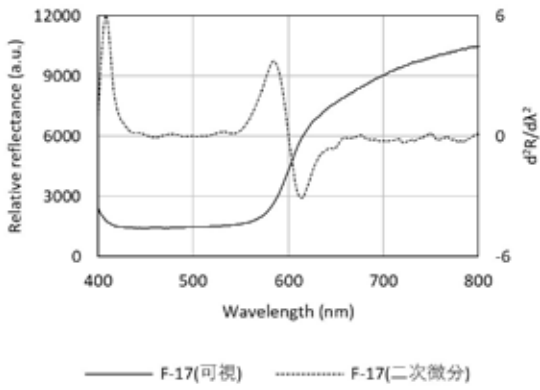
F-14



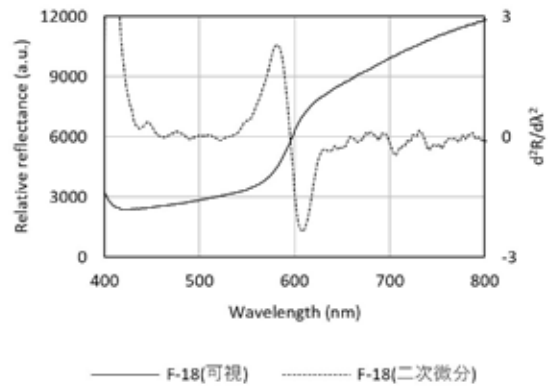
F-15



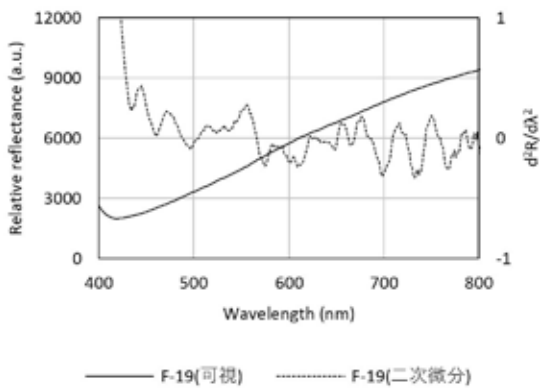
F-16



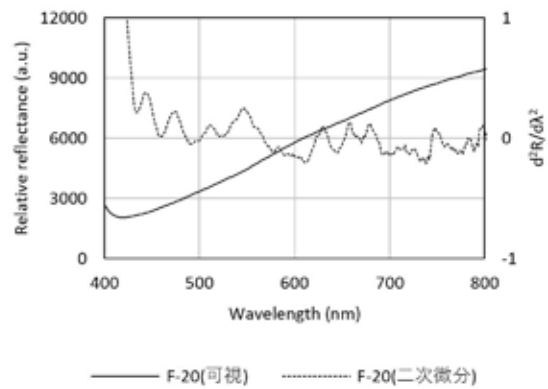
F-17



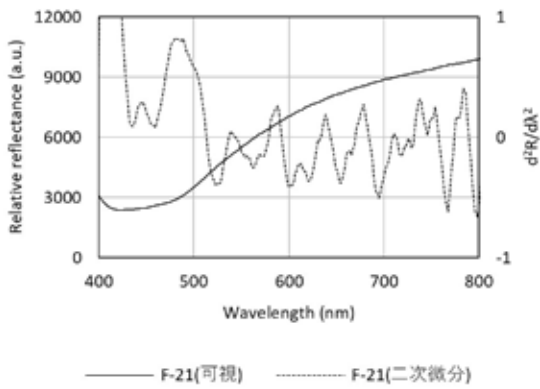
F-18



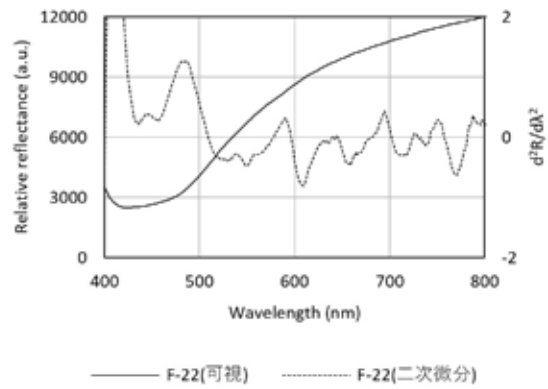
F-19



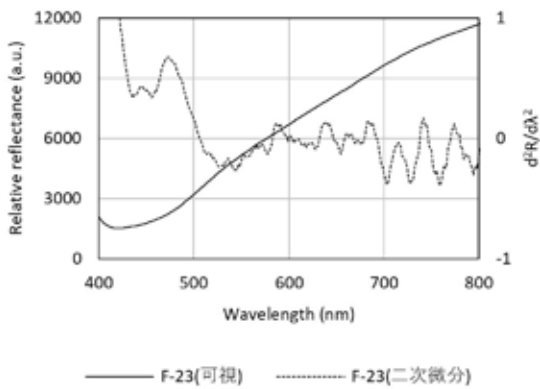
F-20



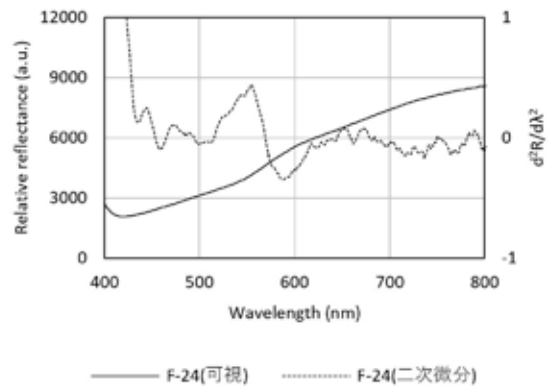
F-21



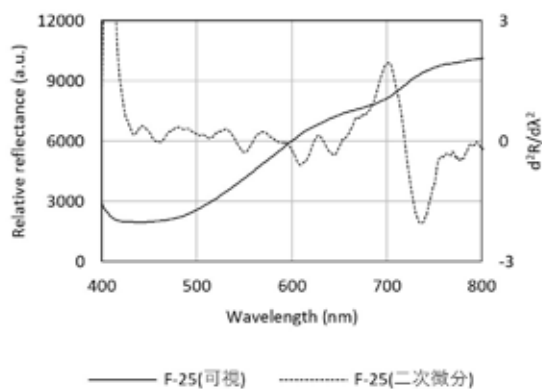
F-22



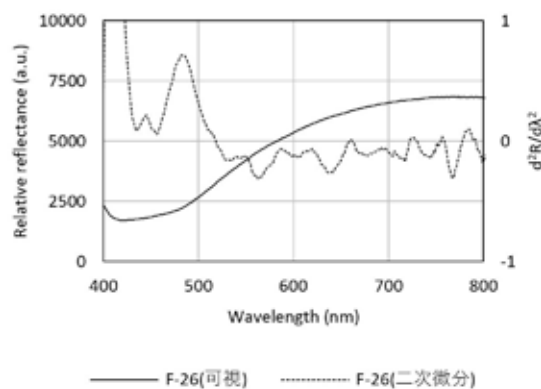
F-23



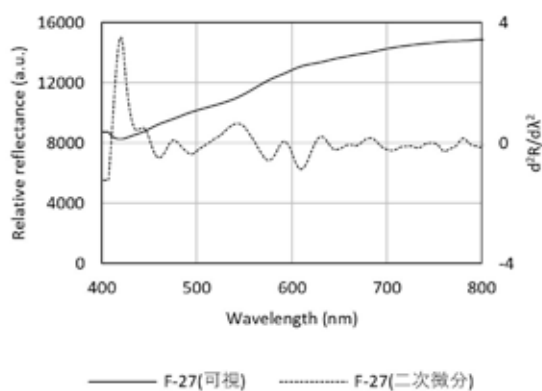
F-24



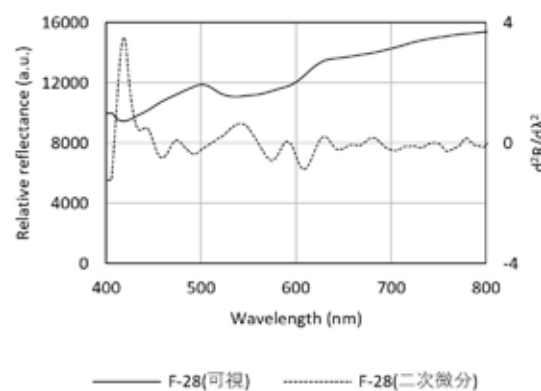
F-25



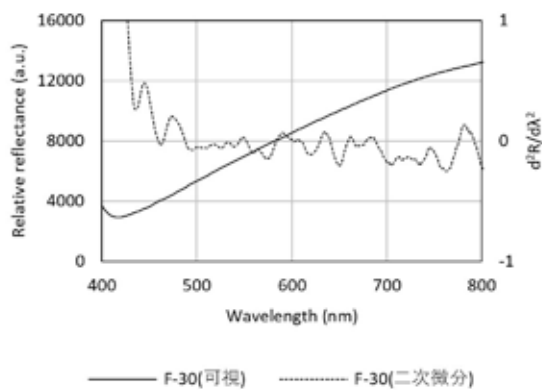
F-26



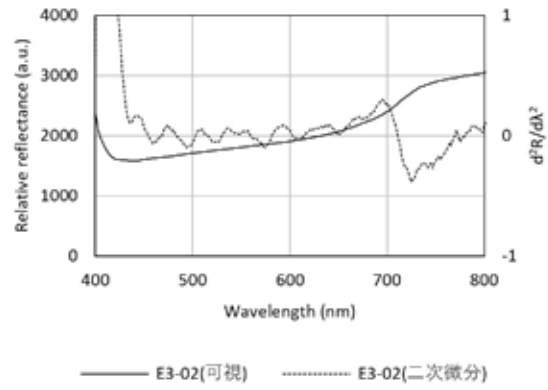
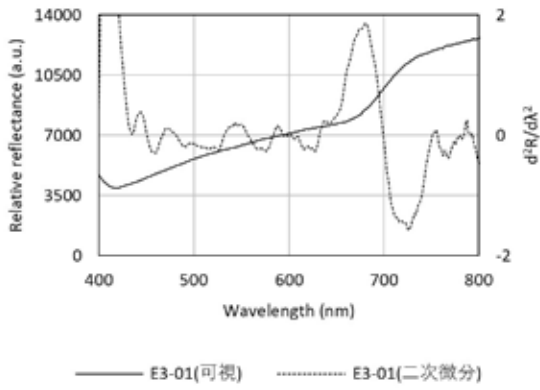
F-27



F-28

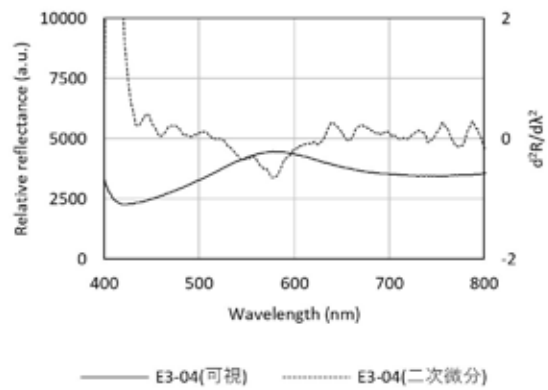
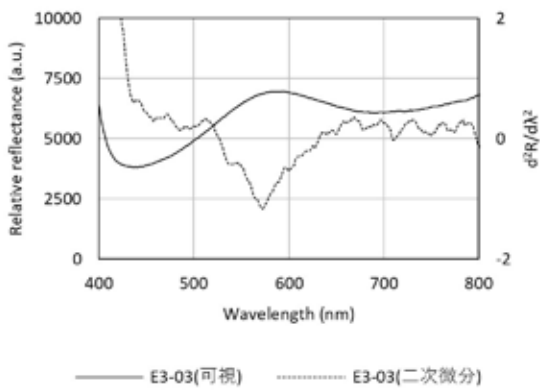


F-30



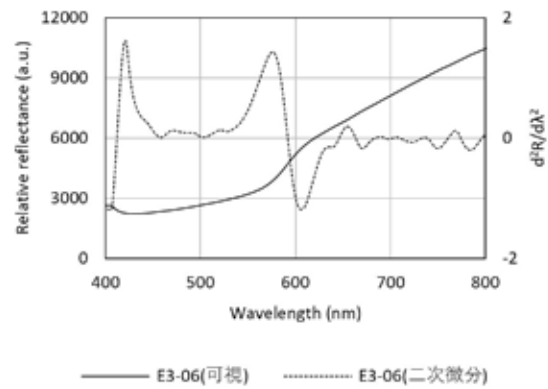
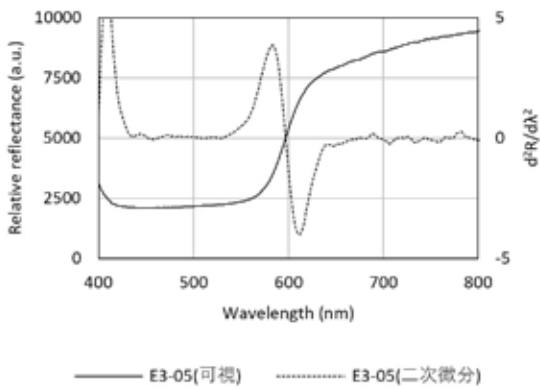
E3-01

E3-02



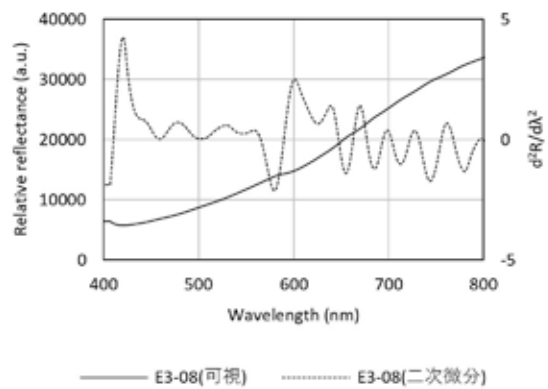
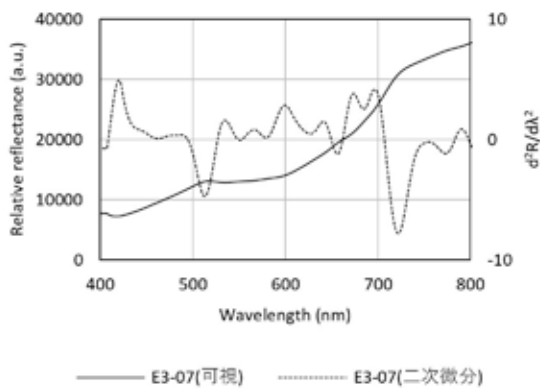
E3-03

E3-04



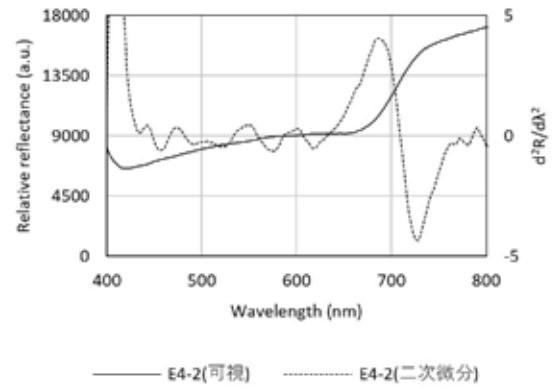
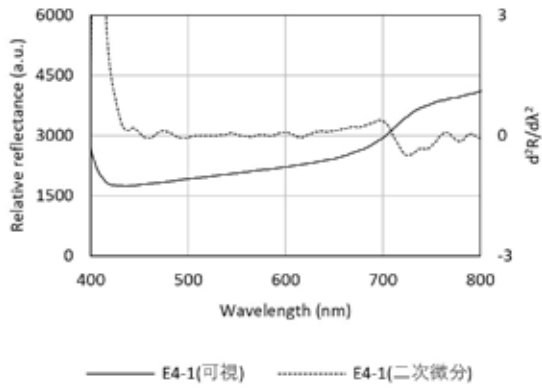
E3-05

E3-06

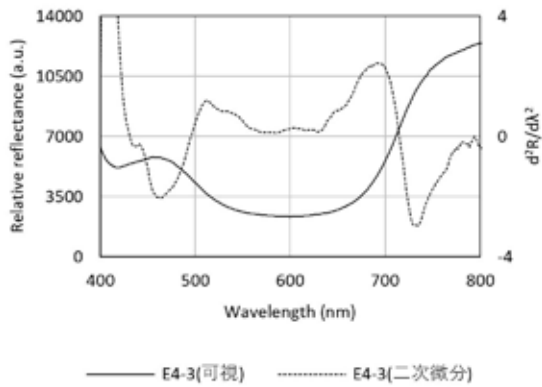


E3-07

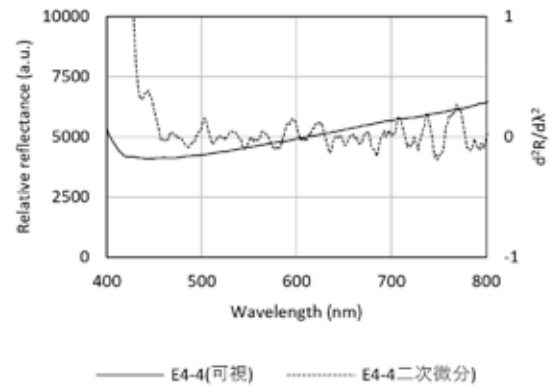
E3-08



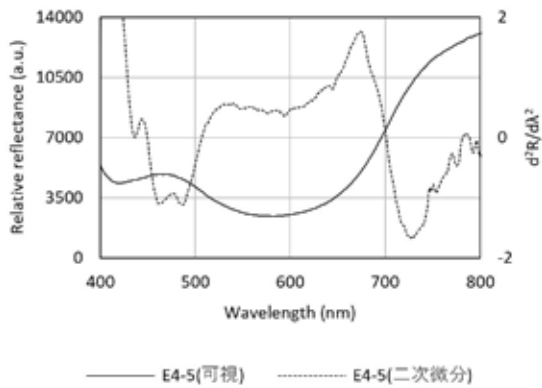
E4-01



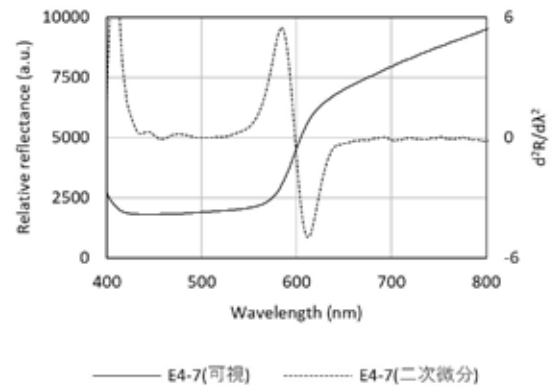
E4-02



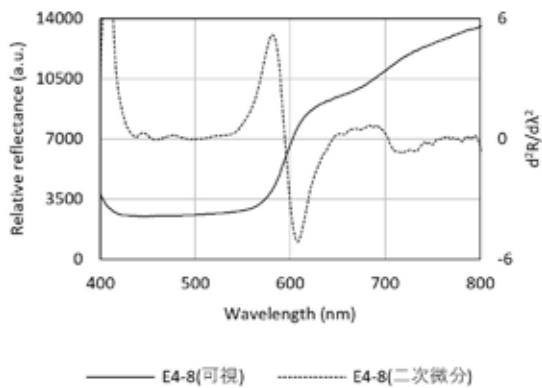
E4-03



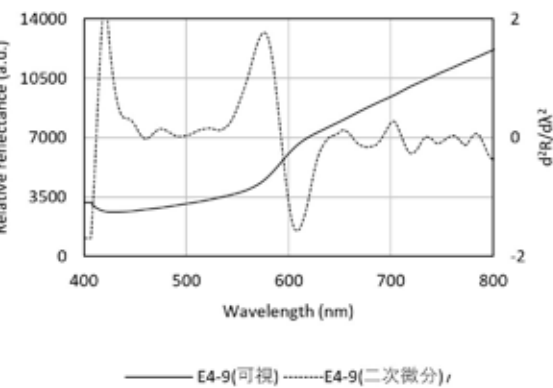
E4-04



E4-05

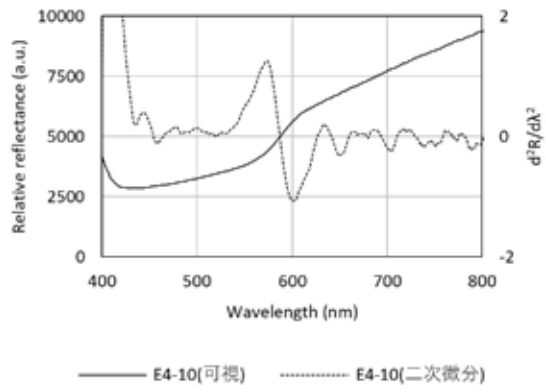


E4-07

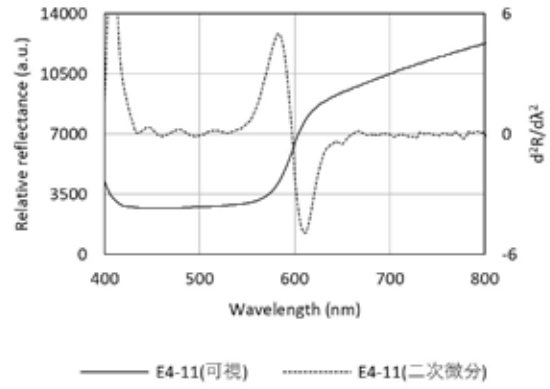


E4-08

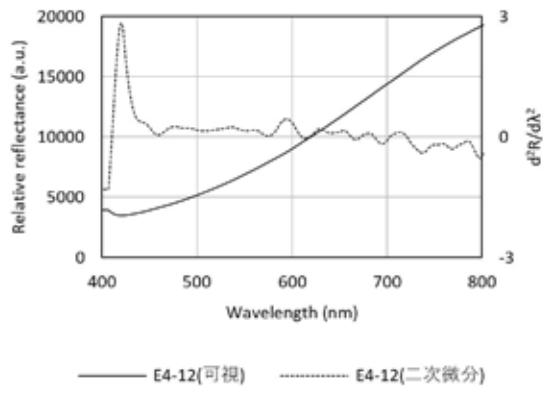
E4-09



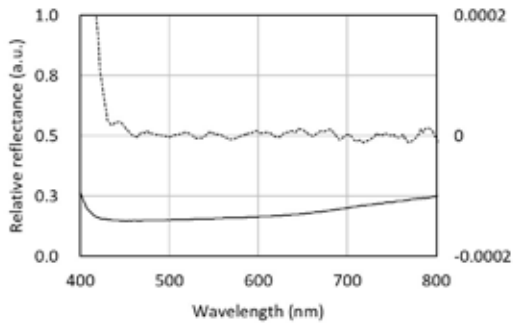
E4-10



E4-11

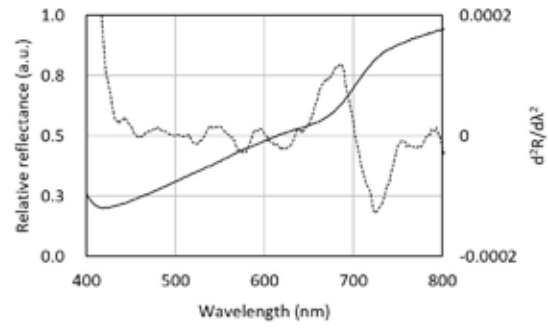


E4-12



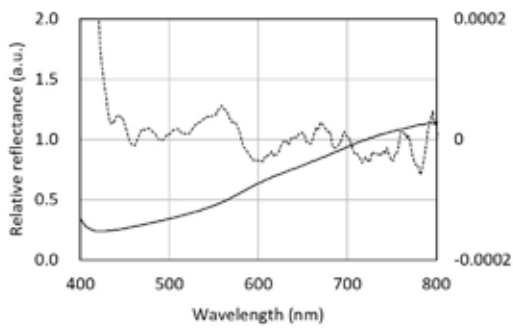
— SY-01(可視) SY-01(二次微分)

SY-01



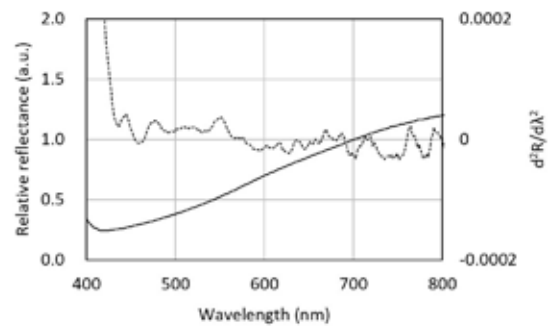
— SY-02(可視) SY-02(二次微分)

SY-02



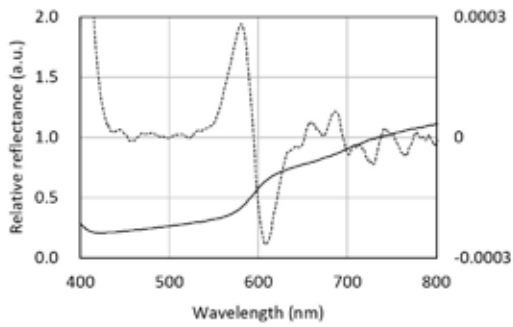
— SY-03(可視) SY-03(二次微分)

SY-03



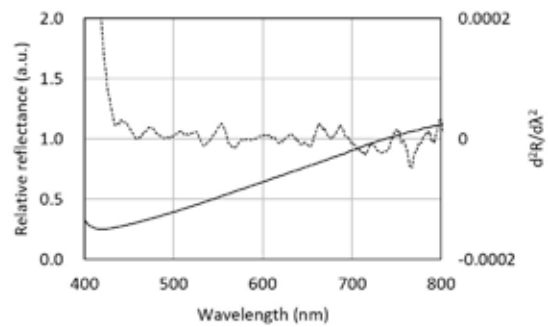
— SY-04(可視) SY-04(二次微分)

SY-04



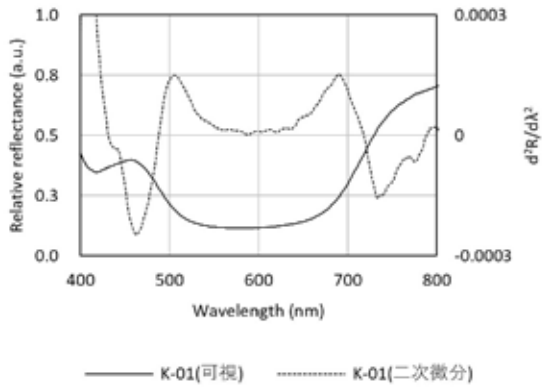
— SY-05(可視) SY-05(二次微分)

SY-05

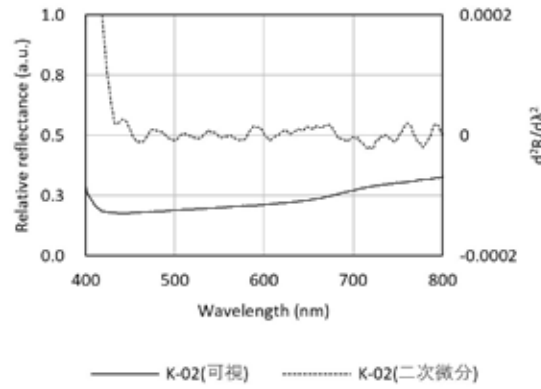


— SY-06(可視) SY-06(二次微分)

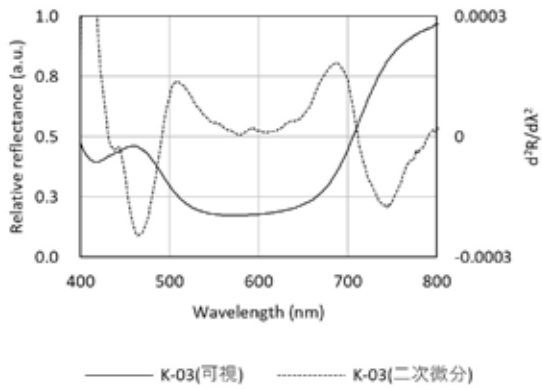
SY-06



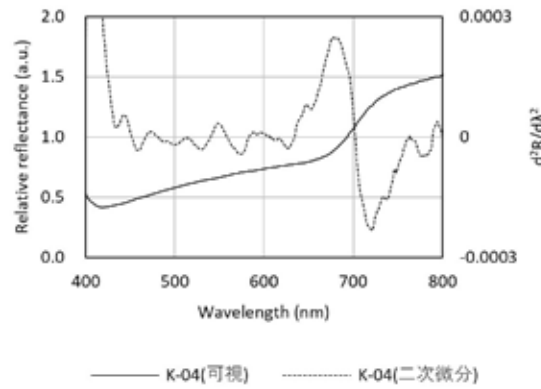
K-01



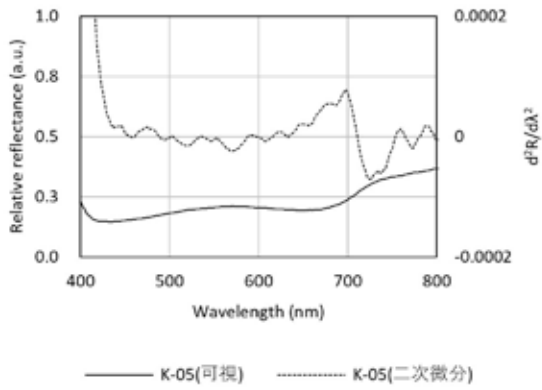
K-02



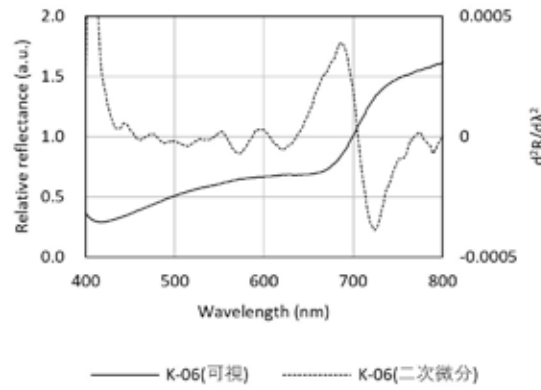
K-03



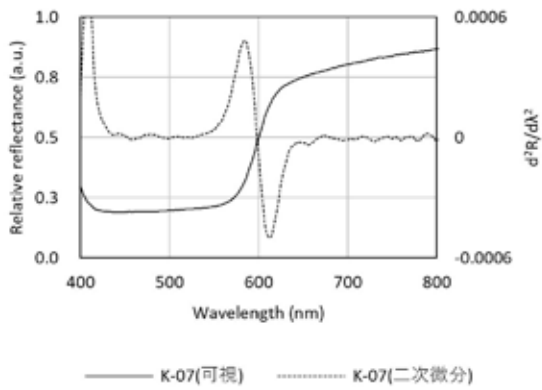
K-04



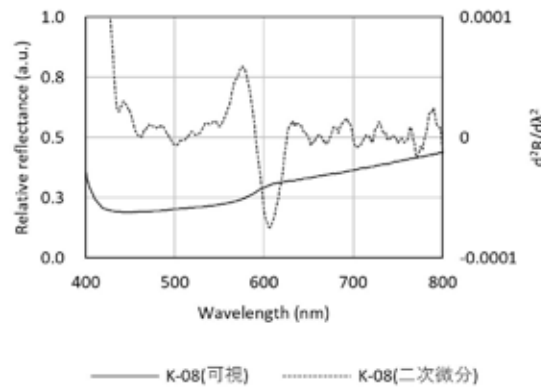
K-05



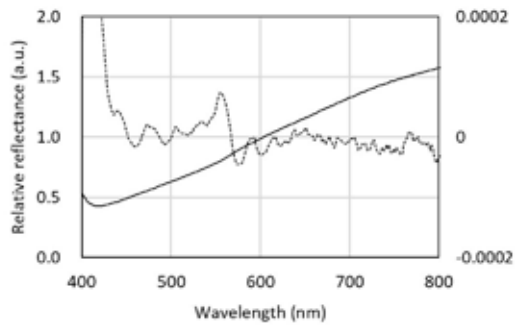
K-06



K-07

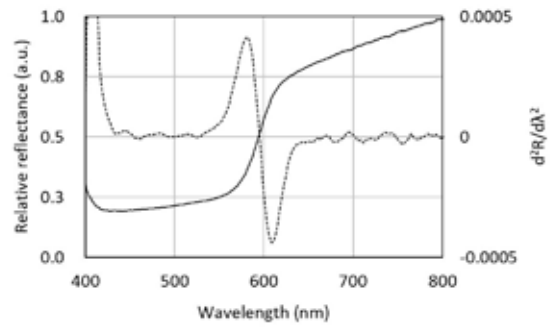


K-08



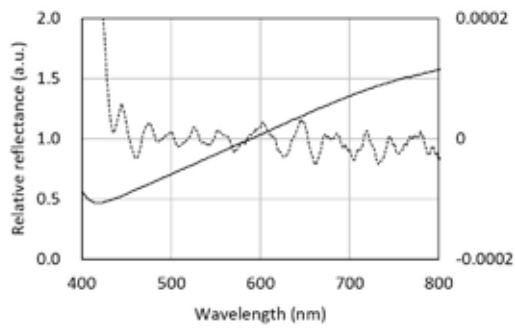
—— K-09(可視) K-09(二次微分)

K-09



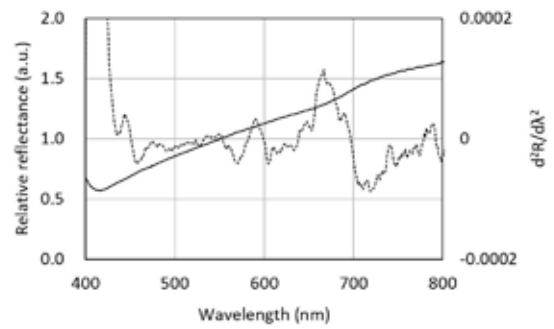
—— K-10(可視) K-10(二次微分)

K-10



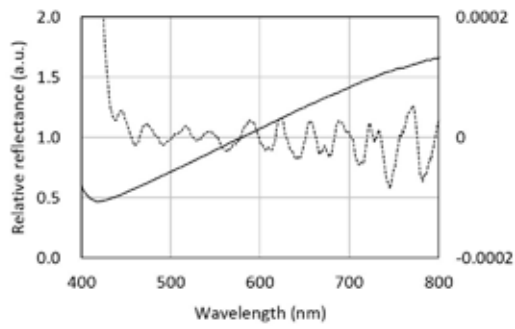
—— K-11(可視) K-11(二次微分)

K-11



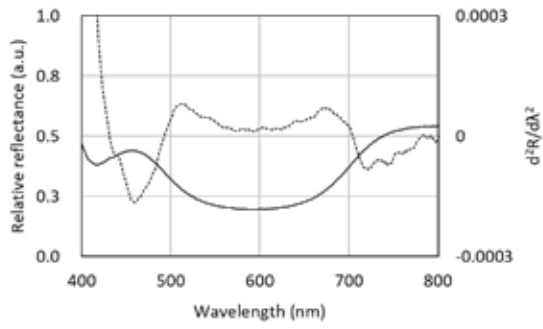
—— K-12(可視) K-12(二次微分)

K-12



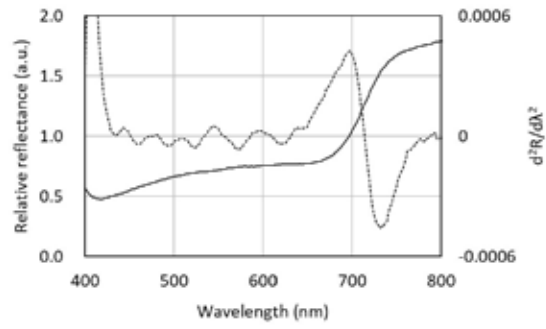
—— K-14(可視) K-14(二次微分)

K-14



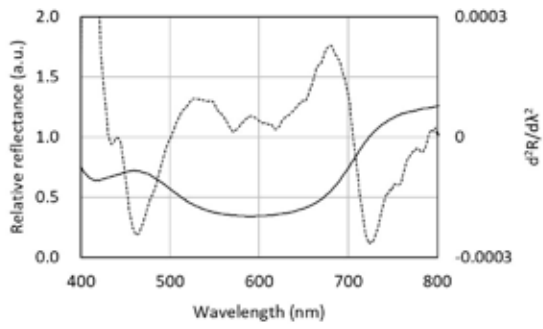
—— S-01(可視) S-01(二次微分)

S-01



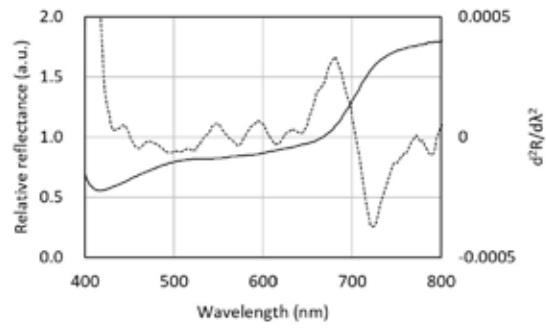
—— S-02(可視) S-02(二次微分)

S-02



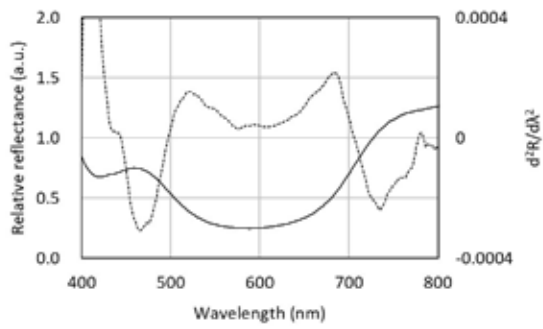
—— S-03(可視) S-03(二次微分)

S-03



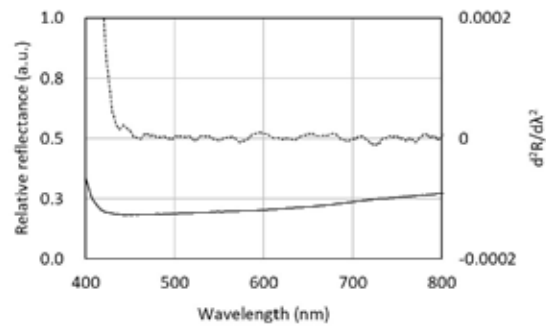
—— S-04(可視) S-04(二次微分)

S-04



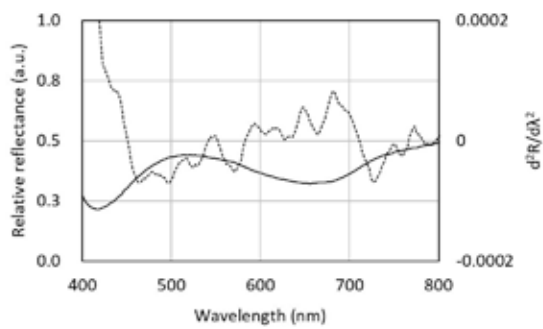
—— S-05(可視) S-05(二次微分)

S-05



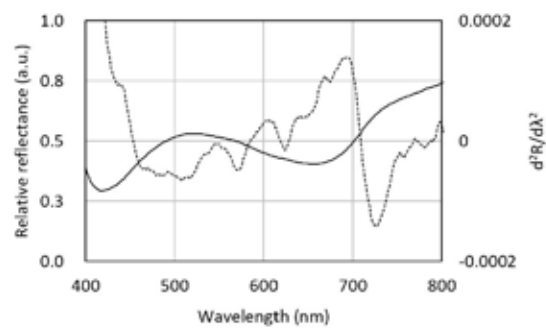
—— S-06(可視) S-06(二次微分)

S-06



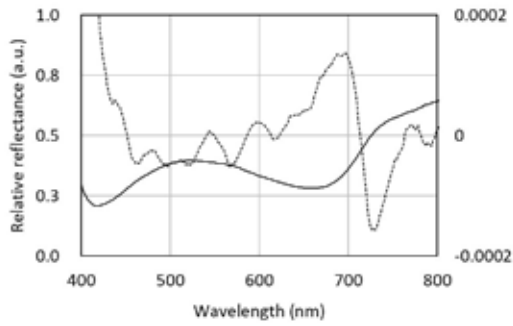
—— S-07(可視) S-07(二次微分)

S-07



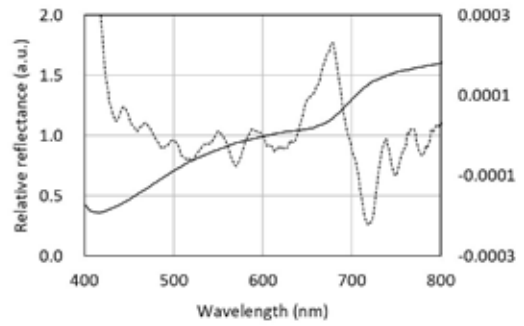
—— S-08(可視) S-08(二次微分)

S-08



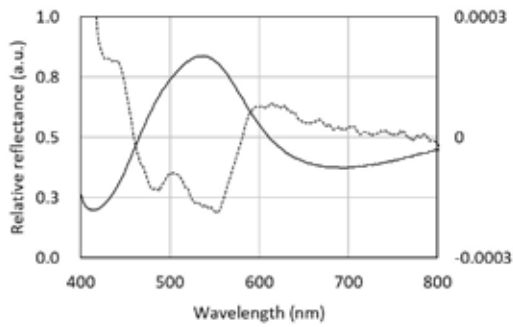
— S-09(可視) S-09(二次微分)

S-09



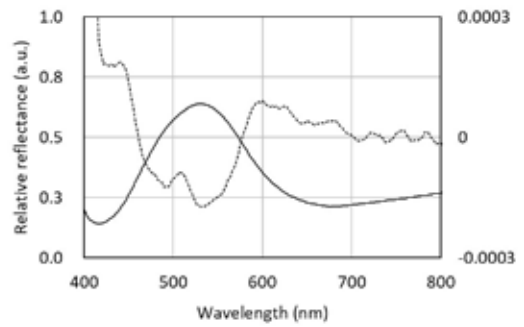
— S-10(可視) S-10(二次微分)

S-10



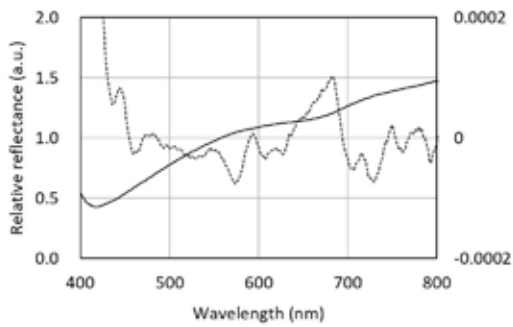
— S-11(可視) S-11(二次微分)

S-11



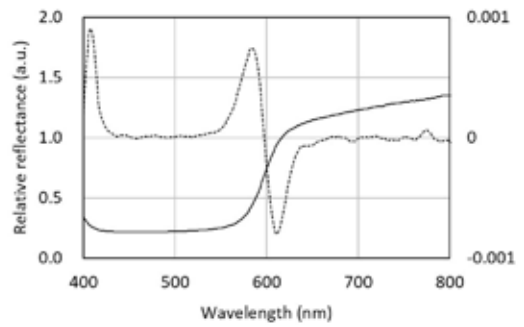
— S-12(可視) S-12(二次微分)

S-12



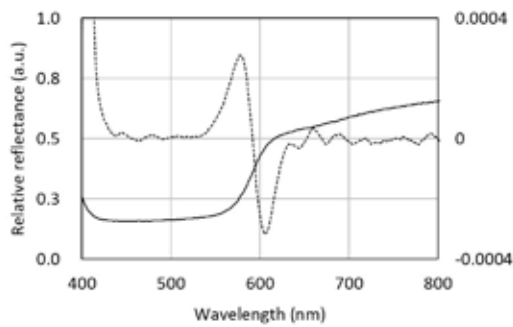
— S-13(可視) S-13(二次微分)

S-13



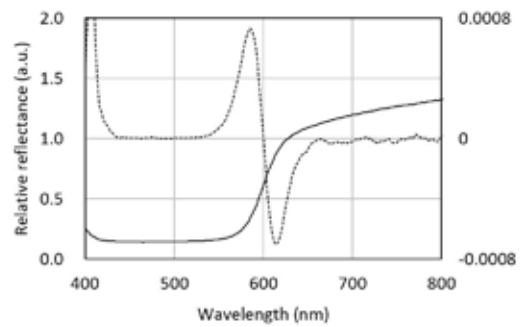
— S-14(可視) S-14(二次微分)

S-14



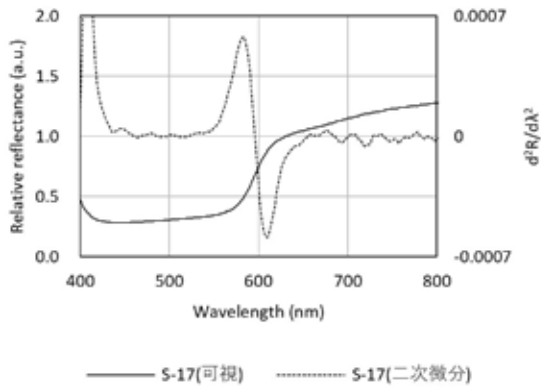
— S-15(可視) S-15(二次微分)

S-15

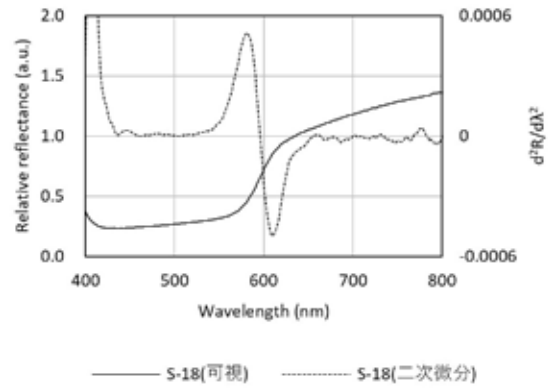


— S-16(可視) S-16(二次微分)

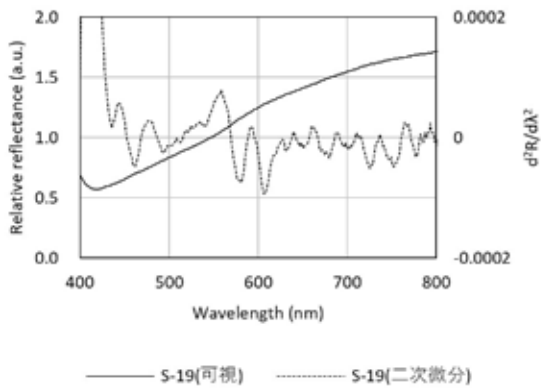
S-16



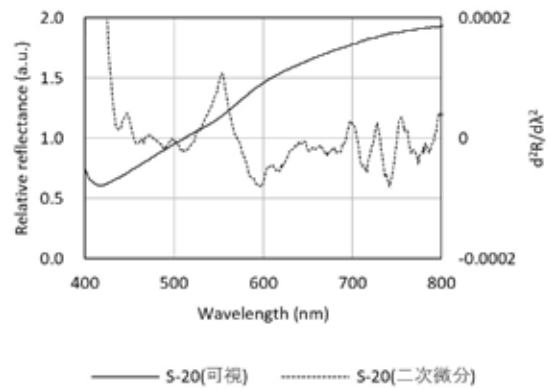
S-17



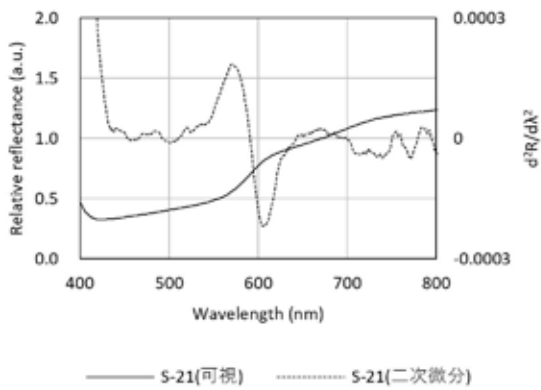
S-18



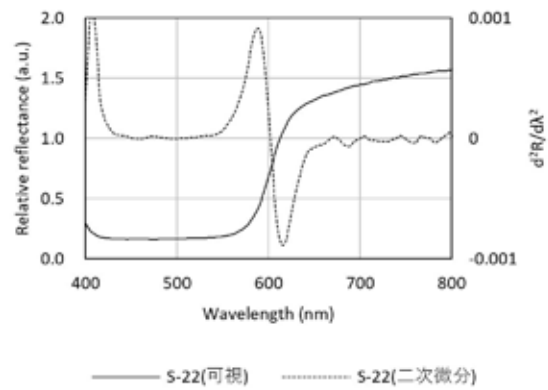
S-19



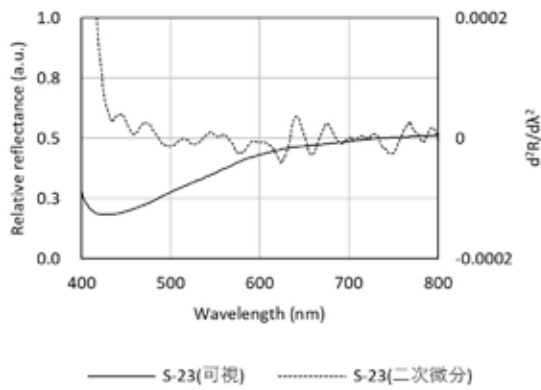
S-20



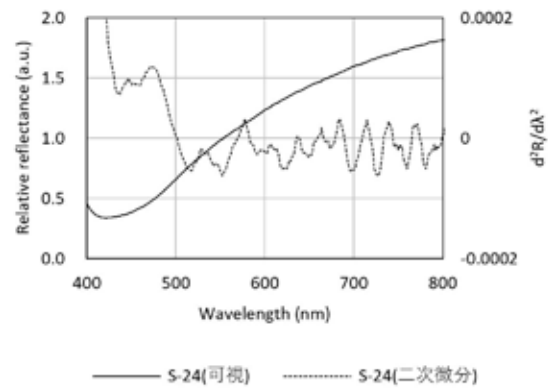
S-21



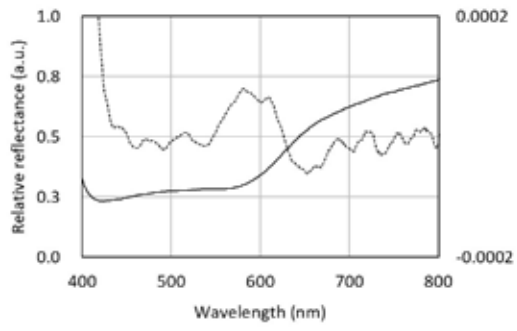
S-22



S-23

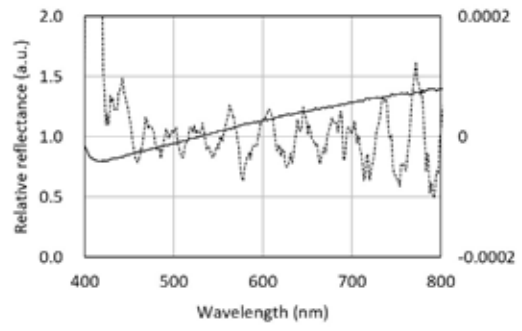


S-24



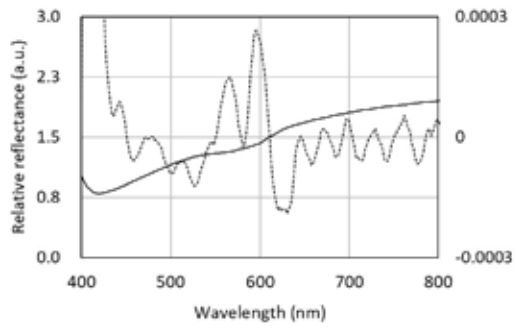
—— S-25(可視) S-25(二次微分)

S-25



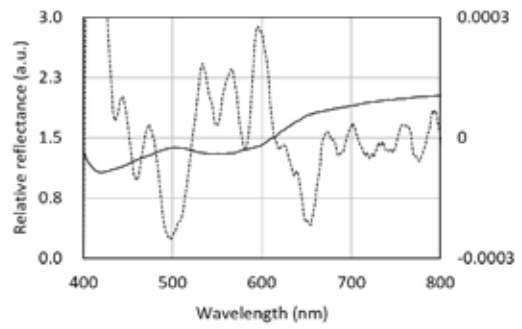
—— S-26(可視) S-26(二次微分)

S-26



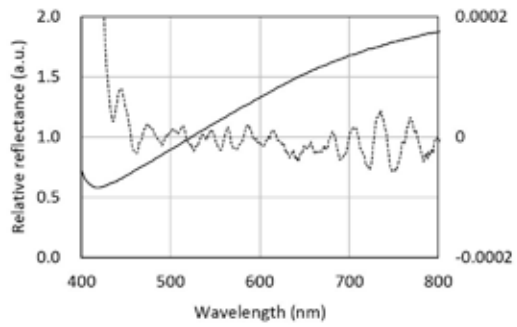
—— S-27(可視) S-27(二次微分)

S-27



—— S-28(可視) S-28(二次微分)

S-28



—— S-30(可視) S-30(二次微分)

S-30

国立アイヌ民族博物館におけるニヴフの音具資料—カリニ¹を中心に

Nivkh sound-producing tools in the National Ainu Museum: Focusing on the Kal'ni

荒川のぞみ (ARAKAWA Nozomi)

国立アイヌ民族博物館研究学芸部教育普及室エデュケーター (Educator, National Ainu Museum)

キーワード：ニヴフ、音具、楽器、国際交流、アイヌ民族博物館

Keywords: Nivkh, sound-producing tools, music instruments, international exchange, Ainu Ethnic Museum

1. はじめに

1.1 当館所蔵資料における

アイヌの周辺民族資料について

2020年に開館した国立アイヌ民族博物館（以下「当館」）は、アイヌ文化の展示や調査研究などに特化した国立博物館である。その資料の一部は、1984年から2018年まで運営されていたアイヌ民族博物館（以下「旧アイヌ博」）の所蔵資料を引き継いだものである。旧アイヌ博では多年にわたりアイヌ文化に関する資料の収集と保存、展示を行うとともに、様々な民族との文化的交流を推進し、地域や国境を越えた諸民族との交流を積極的に行う中で、各民族の民具等を収集してきた。本稿は、文化交流で収集された民具等のうち、ニヴフの音具資料を取り上げるものである。

1.2 本稿の目的と意義

当館におけるニヴフの音具資料は、旧アイヌ博時代の国際交流事業によって収蔵された経緯があり、アイヌ民族の文化交流の歴史的証左であるとともに、単なる民具資料であることを超えて、当館のコレクションとして重要な意義を持つ。本稿では当館が所蔵するニヴフの音具資料を紹介し、資料情報を整理することで、当館における音具資料展示のあり方について考え、今後の調査研究や展示への一助としたい。

1.3 紹介する資料の範囲と方法

楽器とは、「音楽を奏するための道具」（柘植1991:76）であるが、何を「音楽」とするか/しない

かは、民族的・文化的背景、さらには時代的変遷によって多様な解釈がなされる。そのため、何を「楽器」とするか/しないかについての判断は、当事者の視点や資料に基づいた慎重な検討が求められる。したがって、「楽器」としての定義や分類にも不確実性が存在する。

本稿では、今後行われるべき当館所蔵楽器資料の体系的整理のために、当館所蔵のニヴフの楽器資料の収蔵経緯を含む基本情報をまとめたいと考えている。そのため、本稿では上述の不確実性を自覚したうえで、ニヴフの楽器の定義はニヴフ民族が決めるべきであるとする筆者の文化相対主義的な立場から、音を発することを目的として製作された道具を「音具」とし、儀礼具や玩具、あるいは用途が複合的である資料も含めて調査対象とした。音具資料については、楽器の発音原理に基づいた分類法であるホルンボステルとザックスの分類法（以下、HS分類法）を用いて分類する²。このうち、トランペットに関しては下記のような分類があり、カリニは423.121.11に該当する。

- 423 トランペット
- 423.1 自然トランペット
- 423.12 管型トランペット
- 423.121 上端吹きトランペット
- 423.121.1 上端吹き直状管
- 423.121.11 マウスピースなし

本稿でとり上げる音具は当館の資料検索データベースに登録されているカリニを中心とした7点である。

2. 旧アイヌ博におけるニヴフとの 国際交流事業とカリニの収蔵経緯について




カリニが所蔵されるに至るには1988年以降のニヴフとの国際交流の流れがある³。旧アイヌ博とニヴフの国際交流事業として1993年1月27日に「ニヴフ族伝統舞踊の夕べ」が北海道白老郡白老町で行われ、ニヴフのアンサンブルメンバーが13名参加した。アンサンブルメンバーがニヴフ伝統舞踊を8曲披露した他、旧アイヌ博職員も古式舞踊を披露した。その

後、カリニは旧アイヌ博に収蔵されたと考えられる⁴。

3. 当館所蔵のニヴフの音具資料

3.1 気鳴楽器

気鳴楽器とは、管の中の空気の振動によって発音する楽器のことである。カリニは筒の中が空洞になっており、筒の中の空気を唇によって振動させることによって音が出る。

 <p>写真1 カリニ</p>	<p>資料番号：nivkh54 資料名：楽器 HS分類番号：423.121.11 楽器名：カナ表記 カリニ キリル文字表記 кальни ローマ文字表記 kal'ni 長さ：2003mm 最大部直径：50mm 最小部直径：23mm 備考：節部分にささくれが見られる。</p>
 <p>写真2 カリニ</p>	<p>資料番号：nivkh56 資料名：楽器 HS分類番号：423.121.11 楽器名：カナ表記 カリニ キリル文字表記 кальни ローマ文字表記 kal'ni 長さ：1999mm 最大部直径：40mm 最小部直径：22mm 備考：節部分に剥げとささくれが見られる。</p>
 <p>写真3 カリニ</p>	<p>資料番号：nivkh57 資料名：楽器 HS分類番号：423.121.11 楽器名：カナ表記 カリニ キリル文字表記 кальни ローマ文字表記 kal'ni 長さ：1486mm 最大部直径：38mm 最小部直径：23mm 備考：開口部にささくれが見られる。</p>

 <p>写真4 カリニ</p>	<p>資料番号: nivkhmi04 資料名: 楽器 HS分類番号: 423.121.11 楽器名: カナ表記 カリニ キリル文字表記 кальни ローマ文字表記 kal'ni 長さ: 1867mm 最大部直径: 49mm 最小部直径: 26mm 備考: 開口部にささくれが見られる。</p>
 <p>写真5 カリニ</p>	<p>資料番号: nivkhmi05 資料名: 楽器 HS分類番号: 423.121.11 楽器名: カナ表記 カリニ キリル文字表記 кальни ローマ文字表記 kal'ni 長さ: 1690mm 最大部直径: 40mm 最小部直径: 24mm 備考: 節付近に剥げが見られる。</p>

3.2 その他

3.2.1 膜鳴楽器

膜鳴楽器は、膜の振動によって発音する楽器のこと

である。カスは、バチを用いて太鼓を叩くことで音が出る。

 <p>写真6 カス</p>	<p>資料番号: nivkh14 資料名: バチ付き太鼓 HS分類番号: 211.321 (杵型太鼓、片面(皮)) 楽器名: カナ表記 カス キリル文字表記 кас ローマ字表記 kas 太鼓部分 高さ: 484mm 幅: 360mm 奥行: 43mm バチ部分 高さ: 358mm 幅: 75mm 奥行: 33mm</p>
---	---

3.2.2 弦鳴楽器

弦鳴楽器は、弦の振動によって発音する楽器のことである。

	<p>資料番号：nivkh21 資料名：楽器 HS分類番号：不明 楽器名：不明</p> <p>長さ：577mm 奥行：111mm 備考：トインルインの弓だと考えられるが、本体部分の収蔵が確認されていない。⁵</p>
---	--

写真7 不明

4. まとめと今後の展望

本稿では、当館が所蔵するニヴフの音具資料について紹介した。音具資料は民族文化を担う要素の一つであり、その保存は文化的多様性の記録としても意義あるものである。また、当館のこれらの資料は単なる音具資料ではなく、国際交流事業とのつながりが見出せるなど、重要な資料情報を持っていることが分かった。

当館に収蔵された音具資料はこれまで「民具」の一カテゴリとして位置づけられてきたが、基本展示において十分に活用できていない現状がある。当館の基本展示は、「私たちのことば」「私たちの世界」「私たちの暮らし」「私たちの歴史」「私たちのしごと」「私たちの交流」の6つのテーマに分類されている。(国立アイヌ民族博物館 2023:13)。このうち、ニヴフの音具資料を展示する余地があるのは「私たちの暮らし」「私たちの交流」であるが、「私たちの暮らし」ではアイヌ民族の生活文化に関する資料が主に取り上げられており、ニヴフをはじめとする他民族の音具をこのテーマに配置することは現在の展示方針上積極的には行われていない。民族間の文化交流については「私たちの交流」のセクションで展示されているが、展示スペースの制約により、展示している音具資料が数点に限られているうえ、キャプションでの解説も概説的なものに留まっている。

さらに、当館の展示においては、シャーマンが使

用する太鼓が儀礼具として「私たちの世界」に、鹿笛が狩猟の道具として「私たちのしごと」に、ムックリ(口琴)、トンコリ(五弦琴)、シントコプタ(行器の蓋)が楽器として「私たちの暮らし」に展示されている。音具資料が複数の展示セクションに分けて配置されていることで、音具の音響的・音楽的側面に着目して展示されている資料もあればそうでない資料もあり、音具資料の体系的な展示ができていない現状もある。展示や活用においては、音具の文化的・歴史的意義を伝えるだけでなく、その音具がどのような音を発するのかをどのように体験的に提示できるかが今後の課題である。展示におけるメッセージや当事者の楽器の認識に応じて、当館所蔵資料がどのテーマに分類されるかは固定的なものせず、定期的にそのカテゴリを見直す必要があるだろう。

注

- 1) ニヴフ語の表記については、A.C.カラソフスキー(1992)「サハリンのニヴフ族の楽器」『口琴ジャーナル No.5』に基づく。
- 2) 『ニューグローヴ世界音楽大事典第4巻』(1993、講談社)のホルンボステルとC.ザックスによる楽器分類表を参考に分類。
- 3) 1988年10月にサハリン州立図書館(ユジノサハリンスク)およびハバロフスク郷土博物館(ハバロフスク)において開催された「北海道アイヌ展」にあわせ、「シベリア・極東博物館学術会議」が開催された。本会議には、伊藤裕満氏、中村齋氏、山丸和幸氏が出席し、学術交流を行った。会議終了後、伊藤氏および山丸氏はサハリン北部に位置するノグリキを訪問し、ニヴフの人々との直接的な文化交流も行われた。

交流の場では、ニヅフ側より熊祭りにおける踊りや哀傷歌が披露され、これに対して山丸氏はアイヌの口琴であるムックリを演奏し、相互の伝統音楽による交流が実現した。この訪問を契機として、翌年の1989年に白老で開催された北方民族国際フェスティバルにニヅフの人々が招待されることとなり、継続的な国際的文化交流の一端を担う結果となった(財団法人アイヌ民族博物館 1989a:2-3, 8; 財団法人アイヌ民族博物館 1989b:2-4; 北海道新聞 1988)。

- 4) カリニ5本とともにタグが保管されており、タグには1998年1月28日の日付とイベント名(ニヅフ族伝統舞踊のタペ)が記載されていた。
- 5) 1993年8月5日~29日に紋別市立図書館で行われた「オホーツクの民族・ニヅフ展」に旧アイヌ博がトインルイン(キリル文字表記: тыһрыһ, ローマ字表記: tynryn)を貸し出したことが分かっている。niṽkh21がトインルインだった場合、HS分類番号は321.313(筒型差し込み柄リュート)である。トインルインは弓を用いて弦をこすことで音が出る。弦を押さえて音程を変えたり、弦に口をくっつけながら弾く奏法もある。

参考文献

国立アイヌ民族博物館

2023『ウアイヌコロ コタン アカラ ウボボイのことばと歴史』東京: 国書刊行会。

財団法人アイヌ民族博物館

1989a『アイヌ民族博物館だより 1989.1.31 No.17』白老: 財団法人アイヌ民族博物館。

1989b『アイヌ民族博物館だより 1989.7.31 No.18』白老: 財団法人アイヌ民族博物館。

1993『アイヌ民族博物館だより 1993.3.31 No.24』白老: 財団法人アイヌ民族博物館。

1996『財団法人設立20周年記念誌 二十年の歩み』白老: 財団法人アイヌ民族博物館。

C.A. カラソフスキー

1992「サハリンのニヅフ族の楽器」『口琴ジャーナル No.5』pp.6-8 島添貴美子訳、埼玉: 日本口琴協会。

白老町

1993『しらおい 1993年3月号』白老町。

柘植元一

1991『世界音楽への招待 民族音楽学入門』東京: 音楽之友社。

北海道浅井学園大学北方圏学術情報センター

2003『音楽プロジェクト サハリン先住民族「ニヅフ」の伝統芸能アンサンブル「イフ・ミフ・ニヅグン」ポルト公演に基づく報告書』江別: 北海道浅井学園大学。

北海道新聞

1988.11.23『<ひと88>少数民族文化の交流一ツ連でのアイヌ資料展開催に尽力した 伊藤裕満さん(34)』札幌: 北海道新聞社。

19世紀中葉のアムール川下流域およびサハリン周辺の 先住民族交易に関するロシア民族学者の記録Ⅱ

邦訳：レオポルド・フォン・シュレンク『アムール地方の異民族たち』
10章 交易 オリチ、ゴリド、ビラル、マネギル、ダウール

Records of Russian Ethnographers on Indigenous Trade in the Lower Amur River Basin and Sakhalin
in the Mid-19th Century:

Japanese Translation of Leopold von Shrenk, “Ob inorodtsakh Amurskogo kraya”
Chapter 10 Trade, Ol’chi, Gol’dy, Birary, Manegiry, Daury

監訳・解題 (Supervision and the Review)

佐々木史郎 (SASAKI Shiro, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 名誉館長 (Honorary Director, National Ainu Museum)

翻訳 (Translation)

是澤櫻子 (KORESAWA Sakurako)

国立アイヌ民族博物館 研究員 (Research & Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

1. 解題

本稿は『国立アイヌ民族博物館研究紀要』第3号に掲載された、佐々木史郎・是澤櫻子・鈴木建治「19世紀中葉のアムール川下流域およびサハリン周辺の先住民族交易に関するロシア民族学者の記録 邦訳：レオポルド・フォン・シュレンク『アムール地方の異民族たち』10章 交易 ギリヤーク」(佐々木・是澤・鈴木 2024: 263-281)の続編で、第10章の残りの部分(Шренк 1899: 298-314)を翻訳したものである。具体的には前回翻訳したギリヤーク(ニヴフ)以外のアムール川流域諸民族の交易活動に関するシュレンクの調査記録と文献を使った過去の記録との比較研究である。ここで言及されるのは、オリチ(ウリチ)、ゴリド(ナーナイ)、オロチ(オロチとウデヘ)、オロチョン、ビラル、マネギル(いずれも現在は中国領内の「鄂倫春族」に含まれる)、ダウール(ダフル)の諸民族の交易活動である。さらに今回翻訳した箇所では重要なのは、間宮林蔵の調査記録との比較が行われている点である。

林蔵が樺太(サハリン)とアムール川下流域を調査したのは1808～09(文化5～6)年であり、シュレンクの調査(1854～56年)よりも半世紀近く前にな

る。シュレンクが林蔵の調査記録を利用できたのは、Ph. F. von シーボルト(大シーボルト)のおかげである(訳註ii参照)。シーボルトは1826年の江戸参府の時に最上徳内や高橋景保らと知り合い、その際に間宮林蔵口述・村上貞助筆記による樺太とアムール川下流域の調査記録の写本を手に入れた(洞・谷澤 1988: 278)。恐らく当時手に入れることができたものは、林蔵たちが1810(文化7)年の秋に作成した『北蝦夷地部』と『東韃紀行』を底本とする写本類だったと推測される。現在国立公文書館に所蔵され、重要文化財に指定されている『北夷分界余話』と『東韃地方紀行』(両者ともに1811(文化8)年春献上)は幕府に献上され、一般の目に触れることはまずなかった。実際、巷に流布している写本類は『北蝦夷地部』と『東韃紀行』を底本とするものが圧倒的に多い。平凡社東洋文庫から『東韃地方紀行他』というタイトルで献上本の『北夷分界余話』と『東韃地方紀行』を校訂、編集、刊行した洞富雄と谷澤尚一の「解説」によれば、シーボルトの『Nippon』の図版(Tafelband)所収のアイヌ、ウイльта、ニヴフを描いた図(図352-359)は、長崎の画工でシーボルトの江戸参府に随行した川

原慶賀が初稿本の『北蝦夷地部』から模写したものであるという(洞・谷澤 1988: 279)。

しかし、シーボルトは写本類だけでなく、幕府に献上されていた『北夷分界余話』と『東韃地方紀行』も実際に目にして、写しをとっていた可能性がある。彼は『Nippon』の Textband I において、次のように述べている。

われわれは林蔵と個人的に知り合い、江戸の将軍の図書館にあったその旅行記・地図・挿絵を閲覧する機会を得た。そして注目に値するものは写しを作成し、その大部分をヨーロッパに送った(シーボルト 1977a: 256; Siebold 1975a: 129)]

この記述から、シーボルトが 1826 年の江戸参府の際に「将軍の図書館」(der bibliothek des Sjogun) すなわち「御文庫」(紅葉山文庫)に所蔵されていた献上本の『北夷分界余話』と『東韃地方紀行』を目にして、それを写した可能性があることがわかる。原本を校訂して再版した講談社版の『Nippon』(1975 年)に付属する「解説」では、アイヌやウイльта、ニヅフに関する図版を『北夷分界余話』と『東韃地方紀行』の挿絵と比較している(Siebold 1975d: 61)。

シュレンクが目にしたのはそのシーボルトの訳だったが、年代から考えて、彼が参照したのは図録も含め 20 分冊で刊行されたその初版本(1832-1851 年、ライデンで刊行)だった可能性が高い(岩生 1977: ii)。

ただ、シーボルトは最上徳内など樺太調査経験のある研究者と親交があったとはいえ、彼自身現地へ赴いたことはなく、林蔵の記録にシュレンクほどの現実味を感じることができなかった関係で、若干ではあるが誤訳が見られる。そしてそれがシュレンクを混乱させる場面もあった。例えば、「ポホカス」を樺太西海岸中部の集落であるポロコタン(ニヅフ語ではピリャウォ)としているが、林蔵の記録ではタムラヤーというニヅフの村のハラ・イ・ダ(氏族長)の名前である。これは明らかにシーボルトの誤訳に起因する勘違いである(訳註 xv と xvi を参照)。

また、林蔵が訪れたときには 20 戸も家が並ぶ賑やかな集落だったキジが、シュレンクが訪れたときには白骨が散らばる無人の荒野になっていたことについて、シュレンクは、林蔵によればここに陶磁器工場があったはずだが、それが中国の側の意向で廃止されたのだろうと述べている。しかし、林蔵は陶器が多いと

記述していて、ここで陶磁器生産が行われていたなどとは一言もいっていない(訳註 xxviii 参照)。シーボルトの『Nippon』の翻訳者の 1 人である加藤九祚によれば、シーボルトは「陶器など多く」という部分を、*besonders viel Porzellanfabriken* (特に多くの陶磁器工場)と訳していたという(加藤 1986: 232-233) (このドイツ語の表現は 1975 年に講談社から刊行された『Nippon』の原典版の方で、シーボルトの息子のアレクサンダーとハインリッヒが関与して編集された 1897 年刊行版では、*Es wurde hier besonders viel Porzellan angefertigt* (ここでは特に大量の陶磁器が生産されていた)(Siebold 1897: 212)となっている)。そのためにシュレンクは混乱し、キジ村で陶磁器が作られなくなった理由、そして白骨散らばる荒野となってしまった理由をあれこれ考えなければならなくなってしまった。

キジ村の陶磁器工場廃止はシーボルトの誤訳に起因する事実無根の話だが、それ以外の正しく訳された部分を参照しても、シュレンクは自分の調査結果と林蔵の調査との間に顕著な相違を見出している。キジ村の消滅以外にも、活気ある交易所だったデレンも消滅し、中国の交易拠点ははるか上流の松花江沿岸のサンシン(三姓)だけとなっていた。また、林蔵の時代にはそれでも時折デレンにやってきていた樺太アイヌの一行がアムール川下流域に姿を見せることもなかった。この半世紀の間の変化を、シュレンクはロシアのアムール再進出(侵略)とそれに対する中国側の対応という観点から説明している。実際、19 世紀初頭から中期までの半世紀の間に国際情勢は急激に変化した。ロシアのアムール再進出も中国勢力のそこからの後退も、世界大の情勢変化の一環であり、一言で言えば、北東アジアに「近代」が迫ってきたのである。その近代の波はシュレンクたちの調査の直後に、アイヌ、ニヅフ、ウリチといったこの地域の地元住民だけでなく、日本、琉球、朝鮮、中国といった国々も飲み込み、その前近代的な体制を押しつぶしていく。

この章では最後に 1 つ興味深いことが書かれている。それは、アムール川上流域における交易活動と下流域の交易活動の比較である。下流域でギリヤーク(ニヅフ)が果たしていた役割を、上流域ではダウール(達斡爾族)が果たしていた。ダウールの中国と地元住民との仲介商人としての役割はその後、研究が進められたが、ニヅフの役割に関心を示したものはほとんどなく、現在ニヅフが「商業民族」だったというイ

メージは非常に弱い。しかし、シュレンクの指摘が19世紀中期当時の状況を正確に表しているとする、ニヴフの商業民族としての側面にもっと焦点が当てられるべきかと考えられる。

参考文献

岩生成一

1977『監修者のことば』シーボルト、フィリップ・フランツ・フォン著『日本：日本とその隣国、保護国・蝦夷・南千島列島・樺太・朝鮮・琉球諸島』の記録集。日本とヨーロッパの文書および自己の観察による』第1巻 pp. i-v、雄松堂。

加藤九祚

1986『北東アジア民族学史の研究』恒文社。

佐々木史郎・是澤櫻子・鈴木建治

2024「19世紀中葉のアムール川下流域およびサハリン周辺の先住民民族交易に関するロシア民族学者の記録 邦訳：レオポルド・フォン・シュレンク『アムール地方の異民族たち』10章交易ギリヤーク」『国立アイヌ民族博物館研究紀要』3: 263-281。

シーボルト、フィリップ・フランツ・フォン著、石山禎一、中井晶夫・齋藤信・尾崎賢治・加藤九祚・八代衛衛・末本文美士・金本正之・妹尾守雄訳

1977a『日本：日本とその隣国、保護国・蝦夷・南千島列島・樺太・朝鮮・琉球諸島』の記録集。日本とヨーロッパの文書および自己の観察による』第1巻、雄松堂。

1977b『日本：日本とその隣国、保護国・蝦夷・南千島列島・樺太・朝鮮・琉球諸島』の記録集。日本とヨーロッパの文書および自己の観察による』第6巻、雄松堂

1977c『日本：日本とその隣国、保護国・蝦夷・南千島列島・樺太・朝鮮・琉球諸島』の記録集。日本とヨーロッパの文書および自己の観察による』図録 第2巻、雄松堂

洞富雄・谷澤尚一

1988『解説』問宮林蔵述・村上貞助編、洞富雄・谷澤尚一編注『東韃地方紀行他』平凡社（東洋文庫 484）、pp.245-284。

遼寧省檔案館・遼寧省社会科学院歴史研究所・瀋陽故宮博物館編

1984『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』瀋陽：遼瀋書社

Шренк, Л. И.

1899 Об инородцах амурского края, том 2. Санкт Петербург: Императорская академия наук.

Siebold, Ph. F. von

1897 Nippon: Archiv zur Beschreibung von Japan und dessen neben- und Schutzländern Jezo mit den südlichen Kurilen, Sachalin, Korea und den Liukiu-Inseln. Würzburg, Leipzig: Verlag der K.U.K. Hofbuchhandlung von Leo Woerl.

1975a Nippon: Archiv zur Beschreibung von Japan. Textband I, Tokyo: Kodansha.

1975b Nippon: Archiv zur Beschreibung von Japan. Textband II, Tokyo: Kodansha.

1975c Nippon: Archiv zur Beschreibung von Japan. Tafelband II, Tokyo: Kodansha.

1975d『シーボルト「日本」解説』Nippon: Archiv zur Beschreibung von Japan 付録、講談社

2. 邦訳：レオポルド・フォン・シュレンク『アムール地方の異民族たち』「10章 交易」のうちオリチ、ゴリド、ピラル、マネギル、ダウールに関する記述

《凡例》

- ・本稿の原文は『Об инородцах Амурского края』（アムール地方の異民族について）に所収されている「Глава 10. Торговля」（10章 交易）のうち、オリチ、ゴリド、ピラル、マネギル、ダウールに関して記述した298頁から314頁である。
- ・原文は書き流しであるため、訳文では小見出しをつけた。小見出しの内容は訳者の判断でつけたものであり、原文と区別するために【】を用いている。
- ・民族名はシュレンクが記したロシア語原文のまま、それを単数・男性形でカタカナ表記とした。但し、オロチとオリチについては、常用されている複数形を使用した。
- ・現在のロシアの公的名称では、ギリヤーク（Гиляк）はニヴフ、ゴリド（Гольд）はナーナイ、オリチ（Ольча）はウリチ、オロク（Орок）はウイルタ、ツングース（Тунгус）はエヴェンキ、ヤクート（Якут）はサハとなっている。その他、ネギダール（Негидаль）、アイヌ（Айну）、サマギール（Самагир）とした（公的にはサマギールは現在ナーナイの一分派とされている）。ピラル、マネギル、オロチヨンの子孫は現在のロシアではエヴェンキとされ、中国ではオロチヨン（鄂倫春）とされる。また、ダウールは現在のロシアの民族としては認識されておらず、中国側ではダフル（達斡爾）と呼ばれる。ソロンは、現在の中国ではソロン・エヴェンキ（索倫鄂温克）とされる。また、オロチ（Орочи）について、シュレンクは現在のオロチだけでなくウデへも含んだ用語として用いている。
- ・動物名、地名はカタカナ表記をとった。原則としてシュレンクが記した通りの名前を用いたが、一部書き間違いと思われる箇所については訳注等にて補足を付した。読者の便宜のため、原文に基づいて主要な地名を記した地図を作成し、これに付した（図1）。
- ・原文で固有名詞として《》で示されたものは、訳

出の際に「」を付した。

- ・注について、シュレンク自身が記したものは本文中に丸括弧で挿入し、訳者によるものは角括弧〔 〕で挿入、あるいは訳注としてまとめた。
- ・シュレンクの記述を読解する一助になるよう、『東韃地方紀行 中巻』（国立公文書館蔵）および『カラフトナヨロ惣乙名文書（ヤエンコロアイヌ文書）』（北海道大学附属図書館蔵）を参考画像として適宜掲載した。参考画像の番号は、文中で□で示した。

第10章 交易（298～314頁）

【アムール川下流域の交易活動—オリチとゴリドの場合】

ギリヤークに次いでアムール川下流域で最も大規模な交易を行っているのはオリチであり、同じ交通手段を使い、経路も部分的に重なる。ギリヤークよりも積極的な狩猟者ではあるが、自分たちの交易で使うためには自らの狩猟で得たものだけでは満足せず、近隣の狩猟民族にも追加の産物を切実に求める。しかしながらこれに関連する彼らの活動範囲は、ギリヤークとは異なる。ウディリ湖のサマギール集落は、ギリヤークとオリチが同じ場で交易をする唯一の中心地である。しかし、それとは別に、ネギダールとの取引を除くと、私たちがみてきたように、前者〔ギリヤーク〕の仲介活動はすべて、オホーツクとサハリンのギリヤーク、オロク、アイヌなど北と東に向けられたものである。それとは反対に、オリチの仲介は南の沿海地方のオロチⁱへと向かう川の河口に沿って広がっている。最初にみたところでは、なぜオリチの活動範囲が同種族のオロクに向けられていないのかを疑問に思った。しかし、後者〔オロク〕は地理学的にはサハリン北東部におり、言語的に全く異なるギリヤークの影響下にある。そしてこれは交易に限らず、あらゆる多くの関係において言えることである。

オリチとオロチの関係もまた、主に両者の居住地のなかを通る自然の連絡路によって条件づけられており、このような物事の秩序を可能にしている。オリチは彼らにとって唯一の沿海地域であるデ・カストリ湾から出て、沿海地方のオロチが住む海岸に沿って南に下り、大陸の中国人集落に到着する。1855年5月に同地を訪れたディトマルは、ギリヤークと同様の種類の軽量の船に乗ってそのような旅から故郷へ帰るオリチの一行に出会った（K. v. Ditmar, Reisen

u. Aufenthalt in Kamtschatka in den J. 1854-1855, 1. Theil. (Beitr. zur Kenntn. des Russ. Reiches, 3. Folge, Bd. VII, p.818) [299頁注1]）。オリチの土地の中心部からアムールを経て海に向かう最短の自然道は、デ・カストリ湾の北にあるタバ湾に通じている。この道はアムール川から東にあるキジ湖を通り、北東からキジ湖に合流するタバ川に沿って進む。さらにこの川は、ごく狭く、部分的には沼地帯になっているような土地でタバ湾から隔てられているだけである。この名の川から海まで、船は横方向に並んだ丸太の列の上を曳かれる。これらの丸太は、古くからオリチ自身が敷いたものに違いない。これらの道を通って、アムール川からデ・カストリ湾、そして「ビチ」（ビチ川のゴリド）に到着した。この話から、ラベルーズはタートル海峡の北端でサハリンが干潮時に突出する砂地によって大陸とつながっているという誤った結論を導き出した。1809年、間宮林蔵（『東韃紀行』（シーボルト、ニッポンVII、p.171）[299頁注2]）ⁱⁱは、同じ道でクラフト（サハリン）〔原文ママ、カラフトのこと〕からサンタンあるいはアムール川下流域を踏破した。しかし、オリチとオロチの冬の交流は、主により広いトゥムジ川ⁱⁱⁱで行われる。この旅は、橇かスキーを使い、自分の後ろに犬橇をひいて行われる。ペ、ヤイ、ミエタ、ヘラソ^{iv}の峠を越え、氷に覆われたトゥムジ川に沿っていき、彼らは皇帝湾〔現在のソヴィエト湾〕近くのトゥムジ川の河口に到着する。

以上のことから明らかなように、オリチが交易や仲介活動を行う地域は非常に広いが、ギリヤークほど手広く展開しているわけではなく、いずれにせよあまり条件のよい土地ではない。それは、オロチと交易関係を持ち彼らの土地の毛皮獣の富を利用しているのはオリチだけでなく、より有利な地理的条件にあるゴリドも同様にその土地と資源を利用しているからである。殊にホンガラ川〔現在のフンガリー川〕、ナイヘ川〔現在のアニューイ川〕、ムナム川、その他ウスリー川の右岸の支流などの河岸に住むゴリドはオロチの直接の隣人であり、前述の海路からは遠く離れているが、これらの河川には多かれ少なかれ海岸への便利な連絡路がある。

オリチが前述の道で入手した毛皮は、ギリヤークと同様、中国との交易のための商品として役立っている。しかし、この交易から得られる利益は、ギリヤークよりもはるかに少ない。というのも彼らは、スンガリへの長く困難な旅を避けるため、彼らの土地にある

ブリ、モンゴル、キジ、アディなどの場所を訪れ、多少なりとも長期間滞在する中国の小商人に商品売るからだ。これらの小商人たちは、独自に交易を行うわけではなく、土着民と中国の大商人との仲介役を務めるだけだが、それでも彼らの個人的な利益を完璧に守ることができる。オリチには、ギリヤークのような、このずるがしこい商人に対して土地への立ち入りを制限する勇気も行動力もなかった。しかし、例えば南部のゴリドやオロチ（ターズ）のように、完全に彼らの手中にあるとは言いきれない。オリチは可能な限り彼らを避け、スンガリで中国人と個人的に商売を行おうとしている。

オリチのスンガリへの旅については、ギリヤークについてすでに述べたことを繰り返すしかない。彼らは、サハリンでの和人ととのさらなる交易のために中国の絹織物を手に入れることを主な目的として、同じ手段で、同じ目的を持って旅をする。彼らの後者〔サハリン〕への道は、キジ湖とタバ川を通る。この島におけるオリチの交易活動は、シザム⁷におけるギリヤークのそれと同じであり、従って、これ以上ここで説明する必要はないだろう。

オリチは、交易活動においてはギリヤークにはるかに及ばないが、それにもかかわらず、大規模かつ成功裏に交易を行っている。いずれにせよ、2つの文化的民族〔中国人と和人〕の間をとりもつという手腕は注目に値するものであると認識せざるを得ない。オリチが純粋なツングース系という点はなおさら注目に値する。ツングース系は往々にして思慮が浅く、遊牧的狩猟生活の傾向が強く、特に商業精神がいささかも見られない種族だからである。しかし、忘れてはならないのは、オリチは昔からギリヤークと隣り合って生活していたため、彼らとの長い接触と交流によって、隣人の性格、習慣、性質に完全に同化する時間があっただけである。その結果、彼らの商業精神の幅広い発展と活発な交易活動も、もっぱらギリヤークの影響下にあると考えなければならない。

同じようなギリヤークの影響力はアムール川をさらにさかのぼり、はるかに弱いものの、オリチからゴリドへと広がっている。海岸のオロチ、スンガリ沿岸の中国人、さらにはサハリンの和人ととの交易関係についてはすでに述べた。しかし、一般に満洲・中国への依存がゴリドの交易活動を強く制約している。満洲の役人や中国商人による弾圧や強奪のせいで、ゴリドは自分たちの財産を極めて不安定なものにしている。そのた

め、当然ながら彼らの活力や利益への嗜好は鈍り、他のツングース系種族と同様、一般的に抵抗することができず、怠惰と無関心にますます身を任せるようになっていく。スンガリ川に近づくにつれ、このことはますます顕著になる。スンガリ川は、アムール川下流域における満洲・中国支配の出発点であるようだ。したがって、アムール川下流域の異民族の交易の主要市場はスンガリ川にある。しかしそれにもかかわらず、彼らの交易活動は、この市場から遠ざかるにつれて、つまり、この地域における満洲・中国の支配が次第に弱まるにつれて、ますます活発になり、ついには異民族の中で最も自立的で独立的なギリヤークにおいてその発展度が最高潮に達するのである。

【間宮林蔵の記録】

私が滞在していたときのアムール川下流域における交易の状況はこのようなものだった。しかし、過去を振り返る必要はある。ほんの半世紀前に目を向けるだけで違ったものが見えてくる。また、これらの過去と私の個人的な観察との間に類似点を描くことも大変興味深いことである。特に、このようにして、近い将来、アムール川下流域とその民族の歴史の一ページが明らかになるのだから。そのための材料は、1808年から1809年のアムール川下流域に関する間宮林蔵の情報にある。彼が日本政府の依頼でアムール川下流域を調査したことはすでに述べた。1807年にロシアがアニワ湾の日本入植地を破壊し^{vi}、その再発を恐れた日本政府は、ロシアによって占領された場所を知るという目的をもってサハリンとアムール川の状況をより正確に調査しようと考えていた。間宮林蔵は島を出る前に、大陸の対岸の海岸からそう遠くないところに、非常に頻繁に利用される交易の中心地デレンがあることを知った（間宮林蔵『東鞆地方紀行』（シーボルト、日本、VII、169頁）[301頁注1]）。そして、彼はそこに赴いた。先述の路程でキジ湖を経由して同名の村に到着し、アムール川を遡上して3日後の8月10日にデレンに到着した。最初は外国人として冷ややかに迎えられたが、やがて満洲の役人たち、そして彼らの働きかけで他の人々も彼に尊敬を表すようになった。間宮林蔵は少なくとも7日間はデレンに滞在し、その場所と風俗を詳細に描写している（L. c., 173-176頁 [301頁注2]）。彼の記述の中で最も興味深いものをいくつか紹介しよう。デレンはアムール川の右岸の平地にあり、そこは密集した灌木の中に見えなくなっ

ている。市場のための場所は二重の柵で囲まれた広大な四角形の形をしていた [参考画像1]。

両側と奥には交易の建物が広がっていた。その柵の奥の中央に門がひとつだけの空間があり、そこに番所が設けられていて、満洲の役人と訪れた商人との間で相互に交換される品物や贈り物が保管されていた。役人たちはデレンに定住していたわけではなく、夏になると「イチュオ・フォット」から交易のために訪れるだけだった。間宮林蔵によれば、後者はデレンからアムール川を数(くり [里]) 遡ったところにあるが、それがイチャ・ホトン、すなわちサンシン^{vii}であることはすぐにわかる(間宮林蔵は、満洲の役人の一人がデレンからサンセイ [サンシン] に向かったときに立ち会ったことがある [302 頁注1])。間宮林蔵は、これらの役人を3つの階級に分けている。最初の、最上級の役人は全体のなかで3人しかいない。彼らは絹織物かサテンの上衣を着て、銅の丸い飾りと絹の房が垂れ下がった「ロティンガ」(わら)の帽子をかぶっている [参考画像2]。

二番目は50から60人おり、プリント柄の服を着ている [参考画像3]。

三番目は非常に多くの人があり、間宮林蔵はその数を明らかにできないとした。というのは彼らは〈サンタン〉(オリチヤギリヤーク)と〈コルデッケ〉(ゴリド)と全く同じ服を着ていたからである。これらの下級の〈役人〉の中には、単なる警備員など、夜通し番所にとどまるものもいた。上級の役人は朝のみそこに現れ、交易が終わると、夜は家に、つまり岸にあげた船に戻った。その目的のため、船には食堂、樹皮でつくった天蓋、板でつくった小屋が備え付けられていた [参考画像4]。

間宮林蔵のような来訪した多くの商人(異民族出身)は、市場の前の川岸にある樹皮でできた仮小屋に住んでいた [参考画像5]。

新しく到着した商人は、番所にいる満洲役人に2回姿を見せることが慣習だった。1回目は挨拶として、2回目は贈り物を贈った。1回目の場合、満洲役人の前で帽子を取って三度礼拝し(おそらく膝をつけて)、一方の満洲役人は、歓迎としてウォッカ(日本では「サキ」[302 頁注2])、米、きびを渡した^{viii}。2回目の場合は、〈贈り物〉——主としてクロテンの毛皮——を持ってきて、役人に渡し、お返しに絹織物を受け取った。また、船の漕ぎ手たちは型押しプリントされた布^{ix}を受け取った。この時も商人は頭を出し、

満洲の役人の前で3回お辞儀をし、彼らの前の床に座った。一方、役人たちは椅子(おそらく低い腰掛)に座った [参考画像6]。

これらの規則の全ては、外国の商人のみに適用された。中国人(間宮林蔵は彼らのことを、役人と同じように満洲人と呼んでいる [302 頁注3])は、何の制約も受けることなく、事前に上級の役人に姿を見せることなく自由に交易することができた。外国人(アムール地方の土着民の住人)からのみ取り立てられた〈贈り物〉は交易の権利に対する貢物であったことは疑いない。彼らはこれらを遂行することで、自分の取引を自由にできた。売り手と買い手が多く集まるため、旅行者によると、市場は毎日「想像を絶する混乱に満ちあふれ、罵声や窃盗が日常茶飯事だった。確かに秩序を呼びかけるために鐘(ゴングに違いない)を鳴らすこともあるが、その効果は微々たるもので、人混みは夜遅くまで続いた」 [参考画像7]。

しかし、こうしたすべてにもかかわらず、問題が古くからの慣習や政府の規制に関する場合は、それらの遵守が厳しく求められ、厳格に実施された。間宮林蔵の目の前で、上級役人の一人が、従来への要請に応じようとしないう外国人を棍棒で殴りつけた。しかし、罰と改悛の後、この外国人は何ら支障なく交易を続けた。来訪した商人たちは、主に動物の毛皮を販売していた。彼らは毛皮を束ねて脇に抱え、ウォッカ、タバコ、絹織物、鉄などと引き換えにそれを求める人々に提供していた [参考画像8]。

当時、アムール川下流域、キジからたった3日間の距離にある場所に、毎年夏になると中国商人やアムール川下流域の多くの異民族たちが活発な交易を行うための交易の中心が存在していた。この交易は、サンシンから特別に派遣された満洲役人たちの監督と管理下で行われていた。デレンでは、ほぼすべてが今のサンシンと同じように行われていた。満洲の役人たちは、ここでも同様に、訪問する土着民を蔑み、貢物を課し、抑圧するなどしていた。

【デレンについて】

間宮林蔵が言及する番所からではあるが、デレンの場所は正確に特定できる。しかし、今はその痕跡すら残っていない。かつて活気あったこの中心地は、アムール川右岸のやや高台にある平地地帯に位置し、現在はディラ村があり、そこには2軒のユルタが約1ヴェルスタ^x離れて建っているだけである。私は夏

も冬も一度ならず訪れた。ユルタのうちの一つは湾の奥の低地にあり、もう一つは川の上流、やや高い岸辺、小さな岬の隣に建っていた。この場所はオリチの土地にあるものの、しかしながら両方のユルタはゴリドのものだった。両方の所有者は、自分たちの居住地を「ディラ」と呼んでおり、おそらく周囲全体の呼び名になっているのだろう（私の通訳もゴリドだが、しかしながら、上流にあるユルタを「モングロマイ」と呼んでおり、おそらく他と区別するためだった [303頁注1]）。つまり、その沿岸と隣接する平野全体を指しているのだ。以前のデレンがまさにこの場所にあったことは、当時と今の地名の部分的な類似が証明している。加えて、キジと今のディラの間の距離も考慮すると、間宮林蔵のデレンに関する記述と完全に一致している。さらに、キジとデレンの間を調査した日本の探検家が言及した「サイ、ホルベ、クヴォレ、ウルゲ」^{xi}という全ての地名は、どういうわけかジャイ、ボルビ（この村の地名について日本の探検家（1.p.172）は、岩が多いと正しく評している [303頁注2]）、クブトウイ、ウィッリなどの現在のオリチの村の名前と完全に一致している。

しかし、半世紀前には活発な交易が盛んに行われていたその場所では、満洲人、中国人、そして数多くの土着民の「人混みが混じり合う」「想像を絶する混乱」が支配していた^{xii}。満洲の役人が鐘を鳴らして秩序を呼びかけていた場所は、今は草に覆われた荒れ果てた平地が広がり、わずかに2つの貧しいユルタだけが点在している。

アムール川とその下流に私が滞在していた間、満洲・中国政府の監視および保護下で商人が集まる交易の中心地は、もはや一つも存在しなかった。この広大な地域には、まれに個々の中国や満洲の商人が見られるだけで、今、アムール川下流域の異民族が交易に訪れる唯一の拠点、スナガリ川沿いのサンシンである。このように、間宮林蔵の調査と私の調査の間の半世紀の間に、満洲・中国人の公式な交易活動が衰退し、アムール川からスナガリ川へ完全に後退していったことは疑問の余地がない。

【チーフについて】

交易の面では、アムール川下流域における満洲・中国の影響力は著しく衰弱した。その要因も、間宮林蔵の著作（1巻、179-181頁 [304頁注1]）で明確に説明されている。この探検者がサハリン島に滞在してい

た頃（1808年）、島に住むアイヌとギリヤークは満洲に属する貢納者だった。後者 [ギリヤーク] は、彼らの中からハラタ^{xiii}またはカジンタ^{xiv}、すなわちチーフを選出し、毎年デレンに貢物（間宮林蔵によると「贈り物」）として毛皮を運ばなければならなかった。これは、アムールからデレンに訪れる商人たちがしていたのと同じだった。間宮林蔵はデレンでそのようなチーフたちの何人かを目撃した。例えば、「ダムラヴォ」と「ポホカヌ」つまり、ギリヤークの村のタムリヤ・ヴォとアイヌ・ギリヤークのポロ・コタン（ポホカヌは、おそらく他ならぬポロコタンの間違いであろう。そして間宮林蔵もこの名称に疑問符をつけている。日本語の文字には「l」という文字は存在せず「r」という文字に置き換えられるため、ダムラヴォは、間違いなくタムリヤ・ヴォである。[304頁注2]）あるいはピリヤ・ヴォから来た者たちである^{xv}。日本の探検家が島民に彼らがどのように満洲の貢納者になったのかと尋ねたとき、彼らは次のように答えた。「すでに昔から、満洲の船が毛皮商品を得るために毎年来ていた。しかし、来訪者は土着民に対してとても無作法で、その行動はしばしば喧嘩や殴り合いになった。最終的に、満洲の部隊が島に上陸し、監視・占領した。土着民の大多数は恐怖し、山へ逃げた。沿岸に残ったものたちを、満洲人は自分たちのもとに呼び寄せ、彼らの交渉に参加し、彼らの中から一人のハラタ、あるいはチーフを選んだ。これらは全て島の西海岸のイトイ（イトイコタン・イトイエ）でおこった。その後、満洲人はさらに島の東海岸のアイヌの居住地の北部で二人の土着民をチーフに任命し（間宮林蔵は、この3人のハラタの名前も知っている [304頁注3]^{xvi}）、加えて、チーフの補佐役であるカジンタを設置した。毎年、デレンでの満洲役人への贈り物（年貢）は、黒色の海獺^{xvii}の毛皮でなければならなかった。満洲人は、今度は自ら、金が織り込まれた絹の布を訪れたアイヌに贈り、残りの商品を安価で提供する約束をした。」モガミ・トクナイと間宮林蔵の絵図を原典にシーボルト（CM. Atlas zu Siebold's Nippon, Tab. XXV. [304頁注4]）が作成した地図では、イトイ、イトイコタン、イトイエは、オチジ [オッチシ] 岬（デ・ラ・ジョンキエル湾の南端）に位置しており、これはギリヤークのドゥイ村であることは他に疑いようがない。このように先述の話は、サハリンのギリヤークが満洲人によって征服されたり、課税されたことと明らかに関係がある。

間宮林蔵はサハリンのアイヌについても類似した話を聞いた。彼はこの件について「尊敬すべき知識が豊富な人々」—70から75歳の4人の老人（その名前を彼は記している）—に質問を投げかけた^{xvii}。彼は次のような話を聞いた。「若い頃、ナヨロにはヤイエピラカンという意地悪で短気なチーフが住んでいた。満洲人に支配されていたスメレンクルとサンタン（ギリヤークとオリチ）がサハリンに交易をしに来たとき、彼は、彼らを殺害するように命令し、彼らが持ち込んだ商品を略奪して自分のものにした。しかしながら、彼らの何人かは逃げのび、デレンに戻り、満洲当局に陳情を申し立てた。翌年、サハリンの海岸には3隻の満洲船が到着し、スメレンクルとサンタンの部隊を上陸させた。悪行に関与していた者たちは捕虜にされ、彼らとともに近隣集落の数人の老人たちも捕らえられた。後者は、不幸な商人たちにしかるべき援助をしなかったためである。捕虜たちは自分たちの身代金として全財産を差し出し、満洲人たちはそれを受け入れて赦免した。しかし、ヤイエピラカンの悪行は、これで償われたわけではなかった。加えて、満洲人はチーフの二人の息子^{xix}を人質として連れ去り、今後、カラフト人（サハリン・アイヌ）が満洲人に従属すること、以降は毎年デレン^{xx}に動物の毛皮を貢物として持ってくることを要求した。その代わりに、彼らには返礼の贈り物、商品の安価での提供、デレンへの訪問時の保護が約束された。ヤイエピラカンの息子たちが大陸^{xxi}に送られて以来、貢物を献上できなかった場合は、満洲人が自身の息子や兄弟を連れていくという慣習が定着した。毎年正確に貢物が支払われると、人質たちは戻ってきて、ハラタやカジンタとして任命され、満洲当局から手書きの任命書を受け取っていた。」ちなみに、間宮林蔵は、ナヨロのチーフ、ヤイエンクルがそのような証明書を持っているのを目にしたが、満洲語を知らなかったため、読むことができなかった。「その後のハラタとカジンタ」は、間宮林蔵の話の続きでは、「毎年、数人の土着民をひきつれ、満洲役人に特定の贈り物をデレンまで持って行った。今でも、ハラタやカジンタには、土着民の住民のなかでもっとも立派で有能な人物が任命されている。現在、その数は8人とどまっている。ナヨロに1人のハラタ、西海岸に三人のカジンタ、東海岸に4人のカジンタが任命されている（彼らの名前に続いて、アイヌの居住地域が示されている）^{xxii}。しかし、近年、カラフトの毛皮の量が減少し、チーフたちはデレンへの貢物をもつ

ていくのは、もはや毎年ではなく、3年に1度、ついには5年に1度になった。その後、満洲人はサンタンを通じて土着民に対し、定められた貢物を至急支払うように要求した。それに基づいて、今年はウジヨロ〔ウショロ〕、ナヨロ、ライチシのアイヌが自らデレンへ貢物を運んだ。」林蔵は彼らがデレンへ向かう途中で会っており、どのような貢物を、どのような事情で持っていくのかを質問した。貢物は、黒色の海獺^{xxiii}の毛皮であった。チーフたちは、満洲役人たちが数年にわたる貢物の滞納に大いに不満を抱いており、今後満洲人への好意的な関係を重んじ、約束を果たすことにより一層努めるよう厳重な警告を与えたと林蔵に伝えた。

これらの記録から、当初は交易の名においてサハリンに訪れていた満洲人たちは、遅くとも18世紀半ば頃には、ギリヤークやアイヌら現地住民を自らの貢納者に変えていたことは明らかである。このように、後者〔アイヌ〕は、オリチやギリヤークを含むアムール川下流域の異民族たちと同様に、満洲人たちに従属する関係におかれることになった。満洲人は、サハリンにおいて、毎年デレンへ毛皮の貢物を納める義務を負うチーフを任命した。この義務は、常に厳格に守られていたわけではないが、間宮林蔵の滞在時は、まだ完全に有効であった。我々がすでに何度も指摘したように、日本の探検者のこれらの証言は、十分な信用に値する。我々はさらに、ヨーロッパの資料からもいくつかの情報を引用することができる。例えば、クルーゼンシュテルン（『世界周航記』第2巻、176頁〔306頁注1〕）は、1805年のサハリン北端のナジエジュダ湾—ングイブルヴォ村であろう—での自身のギリヤーク（「タタールたち」）との出会いについて語り、現地人の一人が赤い絹の生地金の花柄をほどこした中国風のカフタンを着ていたと言及している。間違いなく、そのチーフは間宮林蔵が証言した、満洲人に任命されたハラタかカジンタのうちの一人であった。この点に関するさらに明確な記述は、Fr. シュミット（*Histor. Bericht etc.*, p. 94. [306頁注2]）に見られる。彼は1860年にナヨロで最も尊敬されているアイヌのセタクレロ〔シトクレランのこと〕という老人と知り合った。彼はアイヌのチーフとして、日本人から彼に贈られた刀を持っていた。彼は、彼の父がアイヌのチーフとして任命されたことを示した満洲語で書かれた文書を保管していた〔参考画像9〕。

彼の父親^{xxiv}は、サンシンへの旅のなかで、満洲当

局からそれを受け取った。これらヨーロッパの探検者たちの証言は、間宮林蔵の報告を完全に疑いの余地がないものとしている。しかし、私には、セタクレロの父が訪問した場所についての最後の証言は、誤解が入り込んでいるように思われる。彼の旅の目的地は明らかに、スンガリのサンシンではなく、当時の状況に鑑みると、アムールのデレンである。このような誤解は、セタクレロ自身が、彼の証言によると一度も満洲に行ったことがないため、より生じやすかった。

【シュレンクと間宮林蔵の記録の比較】

では、間宮林蔵の証言と、半世紀を経て、私がこの地方を訪れた際に、満洲・中国人がアムール川下流域の異民族との関係において占めていた状況に関する事実を比較してみよう。この状況をより明瞭に理解するために、我々がこれまで何度も言及してきた主要な特徴を確認してみよう。私のアムール滞在中は、満洲人も、中国人も、サハリンへの交易の旅はもはやしていなかった（すでにセタクレロは、シュミットの質問に対して、ここ（ナヨロ）で満洲人を見たことはないと言っている。彼の言葉によると、そこへ交易にやってくるのは「サンタ」（オリチ）や「スメリ」（ギリヤーク）のみだった（Schmidt, l. c., p. 94）。[307頁注1]）。現地のギリヤークとアイヌは、すでに満洲人への貢納者ではなく、彼らのなかから選ばれた新しいチーフもいなかった。ほとんど同じような状況が大陸でもみられた。それはアムール・ギリヤークのもとには満洲役人だけでなく、中国商人もやって来ていないことに表れている。オリチは、一時的に中国商人が現れたとしても、それは個人的な目的のために他ならなかった。動物の毛皮による貢納については、サンシンにおいて、自由交易の権利のためだけに課されていた。アムール川下流域の異民族の満洲・中国人への貢納者は、私の滞在時は、ゴリドのみだった。彼らには、ゴリン川の河口付近のミュルキ〔現在のコムソモーリスク・ナ・アムール市の一部〕に、満洲役人が税を徴収するための宿営地があった。これらのことから分かるように、間宮林蔵のアムール地方訪問と私の訪問の間には、サハリンとアムール川下流域の完全な解放、つまり、アイヌ、ギリヤーク、オリチの満洲・中国支配からの解放があった。

【満洲・中国の影響力衰退の要因についての考察】

しかし、その解放はどのような方法で実行されたの

だろうか？ 適切な資料が不足しているため、満洲人のこのような後退が、土着民の努力ゆえに、あるいは日本人かロシア人の圧力によって暴力的に行われたことは認められない。すべては、おそらく満洲・中国政府の自身の主導により平和裏に行われたと考えるべきだろう。その原因は、隣接する民族、特にロシア人からの敵意ある侵攻、そして地域を占領する可能性に対する危惧である。18世紀末のタートル海峡には、すでにヨーロッパの船が来ていた。例えば、ラベルーズとブラウトン〔プロトンのこと〕指揮下の船は、サハリン西海岸とデ・カストリ湾で土着民との接触をはじめていた。1805年には、クルーゼンシュテルンが自身の船「ナジェジュダ」号でサハリン北部の水域、アムール・リマンの北の入口に停留した。次の2年間（1806年と1807年）、フヴォストフとダヴィドフはアニワ湾の日本人居住地の侵略に関わった。最後の事件について満洲・中国当局は事前に知らされておらず、少なくとも間宮林蔵から本件について聞かされた。このことが、林蔵のアムールおよびサハリンの調査の動機となったのである。デレンでは、我々の調査者は、満洲役人と頻繁かつ密接な関係をもっていた。彼から私たちが知るところでは、アムグン（「ホンゴ」）川に沿って航海するロシア人の船が、時折アムールに立ち寄り、デレンまで到達することがあった^{xxv}。これらを考慮すると、中国政府は、アムール地域に関するロシア人の意図を信用せず、地域での自身の優位性が脅かされるのではないかと恐れるようになった。中国政府は、自身の国に破壊をもたらしかねない敵対的な争いを避けるため、17世紀にアムール川上流域のロシア人に対してすでに実行した政策を実施することを決めた。この政策は、敵の攻撃に直接さらされる地域から撤退するもので、自分たちと周囲の土地の間に、できるだけ人影がなく荒廃した地域を残すことを目的としていた。しかし、今回は単なる懸念に過ぎなかったため、ダウールとデュチェリのノニとフルハへの移住というような、それまで彼らが周到に開拓していたアムール全体を荒廃させるような急進的な方法は求められなかった^{xxvi}。今回の場合、満洲人はサハリンとアムール川下流域との公式な関係を断つことで十分だと思なした。中国政府は、交易を主導し税の徴収を行う目的で役人を送ることを止めた。しかし、サンシンに来訪する土着民たちに早急に税を課すことで、自身の利益としようとした。最終的に、最も直接的な攻撃を受ける可能性がある地域一体を荒廃させることに決定

した。それは、アムール川沿いからキジまで、キジ湖とタバ川を横切って海にいたる、デレンとサハリンを結ぶ直接的で最短の地帯であった。この道は、以前は満洲人が使用していた。中国政府が最初の二つの方法を採用したことはすでに先に述べた通りであり、今は同時に実際に最後の手段に頼ったこと、すなわち、先述のアムールの空間を荒廃させたことを証明することが残されている。

【キジについて】

再び間宮林蔵の話に戻ろう。彼の道はまさにその方向 [タバ湾からキジ湖を通してアムール川へ向かう道] へと続いていた。彼の証言は、しかし、この場合は乏しいのだが、50年を経過した私の個人的な経験と比較すると、上記の地域でこの期間に大きな変化が生じていたという結論に達せざるを得ない。当然のことだが、私は、キジ湖沿岸に存在するヌックランカタという場所についての間宮林蔵の証言には意義を見出せない。というのは、私の時、そこは全くの無人だったからだ^{xxvii}。この場合、彼の証言は、それが村なのか土着民の旅行者が単に好んで宿泊する場所であったのかを明確にしていないため、注目にも値しない。間宮林蔵のキジ村に関する証言の方が、はるかに重要である。彼は、私の2倍の住宅数を数えている（およそ20戸）（彼はまた、居住用の建物と貯蔵庫、商品用の倉庫を区別している [308頁注1]）。そこには、満洲役人が住んでいた。1人のハラタ、2人のカジンタである。そこには、中国商人が訪れ、間宮林蔵が語ったように、時には「様々な種類の宴や酒宴が開かれ、リュートを弾き、太鼓を叩いたりする」。要するに、そこは活気ある重要な拠点なのである。しかし驚いたことに、キジ村へ続く緩やかな傾斜を登っていく途中、私はそれまでアムール地域で見たことがない大量の人間の頭骨と骨に遭遇した。これはどうやって説明できるだろうか？ もしこれらの頭骨や骨が当該地の墓地（小さな家の形をした廟）から来たものだとすれば、その墓地は非常に広大なものでなければならない。しかし、ここにはこのような廟の痕跡はなく、遺体とともに通常埋葬される衣服やその他の遺物もなかった。もしここに墓地が存在していたとしても、僅か前に隣接して設立されたマリンスク哨所の人々によって破壊されたと推測することは決してできない。その場合、その哨所に最も近いホト村の2つのユルタの廟が完全に無傷である理由を説明できないからで

ある（これらの墓の一つから、私は上記の頭蓋骨（T. l. 306頁、図6、tab. V-IX）を自ら取り出し、図示した [309頁注1]）。頭骨と骨の形状をみると、すでに長い間、空気にさらされていたことが分かる。それゆえ、私が今から説明しようとする理由以外のことは、考えられないのである。

この場合、私たちにとって、キジとその付近に《特に多くの陶磁器工場》が存在したという間宮林蔵の証言は非常に重要である^{xxviii}。先ほども記したがここで簡潔に繰り返すと、私はキジでも、アムール川下流域地方のその他の場所でも、そのような類似のものを見たことがなかった。オリチヤギリヤークの生活において、彼ら自身のものも、中国製や日本製の陶磁器の食器も見ることがなかった。唯一の希少な例外は、ウォッカ用の小さな陶器製のカップだった。アムール川下流域における陶磁器生産の衰退は、満洲・中国政府が上記の措置を講じた時期、つまり同地域における交易、行政、政治的活動の停止と同時期に起こったことが知られている。このような一致は、単なる偶然として説明できない。むしろ、相互に密接に関連した直接的な結果としてみるべきである。しかし、肯定的な情報の不足により、これらの出来事の関係性は、あくまで仮定的にしか復元できない。陶磁器生産は、間違いなく中国由来のものである。古くからスガリに伝わり、中国人によってアムール地方にも持ち込まれ、彼らはその活動に参加していた。ロシア人の恐怖にさらされ、アムール川下流域における中国の支配が衰退するとともに、アムールからスガリに撤退させられた中国人たちの中には、陶磁器の生産に従事していたものもいたと思われる。彼ら全てが中国政府の勅令に従っていたかどうかは断言できないが、アムールでの陶磁器生産が全面的に停止されたことを考慮すると、その可能性はより高いと考えられる。もし数人が現地に残っていたとしても、政府の支援を失ったことで、彼らは完全に無防備な状態になってしまった。どうやら、争いや破壊、さらには土着民を巻き込んだ流血沙汰の諍いなしに物事を処理することはできなかった。このように、間宮林蔵が《特に多くの陶磁器工場》があったとしたその場所は、私が訪れたときは荒れ果てて、人間の骨が散乱していたのだった。

言うまでもなく、国内唯一の交易の拠点の廃止と交易関係の弱体化に関する出来事は、その地域の貧困化と荒廃をもたらした。実際に、かつて交易活動が盛んだったキジ湖の湖岸とその付近は、今ではアムール川

下流域のオリチの土地のなかでも最も荒廃した場所となっている。アムール川沿いのオリチの村で最も人口が多い村は、今日、キジから北側に位置し、ギリヤークの土地との境界付近にある（チリヴィとティルのようだ [309 頁 注 2]）。反対に、キジの南側の地域には、キジからアジというオリチの最後の居住地まで小さな村落しか存在せず、しかもそれらは2つか3つ、あるいは1つのユルタから成り、多くはオリチではなくゴリドが住んでいる（そのような村にはディアラ、ヒヴヴンダ、サマハグドゥなどがある。また、別の場所で述べたことを繰り返すが、私の時代にはディアラ村に属するユルタには1つだけではなく両方ともゴリドが住んでいた。そして、サマハグドゥは高くない場所、ヒヴヴンダよりやや下流にある [310 頁 注 1]）。上述のような出来事は、明らかに南部から北部へオリチを追いやるものであり、反対に、ゴリドの一部は満洲の迫害を避けて、荒廃した土地に住むことになった。この移動は、私の時代にも続いていた。したがって、その後のディアラ村の住民たち一後に移住してきたゴリドも含む一が、かつてここにあったデレンでの交易に関する私の質問について、何の情報も伝えられなかったのは当然であった。

【アムール川上流域の交易活動】

アムール川上流域に関して、私はその地域の川沿いを辿った、たった一度の調査でしか知らない。その様子は、現在、交易について語る際は、アムール川下流域が示す関係に比べて、一般的で最も特徴的な点のみの言及にとどめる必要がある。まず、アムール川上流域の異民族について、アムール川下流域に生活が最も近いピラル、マネギル、オロチョン^{xxxix}について取り上げよう。彼らの交易品と、それと交換で得る品々は、他の民族とほとんど同様である。狩猟によって第一に得られる交易の対象物は、私たちが既に今まで見てきたように、わずかな量的な違いがあるにすぎない。後者については、一般的に衣服用の布や、食料や嗜好品から成っており、これらは既に何回か示したように原始的な民族にとって必要不可欠なものになっている。アムール川上流域とアムール川下流域の異民族の交易のなかで唯一存在する違いは、彼らの隣接する文化的民族との関係によるものであり、それはその地域の他の地理的・政治的な条件によって規定されている。ロシア人によるアムール川下流域の占領以前、土着的な住民は、トゥグル川流域での稀な出会いを除け

ば、少しもロシア人との交流はなかった。これらの土着民は、日本人や中国人とはるかに多くの接触があり、その上、彼らの交易の主要な中心地は最終的にはスングリに依存する傾向がある。中国の商品は、中国商人によって、またオリチ、ゴリド、ギリヤークによって、スングリからアムール川に沿ってオホーツク海に広がり、サハリンを渡り、南へ進み、日本人まで届いた。このように、アムール川下流域は、西側をスングリ川で閉ざされており、交易については完全にその川に依存していた。したがって、それはある意味スングリ地域の延長のようなものであり、海まで続き、その最前線に位置するサハリン島を含むものだった。

アムール川上流域の異民族たちは、全く異なる状況にあった。彼らの大陸的な立地と海からの遠さは、日本人と接触することを不可能にしていた。別の側面では、中国政府の政治的な政策により、彼らはスングリから遠ざけられ、アムール川下流域との密接な連絡は許されなかった。17世紀の中国政府の政策はロシア人の侵入に対するもので、それによると、アムール川上流域からスングリへの通路は封鎖されていた。これに基づくと、今でもそこへは直接的な交易や航行は許されておらず、上流と下流域に住む土着民同士が相互に連絡をとる自由は阻害されている。ゆえに、地理学的な力と政治的な条件により、ピラル、マネギル、オロチョンのようなアムール川上流域の異民族の交易は、主に西と北、すなわちアムール川の源流、あるいは、いわゆるロシアのダウリヤとレナ州に向かっている。南では、交易は全てゼヤ川とブレヤ川の河口間に位置するアムールの文化圏に集結しており、この地域は満洲人、中国人、ダウール人によって所有されている。まさにこの場所に、アムールの上流、より正確には中流にサンシンに相当するアイグン〔愛琿〕という都市がある。この都市は、中国のヘロングキアング〔黒龍江省〕に属するアムール川上流域全体を管轄する行政の中心地であるチチカル〔齊齊哈爾〕に依存している。ゆえに、スングリ川の河口ではなく、ノニ川〔松花江の主要な支流である嫩江のこと〕にあるチチカルこそが、アムール川上流域とスングリ地域の間の交易関係の接続点となっている。

【各民族の関係】

我々は既に、ロシア北方のトナカイ・ツングースと先述の民族を互いに分け隔てる境界の不明確さと複雑さについて述べた。同時に、オロチョン、マネギル、

ビラルの交易活動、シベリア郊外に住むロシアやヤクートに關係する活動を結びつける糸が、いかに多く、多様で、複雑にもつれあっているかについても述べた。スタノヴォイ山脈に沿って散在するツングース種族の間には、実際には明確な境界は存在しない。彼らはロシアの支配下にあるか、中国の貢納民となっている。また、暴力に訴えることなく、政治的協定により、常に遊牧生活を送る狩猟民との間に完全に不可侵な境界を確立し維持することは不可能である。彼らの交易の商品である毛皮は当然のように最も需要が高く、関連した最も便利な交通手段が存在する場所に集まる。両民族間の交易の促進の実現に向けたあらゆる好ましい要素の關係を詳細に検討する必要はないと考えるが、しかしながら、私は少なくともここで簡潔に主要な要素について指摘しておかなければならない。

オロチョンの大部分の土地は、東シベリアで最も人口が多い地域、ロシアのダウリアの地域に直接隣接している。したがって、大きな川を通じて直接の交通路を有しているならば、オロチョンが交易においてダウリアの人たち^{xxx}に依存しているのは当然のことである。毛皮交易におけるロシア人の活動の活発化も、これに大きく貢献している。シベリア全域で知られるこの活動は、アムール地方への玄関口であるこの地域ではさらに活発に行われており、17世紀にロシアのコサックが侵入して以来、この地域は尽きることのない黄金郷として知られ続けてきた。すでに述べたことに加えて(第1巻、82ページ[312頁、注1]参照)、オロチョンの土地には、状況に応じてあちこちに出現しては消える多くの小さな交易センター以外にも、アヤン川とオールド川の合流地点には恒久的な中心地も存在し、毎年12月になるとロシアのコサックや交易商人たちがオロチョンから動物の毛皮を購入するために集まる(マーク、『アムールの旅』、316頁[312頁、注2])。しかし、ロシア人とこのような關係にあるのは、アムール川とその北部に住むオロチョンだけである。一方、大興安嶺東斜面、ノニ川に面した地域に住む人々は、毛皮を現地の中国人やダウール人に販売している。後者のダウール人は、その場で有利に毛皮を買いだめするために、オロチョンの狩猟に同行することも珍しくない。

【サハとの關係】

ロシアの商人や猟師が、より遠方のマネギルやビラルを訪問するのはごく稀になっている。その代わり、

最近はこの交易要素が普及しており、その代表格が北方のレナ州やウダ方面から来るヤクートである。ツングースとの關係において狡猾で経験豊富で見聞の広い商人であるヤクートは、ツングースの土地に住みつき、彼らの移動に付き従い、巧みに交易を成立させる。上記で既にミッデンドルフ(Schmidt, Histor. Ber. etc. (Beitr. zur Kenntn. des Russ. Reiches, Bd. XXV, p.36.) [312頁、注3])のゼヤ川とブレヤ川の岸辺で行われる数多くの取引に関する報告を引用した。猟師たちの需要と弱点を熟知しているヤクートの商人は、彼らが必要とするものを全て供給することができるが、その代わりに彼らを搾取し、適時に貸付を行うことで、彼らを返済不能な債務者にしてしまう(シュミット、1. p.133. [312頁、注4])。マネギルやビラルがヤクートから受け取るロシア・シベリアの商品のなかには、彼らが非常に好む小口径のライフル銃がある。この銃は、数は多くないものの、既にアムール川下流域のサマギールに浸透しており、中国式の長く重さのある火縄銃は競争できない状況にある。

しかし、マネギルとビラルが狩猟で得た獲物のうち、ヤクートのおかげでレナ州北部で販売することができているものが部分的にあるとしても、彼らの主要な交易は依然として南部のアムール地方に向けられている。これら異民族の大多数は、毎年夏になると少なくとも漁業のためではあるが一時的に川沿いに移り住む。そこは満洲人、中国人、ダウール人が野菜やタバコなどを育てる産業的な農業の中心地で、マネギルとビラルは、都市のアイグンまで来て、衣服の素材や食料、嗜好品などを、商人が彼らの土地で取引するのと比べてはるかに安い値で得ている。しかし、疑いなく、アイグンにある中国政府は、サンシンやかつてのデレンのように、訪れた土着民から自由な交易権の代償として毛皮の貢物を取り立てることを忘れていない。同様に繰り返すように、チチカルでも、「ブトゥハニ」^{xxxi}すなわちソロン、ダウール、オロチョンや他の地方の土着民は中国の貢納者であった。パラディの証言によると、そこでは毎年6月から7月にかけて「チュルハン」が行われる。これはすなわち、大規模な定期市で、先述の異民族が多く集まり、一時的に都市の周囲に天幕などを建てて滞在する。まず、クロテンの毛皮が貢物として持ち込まれ、穀物や金銭などの返礼品が送られる。そして、定期市が開かれ、毛皮製品や家畜の交易が始まるが、その主役は中国商人たちが占めている(アルヒマンド

リート・バラディ・ドロジ「北京から満洲経由のブラゴヴェツェンスクまでの調査の覚書」(ロシア帝国地理学会誌、地理学一般、第IV巻、1871年、429頁)。クロテンの毛皮による貢納の総額は、バラディウス(バラディ)が5500枚と算定している[313頁、注1]。

【ダウールについて】

それにもかかわらず、アムール川上流域における土着民との交易で重要な地位を占めているのは中国人ではなく、ダウール人である。コマル川[現在はフマル河あるいは呼瑪河と呼ばれ、アムール川の上流で右岸(中国側)から注ぐ支流]のマネギルや、大興安嶺の斜面沿いのオロチョンとの全ての交易は、彼らの手中にある。ダウール人は、自身の商品と中国製品を携え、ゼヤ川とブレヤ川とその支流に沿ってスタノヴォイ山脈に達し、溪谷に入り込む。そこはマネギル、ピラルなど他のツングース種族と交易を行う場所であり、ダウール人は、北方からやってくるヤクートと首尾よく競合している。先述のように、時折、彼らはブレヤ川あるいはシリムジ川[あるいはセレムジャ川、ゼヤ川の左岸に注ぐ主要な支流]源流からヤム・アリンスキー山脈を越えて、ネギダールやギリヤークも訪れるトゥグル、ブルカンの交易の中心地に行く。このように、交易に長け、巧妙な取引をするダウール人は、ツングース種族の諸民族が交易関係において無能であるという一般的な法則の例外のように思われるかもしれない^{xxxii}。しかし、次に述べることを忘れてはならない。それは、彼らはアムールからノニへの移住の結果、モンゴル人や中国人との強い交流にさらされ、多くのものが、交易における嗜好や活発さを含めた習慣を獲得したことである。アムール川上流域における彼らの交易の成功は、中国人よりもむしろ満洲役人によって示される保護により、一層促進されている。また、ダウール人はマネギルやピラルから徴税する権利を与えられており、きっと大規模な抵当や納付金を条件としているだろうが、彼らの機転の良さにより十分な報酬を得ることができている。彼らの交易活動に共通する複雑さは中国人の活動、さらにアムール川下流域のギリヤークの活動の方に匹敵するかもしれない。ダウール人は、自身の商品と、特に中国製品を近隣諸国の境界を越えて広範囲に流通させ、現地の土着民が狩猟で得たものを巧みに扱うことに成功している。いずれにせよ、アムール地方で最も秀でた民族で

あるダウールとギリヤークという2つの民族は、前者[ダウール]はアムール川上流域の代表として、後者[ギリヤーク]はアムール川下流域の代表として存在している。しかし、アムール地域の境界にあるトゥグルの1つの交易拠点を除けば、先述の両方の民族は、他のどこにおいても直接的に出会わないことは注目すべきである。これは、アムール地域の地理的・政治的条件のもとで生まれた個別化の結果である。個別化は、その地域に住む異なる民族間の交易関係の基礎になっている。この個別化は、彼らの中で著しく異なる違いをもたらす民族的条件を生み出し、絶えず維持されている。

注

- i) シュレンクが述べる「オロチ」は、現在のオロチだけでなくウデヘも含んでいる。
- ii) 原文では、マミア・リンソ(Мамия Ринсо)、およびト・タツ・キコ(То-татс кико)と記載されている。『東鞆紀行』とは、間宮林蔵(1780-1844)が口述し、村上貞助(秦貞廉)が筆記したものを指す。この本はその前編に当たる『北蝦夷地部』(東京国立博物館所蔵)とともに1810年秋に完成した後、改訂浄書され、翌1811年に『東鞆地方紀行』、『北夷分界余話』と題されて幕府に献上された。それらは幕府の御文庫(紅葉山文庫)に収蔵され、明治期になって内閣文庫の蔵書を経て、現在は国立公文書館の内閣文庫コレクションの一部となっている。原典は重要文化財に指定されていて原則として閲覧不可だが、高精細画像が国立公文書館のウェブサイトで開催されている。冒頭の「解説」でも触れたが、Ph. Fr. von シーボルトは浄書前の『東鞆紀行』や『北蝦夷地部』を底本とする写本に基づき、ドイツ語に翻訳して主著『Nippon』に掲載したと考えられていた(例えば、洞・谷澤 1988: 278-280)。しかし、『Nippon』の原典(1975年に講談社から刊行)やその翻訳(1977年に雄松堂出版から刊行)を参照したところ、シーボルトが「われわれは林蔵と個人的に知り合い、江戸の将軍の図書館にあったその旅行記・地図・挿絵を閲覧する機会を得た。そして注目に値するものは写しを作成し、その大部分をヨーロッパに送った」(Wir hatten Gelegenheit Rinso selbst kennen zu lernen und dessen Reiseberichte, Karten und Abbildungen, welche sich in der bibliothek des Sjogun zu Jedo befinden, zu besichtigen und von den merkwürdigsten Stücken uns Abschriften zu verschaffen, welche wir grösstenteils mit nach Europa gebracht haben.) (シーボルト 1977a: 256; Siebold 1975a: 129)と記しているところから、シーボルトは1826年の江戸参府の際に「将軍の図書館」(der bibliothek des Sjogun)すなわち紅葉山文庫に所蔵されていた浄書された『北夷分界余話』と『東鞆地方紀行』を目にして、写しを取った可能性がある。
- iii) 現在はトゥムニン川と呼ばれる。この川はシホテ・アリニ山脈を発して、日本海に注ぐ。
- iv) これらの川はヤイ川水系の支流と考えられる。
- v) シュレンクは国家としての日本を表すときにはЯпонияといい、民族あるいは国民としての日本人についてはяпонцыというが、時折、アイヌ語やニヴフ語で日本あるいは日本人を意味するsisamに由来するсизамという言葉も使用する。本稿ではяпонцыを「和人」と訳し、сизамは「シザム」と訳すことにした。
- vi) 文化露寇事件(1806~07年)のこと。1804年に長崎を訪れたレザノフが日本との交渉失敗により、露米会社の士官に命じたことで生じたロシア海軍による襲撃事件。命じられたニコライ・フヴォストフとガヴリール・ダヴィドフは1806年に樺太、07年にエトロフを襲撃し、日本側に多大な被害をもたらした。

- vii) 漢語では三姓、満洲語では ilan hala という。新しい城という意味で満洲語で ici hoton と呼ばれることもあり、「イチャ・ホトン」はそれを意味していると思われる。現在の中国黒竜江省哈爾濱市依蘭鎮に当たる。
- viii) 清側の記録では毛皮貢納のためにやってきたものには旅費として穀類や酒などの食料が支給された(遼寧省檔案館等編 1984: 354-371)
- ix) ロシア語では выбойчатка で、恐らく型染めなどの技法で染色された木綿の布かと考えられる。
- x) 露里ともいう。1 ヴェルスタ = 1.06 キロメートル
- xi) 間宮林蔵の正式の報告書の一つである『北蝦夷島地図凡例』(国立公文書館所蔵)と対照すると、サイ(ジャイ) = チャエ、ホルベ(ホルビ) = コルヘー、クヴォレ(クプトウイ) = ホットロ、ウルゲ(ウイッリ) = ウルゲーである
- xii) 間宮林蔵の『東韃地方紀行』巻之中では「群夷騷擾」と題する挿絵が入っている。
- xiii) 満洲語のハラ・イ・ダ hala i da、すなわち氏族の長
- xiv) 満洲語のガシャン・イ・ダ gašan i da、すなわち村長
- xv) 「解説」でも触れたが、間宮林蔵の『北夷分界余話』附録(国立公文書館蔵)によればボホカヌーはタムララー(タムリャ・ヴォ)の「酋長」すなわちハラ・イ・ダの名前であって、地名ではない。これはシーボルトの誤訳(Siebold 1975b: 180)によるシュレンクの勘違いの一つである。
- xvi) 3人のハラタの内、林蔵が名前を知り得たのはイトイのトルベイスとカウトのウルトゴーで、3人目のトワガー(別名メルコアー)のハラ・イ・ダの名前は記されていない(『北夷分界余話』附録(国立公文書館蔵)による)。しかし、トワガーのハラ・イ・ダの子孫は西海岸のタムララーに移住しており、上記のボホカヌーはその一人ということになる。このときの満洲役人は樺太北部にしか行っていなかったため、彼らはニヅフだった可能性が高い。
- xvii) 間宮林蔵の記録では「黒貂皮」(クロテンの毛皮)となっている(『北夷分界余話』附録)。シーボルトの訳では「schwarzes Seeottterfell」(Siebold 1975b: 180)となっていて、これは黒いラッコの毛皮という意味だが、完全な訳し間違えである。
- xviii) 『北夷分界余話』附録(国立公文書館蔵)によれば、4人の老人とは、トコンプのフーレルシクル(およそ75歳)、トンナイラロのクネットミ(およそ70歳)、ラコーのイバナシユイ(およそ70歳)、ナヨロのモンチーカンテ(およそ75歳)である
- xix) カンテツロシケとヨーチイテアイノ
- xx) この事件が起きたと思われる18世紀前半の段階では、満洲の役人たちが来て毛皮貢納を受ける場所はキジ湖湖口にあったキジ・ガシャンであり、デレンはまだなかった。シュレンクの勘違いである。
- xxi) 原文はタターリヤ(Tataria)
- xxii) 林蔵が記したハラ・イ・ダ、ガシャン・イ・ダの名前と居住地は表1と図2を参照
- xxiii) 訳注 xvii 参照(林蔵の原典ではクロテン(黒貂)であり、シーボルトの誤訳に基づく)
- xxiv) シロトマアイノのこと。彼の任命についてはカラフトナヨロ惣乙名文書(ヤエンコロアイヌ文書)2号文書(北海道大学附属図書館蔵)を参照のこと。
- xxv) 林蔵の『東韃地方紀行』下(国立公文書館蔵)によれば、正確にはアムゲン川(ホンコ川)に沿ってアムール川に出入りしていたのは「其名イダーと称せる魯齋亜の属夷」であり、イダーはシュレンクの時代以来ネギダールと呼ばれた民族である。
- xxvi) これは1654年~56年頃にかけて清が実施した政策である。清はアムール川流域に大挙して侵略してきたロシア軍を兵糧攻めにするために、ゼーヤ川流域やアムール川中流域にいたダフルとソロンをノンニ川流域やフルンブイル方面に強制的に移住させ、また、松花江とウスリー川の河口の間にいた住民も松花江方面に待避させて無人化した。これによりロシアは食料をはじめ物資の調達に苦しみ、1658年に松花江河口で行われた清との戦闘で完敗し、一時完全にアムール川から撤退する。
- xxvii) 間宮林蔵の『東韃地方紀行』上と『東韃地図』(ともに国立公文書館所蔵)によれば、「ヌックランガター」はキジ湖の北岸にある地名で、林蔵はここで一夜を明かして、日本の厳冬期のように寒かったと記し

ているだけで、人が住んでいたとは書いていない。

- xxviii) 「解説」でも触れたが、この「陶磁器工場」もシーボルトの誤訳によるシュレンクの勘違いである。林蔵の原典『東韃地方紀行』上(国立公文書館所蔵)によれば、「其器械亦悉く満洲の物にして陶器など多く」となっている。それをシーボルトが、「ここには実に多くの陶磁器工場があった」[Es befinden sich hier besonders viel Porzellanfabriken.] (Siebold 1975b: 172) と訳していた(シーボルトの息子たちが編集に携わった『Nippon』の1897年版では、「ここでは特に大量の磁器が生産されていた」[Es wurde hier besonders viel Porzellan angefertigt.] (Siebold 1997: 212) となっている)。しかし、多く見られた陶器が地元で生産されたとは林蔵は記しておらず、交易でもたらされたものである可能性の方が高い。同様のことはシーボルトを日本語訳した加藤九祚も指摘している(加藤 1986: 232-233)
- xxix) 現在の中国側にいる彼らの子孫たちはオロチョン(鄂倫春)と呼ばれ、ロシア側ではエヴェンキと呼ばれる。
- xxx) アムール川中流域兩岸とゼヤ川流域に居住する人びとのことを指す。
- xxxi) プトハ(布特哈)とは、ソロン、ダウル、オロチョンといった狩猟・遊牧社会をつくる人たちから編成された八旗の子孫を指す。
- xxxii) ここでシュレンクがダウル(ダフル)をツングース系の民族のように扱っているが、それは彼がダウルをそのように見誤っていたからである。言語学的にはダウル語(ダフル語)はモンゴル語に属する。しかし、ダウルには満洲語を習得するものが出て、満洲自身が固有言語を失った後も、長らくそれを保持していた。

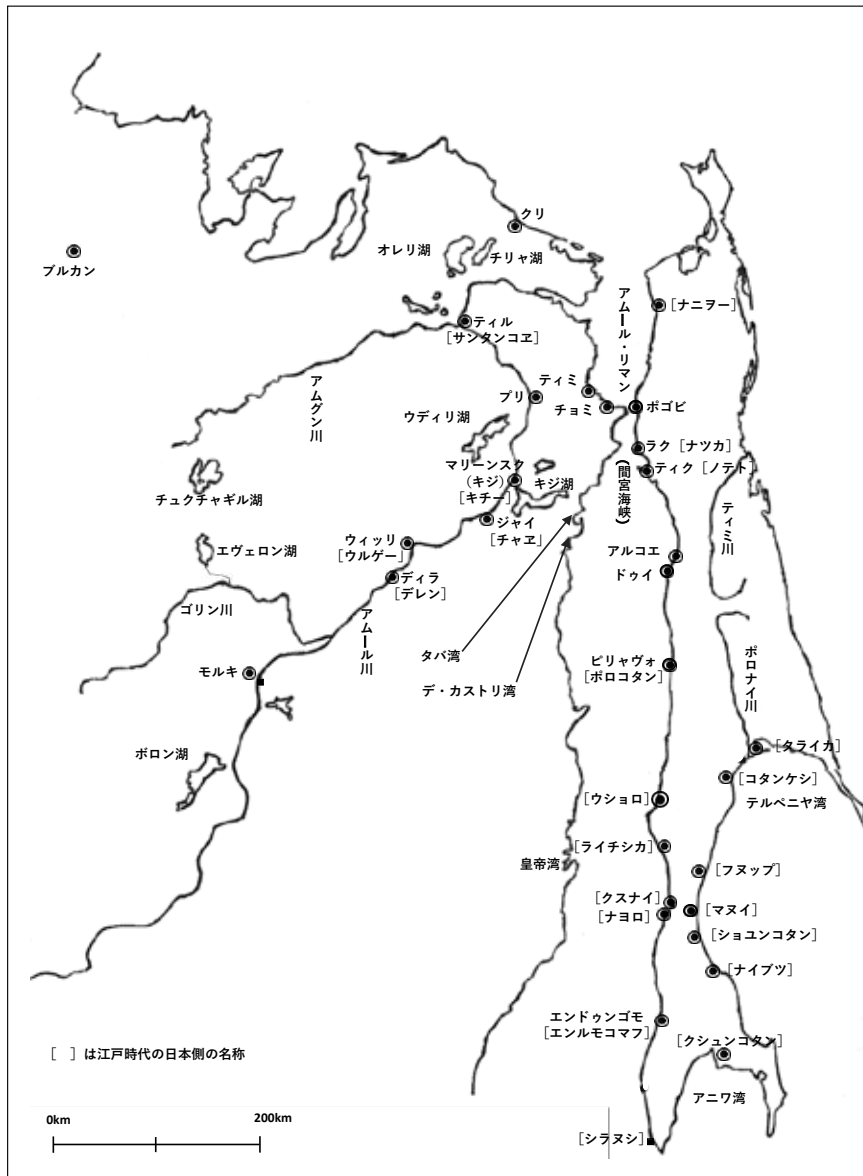
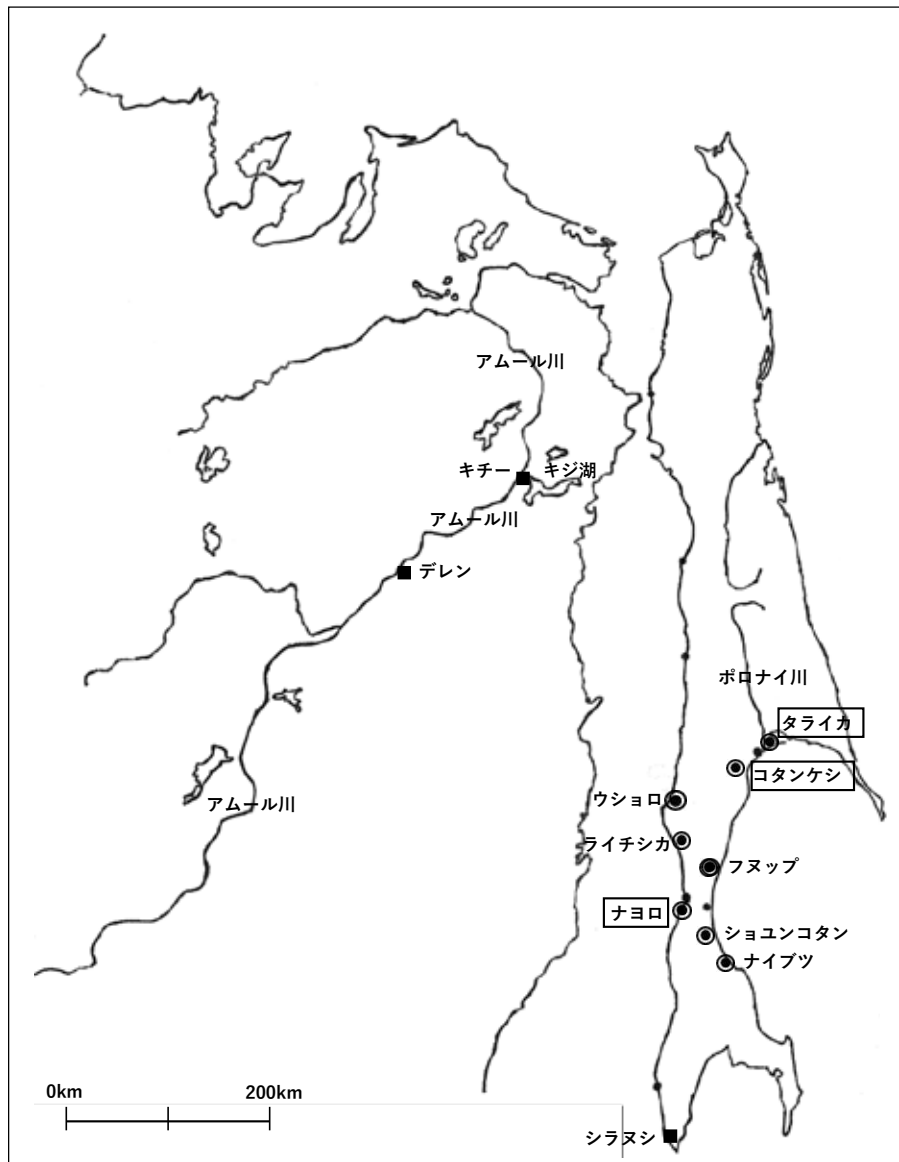


図1 19 世紀中葉のアムール川流域およびサハリン周辺の地図

表1 1807、08 年頃のアイヌの清朝役職者の村落

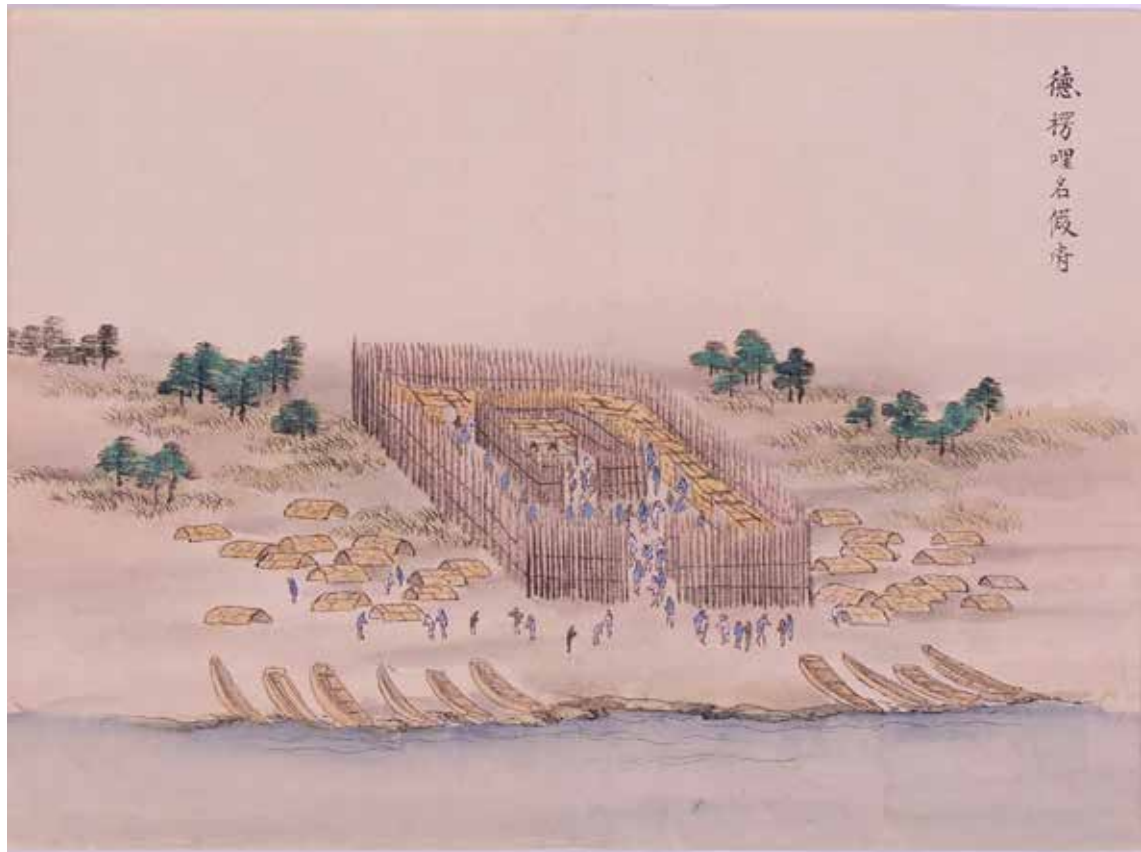
西海岸の村落 (コタン)	ハラ・イ・ダ (氏族長)	ガジャン・イ・ダ (村長)	東海岸の村落 (コタン)	ハラ・イ・ダ (氏族長)	ガジャン・イ・ダ (村長)
ナヨロ (ヤダン・ガジャン)	ヤエンクルアイノ (ヤダン・ハラ)	シロトマアイノ	ナイブツ		リイレルアイノ
ライチシカ		モニシューコテ	フヌップ		シカリカト
ウショロ		センバクル イコランゲ	ショユンコタン		ニシカニ
			コタンケシ (クタンギ・ガジャン)	(シュルングル・ハラ)	
			タライカ (ダリカ・ガジャン)	(トー・ハラ)	

(ガジャン・イ・ダの名前は間宮林蔵口述・村上禎助筆記『北夷分界余話』附録による)
 コタンケシとタライカにはそれぞれシュルングル・ハラとトー・ハラのハラ・イ・ダがいたことは間宮林蔵の前に樺太を調査した中村小市郎の調査(1801年)でわかっている。しかし中村によれば、彼が行く頃までに両村落の家系は衰退して、ハラ・イ・ダ不在の状況だった。



- ハラ・イ・ダ、ガシャン・イ・ダがいた村落の位置
四角の枠はその村落にハラ・イ・ダがいたことを示す
- 日本と清の出張所があったところ

図2 ハラ・イ・ダ、ガシャン・イ・ダがいた村落



参考画像1 市場の様子（『東韃地方紀行 中巻』国立公文書館蔵）



参考画像2 最上級の役人の服装（『東韃地方紀行 中巻』国立公文書館蔵）



参考画像3 二番目の階級の役人の服装 (『東韃地方紀行 中巻』国立公文書館蔵)



参考画像4 船の様子 (『東韃地方紀行 中巻』国立公文書館蔵)



参考画像 5 仮小屋の様子 (『東韃地方紀行 中巻』 国立公文書館蔵)



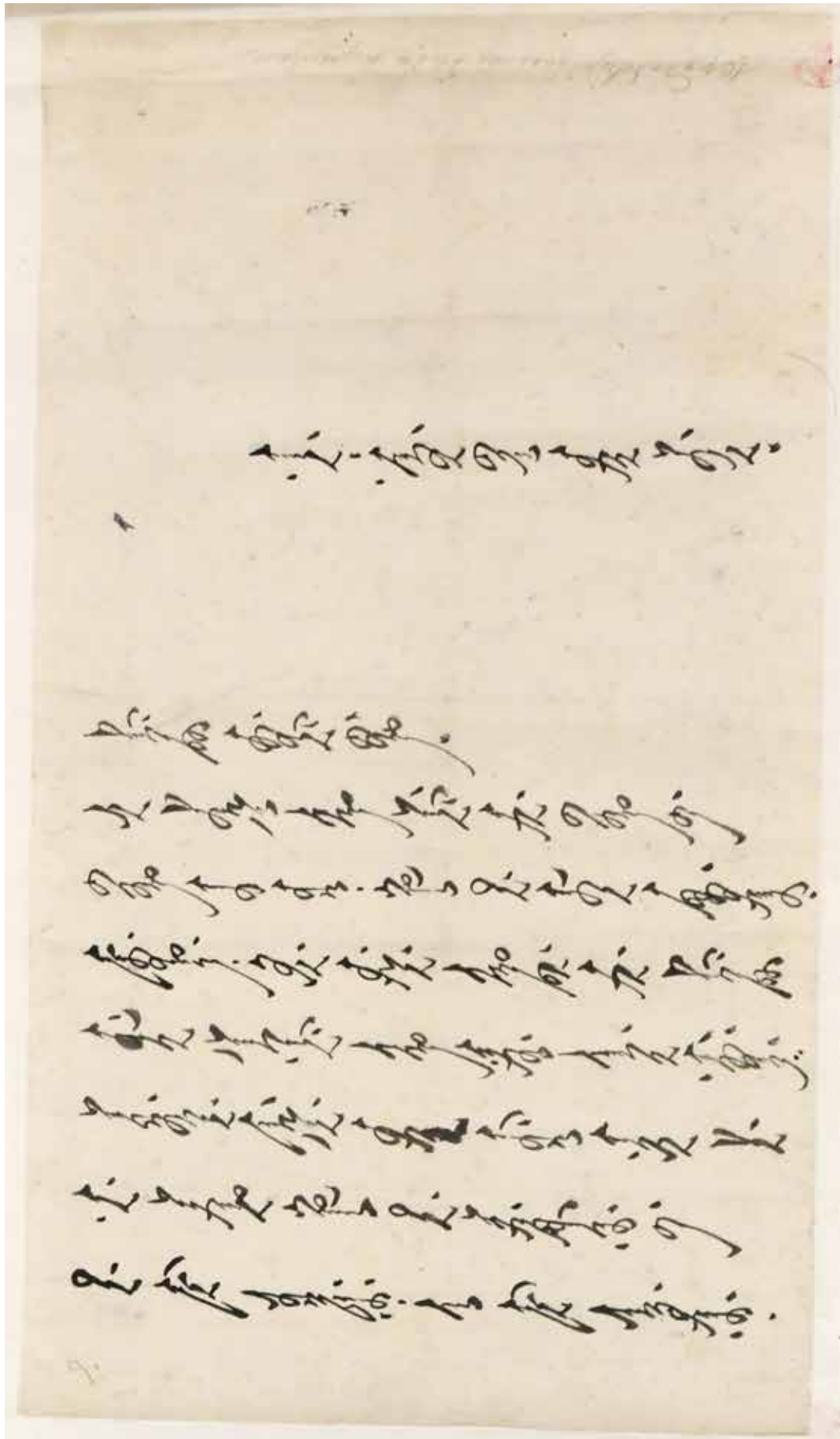
参考画像 6 〈贈り物〉を贈る様子 (『東韃地方紀行 中巻』 国立公文書館蔵)



参考画像7 混雑する市場の様子 (『東韃地方紀行 中巻』国立公文書館蔵)



参考画像8 毛皮を販売する様子 (『東韃地方紀行 中巻』国立公文書館蔵)



参考画像9 シトクレランの父の任命について満洲語で記した文書
『カラフトナヨロ惣乙名文書(ヤエシニコロアイヌ文書)』2号文書(北海道大学附属図書館蔵)

有賀千代吉関係資料 1958年の北海道旅行アルバムと内川千治宛書簡

Materials Related to ARIGA Chiyokichi:

A 1958 Hokkaido Travel Album and Letters Addressed to UCHIKAWA Chiharu

立石信一 (TATEISHI Shinichi)

国立アイヌ民族博物館 研究学芸部 教育普及室 室長補佐 (Senior Fellow, National Ainu Museum)

麻田恭一 (ASADA Kyoichi)

立教学院 評議員 (Councilor, Rikkyo Educational Corporation)

田村将人 (TAMURA Masato)

文化庁アイヌ文化振興調査官 (Senior Specialist for Ainu Culture Promotion, Agency for Cultural Affairs)

キーワード：有賀千代吉、バチラー八重子、向井山雄、ジョン・バチラー、内川千治、麻田加寿歩、聖公会、立教小学校

Keywords: ARIGA Chiyokichi, BATCHELOR Yaeko, MUKAI Yamao, BATCHELOR John, UCHIKAWA Chiharu, ASADA Kazuho, Anglican Church, Rikkyo Primary School

1. はじめに

本稿では、1957年から1958年にかけて、バチラー八重子（以下、八重子）や米沢錦一を介してアイヌ資料の収集にあたった、有賀千代吉（以下、千代吉）の関係資料を紹介する。千代吉は戦後まもなく立教小学校の創設に関わり、1959年4月には同校校長となった。千代吉によるアイヌ資料の収集には、聖公会と、千代吉の故郷である長野の人脈が深く関わっていた¹。

本稿で紹介する「1958年の北海道旅行アルバム」（以下、アルバム）は、千代吉がアイヌ資料を収集している時期のものであり、千代吉が妻の信江とともに北海道を旅したときの思い出を自ら撮影した写真や各所で得たパンフレット類などとともに綴ったアルバムである。有賀夫妻が北海道を旅したのは、1958年8月12日に東京を発ってから8月18日に戻るまでである。この間に、有珠（現、北海道伊達市）で千代吉は八重子や八重子の実弟である向井山雄（以下、山雄）に会っている。その時のことは、1958年から1959年にかけて日本聖徒アンデレ同胞会の機関誌『VISION』の29号～33号の各号に計5回に分けて詳細に記されている。

北海道での旅は、まず函館で信江の父母である鈴木善四郎（司祭）、鈴木喜己子の墓参りをして（図 007-

13、他）、1泊している。翌日には有珠を訪れ、有珠駅では、山雄の妻に出迎えられる。そこへ八重子もやって来て会う。これが千代吉と八重子の初めての対面であった。そのままタクシーで山雄のところへ向かい「丁度渋谷の笹塚に嫁いでいられるという娘さん」（有賀 1958a：4）にも会っている。

その後、有賀夫妻と八重子は洞爺湖畔にある万世閣という宿に向かい、3人で1泊している。翌日は、八重子とともに八重子の実父母の墓参をし、その後、有賀夫妻は万世閣でさらに1泊する。16日は鉄道で長万部から札幌に向かい、札幌では旧バチラー邸のほか、桑山覚を札幌農業試験場に訪ねて、桑山隆とともにふくじゅ園を訪問し、米沢錦一夫妻と面会している。以上が大まかな北海道旅行の行程であるが、聖公会関係者と思われる人たちを尋ね歩く旅といった内容である。

もうひとつの「内川千治宛書簡」（以下、内川宛書簡）は、1971年に千代吉から友人である内川千治（以下、千治）に宛てた書簡である。興味深いのは、この書簡の内容を第三者に解説する文言が加筆されており、書簡の年代やアイヌ文化への着目という点から考えると、その相手は千治の息子である内川千裕（以下、千裕）であったと推測する。千裕は、1972年に

出版された『近代民衆の記録 5 アイヌ』（新人物往来社）の編集担当者（小川・山田 1998：620）で、後にアイヌ文化に関わる書籍を数多く出版した草風館の経営者となっている。千裕は立教大学大学院で学んで（竹内 2009：103）いるが、同書ではこの書簡で触れられている人脈や立教小学校のアイヌ資料のことは見つけられないため、千代吉から千治を介して千裕へというつながりは想像の域を出ないものの、1971年の書簡と1972年出版の同書の時間的な近さは指摘しておきたい。

書簡は、英国聖公会の宣教師ジョン・バチラー（以下、ジョン）と徳川義親のつながり、ジョンを知る上田一良、桑山覚らの氏名（翻刻では個人宅の住所に関して番地等は伏字とした）が挙げられ、1958年に八重子を訪ねて北海道を旅行したこと、その時のことを聖徒アンデレ同胞会の機関誌『VISION』に連載したこと、八重子からアイヌ資料を入手して立教小学校に収め、立教大学の教員から賞讃されたことなどが書き連ねられている。一貫してアイヌ文化に関する情報源を紹介する内容となっていることから、千治から千代吉にその旨の依頼があったことへの返答と考えられる。なお、書簡中で八重子宅にあったとされるジョンの蔵書や油絵は現在北海道伊達市教育委員会² 他が所蔵している。以下では、アイヌ史という視点からアルバムおよび内川宛書簡の意義を指摘したい。

一点目は、アイヌ民具などの資料が公的機関等に収蔵される過程の一端を明らかにできる点である。とくに、有賀夫妻が八重子を訪ねて有珠を訪問したときに撮られた写真の数々は、八重子の普段の姿を映し出すとともに、資料の授受に関係した双方の間柄が親密であったことを明らかにしている。

二点目は、晩年の八重子の足跡をたどるうえでの人間関係や、聖公会との関わりを知ることができる点である。このことは、八重子の生涯を通して、キリスト教への信仰が近代のアイヌ民族にとっていかなるものであったのかの一端を明らかにする上でも重要であると考えられる。

三点目は、アルバムと関わりの深い時期を含む戦後から1960年代後半にかけてのアイヌ民族の活動の一端を明らかにできる点である。この時期は記録として残されていることが少なく（東村 2006：12）、また、北海道アイヌ協会も戦後早々に創立されはするものの、すぐに「休会状態」となった。したがって、千代吉と八重子の関係を通して、この時期にアイヌ民族

がいかなる活動をしていたか明らかにできる意義は大きい。

そして最後は、八重子と千代吉によって聖公会や立教学院を起点に作られた関係性が、八重子没後もつながりを保ち続け、アイヌ文化を伝え、広めることなどに関係していたかもしれない点である。このことは、アイヌ伝道を積極的に行った聖公会の特徴として特筆に値する。八重子と山雄が伝道師や司祭として活躍したこと、ジョンや千代吉の持っていた人脈、そして戦後のアイヌ伝道における重要な役割を果たした上田一良などが関わり合いながら、アイヌ文化を伝えるために果たした役割は教育や出版など多岐に及ぶ。こうした在り方は、直接的にアイヌ伝道に関わってきたジョンなどだけではなく、多様な関係性によって成り立っていたことを明らかにする。

したがって、本稿で取り上げる資料は、戦後のアイヌ民族の活動を明らかにしながら、同時に、アイヌ民族自身やアイヌ文化に関わる研究者ではない者によって、どのようにアイヌ文化が伝えられてきたのかを明らかにする。

2. 当該資料と関係する人物について

有賀千代吉（1895-1987）³

有賀千代吉は、1895（明治28）年に長野県上伊那郡辰野町に生まれた。渡米を希望していた千代吉は、旧制大町中学校（現、長野県大町岳陽高等学校）卒業後、米国聖公会が建てた立教大学に進学し、在学中にクリスチャンになり渡米を志すものの、移民制限のため渡米の道はきわめて狭かった。1920年に大学を卒業すると、南満州鉄道株式会社（以下、満鉄）に就職するが、その翌年、故郷にあった教会（辰野聖公会）の斡旋でバンクーバーの日本語新聞社「大陸日報社」に招かれ英領カナダに渡った。千代吉はこうして「渡米」を実現した。

渡加後、千代吉は新聞記者として働きながら、教会（日本人聖公会）でもリーダー的存在となった。1925年に日本から婚約相手の鈴木信江（以下、信江）を呼び寄せて家庭を築いた。信江は立教時代の親友の義妹であり、北海道教区の鈴木善四郎司祭の三女であった。千代吉は教会の要請に応じて1926年に大陸日報社を退職し、3年間の約束で牧師として働いた。

1930年に大陸日報社に支配人として復職する。その2年後、バンクーバー郊外のポート・ヘネー村の日

本語学校長に迎えられ、ここで「立派な日本臣民」ではなく「よきカナダ市民」⁴になることを説き続けた。

こうしたカナダでの生活は、太平洋戦争の開戦(1941年12月)によって突然終わる。千代吉は、開戦と同時にカナダ政府に39人の危険な日本人指導者として逮捕・隔離され、その後、強制収容所を転々とすることになる。1年半後に家族がいる収容所に合流した千代吉は、捕虜交換船に乗船するという幸運に恵まれるが、捕虜交換地で日本船に乗り換えてから船内の「軍国主義」に嫌気がさし(麻田 2025:317-318)、当時日本領のシンガポールで下船し、軍属として軍政部で働いた。千代吉はここで三女を赤痢で失う。

1946年4月に日本へ引揚げ、英進駐軍の通訳としてようやく安定した生活を送り始めた1948年1月に、立教学院から小学校創設の責任者となることを要請される。これは、キリスト教主義の立教学院が戦時中に軍国主義に抗しきれなかったことから、幼児教育の必要を痛感してのことだった。千代吉はこれを受諾し、建築資金集めに自らも奔走しながら「愛の教育」⁵を実践し、13年間で立教小学校の土台を築いた。

1961(昭和36)年3月に立教小学校を定年退職すると、澤田美喜の要請に応え、4月からエリザベス・サンダース・ホームの常務理事として7年間澤田を支えた。

1968(昭和43)年、老いを感じた千代吉は自宅を立教学院に寄贈し、娘たちの住むアメリカに永住するため日本を離れた。1987年7月ロサンゼルスで逝去、9月に立教小学校講堂で初の小学校葬が執り行われた。

バチラー八重子と向井山雄

バチラー八重子(1884-1962 以下、八重子)は、現在の北海道伊達市有珠で、父向井富蔵(モコッチャロ)と、母フユ(フツセ)の間に生まれた。実弟には向井山雄(1890-1961 以下、山雄)がいる。8歳の時に英国聖公会の宣教師ジョン・バチラー(以下、ジョン)から洗礼を受ける。16歳のときに札幌でジョンが運営していたアイヌガールズホームに入っている。1902年には東京の聖ヒルダ神学校(現香蘭女学校)で学び、1912年には聖公会の女性伝道師に登録されている。

23歳のときにバチラー夫妻の養女となり、布教活動を助けた。そして、1909年にはバチラー夫妻とともに、シベリア鉄道経由でイギリスに渡る。イギリス

からの帰国の途上で、オーストラリアとニュージーランドへの訪問も計画するも、最終的に何らかの理由で、途中で断念しているが、こうした体験の持ち主は、当時としては希有だったといえる。

八重子は、1931年に金田一京助や佐佐木信綱の支援もあり、短歌の歌集『若きウタリに』(バチラー1931)を出版した。母語であるアイヌ語を交え、当時のアイヌ民族の境遇を主として、両親や故郷、イギリス訪問、そして口承文芸の英雄への思慕を題材として、様々な思いを短歌に託して詠んでいる。その他、八重子の著作は『ウタリグス』や『ウタリ之友』各号など多岐にわたる。

バチラー夫妻とともに長らく札幌で暮らしていたが、義母ルイザとの死別や義父ジョンの帰国を機に1940年頃有珠に戻り、弟の山雄とともにバチラー夫妻記念堂(有珠聖公会)で伝道師として活動する。晩年は経済的に苦しい生活を送るが、信仰の道に尽くした。1959年には聖公会百年記念大会が東京で開催されることを機に上京し、このとき千代吉宅にも宿泊したと考えられる。そして、BSA(日本聖徒アンデレ同胞会)から送られた資金をもとに、聖公会の信徒だったウタリ(仲間、同胞)を尋ねる旅をし、そのことをまとめた文章には「嬉しさに涙し笑い合ひ、そして感謝の祈りを共にした友の顔々」(バチラー1960:3)⁶と綴られている。1962年に京都に知人を訪ね、そこで亡くなる。

弟の向井山雄は、1912年に立教中学校を卒業し、1914年には大阪三一神学校に入学している。そして、1918年には聖公会神学院を卒業する。その後、牧師として活動し、1926年にはアイヌ民族として初めて聖公会の司祭になるなど、聖公会や立教と縁の深い人物である。

1930年に伊達町の町会議員になり、以降、1942年まで4期にわたって議員を務めている。そして、戦後創立された社団法人北海道アイヌ協会の初代理事長を務めるなど、生涯にわたって精力的に活躍した。また、雄弁家として知られるとともに、『ウタリグス』をはじめとし、その後も著述活動を続けているが、その内容は差別に対する批判など激烈なものが多い。晩年は病床に伏すことが増え、千代吉が有珠を訪れた1958年には牧師を退職している。そして、1961年に死去する。

筆者らは別稿において、千代吉と山雄が有珠で出会う前から何らかの接点を持っていたのではないかと

指摘をしたが、この点についてはまだ推測の域を脱していない。しかし、内川宛書簡からわかることとして、1971年になっても千代吉が山雄一家のその後の様子を把握していたことは指摘しておきたい。

そしてもう一点は、千代吉が上田一良のことを「僕の友人」と書き記していることである。立教大学時代に、上田は千代吉の2学年下であり、互いにクリスチャンだったことから、この当時から面識があったと考えられる。さらに、上田は山雄との関係も深かったと考えられる。掛川は「神学院時代に同級だった上田一良主教（故人）」が語ったこととして、「向井君とは寮も同室だったが、向井君が寝言で聖書を誦んじていたのには驚いたものだった」（掛川 1998：194）と記している。上田と山雄の年齢差を考えると神学院で同級だったことは考えにくいので、立教中学時代のエピソードということも考えられる。また、1947年には伝道局長として有珠で山雄とともに集会に参加し、そこで2人とも講話を行っている（ライト前川 2003：385）ので、遅くともこの頃には面識があったことは確実である。なお、上田は1949年から北海道教区の主教を務めている。したがって、上田は千代吉と友人であったばかりか、山雄とも旧知の仲であり、先輩後輩の間柄だった。

内川千治と麻田加寿歩

千代吉には多くの友人がいたが、中でも大町中学の寄宿舎「蛍雪舎」（小島 1990：44-45）での結びつきは強かった。

1901（明治34）年に長野県で5校目として創立された大町中学校には三つの寮があったが、その中で千代吉は学校管理の寄宿舎ではなく、生徒たちが自治で運営する自炊寮蛍雪舎を選び、ここで5年間を過ごした。

千代吉より2学年下で、中学卒業の年に洗礼（メソジスト）を受けた内川千治（1899-1995）は、「有賀兄は〔中略〕立教在学中、われわれ蛍雪舎に学んでいる後輩に対して熱心にキリスト教的な影響を与えてくれたものようだ。それは後日になって想像されるのであった。その後、私は関西学院や同志社に入学してキリスト教神学を専攻するようになったが、その素因ともいえるものは有賀兄の存在とその影響ではなかったかと思っている。」（内川 1984：53-54）と書いている。

内川はダニエル・ノルマン博士、賀川豊彦、河上丈

太郎等に師事し、戦前はいくつかの教会の牧師を歴任し、戦後は松商学園高校教頭を務めた後、農民出資による新設の協同乳業株式会社に入社し、広報誌『ニューデーリイマン』の編集長を務めた。その後、中央酪農会議に勤務してからは通信教育用の雑誌『中央酪農情報』の編集を担当した。

内川は、クリスチャンであるだけでなく、教育者としての考え方や、文学や歴史に対する興味の持ち方について、千代吉とは最後まで最も理解し合える友であり続けた。千代吉が1967年の秋にアメリカ永住を思い立ち、後顧の憂いなく実行に移せたのは内川の存在が大きかった。相談を受けた内川は、喜んでエリザベス・サンダース・ホームでの授業と副校長の職を一年余り引き受けた。また、千代吉の渡米後も頻繁に手紙のやりとりをしていた内川は、千代吉からの百数十通にも及ぶ手紙から老境を綴った詩を抜き出し『終焉—イースターへの道—有賀千代吉詩集』を編んで千代吉を驚かせた。

『終焉』だけでなく、1973年に『峠のあかり』（有賀千代吉著）の出版を引き受けたのが、やはり蛍雪舎の後輩麻田加寿歩（1900-1990）であった。麻田は千代吉や内川とは、まったく違うタイプの熱血漢で、5年生で中学を退学すると、東京で開校したばかりの植民貿易語学校に入学、卒業後は満鉄に就職した。後に同じく蛍雪舎の先輩で、満洲で実業家として成功した鳥羽実に見込まれてハルビンの鳥羽会社の経営を任されたが、終戦後はシベリアに抑留され、麻田が日本に帰還したのは1950年のことだった。帰国後は娘婿が創業したばかりの恵雅堂出版で長く社長を務め、千代吉が日本を去る際に自宅を託されている。

3人は不思議にウマが合い、終生その友情は変わらなかった。1979年、麻田は2人の思いに応じて受洗した。

3. 有賀千代吉関係資料について

千代吉の関係資料は複数の個人や機関に分かれて所蔵されているため、その概要を記しながら、本稿で扱う資料についても触れる。

千代吉に関する資料は、大きく分けて3つの所蔵先に区分できるが、千代吉は1948年から1961年にかけて立教小学校の創設期から尽力し、退職前には校長を務めたことから、有賀千代吉関連資料は、もともと立教小学校が所蔵していた資料が大部分を占める。

しかし、本原稿執筆時点の2025年10月現在、立教小学校は新校舎建設のため仮校舎に移転中であり、それに伴って資料の大部分は2024年3月に立教小学校から国立アイヌ民族博物館に寄託されるとともに、立教学院史資料センターなどにも寄託されている。したがって、資料の保管場所については暫定的であることを予め記しておく。

一件目は、国立アイヌ民族博物館である。同館には、立教小学校から寄託を受けた資料が管理されている。主に立教小学校で保管されていた63点のアイヌ民具資料と、千代吉の書簡綴りである。書簡は1000点以上に及び、執筆時点では整理中であるが、ほとんどが千代吉に宛てられた書簡を綴ったもので、送り主は、立教小学校の関係者と思われる人たち、千代吉の故郷である長野の人たち、カナダの人たち、立教小学校の児童など多岐にわたる。そのなかに、バチラー八重子からの書簡や、八重子とともにアイヌ民具資料を立教小学校に送ったと考えられる米沢錦一の書簡などが含まれている。

二件目は、立教学院史資料センターである。同センターには、前述の理由で立教小学校から寄託を受けた資料と、それ以前に小学校から受け入れた資料がある。当初からの資料には、主に千代吉のカナダ時代の資料と、戦後に千代吉が巣鴨拘置所に収容されていた戦犯たちの慰問を続け、やり取りした書簡⁷である。また、内川宛書簡で千代吉が言及しているように、戦犯たちとの書簡は千代吉自身が大学に預け、それが現在では同センターに所蔵されたと考えられる。寄託資料は、立教小学校で千代吉が教鞭を執っていたときの「主事日記」や「校長日記」、そして、書簡綴りである。なお、書簡綴りには、八重子からの書簡も含まれている。

三件目は、本稿の筆者でもある、麻田恭一所蔵資料である。麻田家で所蔵している資料には、二つの系統の資料がある。一つは千代吉が離日するに際して、自身の上石神井の邸宅を麻田家に託したために、そこに残されていた書簡集が麻田家管理になったものである。もう一つは千代吉と無二の親友であった千治が、千代吉から送られた書簡を整理し、それを麻田家に託したものである。立教学院史資料センターや国立アイヌ民族博物館に寄託された書簡集は、そのほとんどが、千代吉が受け取った書簡の綴りであるが、麻田家所蔵の書簡集は、千代吉が内川に宛てて出した書簡の綴りである。本稿で取り上げる資料2点は、いずれも麻田家

所蔵の資料である。

なお、千代吉はレジストラートでもいべき丁寧さで受け取った書簡をファイリングするとともに、関係する資料も残している。さらに、千代吉は新聞記者だったこともあり、自身でカメラをもち、撮影した多くの写真もファイリングしたと考えられる。有賀千代吉関係資料の全容解明は、八重子との関係を中心にアイヌ民族の歴史にとって重要であることは言うに及ばず、戦前期バンクーバーの日系人社会の様相と、交換船によって帰国した日系人の歴史はもとより、立教小学校の校史にとっても重要な資料群であると言える。

翻刻について、判読できなかった文字は■、プライバシー情報として伏せ字としたものは◆とし、また、内川宛書簡で千代吉とは別の筆跡と思われる書き込みは網掛けとしている。なお、旧字体、罫字等は現在使われている漢字、ひらがなに統一した。アルバムのページ番号は3桁の数字で表し、枝番号は資料の通し番号である。中扉にはページ番号をふっていない。また、資料番号はページ左上より左下、中上、中下、右上、右下の順番にふっている。

なお、この資料紹介は、国立アイヌ民族博物館調査研究プロジェクト2024B06及び2025B03の成果の一部である。

4. 資料紹介

「1958年の北海道旅行アルバム」

行程：1958年8月12日-18日

8月12日 上野→青森

8月13、14日 青森→函館（函館1泊・若松）

8月14、15、16日 函館→長万部（洞爺湖2泊・万世閣）

8月16、17、18日 長万部→札幌（札幌2泊・グランドホテル）

8月18日 札幌→東京（日本航空）



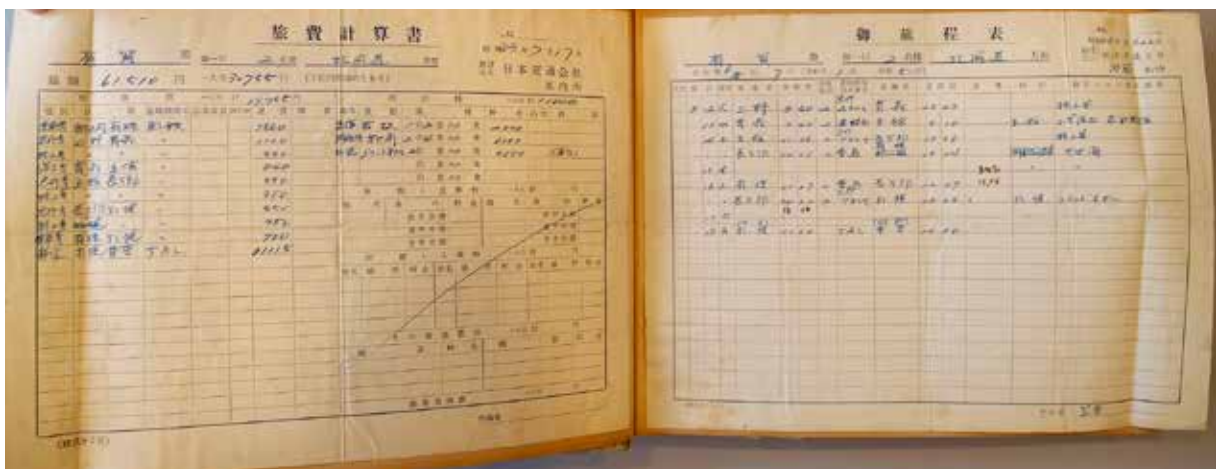
図：001-1

001-1 「北海道みやげ 北海道物産協会」土産物包み紙か

包み紙に手書きで「昭和33-8-12 — 18」

包み紙のページに「日航の事務所のある産業会館で。」

包み紙ウラに「カサイ魚■■■ Boy マネー クスリ」



図左：002-2 右：003-3

002-2 「有賀殿 旅費計算書 財団法人日本交通公社 案内所 昭和33年7月17日」

003-3 「有賀殿 御旅程表 財団法人日本交通公社池袋案内所 昭和33年7月22日 作成者 笠原」



図左：004-4 図右：005-5、005-6、005-7、005-8、005-9

004-4 〔北海道の路線図〕

005-5 「33-8.13 汽船寝台券 A 下段 第 114 号 羊蹄丸」

005-6 「33-8.13 汽船寝台券 A 上段 第 115 号 羊蹄丸」

手書きで「乗船は八月十二日夜十一時四十三分 函館着 八月十四日 午前五時十分」

005-7 写真〔鏡台の前の信江 A〕

005-8 〔明細書 若松旅館〕

手書きで「びくびくしながら貰った勘定書」

005-9 写真〔鏡台の前の信江 B〕

手書きで「若松旅館の一室にて 三三.八.一四」



図左：006-10 ※写真貼付痕 3ヶ所 右：007-11、007-12、007-13、007-14 ※写真貼付痕 1ヶ所 剥離写真：007-15、007-16、007-17

006-10 写真〔橋の上の信江 A〕

手書きで「湯の川の日」「若松旅館の前庭」「海岸近くの橋上」「この橋のたもとにアイヌ青年の店があつて、小熊が店先につないであつた」

007-11 写真 ※007-11 と 007-12 が表面で付着しているため内容確認不可

007-12 写真

007-13 写真 〔「鈴木善四郎 鈴木喜己子之墓」石碑の前に立つ信江 A〕

007-14 写真 〔「鈴木善四郎 鈴木喜己子之墓」

石碑裏「父 大正七年十一月廿六日 母大正十年三月三十日 永眠 鈴木順子建」

手書きで「函館郊外の墓地にて 33.8.13」

- 007-15 写真 (アルバムから剥離) [「若松旅館の前庭」に立つ信江か]
- 007-16 写真 (アルバムから剥離) [「鈴木善四郎 鈴木喜己子之墓」石碑の前に立つ信江 B]
- 007-17 写真 (アルバムから剥離) [橋の上の信江 B]



図左 008-18、008-19、008-20、008-21 ※写真貼付痕 2ヶ所 図右 009-22、009-23、009-24、009-25、009-26 ※貼付痕 2ヶ所
剥離写真 009-27、009-28、009-29、009-30

手書きで「聖ヨハネ教会」

- 008-18 写真 [「日本聖公会 函館聖ヨハネ教会」の門柱の前に立つ信江]
手書きで「啄木の墓」
- 008-19 写真 [「啄木一族墓」の前に立つ信江]
- 008-20 写真 [啄木の墓と函館山 ■_A]
- 008-21 写真 [信江と岩か]
手書きで「岩の上では新東宝のロケが始っている」
- 009-22 写真 [函館湾か]
手書きで「函館の遠望」
- 009-23 写真 [列車の前に立つ信江と和装の女性 _A]
手書きで「小田島さんと函館駅で」
- 009-24 写真 ※ 009-24 と 009-25 が表面で付着しているため内容確認不可
- 009-25
手書きで「さよなら函館 33.8.14」
- 009-26 写真 [列車の前に立つ信江と和装の女性 _B]
- 009-27 写真 (アルバムから剥離 [啄木の墓と函館山 _B])
- 009-28 写真 剥離した写真 [女性 7 名が集まっている写真]
- 009-29 [旅館若松の荷札]
- 009-30 [旅館若松のパンフレット]



図左 010-31、010-32、010-33、010-34、010-35、010-36 図右 011-37、011-38、011-39、011-40、011-41、011-42

- 010-31 写真〔八重子、信江、山雄、山雄妻〕
手書きで「有珠」「向井牧師夫妻と八重子姉」 ※『VISION』に掲載された写真。
- 010-32 写真〔洞爺湖の中の島が見える部屋の八重子と信江〕
手書きで「えぞ富士の見える窓」
- 010-33 写真〔洞爺湖と羊蹄山が見える部屋で座る信江_A〕
- 010-34 写真〔洞爺湖が見える部屋の八重子と信江〕
- 010-35 写真〔客室のベランダの信江と八重子_A〕
- 010-36 写真〔客室のベランダの信江と八重子_B〕⁸
手書きで「洞爺湖畔万世閣 33.8.14-16」
- 011-37 写真〔バチラー夫妻記念堂遠景〕
- 011-38 写真〔バチラー夫妻記念堂内観_A〕
- 011-39 写真〔「バチラー夫妻記念堂」の看板〕
手書きで「カムイタブコの丘にたつ会堂」
- 011-40 写真〔家の前に立つ八重子と信江〕
手書きで「向井八重子姉の家(チャシ)」
- 011-41 写真〔バチラー夫妻記念堂の前に立つ八重子と信江〕
- 011-42 写真〔バチラー夫妻記念堂内観_B〕
手書きで「聖堂内部」
ページ中央に手書きで「バチラー夫妻記念 有珠」



図左 012-43、012-44、012-45 図右 013-46、013-47、013-48、013-49

- 012-43 写真〔墓碑の前に立つ八重子〕
手書きで「八重子姉の母の墓 昭和六年一月十五日逝去」
- 012-44 「明細書・領収証 有賀様 昭和33年8月16日 万世閣」
- 012-45 写真〔向井富蔵の墓碑の前に立つ八重子〕
手書きで「八重子姉父の墓 明治二十九年二月二十四日逝去」
- 013-46 万世閣の荷札
- 013-47 万世閣の荷札「浦島の間 有賀様」
手書きで「洞爺さよなら」
- 013-48 写真〔洞爺湖と羊蹄山が見える部屋で座る信江_B〕
手書きで「貴賓室が二泊の部室〔ママ〕であった」
- 013-49 写真〔ホームに立つ信江〕
手書きで「札幌への途、長万部駅」



図左 014-50 図右 015-51



014-50 万世閣のパフレット

パンフレットのなかに手書きで「↑私の部屋」

014-51 アルバムに貼付されているため表紙未確認 万世閣のパフレットか



図左 016-52、016-53、016-54 ※写真貼付痕1ヶ所 図右 017-55、017-56、017-57、017-58、017-59、017-60 ※写真貼付痕1ヶ所

016-52 写真 ※016-52と016-53が付着しているため写真の内容確認不可

016-53 「札幌グランドホテル」と書かれた紙

紙に手書きで「33.8.16-18」

ページ中央に手書きで「札幌」

016-54 写真〔外の建物の風景〕

手書きで「←ホテル五〇三号室から見た外の建物→」

017-55 写真

手書きで「バチューラーさんの家（今は福祉事業会かん）」

017-56 写真〔女性3人、男性1人の集合写真〕

017-57 写真〔建物と畑の中に立つ信江〕

手書きで「道庁前で」「農事試験場」

017-58 写真〔017-56の女性3人と信江の集合写真〕

017-59 写真※017-60と付着しているため写真の内容確認不可

017-60 写真※017-60と付着しているため写真の全体の確認不可。

ただし、017-58の信江が持っているバッグと017-56の男性が確認できる
ページ中央に手書きで「桑山氏を訪ねて 33.8.17」⁹



図左 018-61、018-62 図右 019-63

- 018-61 〔証書 空の茶屋札幌グランドホテル 33.8.17〕
 手書きで「何んとしても高価な「御飯」である。」
- 018-62 〔証書 札幌グランドホテル 33.8.18〕
- 019-63 〔証書 札幌グランドホテル 33.8.17〕



図左 020-64 図右 021-65、021-66、021-67、021-68

- 020-64 「航空のしおり」(日本通運株式会社 日通札幌航空)
- 021-65 日本航空の荷札
 手書きで「荷札」
- 021-66 写真 〔飛行機〕
- 021-67 日本航空の荷札
- 021-68 写真 〔飛行機〕
 手書きで「雨がふっていた。私のチェアーは此の入口の近くであった。」
 ページ中央に手書きで「33.8.18 11.10 AM 千歳飛行場にて」

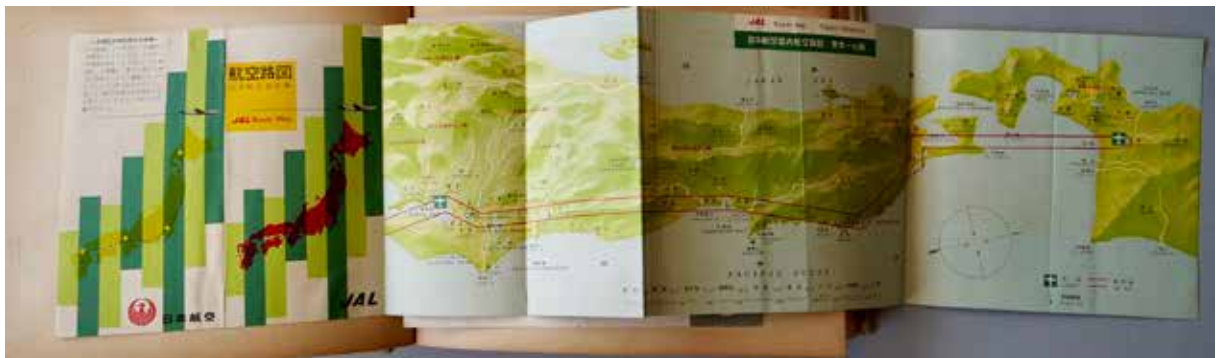


図左 022-69 図右 023-70

022-69 〔万年筆入れ袋〕

手書きで「出発してからは寒くてがたがたした。毛布が皆にわたったので やっと寒さをこらえる事が出来た。此の袋の〔ママ〕万年筆をいれた。」

023-70 「日本航空国内航空路図 東京―大阪―福岡」「日本航空国内航空路図 東京―札幌」



図左 024-71 図右 025-72

024-71 「日本航空国内航空路図」 023-70 と同一

025-72 「御搭乗記念絵葉書 日本航空」 ケース



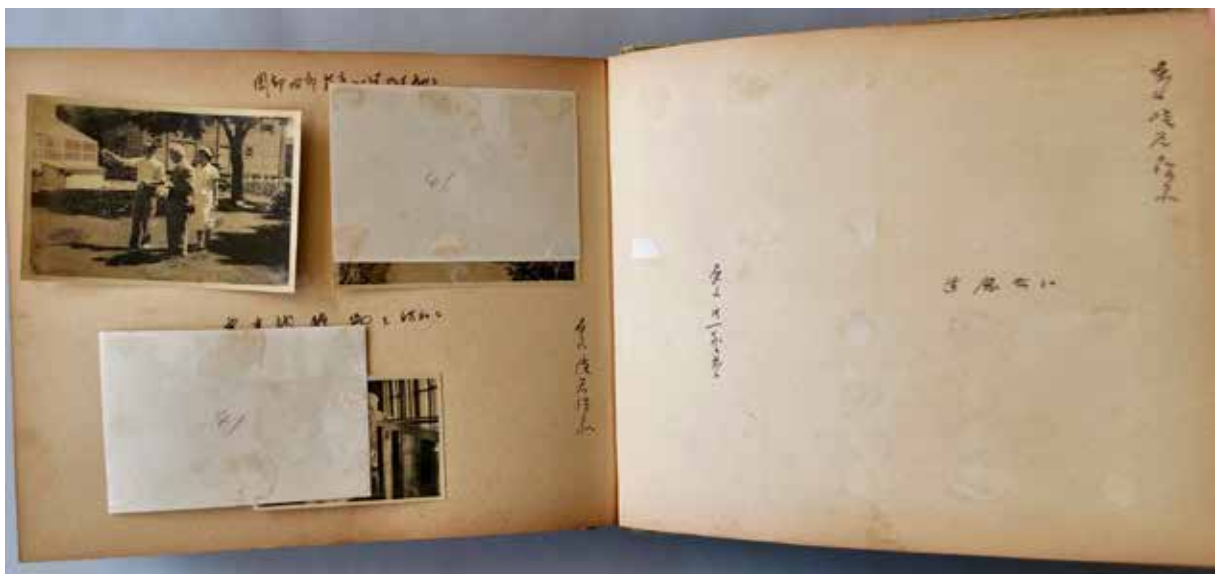
図左 026-73、026-74 図右 027-75

- 026-73 絵はがき「ホノルル国際空港の…」
- 026-74 絵はがき「DC-7C SUPER COURIER」
- 027-75 エチケット袋



図左 028-76 図右 029-77、029-78、029-79

- 手書きで「羽田着 三三、八、一八日午後二時半」
 - 028-76 写真〔上空から見た町並み〕
手書きで「機上から見た東京」
 - 029-77 写真〔「ヨルダン農園」「jordan farm」と書かれた看板の前に立つ男性2人〕
手書きで「ヨルダン農場」
 - 029-78 写真〔「FUKUJUEN」と書かれた看板の前での写真。中央に信江と千代吉〕
手書きで「昭和三十三年八月十七日午後 桑山隆君夫妻と共にふくじゅ園を訪ねた」
 - 029-79 写真〔飛行機のタラップの前に立つ信江〕
- ※ 029-77 と 029-79 が付着している。



図左 030-80、030-81、030-82、030-83、030-84

- 030-80 写真〔男性、千代吉、信江〕
手書きで「岡部四郎技官から説明を受けて」

030-81 から 030-84 まで 写真付着のため確認できず
手書きで「桑山隆君作品」
ページ中央に手書きで「農事試験場を訪ねて 33.8.17」

右ページ

手書きで「桑山氏一家と共に」
手書きで「道庁前で」
手書きで「桑山隆君の作品」



図左 031-85、031-86 図右 032-87

- 031-85 写真〔女性、千代吉、信江、男性 ※千代吉、信江とともに写る米沢夫妻〕
手書きで「ふくじゅ園応接室で 三三・八・一七日」
- 031-86 写真〔千代吉と信江〕
手書きで「札幌パチャラー先生の住居にて 三三・八・一七」
手書きで「桑山隆君作品」
- 032-87 パンフレット「アイヌの伝説に有名な北海道の特産 黒百合の栽培 三越園芸部」

内川千治宛有賀千代吉書簡 1971年3月17日付

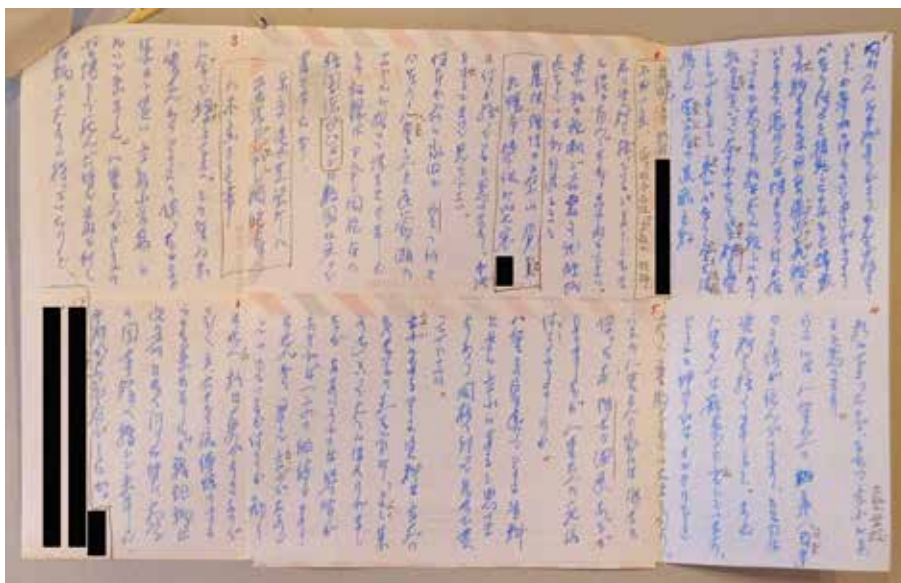


図033 内川千治宛千代吉書簡3月17日付 1

書きましたから、

東京、港区芝罘町八
聖徒アンデレ同胞会

3

八木立三主事

に会って探して下さい。その時以来
八重さんからアイヌの使ったものを
集めて貰い立教小学校に
おいて来ました。八重さんがアイヌの
習慣として死んだ時に着て行く
着物を大事に持っていたのを

4

私に下さったので、それも立小にあ
ると思います。
ウスには八重さんの知弟(司祭)
の子供が住んでいます。その方は
資料を持っています。また
八重さんは歌集を出しています。
アイヌの間ではインテリとして
大へん尊敬されていたようです。

5

ウスの八重さんの家には博士の
使った本、博士の油画などが
ありましたが八重さんの死後
何うになりましたか。
八重との写真もアイヌ資料
と共に立小にあると思いま
すから同校へ行って見せて貰
って下さい。
立小にあるアイヌ資料は立大の
考古学の先生方から「よく集
めた」といって大へんほめられまし
たが ああいうものは興味が
なければ一文の価値もあり
ませんから果して立小で大事に
してくれているか何うか知り

6

ません。私は歴史がすきなので

バチラーさんのことわかりましたか
比屋根安定編
「新キリスト教事典」(299頁)
に、かなり詳しく出ています
八重さんのことはありませんが前に
書いたようにビジョン誌を
見れば大体わかると思いま
すそして立小のアイヌ資料
は是非見て下さい 徳川さん
にも会って見る事は大切です
私は孫を教えたので親しく
していますから。
〔下略〕

参考文献

- 麻田恭一
2024『戦争が生んだ小学校—有賀千代吉の「愛の教育」—』惠雅堂出版株式会社。
- 有賀千代吉
1958a「バチラー八重子さん(一)」『VISION』(第29号)社団法人日本聖徒アンデレ同教会、4頁。
1958b「バチラー八重子さん(二)」『VISION』(第30号)社団法人日本聖徒アンデレ同教会、4頁。
1958c「バチラー八重子さん(三)」『VISION』(第31号)社団法人日本聖徒アンデレ同教会、4頁。
1959a「バチラー八重子さん(4)」『VISION』(第32号)社団法人日本聖徒アンデレ同教会、4頁。
1959b「バチラー八重子さん(最終回)」『VISION』(第33号)社団法人日本聖徒アンデレ同教会4頁。
- 内川千治編
1984『終焉—イースターへの道 有賀千代吉詩集』惠雅堂出版株式会社、53-54頁。
- 太田久元、横島公司
2021『「有賀千代吉関係資料」をめぐる基礎的考察(1):「戦犯」たちとの書簡を中心に』『立教学委員史研究』(巻18)、50-86頁。
- 小川正人、山田伸一編
1998『アイヌ民族 近代の記録』草風館。
- 掛川源一郎
1988『バチラー八重子の生涯』北海道出版企画センター。
- 黒田格男、大島直行、古原敏弘、小川正人編
2006『伊達市噴火湾文化研究所蔵のジョン・バチラー関係資料1:資料紹介』『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』12号。
2007『伊達市噴火湾文化研究所蔵のジョン・バチラー関係資料2:資料紹介』『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』13号。
- 小島正美
1990『大町高校ものがたり』郷土出版社。
- 竹内渉
2009『北の風 南の風 部落、アイヌ、沖縄。そして反差別』解放出版社。
- 立石信一、田村将人、麻田恭一
2024『立教小学校所蔵のアイヌ資料コレクションの成立について —有賀千代吉とバチラー八重子の関係を中心に—』『物質文化』(104):55-71。
- 中島敏夫
1982『桑山覚先生の逝去を悼む』『昆蟲』50(2)、東京昆蟲學會。
- バチラー向井八重子
1960『ウタリ伝道訪問の記(一)』『VISION』(第45号)社団法人日本

- 聖徒アンデレ同教会、3頁。
1960『ウタリ伝道訪問の記(二)』『VISION』(第46号)社団法人日本聖徒アンデレ同教会、3頁。
- 東村岳史
2006『戦後期アイヌ民族—和人間関係史序説—1940年代後半から1960年代後半まで』三元社。
- ライト前川眞二郎
2003『前川眞二郎著作集 日誌(昭和十六~二十三年)—教役者の足跡を辿りて』。

注

- 1) このことについては以下を参照されたい。立石信一、田村将人、麻田恭一「立教小学校所蔵のアイヌ資料コレクションの成立について —有賀千代吉とバチラー八重子の関係を中心に—」『物質文化』(104)、2024年、55-71頁。
- 2) 黒田格男、大島直行、古原敏弘、小川正人編『伊達市噴火湾文化研究所蔵のジョン・バチラー関係資料1・2:資料紹介』『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』12、13号、2006-2007年。
- 3) 有賀千代吉について詳しくは、以下を参照されたい。麻田恭一『戦争が生んだ小学校—有賀千代吉の「愛の教育」—』惠雅堂出版株式会社、2024年。
- 4) 『戦争が生んだ小学校』209頁を参照。また、「カナダに同化しない限り日系人の民族的発展はない」(『戦争が生んだ小学校』207頁)という確固たる同化論を打ち出していたヘネー村は、日系社会の中で絶対的少数派だった。
- 5) 「愛の教育」は、千代吉自身が直接使った言葉ではなく、立教小学校卒業生で初めて校長となった3回生の田中司(第8代/在職1997-2004)が、千代吉から受けた教育を一言で表現したもの。
- 6) 本連載の(一)に掲載されている写真は、01243 写真〔墓碑の前に立つ八重子〕と同様のものと考えられる。バチラー向井八重子「ウタリ伝道訪問の記(一)」『VISION』(第45号)社団法人日本聖徒アンデレ同教会、1960年、3頁。
- 7) 戦犯たちとの書簡は、詳しくは以下を参照されたい。太田久元、横島公司『「有賀千代吉関係資料」をめぐる基礎的考察(1):「戦犯」たちとの書簡を中心に』『立教学院史研究』(巻18)、2021年、50-86頁。
- 8) 010-36は伊達市教育委員会蔵写真120-123「バチラー八重子と女性」(黒田ほか2006、97頁)と同一のもの。したがって、千代吉が撮影し、現像した写真を八重子に送ったものが向井家に残されており、それが伊達市に寄贈されたと考えられる。
- 9) 桑山覚(1897-1981) 釧路市生まれ。農事試験場に勤め、農林省が管理する北海道農業試験場長と北海道立農業試験場長を併任するなどした。内川宛書簡によると、千代吉の「親戚」。桑山覚の経歴については以下を参照した。中島敏夫「桑山覚先生の逝去を悼む」『昆蟲』50(2)、東京昆蟲學會、1982年。

ホリデーイベント「アイヌの草らっぱを吹いてみよう」

Holiday Event: "Try Playing the Ainu Grass Trumpet"

荒川のぞみ (ARAKAWA Nozomi)

国立アイヌ民族博物館研究学芸部教育普及室エデュケーター (Educator, National Ainu Museum)

木幡弘文 (KIBATA Hirofumi)

民族共生象徴空間運営本部伝承課主任 (Cultural Programs, UPOPOY National Ainu Museum & Park)

キーワード：アイヌ文化、教育普及イベント、楽器、ヨブスマソウ

Keywords: Ainu culture, educational outreach events, music instruments, *Cacalia hastata*

1. イベントの概要

1.1 目的と意義

本イベントは、アイヌの草らっぱ¹ (ヨブスマソウ) を題材に、ヨブスマソウの植生やアイヌ文化における利用方法を学び、草らっぱの演奏体験をするものである。本イベントを実施した民族共生象徴空間 (愛称ウポポイ) は、国立アイヌ民族博物館 (以下、「当館」)、国立民族共生公園 (以下、「公園」と慰霊施設の3つから成り立っている。当館はアイヌの伝統的な楽器²として竹製および金属製の口琴やトンコリを所蔵しているが、現在ヨブスマソウの草らっぱは収蔵していない。公園でも口琴やトンコリの演奏を聴くことができるが、ヨブスマソウの草らっぱの体験プログラムはこれまで実施されていない。本イベントは初めてアイヌの草らっぱに触れる人を対象に、聞いて学ぶ活動と自ら体を動かして学ぶ活動の2つを通じ、アイヌ文化に親しみを持ち関心を高めることを目的とした。また、幅広い年齢層がイベントに参加できるほか、来館者が楽しみながらアイヌの音文化に触れることで学びを持ち帰ることのできるイベントとなることを目指した。

る点が特徴的である (佐藤・小林・久保 1995: 222-223)。



写真1 ヨブスマソウ

1.2 「アイヌの草らっぱ」について

1.2.1 ヨブスマソウについて

ヨブスマソウ (学名: *Cacalia hastata*) は、キク科に属する多年草であり、その分布域は北海道、本州の北関東以北、南千島およびサハリンに及ぶ。本種は、茎の高さが2 mを超えることがあり、茎には節が存在せず、中空構造を有する。葉は幅広の三角形を呈し、長さ25～35 cm、幅30～40 cmと大型であ

pehkutu petkuttar

1.2.2 アイヌ文化における

ヨブスマソウの楽器利用

1.2.2.1 アイヌ語名について

ヨブスマソウのアイヌ語名称には地域差があるが、大きく「水」に着目した名称群と「楽器」に着目した名称群の2系統に大別される。

前者に該当する名称としては、wakkakutu (様似、足寄)、wakkakukutu (美幌、屈斜路)、wakkakuttar (沙流、天塩、上川)、wakkakukuttar (名寄)、pekutu (長万部、礼文華)、pekkutu (白糠)、pexkutu (白浦、真岡)、petkuttar (有珠)、および worunkutu (藻汐草より) (アイヌ語で wakka、pe および wor は水、ku は飲む、kutu および kuttar は筒、pet および pex は川、un は～に入る、の意) が挙げられる。

後者の例としては、chirektekuttar (幌別) および rekkuttar (穂別、千歳) (chi は我々が、rekte は鳴らす、rek は鳴る、の意) などが確認されている (知里 1976:12-13)。

本イベントでは、ヨブスマソウの名称として「楽器」に着目した名前であるチレクテクッタラを採用した。

1.2.2.2 ヨブスマソウに関する記録

歴史資料や近年の実践において記録されたヨブスマソウ (と考えられるものを含む) に関する記述のうち、音を出す道具として言及しているものには以下のようなものが挙げられる。

① 1789年 菅江真澄『ゑみしのさえき』

ラッパのような筒状のものを吹く子ども2人の姿が描かれている。文章からは法螺貝のような音がしたこと、「山ふゝき」の茎の根本を切ったものを吹いて鳴らしていたことが記されている。しかし、「山ふゝき」がヨブスマソウのことを指すのかに関しては定かではない。

② 1859年 松浦武四郎『蝦夷漫画』

ヨブスマソウに関する記述は、「楽器の式」のうち、植物図および人物図にある。植物図における「チレカレット」の葉の特徴はヨブスマソウの特徴と一致する。

③ 1925年 田邊尚雄「樺太アイヌの音楽と舞踊」

『國學院雑誌』

20ページに「楽器はトンコリ、ムックナ、ベックツレットの三種」という記述がある。23ページには「ベックツ、レット」という名前で詳

しく紹介されている。「ホルネットのやうな清んだ美しい強い音がする。それで主として階音のみを以て奏する。」と記述され、男性が演奏するものであることも言及されている。なお、田邊が書いた1926年「アイヌ人の音楽と舞踊」『日本音楽の研究』と1927年「樺太土人の音楽」『島国の唄と踊』にも同様の記述が認められる。

④ 1951年 太田太郎『アイヌの気鳴楽器』

田邊尚雄と同様の記述が認められる。

⑤ 1964年 NHK『北方民族の楽器』

ヨブスマソウについての映像が認められ、ヨブスマソウを鳴らす少年の映像と音声が確認できる。

⑥ 1976年 更科源蔵・更科光

『コタン生物記 I 樹木・雑草篇』

ヨブスマソウに関する記述と写真が見られる。吹き口の加工方法や演奏方法に地域差が存在することを示しており、参考となる写真も添付されている。

⑦ 1976年 知里真志保

『分類アイヌ語辞典 植物編・動物編』

更科源蔵と同様の記述が認められるほか、ヨブスマソウのアイヌ語名称についても記述されている。

⑧ 1978年 民族文化映像研究所

『沙流川アイヌ・子どもの遊び』

ヨブスマソウについての映像が認められ、実際に鳴らす子どもたちの映像と音声が確認できる。

⑨ 1983年 更科源蔵『アイヌの童戯』

先述した菅江真澄の『ゑみしのさえき』に関する解説があり、更科は「山ふゝき」はヨブスマソウであると述べている。

⑩ 1995年 福岡イト子『アイヌ植物誌』

ヨブスマソウが「ラッパ草」とも呼ばれ、子どもの遊び道具として親しまれていたことが述べられている。

⑪ 2012年 千葉伸彦

『The reed pipe of the Ainu.』

アイヌの草笛(草ラッパ)チレクテクッタラ』千葉が吸気を用いてヨブスマソウを鳴らした映像が残されている。

⑫ 2015年 北原次郎太

『月刊シロロ7月号:《シンリウウレシバ(祖先の暮らし)》第5回

北方の楽器たち(2)』

北原が実際に鳴らした際の感想や、柘谷による吸気を用いた場合と呼気を用いた場合の音高の差、他地域の類似楽器にも触れている。

⑬ 2023年 千葉伸彦

『雨の日にヨブスマソウを探す Looking for the 'Yobusuma-sou' plant on a rainy day.』

および『ペヘクトウ pehkutu チレクテクッタラ cirektekuttar アイヌの草らっぱ【実験】Ainu Grass Trumpets【Experiment】』

実際にヨブスマソウを採取し加工、鳴らすまで行う映像が確認できる。また、長さや太さの異なる14本のヨブスマソウを吹き比べ、それぞれの基音と鳴った音程に言及している。

以上のように、チレクテクッタラがヨブスマソウの茎を用いた気鳴楽器であることが分かる。しかし、どのような場合にどういった目的で鳴らすのか、地域性があるのかについては分かっていない。

2. 実践報告

2.1 準備

2.1.1 ヨブスマソウの採取

ヨブスマソウは民族共生象徴空間内にも生育しているが、茎の太さや長さが十分ではなかったため、民族共生象徴空間外で採取することとした。土地の管理者に事前に許可を取り、採取を行った。採取後、その場で葉を取り除いた。



写真2 採取の様子

2.1.2 ヨブスマソウの低酸素濃度処理

本イベントで使用したヨブスマソウは、防除措置のため殺虫処理を実施した。イベント内で口をつけて演奏をすることを考慮し、薬剤を使用しない方法である低酸素濃度処理（脱酸素剤）を選択した³。エスカルフイルム⁴に脱酸素剤⁵を封入し、熱圧着にて密封した後、温度20度を保てる場所で14日間安置した。



写真3 低酸素濃度処理の様子

2.1.3 ヨブスマソウの加工

低酸素濃度処理が終了した後、茎の乾拭きと吹き口の加工を行った。本イベントでは北海道の演奏方法で行うため、カッターを用いて茎を斜めに削いだ。来館者の安全のためカッターを用いての作業は職員が行い、2mを超えるヨブスマソウは適当な長さにカットし短くした。

2.1.4 広報

広報は当館 HP、Facebook で行ったほか、当日は館内に看板およびサイネージを設置した。



写真4 当館 HP



写真5 Facebook



写真6 看板



写真7 サイネージ

2.2 実施

プログラムの内容は以下のとおりである。

【タイトル】アイヌの草らっぱを吹いてみよう

【開催日】2025年8月3日

【開催場所】当館交流室




【所要時間】40分

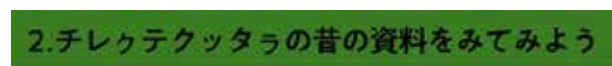
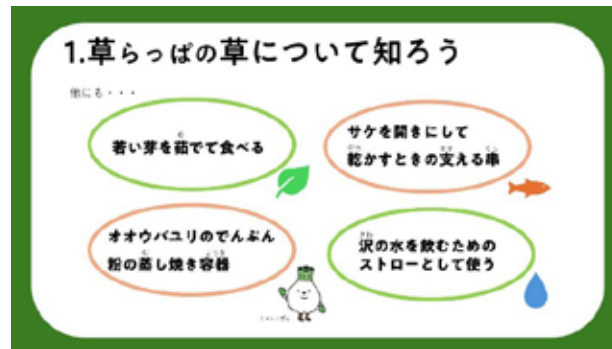
【参加人数】25人

イベントの構成は導入、展開①（聞いて学ぶ活動）、展開②（鳴らして学ぶ活動）、まとめとした。展開①はヨブスマソウの植生やアイヌ語表記、水を使った遊び方や植物の利用方法、歴史資料を荒川・木幡の対話形式でスライドを用いて解説し、②は参加者が実際にヨブスマソウを鳴らす活動とした。ヨブスマソウおよびスライド資料は持ち帰り可能とした。

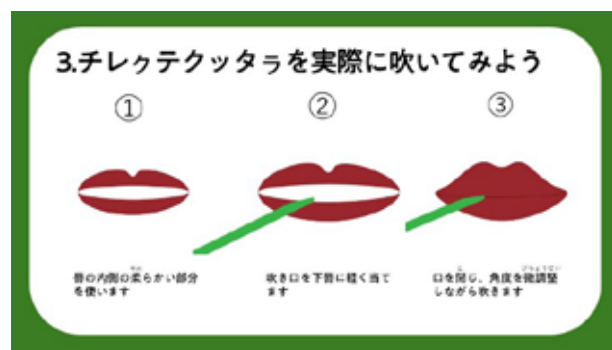
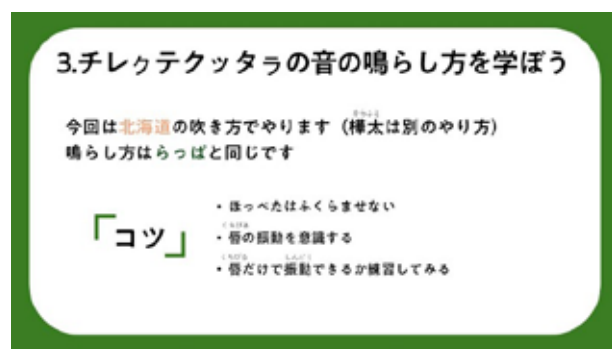
表1 イベントの内容スライド及びねらい

構成	使用したスライド	ねらい
導入		イベントの見通しを持つ

		<div data-bbox="424 241 692 580"> <h3>今日やること</h3> <p>チレツテクッタについて知り、楽器を鳴らしてみよう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 草らっぱの草について知ろう 2. チレツテクッタの音の資料をみてみよう 3. チレツテクッタの音の鳴らし方を学ぼう 4. チレツテクッタを実際に鳴らしてみよう <p>らっぱは持ち帰ることができませんよ</p> </div> <div data-bbox="424 607 1018 938"> <h3>おやくそく</h3>  <p>写真撮影、録音、録画はしない (演奏体験時のみ可) 草で人をたたかない 草をもって展示室に行かない</p> </div>	
<p>展開</p>	<p>草らっぱの草について知ろう</p>	<div data-bbox="424 999 1023 1319"> <h3>1.草らっぱの草について知ろう</h3>  <h4>ヨブスマソウ</h4> <p>キク科コウモリソウ属 北海道、本州（北関東以北）、南千島、サハリンに生えている。 茎の高さが2m以上になる。 茎の中は空洞になっている。 葉は幅の広い三角状で大きい。 8月ごろに花が咲く。</p> </div> <div data-bbox="424 1357 1023 1688"> <h3>1.草らっぱの草について知ろう</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <h4>水</h4> <p>ワッカクトウ (漢語、支那) ワッカクツツ (漢語、支那) ワッカクツツラ (古名、支那、上江) ワッカクツツラ (漢語)</p> <p>ベクトウ (漢語、支那) ベクトウ (古名) ベクトウ (古名、支那) ベクトウ (漢語) ウエルンクトウ (漢語、支那)</p> <p>ワッカ 水 クツツ 筒 ク 鼓 ベフ 川 ウオル 水</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <h4>楽器</h4> <p>レツクツツラ (漢語、支那) チレツテクッタラ (漢語)</p> <p>チ、レツツ、クツツ、 儀々が鳴らす音</p> </div> </div> </div> <div data-bbox="424 1727 1023 2058"> <h3>1.草らっぱの草について知ろう</h3>  </div>	<p>ヨブスマソウの 植生を知る</p> <p>ヨブスマソウの アイヌ語表記を知る</p> <p>ヨブスマソウを使った 水遊びを知る</p>



札幌市立博物館(1859)蝦夷地図説(札幌市立博物館蔵)



チレクテクッタラの昔の資料をみてみよう

チレクテクッタラの音の鳴らし方を学ぼう

チレクテクッタラを実際に吹いてみよう

ヨブスマソウの様々な利用方法について知る

蝦夷漫画に描かれているヨブスマソウの記述を探す

ヨブスマソウの演奏方法の地域差を確認する

ヨブスマソウを実際に演奏する

まとめ

今日やったこと

チレツェクッタラについて知り、楽器を鳴らしてみよう

- 1 草らっぱの草について知った
- 2 チレツェクッタラの音の資料をみた
- 3 チレツェクッタラの音の鳴らし方を学んだ
- 4 チレツェクッタラを実際に鳴らしてみた

イヤイライケレ



らっぱは持って帰ってもいいよ！

参考文献
 佐藤孝夫・小竹隆正・久保秀典(1995)北海道山部回廊系植物
 分布調査誌(385)蝦夷地系
 渡辺イ子(1995)アイヌ植物誌 草類編
 知床国立公園(1976)知床系自然保護区植物誌1、平凡社
 春アイヌ語彙記については図説レギュレーションに
 合わせています。



イベントで学んだことを確認する



写真8 当日の様子



写真9 当日の様子

2.3 反響

イベント実施後、アンケートを17枚（参加者数は25人）回収した。

表2 アンケート結果

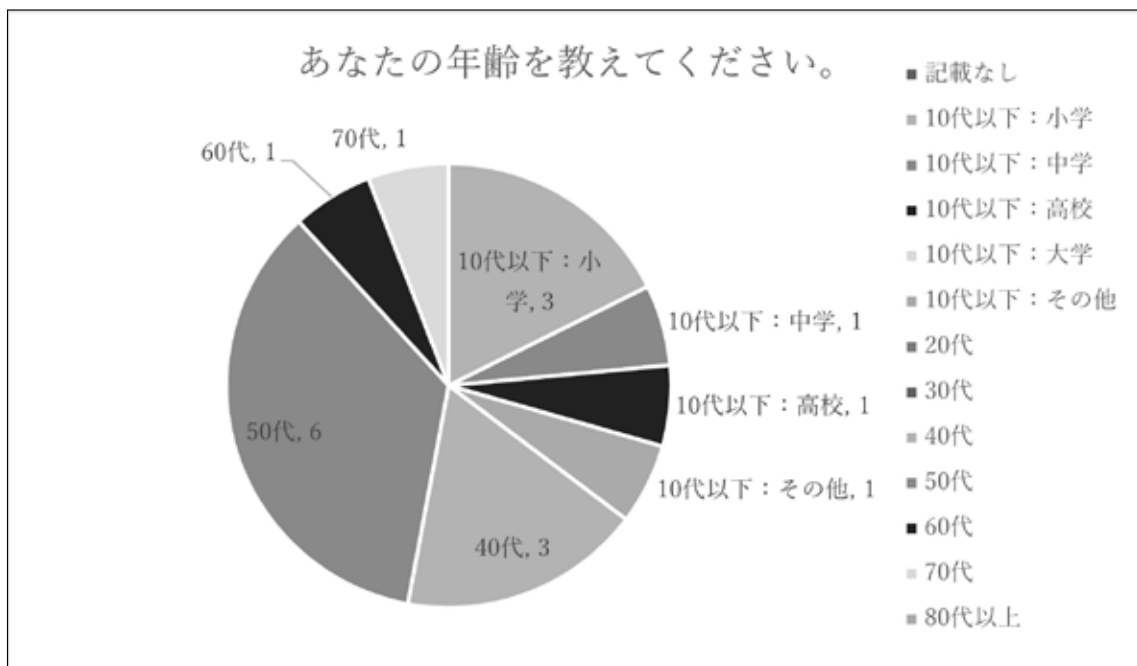


表3 アンケート結果

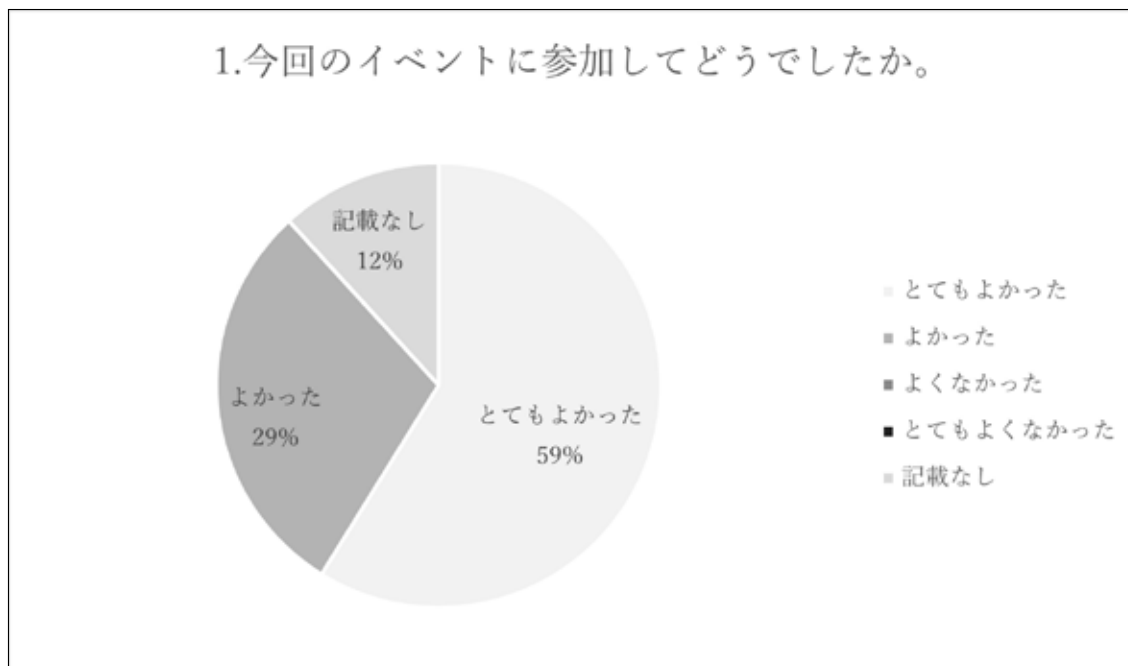


表4 アンケート結果

1. のように答えられた理由を教えてください。(自由記述)

- 体験できる点。草の他の用途についても知ることができた。
- 体験と知識が得られた
- 楽しかった
- 良い経験になりました。
- 上手にたのしくふけたから。
- チレクテクッタラをゆっくりわかりやすく教えてくれたのでよかったです。体験もできてよかったです。
- 説明がわかりやすく、新しい知識を得た
- うまくできたから
- 体験型で楽しめた
- 体験したことのない経験ができたため。
- アイヌ文化の一つにふれられた

表5 アンケート結果

今回のイベントで最も印象に残ったことを教えてください。(自由記述)

- 実演できた事
- チレクテクッタラがどういうものか、写真や動画でくわしく説明されていて特徴がよくわかった。解説者がゆっくり一語一語話してくれてとてもわかりやすかった。2人での対話しての説明も良かった。何よりも皆で楽しく一体感が生まれたのがいいと思う。
- 楽しかったです。
- 実際に音を鳴らすことができてよかったです。
- お子さんが楽しく取り組んでいた
- しっかりふけてはくしゅされた
- 自分は出来そうになかった。子供は上手だった
- 草っぱらの吹き音
- 鳴らすのが難しかったです。初めて草らっぱのことを知り、勉強になった。

参加者の年代は、10代以下と50代の参加者が最も多く、ともに全体の約35%であった。夏休み中の開催であり、HP、SNSでの事前告知や当日の館内広報を行ったため、幅広い年代の参加につながったと思われる。

プログラムの満足度に関する項目では、未記入を除く全員が「とてもよかった」または「よかった」と回答した。その理由について自由記述回答では「体験したことのない経験ができた」「上手にたのしくふけた」「実際に音を鳴らすことができよかった」といったコメントが見られた。チレクテクッタラに触れ、演奏するという体験型のイベントを参加者に提供できたと考えられる。

また、「ゆっくりわかりやすく教えてくれたのでよかった」「写真や動画でくわしく説明されていて特徴がよくわかった」「初めて草らっぱのことを知り、勉強になった」というコメントが見られた。木幡と荒川の対話形式の説明を行ったことで、わかりやすく楽しめる工夫と配慮ができ、満足度につながったと考えられる。

このように、聞いて学ぶ活動と自ら体を動かして学ぶ活動の両方の活動を取り入れたことで、知識と体験の両面からアイヌの多様な音文化に触れられるイベントとなったのではないかと考えられる。

3. 今後の展望

アイヌ民族が伝統的に用いてきた楽器には、当館が所蔵する竹製および金属製の口琴やトンコリのほか、本稿で取り扱ったヨブスマソウ、草の葉を用いた口琴など多様な種類が存在する。その中で、特に草らっぱに関しては現存する実物の楽器は極めて少ない現状がある。資料の収集はもちろんのこと、楽器を復元する枠組みの構築は、意義のある重要な取り組みであると考えられる。さらに、伝統的な楽器を再現し普及していくことは、単に収蔵資料を充実させるだけでなく、サウンドスケープ⁶も含めて再現・回復し得る可能性があると考えられる。当館としても、単なる視覚情報に依拠した展示や普及のみならず、どのように音を出し、どのような音が出るのかという聴覚へのアプローチや、どのようなときに、何のために、どのような環境で音を出すのかというサウンドスケープへの視点も今後必要になってくるだろう。これらの楽器の再現を積極的に推進し、アイヌの音文化の継承と普及に

資する事業を展開していくことが望ましいと考える。

また、「伝承」「研究」「普及」という文化資源活用のサイクルの観点からは、民族共生象徴空間全体の管轄の壁を越えた連携が求められる。今後も公園とのさらなる連携と教育プログラムの充実を図っていきたい。

【謝辞】

イベントの実施、本稿の執筆にあたり、ご協力いただいたすべての方に御礼申し上げます。

イベントの実施にあたって、八幡巴絵氏、大江克己氏にご協力いただきました。イベント中の蝦夷漫画の画像利用に際しましては松浦武四郎記念館にご協力を賜りました。ご助力に心より感謝いたします。

また、イベントの様子は栢谷隆男(2025)「ますや先生 世界の笛文化を語る 第6回『アイヌ民族の笛～草らっぱ《チレカレツ》』」「奏でる！ シリーズ 季刊リコーダー 2025 秋号 (Vol.57)」に掲載されました。記して感謝申し上げます。

注

- 1) 当楽器の日本語名称については、「草の茎の笛」(北原 2015)のように笛としているものと、「ラッパ草」(福岡 1995: 59)のようにらっぱとしているものの2つがあるが、当楽器がリップリードによって音が出る楽器であるため、らっぱという言葉を用いた方が分かりやすいと考え、本イベントでは「草らっぱ」と表記した。
- 2) 「楽器」の指す定義については『国立アイヌ民族博物館におけるニヅフの音具資料—カリニを中心に』より「1.3 紹介する資料の範囲と方法」のような検討を行った(荒川 2026)。その上で、本稿ではイベントの趣旨や内容に照らして「楽器」という一般的な言葉を用いた方が分かりやすさにつながると判断したため、イベントの広報や解説においては「楽器」で統一した。
- 3) 低温処理も選択肢としてあったが、ヨブスマソウの長さが当館の冷蔵庫の大きさを超えるため除外した。
- 4) 三菱ガス化学トレーディングのエスカル[®]ネオを使用。
- 5) 三菱ガス化学トレーディングのRP剤 AEタイプを使用。
- 6) 音の風景のこと。R. マリー・シェーファーが提唱した概念であり、彼はランドスケープ(風景)と同じようにサウンドスケープがあると指摘した。

参考文献

- 荒川のみ
2026「国立アイヌ民族博物館におけるニヅフの音具資料—カリニを中心に」『国立アイヌ民族博物館研究紀要 第4号 2025』。
- 内田武志・宮本常一
1971『菅江真澄全集 第二巻』東京：未来社。
- 太田太郎
1951「アイヌの気鳴楽器」『東洋音楽研究』9: 60。

北原次郎太

2015『《シンリウレシバ(祖先の暮らし)》第5回 北方の楽器たち(2)
『月刊シロロ7月号』
<https://ainugo.nam.go.jp/siror/monthly/201507.html#01> (2025年10月18日閲覧)。

佐藤孝夫・小林隆正・久保秀樹

1995『北海道山菜図鑑』札幌：亜璃西社。

更科源蔵

1983『アイヌの童戯 更科源蔵アイヌ関係著作集Ⅷ』札幌：みやま書房。

更科源蔵・更科光

2020『コタン生物記I 樹木・雑草篇 新版』東京：青土社。

田邊尚雄

1925「樺太アイヌの音楽と舞踊」『國學院雑誌』31(1)(365):23。

1926「アイヌ人の音楽と舞踊」『日本音楽の研究』東京：京文社。

1927「樺太土人の音楽」『島国の唄と踊』東京：磯部甲陽堂。

千葉伸彦

2012「The reed pipe of the Ainu. アイヌの草笛(草ラッパ)
チレクテクッタラ」『YouTube』

<https://www.youtube.com/watch?v=d-rKgAb8GKo> (2025年12月24日閲覧)。

2023「ベヘクトゥ pehkutu チレクテクッタラ cirektekuttar アイヌの草ラッパ【実験】Ainu Grass Trumpets【Experiment】」『YouTube』

<https://www.youtube.com/watch?v=jBpzbHDeLys> (2025年12月24日閲覧)。

2023「雨の日にヨブスマソウを探す Looking for the 'Yobusuma-sou' plant on a rainy day.」『YouTube』

<https://www.youtube.com/watch?v=8h18wc5iiD8> (2025年10月18日閲覧)。

知里真志保

1976『知里真志保著作集 別巻I』東京：平凡社。

姫田忠義

1978『沙流川アイヌ・子どもの遊び』東京：民族文化映像研究所。

福岡イト子

1995『アイヌ植物誌』東京：草風館。

北海道教育委員会・NHK札幌中央放送局

1964『北方民族の楽器』東京：NHK放送文化財ライブラリー。

三浦定俊・佐野千絵・木川りか

2016『文化財保存環境学第2版』東京：朝倉書店。

R. マリー・シェーファー

2022『新装版 世界の調律 サウンドスケープとはなにか』鳥越けい子、小川博司、庄野泰子、田中直子、若尾裕訳、東京：平凡社。

国立アイヌ民族博物館 研究紀要 編集・査読の体制

『国立アイヌ民族博物館研究紀要投稿要領』（2021年7月1日制定）では、本紀要の編集方針・体制を以下のように定めている。

『国立アイヌ民族博物館研究紀要』投稿要領（2021年7月1日制定）より抜粋

（目的）

第1条 『国立アイヌ民族博物館研究紀要』（以下「紀要」という。）は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館が行う調査研究の成果を公表することを目的とする。

（審査）

第9条 投稿された原稿の掲載可否については、別に定める査読要領に基づいて、委員会または委員会が指定する外部専門家で審査のうえ決定する。

（倫理的配慮）

第15条 委員会及び投稿者・執筆者は、本紀要を発行するにあたり、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館理念、及び民族共生象徴空間の設立理念である「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重する」という理念を遵守すること、及び当館「研究行動に関する倫理規程」を遵守することが求められる。論文の内容が倫理的考慮を要する場合は、必ず論文に倫理的配慮をどのように行ったかを記載する。また、写真・図版等の著作権等使用許可に関しては執筆者が責任を負う。研究内容・手法に倫理的問題がある場合には、委員会において掲載不可とする。また後日判明した場合には掲載を取り下げるものとする。

『国立アイヌ民族博物館研究紀要査読要項』（2021年11月26日制定）では、本紀要の査読方針・体制を以下のように定めている。

（目的）

第1条 この要項は、国立アイヌ民族博物館（以下「当館」という。）が編集、発行する国立アイヌ民族博物館研究紀要（以下「紀要」という。）への掲載を目的に投稿された論文、研究ノート、資料紹介、事業報告及びその他紀要への掲載が適当と認められる文章（以下「論文等」という。）について、査読の方法、掲載基準等必要な事項を定めることにより、紀要の掲載内容の質を保証し、もって当館を含む民族共生象徴空間ウポポイの発展に資することを目的とする。

（査読者の匿名性）

第2条 原則として、査読者名は匿名とする。ただし編集委員会は、当該巻の編集終了後、紀要発行に際し、誌面で査読者を公開することができる。

（掲載基準）

第5条 紀要の掲載基準は以下のとおりとする。

(1) 編集委員会は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館及び民族共生象徴空間ウポポイが行う調査研究の成果として公表するにふさわしいと思われる内容の投稿を掲載する。

(2) 紀要に掲載される論文等について、研究倫理の遵守が徹底されていることを確認し、「先住民族であるアイヌの尊厳が尊重されること」を最優先事項として査読にあたる。

(3) 掲載の可否は、獨創性、新規性、整合性、資料的意義等から判断され、投稿に含まれる発見、資料、考察、分析等の学術的価値及び記録・資料的価値が共有される意義を考慮して判断する。

(4) 掲載後に自由で闊達な議論が交わされるよう、著者が論文などにおいて表明する見解を尊重し、建設的・客観的な批判や見解を表明する機会となることを重視する。

(5) 掲載原稿は、原稿の分量、参照文献表記の方法等について執筆要領を遵守し、字句表現等が適切なものでなければならない。

（原稿掲載の決定）

第6条 編集委員会は、査読者による査読意見を参考にしながら、前条各号に示された掲載基準に則して、原稿掲載を決定する。

2 原稿掲載の決定は、編集委員会委員の過半数の賛成によって行う。

なお、『国立アイヌ民族博物館印刷物等編集委員会設置要項』（2022年6月9日改正版）では、本誌発行について次のように定められている。

（検討事項）

第2条 編集委員会は、次の事項について検討する。

- (1) ニュースレター「アヌアヌ」の編集・発行に関すること
- (2) 研究紀要の編集・査読審査・発行に関すること
- (3) 調査研究報告書の編集・発行に関すること
- (4) 年報の編集・発行に関すること
- (5) その他、各種印刷物等発行及び公開に必要な事項について

（組織）

第3条 委員会は、次に定める委員長及び委員をもって構成する。

2 編集委員会は、事案ごとに次の委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 研究学芸部長
- (4) 事業課長
- (5) 研究学芸部室長

3 委員長は、館長をもって充てる。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

3 編集委員会の下に、各種印刷物等発行及び公開に関し専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて部会を設置することができる。

なお、紀要第4号の編集委員は以下の通り（肩書は2026年3月時点）。

館長 野本正博

副館長 内田祐一

副館長 吉野孝行

研究学芸部長兼資料展示室長 藪中剛司

研究学芸部 研究交流室長 森岡健治

研究学芸部 教育普及室長 北嶋由紀

研究学芸部 展示企画室長 関口由彦

事業課長 成田昭夫

紀要担当発行

研究交流室調査研究グループ：奥山英登・シン ウォンジ・田村実咲

National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Regulations

The “Guidelines for Submission to the National Ainu Museum Journal” (in Japanese/enacted on July 1, 2021) stipulates the editorial policy and system for this journal.

[tentative translation]

(Purpose)

Article 1.

The purpose of the Journal is to publish the results of research conducted by the Museum in accordance with the Museum’s founding philosophy of “respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people, promoting correct recognition and understanding of Ainu history and culture in Japan and abroad, and contributing to the creation and development of a new Ainu culture”.

(Review)

Article 9.

The Committee or outside experts designated by the Committee shall review and decide whether or not to publish the submitted manuscripts in accordance with the review procedures specified separately.

(Ethical Considerations)

Article 15.

In publishing this journal, the Committee and the contributors and authors shall be guided by the museum philosophy above, and the philosophy of the establishment of Upopoy National Ainu Museum and Park. The applicant is required to comply with the museum’s philosophy of “respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people” and with the museum’s “Code of Ethics Concerning Research Conduct”. If the content of the paper requires ethical considerations, description of how those considerations were taken is required to be written within the paper. In addition, authors are responsible for copyright and other permissions for the use of photographs, illustrations, and other materials. If there is an ethical problem with the research content or methods, the committee will reject the article for publication. If the ethical issues are discovered at a later date, the publication of the article will be withdrawn.

The “National Ainu Museum Journal Peer Review Guidelines” (in Japanese/ enacted on November 26, 2021) defines the review policy and system for this Journal as follows.

(Purpose)

Article 1.

These Guidelines shall apply to the National Ainu Museum (hereinafter referred to as “the Museum”). The following are the methods of peer-review and the procedures for the publication of articles, research notes, introductions to cultural resources, program reports, and other writings deemed appropriate for publication in the Journal (hereinafter referred to as “Articles”). The purpose of this regulation is to guarantee the quality of the contents of the journal and thereby contribute to the development of Upopoy, including the Museum.

(Anonymity of reviewers)

Article 2.

In principle, the names of reviewers shall remain anonymous. However, the Editorial Board may disclose the names of the reviewers in the journal after the completion of the editing of the volume of the Journal.

(Review Criteria)

Article 5.

The criteria for publication of the Journal shall be as follows.

- (1) The Editorial Committee shall publish the results of research conducted by the Museum and Upopoy, in accordance with the Museum’s founding philosophy of “respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people, promoting correct recognition and understanding of Ainu history and culture in Japan and abroad, and contributing to the creation and development of a new Ainu culture”.
- (2) The articles and other materials to be published in the Journal will be peer-reviewed to ensure that research ethics are thoroughly observed and that the editorial policy of “the dignity of the Ainu as an indigenous people is respected” is given the highest priority.
- (3) Acceptance or rejection for publication will be judged based on originality, novelty, consistency, material significance, among other criteria. It will also be taken into consideration that the academic value of the findings, materials, and analysis included in the article, as well as the significance of the resources and material.
- (4) To encourage free and vigorous discussion after publication, the views expressed by authors in their papers will be respected. The review will be based on a good will of providing an opportunity to express constructive and objective criticism and views.

(5) Manuscripts for publication should be written in compliance with the Guidelines for Writing Manuscripts in terms of volume, references, and should be appropriately worded.

(Decision to publish manuscripts)

Article 6.

The Editorial Board shall make a decision on the publication of a manuscript with the publication criteria indicated in the preceding article, while referring to the opinions of the reviewers.

2. The decision to publish a manuscript shall be made by a majority vote of the Editorial Committee members.

The “Guidelines for the Establishment of the Editorial Committee for Printed Materials of the National Ainu Museum “ (June 9, 2022), stipulates the following regarding the publication of this journal.

(Article 2.)

The Editorial Committee shall consider the following matters.

- (1) Matters related to editing and publishing the newsletter “anu anu,”
- (2) Matters related to the editing, peer reviewing, and publication of the Journal,
- (3) Editing and publishing research reports,
- (4) Editing and publishing annual reports,
- (5) Other matters necessary for publication and release of various printed materials.

(Organization)

Article 3.

The Committee shall consist of a chairperson and members as specified below.

- (1) Executive Director
- (2) Deputy Director
- (3) Director of the Research and Curatorial Department
- (4) Manager of the Administrative Division
- (5) Managers of Divisions at the Research and Curatorial Department

The chairperson of the committee shall be the director of the museum.

(Meetings)

Article 4.

1. The chairperson shall convene meetings of the Committee.
2. The Chairperson may, when necessary, request the attendance of relevant persons and hear their opinions.
3. The Editorial Committee may establish subcommittees under the Editorial Committee as necessary to conduct specialized studies and deliberations on the publication of various printed materials, etc.

The members of the Editorial Board of the Journal No. 4 are as follows (titles are as of March 2026).

NOMOTO Masahiro,	Executive Director of the Museum
UCHIDA Yu-ichi,	Deputy Director of the Museum
YOSHINO Takayuki,	Deputy Director of the Museum
YABUNAKA Takeshi,	Director of Research and Curatorial Department / Manager of Collection Management Division
MORIOKA Kenji,	Manager of Research Management and Exchange Division
KITAJIMA Yuki,	Manager of Museum Education Division
SEKIGUCHI Yoshihiko, Dr.,	Manager of Exhibition Planning Division
NARITA Akio,	Manager of the Administrative Division

Secretary for the Publication of the Journal

Research Management and Exchange Division : OKUYAMA Hideto, SHIN Wonji, TAMURA Misaki

本誌に掲載した論文等はすべて、当博物館ウェブサイト上で電子版を公開しています。

<https://nam.go.jp/>

本誌に掲載されている論文の内容は、すべて著者の文責によるもので、発行者・資金出資元の意向を反映するものではありません。各論文の著作権は各著者に帰属します。

国立アイヌ民族博物館

研究紀要 第4号 2025

2026年3月31日発行

編集 国立アイヌ民族博物館印刷物等編集委員会

発行 国立アイヌ民族博物館

北海道白老町若草町2丁目3番1号

<https://nam.go.jp/>

ISSN 2758-2760

非売品

© 2026 国立アイヌ民族博物館

All the articles published in this journal are available online at the museum website below.

<https://nam.go.jp/>

The content of articles published in this journal is solely the responsibility of the author(s) and does not reflect the intent of the publisher or funding source. The copyright of each paper belongs to the respective author(s).

National Ainu Museum Journal Vol.4 2025

March 31, 2026.

Edited and Published by National Ainu Museum

2-3-1, Wakakusa cho, Shiraoi, Hokkaido, JAPAN

<https://nam.go.jp/>

ISSN 2758-2760

Not for Sale

© 2026 National Ainu Museum